

○令和7年3月5日（水）

開会 午後 0 時 1 7 分

散会 午後 0 時 2 3 分

○出席委員（16名）

委員長	高橋紀博
副委員長	石川まさゆき
委員	横山啓一
委員	笠井まなみ
委員	中村みなこ
委員	江川あや
委員	小林ゆうき
委員	駒木おさみ

委員	沼崎雅之
委員	品田ときえ
委員	中野ひろゆき
委員	能登谷繁
委員	金谷美奈子
委員	高花えいこ
委員	安田佳正
委員	杉山允孝

○出席議員（1名）

予算等審査特別委員会委員長 佐藤 さだお

○説明員

副市長	中村 寧
環境部長	太田 誠二

教 育 長 野 崎 幸 宏

○事務局出席職員

議会事務局次長	林 上 敦 裕
議事調査課長補佐	小 川 智 之
議事調査課長補佐	浅 海 雅 俊

議事調査課主査	信 濃 孝 美
議事調査課主査	岡 本 諭 志

○高橋紀博委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会民生子育て文教分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

ここで、審査に入ります前に、若干のお願いを申し上げたいと思います。

本分科会に分担を受けております案件は、先ほどの予算等審査特別委員会で決定されましたとおり、議案第44号の分担部分、議案第45号、議案第48号ないし議案第51号、議案第54号、議案第61号の分担部分、議案第63号の分担部分、議案第64号の分担部分、議案第67号ないし議案第82号及び議案第85号ないし議案第94号の令和7年度旭川市各会計予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上36件であります。

本分科会におきましては、分担を受けております各号議案に対する質疑のみを行うことになっておりますので、御了承願います。

なお、予算等審査特別委員会において総括質疑の御意向がある場合は、本分科会における質疑の中で、その旨、御発言いただきますようお願いいたします。

次に、本分科会の開催日につきましては、本日を含め、3月10日から14日まで、17日及び18日の以上8日間ですが、この日程の中で本分科会の質疑を終了することになっておりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

ここで、各号議案に対する質疑の方法について御相談させていただきたいと思います。

質疑の方法につきましては、この際、正副委員長としての案をお示ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高橋紀博委員長 それでは、正副委員長といたしましては、分担議案を所管ごとに2つに区分し、まず、民生常任委員会所管分、次に、子育て文教常任委員会所管分の順で質疑を行っていききたいと思います。

そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高橋紀博委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

次に、発言方法についてであります。発言される際は、必ず委員長の許可を得た上で発言されるようお願いいたします。

また、理事者においては、明確に職名をもって発言の許可を得られますようお願いいたします。

なお、理事者からの反問につきましては、その趣旨を説明の上、発言の許可を得ることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、資料要求についてであります。既に提出されました関係資料につきましては、委員各位に配付されているわけですが、さらに、本分科会として審査に必要な資料がございましたら、できるだけ早めにお申出をお願いいたします。

ここで、特に資料の要求がございましたら、お受けいたしたいと思います。

御要求はございますか。

○品田委員 旭川市環境基金の積立金内訳とその積立額、それから、取崩し額及び充当事業の推移

が分かるものをお願いします。

○高花委員 環境部にお願いいたします。

ごみ処理手数料減免者の指定ごみ袋支給枚数について分かる資料をお願いいたします。

○高橋紀博委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後0時20分

再開 午後0時21分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

ここで、御要求のありました資料につきまして、提出の可否と時期について、理事者に発言を求めることといたします。

○太田環境部長 ただいま品田委員さんから要求のございました旭川市環境基金の積立額、取崩し額及び充当事業の推移が分かるもの並びに高花委員さんから要求のございましたごみ処理手数料減免者の指定ごみ袋支給枚数が分かるものにつきまして、いずれも次の委員会開催時まで提出させていただきます。

○高橋紀博委員長 ただいま御要求があり、提出可能な資料につきましては、予算等審査特別委員会の資料といたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次回の分科会は、民生常任委員会所管分科会から質疑に入りますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、3月10日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

散会 午後0時23分

○令和7年3月10日（月）

開議 午前10時00分

散会 午後5時00分

○出席委員（16名）

委員長	高橋紀博	委員	沼崎雅之
副委員長	石川まさゆき	委員	品田ときえ
委員	横山啓一	委員	中野ひろゆき
委員	笠井まなみ	委員	能登谷繁
委員	中村みなこ	委員	金谷美奈子
委員	江川あや	委員	高花えいこ
委員	小林ゆうき	委員	安田佳正
委員	駒木おさみ	委員	杉山允孝

○出席議員（1名）

予算等審査特別委員会委員長 佐藤 さだお

○説明員

副市長	中村寧	保健所次長	渡辺顕久
副市長	梶井正将	保健所保健予防課長	阿保理恵子
税務部長	金澤匡貢	保健所保健予防課主幹	山本政俊
税務部税制課長	飯森徹	動物愛護センター所長	俵達也
福祉保険部長	川邊仁	環境部長	太田誠二
福祉保険部保険制度担当部長	高田敏和	環境部次長	松野郷正文
福祉保険部次長	鈴木裕幸	環境部次長	澤渡武士
福祉保険部福祉保険課主幹	尾藤真紀	環境部廃棄物処理課長	尾藤正史
福祉保険部国民健康保険課長	堀江祐一	病院事業管理者	青木秀俊
福祉保険部長寿社会課長	宮川浩一	市立旭川病院事務局長	木村直樹
福祉保険部障害福祉課長	水上明子	市立旭川病院事務局経営管理課長	吉田朋生
福祉保険部障害福祉課主幹	宮川智美	市立旭川病院事務局医事課長	江渕賢一
福祉保険部生活支援課長	高桑和寿	市立旭川病院事務局地域医療連携課主幹	古川雄輔
保健所地域保健担当部長	田村司		

○事務局出席職員

議会事務局次長	林上敦裕	議事調査課主査	岡本諭志
議事調査課長補佐	小川智之	議事調査課書記	高橋理恵
議事調査課主査	信濃孝美		

○高橋紀博委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会民生子育て文教分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、ただいまのところ 15 名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に、笠井委員から遅れる旨の届出があります。

ここで、過日の分科会で、品田、高花両委員から要求のありました 2 件の資料につきましては、委員各位に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明は必要でしょうか。

(「要りません」の声あり)

○高橋紀博委員長 それでは、資料の説明につきましては省略させていただきます。

ここで、特に御発言はございますか。

○江川委員 1 件、資料要求をお願いします。

福祉保険部に 1 点お願いします。障害児通所等に関する支給決定者数、実利用者数、そして決算額の推移、過去 5 年間の推移が分かるものをお願いします。

○中野委員 急遽で申し訳ありませんが、私からも資料要求をさせていただきたいと思います。

福祉保険部に令和 2 年度から令和 7 年度予算案までの扶助別で生活保護費の推移が分かるものを資料としてお願いしたいと思います。

○高橋紀博委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 01 分

再開 午前 10 時 02 分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

ただいま、江川、中野両委員から御要求のありました資料につきまして、提出の可否と時期について、理事者に発言を求めることといたします。

○川邊福祉保険部長 江川委員から要求がございました障害児通所等に関する支給決定者数、実利用者数、決算額の過去 5 年間の推移が分かる資料並びに中野委員から要求がございました生活保護費の令和 2 年度からの扶助別の推移が分かる資料につきましては、それぞれの委員の質疑の前までに提出をさせていただきます。

○高橋紀博委員長 ただいま御要求がございました資料につきましては、予算等審査特別委員会の資料といたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

それでは、議案第 44 号の分担部分のうち民生常任委員会所管分、議案第 45 号、議案第 49 号、議案第 51 号、議案第 54 号、議案第 61 号の分担部分、議案第 63 号の分担部分、議案第 64 号の分担部分、議案第 67 号ないし議案第 82 号、議案第 91 号のうち民生常任委員会所管分及

び議案第94号の以上26件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○沼崎委員 おはようございます。

本日から予算等審査特別委員会分科会ということで、暮らしの安心と未来への投資両立予算ということで、予算案を見ると、様々な取組がたくさん入っているなと思いますが、分科会ということで細々とした気になる点等をこれからお伺いさせていただければと思います。

それでは最初に、介護予防高齢者聞こえ支援事業費についてお伺いいたします。

難聴が予防可能な認知症の原因の第1位と言われていることから、高齢者のQOL向上であるとか健康寿命延伸という今津市長が掲げている大きなテーマとの関連でも非常に重要な政策と存じます。

この事業は今年度からモデル事業として始まったものですが、ただ単に補聴器の購入費用を補助するというばらまきの手法ではなくて、耳鼻咽喉科医の診断を受け、かつ、テクノエイド協会が認定する認定補聴器技能者がいる店舗から購入するという条件をつけることで、本当に必要な患者さんにアフターケアも含めて、きちんと対応してくれる販売店での購入を補助するという仕組みになっているものと認識しています。

東京都港区が先駆的に始めた方式であって、2019年に国会で立ち上がった難聴対策推進議員連盟というのがあるんですが、その活動と歩調を合わせて港区でまずは実現したというもので、非常によい取組だと思っておりましたので、私も市議になった後、最初の委員会視察、一昨年の民生常任委員会の委員会視察で石川まさゆき副委員長、安田委員、能登谷委員とともに現地を訪れていろいろとお話を伺いまして、また、その後、一般質問その他で旭川市での導入も求めてきたところ、令和6年度からモデル事業で実施されることになったということで、まず、実現に向けて御尽力された皆様に改めて感謝申し上げます。

そこでまず、1問目ですが、令和7年度はモデル事業として2年目の実施となるのだと思いますが、その事業概要についてお聞かせください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 介護予防高齢者聞こえ支援事業費につきましては、聴力低下により日常生活を営む上で支障がある高齢者に対し、補聴器購入費の助成を行うとともに、介護予防に資する活動への参加を促すことにより、高齢者福祉の増進に資することを目的としております。

令和7年度は、令和6年度と同様、モデル事業として取り組むこととしており、より効率的に補聴器の利用による介護予防への効果等を検証するため、購入費用の一部を助成する対象者数について、令和6年度の50人から令和7年度は100人に拡充することを予定しております。

なお、事業に要する費用として524万7千円を計上しており、財源は全額が特定財源となっております。

○沼崎委員 概要について、よく分かりました。

この事業について、市民の方々から大変よい事業だというお声を聞いておりまして、また、申し込んだんだけど、採用されなかったというような、反響も非常に大きいなという印象でございました。今回は対象者数を拡充することなので、私の身近なところだけでなく、やっぱり市全体で反響も大きかったんじゃないかなというふうに拝察いたします。

1年間、モデル事業を実施してみてどうだったのか、令和6年度の取組についての市としての評価についてお聞かせください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 評価について現時点で整理しているものはありませんが、本事業は効果の検証を目的としていることから、補聴器の装用前後における変化を把握するため、参加者に対して購入前後でそれぞれアンケート調査への御協力をお願いしているほか、医療機関や補聴器に係る専門知識を有する方などからの御意見も伺うことを予定しております。

それらの内容を参考としながら、補聴器の利用による介護予防への効果等に係る評価を行ってまいりたいと考えております。

○沼崎委員 アンケート調査であるとか専門家からのヒアリングを行うということでした。

東京都港区からも学んだことですが、しっかり、効果のある制度にしようということをつくったこの仕組みですので、やはり、事後の検証というものが重要だと思っております。

耳鼻咽喉科の先生方にお話を伺うと、特に、購入した補聴器を実際にちゃんと継続して使っているかどうか重要であるという御意見が多々あります。

これは昨年の分科会でも述べたことですが、補聴器というのは専門の補聴器技能者の調整を受けながら時間をかけて個々人に合わせていくものでして、眼鏡なんかだと、かけたその瞬間から視界がよくなりますけれども、補聴器は、つけたその瞬間からよく聞こえるようになるというものではなくて、個々人の聞こえ方、例えば、聴力がどのくらいあるとか、高い音が聞きにくい人、低い音が聞きにくい人など、いろいろとありますので、そういうことに合わせたフィッティングと呼ばれる専門的な調整を認定補聴器技能者にしてもらって、使いながら慣らしていくため、なじむのに数週間から数か月かかると言われております。

また、聞こえ方のほかにも、最近の補聴器は非常に高性能で、騒音抑制機能とか、メモリー機能といって、屋内か屋外か、あるいは、がやがやしているところか静かなところかなど、使用環境に合わせて自動で補聴器が聞こえ方を最適化してくれる機能があったりですとか、スマホとワイヤレス接続をして、なくしちゃったときの位置情報を検索できたり、いろいろと便利な機能があるんですが、やっぱり、高齢者の方だと一気に覚えるのはなかなか難しいので、相談しながら覚えていて、そして、生活の質が向上するということもあります。

逆に、きちんとしたアフターケアがなければ、つけていても快適じゃない、うるさいということで、補聴器を買ったけど、全然使っていないというケースもこれまでに多々あるようで、売りっ放しのあまりよくない業者さんなんかもいて、昨年の分科会でももろもろ申し上げましたが、消費者センターへの苦情も結構多い分野であります。そういうことのないように港区方式に倣った制度になっているわけですが、実際に計画したとおりに進むかどうか、調査が大切だということでございます。

そこで、お伺いします。

アンケート調査を行うということでしたが、それはどのような調査なのでしょうか。

東京都港区でも区の助成を受けて補聴器を購入した人にアンケートを実施してまして、そこでは、補聴器の使用状況や購入後に耳鼻咽喉科医や認定補聴器技能者に使用方法等を相談したかどうかを尋ねる項目があります。こうしたことを確認していくのが必要だと思いますが、旭川市で行うアンケート調査の内容についてお聞かせください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 購入前及び購入後のアンケート調査につきましては、補聴器の装用前後における会話時のストレスや外出機会の頻度などの変化を把握するため、調査項目の多くは共通となっておりますが、購入後のアンケート調査については、定着状況を把握するため、購入した補聴器を日常生活で使用していますかという項目を設けております。

令和7年度におきましては、助成対象者の拡大を予定しておりますことから、効果等の検証に向けて、購入前及び購入後のアンケート調査の調査項目について、御指摘の内容も含めて追加等を検討してまいります。

○沼崎委員 よろしく御検討くださいますようお願いいたします。

この項目の最後に、モデル事業として実施した後の本格実施に向けた課題について、市の認識をお聞かせください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 補聴器の購入助成は、令和6年度からモデル事業として開始し、より効率的に補聴器の利用による介護予防への効果等を検証するための対象者数の拡充や介護予防としての効果を期待する取組の充実等を進めている段階であり、課題の整理には至っておりませんが、補聴器についてはお困りになっている日常生活の場面などによって効果の感じ方も異なることも推察されることから、使用に当たっては、そのような特性を理解していただくことや難聴を予防するために耳を大切にすることを心がけていただくなど、意識の醸成がなされることも必要であると考えております。

○沼崎委員 今後、課題を洗い出すということと、あとは総合的な難聴対策が必要であるということでした。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

本件に関してはこれで終わりとさせていただきます。

続きまして、スマートウエルネス推進費についてお伺いさせていただきます。

まずは、令和5年度に策定したスマートウエルネスあさひかわプランの取組と進捗状況についてお聞かせください。

○渡辺保健所次長 スマートウエルネスあさひかわプランでは、副題を「歩く」ことから始める健幸づくりとし、これまで、あさひかわ健幸アプリの活用をはじめ、ウォーキングスポットの普及や各種イベントと連携したウォーキングイベントを開催するとともに、市民の健康意識の向上のため、測定スポットとして市有施設に体組成計を設置し、健康測定会を開催してまいりました。

特に、令和6年度から運用を始めたあさひかわ健幸アプリは1万人以上の市民に活用いただくとともに、アプリ利用者の平均歩数が4月から10月にかけて5千歩以上の割合が約3%増加するといった効果が見られたところでございます。

これまでの取組により、歩くことを日常生活に取り入れ、市民の健康意識の向上を図ることについて、一定程度、進展してきたものと考えております。

○沼崎委員 あさひかわ健幸アプリについては、歩数が増えるとか、結構いい流れが出ているということでした。

私の身の回りでもこのアプリの利用者がすごく多いなというふうに感じていまして、高齢者でもスマートフォンにアプリをダウンロードして、なかなかこれがなかったらアプリのダウンロードとかもやろうとは思わなかったんだけどってことで、人に聞いてダウンロードをして、楽しんで歩数を伸ばしているという方が私の身の回りでも結構いて、また、ラジオ体操でもポイントがつくよう

になったということからラジオ体操関係者の中でも非常に人気があるということで、非常に評判がいいんだなというふうに感じております。

市として把握していることを教えていただきたいのですが、これまでの取組について、市民の反応はいかがでしょうか。

○渡辺保健所次長 昨年11月にアプリの利用者アンケートを実施しておりますが、2千人弱の回答があった中で、約8割の方が市の健康づくりに係る情報を知ることができたとの回答が得られたところでございます。

また、アプリを利用した効果として、歩数増加以外にも、体重や血圧の適正化や健診受診につながるといった効果を感じている方がいることも分かりました。また、アプリのプッシュ通知を活用した本市や関係団体等が主催する健康関連イベントの周知では、通知を見てイベントを知った方にも会場に足を運んでいただき、来場者数の増加につながりました。

このほか、市民の方から直接お聞きする声としては、アプリが歩くことの励みになっている、健診の情報を知ることができたなどといったお声をいただいております。

一方で、これはアンドロイドの一部端末においてでございますが、歩数計アプリとの連携の不具合も発生しており、利用を継続していただくため、今後も丁寧な説明と操作支援が必要であると感じているところであります。

○沼崎委員 今のお話を伺って、非常によい成果が上がっているのだなということが分かりました。

来年度はスマートウェルネスあさひかわプランの最終年度ということですが、次期プランの方向性についても伺いたいと思います。

スマートウェルネスあさひかわプランの当初の概要を読みますと、保健医療分野の計画や取組だけで個人の健康増進等を図るのではなく、本市が策定する様々な計画に基づく取組に健幸づくりの視点を取り入れ、分野横断的に取り組みますというようなことを掲げていて、非常に素晴らしい理念で策定されたものだという認識であります。

その一方で、実際に何をやるのかというと、まずは歩くことから始まる健幸づくりということで、身体の運動をまずは増やすという現実的な目標からスタートしたのだなということで、最初のスタートのときにちょっとスモールスタートじゃないかということを私は言ったんですけど、実際には結構いい成果が上がっていることで、よかったというか、すみませんでした。

今回のプランはいい流れにあると思うんですが、次期プランにおいてはどのような方向性なのか、ぜひお聞かせください。

○渡辺保健所次長 これまで、アプリを活用し、日常生活活動の中で歩くことを意識してもらうことに注力してまいりました。さらには、イベントの周知やポイント付与といったインセンティブにより、外出や活動を促す取組、期間限定の歩数ミッションにより歩数増加の取組を進めてまいりました。

今後、プランの取組を充実させていくためには、個人の活動からグループや企業といった集団での活動につなげていくことや活動を社会参加に広げていくことができれば、まちの健幸づくりや生きがいといった健やかで幸せと書く健幸の幸の部分にもつなげていくことができるのではないかと考えております。

次年度の次期プラン策定に当たっては、これまでの取組はもとより、暮らしやまちの健幸づくり

も意識しながら、附属機関や懇談会等で御意見をいただき、新たな取組を検討してまいります。

○沼崎委員 より一層、ブラッシュアップされたプランの策定に期待しております。

この項目としては以上でございます。

続いて、自殺対策についてお伺いさせていただきます。

まずは、自殺対策に係る予算計上額と事業概要をお聞かせください。

○渡辺保健所次長 自殺対策の取組に関わる予算と事業の概要についてですが、4款1項2目、地域精神保健活動費416万3千円のうち、自殺対策に関わる予算として46万5千円を計上しており、第2次自殺対策推進計画に基づき、ゲートキーパー養成研修、自殺対策研修会、自死遺族支援等の人材育成や普及啓発等の事業を実施しております。

地域精神保健活動費のうち、自殺対策に関わる事業の過去3年度の当初予算額の推移は、令和4年度は40万2千円、令和5年度は58万9千円、令和6年度は49万9千円となっております。

○沼崎委員 今お伺いしたところ、令和5年度に予算が増えた後に令和6年度から年々減っているようですが、それに何か理由はあるのでしょうか。

○渡辺保健所次長 令和6年度以降の予算計上額の減少についてですが、まず、令和5年度は、パソコン、携帯電話、スマートフォンから簡単な質問に答えていただくことで今の心の状態をチェックできるシステムであるこころの体温計の導入費用とシステム管理委託料を新たに計上しておりましたが、令和6年度は、こころの体温計の導入費用が不要となったこと、また、令和5年度に実施した第2次自殺対策推進計画の策定作業を終えたことから、前年度より予算減となっております。また、令和7年度は、主に有料施設で実施していた研修の会場を新庁舎の会議室に見直したことや消耗印刷費の見直しをしたことなどの理由により、前年度より予算額が減少したものでございます。

○沼崎委員 事務的な費用の変動などということで、何か政策的な意図による減少ではないということが分かって安心いたしました。

さて、全国的な自殺者数の動向が、平成10年、1998年以降、景気の悪化もあって、年間3万人以上で推移しており、何か、湾岸戦争での戦死者よりも多いなんて言われています。ピーク時には3万5千人弱と非常に深刻な状況だったんですが、平成18年、2006年に議員立法で自殺対策基本法が成立して以降、様々な取組が進んで、平成22年、2010年以降は減少傾向となっていて、現在は2万人程度で推移をしております。その一方で、小中高校生の自殺というのが最近は増加し続けていて、2024年の暫定値では527人と過去最多を更新しています。

こうした情勢を踏まえて、国においては、議員立法で自殺対策基本法を改正して、子ども、若者の自殺対策を強化しようという動きも現在ございます。

そこで、旭川市の情勢は今どうなっているのかをお伺いします。旭川市の自殺者数の推移と傾向についてお聞かせください。

○渡辺保健所次長 本市の自殺者数の推移でございますが、毎年1月から12月までの1年間の統計データである厚生労働省の地域における自殺の基礎資料によりますと、令和2年は62人、令和3年は64人、令和4年は68人、令和5年は66人、令和6年は暫定値で50人となっており、令和6年は、暫定値の段階ではありますが、過去4年間の平均である65人に対し、約23%減少しております。

次に、本市の自殺の傾向についてですが、性別は、全国の傾向と同様に男性のほうが多く、令和

6年は約7割が男性となっており、年代別では壮年期と高齢期が高い傾向にあります。また、厚生労働省の地域における自殺の基礎資料では、自殺の原因、動機を7つに分類し、自殺者1人に対して4つまで計上可能としておりますが、本市においては、例年、おおむね同様の傾向で、負傷を除く上位3位までは、健康問題、経済・生活問題、家庭問題となっております。

○沼崎委員 傾向と推移について分かりました。

先ほども申し上げたように、子どもの自殺が全国では過去最多となって、国会においても法改正によって対策を強化するという動きになっておりますが、そうした中で、旭川市の若者の自殺者数の推移と原因についてお聞かせください。

○渡辺保健所次長 本市における若者の自殺者数ですが、厚生労働省の地域における自殺の基礎資料における20歳未満の数字で申し上げますと、令和2年は3人、令和3年は3人、令和4年は2人、令和5年は3人、令和6年は暫定値で5人となっております。

自殺の原因、動機につきましては、本市全体の状況として示されたものしかなく、年代別については把握しておりません。全国的な傾向になりますが、厚生労働省の令和6年度版の自殺対策白書によりますと、小中高生の自殺の原因、動機につきましては、負傷の割合が高く、学校段階が上がるにつれ、その割合は低下するものの、負傷以外で小中高生に共通して多く見られるのは家庭問題、健康問題、学校問題となっております。

○沼崎委員 続いて、伺います。

今、若者の自殺の数等を御説明いただきましたが、その対策について、こういったことをされているのか、お聞かせください。

○渡辺保健所次長 子ども、若者への自殺対策の取組についてですが、第2次旭川市自殺対策推進計画におきましては、令和4年10月に改定された国の自殺総合対策大綱を踏まえ、子ども、若者の自殺対策を進める上で欠かすことのできない基本施策の一つと位置づけております。

自殺対策の本質は生きることの支援であり、本市の子ども、若者への対策につきましても、精神保健分野のみならず、教育分野をはじめとした様々な分野で取り組んでいるところでありますが、精神保健分野においては、電話や面接による心の健康相談のほか、市内中学校の生徒を対象としたSOSの出し方に関する教育出前講座、高校生から大学、専門学校を対象とした自殺対策研修会、また、相談窓口を案内するカードを作成し、市内の中学3年生に配付するなどの取組を実施しております。

今後も、心の健康の保持に資する知識の普及啓発や、子どもや若者が悩みを抱えたときに適切に相談につなげることができるよう、相談先の周知を図る取組とともに、各部局や関係機関、団体ともに相談体制等の連携を図りながら、引き続き、子どもや若者への対策の推進に取り組んでまいります。

○沼崎委員 旭川市においても様々な取組を積極的に行っているということが理解できました。また、国でも、何か、今国会での法改正を狙っているというようなお話も聞きますので、それがもし成立すれば、市における取組もより一層進展するのではないかと思います。10代の死亡原因の第1位が自殺というのはG7で日本だけという、ちょっと目を覆いたくなるような状況ですが、それが早く改善されるように願っております。

この項目については以上で終わらせていただきます。

続きまして、予防接種費についてお伺いをいたします。

令和7年度予算の予防接種費11億9千459万1千円のうち、いろいろな取組をされていることが分かるんですが、前年度とは違い、制度改革があったワクチンも幾つかあると思いますので、まずはその内訳についてお聞かせください。

○阿保保健所保健予防課長 令和7年度の予防接種費の予算額11億9千459万1千円のうち、新たに制度改革された主なワクチンの内訳としましては、HPVワクチン分として8千727万円、帯状疱疹ワクチン分として1億438万7千円、新型コロナワクチン分として3億7千727万2千円となっております。

○沼崎委員 分かりました。

そのうち、まず、HPVワクチンについてお伺いをいたします。

HPVワクチンについては、従来から繰り返し述べていることですが、日本では2010年から国の助成事業として接種が始まって、2013年4月に予防接種法で定期接種化となったものの、その後、接種部位以外で持続する疼痛など、副反応を疑う症状に関する報道が流れて、それらの症状がワクチンによる副反応なのかどうかを調査するため、同年6月に積極的勧奨が一時差し控えられるようになったという経緯があります。

その後、科学的な検証によって因果関係は否定されて安全性が確認されました。これは、名古屋スタディとか、いろいろと有名ですけれども、今はネットで調べればすぐにこういった検証結果というのは誰でも分かるものでありまして、それで因果関係は否定されて、安全だったということで、2022年4月より積極的勧奨が再開されました。

子宮頸がんは、国内で年間約1万人が罹患し、約3千人が死亡するものです。命は助かっても、子宮を失ったり、抗がん剤や放射線など、つらい治療を長期間続けなければならないという病气があります。

また、ワクチンは要らなくて検診のほうが大事なんだというところでもないことを言う人も一部ではいますけれども、予防を目的とするワクチンと早期発見、早期治療を目的とする検診というのは車の両輪で、両方重要です。検診で早期発見できれば大して何もなく、家に帰れるのかといったらそうではなくて、子宮頸部円錐切除といって、子宮頸部を部分的に切除する手術を行うことで子宮の大部分を温存して、その後、妊娠、出産のチャンスを残すという選択肢もあるんですが、やはり、臓器の一部を切り取るわけですから、体調への影響というのはもちろんあるわけで、また、子宮頸部が短くなるので、妊娠しても早産のリスクが高まる可能性もあります。

なので、予防を目的とするワクチンの必要性を否定して、検診だけで十分だという主張は明らかに間違いです。特に、政治家が怪しげな情報に基づいて不安をあおったりして、若い人たちがちゃんとした医療にアクセスするのを妨害するようなことをするのは倫理的に許されないと私は思っております。

話を戻すと、ワクチンで予防可能なのだから、予防接種の実施主体である市町村の積極的な取組がなお必要であると考えております。8年間にわたって積極的勧奨が停止されていたため、正確な情報が対象者やその保護者に行き渡らなかったばかりか、ネットなんかだと科学的根拠のないデマ情報が結構多く出回ったりした悪影響で接種者数は積極的勧奨停止前に比べて少ない状況というふうに伺っています。しっかりと周知啓発をしていかなければならないと思います。

そこでも、伺います。

旭川市におけるHPVワクチンの接種状況とそれについて、市の認識をお聞かせください。

○阿保保健所保健予防課長 HPVワクチンの接種状況につきましては、令和6年度は、上半期で前年度の総接種回数である3千139件を超える3千209件となり、さらに、直近の令和7年1月末までで申しますと、5千152件とこれまでに最も多い件数となっております。

これらの状況を見ますと、接種をお考えの方に必要な情報を提供することで接種希望者が増えたものであり、こうした希望者が接種を受けられる機会を提供できたのではないかと考えております。

○沼崎委員 接種を希望するであろう方々にきちんと情報が届いて、接種回数が増えてきたということでした。これについては担当部局の皆様の真摯な取組の成果と、心より敬意を表します。

私から、YouTubeに広報動画を出したらどうかとか、食べマルシェの時期に合わせて駅前イオンの大型ディスプレイで動画を上映したらどうかとか、若干むちゃぶりに近い御提案をしたときにも真面目に検討していただいて、そして、実現していただいたということにもこの場を借りて御礼申し上げます。

何もしなければ20年後から30年後には失われたであろう命と健康がこうした取組を継続することによって助かったというケースが確率論上は間違いなく存在することになるわけですから、特筆すべきことと思います。本当にありがとうございます。

とはいえ、まだまだ接種の数は十分ではありませんから、これからもよろしくお願いします。私も議会の立場から応援しております。

続いて、キャッチアップ接種についても伺います。

本年度がキャッチアップ接種の最終年度ということで、積極的な周知啓発が求められるところ、様々な取組を講じられてきたことと思います。

ここで、改めて総括する意図で伺いますが、令和6年度はキャッチアップ接種の勧奨のためにどのような取組を行ってきたのか、お聞かせください。

○阿保保健所保健予防課長 HPVワクチンの周知に係る取組ですが、令和6年度につきましては、キャッチアップ接種対象者が接種を完了できるよう、4月から6月の早いタイミングで接種がまだ終了していない方を対象に個別勧奨を実施いたしました。

さらに、キャッチアップ接種の最終年度ということで、関係団体との連名でキャッチアップ向けにポスターを作成し、7月頃に高校、大学、専門学校、公共施設や医療機関等へ配付し、周知のための啓発を行いました。

また、旭川厚生病院の御協力をいただき、令和6年4月から令和7年1月までの期間中に6回の日曜接種を開催し、利用しやすい接種機会を提供する取組も行ってきたところでございます。

○沼崎委員 いずれも大変すばらしい取組であったと思います。

特に、厚生病院による日曜接種の件に関しては、ふだんは部活や仕事などで忙しい方も打ちに行けて、また、年間のスケジュールも公表してくださったということで、3回目まで打つ予定が立てやすいという、非常に好評であったと思います。

そのキャッチアップ接種ですが、もともとは今年度が最終年度だったわけですが、半年間で3回打つ必要があるところ、1回目を昨年9月中に接種しなければ全て公費で打ち終えることができないという状況でした。まだまだ接種率が低く、潜在的に接種を希望する層に正しい情報が届いてい

ないという状況でした。

そこで、昨年の第3回定例会でHPVワクチンのキャッチアップ接種の期間延長を求める意見書を賛成多数で採択し、国に提出しました。その後、需要過多でのワクチン不足による出荷制限という事情が一応の理由とされていますが、令和6年度中に1回目を接種したキャッチアップ世代の方には公費で接種できる期間を令和7年度いっぱいまで1年間延長するということが国において決まりました。別に、旭川市議会から意見書を出したからこうなったというわけではないんですけど、でも、その一助にはなっているんじゃないかなというふうに思います。若者の命を守る、未来を守るという旭川市議会の良心が国を動かす一助になったのだと私は考えています。

そこで、伺います。

令和7年度はキャッチアップ接種にとっての正真正銘の最後の1年です。旭川市としてどのように対応をするのか、令和6年度のうちに1回目を接種しなければ期間延長の恩恵を受けられないということもある中で、今現在も周知を頑張っていらっしゃると思うんですけど、どのようにやっているのか、お聞かせください。

○阿保保健所保健予防課長 キャッチアップ接種の1年延長につきましては、令和4年4月から令和7年3月までの3年間のキャッチアップ接種期間に1回以上接種していることが条件の一つとなります。

こうした国からの情報を受け、今後、接種期間の延長が予定されていることについて、キャッチアップ接種期間に本市において接種歴が確認できない方を対象にはがきによる周知を本年2月に実施しております。

また、令和7年度につきましても、個別勧奨や広報媒体等を利用した周知に取り組んでまいります。

○沼崎委員 国が方針を示したとはいえ、やっぱり、次年度予算で実施する事業について年度内に周知をするには様々な技術的な御苦労があったかと思いますが、そうしたことを乗り越えて今おっしゃってくださったような対応をされていることにも頭が下がる思いです。ぜひ、引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、带状疱疹ワクチンについてお伺いしたいと思います。

带状疱疹は、水ぼうそうの原因である水痘带状疱疹ウイルスが原因で発症するもので、子どもの頃などにかかった水ぼうそうで、主に皮膚にできた発疹から神経を伝わって後根神経節、つまり、脊髄の後ろにある神経細胞と神経線維の塊のようなところに長期間潜伏していたウイルスが大人になってから何らかの誘因で再活性化して発症するものです。誘因としてはいろいろあるそうですが、過労などで免疫機能が低下したときなどに出るそうです。

このウイルスには日本人の成人の約90%が感染していると言われており、50歳代から带状疱疹の発症率が高くなって、80歳までにおよそ3人に1人が発症するというふうに言われています。

なお、50代以上で带状疱疹を発症した人のうち、約2割が带状疱疹後神経痛といって、带状疱疹自体が治った後も、長期間、痛みが残る状態になっているということでした。そのため、予防できるワクチンを接種したいというお声は結構以前からあったんですけど、なかなか価格が高くて接種をためらっている方も多いというふうに聞いておりました。

そうした中で令和7年度から定期接種化されることになり、費用の助成が始まることになりました。

た。まずは、この带状疱疹ワクチンの定期接種化を受けて、市ではどのように対応していくのか、対象者や助成額などの概要についてお聞かせください。

○阿保保健所保健予防課長 带状疱疹ワクチンにつきましては、令和7年度より、年度内に65歳となる方、さらに、5年間の経過措置で、70歳以上、5歳刻みの方を対象に定期接種が開始されます。

生ワクチンで1回、組換えワクチン、いわゆる不活化ワクチンと言われておりますワクチンで2回接種するものであり、いずれも対象年度内に接種を終了させる必要があります。

両ワクチンの市の助成は、1回につき4千円とし、自己負担額は、接種費用からこの金額を引いた分として、生ワクチンで4千860円、不活化ワクチンで1回1万8千60円を案としております。

対象となる方には市からはがきでお知らせする予定となっており、そのはがきを接種券として使用し、接種していただくこととなります。

なお、はがきの送付は5月頃を予定しております。

○沼崎委員 費用の助成によって手が届きやすくなったと思います。

高齢者の方々のQOLの向上や健康寿命延伸にも一役買うワクチンで、この助成事業は結構好評になるんじゃないかなというふうに思います。

ところで、一口にワクチンといってもいろんな種類があるみたいで、調べてみるとたくさんありますね。生ワクチン、不活化ワクチン、トキソイド、組換えタンパクワクチン、ウイルスベクターワクチン、メッセンジャーRNAワクチンなどなど、すごく専門的で難しい議論とかも書いてあるんですけど、今回の带状疱疹ワクチンは、生ワクチン、つまり、生きたウイルスの病原性を弱めてそのウイルス自体を入れるというもの、不活化ワクチン、ウイルスの病原性を完全になくしたものの中から免疫をつくるのに必要な成分だけ抽出して製剤にしたもの、この2種類ということでした。価格も違うようですけれども、それぞれの特徴について教えてください。

○阿保保健所保健予防課長 带状疱疹ワクチンとして使用されるワクチンには生ワクチンと不活化ワクチンの2種類がございます。

両ワクチンは、接種回数や接種条件、効果とその持続期間などの特徴が異なっておりますが、いずれのワクチンも带状疱疹やその合併症である带状疱疹後神経痛に対する予防効果が認められております。

まず、生ワクチンですが、接種回数は1回で、接種後5年時点で4割程度の予防効果があると報告されております。

なお、病気や治療によって免疫が低下している方は接種することができません。

次に、不活化ワクチンですが、2か月間隔で2回の接種が必要であり、接種後10年時点で7割程度の予防効果があると報告されております。

○沼崎委員 よく分かりました。

生ワクチンは、2016年に認可されたもので、1回の接種で済むことがメリットですが、2020年に効果が長期間継続する不活化ワクチンが出てきて、ついに今年度から定期接種化されたということで市民の期待も大きいことと思います。

ところで、このワクチンは任意接種として今までもあったわけですが、国の任意接種のワクチン

としては対象者が50歳以上だったかと思いますが、今回、旭川市の費用助成の対象は65歳の方となっております。65歳の方が対象ということに何か理由があるのかということと、現在、既に65歳を過ぎている方はどうなるのかについて教えてください。

○阿保保健所保健予防課長 带状疱疹については、加齢がリスクとされ、50歳代以降で発症は多くなりますが、ピークは70歳代とされております。このような発症のピークやワクチンの有効持続期間などを考慮し、対象年齢については、70歳頃に十分なワクチン効果が発揮できるタイミングとして、65歳として設定されたものであります。

なお、5年に限っては、今後、接種機会のない66歳以上の方についても経過措置として対象とされたところでございます。

○沼崎委員 よく分かりました。

続いて、伺います。対象者への周知方法についてもお聞かせください。

○阿保保健所保健予防課長 周知につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたが、対象者にはがきを個別通知することとしており、このはがきの中で概要を記載し、周知を図るとともに、市民広報やホームページ、SNSなどを利用した周知も行っておりまいます。

○沼崎委員 高齢者の健康な暮らしを守るワクチンとして大きく期待しております。

人間に対するワクチンの最後に、RSウイルスワクチンについてもお伺いいたします。

まずは、RSウイルス感染症について、市の認識をお聞かせください。

○阿保保健所保健予防課長 RSウイルス感染症は、呼吸器感染症として、特に乳幼児や基礎疾患等を有する高齢者などにおいて重症化を来す可能性がある疾患であります。重症化リスクの高い乳児等に対する発症を抑える薬以外に治療薬はなく、酸素投与や呼吸管理など、症状を和らげるための対症療法が治療の中心となっております。

○沼崎委員 重症化しても治療薬はなく、対症療法のみということで、結構怖いなというふうに思いました。

日本小児科学会によると、RSウイルスは世界中に広く分布しており、生後1歳までに50%以上が、2歳までにほぼ100%が感染するそうです。乳幼児における肺炎の約50%、細気管支炎、細気管支炎というのは、気管支が肺の中で分かれており、細かいところなんですけど、その気管支炎の50%から90%がRSウイルス感染症によるとされているそうです。

特に、生後6か月未満で感染すると重症化することが示されておりまして、また、合併症として無呼吸、急性脳症などがあり、後遺症として気管支ぜんそくになることもあるそうです。日本では、毎年、約12万人から14万人の2歳未満の乳幼児がRSウイルス感染症と診断されて、約4分の1の約3万人が入院を必要とすると推定されていますが、先ほどおっしゃっていただいたとおり、有効な治療薬はなく、対症療法のみとなっております。

こうした罹患率と疾病負荷の高さから、RSウイルスに対するワクチンは、国による開発優先度の高いワクチンに指定され、承認が待ち望まれていました。そうした中で、昨年、妊婦さんが接種すると赤ちゃんに免疫ができるRSウイルスワクチンが承認、販売されることとなって、昨年8月には北海道産婦人科医会と北海道小児科医会が連名で鈴木直道知事宛てに接種費用の助成を求める要望書を提出しております。

また、こうした動きに呼応して、お隣の東神楽町では、妊婦さんのRSウイルスワクチン接種費

用を半額助成する取組が既に始まっております。

そこで、伺います。

現在、任意接種のＲＳウイルス母子免疫ワクチンですが、市においてはどのように考えておりますでしょうか。東神楽町のように速やかに助成をするというのはさすがにちょっと難しいだろうと思うんですが、少なくとも、こういうワクチンがあるよということは市民への情報提供としていかがでしょうかと思います。お聞かせください。

○阿保保健所保健予防課長 ＲＳウイルスワクチンは、平成１４年１月から令和６年１月までに、早産の子どもや妊婦、６０歳以上の方を対象に、順次、薬事承認がされており、令和６年１１月に開催された国の審議会においても、高齢者を対象としたもの、また、妊婦を対象としたワクチンに係る有効性や安全性等の知見について今後も集積していくことが必要であると判断されるなど、ワクチンの定期接種化も含めた議論が開始されたものと認識しております。

このような状況にありますことから、ＲＳウイルス感染症に係る情報提供につきましては、今後、ホームページを開設し、ワクチンや予防等の情報提供を実施する予定でございますが、このワクチンにつきましては、有効性について一定の知見が認められているものの、ワクチンの安全性については諸外国における議論や国内での治験が限定的であるといった段階にあり、今後さらなる知見の収集が計画されているものと認識しておりますことから、予防方法の一つとして掲載していく予定でございます。

○沼崎委員 現状について理解ができました。

続いて、任意接種のワクチン全般に関する情報提供について伺います。市民に対する周知はどのように行っているのでしょうか。

○阿保保健所保健予防課長 任意の予防接種につきましては、これまでも多くの人が接種をしているものから、国内で承認されていないもの、海外渡航等、必要なときに接種するものなど、様々でございます。

お子様の予防接種につきましては、生まれたときにお渡しする予防接種のしおりの一部に種類を記載しているものもありますが、その他必要な情報については、感染症の予防の一つとしてホームページ等に情報を掲載し、お知らせしているところでございます。

○沼崎委員 任意接種のワクチンについても必要だと感じる方が情報を得られるように努めているということが分かりました。

最後に、人のワクチンではなくて、狂犬病ワクチンについて伺います。

まずは、令和７年度予算の狂犬病予防対策費について、事業目的と概要をお聞かせください。

○依動物愛護センター所長 狂犬病予防対策費は、狂犬病の発生を防止するとともに、畜犬等が人畜その他に害を加えることを防止することにより、公衆衛生の向上及び社会生活の安全に寄与することを目的として、令和７年度は７６７万４千円を予算計上しているところでございます。

主な経費といたしましては、狂犬病予防法等に基づく犬の登録や狂犬病予防注射に関する事務的経費、狂犬病予防に関わる普及啓発等に要する費用となっております。

○沼崎委員 とても大切な事業だと思います。

御存じのとおり、狂犬病は、ウイルスを保有する動物にかまれたり引っかけられたりすることで感染する人獣共通感染症で、人間が発症したら、ほぼ１００％死にます。治療法はありません。

日本は、狂犬病を根絶できたとされる狂犬病清浄国の世界でも数少ない国の一つで、日本のほかには、アイスランド、オーストラリア、ニュージーランド、フィジー諸島など、数えるほどしかなく、国じゃなく、地域を入れてもハワイとグアムぐらいですかね。ですから、日本の近隣諸国では狂犬病が依然として発生しております。

日本でも狂犬病予防法が制定される1950年頃までは多くの犬が狂犬病と診断されており、人も狂犬病で死んでいました。狂犬病予防法によって、犬の登録、予防注射、野犬の捕獲などが徹底されるようになって、1957年以降、狂犬病の発生は確認されていない状況です。

ですから、1950年前後の社会を描いたり、それらに影響されている漫画、例えば、巨人の星とか、鉄腕アトムとか、あとはドラえもんなんかを読むと、野良犬が普通に出てくるんですね。海外でいうと、例えば、ディズニーアニメなんかでも野犬狩りとかも結構あって、たしか、プルートが捕まっちゃって、ミッキーが助けに行くとか、そんなような話もあったと思います。

日本だと狂犬病というと結構昔のことみたいになっていますけど、昔は普通に、当たり前にあっただし、海外では今でもそういう状況だということです。だから、今こうやって日本が数少ない狂犬病清浄国の一つになっているのは先人たちの努力のたまものというふうに考えておりますが、最近になって狂犬病予防接種の接種率が低下しているということで、心配しています。接種率が1980年代頃はほぼ100%だったそうですが、現在、全国的に7割程度まで低下してしまったと聞きます。

旭川市における狂犬病予防接種の状況の推移と、全国、全道の接種率を比較するとどうなっているのかをお聞かせください。

○依動物愛護センター所長 本市における狂犬病予防注射の接種率の推移でございますが、過去5年間で申し上げますと、令和元年度が73.0%、2年度が70.8%、3年度が70.4%、4年度が70.2%、5年度が68.4%で、接種率は横ばい状態となっております。

また、全国、全道の接種率の平均との比較でございますが、令和5年度で申し上げますと、全国平均の70.2%より低く、全道平均66.1%よりは高くなっている状況でございます。

○沼崎委員 全国平均より低いということで、非常に心配しております。接種率向上のためにどのような取組を行っているのか、お聞かせください。

○依動物愛護センター所長 本市の接種率向上のための主な取組でございますが、狂犬病予防注射のお知らせの送付や本市広報誌「あさひばし」への掲載、飼い主に対しての督促状の発送、譲渡希望者への適正飼養講習の実施や、動物病院から遠く、なかなか接種に行けない地域に対し、現地に行って予防接種を行う集合注射の実施などを行っております。

○沼崎委員 いろいろと御尽力されていることが分かりました。

しかし、それでもなお、3割以上の犬が接種していないと。飼い犬ですから、犬の問題じゃなくって飼い主の問題なわけですけども、なぜこんなことになっているのか、要因について市の認識をお聞かせください。

○依動物愛護センター所長 未接種の要因といたしましては、統計的なデータは持ち合わせておりませんが、これまでの飼い主の対応などから、室内飼いの犬は外に出していないから予防注射は不要であるという誤った認識や、先ほども委員がおっしゃったとおり、1957年に狂犬病が国内で最後に発生してから60年以上が経過しておりまして、飼い主の狂犬病に対する意識が低下してい

ることなどが要因ではないかと考えております。

○沼崎委員 しっかりと接種の重要性、必要性を呼びかけていくことが大切だと理解いたしました。

ところで、狂犬病予防法第27条第2号には、犬に狂犬病の予防注射を受けさせず、または注射済み票をつけなかった者は20万円以下の罰金に処すると定められています。

実際に処罰されるかどうか、これは地方警察機関や裁判所の判断になるわけですが、市が再三アプローチをしてもワクチンを接種しないなど、悪質な場合は警察に通報すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○依動物愛護センター所長 狂犬病予防注射の未接種者への警察への連絡についてでございますが、再三の指導に従わなかったり、はっきりと接種拒否の意思が確認された飼い主に対しては現在も警察への相談を行っております。

今後も、電話や訪問回数を増やすなど、できるだけ未接種者との接触を図り、接種率の向上に取り組みますとともに、悪質な未接種者に対しては警察と協力して対応してまいります。

○沼崎委員 全国ニュースでも、犬が人あるいはほかの犬にかみつくなどして、その犬が狂犬病予防接種未接種であったことが発覚し、飼い主が過失傷害罪と併せて狂犬病予防法違反で事件化されたという例が多々ありますが、かみついてしまった後からなんですね。でも、かみついてしまって何かあってからでは遅いと思いますので、ぜひ毅然とした対応をお願いいたします。

最後に伺います。

今後、狂犬病予防接種の接種率向上のためにどのような取組をされるのか、お聞かせください。

○依動物愛護センター所長 接種率向上の取組でございますが、引き続き、犬の飼い主に狂犬病予防注射のお知らせを送付することや、予防注射が飼い主の義務であることについて、広報誌やホームページなどを活用してさらなる周知を図ってまいりますとともに、未接種犬の飼い主に対して督促状の送付件数を増やすことや、電話や訪問等による指導など、狂犬病予防注射の接種率向上のための効果的な取組について検討してまいります。

○沼崎委員 人、物、資本の移動が目まぐるしくなる昨今で、なおかつ、日本の周りが普通に狂犬病のある国です。しかし、こういう疾病もグローバル化した状況にある中なので、結構な注意が必要じゃないかなというふうに思っております。

なおかつ、狂犬病に限らず、例えば、新型コロナウイルス感染症、SARS、MERS、新型インフルエンザなど、ここ最近、世界を席卷した新興感染症は、皆、人獣共通感染症です。

そうしたことから、人と動物の健康とそれを取り巻く環境を一体のものと考えて対策に取り組むワンヘルスという概念が注目されておまして、日本医師会や日本獣医師会も推進しております。日本が狂犬病清浄国でいられるのも先人たちの多大な努力の成果であり、黙っていてそうなったわけではなく、いつ狂犬病蔓延国に転落してもおかしくないという緊張感を持って取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の民生所管分の質疑を終えさせていただきます。

○高橋紀博委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時03分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○金谷委員 それでは、予算の分科会質疑、民生常任委員会所管分についてお聞きをしていきたいと思いをします。

最初に民生委員・児童委員について、その次に病院事業会計について、そして、その後、鳥獣対策を含め、環境部にゴミ問題について、順次、お聞きしていきます。多分、昼休みを挟むと思いますので、切りのいいところで委員長に申し出たいと思います。

それでは、3款1項1目、民生委員児童委員改選事務費及び民生委員児童委員ICT活用推進費についてお伺いをしていきたいと思いをします。

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の公務員となっています。また、児童福祉法に定める児童委員も兼ねているとのことで、任期は3年、再任は可能、無償のボランティアとのことです。その改選が新年度、令和7年度に行われるということでございました。

多くの活動をする決まりがございまして、5項目ほどあります。そういった中、ボランティアなので、民生委員・児童委員の仕事とは言えないですが、活動についてはそんなに忙しいのでしょうかという質問に対して、公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟としての見解は、できる範囲での活動をお願いしていますとなっています。また、無理のない範囲で活動することが原則であり、民生委員・児童委員だからといって決して無理をすることはありません、このように言われておりますが、果たして実際の負担というものはどれほどなのか、お聞きをしていきたいと思いをします。

まずは、今回の改選事務費について、その概要、また、改選ごとの定数がどのように変わったか、そして、欠員の状況についてお聞かせください。

○尾藤福祉保険部福祉保険課主幹 民生委員・児童委員の任期満了による令和7年12月1日付の全国一斉改選に伴い、厚生労働大臣から新たに民生委員・児童委員の委嘱を受けるため、附属機関での審査、答申等を踏まえ、市として推薦者を決定しようとするものです。

令和7年度予算として、候補者を選出いただく市内34地区の民生委員推薦準備会の委員謝礼として報償費62万7千円、推薦準備会から委員候補者について審査する民生委員推薦会と社会福祉審議会の専門分科会委員への報酬17万円のほか、事務経費97万円、合計176万7千円を計上しております。

また、平成28年以降の定数について、一斉改選年の12月1日現在、欠員は一斉改選年の年度末の推移で申し上げますが、平成28年は定数779人で欠員は5人、令和元年は定数782人で欠員は8人、令和4年は定数786人で欠員は27人、そして、令和7年の定数案は783人、欠員は令和7年3月1日現在で33人となっております。

○金谷委員 改選が3年ごとなので、最近に近づくにつれてといえますか、欠員がかなり多くなってきたと。

では、欠員が増えているその増加要因についてお伺いいたします。

○尾藤福祉保険部福祉保険課主幹 定年延長などにより、高齢者の就労率が高くなり、適任者を探しにくいことや、相談内容の多様化、複雑化により、対応する民生委員の業務も増していることなどと推測しております。

○金谷委員 令和5年度の私がいただいた個人資料、委員会資料にはいたしませんでしたが、委員

1人当たりの受け持ち世帯数は平均で250件と確認しました。訪問回数は年間で出ておりますので、年間10万1千650回とのこと。これを定数の人数で786人で訪問しているということになりますと、お一人の委員が1年間で129回という訪問回数の活動であるというふうに計算ができるのですが、1年間で129回、いろんな内容でいろんなところに動いているということになると思うんですね。

現在の仕事をフルタイムで持っている者としても、土曜日にも仕事という方もいますけれども、今は週休2日ということが多くなりました。そんな中、週休3日制といった時代にも入ってきたということで、企業によってはそういう制度を取り入れているという中であります。

その中で、1年間で129回の訪問、しかも、ボランティアということでもあります。こうなりますと、単なるボランティア活動を超えているのではないかと、そのように考えるのですが、見解をお聞かせください。

○尾藤福祉保険部福祉保険課主幹 委員1人当たりの担当世帯数については、現行委員の改選年である令和4年度末の担当区域を持たない主任児童委員を除いた数値で申し上げますと、1人当たり248世帯となっております。

また、市民の身近な相談役として信頼され、一年を通じて平均129回もの訪問活動をしていただき、感謝に堪えないところであり、市民が抱える困り事も多様化、複雑化している状況で、民生委員の業務負担も増しているものと認識しております。

○金谷委員 増してきているということで、それは本当に大変なことであると思います。また、そういったことも分かった中で、引受け手がいない、欠員が増えていくと。今の数字は定数でありましたけれども、欠員が増えた場合は、いない部分をみんなで分けて、さらに1人当たりの訪問回数、活動内容が増えていくという状況ではないかと思うんです。

令和5年度の相談対応は、高齢者への対応が全体の中で約66%というふうに計算をしました。高齢者がさらに増えていくという状況の中で負担はさらに増えていく、そのように感じるわけですが、負担増に対してどのようにお考えでしょうか。

○尾藤福祉保険部福祉保険課主幹 団塊の世代の方々が既に75歳を迎えており、今後、高齢者の健康や単身世帯の孤立化、経済的な問題といった相談がますます増加していくものと認識しております。

○金谷委員 結構あっさりと答えていますね。そんなに大変じゃないっていう感じの印象もあるんですけど、そんなことはないと思うんですね。

そんな中で、ICT活用推進費を新年度でまた予算化しています。これまでの令和5年度、6年度に引き続きということで、これは民生委員・児童委員の負担の軽減を考えてのことではないかと思うんですが、これまでの取組と新年度の内容についてお聞かせください。

○鈴木福祉保険部次長 本事業は、ICTとAI技術を活用し、業務支援ポータルサイトとQ&Aシステムにより、側面的な支援を行うことによりまして民生委員の業務負担の軽減を図るもので、初年度の令和5年度につきましては、ポータルサイトの開発を行いまして、主な機能といたしましては、活動記録の電子入力による自動集計など、報告書類の作成の効率化のほか、スケジュールの共有ですとか委員間の連絡、資料送付の一斉送信機能、また、掲示板機能などを整備いたしまして、タブレット22台をモデル地区2か所に貸与したところでございます。

令和6年度は、Q&Aシステムを開発いたしまして、主に市の支援制度の内容や窓口などをデータ化し、市民の多様な相談に対しまして該当する制度の検索の効率化を図るとともに、タブレットを45台増台しまして、モデル地区を1区追加いたしました。

令和7年度は、両システムの運用保守の委託料639万1千円、タブレットの通信運搬費115万2千円の計754万3千円を計上しており、Q&Aシステムの内容を追加、充実しようとするものでございます。

○金谷委員 ICTタブレットを今年度と昨年度で67台配置したということで、その効果についてお聞かせいただきたいと思います。

今回、タブレットの増がないといいますが、新年度は予算化されなかったもので、今のお示しいただいた予算になりましたけれども、それは増やさなくても大丈夫なのか、負担軽減の効果という点についてです。そして、今のところ、トータル67台で、定数も新年度は786人引く3人ということで、783人の委員に対して台数がかなり少ないと思うのですが、そういった点をお伺いしたいと思います。

○鈴木福祉保険部次長 ICTの効果の大きい機能ということですが、最も大きい機能といましては、AI技術を活用したQ&Aシステムで、市の高齢者や子育てなどの制度内容をデータ化することで、相談内容に対しまして利用できそうな制度ですとか担当の窓口の情報が得られるようになっております。これは、従来、市が配付しているガイドブックなどを調べて相談へ対応していたものが、その手間も少なくなるため、負担軽減効果は大きいというふうに考えております。

掲示板機能につきましては、委員間での情報交換を行っていくもので、例えば、新任の民生委員の活動内容についての疑問に対しまして、ベテランの委員など、複数の委員が経験談ですとかアドバイスを書き込むことで、疑問を解消できるとともに、そのほかにも閲覧できるほかの委員にもノウハウが引き継がれるということも期待しております。

メール機能では、各委員への連絡ですとか資料データを一斉送信できますので、全員への電話連絡をしていたところ、印刷して届ける必要もなくなったり、活動時間の短縮効果が期待できるというふうに考えております。

以上のような機能によりまして、効率化と負担軽減を図ることができるようになりますので、できるだけ早期に利用者数分まで拡充したいというような思いはあるのですが、令和7年度予算では厳しい財政状況の中でタブレットの増台ができなかったため、私どもとしましては、企業からの御寄附ですとか、リユース品、中古品の機器の活用、民生委員の御理解と御協力の下、現在、民生委員活動で使用している私物のパソコンやタブレットなどがありましたら、そういったものも活用していただくなど、早期によりたくさんの方が利用できるよう、検討してまいりたいというふうに考えております。

○金谷委員 少ない台数しかない中ですので、新年度については個人のスマホやタブレット、パソコンを利用可能とすると。個人情報の部分もありますので、しっかりと基準をつくりながら、そこに問題がないような形でもし御利用されるのであれば増やしていくということが必要ではないかと思えます。

また、実際の活動内容は、高齢者、障害をお持ちの方、お子様の安否確認、見守りのための訪問、それから、行政サービスへつなぐための専門機関への情報提供、また、特に担当区域内の高齢者世

帯の状況調査もされていらっしゃるし、地域にあります子育てサロンとか、高齢者の皆様がお集まりになるサロンの活動にも取り組んでいます。さらに、地域行事、学校行事への参加、そして、月1回の定例会や研修会への参加ということです。これは決まっているようなんですけども、こういったことを日常的にされていて、これらは厚生労働大臣から委嘱されている活動内容だということですが、これだけではないんですね。これに加えて、市から様々な協力を依頼しています。この多くも負担要因となっていると思いますが、協力依頼をしているのはどのような業務ですか。

○鈴木福祉保険部次長 令和6年度の状況でお答えいたします。

児童扶養手当など、各種手当等の受給要件について、例えば、住民票などでは把握できない生活実態の証明事務として4業務、高齢者等の屋根雪下ろし事業など、手続に困難を抱えると思われる単身高齢者等の申請の取りまとめの協力業務として2事業、長寿祝い金、うぶごえへの贈りもの事業の絵本等の配付業務として2事業のほか、青少年補導員活動、高齢者防火訪問事業の対象世帯の確認作業の計10事業に御協力をいただいているところでございます。

○金谷委員 今お聞きただけで、細かくはお伝えいたしていませんけれども、事業数をお聞きいたしましたところ、10にわたる事業を市から協力をしてくれということで依頼していると。これはやらなければならない内容であると思うのですが、このような負担の増加を減らす必要があるのではないのでしょうか。

もともとのボランティア活動という中で、民生・児童委員の本来の仕事、仕事と言っては駄目なですね、ボランティアとしての役割にプラスしての市からの協力依頼が多過ぎるのではないかと思います。まずはその点を減らすことで、今後、成り手にとっての負担を軽減していく必要があるのではないかと、お聞かせください。

○川邊福祉保険部長 少子高齢化の中、団塊の世代が75歳を迎え、今後、高齢者を取り巻く問題がさらに増加していくことが予測されるとともに、民生委員・児童委員や町内会など、地域福祉を支えていただいている担い手確保がますます深刻になるとの受け止めをしております。

こうしたことから、民生委員に依頼している市の業務につきまして、民生委員の負担を軽減するという基本的な考え方の下、法令に基づく事務や代替手段がないものを除きまして、旭川市民生委員児童委員連絡協議会の意向もお聞きしながら見直しを検討してまいります。

○金谷委員 よろしく願いいたします。そのような認識で進めていただきたいと思います。

その続きとしまして、具体的な内容をお聞かせいただきます。

3款1項3目、高齢者生きがい対策費について、まず、事業概要をお聞かせください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 高齢者生きがい対策費につきましては、高齢者の生きがいを高め、健康増進と親睦を深めるとともに、市民の高齢者福祉への理解と関心及び敬老精神の高揚を図ることを目的とし、地域で敬老会を開催する際の補助金の交付、77歳に到達する高齢者に対する長寿祝い金の贈呈、長寿健幸競技会及び高齢者文化祭の実施を事業内容としております。

令和7年度予算案は4千313万9千円で、財源は、長寿社会生きがい基金からの繰入金等の特定財源1千394万円、一般財源2千919万9千円となっております。

○金谷委員 それでは、この費用の事業変遷について御説明ください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 長寿祝い金または敬老祝い金につきましては、昭和39年度、77歳以上の者に2千円を贈呈する内容で始まり、対象年齢や贈呈額の見直しを経て、平成11年度

に、年度内に77歳、88歳、99歳に到達する者のみを対象として、それぞれ1万円、2万円、3万円を贈呈する事業として実施をしております。その後、77歳のみを対象として1万円を贈呈する内容への見直しを経て、平成19年度をもって事業を廃止し、令和4年度から77歳のみを対象として5千円を贈呈する事業として実施しております。

○金谷委員 この現在の長寿祝い金は、一回廃止をいたしました。令和4年度に再開をいたしました。その理由についてお聞かせください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 従前、市は、地区市民委員会や地区社会福祉協議会などが実施する敬老会について、参加される方と欠席される方の公平性の点から、出席できない方に対する記念品の配付等の作業を各主催者をお願いしておりました。

それについて、役員等の高齢化が生じておりますことから、負担軽減を図ることが必要と考え、祝賀会は地域の状況に応じて任意に開催していただくこととしながら、市として敬老のお祝いと感謝の意を示すものとして対象者に対して5千円を贈呈することにより、公平性に配慮しつつ、主催者の負担軽減を図ろうとしたものであります。

○金谷委員 役員の負担軽減、それは主催者側のことでありまして、多分、市民委員会などが中心の事業主体かなと思いますけど、そういった方の負担を軽減することを目的としたということで、5千円を対象者に1年に1回だけ、人によってはその年齢のときにももらえるということでございます。

配付方法はどのようになっているのか、お聞かせください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 長寿祝い金につきましては、旭川市民生委員児童委員連絡協議会の御協力の下、対象者に民生委員・児童委員が手渡しで配付をしております。

○金谷委員 負担軽減を目的とした事業の変更、変遷をお示しいただきましたけれども、そういったところで町内会、市民委員会役員の負担は減ったが、今お聞きしたように、現金でお一人5千円を民生委員・児童委員の方が今度は手渡しで一軒一軒に持っていつているという状況なんですね。それを民生委員から見ると負担はかえって増えたというふうに見えるわけです。

この課題、特に、現在、様々な犯罪等もあって、世帯数分、対象者数分の現金を自らが持つてお配りして歩くということが果たしていいのか。今は買物もキャッシュレスで、電子マネーでできるような時代になって、負担を含め、課題や危険性もある。また、1人が多くの金額を受け持つ場合、それを1人5千円ずつに分ける作業のために銀行で両替まですると。でも、両替の費用も今はただではなくなってきた、そういったことも含めて、現金を動かすということ自体に問題があると思います。振込をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 長寿祝い金につきましては、多忙の中、民生委員・児童委員の御協力をいただきながら実施しており、感謝に堪えないところでございます。

これまでの委員からの反応としては、今後の委員活動に資する活動であるなど、協力することに肯定的な御意見をいただいているところでございますが、対象者数が増加傾向にある中、一部の地区では欠員が生じていることから、一人一人の負担感も大きくなっているものと推察しているところでございます。また、先ほど委員からも御指摘のあったように、防犯上の課題ということもあるのかなと考えてございます。

そのため、今後も旭川市民生委員児童委員連絡協議会のお考えをお聞きしながら、例えば、市が

直接、対象者の口座に振り込む方法も含め、負担軽減に資する取組について検討してまいりたいと考えてございます。

○金谷委員 ぜひ、そのように考え、事業を変更し、振込に向けていつていただきたいと思います。

本来の民生委員・児童委員の役割を考えていただいて、そちらを重視して、協力の下、先輩の方との情報交換などしながら、できるだけ充実した活動につなげていただきたいと思います。

現金を持っていかなくても情報提供はできるわけです。だから、必ずしも、振込にしたからといって、そういったお宅に連絡を取らなくてもいいということでもないので、やり方はあると思うんですね。今までどおりの関係性、新しい関係もつくっていくのではないかと思います。

それでは、これをもって、まず、民生委員・児童委員の部分について、高齢者生きがい対策費についても終わりです。

それでは、病院事業会計について伺いをいたしていききたいと思います。

令和7年度予算において、病棟の変更があるとお聞きをいたしました。どのような変更なのか、内容についてお聞かせください。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 当院において4月に実施する予定の病棟の再編成は、整形外科の入院患者受入れ再開に伴うものであります。

整形外科病棟の再開に当たりましては、これまで新型コロナの入院患者の専用病棟としていた病棟を閉鎖し、新たに整形外科を中心とした病棟をつくる形といたしました。

主な変更点といたしましては、整形外科は新たに12床とし、整形外科と同じ病棟には皮膚科、眼科が入ります。新たな編成の病棟につきましては4月1日から本格稼働する予定となっております。

○金谷委員 それでは、病棟編成に伴って職員の数が増やすのでしょうか。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 病棟の再編成に当たっては、これまでコロナ専用病棟として使用してきた病棟を廃止し、その代わりに整形外科を中心とした病棟を設けることから、稼働する病棟数自体に変更はなく、このため、従事する看護師をはじめとする職員数に変更はございません。

○金谷委員 理由はコロナ病棟の廃止ということですね。そこに新たに3科が入るということですかね。それで職員数は変わらないと。

言っていることは一部分かります。ここでは質問ではなく、指摘としておきますが、それだけではなくて、変更に伴って業務が増えるというところは確実にあると思いますので、そこはきちっと勘案してください。

指摘して、次に進みます。

院内でのセカンドオピニオンについて伺いたいと思います。考え方をお聞かせください。

○古川市立旭川病院事務局地域医療連携課主幹 セカンドオピニオンにつきましては、患者さん御自身や御家族の方が適切な医療を選択できるように、現在の主治医以外の医師の意見を聞くことでございまして、紹介元の医療機関から持参した診療情報提供書や画像・採血データ等の患者の状態が分かる資料に基づき、セカンドオピニオン担当医師が現在の診断や治療方法についての意見や治療方法の選択肢の提案、納得できる治療法を選ぶためのサポートを行うものでございます。

当院におきましては、セカンドオピニオン外来におきまして、他の医療機関に通院している方に

対して、がんの診療、治療に関することに限ってではございますが、相談に応じてございます。

御質問にありました院内でのセカンドオピニオンということにつきましては、主治医以外の同一診療科のほかの医師から意見を聞くことが可能であるかという御質問と受け止めておりますが、当院は、治療方針の決定に当たりまして、主治医1人で判断するのではなく、チーム医療で対応しておりまして、院内のほかの医師とも情報共有や連携を図りながら、診療科としてその患者に適した治療内容を判断しているものでございます。

そのため、同じ診療科のほかの医師に相談したとしても、結果的に同じ治療方針を示されることになりますので、そうした観点から基本的に担当以外の医師から説明するような対応は行っていないという状況でございます。

なお、担当医からの説明が分かりづらくて、もう少し丁寧な説明が必要と申出があった場合には、他の医師から説明することも可能でございます。

○金谷委員 がん患者様以外は対応しないというような御答弁でした。また、最後のほうで、要望があったら対応したいということでしたので、ぜひお願いしたいと思います。

チーム医療で同じ判断になるとしても、医師一人一人に個性があるかと思えますし、患者様との相性もありますし、どうしても納得できない方もいらっしゃるかなと思えますので、御要望があったときには対応すべきではないかと思えます。

続きまして、患者様への接遇マナーです。

この評価と対策について伺いたいんですけれども、特に、外来受付や会計、また、入院病棟の清掃業務は、職員ではなくて委託先なんですよ。そういった方々の患者様に対する接遇はきちっとされているのか、マナー研修などはあるのかです。患者様からは、屈辱的、雑な扱われ方をされてしまったという指摘もありましたね。さらに、医療従事者である医師、看護師、技術職等、説明が不足、投薬間違い、言葉遣いが悪い等、常にこういったことは出てくるんですけれども、そういったことも含め、マナーについての研修等はあるのか、改めて評価、対策をお聞かせください。

○江洲市立旭川病院事務局医事課長 患者さんから信頼される病院を目指す上で接遇は極めて重要な要素であると認識しており、その改善や向上に向けて組織横断的に取り組んでいるところでございます。

まず、委託事業者の接遇マナーの意識づけについてでございますが、受付や会計窓口に対しては、円滑な御案内ができるよう、必要な教育、研修を行うことに加え、その結果を報告することを契約内容に盛り込み、身だしなみや言葉遣いなど、接遇向上に向けた研さんを強く求めているところでございます。

次に、清掃業者に対しましては、病室に入室する際は必ず声をかける、またはノックして入室の許可を得るなど、ルール化しておりましたけれども、遵守されていない場合もございまして、接遇マナーを徹底する必要が生じておりました。

また、患者さんや病院スタッフなどから清掃に関する意見があった際は、都度、責任者と事実確認を行い、改善に努めてきておりますが、今後におきましては、責任者へのマネジメント研修、従業員に対してはスキルアップ研修の受講を求めるなど、研修体制を強化し、接遇マナーの向上を図るとともに、従業員の育成、教育体制を整えることとしております。

いずれにつきましても、患者さんから寄せられる接遇面の様々な御意見については、速やかに委

託事業者と共有することにより、随時、改善を求めているところでございます。

一方、医師、看護師などの医療スタッフにつきましては、例年、複数回にわたって接遇マナーに関わる研修会や講演会、あるいは、患者サービスの充実に向けた研修会などを適宜開催しているところでございます。

また、毎年、外来患者や入院患者を対象としたアンケート調査をそれぞれ実施し、窓口におけます接遇や待ち時間への評価、入院環境への満足度などの把握に努め、その結果やお寄せいただいた意見を基に、患者さんへの様々な対応やサービスの質の向上に努めているところでございます。

○金谷委員 夜間の受診を拒否しているかどうかについて伺いたいと思います。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 旭川市夜間急病センターにつきましては、その役割が初期医療機関としてのものであるため、患者への対応は応急的な処置に限られ、薬の処方についても1日分と限定されております。

よって、手術や入院治療といった2次治療を要する症状の患者様には応急処置しか行えない旨を説明した上で診療をお断りするか、2次治療が必要な病院へ転送される場合がございます。

○金谷委員 何だか、ちょっとどうなのかなというふうに思います。夜中の救急外来もあるということで、どちらかというところ、そちらのほうの要望なのかなというふうに思うんですけども、それは拒否をしない、そして、断らない救急というものをやっていますよね。

実際の現場はどうなのかというところで一度検証する必要があるし、翌日の朝からは普通診療に切り替わるということですので、そこにつなげるようにしっかり対応すべきと指摘をして、次に進みます。

設備です。9月、暖房がないということで、気温によっては非常に寒いと。これは入院病棟なんですけれども、その部分と、有料である個室について、水の量が不足しているといったことは改善されておりますか。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 当院の冷暖房設備は、外の気温に合わせて日によって冷房と暖房を切り替えることができない設備となっており、冷房から暖房に切り替える際は、週間天気予報や気象状況に鑑みながら検討の上、夏の初めに冷房、逆に、冬の初めに暖房の切替えの日を決定しております。

このため、例えば、暖房に切り替える前に冷え込んだ場合は、空調設備による温度変更、または、個別に毛布の追加ですとか電気ストーブの貸出し等で対応をしております。

また、個室の洗面台等の水の量が少ないという不具合があった場合ですが、当院には設備業者が常駐しており、早急に点検、修理を行うこととしておりますので、清掃業者が毎日の清掃に入った際に水回りの点検も行い、不具合箇所を発見し、修理を行う対応をしております。

○金谷委員 ちょっとどうなのかな、本当に一つ一つがなかなか改善されていないなというところがあります。部屋が寒いっていうのは非常に辛いんですよね。でも、それはいろいろな工夫をして対応するということですので、ぜひ患者様ファーストをお願いします。

続いて、病棟内で歌うこと、泣くことが許されなかったということですが、旭川医科大学病院では許されたということです。人権の問題ということなんですけど、これに対して見解をお聞かせください。

○江津市立旭川病院事務局医事課長 当院におきましては、患者さんの権利と責務を明文化してお

り、この中で、患者さんは、他の患者さんの医療や病院職員の業務に支障を来さない責務がありますというふうに定めておりまして、他の患者さんに迷惑がかかるような行為については禁止を明言しているところでございます。

泣くことや歌うことについては明確なルールはございませんが、他の患者さんの迷惑行為と判断した場合は、時に注意喚起を促すこともございます。

一方、例えば、相部屋となった患者さんが検査で不在の場合、または、デイルームに利用者がいない場合などにつきましてはそれらを妨げるものではございません。

いずれにいたしましても、患者さんの考えや感情を丁寧に受け止めるため、傾聴や患者さんに寄り添ったコミュニケーションを心がけてまいります。

○金谷委員 ぜひ、人としての人権は尊重されるように、都合は様々ある中でもなるべく考えていかねばならないと思います。

また、入院病棟における職員からの香害、特に、柔軟剤の使用等について、見解をお聞かせください。

○江洲市立旭川病院事務局医事課長 看護部におきましては、エチケットマナーマニュアルを独自に作成し、言葉遣いや身だしなみについて意識啓発を行うほか、月に1度、各病棟の看護師で構成いたします接遇委員会を開き、利用者の声や患者アンケートで寄せられた意見や要望を共有するなど、接遇の向上に努めているところでございます。

このような中、香りの強い柔軟剤やハンドクリームにつきましては使用を禁止しているところでございますので、いま一度、周知徹底を図ってまいります。

また、匂いに過敏な方やアレルギーをお持ちの患者さんに対しましては、入院時に丁寧な聞き取りを行いまして、患者さんに寄り添った手だてを講じてまいりたいと思います。

○金谷委員 ぜひお願いいたします。なかなかこれはつらいんですね。

病院内の携帯電話です。

今は、本当に皆さんがスマホをお持ちであります。その使用基準ですが、同室であっても電話をつないでいるというケースが最近是非常に多くなっているというふうに思いますし、私も実際に入院病棟にいたときには非常に閉口したということもあります。

この基準はどうなっているのか、また、患者様同士の認識はきちっとされているのかどうか、伺いたいと思います。

○江洲市立旭川病院事務局医事課長 当院では、指定する場所での携帯電話の使用を容認しておりますが、使用に当たりましては、マナーを守っていただくよう協力をお願いしているところでございます。

具体的には、入院時に患者さんにお渡しする入院のしおりにおきまして、当院におけるルール、約束事をお示ししているほか、入院時のオリエンテーションにおいても携帯電話の使用に関わる注意喚起を行っております。

また、近年におきましては、通話に加え、スマートフォンによるメールやウェブ視聴、主にはユーチューブになるかと思いますが、そういった部分についても一定のルールをお示しし、個室を除いて病室での通話を禁止する一方、スマートフォンによるメールやウェブ視聴については他の患者さんに迷惑のかからない範囲での使用を認めている状況にございます。

携帯電話やスマートフォンの使用につきましては、患者さん同士のトラブルにつながる可能性もございますので、状況に応じて、声かけ、また、一定の配慮を求めるなど、患者さんが安心して入院生活を送ることができるよう努めてまいります。

○金谷委員 私も病棟にいたとき、24時間、携帯をつなぎっ放しっていう方が同室にいて驚きました。お若い方でしたが、それが普通なんですね。その感覚がね。そういった今まで想像できなかったようなことが各病棟で起きているということも頭に入れて対応していただきたいと思います。

患者様同士、一緒にいるお部屋の中で面と向かって言えないという中で非常に苦勞されています。それにより入院生活がつかなくなる方も実はいらっしゃるなっていうふうに感じましたので、携帯についてはしっかりとこれから意識してやっていただきたいと思います。

病院事業の最後は、基本理念は患者様中心主義、そして市民の信頼というところです。

今、病院事業は、市立のみならず、大病院を含めて非常に厳しい診療報酬の中、患者様減、しかも、コロナによつての診療控え等もあり、物価高騰などで医療費にかけられないという方も出てきますし、さらに増えていく可能性もあるという中で経費についての削減優先が目にとると私は思っております。

職員の中には、上司から、時間外を改ざんさせられた、時間外勤務をしていても全部ゼロにしろと言われたということがあったようです。それは拒否しなさいと言っても、その場では、そのときにはできないということなんですよ。

そういうことを含めて、経費の削減についてはどういうふうを考えているのかな、そっち優先なのか。また、急性期病院ということなので、ある程度の時間、時期を超したら、入院は診療報酬が落ちるということもあるので、早く退院させなさい、そんなような事情もあると思うんですよ。

ただ、それは分かるけれども、それをやっていて本当に市民からの信頼を得て、これからも病院事業として成り立つのかどうか、そこを確認しておきたいんですよ。やっぱり、基本理念を徹底するのが先じゃないかと。

る細かい御質問をさせていただきましたけれども、そういったことを丁寧にやっていくことによって、患者様の御満足、納得のいく医療を受けられた、市立だからこよかったという患者様を増やしていくことが回り回って一番大事なことで、優先することではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○木村市立旭川病院事務局長 現在、当院の病院経営は非常に厳しい状況でございます。

そういった中で、今は、収益の増加、中でも入院収益、それから入院患者数の増加に力点を置いた取組を進めているところでございます。また、昨今、物価高騰や人件費、労務単価の上昇、そういったものがある中で現在の診療報酬ではなかなか賄えていないという状況もありまして、やはり、収入だけではなくて費用面においても削減できるところは削減する、こういった取組は必要でありますし、そのような意識を院内職員に根づかせていくということは不可欠であるというふうに考えております。

ただ、今、委員から御指摘のありました削減のところ、もし行き過ぎた指導みたいなものがあれば、それはやはり改善していかなければならないというふうに思います。

一方、実は、当院には基本理念というものがあります。もしかすると御存じでない方もいらっしゃるかもしれませんが、御紹介させていただきたいと思いますけれども、患者さん中心の医療を

行い、市民から信頼される病院を目指しますとうたっております。

この基本理念の下には6つの基本方針というものもありますけれども、これらは当院の院内各所に掲示されておりますし、カード化をして職員の名刺の裏に入れて、いつでも見られるようにしております。

やはり、我々職員はどのような状況にありましてもこの基本理念を遵守していくということが当院の病院運営上の大前提であると認識しております。

今後につきましても、今の経営状況を踏まえますと、医療DXの推進ですとか、様々な面で業務の見直し、あるいは、効率化をやっていかなければならないと考えておりますけれども、今申し上げました当院が掲げる基本理念あるいは基本方針を念頭に置きながら、職員一丸となって経営改善に向けた取組を進めてまいりたいと思いますし、引き続き、患者様ファーストの運営を行ってまいりたいというふうに考えております。

○金谷委員 以上で病院事業会計は終了ですが、この後、環境部に対して数項目の準備があります。ここで、区切りがいいので、委員長、お取り計らいください。

○高橋紀博委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 1 時 00 分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

午前の分科会で中野委員から御要求のありました資料につきましては、委員各位に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明は必要でしょうか。

(「要りません」の声あり)

○高橋紀博委員長 それでは、資料の説明につきましては、省略させていただきます。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

御質疑願います。

○金谷委員 それでは、4款1項3目鳥獣対策費についてお伺いをいたします。

令和7年度予算、この費用の内容、その中でのヒグマ対策の費用と内容についてお聞かせください。

○松野郷環境部次長 鳥獣対策費は、主に、人の生活圏に出没するヒグマや繁殖期の攻撃的なカラスの対策を行うものでございます。令和7年度の予算額は1千687万7千円で、ヒグマ対策関係が1千630万円、カラス対策関係が57万7千円となっております。

次に、ヒグマ対策の内容についてでございますが、今年度に引き続き、美瑛川河川敷を中心に電気柵の設置や草刈りなどの市街地侵入抑制対策を実施するほか、専門業者による生息状況調査、個体の特定を目的としたDNA分析などを実施してまいります。

○金谷委員 鳥獣保護管理法の改正によって自治体の発砲許可となることが示されております。

それでは、何がどのように変更されるのでしょうか。

○松野郷環境部次長 本年2月21日に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護管理法の一部を改正する法律案が閣議決定されております。

現行の鳥獣保護管理法では、住宅が集まる地域や広場、駅など、多数の者が集合する場所での銃猟を禁止しているため、人への危険性が高い場合は、警察官職務執行法に基づき、警察官がハンターに命令して発砲することになります。

今般の改正する法律案では、熊等の危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入し、人身被害を防止する措置が緊急に必要、銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難かつ避難等によって地域住民に弾丸が到達するおそれがない場合において、市町村長の判断で緊急銃猟ができるとされております。

また、市町村長は、緊急銃猟の実施に伴って損失を受けた者に対し、通常生ずるべき損失を補償すること、必要に応じ、通行制限や避難指示を実施することなどが主な改正内容となっております。

この法律案は今通常国会に提出される予定で、その施行期日は公布の日から起算して6か月を超えない範囲において政令で定める日からと予定されておまして、国は、法改正に伴い、ガイドラインを作成し、緊急銃猟を実施する際の事前の準備、実施の判断、実施の流れなどが示される予定でございます。

本市といたしましても、法律の運用に係る詳細については不明な部分もあるため、今後、国のガイドライン、北海道が開催する市町村向け説明会等の情報を踏まえ、具体的な対応を検討するとともに、現在、協力関係を構築しております猟友会及び警察と情報共有を図るなどして、事前の準備を関係者間でしっかり行ってまいりたいと考えております。

○金谷委員 自治体として、ヒグマ出沒に備え、検討していること、さらに、訓練の実施時期についてもお聞かせください。

○松野郷環境部次長 ヒグマの出沒に関して、その対応訓練についてでございますが、昨年8月に市内中心部の河川敷で関係法令を踏まえた発砲、駆除までの一連の行動手順やお互いの役割分担などについて実践レベルで確認するとともに、訓練結果等を踏まえた携行型のチェックリストを作成しております。また、本日、当部の担当職員が札幌市で開催される屋内侵入を想定したヒグマ出沒時の対処訓練の視察に行っております。

令和7年度におきましても、5月に猟友会及び警察と連携した射撃訓練を予定しているほか、北海道や道内自治体を実施する訓練への参加や情報収集を通じてヒグマ対策の対応力の強化に努めてまいりたいと考えております。

○金谷委員 ハンター報酬について、北海道の対策事業を交付金として新設されると聞いておりますが、内容については何でしょうか。

○松野郷環境部次長 出沒したヒグマへの対応で出動した猟友会のハンターへの報償につきましては、本市の場合、ハンター1人1回当たり1万円、また、箱わなの運搬・設置作業1回につき2万5千円を支払っているところでございます。

令和7年度につきましては、これらに加えて、ヒグマを捕獲した場合、捕獲個体の解体及びヒグマの保護管理のために北海道に提供する大腿骨や肝臓等の試料採取の作業に従事したハンターに1人1回当たり1万円を支払ってまいります。

ハンターの出動手当の額に関しては、国や北海道からの基準額が示されていないため、道内の各自治体は地元の猟友会と協議して報酬等の金額を決めている状況でございます。

また、ハンターの出動する日数や時間、場所など、従事内容が地域ごとに様々でありますことか

ら、金額を単純に比較して判断することは難しいですが、今後も、他の自治体の状況も確認しつつ、猟友会旭川支部と丁寧に対話を重ね、ヒグマの出没対応をお願いするハンターに過度な負担が生じないように努めてまいります。

○金谷委員 増額の可能性もあるということかなというふうに思います。

最後に、懸念として残るのは就実の丘近辺で冬眠しない個体がいるという情報でございます。それに対してどう考えているのか、また、どのような対策をしていく予定ですか。

○松野郷環境部次長 就実の丘近辺の熊の出没につきましては、猟友会会員からの通報を受け、詳細を伺いましたところ、足跡があった場所は東神楽町の行政区域内であったため、速やかに東神楽町への情報共有を行っております。

このヒグマは、昨年、本市西神楽の就実地区や東神楽町で出没を繰り返した個体と推察しており、出没後、環境部の担当職員が東神楽町に赴き、今後も情報共有と連携して対応することを確認してきたところでございます。

また、昨日、西神楽の就実地区でヒグマの目撃情報があり、猟友会と現地調査を行った結果、足跡の痕跡を確認しましたので、引き続き警戒してまいりたいと考えております。

このように、本市は年間を通じて出没対応できる体制を整えておりますので、通報があった際は迅速に対応しておりますが、近年の温暖化による気温の上昇により冬期が短くなり、ヒグマの冬眠に影響が生じるなど、今後の環境の変化も考えられるため、そうした観点にも適用できるよう、引き続き、本市のヒグマ対策の体制強化に取り組んでまいります。

○金谷委員 では、次の課題に行きます。

4款2項1目近文清掃工場設備補修費、近文のごみ焼却場について伺います。

まず、事業の概要についてお聞かせください。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 近文清掃工場設備補修費につきましては、当該施設を効果的に保全、管理するほか、各設備を整備、補修し、機能の確保を図ることを目的に実施している事業でございます。

新年度につきましては、ごみ収集車が収集してきたごみをピットに投入する場所、いわゆるプラットフォームと呼ばれている路面のロードヒーティング設備の補修に300万円、ごみの焼却により排出ガス中に含まれる有害な物質を消石灰や活性炭などと反応させて取り除くバグフィルターと呼ばれている装置の制御盤内機器の更新に1千188万2千円、合計1千488万2千円を計上しております。

○金谷委員 それでは、近文清掃工場ではどのようなごみを受け入れていますか、焼却の流れについてもお聞かせください。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 清掃工場では、家庭系の燃やせるごみ、事業活動などで発生した燃やせるごみ、また、一部リサイクルが困難な汚れたプラスチックなどのいわゆる廃プラ残渣の焼却処理も行っております。

また、主なごみ焼却の流れといたしまして、焼却炉内に投入されたごみは、常にダイオキシン類の発生を抑制するとされる燃焼温度800度から1千度で約2時間半かけて完全燃焼され、排出ガスは、冷却された後、排出ガス中に含まれる有害な物質を消石灰や活性炭などと反応させて取り除くバグフィルターと呼ばれる装置を通して煙突から排出されます。また、焼却の際に発生した燃え

殻とバグフィルターで補修した飛灰は、旭川市廃棄物処分場へ搬出し、埋立処分を行っております。

○金谷委員 排出ガスの安全性についてはどうなっていますか。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 排出ガスの安全性であります。ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、硫黄酸化物、ダイオキシン類、水銀など、全部で6項目の測定を行っており、全て基準値以下と確認しております。

○金谷委員 それでは、お聞きいたしますが、排出ガスの測定項目にP F A S値は入っておりますか。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 P F A S、有機フッ素化合物につきましては、2009年以降、環境中での残留性や健康被害の懸念から国際的に規制が進み、現在では日本を含む多くの国で製造、輸入が禁止されております。

日本では、水道水や公共用水及び地下水に含まれるP F A Sに対しまして、暫定目標値50ナノグラム・パー・リットル、1リットル当たり50ナノグラム以下と定めて規制されておりますが、大気中などの規制はされておられません。このことから排出中に含まれるP F A Sの測定は行っておりません。

また、現在、P F A Sが含まれていると言われます防水加工、半導体、泡消火薬剤などは燃やせるごみとして区分されていないことから、清掃工場に搬入することができないため、排出ガス中にP F A Sが含まれる可能性は低いと考えております。

○金谷委員 含まれていないと判断しているという御答弁なのですが、燃やせるごみの中にもリサイクルされた紙などに多くこれまでもP F A Sは入っていると聞いております。

環境省のP F O S及びP F O A含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項では、確実に分解される方法で適正処理することとして要求定義事項を示しています。P F A Sの燃焼温度、分解は、焼却では1千度、800度ということで2時間半という御答弁でしたが、焼却の温度が十分ではないのではありませんか。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 焼却温度につきましては、先ほどの質疑と重複する部分もありますが、ダイオキシン類の規制を満たすべく、常に800度から1千度の高温でのごみ焼却を行っております。

1千度以上にした場合、人体への悪影響を及ぼすおそれがある窒素酸化物の生成が顕著に行われてしまうため、焼却温度の過剰な高温管理は避けるべきと考えております。

○金谷委員 焼却残渣についてです。安全性についてどう考えていますか。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 焼却残渣の安全性の確認につきましては、ダイオキシン類、重金属類が国で定められた基準値を超えていないかの測定を実施し、値が各基準値以下であることを確認しております。

○金谷委員 工場周辺のP F A Sの測定の必要性はないのか、測定をしないのか、近文清掃工場周辺地域環境対策費としてお聞かせください。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 ダイオキシン測定の概要についてでございますが、夏季4か所地点、冬季1か所地点で大気中のダイオキシン類の測定を行っており、いずれも環境基準を下回っていることを確認しております。

また、P F A S、有機フッ素化合物の測定についてでございますが、先ほどの質疑の答弁で述べ

ましたように、大気中などの規制はされておられませんことから、測定は実施しておりません。

○金谷委員 続きまして、芳野の埋立処分場、廃棄物最終処分場改修費についてもお聞きいたします。

まずは、概要をお聞かせください。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 廃棄物最終処分場改修費につきましては、持続的な処分場機能の確保のため、老朽化した施設の改修等を行うものであり、主に浸出水処理設備の更新を行っております。

令和7年度におきましては、浸出水処理設備の一つであります膜分離処理の膜エレメントの交換を予定しております。事業費は1千331万円を計上しております。

○金谷委員 浸出水の処理の設備についてお聞かせください。また、汚泥に対してはどのような状況でしょうか。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 処分場の埋立地に降った雨や雪解け水は、地下水や河川などの汚染を防止するため、浸出水処理設備で浄化して河川へ放流しております。

主な処理工程といたしましては、生物処理を行い、微生物の働きによって有機汚濁物質と窒素分を分解し、その後、膜分離処理において微細な浮遊物質を除去します。また、汚れが除去できない場合は、さらに活性炭吸着装置を用いて活性炭による吸着除去を行い、水質基準を遵守した上で河川へ放流しております。

なお、この処理過程で発生する汚泥につきましては埋立地に運搬して埋立処分を行っております。

○金谷委員 浄化処理後、河川に放流しているということなんですね。

排水の水質検査はどのようなものですか。また、この水の中からPFASは検出される可能性はありますか。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 国が定めた河川へ放流するときの処理水の水質検査項目には、排水基準とダイオキシン類基準がございます。排水基準には水銀や鉛などの有害物質に該当する項目も含まれており、全部で47項目の検査を行っていますが、現在のところ、PFASは有害物質の検査項目には含まれておりません。

しかし、PFASの一種でありますPFOSは、電化製品の半導体や写真フィルムなどに、PFOAはカーペットの繊維製品などに使われていた経緯があり、水溶性であることから、これらの製品を埋めた可能性がある旭川市廃棄物処分場では処理水からPFASが検出される可能性はあると考えられます。

○金谷委員 浸出水の中からPFASが出る可能性は十分あると思われます。測定をすべきではありませんか。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 現在のところ、PFASは有害物質の検査項目に含まれていないことから、特に検査を行っている状況にはありません。

一方で、本市の環境指導課では、令和2年に環境省がPFOS及びPFOAを要監視項目に追加したことに伴い、市内4か所の公共用水域において定期的にPFOS、PFOAの測定を開始しております。

測定箇所につきましては、石狩川、忠別川の浄水場の取水口付近、江丹別川の永見橋付近及び忠別川の旭川大橋付近となっております。浄水場の取水口付近については、毎年、測定を実施し、

その他は隔年で測定を実施しております。

永見橋につきましては、処分場の下流側に位置しており、令和6年にPFOS、PFOAの測定を行っておりますが、暫定指針値を大きく下回っているといった結果となっており、現時点において処分場からPFOS、PFOAが検出される可能性は低いものと考えておりますが、引き続き処分場の排水基準に関する国の動向にも注視してまいります。

○金谷委員 環境省の自治体調査、旭川での4か所の水の測定については私も分かっておりますけれども、それだけではなく、最終処分場の浸出水について、どのぐらいの濃度で、危険性があるのか、ないのかについて測定をすべきではないかと思います。

芳野の処分場については、一応、活性炭吸着装置というのが設備としてあります。それはあまり使っていないというふうにお伺いしました。それであれば、PFAS測定をしたらかなりの濃度が出る可能性が大きいと私は考えておりますけれども、その場合、設備にある活性炭吸着装置を使って除去、対応すべきではありませんか。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 処分場の浸出水に含まれるPFOS及びPFOAの処理につきまして、千葉県環境研究センターが調査した研究結果を公表しており、活性炭吸着による処理が除去対策として一定程度有効に機能していると記述されております。

今の処分場に設置されている活性炭吸着装置につきましては、現在の国が定めた水質基準に合致させるため、状況に応じて運用しており、PFASの除去を目的とした運用は行っていないですが、引き続き、その有効性について調査研究を進め、対処が必要となった場合の対応策について検討してまいります。

○金谷委員 それでは、引き続き同じ課題ということで取り上げますが、4款2項1目次期最終処分場整備費、次の埋立処分場のことです。

令和7年度予算内容と現在の整備状況についてお聞かせください。

○澤渡環境部次長 次期最終処分場整備費の予算額2億56万5千円につきましては、令和12年度の開業に向けた次期処分場全体の実施設計や地質調査、また、用地測量の委託料として1億9903万3千円とこれに伴う事務費153万2千円でございます。

次期処分場の開業に向けた現在の状況といたしまして、昨年度は、整備方針や配置計画など、施設整備に向けた基本的な方向性を整理した基本計画を策定いたしました。

今年度は、基本計画に基づき、各施設の具体的な仕様を決定する基本設計を行っているほか、建設に伴う環境影響調査を実施しております。いずれの業務も今年度末に完了する予定となっており、完了後はその内容につきまして建設地周辺の地域や関係団体へ周知してまいります。

○金谷委員 令和6年度に環境影響調査を行われていると思います。その根拠、さらに、目的についてお聞かせください。

○澤渡環境部次長 環境影響調査の目的としましては、次期処分場の周辺地域環境の状況を把握した上で工事中や稼働後の影響を予測し、必要に応じて保全対策を実施するために調査するものでございます。

環境影響調査には、生活環境と自然環境に関する調査方法がありますが、生活環境影響調査は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、騒音や悪臭など、周辺住民への影響を調査します。

自然環境影響調査は、環境影響評価法に基づく調査でありまして、埋立処分場の面積が25ヘク

タール以上を対象としております。当該処分場の埋立地面積は3.1ヘクタールでございますので、自然環境影響調査の対象外とはなっておりますが、処分場の造成に当たりまして、動植物への影響をできるだけ小さくするために事前調査が必要と判断したものでございます。

○金谷委員 それでは、調査について、動植物の調査の範囲、重要種を含め、実施日など、調査方法をお聞かせください。

○澤渡環境部次長 動植物調査につきましては、現地に生息する種類を確認する現地調査と旭川市内全域における動植物の種類や組成を既存の資料から把握する文献調査を実施しております。

現地調査につきましては、その対象範囲を建設地とその周辺200メートルとし、動物につきましては、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物に区分して、令和6年2月から9月までの四季ごとに自動撮影や採集、観察の各調査を3日間程度実施しております。

また、植物につきましては、現地の踏査により確認された種を全て記録するフロラ調査を植物が繁茂する春及び夏に2日間程度実施しております。

調査時間につきましては、基本的には日中でございますが、動物の自動撮影に関しましては赤外線感知式のセンサーと連動させたカメラを通年で設置しております。

この現地調査では、建設地周辺において、動物全体で560種のうち、重要種が25種、植物全体250種のうち、重要種の5種を確認しております。また、文献調査では、市内全域において、動物全体で2千497種のうち、文化財保護法などに指定されている重要種として83種、植物全体で884種のうち、重要種として60種を確認しております。

○金谷委員 文献調査と比較し、著しく少ないと思います。それはなぜですか。範囲の追加はしないのでしょうか。

調査は、上流部を含め、拡大すべきと考えます。定量調査の必要性はいかがでしょうか。

○澤渡環境部次長 今回調査した文献資料は27種類ありますけれども、いずれも旭川市内全域が調査範囲の対象となっておりまして、複数の調査結果を集約しておりますので、多くの情報量がございます。

そのため、調査範囲を建設地周辺とする現地調査資料と市内全域とする文献調査資料を比較して種類の数の違いについて評価することは難しいと考えますが、今回の現地調査でニホンザリガニやフクジュソウといった重要種を複数確認しておりますので、川の上流部を含めた定量調査やモニタリングなど、継続調査の必要性について検討してまいります。

○金谷委員 次期処分場は、当初の覆蓋型の処分場から変更されました。オープン型となり、夜間の作業や生態系に大きな変化を及ぼします。周辺環境の保全に最大限の対策が必要ではありませんか。

○澤渡環境部次長 次期処分場は、埋立地を屋根で覆う覆蓋型からオープン型に計画を変更しましたが、その維持管理方法としましては、埋立地に運び込まれた廃棄物は、その日のうちに土を覆いかぶせるサンドイッチ・セル工法と呼ばれる手法で管理し、カラスの飛来や廃棄物の飛散、臭いなどを防ぐほか、埋立地周辺に柵を設置することで動物の侵入も防止します。

また、浸出水につきましても、雨水が埋立地内を通過し、地下に浸透しないように埋立地全体を遮水した上で、公共下水道へ放流するとともに、漏水の検知や地下水質のモニタリングも継続的に実施しながら周辺環境の保全に努めます。

そのほか、建設工事に際しましては、低騒音、低振動の建設機械を使用するなど、現地の生態系への影響を可能な限り抑制してまいります。

○金谷委員 現在の処分場、先ほどお聞きいたしました芳野最終処分場と今整備をしつつある次期処分場では浸出水についての処理が変わるということです。これは、今までの処理していたことをせず、下水道に放流するという変更になっています。

処理方法はどのようなものか、お聞かせください。また、なぜこのように変更するのでしょうか。

○澤渡環境部次長 次期処分場の埋立地を通過した浸出水は、公共下水道に放流し、下水処理センターで処理された後に公共水域に放流されることとなりますが、公共下水道に接続するためには下水道法で定める基準以下に処理する必要があります。

環境省が定める性能指針では、公共水域である河川に直接放流する場合のBODが1リットルにつき20ミリグラム以下、SS、浮遊物質量が1リットルにつき10ミリグラム以下となっておりますが、下水道に排出する水質基準は、BODとSSが共に1リットルにつき600ミリグラム以下と、河川放流に比べて水質の基準が低く設定されておりますので、処理設備の整備、管理も含めたコストの抑制が可能となります。

そのため、次期処分場の浸出水処理方法につきましては、下水道基準を満たし、現処分場より簡易な地下水や河川水を混合する希釈処理方法で検討しております。

○金谷委員 コストが理由ということで、浸出水はただ水で薄めて下水道に放流するだけになるということなんですが、これについては非常に問題があると思います。PFASは出る可能性があるとも言っているわけで、これから整備する新しい次期処分場についての準備が不足していると思います。

PFAS対策が不十分であり、今後、浸出水の数値を調べるべきではありませんか。また、さらにPFAS除去、対応の準備をするべきではないかと思います。後になって出戻り工事をするようなことは決してあってはならないのではないのでしょうか。

○太田環境部長 次期処分場から排出する浸出水につきましては、現計画では下水道放流を前提としてございますので、PFASの処理措置を今の段階で設計に反映させるといった場合、明確な設置指針等が示されていないといったことから、どのレベルの処理施設とすべきかの判断が非常に難しく、コストの増大といったものが想定される上、国費の対象にもならないといったことのほか、今後、検査項目に含まれた段階で、もしその基準を満たしていないということになれば、再度、整備しなければならないといった手戻りが生じる可能性もございます。

そのため、次期処分場につきましては、現在の下水処理基準に応じた施設整備を基本としながらも、PFASに関連した物質を処理する有効な方法について情報収集を行い、PFASが検査項目に含まれた場合も想定しながら、例えば、施設の増設が可能な構造としておく、または、そのスペースを確保していくといった検討をするなど、稼働後の調査といったものも含めまして、将来を見据えた柔軟な対応が可能な方策等についても一緒に検討してまいります。

○金谷委員 PFASについて、課題認識がまだまだ不足と。化学繊維、界面活性剤、食品包装の紙、焦げつき防止、泡消火剤などなど、多くのものに入っています。

国際がん研究機関は、2016年、PFASの一部を発がん性物質に分類、2019年発表の海外論文でPFAS暴露男性被験者1万4千658人について、追跡31年によると、肝がん、リン

パ系造血組織の悪性新生物、糖尿病、肝硬変が増加しました。

私は、今回、この質問をするに当たって、厚生労働省人口動態統計保管統計表の都道府県編の市町村別による死因を調査しました。令和４年度の市町村の人口で割り、比較をした結果、環境省調査でPFAS値が日本の暫定目標値の５０ナノグラムに対して高かった自治体と全国で低かった自治体４７市、これはアメリカの規制値４ナノ以下の町を抜粋しました。

比較では、乳がんは３．５倍、肝臓がんは２倍、急性心筋梗塞は３．４倍、心不全は３．１倍、くも膜下出血は４．３倍、PFASによる影響がある、リスクが高いとされる脂質異常症によるリスクがある血管系疾患の死亡割合は特に高いということが分かりました。

旭川市の清掃工場、処分場、次期処分場を含めてPFASに対しての認識を改め、測定を含め、今後の対策、考え方が必要ではないか、最後に責任ある副市長として答弁を求めます。

○中村副市長 近文清掃工場、それから、芳野の最終処分場、また、次期処分場に関しまして、指摘がございました。

特に、PFASに関しましては課題認識が不足しているのではないかと御指摘もございました。PFASにつきましては、人の健康と環境への悪影響という重大な影響が出てきます。そういった観点から、ヨーロッパでは制限案が出されるなど、国際的な規制が始まっております。環境省でも令和２年に暫定指針値を定めており、国際がん研究機関からは、今、委員からも御指摘がありましたように、具体的な発がん性のリスクというものが発表されております。

そうしたことを踏まえながら、委員が御指摘いたしておりますような対応について、これはまさに人の健康に関わることでありますので、決して後手に回ることがないように、準備しておくということは重要なことであるというふうに認識しております。

継続して国の動向を注視し、情報を収集しながら、今現在、旭川市として何ができるかというような具体的な対策を想定しながら検討を進めていきたいと考えております。

○高橋紀博委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後１時４０分

再開 午後１時４２分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○中野委員 私からは、第１回定例会予算分科会の民生常任委員会所管分としまして３事業を予定させていただきました。

一つは生活保護費に関係する内容、もう一つは議案第６７号の宿泊税の提案について、そして、先ほどもありましたが、環境部の鳥獣対策費の関連で幾つかお尋ねをしたいと思っております。

それでは初めに、生活保護の関係について福祉保険部にお尋ねをしていきたいと思います。

急遽ではありましたが、資料要求をさせていただきました。生活保護費の令和２年度から令和７年度予算案までの状況について扶助別でお示しをいただきました。また、下段には、被保護世帯、被保護人員、人数等についてもお示しをいただいたところでございます。急遽の対応をありがとうございました。

私の課題意識を冒頭に申し上げておきますと、やはり大きな生活保護費というのも当然でありま

す。１８０億円から１９０億円ということで、各年度、一定程度の大きな予算執行がされています。当然、国の受託事業ということでもありますので、一部の部分について旭川市が負担をしているところではありますが、その一部の負担として一般財源から莫大な額を毎年のように支出しているという課題意識があります。

厳しい財政状況というふうにここ近年、言われておりまして、市長の市政方針でもそういったお話があったと受け止めております。こういったところをどのように縮減、抑制していけるのか、大きな課題を抱えている、また、そこを所管するのが福祉保険部だというふうにも思っております。

その中でも、今日の資料に示していただきましたが、大きな負担として医療扶助費が全体の中でもかなりのウェートを占めているところで、これまでの課題や取り組んできた内容、そして、令和７年度予算の中でどういったことを計画し、どういった展開をしていくのか、その辺についてお聞きをしていきたいと思っているところであります。

それでは初めに、令和７年度における生活保護適正実施推進費に触れていきたいと思います。

この適正実施推進費の事業費、そして、財源の内訳、さらに、事業の概要についてそれぞれお問い合わせをしたいと思います。

また、改めてではありますが、生活保護費の本市の財政負担についても、この際、お示しをいただきたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 生活保護適正実施推進費は、生活保護の適正な運営を確保するため、実施基盤の整備充実や医療扶助費の適正化を推進するとともに、保護受給者の自立に向けた求職活動、就労を支援することを内容としておりまして、令和７年度予算額は４千１９５万６千円でございます。

具体的には、実施基盤の整備に関しましては、職員研修の充実や暴力団関係ケース対策の実施など、医療扶助の適正化に関しましては、医療費請求の明細書であるレセプトの点検や長期入院患者の退院促進、保護受給者の健康管理支援、多剤投与者への服薬情報通知など、保護受給者の自立に関しましては、年金受給の推進や求職活動の支援に当たる就労支援員の任用、就労準備のためのステップアップ支援プログラムの実施などとなっております。

財源といたしましては、事業によって補助率が異なりますが、４分の３や３分の２、２分の１の国庫補助があるところでございます。また、生活保護の財源につきましては、４分の３が国庫負担金であり、残りの４分の１が一般財源となっております。

○中野委員 それぞれ答弁をいただきました。

後段では生活保護費の財源についてもお答えがあり、これは当然のことではありますが、残りの４分の１が一般財源ということでした。

今日の資料にもありますが、令和７年度の予算案としては、生活保護費全体で１８６億１千５９１万３千円ということで、その４分の１となると、約４６億５千４００万円というかなり大きな額になっていますし、こういった４６億円規模の予算が一般財源として毎年のように支出されているのもまた事実だと受け止めております。

答弁の中でも、健康管理の支援や多剤投与者への様々な取組、また、長期入院患者への退院促進についても適正実施推進費の中で事業として行っているということで、期待をしていきたいなというふうに思っているところでもあります。

もちろん、誤解のないように冒頭に申し上げておきたいと思いますが、生活保護については日本国憲法第25条の生存権の理念に基づいて制定された生活保護法というものがございます。その趣旨からいいますと、全ての国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有するという事で、当然の権利だと私も理解をしているところでありますし、必要な方々がこういった制度を活用していけることを今後においてもしっかりと推進していただきたいと思っている一人でもあるということとをまず申し上げた上で、課題について、順次、質問していきたいと思っております。

次に、ただいま答弁がありましたこれまでの事業成果についてであります。どのような評価をしているのか、伺っておきたいと思っております。また、本事業の推進に伴って、生活保護費全体における医療費の縮減や抑制等、あるいは、就労者数が増加するなど、具体的な結果を事業の展開によって得ることができているのか、その辺についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○高桑福祉保険部生活支援課長 生活保護適正実施推進事業における医療費の適正化に関しましては、令和3年1月より全国的に必須事業となりました被保護者健康管理支援事業におきまして、生活支援課医療介護係に保健師1名と看護師1名を配置し、ケースワーカーと連携して生活習慣病の重症化を防ぐための早期介入を積極的に進めており、生活保護受給者の健康管理と自立支援の観点から医療費の抑制に努めてきております。

医療費の縮減に関し、健康管理支援につきましては、その主目的が予防でありますことから、具体的な金額としてお示しすることは困難でございしますが、ほかの事業の成果といたしまして、令和5年度におきましては、レセプト点検事業で8千422万4千円、退院促進事業で7千954万2千円の医療扶助費を削減する効果が上がっているところでございます。

次に、生活保護受給者の就労支援に関しましては、令和5年度実績でございしますが、就労支援員による支援を受けた者171人のうち、20人が就労を開始し、また、ハローワークとの連携により支援を受けた者185人のうち、50人が就労を開始するなどの実績となっております。

○中野委員 事業の成果、結果について、それぞれ御答弁をいただきました。

中段でも答弁がありましたが、令和5年度のレセプト点検、また、退院促進事業で1.6億円ぐらいの削減効果を上げているということだったと思っております。また、就労についても一定程度の効果を上げているというふうにお聞きしたところでありますが、一方では大きな課題を抱えているのも事実だと思っております。

ただいま生活保護適正実施推進事業の成果について御答弁をいただきましたが、事業における課題はどのようなことと考えているのか、この際、その辺についてもお聞きをしておきたいと思っております。

○高桑福祉保険部生活支援課長 まず、医療費の適正化に関しましては、生活保護受給者の健康管理支援事業につきまして、支援対象者の約半数に受診行動や健康状態の改善が認められてはおりますものの、医療費の縮減ということに関しましては、今年度の医療扶助費が大きく増加しているという状況にあることを踏まえ、成果につながっておらず、まだまだ改善の余地があるものと認識しております。

就労支援に関しましては、生活保護受給者には、稼働能力を有するが、その能力を発揮していない方がまだ多くおりますので、自力では就労に至らない方々をいかに支援し、稼働能力の発揮につなげていくか、そこが大きな課題となっております。

○中野委員 課題について答弁をいただきました。

まだまだ改善の余地があるということで、今日の資料を見てもまさにそのとおりだなと思っているところです。しかし、こういった事業を推進している以上は、過去5年なりの経過の中で成果が数字として見られるような状況をつくっていただきたいということを期待したいと思っていますところであります。

それでは、令和7年度における生活保護費全体の話に移りたいと思います。

生活保護費の予算については、資料もいただいているところではありますが、過去5年間と比較してどのような予算内容となっているのか、お聞きをしておきたいと思います。また、特徴なども含めてお聞きをしておきたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 令和7年度生活保護費の予算額は、前年度当初予算から3億8千901万9千円増の186億1千591万3千円となっております。

本市の生活保護費の決算額は、近年、少しずつではありますが、減少傾向が続いておりましたが、今年度は、第4回定例会及び本定例会で補正を必要とするなど、決算見込みが当初予算額を大きく上回っているところでございまして、そのため、令和7年度予算額も増加に転じたところでございます。

予算増の原因といたしましては、さきにも申し上げましたが、医療扶助費の増加によるものでございます。

○中野委員 答弁いただいたとおりだと思います。人口減少や高齢化の課題もあって、生活保護の費用の執行状況にも各年度で様々な状況があるなというふうに思っているところでもあります。

高齢化の進展とともに、例えば、資料にもある介護扶助費の令和2年度の決算と7年度の予算案、もしくは、令和6年度の決算見込みを見ても、やはり介護に関わることはやや増加の傾向にあるということで、ここは理解ができるなと思っております。

また、人口減少ということもあるので、生活扶助費については、2年度と6年度の決算見込み、また、7年度の予算案を見ても、全体のパイというか、人数が減っているので、減少の傾向にあるということは理解できます。

くどういようではありますが、実際に被保護人員が令和2年度は1万2千232人に対して令和6年度決算で1万1千382人ということで、医療扶助費が令和2年度の95億円から今回は100億円を超えるようなオーダーになっています。医療技術の高度化、また、高度な薬剤など、医療に係る様々な費用が大きくなっているというのは理解できる場所ではありますが、対策をさらに強化をしていく必要が資料からも見てとれるのかなと思っております。

そして、被保護世帯及び被保護人員については、資料でもありますし、また、これまでの議会答弁なんかでも減少傾向になっているとお聞きをしているところでもあります。保護率も含めてどのような認識を福祉保険部として持っているのか、お伺いをしておきたいと思います。また、保護率の改善に向けた取組についてもお聞かせをいただきたいと思っています。

○高桑福祉保険部生活支援課長 昨年度までの直近5年間での生活保護受給者の推移につきましては、令和元年度が被保護世帯9千929世帯、被保護人員1万2千442人だったところ、令和5年度は、被保護世帯9千588世帯、被保護人員1万1千452人であり、減少してきております。

これに伴い、人口1千人当たりの保護受給者の割合を示す保護率も、令和元年度が37.2パー

ミルのところ、令和5年度は35.7パーミルであり、減少してきていました。

しかしながら、今年度は、1月末時点ではございますが、被保護世帯は9千597世帯、被保護人員は1万1千399人であり、世帯数が増加に転じております。また、人員は引き続き減少しているとはいえ、市の人口減少数と比べると微減でありますことから、保護率でいえば36.1パーミルとなり、こちらも増加に転じているという状況でございます。

○中野委員 保護率が全体を通して増加に転じているという見解をお示しいただきました。

道北の中核都市として医療や介護の機能、施設が集積している旭川市でありますので、旭川以北からの転入などもあって、こういった状況は想像できますが、大きな課題の一つという答弁をしていただいたと思っております。

また、先ほど来、生活保護適正実施推進費に関する事業の内容、事業の結果、それぞれお答えをいただいております。そういった適正実施推進の事業を行いながらも、なかなかぱっとした結果を得られていないという趣旨の答弁でもあったかなと思っております。

生活保護費については過去5年間を見ても医療扶助費が最も高額となっており、資料のとおりであります。令和6年度決算を見ても、5割以上が医療費になっているところであります。

このことについてはどのような要因があり、また、どのような認識を持っているのか、それぞれ見解をお伺いしたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 生活保護費のうち、医療扶助費が5割以上を占めていますのは例年のことであり、また、全国的にも同様な傾向がございます。しかし、令和6年度の医療扶助費に関しましては前年度決算額から約7億円増加する見込みとなっております。この状況には危機感を持っております。

令和6年度の医療扶助費の決算見込額約100億円が令和元年度の決算額とほぼ同額となっておりますことから、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる令和2年度からの医療費の減額傾向が収まり、コロナ前の水準に戻ったものとも考えることも可能ではございますが、医療扶助費の増加の主な原因として入院医療費の増加が顕著でありますことに特に注意しております。

特に、令和6年1月以降、入院件数や金額が増加傾向にございます。これは、コロナ禍の間の受診控えによる健康状態の悪化や、後期高齢者である75歳以上の保護受給者の割合が増加していることから、高齢者特有の糖尿病や高血圧をはじめとした生活習慣病の悪化などによる入院の増加が原因であるというふうに考えております。

○中野委員 医療扶助費増加の主な要因については、答弁がありましたように、ポイント、課題というか、そういったことはしっかりと押さえているんだなと思いました。そういった要因を押さえながら効果的な対応策を実施していく必要があると思います。

これまでの課題について、今日も様々な御答弁をいただきましたが、そういったことを踏まえ、令和7年度予算における事業では、この医療扶助費の抑制や削減に向けてどのような取組を計画しているのか、具体的な内容についてお聞きをしておきたいと思っております。

○高桑福祉保険部生活支援課長 医療扶助の適正化に向けまして、令和7年度予算で新たに措置した事業としては特にございませんが、今後の対応方針といたしましては、医療扶助費の増加の主な原因である入院患者の減少に向けまして、被保護者の生活管理支援事業の強化を図りたいというふうに考えております。

特に、長期入院につながりやすい脳血管疾患は、糖尿病や高血圧などの生活習慣病の重症化の結果、起こる疾患と言われており、本市の生活保護受給者におきましては、生活習慣病の有病割合や1人当たり医療費が全国や全道と比べても高い傾向にあります。

そこで、生活習慣病の早期発見、早期治療につなげるため、健康状態が不明な保護受給者の健診受診者の増加に向けた取組のほか、生活習慣病の重症化予備群の方への重点的な保健指導、生活支援を行うとともに、生活習慣病治療中断者への受診再開の勧奨、健康管理支援システムを活用したレセプト分析やハイリスク者の抽出などの効率的な健康管理支援体制の構成などにも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○中野委員 令和7年度における事業について、具体的なものをお聞きました。

冒頭、令和7年度予算で新たに措置した事業は特にありませんということでありました。これまで行ってきたことを粛々と継続していくということだと思っておりますが、こういった状況を踏まえ、医療扶助費については、予算案としては令和6年度の決算見込みよりもやや小さな額が計上されておりますが、6年度でも補正があったように、7年度も恐らく補正が発生するというふうに想像しているところであります。そうすると、今の答弁では少し疑問が残るかなというふうに思っております。

厚生労働省でも生活保護に関する医療費扶助の課題については従来から問題視されておりまして、令和4年4月28日に示された厚生労働省の検討会での資料を拝見させていただきましたところ、その中に旭川市の状況も記載されていて、全国と比較してもなかなか厳しい状況にあるんだなというふうに思いました。

具体的なことは答弁の中では触れられていなかったと思いますが、特に、医療費の中でこういったものが課題なのか、糖尿病とか、そういったことについては触れられておりましたものの、全国の統計といいますか、厚生労働省では診療種別ごとに統計を出していて、ぱっと見た感じでは、精神だとか行動の関係について診療を受けている傾向が全国でもかなりあるんだなというふうに思っております。

私も、これまでに何人もの生活保護を受けている方々から御相談を受けてきたり、また、生活保護について手続をしたい旨の相談を受けたりすることがありました。その中では、やはり、精神疾患を抱えていた方も多かったのかなというふうに思っております。こういったことへの何らかの対応策を打ちながら今日に至ると思っておりますが、こういったことも旭川市では一定数あるんだろうなと思っております。

また、答弁がありましたように、入院による受診、また、1日当たりの入院費についても統計が示されていて、全国的にもこういったところに費用が多くかかっているということで、旭川市も類似する傾向があるんだなというふうに思っております。やはり、そういった対策強化が全国と比較しても求められるということだと思います。

そして、保護率についても触れていただきました。先ほどの答弁では、やや増加の傾向にあるということでありました。令和2年度においては、国全体としては厚生労働省の資料では205万2千人ぐらいの被保護者がいて、資料では全人口に対して1.63%となっております。

世帯数については約163万7千世帯ということで、これが、令和4年1月の速報値では、人口減少もあるせいなのか、全体の被保護人数については203万7千人ということで、やや減少し、

保護率についても、令和2年度の1.63%から1.62%ということで、少し減少の傾向にはあると。

ただ、国としても、保護世帯、保護人員の減少の一方で、医療費に係る部分については各自治体にも対策を求めている、だからこそ適正実施推進費といったものが措置されているのかなというふうに思っているところであります。

旭川市の状況について、全国から見てどんな状況にあるのかなということで厚生労働省の資料を見てみますと、保護率は、北海道については全国の中では大阪府に次いで第2位と示されておりました。全国の中核市の上位5市についても情報提供があり、中核市の中では道内の函館がトップで、全国4番目に旭川市があるということで、人口の3.63%という数値になっております。中核市の下位5市についても情報提供があり、松本市や富山市、最下位は豊田市で、保護率は0.56%と示されています。

こういった厚生労働省からの資料、そして、課題、また、各都道府県、市町村に求められる対策については受け止めていると思いますし、今日も御答弁があったとおりで思っておりますが、今、課長から特段の対応策は計画していないということでありました。旭川市として取り組んできた180億円を超えるもので、予算としては4分の1とはいえ、冒頭で述べましたとおり、46億円を超えるような一般財源を支出するというので、しっかりと効果の出る対策を、事業の成果を上げていかなければいけないというふうに思いますので、部長にもお尋ねをしておきたいと思います。

先ほど、減少傾向だった保護費が増加に転じたということでの答弁がありました。そういった現状を踏まえて、問題提起、課題について私からも述べさせていただきましたが、そのことも含め、部長の認識をお聞かせいただきたいと思います。

○川邊福祉保険部長 生活保護、中でも医療扶助に関して、生活支援課長から、先ほど来、答弁をさせていただいたところでございます。

まず、本市の生活保護世帯というのは、その6割弱を高齢者世帯が占めており、そのほとんどが独居生活を送る単身者という状況にございます。

答弁の中でも出てまいりましたが、そうした中、令和5年5月に新型コロナウイルスが5類に移行して、行動自粛も明け、徐々に医療機関の受診控えが解消されてきたという状況があり、さらに、今年は、団塊の世代が後期高齢者である75歳を迎える年、いわゆる2025年問題が到来となったところでございます。こうしたことで、今後、高齢による身体機能の衰えから複数の診療科を受診する方も増えると予測されるなど、構造的な背景もあるものだと考えております。

国においても、増嵩する医療扶助について課題意識を持ち、頻回受診、重複多剤投与、精神障害者の長期入院などの視点から、その対策や見直しについての検討、それから、具体的な対策を進めてきたところでありますが、一方で、社会全体の年齢構成といった構造的な課題については、特効薬のような劇的な対策が見当たらず、苦慮しているという現実もございます。

このように、大きな課題ではありますけれども、引き続き、国の打ち出す方向性を踏まえながら、道とも連携し、私ども市町村ができる取組を着実に進め、医療扶助の適正化に向けて努めてまいります。

○中野委員 生活保護費に関する取組について、今、部長から御答弁がありました。そういった決意だという答弁だったと思いますので、答弁されたように、ぜひとも成果の上がる令和7年度予算

の執行にしていきたいと思いますというふうに思います。

以上で、福祉保険部に関する質疑は終わりにさせていただきます。

次に、議案第67号の宿泊税の条例の提案の関係についてお聞きをしていきたいとします。

この課題については、時には所管の常任委員会など、様々なところで報告があり、議論されてきました。これまでは観光スポーツ部において様々な報告や取組がされてきましたが、今回、税条例の提案ということで、税務部から初めてこの民生のほうでということになったのかなと思っております。

私も、この課題については、平成30年、まさにコロナの前から、課題というか、推進すべき課題の一つだと捉えてきました。令和元年第2回定例会の一般質問がそうで、この当時は宿泊税のことについては市議会でも全く議論がなかったというふうに承知しておりますが、その時代、国としても様々な取組をしながら、インバウンドの取り込み、また、観光産業の活性化、観光消費の拡大といったことに政策的に手を打つ中、一部の自治体では、オーバーツーリズムなど、観光インフラへのさらなる投資が課題となって、宿泊税などを設定する自治体が少し増えてきたのが平成30年、令和元年ぐらいだったかなと思います。

それから、4年間ぐらい、急にコロナの状況があり、宿泊税に関する議論については先送りというか、棚に上げておいたというような状況でした。しかし、状況がまた変わってきて、今後の観光に関する施策、観光振興を図っていく上でも新たな財源を獲得していかなければいけないということから、今回の税条例の提案になったのかなというふうに思っておりますし、私個人としては期待をしております。そういったことから幾つかお尋ねをしておきたいとします。

議案第67号、旭川市宿泊税条例の制定について、条例制定の経緯及び目的について、改めてではありますが、それぞれお聞かせをいただきたいとします。

○飯森税務部税制課長 宿泊税の導入につきましては、財政の硬直化などの厳しい財政状況の中、本市の観光における課題を解決するための様々な取組を拡充して行うためには新たな財源の確保が必要となりましたことから、観光スポーツ部において新たな観光財源の検討を始めたものでございます。

財源の確保策につきましては、本市の附属機関である旭川市中小企業審議会に対して諮問を行い、宿泊事業者を含む観光関連事業者等で構成された部会を設け、検討した結果、宿泊税による確保がおおむね妥当という答申を受けたことを踏まえ、宿泊税の導入を検討いたしました。

この答申に基づく制度案につきましては、宿泊事業者への説明会を実施したほか、宿泊事業者へのアンケート調査、制度案及び条例案に対するパブリックコメントをそれぞれ実施したのに加え、関係団体と意見交換会を実施するなど、広く御意見を募り、今回の条例提案に至ったものでございます。

○中野委員 答弁にありましたように、税条例の今回の提案に向けて、関係団体などとも意見交換したほか、説明会やパブリックコメントを実施し、一定の理解を得ながら今日に至るという趣旨の答弁だったと思っております。

そういった中、今回の議案になっている第67号について、それぞれ目を通させていただきました。条例制定の目的を達成するための十分な税率となっているのか、この辺については様々な受け止め方、また、様々な考え方があるのかなと思っております。当然、パブコメや関係団体とのやり

取りを踏まえ、コンセンサスを得た今回の提案だと思っておりますが、私はもうちょっと高くてもいいんじゃないかなと思うぐらいです。

今回の議案の中では税率を宿泊者1人1泊につき200円と提案されているところではありますが、そういった税率にした根拠についてもお聞かせをいただきたいと思います。

○飯森税務部税制課長 宿泊税の税率につきましては、制度の考え方を所管する観光スポーツ部において、旭川観光基本方針で掲げている本市が目指すべき将来像の実現に向けた施策実施の事業費やコロナ禍の経験を踏まえた非常事態に対する資金の確保等を考慮すると、3億円から4億円程度の費用が必要であると算出したところでございます。

中小企業審議会からは簡素で分かりやすい制度を検討するよう答申を受けまして、北海道や道内の他都市の検討状況、来訪者や宿泊事業者へのアンケート調査の結果も踏まえ、宿泊税を徴収する事業者の負担や宿泊者の許容できる負担感、本市の観光振興の将来像等を総合的に判断した結果、本市の宿泊税についての考え方として税率を200円とした一律の定額制とすることが妥当であるとの考えに至ったものと承知しております。

○中野委員 税率について答弁をいただきました。これをしっかりと有効な財源として活用されていくことが関係者からも期待されていると思いますし、後段、その話についてもさせていただきたいと思いますが、こういった議案を審議するに当たっては関係者などにしっかりと理解される使い方をこの後に検討していただきたいと思いますと思っております。

条例制定の提案に当たって、今回、宿泊税条例案の骨子のパブリックコメントを実施されたと思いますが、具体的にどのような意見が寄せられたのか、その主な内容について、可能な範囲でお伺いをおきたいと思います。

○飯森税務部税制課長 条例案骨子に対し、頂戴した御意見につきましては、個人の方から21件、団体から3件、合わせまして24件ございました。

御意見の内容についてですが、北海道の宿泊税は賛成だが、旭川市の宿泊税は疑問であるといったものや、そもそも宿泊税には反対といったものなど、導入を不安視する御意見が5件ございました。そのほか、居住地や国籍により税率に差を設けるべきといったものや、使途についての意見があるものの、導入には賛成していると受け取れる御意見は19件となっております、頂戴した多くの御意見が導入に対して賛同いただいているものとなっております。

○中野委員 これまでの取組、特にパブリックコメントでそういった御意見があったということでもありますし、具体的な内容について、今、一部を紹介していただきました。

大事なのは、観光スポーツ部でそういった協議を進めてきたというふうに理解しているところがありますが、やはり、そういった声が条例、条文の中にどのように明記されたのかというのは気になるところでありますので、それについて確認の意味でお尋ねをおきたいと思います。

このたびの議案第67号には、市民等の意見が条例、条文の中にどのように反映されているのか、この際、お聞きをおきたいと思います。

○飯森税務部税制課長 頂戴した御意見の条例案への反映につきましては、いただいた意見の多くが既に観光スポーツ部でパブリックコメントを実施していました本市における宿泊税制度の骨子となる旭川市宿泊税の考え方についてへの御意見でございまして、主に宿泊税の賦課徴収について規定する旭川宿泊税条例への意見反映は困難だったところでございます。

制度面で頂戴した御意見につきましては、宿泊税制度が5年ごとに検討を加えることとしておりますことから、制度の考え方を所管する観光スポーツ部と情報共有を行い、今後、制度を見直しする際の参考とさせていただくこととしております。

○中野委員 今回、議案に目を通す中で、様々な取組が事業者に求められるんだなというふうに受け止めましたし、なかなかの負担感があるのかなとも思っているところであります。

そういったことに関連すると思いますが、今回、議案となっている条例案では、納税義務者や課税免除についても示されているところであります。それぞれ具体的にどのような内容なのか、お伺いしておきたいと思います。

○飯森税務部税制課長 宿泊税の納税義務者につきましては、旭川市内の宿泊施設に宿泊料金を受けて宿泊する方を対象として宿泊税を課税することとしており、その徴収方法といたしましては、宿泊施設が特別徴収義務者として、市及び北海道分の宿泊税を合わせて宿泊者から徴収する特別徴収としております。

次に、課税免除につきましては、修学旅行等の学校行事及び満3歳以上の幼児が参加する教育・保育行事による宿泊としております。

なお、本市の課税免除の検討に当たりまして、宿泊事業者にとって理解しやすく、負担を軽減するという観点から、制度の簡素化を優先し、課税免除を設けない方向としておりましたが、北海道において修学旅行等に対する課税免除を行うものとして制度の検討が進んでおり、事業者アンケートにおいても、75%の事業者から、免除基準が北海道と本市で異なると分かりにくくなるため、北海道と合わせるべきとの御意見を頂戴したことも踏まえ、北海道と同じ取扱いとすることとしたものでございます。

○中野委員 答弁をいただきました。

確かに、答弁にあったとおり、課税免除の規定を増やせば増やすほど、現場での負担が重くなるというふうに答弁を聞いて思いましたし、なぜ旭川市民から取るんだっていう声もお聞きをしているところでありますが、市民なのか、市民じゃないのか、どういうふうに見分けて確認をするか、そういったことについても現場の負担になるということを考えると、やはり理解できる場所かなと思っております。ですから、税条例の提案に当たって北海道と考え方を同様にしたということについては評価できると思います。しかしながら、こういった税を徴収するに当たって、現場での作業が一定程度発生するのは事実ですので、併せてお聞きをしておきたいと思います。

議案となっているこの条例案では、特別徴収義務者に課せられた事務的な義務についてもそれぞれ示されているところであり、読み込んでいくと本当に大変だなとイメージしてしまうんですが、それらに関する内容について、分科会の質疑でもありますので、この際、改めて御答弁をいただきたいなと思います。

○飯森税務部税制課長 特別徴収義務者に課せられる主な義務についてですが、宿泊者から宿泊税を徴収する義務、徴収した宿泊税を申告、納入する義務、宿泊税の課税根拠となる宿泊の有無を証する帳簿等の保存義務、特別徴収義務者として宿泊施設の名称や所在地等の賦課徴収に必要な情報を旭川市に申告していただく義務などがございます。

○中野委員 様々な事務的な義務、負担が課せられるという内容だったと思いますし、そういったことについては何らかの対応が求められるのが当然なのかなとも思っているところであります。

その前に、宿泊税の導入について、メリット、デメリットの両方があるかと思っているところですが、税務部としては今回の税条例の提案に当たってどのように認識をされているのか、お伺いをおきたいと思います。

○飯森税務部税制課長 宿泊税を導入するメリットといたしましては、観光振興施策を拡充することで、本市の観光が通過型であるなどの観光課題を解決し、宿泊者の増加による市内消費の拡大や観光産業の活性化につながるものと認識しております。

一方で、宿泊税を導入するデメリットといたしましては、インバウンドを含む宿泊者への徴収に関する説明や宿泊システムの改修、精算機の設置など、特別徴収義務者となる宿泊施設の事務的、金銭的な負担が新たに生じるものと認識しております。

○中野委員 御答弁をいただいたとおりかなと思っているところであります。

そういった課題、金銭的な負担を事業者に対して課すことになることと思いますが、いずれにしても、旭川市のみならず、日本全体で人口減少という課題がある中で、新たな人口を獲得することについては非常に困難な問題もあるというふうに思っています。そういった意味では、観光で訪れてくる方を交流人口としてしっかりと獲得していく、その上で有効な財源として使われていけば、今後の旭川市全体の活性化にもつながっていくのかなという期待が持てる一方で、答弁があったとおり、メリット、デメリットの両面があるというふうに思っております。

それでは、新たに得られた税収の使途としてどのような予定がされているのか、これについても改めてお聞きをおきたいと思います。

○飯森税務部税制課長 宿泊税の使途につきましては、来訪者が安心して快適に滞在できる環境づくり、誘客の促進、滞在日数の延伸につながる仕組みづくり、持続可能な観光地づくりなどに活用することを想定しており、具体的な使途につきましては、4月以降、宿泊事業者や関連団体とも協議をしながら内容を検討するものと承知しております。

○中野委員 ぜひとも検討を進めていただきたいと思います。

ここまで様々な答弁をいただきました。課題についても触れていただきましたし、徴収義務者となる宿泊事業者の事務的な負担についても触れていただきました。

この際、こういった内容についても触れながら質問をおきたいと思いますが、令和7年、今年の2月3日に旭川ホテル旅館協同組合から、法定外目的税、仮称、宿泊税に関する要望書が自民党・市民会議及び私たち公明党の両会派に提出されました。そして、要望書を受けたその日、市の方もオブザーバーとして参加をしていたので、内容については承知していることと思いますが、その場において、その団体から参加されていた役員の方々一人一人と意見交換も行ったところでございます。そのときには、旭川ホテル旅館協同組合の理事長、そして、副理事長などにも御参加をいただき、両者からも具体的な御発言があったところであります。

宿泊税の導入については理解を示しつつも、特別徴収義務者となる宿泊事業者における徴収義務等の事務的負担やその支援策、さらには、宿泊施設の充実及び宿泊者の満足度向上に向けた財源として宿泊税が活用されることを望むといった強い声が多く寄せられたところであり、私も同感でありましたし、会派としてもそういった認識を共有できたのではないかなと思っているところであります。

また、スポーツ大会や文化系の大会などに参加する子どもたち、地方からの通院や入院の付添い

のほか、ビジネス目的の長期宿泊者に対する支援策についても強い要望があったところでございます。道北の中心都市として、医療を受けるために旭川以北から入院の付添いで泊まりに来る、そういったことで宿泊をするという事情も現場としては重く受け止めているんだなというふうに改めて気づかされたところであり、入院の付添いの際には少しでも安価で泊まりたいというのが本当に市民の思いだと感じているところでもあります。

そして、先行自治体においては、少し調べたところ、納入された宿泊税の2.5%程度を宿泊事業者に交付するなどの交付金制度があるというふうに聞いているところでもあります。そのような取組も含めて、市として一定程度のこういった要望に応える配慮が必要であると私は考えているところではありますが、どのような対応が検討できるのか、見解を求めたいと思います。

○飯森税務部税制課長 初めに、宿泊事業者への支援策についてでございます。

宿泊税の導入に伴い、宿泊施設によっては、宿泊システムの改修や宿泊税の精算機を新たに設置することなどによる金銭的な負担とインバウンドを含む宿泊者への宿泊税の徴収についての説明や帳簿等の保管などによる事務的な負担が発生するものと認識しております。

金銭的な負担に対する支援策につきましては、観光スポーツ部において、システム改修や精算機の設置に要する費用への補助を検討しているところでございます。また、事務的な負担に対する支援策としましては、税務部において特別徴収事務の手引や質疑応答集を作成するほか、宿泊事業者に対する説明会を来年度に複数回実施することで徴収業務の負担軽減を図ってまいりたいと考えているところでございます。

なお、委員の御指摘のとおり、ほとんどの先行自治体では交付金制度を設けており、北海道の宿泊税においても制度導入後の5年間は期限内に申告納入された宿泊税の3.5%を交付する方向で調整されておりますことから、本市におきましても先行自治体や道内自治体の状況を踏まえながら交付金制度の検討を進めてまいります。

次に、スポーツ大会への参加者など、課税免除の対象とならない方々に対する支援策につきましては、今後、どのような還元策が取れるか、宿泊事業者や関連団体とも協議をしながら検討していくものと承知しております。

宿泊税の導入に当たりまして、特別徴収義務者となる宿泊事業者の協力が必要不可欠となりますことから、引き続き、観光スポーツ部と連携を図りながら、よりよい制度となるよう、宿泊事業者からの意見に対してもしっかりと耳を傾けていく必要があるものと認識しております。

○中野委員 交付金制度の検討を進めていきたいという答弁がありました。ぜひとも確実な検討を求めたいと思います。

先ほど来、答弁がありましたとおり、今回の議案第67号の中で徴収義務者に課せられている事務的な負担が明記されております。そして、宿泊施設、現場においては、宿泊税200円を徴収するために何らかのシステムの改修、さらには、別建てで何らかの精算機を設置するなど、現場において対応がそれぞれ異なるとは思っております。もしかするとスタッフを増員して対応しなければいけない現場もあると私は思っておりますので、令和7年度については周知期間も含めた一つの準備期間というようなことにもなろうかと思います。令和8年4月1日から実際に運用していくというような流れだと思っておりますが、当初の段階でより多くの資金が必要になってくるので、令和8年度においてしっかりとした対応をしていく必要があるというのが現場の感覚なのかなというふ

うに思いました。

そして、先ほども触れましたが、団体からの要望書の提出が２月３日にありました。その内容について自民党・市民会議と公明党で協議をしながら、旭川市に対する要望書を２月１７日に提出させていただきましたが、その内容がまさに先ほどの質疑の内容というふうに受け止めていただきたいと思います。

ここまで課長から答弁をいただきましたし、交付金制度のことについても言及がありましたが、団体からの要望、そして、両会派からの要望書の提出を踏まえて、税務部長としての見解を求めたいと思います。

宿泊税の導入は、これまで、観光スポーツ部が主体となり進めてきたと理解をしておりますが、賦課徴収に当たっては税務部が主体となり、責任を持って行う必要があると考えているところでございます。

宿泊税が実効性のある取組となるよう、税務部としてどのような姿勢で進めていくのか、その認識、または、見解について答弁を求めたいと思います。

○金澤税務部長 新たな税となる宿泊税でございますけれども、冒頭でも中野委員からお話があったとおり、これまで、観光スポーツ部が主体となって、特別徴収義務者となる宿泊事業者などの関係者と意見交換を重ねながら制度設計を進め、観光スポーツ部からの依頼に基づき、このたび、税務部から宿泊税条例案を本定例会に提案させていただいているところでございます。

本定例会におきまして議決をいただきましたら、その後、総務省との協議を経まして、総務大臣の同意が得られた後、税務部が主体となりまして、令和８年４月からの賦課徴収に向けた準備とその後の賦課徴収事務を執り行うこととなります。

制度設計に当たりまして、事業者や宿泊者の声を幅広くお聞きしながら慎重に検討を進めてきたものと承知しておりますけれども、事業者に新たに発生する事務負担をはじめ、宿泊者の経済的負担の増加、あるいは、税の使途など、様々な点で不安を抱えている事業者が少なくないものと認識しております。

このため、税務部としましては、宿泊税の徴収開始を予定している令和８年４月までの間、事業者に対する説明会の開催、あるいは、マニュアル配付等により、事務負担の軽減、それから、できる限り丁寧な税制度の周知に努めるとともに、徴収開始後におきましても、先ほどもお話のあった交付金制度による負担軽減をはじめ、事業者の声をお聞きしながら、事業者の不安をできる限り払拭できるよう、必要な対応策を講じてまいりたいというふうに考えております。

宿泊税につきましては、観光振興施策の拡充を通して、市内消費の拡大、あるいは、関連産業の活性化につなげるために、本市にとりましては必要な財源でありますことから、先ほど課長からも御答弁申し上げましたとおり、引き続き、観光スポーツ部と連携を図りながら、納税者や事業者の方々に御理解いただけるよう、税務部として取り組んでまいります。

また、宿泊税につきましては、５年ごとに必要な見直しを行うこととしておりますので、制度に対する点検や評価を行い、税制措置等の有効性あるいは必要性について十分に検証した上で納税者や事業者に納得していただけるような制度になるよう運用してまいります。

○中野委員 部長からも答弁をいただきました。

それでは、旭川市宿泊税条例の関係については以上とさせていただきたいと思います。

委員長、残り1事業、環境部に対してであります、少し時間が必要かなと思いますので、できれば早めに休憩を仕切っていただければと思います。お取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

○高橋紀博委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時50分

再開 午後3時20分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○中野委員 それでは、民生常任委員会所管分の最後として、鳥獣対策費に関して質疑をさせていただきます。

先ほど金谷委員からありました。ほんの一部重なるところがあるかもしれませんが、別なところでお聞きをしていきたいと思います。

それではまず、先ほども答弁がありました、鳥獣対策費の令和7年度の予算については1千687万7千円ということでございました。その中で熊対策関係の費用が1千630万円ということで、ほとんどが熊対策の関係であると。さらに、カラス対策の関係費が57万7千円というお答えがありました。

そして、具体的な熊対策については、今年度、令和6年度に続いて、美瑛川河川敷を中心に、電気柵の設置や草刈りなどの市街地侵入抑制対策を実施していくなど、専門事業者による生息状況調査、個体の特定を目的としたDNA分析についても実施をしていくということでありました。事業の成果が上がることを期待したいと思っております。

そういった中で鳥獣対策費の予算額1千687万7千円の内訳について御答弁をいただきたいと思っております。

○松野郷環境部次長 令和7年度の鳥獣対策費の財源につきましては、権限移譲交付金など道支出金が105万3千円、環境基金繰入金が140万2千円、鳥獣対策債が60万円、残りが一般財源で1千382万2千円となっております。

○中野委員 財源の内訳としては環境基金からも140万2千円が繰り入れられているということで、その対応に期待をしたいと思っております。

まず、今年度の熊のことに触れたいと思います。そして、カラス対策の状況も少しお伺いし、後段には、カラスやキツネについて、市としてどういった対応しているのか、触れていきたいと思っております。

最初に、熊の出没件数、また、熊以外のカラス、キツネなどの野生鳥獣に関する相談も市に一定程度寄せられていると思っております。

カラスについては、ある時期においては攻撃的になります。また、キツネについてもこれまで様々な市民からお聞きしております。時には、中心部といいますか、東何条というような地域もあれば、東光、豊岡など、本当に市内のいろんなところにキツネが出ているようです。そうじゃないものも一部にありますが、ほぼほぼ共通して言えるのは、やはり、キツネについては感染症の危険性を心配する声が私が議員になってから寄せられるものとしては最も多く、また、理解できるとこ

ろかなと思っているところでございます。

それでは、それぞれの件数についてお聞かせいただきたいと思います。

○松野郷環境部次長 まず、ヒグマの出没件数ですが、2月末現在で75件、前の答弁で、昨日出没があったということで76件、そして、先ほど出没の通報がありましたので、今、これについて現地調査に行っているところでございます。

また、ヒグマ以外のカラスやキツネなどの野生鳥獣に関する相談件数につきましては、2月末時点になりますけれども、69件でございます。

○中野委員 熊については、昨年に引き続き、やはり多くの出没情報があるということです。

これについて札幌市のホームページも確認したところ、札幌市でも、令和6年度においては、今日確認したら、11月26日に更新されたものでありましたが、98件ということです。また、令和5年度においては、人身被害も含めて、多くの被害が報告されており、報道にもありましたとおり、熊対策は本当に喫緊の課題だと捉えているところでございます。

そして、今、カラスについても答弁がありました。カラスの生息数はなかなか押さえ難いと思っておりますが、全体でどういった状況にあるのか、そういったことを押さえずして具体的な対策はなかなか取れないんじゃないかなと私は思っておりますので、カラスの生息数の変化や被害の状況について押さえられていることがあれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○松野郷環境部次長 市内のカラスの生息数についての御質問です。

市内のカラスの生息数につきましては市では調査を行っておりません。市以外では、日本野鳥の会旭川支部が平成30年に実施した調査で4千940羽の生息を確認しておりますが、その後は、カラスのねぐらが移動し、調査をすることが難しくなったため、生息数の確認はされていないと伺っております。

また、カラスによる被害の状況としましては、主に農作物に与える被害と人間の生活環境への被害がございますが、環境部に寄せられるものは繁殖期に人を攻撃する被害に関するものが多い状況となっております。

○中野委員 カラスの数はなかなか押さえづらいと思いますが、何らかの方法、何らかの団体の協力も得ながら、タイミングを見て調査する必要があるんじゃないかなと私は思っているところであります。

答弁にありましたが、繁殖期に人を攻撃するというので、そういった時期に私のところにもこれまで相談をいただいたことがあります。ただ、これはこの5年間ぐらいで始まっている話ではなく、過去10年を振り返っても同じような傾向があって、同じような内容の相談が寄せられております。その年その年で相談件数の違いはあるものの、環境部として、この10年間、こういった課題と向き合ってきたというふうに思っております。だからこそ、この10年間でどういった対策を行ってきたのかというところが疑問意識の一つであります。

そういったことを述べた上で、これまでのカラスに関する対策について答弁を求めたいと思います。

○松野郷環境部次長 これまでのカラス対策につきましては、繁殖期の人への威嚇や広域の状況に応じ、原因となるひなの捕獲などの対応を行うことで被害の解消に努めてまいりました。

また、市民向けセミナーや市のホームページ、あるいは、クリーンセンターが町内会に配付して

おりますごみ通信等を通じ、カラスの生態等に関する知識の普及とカラス対策の理解を深めていただくための啓発を行っております。

○中野委員 より一層の対策が求められると思います。

私も実際に攻撃された方のお話を聞きました。女性、男性に関係はないかもしれませんが、その女性は相当恐ろしい思いをして、それが意識にずっと残って、カラスを見るだけでそのときの恐怖を思い出すとか、なかなか精神的にもつらい状況があるとのこと。被害を受けた方それぞれだとは思いますが、そういった方も中には一定数いるということを踏まえながら、市として対策の検討をしていくべきというふうに思います。

今後において必要とされるカラスの対策はどういったことが考えられるのか、その認識や見解をお聞きしたいと思います。

○松野郷環境部次長 今後の対策についてですが、引き続き、ごみの減量及び適正保管、排出マナーの徹底、餌づけを行わないなど、カラスが得られる餌を減らし、過度な繁殖や生存を抑え、カラスの数を増やさない環境をつくっていくことが重要と考えております。

また、繁殖期のカラスによる威嚇攻撃は巣にいる卵やひなを守るためのものであり、カラスの威嚇に気づいたら、その場から離れる、あるいは帽子をかぶる、傘を差すなどの対策の周知、啓発を行い、カラス対策の正しい知識と認識を広く浸透させていくことも必要と考えております。

○中野委員 限られた財源の中、こういった野生動物に対する具体的な対策には限界があると理解しているところでもあります。どういうふうに身を守るかという周知、啓発、発信がまだまだ足りていないと思います。

私もカラスから身を守るためのバイブルみたいな本を読んだことがあります。やはり、傘が一番効果的だというようなことが書いてありました。こういったことを相談いただいた方に説明すると、えっ、そんなことという感じで、知らない方が本当にいまだに多いなと思いましたので、こういったことについては、より一層、令和7年度の取組の中で力を入れていただければなと思っております。

そして、冒頭触れました熊対策について少しお聞きをしたいと思います。

令和5年度においては東北なんかでも人身被害がありました。北海道札幌市でも随分と出沒がございました。旭川でも令和5年度については80件ですか。先ほどの答弁では、6年度は76件、5年度については80件ということで、5年度においては北海道でも全国と同様に多くのヒグマ等の出沒の状況があったのかなと思っております。

そして、具体的な対策については、先ほど触れたとおり、美瑛川の河川敷、市街地への侵入抑制、DNA分析などを行ってきたということでしたが、改めて、令和6年度の熊の出沒しているエリアについてこういった特徴などがあるのか、件数も含め、お聞かせいただきたいと思います。

○松野郷環境部次長 今年度の2月末時点のヒグマの出沒件数で申し上げますと、その75件のうち出沒が最も多かったのは、いずれも郊外になりますけれども、西神楽地区が22件、次いで、東旭川地区が20件、神居町地区が17件となっております。

○中野委員 農村地域が多い状況となっていると思います。人身被害こそないとは思いますが、やはり、農業者数の減少、また、高齢化によって農村地域においても過疎が進んでいるというか、人の目もしくは人の動きが野生動物からも確認できないような状況になりつつあって、それでそうい

った農地に熊などの野生動物が入り込んでくるというのが近年の特徴だと思っております。

ふだんから相談をいただいているある農業者の方から田んぼ一枚先に熊がいたといったことを相談されることもありますし、多分、通報件数以上にこういった地域では熊を目撃していると思います。通報し、それで環境部なり警察なりが来ても、そのときにはもう移動しており、その個体はいないので、一々通報しないのだというような声も幾つも聞いているぐらいなので、肌感覚であり、一概には言えませんが、さきの76件の倍を上回るぐらいの出没が実はあるんじゃないかなと思っています。本当に具体的な対策がより一層求められると思います。

ヒグマの出没状況の答弁がありましたが、そういった状況に応じた対策の具体例についてお聞かせをいただきたいと思います。

○松野郷環境部次長 ヒグマの出没状況に応じた対策の具体例についてですが、主なものとして、令和5年度に東旭川町東桜岡地区でヒグマの出没が多かったことを踏まえ、昨年の春から夏にかけての注意すべき期間に、関係課と連携し、旭川市立旭川第五小・桜岡中学校や旭山公園に電気柵を設置して侵入抑制対策を講じたほか、秋には、西神楽の千代ヶ岡地区に相次いでヒグマの出没があったことから、猟友会と連携し、早朝の緊急パトロールを行いました。

○中野委員 ヒグマの生息や行動に関する実態把握についてもこれまで取り組んでいると思いますが、当然、問題を起こす可能性のある個体については、その行動や実態の把握にしっかりと努めていかなければいけないと思っておりますが、そういった状況についてもお聞かせをいただきたいと思います。

○松野郷環境部次長 ヒグマの生息や行動に関する実態把握につきましては、郊外の要所要所に設置した監視カメラによるヒグマの出没把握とともに、令和5年度から実施している専門業者への委託ではヘアトラップで採取したヒグマの体毛や出没現場から採取したふんのDNA分析を行って出没個体を特定することに取り組んでいるところでございます。

○中野委員 DNA検査について再び答弁をいただきました。

DNA検査は一定の効果があるとは思っておりますが、実際にどういった内容なのか、この際、お聞きをしておきたいと思います。

ヒグマのDNA検査の実施内容とどういう結果が得られているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○松野郷環境部次長 令和5年度と今年度を実施しましたDNAの総検査数は75件で、これまでの検査の結果、15の個体を特定、うち3個体につきましては捕獲した個体のDNAと一致していることが分かりました。

○中野委員 3個体については捕獲した個体のDNAと一致していたということで、これは問題個体への的を射た対応ができているというふうに理解されるのかなと受け止めました。ぜひ、こういった調査を今後も継続しながら、本当に万万が一の被害が出ないように状況を常に把握していただきたいと思います。当然、そういった情報はその地域の方々にもフィードバックされているのかと思いますが、何か市だけがそういった状況を知っているとするのではなく、出没している今捕獲した3つの個体のDNAが一致したという情報についても被害に遭う可能性のある方へ提供する必要があるんじゃないかなと思います。自分の地域が一体どんな状況になっているのか、これは過度に不安を与えないとかという次元の話ではないと思いますし、そういった情報をもらったことがない

というような声も聞いております。

これは、一般財源といいますか、税金を使った事業でありますので、そういった内容をどういうふうに地域にフィードバックするのか、検討していただきたいなと思います。

そして、熊の捕獲数についてはそれぞればらつきがあるというふうに考えておりますが、5年間でどういった捕獲の状況にあるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○松野郷環境部次長 ヒグマの捕獲数についてですが、令和2年度はゼロ頭、令和3年度が3頭、令和4年度が3頭、令和5年度が2頭、今年度が2月末時点で2頭となっております。

○中野委員 令和2年度はゼロ頭ということでありましたが、それ以降は、3頭、3頭、2頭、2頭の捕獲があるということで、問題個体の捕獲がされているというふうに受け止めますが、実効性のある対応がやはり求められると思います。

先ほども少し触れたとおり、環境省としても全体的に熊が増えているというふうに発信をしております。これは、北海道だけじゃなくて、道外のツキノワグマなんかも含め、全体的に増えていると。その原因は、言うまでもありませんが、天敵がいらないということがありますし、だんだん熊が肉食化にシフトしてきて、簡単に野生動物を、北海道であれば鹿を捕獲して食べるからです。実際にふんや捕獲された熊の内容物からもそういった肉片や鹿の毛が採取されているというような状態です。10年前の熊と近年の熊とでは肉の味を分かっているという大きな変化があるということは言うまでもないと思いますが、そういった危険性を捉えながら捕獲の取組に力を入れていくべきかなと思います。

ヒグマ等による人身被害は全国でも起きているというのは述べたとおりであります。旭川市においては、これまで、人身の被害はかなり長い間にわたって私も聞いたことはありません。ただ、対策を実施する環境部として、人身被害の可能性を近年の傾向からどういうふうに認識しているのか、この際、それについて答弁をいただきたいと思います。

○松野郷環境部次長 本市におきましては、記録が残る昭和37年以降、60年以上にわたってヒグマによる人身事故は発生しておりません。一方で、委員からもお話がありましたように、ヒグマの生息数や捕獲数が増加している国や北海道のデータ、あるいは、警戒心の薄いヒグマが都市部に出没した事例なども踏まえ、引き続き、人身被害が発生しないよう、高い意識を持って問題個体の発生抑制、必要な捕獲等の対策にしっかり取り組んでいかなければならないと認識しております。

○中野委員 ぜひ、そういった取組を進めていただきたいと思います。

令和4年度は、何らかの被害といいますか、熊に手をかけられたというような被害が全国で75人、そして、死亡に至ったのは2名ということが報告されております。そして、令和5年度がやはり異常だったんですね。体に何らかの被害を受けた方たちが218人いらっしゃったと。そして、そのうち、死亡した方が6名いるという報告がありました。

先ほどの話ではないですが、本当に熊が凶暴化というか、肉食化しているというか、気候変動の影響もあって、山の中に今まであった食べ物となる植物が自生していないというようなことも報道されているとおりでと思いますので、緊張感を持っていく必要があるかなと思っております。

そういった中、国において鳥獣保護法の改正ということで先ほど答弁がありました。また、令和6年度においては、指定管理鳥獣の指定を今まで受けていなかったヒグマやツキノワグマが新たに

追加されるということで、捕獲の禁止について法の第8条を適用しないということで、事業計画を立てながら捕獲を推進していいというような位置づけになりました。そして、鳥獣対策の一つの大きなネックは、捕獲、処分したものを山から引きずり出さなければいけないというようなことがあります。

ただ、鳥獣保護法の施行規則の一部が改正されたのが令和6年度でありますので、そういった事業計画をもって対応した場合には、鳥獣の放置の禁止は法の第18条を適用しないということで、重大な生態系への影響がない限りはそのまま残しておいてもいいというようなことで、かなり対策を強化する施行規則の改正が行われました。

夜間、猟銃の禁止についても規定されていましたが、それについても適用しないということの内容が報道でもありましたので、それぐらい国としても熊の生息数の変化、増加しているということについて、また、人身被害が多発しているということについて緊張感を持っているということだと思いますので、旭川市としても緊張感を持ってそういった取組を行っていただきたいと思っております。

そして、前段、キツネについても答弁がありました。今回、ここが本題でもあるのですが、キツネに関する苦情や相談件数です。限られた内容かなとは思っておりますが、その相談内容についてもお聞かせをいただきたいと思います。

○松野郷環境部次長 キツネに関する苦情や相談の件数のお尋ねですが、令和6年度の2月末時点では、農業関係を除き、環境部では16件受けております。

その内容ですが、1件の相談内容に複数の内容があるため、先ほど申し上げた件数と合計が合いませんが、餌づけに関するものが9件、感染症に関するものが3件、キツネの衰弱や死体に関するものが3件、キツネに対する不快、心配に関するものが5件となっております。

○中野委員 キツネに関する苦情相談、また、その内容について答弁をいただきました。

令和6年2月末時点で合計16件ということでありました。先ほどの熊じゃないですけども、一々通報しないということも一定数の数があると思っております。16件しか報告がない、直接的にはそう受け止めざるを得ないと思いますが、氷山の一角だとぜひ捉えていただきたいなと思います。

感染症の危険もある動物であります。そこで、市街地におけるキツネの生息実態や対策の状況についても伺いしておきたいと思います。

○松野郷環境部次長 市街地におけるキツネの生息実態につきましては把握しておりませんが、ヒグマ対策で市街地の河川敷に設置した監視カメラにキツネが撮影されておりますので、キツネは河川敷を移動して市街地に現れているものと推察しております。

また、キツネをはじめとする野生鳥獣は、いわゆる鳥獣保護管理法により、原則、捕獲が禁止されておりますので、市街地に現れたキツネの御相談があった場合は、ごみの適正管理や排出マナーの遵守、御自宅の敷地に木酢液などの忌避剤を散布していただく対策についてお伝えしているところでございます。

○中野委員 対策の状況について答弁をいただきましたが、やや人ごとの的な感じの答弁だったなと思っております。

市役所はどういうところだと聞くと、人の役に立つところだというふうには私は先輩からよく言わ

れてきました。ぜひ、人の役に立つところということを押さえていただきたいと思いますし、答弁でもあったとおり、それなりの心配があつて市に相談が寄せられているというふうに思いますので、もう少し具体的な対策を検討すべきかなと思っております。

そして、先ほどの熊と違って、やはり感染症の危険性があります。北海道民であれば、その中身を具体的に分かっていなくても、エキノコックスについては何らかの恐怖心を生まれながらにどうか、肌感覚として持っていると思います。

そういった危険性もあるため、今回、保健所の方にも出席をしていただいておりますので、お聞きをしたいと思いますが、エキノコックス症とはどういったものなのか、また、その危険性について改めてお聞かせをいただきたいと思います。

○山本保健所保健予防課主幹 エキノコックス症は、エキノコックス属条虫の幼虫に起因する疾患で、人体の各臓器、特に肝臓、肺、腎臓、脳などで幼虫が発育し、諸症状を引き起こすもので、成虫に感染しているキツネ、犬などのふん便内の虫卵を経口摂取することで人に感染します。

自覚症状が出るまでには数年から十数年かかるため、無症状で発見されることもあります。病気が進行し、腹部膨満感や腹痛、疲れやすさ、黄疸などの肝臓の機能障害に伴う症状が出現し、診断される場合もあります。

発見が遅れ、病状が進行した場合には、病巣は肝臓以外の他の臓器に広がり、重篤化し、手術による根治的な治療ができないなど、危険な状態になることもあり、国においては、国民の健康に脅威を与える感染症として、A型肝炎、B型肝炎等と同様の感染症法の4類に位置づけられ、全患者発生例の報告が義務づけられております。

○中野委員 改めてエキノコックスについて御答弁をいただきました。

感染症法上の第4類に位置づけられているということでした。今、新型コロナウイルスは5類に位置づけが変わりましたので、コロナよりも脅威だというふうに言えるのかなと思っております。

全数報告が義務づけられているということでありますので、こういったことをしっかり捉えて対策していく必要があるし、こういった内容について市民が不安や恐怖感を持っているのも事実だと思います。

続けて、これも保健所になりますが、これまでのエキノコックス症の発生状況はどういった状況にあるのかということもお聞きしたいと思いますし、症例について把握していることがあれば併せてお聞きをしておきたいと思っております。

○山本保健所保健予防課主幹 本市におけるエキノコックス症の発生状況でございますが、発生の届出は、患者を診断した医療機関の所在地にある保健所に届けられますことから、人数には市外の方も含まれておりますが、令和2年から令和6年までの5年間で16件の届出を受理しております。

保健所では、届出があつた時点での診断状況のみの把握となりますが、これらの症例の多くは自覚症状があり、医療機関を受診しており、薬の内服や病巣を取り除くための手術を受けるなどの治療を受けております。

また、中には、病巣が肝臓全体に広がるなど、病状が進行した状態で発見される例も見受けられます。

○中野委員 状況と症例について答弁をいただきました。本当におっかないなと思いました。

令和2年から6年までの5年間で16件ということでありました。先ほど、令和6年2月末時点

でキツネに関する相談件数は16件ということでした。これは今年度の話であります、何か重なる数字だなと思って今聞きました。なかなか見つけづらいということもありましたし、数年から十数年かかって自覚症状が出てくるというようなことも先ほどの答弁にありました。

北海道立衛生研究所のホームページを確認させていただきましたところ、こういったことが北海道立衛生研究所から発信されておりました。

エキノコックスは、血管を通して肝臓や肺、時には脳や骨などに入り込み、袋のような幼虫になって増殖を始めるということで、脳にまで入る可能性があって、生涯にわたり何らかの後遺症を生じさせる可能性もあるという内容でした。

進行は極めて緩慢で、病期は一般に3つの期に分けることができ、病期がさらに進行すると全身状態が悪化し、黄疸、腹水、浮腫等を合併し、要は、もう医療を尽くしても救えないというような末期の状態になることもあるということが道立衛生研究所のホームページで述べられておりました。

そして、キツネに対する餌づけについては一つの迷惑行為だと私は思っております。餌づけからその周辺にキツネがいついてしまって、動物の勘なののでしょうか、こういった時間に来れば餌にありつけるというようなことを覚えてしまって、その辺で生息を始める、また、ふんをしていく。そうして、その地域の方から大きな迷惑行為として相談を受けることもあります。

そういった状況と防止策にはどういったものがあるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○松野郷環境部次長 初めに、餌づけに関する苦情や相談ですけれども、キツネを含む野生動物全体では今年2月末時点で61件受けております。

このうち、カラスやハトの餌づけが52件、キツネは、先ほど答弁いたしましたとおり、9件で、ハト、カラスの餌づけの苦情相談が多い状況となっております。

餌づけの防止策としましては、市のホームページやチラシ等による周知啓発とともに、餌づけの行為者に対し、野生動物が人に与える食物に過度に依存してしまうこと、鳴き声などの騒音やふん害などの生活環境への影響、人への健康被害のおそれなど、様々な問題を引き起こす可能性があることをお伝えし、その方に理解を求めて、餌づけをやめていただくよう対応しているところでございます。

○中野委員 当然の対応かなと思いますが、もう1歩、もう2歩、もう3歩踏み込んだ対応を市民は求めていると思います。

そこで、これまでのキツネに対する餌づけ防止に関する方策に関係し、どういった検討状況にあるのか、検討した経過はあるのか、そういったことについて答弁をいただきたいと思います。

○松野郷環境部次長 検討状況ということで、今現在取り組んでいること、餌づけを含めて、当課で受け付けた野生動物への苦情・相談内容を今年度からデータベース化し、今後、履歴検索によって過去の案件が迅速に確認できるような対応を進めているところでございます。

餌づけの場合は、場所や行為者など、過去の案件との同一性や継続性等の確認、これまでの本市の対応内容などをあらかじめ職員が把握できることでの的確な防止策が図られるよう、取り組んでいきたいと考えております。

○中野委員 具体的な対応策を検討するに当たって、やはり、何らかのルール、規則といったものが必要になるのかなと。時には条例化です。こういったもので市民を縛るというよりは、条例も含めたルールづくりをすることによって、市職員としても具体的な行動が取れるようになると思いま

すので、メリットは市民と対策を講じていく市職員側にもあると私は思っております。

そういったものがないからこそ、具体的な対応になかなか至れないのも否定はできないと思っています。いるところではありますが、道内や全国他都市における野生動物に対する餌づけを禁止及び防止する条例制定等の動向についてどのように把握しているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○松野郷環境部次長 野生動物に対する餌づけを禁止及び防止する条例制定等の動向についての御質問です。

北海道は、北海道生物多様性の保全等に関する条例で、特定の地域における生物の多様性に著しい影響を及ぼし、または、及ぼすおそれがあると認めるものを指定餌づけ行為として禁止しておりますが、この条例では、現在、人への過度な接近を誘発し、生物の多様性に著しい影響を及ぼす行為として、ヒグマに対する餌づけ行為を道内全域で禁止しております。

このほかの道内の市町村での野生動物への餌づけを禁止する条例の制定は不明でございますが、全国の状況といたしましては、東京都大田区のハト・カラスへの給餌による被害防止条例、同じく、東京都板橋区のハト等への給餌による被害防止条例などの条例を確認しているところでございます。

○中野委員 北海道でも、答弁にありましたように、ヒグマに限定しているところではありますが、やはり、条例で規制する、禁止するというようなことをしているということでしたし、東京都内でもハトやカラスに対する条例制定の動きがあるということでした。

旭川市でやるとかやらないとかということを問うわけではありませんが、一定の条件がそろえば、市として、カラスであったり、感染症の危険があるキツネの餌づけを禁止する条例の制定ができるのかできないのか、その辺について答弁をいただきたいと思います。

○太田環境部長 鳥獣対策ということで、カラスですとかヒグマ、そして、キツネということで、いろいろと御質疑を聞かせていただいたところでございます。今、他都市を見ると、次長からも答弁をいたしましたように、北海道でヒグマに対する餌づけ行為を条例で禁止しているということでもありますし、東京都においてもハト、カラスなどについての条例を制定しているという実態もございます。

こういった餌づけを禁止する条例につきましては、条例を制定している自治体の運用状況というのもしっかり調べなきゃいけないと思いますけれども、餌づけ禁止の対象とする野生動物の種類ですとか、区域といったものもある程度特定しなければいけません。何よりも、餌づけの実態ですとか被害の状況といったこともしっかり把握した上で、何を禁止すると実効性があるのか、あるいは、その他法令との関係性もしっかりと整理していかなければならないと考えてございます。そういった意味では、やはり、条例制定には大きな議論が必要になってくるだろうというふうに思っているところでございます。

また一方、道外の自治体におきましては、長期にわたってハトやカラスへの給餌行為が繰り返され、集まった鳥の鳴き声ですとかふんによる生活環境被害があつて、住民から苦情が非常に多数寄せられて大きな社会問題になっているということもあります。しかし、これについては、条例ではなくて、動物の愛護及び管理に関する法律といったもので動物への給餌または給水行為の中止を命令したという事例もあります。

地球温暖化の影響もあると思うのですが、やはり、人と野生動物の関わり方であったり、距離感というものが徐々に変わってきているということもございますので、今後、野生動物をどの

ように扱っていったらいいのか、または、その距離感についての一定のルールは必要と思っております。ただ、それを条例で縛るのか、それとも、市民の方々にどんな被害があるのかの実態を説明した上で、条例まではいかないけど、ルールをつくる、こういうような行動をするようにということを普及啓発していくのも一方ではとても大事なことであります。そして、その上で大きな議論になってくると、条例をつくったらどうだろうかというようなことに発展していくのかなと思っておりますところでもございます。

現在の状況といたしましては、他都市の条例とかも参考にしながら、また、本市の現在の対応による餌づけ行為者の改善状況、さらには、普及啓発をしていく中でどう変わっていくかをしっかりと確認しながら、条例制定に関する課題、他法令の適用をすること、法令を適用した中止命令の在り方など、他法令との関係性などの調査も行いながら実効性のある防止策について総合的に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○中野委員 部長から答弁をいただきました。できるかできないか、やるやらないは別として答弁をいただきたいということで私は振ったのです。

保健所からの答弁をお聞きになったと思いますが、エキノコックス症は令和2年から令和6年までの5年間で16件の届出があるのです。その後の経過までは保健所としては追っていないと思いますので、どれぐらいのレベルの健康被害を負っているのかについては分からないと。ただ、先ほどの北海道立衛生研究所のホームページからの発信では、末期の状態に至るまでの健康被害もあるということでした。場合によっては脳にまで入り込むというようなことで、相当御苦労されている可能性があるんですね。

今、部長からはやれない理由に近いものが答弁されたと思いますが、様々な状況がそろえば、市としてこういった条例の制定ができるのかです。やってくださいということを問うものでありません。市としてできるのかできないのか、もう一度答弁をいただきたいと思います。

○太田環境部長 後ろ向きな話ではなかったのですけれども、他都市でもそういった事例がございます。当然、様々な課題はあるとは思いますが、そういったことを一つ一つ整理しながら、条例制定ができるのかどうか、そういった防止策について総合的に検討したいということで御答弁させていただきたいと思います。

○中野委員 条例制定はやろうと思えばできるというふうに受け止めていいのかな。多分、ここにいる委員みんながどっちよというふうに思っていると思うんですね。非常に濁したなと思っております。

古いものしか国立感染症研究所ではアップしておりませんでした。でも、研究所として具体的に調査をした内容だったと思います。

2001年の記載がホームページ上にありました。1989年から1999年にかけて、北海道エキノコックス症対策協議会が調査をした内容が掲載されておりました。恐らく、このときに国としても研究所の動きとして具体的な調査をやったのだらうと思っておりますが、道内で累計383名のエキノコックス症の患者が認定されたということでありました。

全国で調査をしているのですが、第2位の青森市においては、北海道の383名に対して21名なのです。これは2001年の報告ではありますが、この状況というのは今もそんなに変わっていないんじゃないかなと思うんですね。

そして、先ほど保健所からあった答弁です。まさに身に迫るといえるのか、いつ自分自身が被害者になるか分からないので、本当に市民に寄り添う対応が求められます。

今回は、私もたまたまタイムリーに東光に住む方から具体的な相談を再びいただきました。2月18日に東光在住の子育て中の男性の方から相談があり、その内容は環境部にも報告をさせていただき、現場に行くなど、一定の対応をしていただきました。そして、2月28日、相談者から私のところに報告がありました。これ以上の対応はできません、住民間で民事裁判をやるなどして解決してくださいと。これが旭川市から相談者に対して言った対応策なんですよ。相談者の方は言っていました。予想はしていたけども、結果、こういうことかと。住民間で弁護士を雇って争えというのが最終的な落としどころになっていると。

その地域は子育て世帯が多い地域でもありますので、健康被害が報告されないようにと願っています。ただ、5年間で16件の感染の報告があると保健所からもありましたので、ぜひとも具体的な対応を検討していただけることに期待して、環境部に対する質疑は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○高橋紀博委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時13分

再開 午後4時15分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○中村みなこ委員 それでは、よろしくお願いいたします。

私からは、4つの項目について質問させていただきます。

まず最初に、障害児の相談支援体制について伺います。

障害児通所給付費の概要と予算額についてお示ください。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 障害児通所給付費は、障害児が児童福祉法におけるサービスを利用する際の費用のうち、自己負担分を除く費用について事業所に給付するものとなります。

サービスの種類としましては、主に未就学児を対象とした児童発達支援、就学児を対象とした放課後等デイサービス、障害児相談支援などとなっております。

令和7年度の歳出予算は26億6千966万1千円で、そのうち、6億7千279万4千円が一般財源となっております。

○中村みなこ委員 うちの子には障害があるようだ、何らかの支援を受けたいというときに相談して、その後のサービス利用につながっていくわけです。

それでは、療育のサービスを受ける際に利用できる相談事業所、障害児相談支援事業所の数と相談の件数、また、それぞれの推移についてお示ください。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 本市における障害児の相談支援事業所数を直近5年で比較すると、令和6年12月現在、2件増加で15事業所となります。

また、相談件数は、令和5年度決算の実績と比較しますと1千59件で、139件増加となっております。

○中村みなこ委員 相談件数が増えている状況です。支援の必要な子どもの数が増えていることも

考えられます。それに対して関係機関の体制が追いついていないのではないのでしょうか。体制が整っていないことで影響が生じているのではないかと思います。

まずは、保育所等に通う子どもたちが児童発達支援、デイサービス等を活用する場合、相談から通所するまで、どのような手順が必要なのか、お示ください。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 一般的な流れで御説明いたしますと、児童発達支援活用の申請を行う場合は、お子様との面談が必要となり、面談と申請を同時に受け付けることになります。

この申請には、障害児支援利用計画、いわゆる個別のサービス等利用計画の提出が必要になり、本計画は一人一人に適したサービスを利用いただくためのプランになります。

個別計画は相談支援専門員がいる相談支援事業所と契約を行うことで計画を作成してもらえますが、保護者が希望する場合には当課での面談時にセルフプランを作成することもできます。個別計画などの必要な書類がそろいましたら審査、決定となります。

なお、通所する事業所は保護者が選定し、御契約いただくことになりますが、当市では事業所を探すお手伝いを行っている委託事業者の御案内や事業所の一覧をホームページに掲載するなどにより情報提供を行っております。

○中村みなこ委員 サービス利用に至るためには面談しながらの個別計画作成が必要とのことですが。

障害福祉課でセルフプランを作ることもできますが、よりその子の特性に応じた療育を受けられるための計画にするには、専門の資格を持つ相談支援専門員と作成する個別計画のほうが先々の適切な療育につなげやすいとお聞きいたしました。

その個別計画についてですが、相談支援専門員が作成している割合をお示ください。

また、その現状に対してどう認識しているのかも併せてお伺いします。

○水上福祉保険部障害福祉課長 相談支援専門員が個別計画を作成している割合は、直近データであります令和6年3月末の状況で申し上げますと、17.1%となっております。

個別計画の作成につきましては、計画の作成に当たる相談支援専門員が不足していることから、希望する全ての方が利用可能な状況には至っていないと捉えております。

○中村みなこ委員 個別計画作成は2割に満たず、相談支援専門員は不足しているとのことですが。

それでは、相談支援専門員の数と過去5年間の推移についてお示ください。

○水上福祉保険部障害福祉課長 障害児を担当する相談支援専門員の数につきましては、直近のデータである令和6年4月1日現在の状況で申し上げますと、47人となっており、直近5年間で7人減少している状況にあります。

○中村みなこ委員 相談件数は増えているのに相談支援専門員の数が減少しています。その要因をお示ください。

○水上福祉保険部障害福祉課長 相談支援専門員になるためには、福祉関係の資格取得状況によって期間は異なりますけれども、3年間から10年間の福祉分野における相談の実務経験が必要となります。

国は、相談支援専門員の人材確保が困難な要因として、新卒者ですとか福祉分野以外からの転職者につきましては、それまでの経験年数をカウントとして得られないことから、資格取得要件にある実務経験の期間を満たすことが困難であると挙げております。

こうした状況は、旭川市におきましても同様と捉えておりまして、人材確保の困難性が相談支援

専門員の減少につながっているものと考えております。

○中村みなこ委員 それだけしっかりとした専門的な資格だということになるのですが、実際、保育現場の方に聞くと、支援を必要としている子どもたちは増えている中で、保護者の知識、時間がないために正しい情報が届いていなかったり、我が子の特性への心理的な抵抗感があったりしてそのままになっている子どもたちも多いと聞きました。

また、保護者にとっては障害福祉課に電話するまでに大きな壁があり、そこにつながる前に保育施設が保護者の相談に乗ったり、事業所選別に同行したりしている施設もあると聞きました。保育現場の負担につながっている場合もあるようです。

そんな中、相談支援専門員が減り、専門員1人当たりの担当する件数が増え続けている現状では、その壁を低くして、いつでも気軽に相談できるように、その子にとって適切な療育サービスへ早期につなげることが難しくなっているのではないのでしょうか。

相談支援専門員の補充等の対策を考えていく時期だと考えます。市の見解を伺います。

○水上福祉保険部障害福祉課長 委員の御指摘のとおり、相談支援をはじめとした障害福祉サービスは、障害のある方が望まれる日常生活や社会生活を送るための基盤であるとともに、安心、安全に暮らしていくためには欠かすことができないものと認識しております。

本市としましては、相談支援専門員の担い手不足が大きな課題であると認識しておりますので、本市や関係機関などで構成される旭川市自立支援協議会において課題解決に向けた取組についての検討を進めているほか、相談支援専門員が従事する事業所の開設や拡充に向けてセミナーなどを開催しておりまして、これらの取組を通じまして相談支援専門員の増につなげてまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 セミナー開催で増員につながるのか、なかなかイメージがつかないのですが、資格取得への支援、実務経験を積める体制を提供するなどの支援も必要なのではということを目指させていただきます。

より多くの子どもたちが適切な時期に適切な療育を受けられるよう、相談支援専門員の増に向けて、ぜひ今後とも取り組んでいただきたいと思います。

これで1つ目は終わりたいと思います。

それでは、2つ目の項目です。

民生・児童委員に関連しての質問をさせていただきます。

午前中の金谷委員の質問と重なる部分がありますので、幾つか省きながら進めさせていただきます。

議案第68号で民生委員の定数を3人減らすという条例が出されております。民生委員の人数の推移については先ほど示されておりました。ここしばらく増やし続けていたのに、今回減らすことになったわけですが、民生委員の定数は何を基に決めているのでしょうか、配置基準などがあるのでしょうか、お示ください。

○尾藤福祉保険部福祉保険課主幹 国から民生委員の配置基準が示されており、本市の場合、170世帯から360世帯までの間で委員を1人配置することになっております。

本市の民生委員1人当たりの世帯数の推移は、担当区域を持たない主任児童委員を除いた平均世帯数で申し上げますと、平成28年は250世帯、令和元年は249世帯、令和4年は248世帯、

今回の条例改正案では252世帯となっており、いずれも国の基準を満たすとともに、これまでと同様の水準となっております。

○中村みなこ委員 配置基準の幅がかなり広いことに驚きましたが、3人減らしても、民生委員1人当たりの世帯数で見ると、今までとほぼ変わらないと理解いたしました。

それでは、今回の定数減について伺います。

人数や対象地区はどのように決めたのでしょうか。

○尾藤福祉保険部福祉保険課主幹 全ての民生委員は、市内34地区の民生委員児童委員協議会のいずれかに所属しており、各地区の協議会に意向調査を実施したところ、新旭川地区、江丹別地区、東旭川地区の3地区からそれぞれ1人の減員意向が示されました。

減員後の3地区の委員1人当たりの世帯数は、それぞれ、242世帯、19世帯、238世帯と、いずれも市内全体の平均252世帯を下回っていることなど、大きな影響は生じないものと判断し、地区協議会を束ねる旭川市民生委員児童委員連絡協議会への意見聴取、市の附属機関における審議を経て減員する案を決定いたしました。

○中村みなこ委員 各地区の協議会からの意向を受けて決めたとのことですが、理由は把握していないとのことですが、ひょっとしたら、成り手不足など、欠員の要因があるかもしれません。

さて、その欠員については、昨年9月の決算審査特別委員会で28人とお示しいただいていました。現在の欠員状況も、先ほどの答弁にありましたとおり、33人ですので、この半年でさらに欠員が5人増加したということで、先行きが非常に心配だと感じております。

それでは、最近の欠員の原因、理由はどこにあると認識しているのか、伺います。

○尾藤福祉保険部福祉保険課主幹 民生委員を対象としたアンケート調査の担い手確保が難しかった理由の質問では、高齢者の就労率の増加が73%と最も高く、次いで、地域全体の高齢化が71.4%、民生委員の制度や活動内容に対する住民の理解が不十分が64.2%のほか、仕事や介護、育児などで時間的余裕がない人が多い、民生委員の役割、業務内容が負担である、民生委員の業務量が多いなども半数程度あり、本市も同様と推測しております。

○中村みなこ委員 定年の年齢引上げ、物価高騰に見合わない年金などを理由に、以前は退職して民生委員等を担っていた年代の方々がまだお仕事をされていて引き受けられない、そういう方が増えているというのは理解いたします。となると、仕事をしながらでも、現役世代でもできる業務内容、業務量にしていく、負担軽減を図るしかないということです。

モデル事業として進められているのが民生委員児童委員ICT活用推進費の事業ですので、これについても幾つか質問をさせていただきます。

取組内容は省略いたします。

簡単にいえば、電子化、共有による効率化、オンラインやAI技術で相談や情報へのアクセスがスムーズになるものだと理解しております。

しかし、民生委員は高齢者の方が多いということを考えますと、ICT機器の活用経験がない方も多いと思われますが、どのように進めていくのでしょうか。

○鈴木福祉保険部次長 本システムの開発に当たりましては、モデル地区の民生委員の皆様の御意見を聞きながら、視認性をよくするほか、できるだけ選択式で入力できるようにするなど、操作性に配慮した設計にするとともに、マニュアルの作成や説明会を複数回開催し、不安の解消に努めた

ところでございます。

モデル地区では、操作に慣れた委員に不慣れな方をフォローしていただいて、今では便利さを実感していただいているというふうに認識しております。それでも、中には操作に慣れることが難しい方もいらっしゃると思いますので、強制することなく、従来の方法も認めているところであり、御負担のない範囲で御協力をいただいているところでございます。

○中村みなこ委員 慣れてしまえば便利さを実感されているようですので、希望が持てるなど感じております。しかし、頭から、そんなものは使えないですとか、使いたくないなど、ＩＣＴ機器へのアレルギーをお持ちの方も結構いらっしゃると思います。そんな皆さんにも強制することなく対応していただければと思います。新しいことへのチャレンジを促しつつ、かつ、無理強いせず、個々の民生委員の思いに沿って進めていただければと思います。

さらに、近所の民生委員の方は、そんなのを使わないとならんのならやめるとおっしゃっていたので、強制ではないことはもとより、やりやすい方法を選べるんだよということも丁寧に伝えていただければと思います。

また、自分はタブレットもパソコンもないんだけど、貸してもらえんדרかうかと聞かれたこともありました。これについては、先ほどの答弁にありましたが、６７台のみということでした。学校のタブレットが大量に処分されるということのようなので、それをうまく使えないのかなというふうに単純に思っているのですけれども、その可能性も探ってはどうかということを指摘させていただきます。

一気にＩＣＴ活用を全市的に進めていくことになるのはまだまだ先になると思います。中長期を見据えての事業だということですが、今回の改選でも欠員が生じる可能性は残ります。その解決策としてのＩＣＴ活用でもあるわけですから、ＰＲは大切となってきます。

ＩＣＴを導入されて大分負担軽減になるよというＰＲ、周知はどのように進めていくのでしょうか。

○鈴木福祉保険部次長 今回の一斉改選だけではなく、次回の改選でも団塊の世代の民生委員が大量に退任されるものと予測しておりまして、さらに欠員が増加する可能性もあり、深刻な状況と認識しております。

このため、ＩＣＴの活用をＰＲすることにより、新たに民生委員になる方にとって少しでも不安が解消され、自分にも民生委員が務まるかもしれないと感じていただけるような取組を進めていきたいと考えておりまして、具体的な取組といたしましては、広報「あさひばし」５月号への掲載のほか、候補者を選出していただく３４地区の推薦準備会への説明会といったところでＩＣＴのＰＲについてもやっていきたいというふうに考えております。

○中村みなこ委員 それでは、この項目の最後の質問です。

民生委員をやってみたけど、大変だからやめるという方もいらっしゃいます。先ほどもありましたとおり、業務の精選も進めていくべきではありますが、やってみて大変と感じても、それを上回るやりがいを感じられるようにすることも欠員の解消につながるのではないかと思います。その観点での取組も必要と考えますが、いかがでしょうか。

○鈴木福祉保険部次長 国の調査の中では、継続意向がない人は、ほかにやる人がいない、頼まれても断れないからというような消極的な理由の方が多く、活動に満足しており、継続意向がある人

は、地域に貢献したいというような積極的な動機が多くなっておりますので、中村委員が御指摘のとおり、委員の担い手を安定的に確保していくためには、地域に貢献できているという達成感を持てることが非常に重要だというふうに認識しております。

そういったことから、各地区では、例えば、民生委員・児童委員だけではなく、市民委員会や社会福祉協議会等の地域活動団体が単体で、あるいは、共催で交流イベントや配慮が必要な人への支援など、課題や実情を踏まえた様々な取組が行われているのですが、ニーズの把握ですとか、企画運営面で苦勞されているということもあると考えております。

このため、市といたしましては、令和5年度から配置しております地域まると支援員がほかの地区の取組事例を紹介したり、ボランティア活動団体などとの連携活動の構築など、円滑な事業の実施をお手伝いすることなどにより、民生委員の皆さんが達成感を得られるような地域活動を後押ししてまいりたいというふうに考えております。

○中村みなこ委員 日常の業務以外に、地域まると支援員を仲介役としての活躍場面の構築などがあるということです。それが新たな負担とならないのかなという疑問は多少残りますが、ICT活用の推進、業務の精選での負担軽減とともに、やりがい、達成感を得られる工夫や支援を広げていっていただきたいと思います。

それでは、この件はこれで終わります。

3つ目の項目に移ります。

重度心身障害者医療費助成についてです。

ほかの障害種別に比べて精神障害者の施策は立ち後れた状態が続いています。

先日、旭川精神障害者家族連合会の方とお話しする機会があったのですが、旭川の「障がい者福祉の手引」を見ても、精神障害者の支援は、ほかの障害と比べて同様でない、遅れているものがたくさんあると大変残念そうにおっしゃっていました。

精神障害に対する長年の偏見がまだまだ改善されない日本です。本来なら正しい理解を促すように行政が先頭に立って取り組まなくてはならないのですが、なかなかそうはなっておりません。そして、それは障害者への各種支援制度に象徴されているところです。その一つが重度心身障害者医療費助成です。

それでは、その概要についてお伺いします。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 本市の重度心身障害者医療費助成事業は、身体障害者手帳1級及び2級の方、または、3級で心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫、肝臓の機能障害の方、それから、療育手帳A判定の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方を対象としておりました。

精神障害者保健福祉手帳1級の方につきましては、通院分に限られますが、健康保険が適用される医療費の自己負担額に対し、一部または全部を助成しております。

なお、本市の独自助成といたしまして、初診時の一部負担金の助成や中学生までの無償化も行っておりますし、令和7年8月診療分からは高校生まで無償化する予定でおります。

予算額につきましては、令和7年度は6億4千151万6千円を計上しているところでございます。

○中村みなこ委員 身体、知的、精神のうち、精神障害者の医療費助成については、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の通院のみとなっており、入院費用が助成対象外となっています。その理由

をお伺いいたします。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 本市におきましては、北海道から助成額の2分の1に相当する補助金を受けて事業を実施しているところでございます。

北海道の重度心身障がい者医療給付事業の補助対象範囲に基づきまして、入院費用については対象外としているところでございます。

○中村みなこ委員 北海道の対象範囲に基づいているためとのことです。

精神障害者は、精神科の受診に加え、ストレスへの脆弱性や副作用のある薬を長期にわたって服用する必要もあり、精神科以外の病気を患って、内科や整形外科、歯科など、ほかの病院や科を受診する方がたくさんいらっしゃると思っています。

さらに、精神障害者保健福祉手帳所持者の多くは、生活できる収入を安定的に得られる仕事に就くことが難しい状態です。こうした中で物価高騰が続き、医療費負担が重くのしかかっています。

身体障害者、知的障害者と区別することなく、精神障害者保健福祉手帳の1級該当者の入院、2級、3級該当者の入院、通院まで拡充すべきではないでしょうか。

そのように対象範囲を広げた場合、対象人数と助成額はどのくらいになるのでしょうか。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 補助対象範囲を拡大した場合、令和6年8月1日現在の受給者数で試算いたしますと、精神保健障害者保健福祉手帳1級所持者を入院まで拡大した場合、対象人数は約150人、助成額が年間で約1千600万円の増と見込んでおります。

また、2級所持者の入・通院まで拡大した場合、対象人数を約2千人、助成額が年間で約1億8千万円増になるものと見込んでおります。

○中村みなこ委員 かなり大きな額になるのが分かりました。しかし、一遍には難しくても、段階的に拡充していくことはできるのではと考えます。

北海道は1級の通院のみですが、他県では、精神でも1・2級まで対象、入院と通院両方を対象にしている県があるなど、都道府県で差がついている実態があります。

現在、旭川市は道と同様で、1級通院のみ助成です。昨年8月には札幌市が新たに精神障害1級の入院を対象としました。

ほかの自治体の動向についてお示しください。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 道内主要都市で精神保健福祉手帳1級の方に入・通院まで助成をしているのは、委員がおっしゃるとおり、札幌市のみでございます。それ以外の市につきましては1級通院のみの助成対象となっており、2級まで対象としている市はございません。

また、中核市につきましては、令和5年9月に本市が調査した結果になりますが、1級入院まで助成をしている市が20市、2級入・通院まで助成している市が5市になってございます。

○中村みなこ委員 道内ではまだ進んでおりませんが、中核市では取り組んでいるところがあるということです。

令和4年5月に提出された重度心身障害者医療費助成制度の対象者を入院、医療を含めて、精神障害者保健福祉手帳3級の所持者まで適用拡大を求める陳情は翌年の定例会で全会派一致をもって採択されています。

先月、旭川精神障害者家庭連合会からも要請がありました。これらを受けて今後どのようにしていくのか、お伺いします。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 重度心身障害者医療費助成事業の対象者の拡充に関わる陳情につきましては、令和5年第1回定例会で採択され、精神障害者の方々や関係団体の皆様から要望もいただいているところであります。

現在、本市では、先ほど答弁いたしましたとおり、北海道の重度心身障がい者医療給付事業の補助範囲に基づいて、助成の対象を精神障害者保健福祉手帳1級所持者の通院としているところでございますが、助成対象の拡充に当たりましてはさらなる財源を確保していく必要があります。

そのため、今後、国や道に対しまして、重度心身障害者医療費助成事業の対象範囲の拡充について要望を行うとともに、御指摘のありましたように、段階的に対象者を拡充していくといった方法も含めて、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 ぜひ、札幌に続いて旭川でもまずは1級入院までの助成実現を目指していただきたいと思います。

以上で、この項目を終わって、次に最後の項目です。

国民健康保険の特定健診及び後期高齢者医療健診についてお伺いいたします。

市民の健康を守る、健康の保持増進を図るために様々なことに取り組まれております。その中の一つに健康診断があります。

健診を受けることの最大のメリットは、病気の早期発見、早期治療ができることです。早期には自覚症状がなく、症状が現れたときには進行しているという病気は少なくありません。症状のない病気を早期に発見するには無症状のうちから定期的な健康診断を受けることが大切です。

定期的に健診を受ける機会として、本市でも国民健康保険の特定健診と後期高齢者医療健診が行われております。これらの概要についてお示しください。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 本市が実施しております国民健康保険の特定健診につきましては、生活習慣病予防を目的としておりまして、法定検査項目の問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査に加えまして、本市独自に血清クレアチニン等の項目を追加して実施しているほか、健診時に検査において一定の基準を満たした方には、医師の判断にもよりますが、心電図検査、眼底検査、貧血検査を行う場合もございます。対象者は法定で40歳以上となっておりますが、本市では、5歳拡大して、35歳以上の被保険者を対象に実施しております。また、一定の基準を超えた方については生活習慣改善のための特定保健指導も実施をしております。

次に、後期高齢者医療健診につきましては、後期高齢者医療制度に加入しており、施設等に入所されていない方を対象に、国民健康保険で実施している特定健診と同じ内容で実施をしております。

医師の判断による詳細健診については実施しておりませんが、一定の基準を設けて保健指導を行っているところでございます。

○中村みなこ委員 生活習慣病予防を目的とし、本市独自で検査項目を加えたり、対象年齢を拡大したりして実施されていると理解いたしました。

それでは、受診者数と特定保健指導の対象者数の推移についてお示しください。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 対象者の推移でございます。

令和元年度は、対象者数が4万9千916人、受診者数が1万2千530人で、受診率が25.1%でございます。そのうち、特定保健指導の対象者は1千188人で行いました。

直近の令和5年度で申し上げます。

対象者数が4万2千316人、受診者数が1万3千211人で、受診率は31.2%でございます。そのうち、特定保健指導の対象者は1千67人となっておりまして、令和元年度から令和5年度までの間で、毎年度、対象者数は減少傾向にありますが、受診者数は緩やかに伸びており、受診率は5年間で6.1ポイントの増となっております。

また、特定保健指導の対象者につきましては、年度間で増減はあるのですが、横ばい傾向で推移してございます。

また、後期高齢者医療健診でございます。

元年度は、対象者が5万1千318人、受診者数が9千976人で、受診率は19.4%でございます。

直近の令和5年度では、対象者数が5万838人、受診者数が1万1千298人で、受診率は22.2%でございます。こちらは年度間の増減はありますが、ほぼ横ばい傾向で推移している状況となっております。

○中村みなこ委員 国民健康保険の特定健診の受診率は着々と伸びてきて、31.2%、後期高齢者医療健診のほうは、ほぼ横ばいで、22.2%とのことですね。

受診率については目標設定をして取り組まれていると思います。目標と比べてどうなのか、お伺いします。

あわせて、他都市と比べてこの受診率はどの辺りなのか、お示してください。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 目標値を設定している国民健康保険の特定健診で申し上げます。

特定健診の目標値につきましては、第3期特定健康診査等実施計画におきまして、令和5年度の受診率を50%と定めております。実際の受診率は31.2%ですので、目標値との比較では18.8ポイントの大きな差がある状況になってございます。

次に、他市町村との比較であります。法定報告値は令和4年度までしか道内の市町分は公表されておきませんので、令和4年度の受診率で申し上げますが、道内の市町村と比較しますと、全道平均が29.7%であるのに対し、本市の平均が29.8%でありましたので、ほぼ全道平均と変わらない結果となっております。

また、中核市と比較いたしますと、中核市平均が35.7%でございましたので、本市は中核市平均よりも5.9%低い状況になってございます。

○中村みなこ委員 目標は50%、中核市平均は35.7%で、どちらも隔たりがありますが、そういう状況だということ分かりました。それでも毎年少しずつ受診率が伸びてきていますし、コロナ禍でも伸びているということで、関係職員の皆さんの努力のたまものだと思います。

受診率向上のためにどのような取組をされてきたのでしょうか。

また、今後の目標達成に向けての取組も併せてお示してください。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 受診率の向上の取組につきましては、これまで、普及啓発といたしまして、健診実施医療機関への受診勧奨ポスターの掲示、広報誌やフリーペーパーへの掲載、また、個別受診勧奨として、対象者の過去の受診歴を分析いたしましたタイプ別の受診勧奨はがきの発送などを行ったほか、調剤薬局と連携をした受診勧奨、それから、がん検診とのセット型の健診を実施いたしました。また、土日、早朝健診も併せて実施してきたところでございます。

今後につきましては、これまでの取組を継続していくとともに、医療機関との連携強化を図っていきたいと考えてございます。

○中村みなこ委員 受診率向上に向けてはさらなる工夫が求められるところですので、その点については引き続き努力していただきたいと思います。

さて、その特定健診に聴力検査も入れてほしいとの声が複数寄せられております。補聴器購入助成のモデル事業がスタートいたしまして、御自分の聴力への関心が高まっているのではないかとと思われます。

それでは、ほかの自治体で特定健診の検査項目に聴力検査を追加しているところはあるのでしょうか、お伺いします。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 北海道国民健康保険団体連合会が実施いたしました保健事業に関するアンケート調査によりますと、道内で特定健診の追加項目として聴力検査を実施している市町村というのはございませんでした。

なお、市町村によりましては、特定健診とは別に人間ドックの利用料の一部を助成している市町村もございます。人間ドックを実施している場合は聴力検査も含まれているのかなと考えております。

○中村みなこ委員 実施されているところはないということですが、要望が出されているところはあるようです。

会社に義務づけられる一般健康診断、定期健康診断の検査内容には聴力検査があります。その機会のない方は人間ドック等を受診するほかないとのことですが、助成があっても費用負担は大変大きいものになります。

聴力の低下は自分では気づきにくい場合も多いですし、定期的な聴力検査、健診による早期発見は重要です。聴力を調べる機会を定期的に設けることは大変意味のあることだと考えます。早期発見により医療機関への受診、難聴による認知症予防、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながります。

定期的に受ける健診は、自分の体に向き合ういい機会です。その際にぜひ聴力検査も健診項目に入れるべきと考えます。見解をお聞かせください。

○高橋紀博委員長 中村委員、時間の関係でお聞きしますが、残りの質疑時間はどのぐらいになる感じでしょうか。

○中村みなこ委員 3分くらいです。

○高橋紀博委員長 分かりました。

それでは、続けたいと思います。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 特定健診は、生活習慣病予防を目的として実施しておりますことから、実施医療機関は内科が中心でありまして、全ての実施医療機関で聴力検査の設備が整っているわけではございません。検査項目として追加した場合は実施できる医療機関が限られてしまいます。

そのため、これまで受診していた医療機関で特定健診が受診できないですとか、他の医療機関へ行かなければならないといったことになりまして、受診率への影響も考えられると考えております。このようなことから、現時点では特定健診に聴力検査を追加することにつきましては様々な課題が

あると考えております。

○中村みなこ委員 特定健診は生活習慣病予防が目的なので、聴力検査を入れるには無理がある、どの医療機関でもできることではないということは理解いたしました。

そうすると、聴力に異変を感じたら耳鼻科を受診するか人間ドックということになりますが、人間ドックは、先ほども述べましたとおり、高額ですし、はっきりしない耳の異変だけで人間ドックを受ける方はいないと思われます。多くの方は耳鼻科に行くほどではないかなと考えて、行かないのではないかなと思われます。

また、家族が先に気づいて、初めて受診する話はよく耳にします。視力に比べて、聴力の衰えや異変に早期に自分で気づくのは本当に難しいと考えます。定期的でなくても、気軽に無料で聴力検査ができる機会や場所を設けていくことは必要ではないでしょうか。

加齢性難聴を想定いたしますと、高齢の方への対策であること、また、難聴予防策を調べて出てきた中には、大きな音を避ける、耳を休めるなどの対策とともに、生活習慣病に気をつける、食事、運動、規則正しい生活、ストレスに気をつけるなど、生活習慣病予防と同様のものが多くあることが分かりました。そうしますと、特定健診に入れても何ら不都合はないのかなと思います。

聴力検査の機器はどの小中学校にもそろっていますが、10万円ほどのものだそうです。静かな場所さえあれば簡易的な聴力検査はどこでも誰でもできますし、検査を受ける側も、身体的負担のない検査ですので、気軽に受けることができるものだと思います。

ですから、例えば、住民センターや公民館、いきいきセンターなど、高齢者が利用する地域の施設などに簡易的な聴力検査ができるような環境整備をしていくべきではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 聴力検査についてのお尋ねでございますが、難聴を放置すると鬱病の発症率が高まったり、社会的孤立につながったりすることが指摘されておりますし、難聴がある人はない人に比べて認知症になるリスクが高いとの研究報告もございます。

本市では、高齢化の進行により、特に加齢性難聴への対応の必要性が高まっているものと認識しており、医療保険の保険者としての取組に限定せず、主に高齢者を対象として、介護予防の観点から難聴を予防するために耳を大切にする生活を心がけていただくための意識啓発の取組を進めていくこととしてございます。

そうした中で、高齢者の皆様には日頃から御自身の聴力に対する関心を持っていただくことが重要でありますことから、市として、どのような環境づくりが必要なのかについて、御指摘のあった点も含めまして、検討してまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 ぜひ、気軽に聴力検査ができる環境づくりを進めていただきたいと思います。

以上をもちまして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○高橋紀博委員長 それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。本日の分科会は、これで散会いたします。

散会 午後5時00分

○令和7年3月11日（火）

開議 午前10時00分

散会 午後4時38分

○出席委員（16名）

委員長	高橋紀博	委員	沼崎雅之
副委員長	石川まさゆき	委員	品田ときえ
委員	横山啓一	委員	中野ひろゆき
委員	笠井まなみ	委員	能登谷 繁
委員	中村みなこ	委員	金谷美奈子
委員	江川あや	委員	高花えいこ
委員	小林ゆうき	委員	安田佳正
委員	駒木おさみ	委員	杉山允孝

○出席議員（1名）

予算等審査特別委員会委員長 佐藤 さだお

○説明員

副市長	中村 寧	保健所地域保健担当部長	田村 司
市民生活部長	樽井里美	保健所保健総務課長	中屋 恵
市民生活部次長	岩崎昌美	環境部長	太田 誠二
市民生活部市民生活課長	今 賢太郎	環境部次長	松野郷正文
市民生活部地域活動推進課主幹	平島 淳嗣	環境部次長	澤渡 武士
市民生活部地域活動推進課主幹	小松 義尊	環境部環境総務課主幹	佐藤 岳晴
市民生活部市民課長	齊藤 淳起	環境部廃棄物政策課長	佐藤 文泰
福祉保険部長	川邊 仁	環境部廃棄物政策課主幹	笠井 則亜
福祉保険部障害福祉課長	水上 明子	クリーンセンター所長	大竹 清司
福祉保険部障害福祉課主幹	宮川 智美	病院事業管理者	青木 秀俊
福祉保険部障害福祉課主幹	木村 ひとみ	市立旭川病院事務局長	木村 直樹
福祉保険部生活支援課長	高桑 和寿	市立旭川病院事務局経営管理課長	吉田 朋生

○事務局出席職員

議会事務局次長	林 上 敦 裕	議事調査課主査	信 濃 孝 美
議事調査課長補佐	小 川 智 之	議事調査課主査	岡 本 諭 志
議事調査課長補佐	浅 海 雅 俊		

○高橋紀博委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会民生子育て文教分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

ここで、昨日の分科会で江川委員から要求のありました資料につきましては、委員各位に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明は必要でしょうか。

（「要らないです」の声あり）

○高橋紀博委員長 それでは、資料の説明につきましては省略させていただきます。

それでは、昨日に引き続き、議案第４４号の分担部分のうち民生常任委員会所管分、議案第４５号、議案第４９号、議案第５１号、議案第５４号、議案第６１号の分担部分、議案第６３号の分担部分、議案第６４号の分担部分、議案第６７号ないし議案第８２号、議案第９１号のうち民生常任委員会所管分及び議案第９４号の以上２６件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○小林委員 皆さん、おはようございます。

本日もよろしくお願いいたします。

全体の質疑に先立ち、いつものことながら、理事者の皆様をお願いいたします。

市の取組を遡ってお聞きする際など、私にとっても市民の皆さんにとっても分かりやすくするために、元号ではなく、西暦でお答えいただきたいと思います。御協力、よろしくお願いいたします。

民生所管分では３項目について質疑を行いたいと思います。

まずは、市政方針で協働のまちづくり事業に行政提案型制度を設けることが発表されましたので、これについて詳しくお聞きしていきたいと思います。

協働のまちづくり事業については、２０２３年の第３回定例会の決算質疑でも伺いましたが、改めて、協働のまちづくり推進費のうち、協働のまちづくり事業について、制度と予算の概要についてお示してください。

○岩崎市民生活部次長 協働のまちづくり推進費のうち、市民の企画提案による協働のまちづくり事業についてでございます。

本事業は、多様化する市民ニーズや地域課題に対し、きめ細やかな対応やサービスを提供すること、また、様々な団体と市が互いに特性を生かしたまちづくりに対して協働で取り組むことにより、効果を高めることを目的として、２０１０年度に開始した事業でございます。

２０２５年度につきましては、負担金２００万円、審査会委員報酬４３万２千円、報告会等会場費ほかで２０万円を計上しております。

負担金につきましては、市民の視点から企画された公共的な課題の解決や地域の活性化につながる事業の提案を自由なテーマで募集する市民提案型と、まちの活性化につながるテーマを市が提示し、具体的な内容は市民活動団体や企業等に提案してもらい、市の担当部局との協働で実施する行政提案型のメニューがございます。

○**小林委員** 2025年度は、協働事業の負担金として200万円を計上し、市民提案型と行政提案型の2つのメニューで募集するということでした。

1つつつ伺っていききたいと思います。

まずは、市民提案型について伺います。最近の負担金予算額の変遷についてお示してください。

○**岩崎市民生活部次長** 市民提案型の予算額についてですが、2019年度が200万円、2020年度が137万1千円、2021年度及び2022年度が200万円、2023年度及び2024年度につきましては100万円となっております。2025年度につきましては、市民提案型として100万円を計上しております。

○**小林委員** 2020年度だけは、事業決定の時期が早く、実際の負担金で予算額を計上したため、137万1千円になったと事前にお伺いしました。

市民提案型の負担額がしばらく200万円だったと思うんですが、2023年に100万円に減額されていました。この減額についてどのような理由があったのか、伺いたと思います。

○**岩崎市民生活部次長** コロナ禍による影響もあり、提案団体数が減少している状況を踏まえまして減額をしたところでございます。

○**小林委員** コロナ禍は、確かに、市民団体というか、市民活動が停滞したのかなというふうには思うんですが、2023年には5類移行についての議論も進んでいたと私は記憶しておりますので、市民活動や提案団体が増えるということも考えられたのではないかなというふうにも思うところで。しかし、コロナ禍もあって提案団体が減少していたから予算が減額されたということでした。

では、これまでの事業応募数と採択事業の推移はどうなっているのでしょうか、お示してください。

○**岩崎市民生活部次長** 市民提案型の応募件数と採択数でございます。

制度開始初年度の2010年度から、応募数は10件前後で推移し、2017年度には17件の応募があったところでございますが、近年、応募件数が減少し、2021年度が4件、2022年度が6件、2023年度が4件、2024年度が3件、そして、2025年度が7件となっております。

採択数につきましては、毎年、予算の範囲内で4件から8件決定しており、近年では、2021年度と2022年度が4件、2023年度が2件、2024年度が3件、7件の応募がありました2025年度につきましては、現在、採択に向けた審査を進めているところでございます。

○**小林委員** 数字が多くて聞き逃してしまいそうだったので、もうちょっとゆっくり御答弁いただけると助かります。すいません、よろしくお願いします。

2017年度には17件の応募があったということでした。それを考えると、本当に近年の応募団体の減少を感じるところだなと思います。ただ、新年度は7件と増加しておりますので、2023年度に予算が減額されてしまったことで採択団体が減ってしまうのではないかなと思うと、ちょっと残念に思うところです。

さて、冒頭にもお話ししましたが、2023年の第3回定例会では、この事業について時間を結構かけて質疑をさせていただきました。そのときの質疑では、この事業が目指す協働というものが達成されていないのではないか、応募団体はもとより、事前の審査や事後の報告会への市民参加が少ないのではないかという御指摘をさせていただきました。

当時の部長からは、様々な課題について認識しており、実施方法の検討を行う、現在も改善に向

けて着手しているという答弁をいただいております。

具体的にどのように検討し、改善したのか、伺いたいと思います。

○岩崎市民生活部次長 協働事業の窓口担当として、提案団体の意見やニーズの把握、提案団体と行政とが目的を共有できるよう、定期的な情報交換のほか、書類作成時のアドバイスを行うなど、担当部署とのマッチングが円滑に進むよう、相談支援を行っております。

また、市民活動団体への直接的な周知として、旭川市市民活動交流センターで発行する通信やホームページにも募集情報を掲載しております。

○小林委員 協働の達成のために協働のまちづくりの担当部局として様々な支援を強化してきた、また、応募団体数増のために市民活動団体への周知を強化したということかなと思います。

しかし、審査会や報告会の市民参加が少ないという点にはあまり対策を講じていないように感じるところです。私は、まちづくりや市民との協働には、活動を行う団体だけではなく、直接的には活動に参加していない市民をも巻き込むことが必要なのではないかと考えております。審査会や報告会を通して市内の団体を知ったり、活動に関心を持ったり、新たな活動が生まれたり、次の活動の担い手になったりということが地域や活動の持続可能性を高めることにもつながると思います。

私は、今年の3月1日に行われた審査会を午後だけ傍聴しに行ったんですが、関係者と市職員の方が多くて、一般市民の方は相変わらずとても少ないなというふうに感じました。

また、審査は市民団体と協働先の部局のプレゼンテーションで行われますが、発表を終えた市職員の方がさっさと帰ってしまったのが印象的でした。それを見た市民団体の方も、同時に発表された市民団体の方ですが、あっ、職員の方が帰っている、もう僕たちも帰っていいんだねと言って帰られてしまったんですが、私はそれでいいのかなと非常に残念な気持ちになりました。

市民団体の方も、市職員の方も、貴重な時間を割いて参加しているのだということはもちろん分かっているのですが、まちづくりや市民との協働と言っているのに、もしかしたら、ほかのグループの発表にまちづくりのヒントや団体間の協働の可能性があるかもしれないのに、自分たち以外のグループの発表を見ないで帰ってしまうというのはもったいないのではないのでしょうか。

私は、この事業が非常に重要だと思っております、審査会や報告会にできれば多くの市民が来てほしいなと思っておりますし、恐らく、部局の皆さんもそう思っていらっしゃると思います。しかし、現実には、一般市民はおろか、市職員さえも傍聴していかないわけで、そこに市職員を含む市民のまちづくりや協働への意識というのが表れているのかなというふうにも思いました。

さて、次年度からは行政提案型を導入するということでした。市政方針に入れるくらいですから、市長としても市民と協働でのまちづくりというのを重要視してくれているのかなというふうにも思いますが、まず、行政提案型制度の概要について伺いたいと思います。

○岩崎市民生活部次長 行政提案型につきましては、担当部局がまちの活性化につながるテーマや企画を提示し、市民活動団体や民間企業からの提案により、担当部局と協働で事業を実施することで協働のまちづくりを推進するものです。また、行政提案型とすることで、担当部局における協働に対する当事者意識を高めることが期待されます。

○小林委員 地域活動推進課が決めたまちの活性化という大枠のテーマに対して、各部局が具体的なテーマや企画を提示し、民間団体や企業からの提案を受けて事業実施に至るという理解で合っているでしょうか。

また、行政提案型とすることで、担当部局における協働に対する当事者意識を高めることが期待されるということでした。協働の達成には、確かに官民双方の協力が不可欠だと思いますので、意識の高まりにつながることを期待したいなというふうに思います。

さて、この行政提案型についてですが、以前にも同様の制度があったとお聞きしました。これはこういった理由で廃止されたのか、伺いたいと思います。

○岩崎市民生活部次長 2010年度の事業開始時には、市民提案型と行政提案型を設けておりましたが、2018年度において、類似の負担金制度と比較し、整理をする中で、行政提案型について廃止をいたしました。

○小林委員 類似の負担金制度があつて、整理をする中で廃止したということですが、その類似の負担金制度というのはまだなくなっていないようですね。

その上で、行政提案型を再度導入した理由について伺いたいと思います。

○岩崎市民生活部次長 昨今の急激な人口減少や社会情勢の大きな変化にある中、閉塞感からの脱却やまちの活性化は喫緊の課題となっており、この課題を解決するためには、例えば、地域産業の活性化や観光振興、交通インフラなどといった全市的な波及効果の大きいまちの活性化につながるテーマに意欲的に取り組む必要があると考えております。

これまでの協働によるまちづくり事業では、市民活動団体などから自由なテーマで提案をいただき、子育て、福祉、環境といった多様な行政課題の解決に取り組んできましたが、行政が抱える喫緊の課題解決に特化し、よりスピーディーな解決を目指し、テーマや企画を市から提示する行政提案型として事業を拡充いたしました。

○小林委員 まちの活性化が行政の抱える喫緊の課題であり、その解決のためにこれに特化した行政提案型を導入するということでした。

ぱっと説明だけを聞くと、市民提案型でまちの活性化部門というものを導入するとか、まちの活性化に資するものだったら、その分を加点するとか、そういったものでも対応できたんじゃないのかなというふうに制度自体について思ってしまうところではあります。ただ、行政提案型にすることによって、行政としても当事者意識が高まり、積極的な関わりを持って取り組めるというのであれば、それはそれでよいのかなと思いました。

しかし、類似の負担金制度との整理の中で廃止に至ったこれまでの行政提案型との違いというのがいまいよく分からないので、これについて詳しく教えてください。

○岩崎市民生活部次長 2017年度まで実施をしておりました行政提案型の協働のまちづくり事業では、市内部でのテーマ設定には制約を設けておらず、提案いただく事業も地域を限定したものが多くございました。

また、行政との協働事業としては、現在も地域主体のまちづくりの推進に向けて設置されました各地域まちづくり推進協議会の実行委員会において、子育て支援部、防災安全部、福祉保険部と協働するテーマを設定し、事業を実施しております。

今回新設する行政提案型のメニューにつきましては、喫緊の課題で、かつ、全市的な波及効果が期待されるまちの活性化に絞ったテーマ設定の下、協働事業に取り組んでいこうとするものでございます。

○小林委員 廃止された行政提案型と類似の負担金制度というのが地域まちづくり推進協議会での

協働事業という認識でよろしいですか。そして、当時の行政提案型のテーマは、各部局が設定しており、そのテーマに対して民間団体が提案したものが地域を限定したものが多かった、そのため、今回は、まちの活性化という大枠のテーマを設定し、全市的な取組を行う事業を募集するということですね。大枠のテーマや範囲、事業における範囲というものを決めているというのが今回の行政提案型の特徴という感じでしょうか。

では、この行政提案型はどのようなスケジュール感やフローで進むのか、お示してください。

○岩崎市民生活部次長 2025年度につきましては、4月から庁内においてテーマ、企画を募集、その後、市民活動団体や民間企業からの事業提案、担当部局との協議、8月から9月にかけて書類審査やプレゼンテーションを実施、採択を決定し、10月頃から年度末が事業実施期間となる予定です。

なお、提案団体が本事業を活用しやすいよう、市民提案型と行政提案型と同一のスケジュールで募集、採択ができるよう、検討をしております。

○小林委員 新しい制度ということで、2025年度には、全体的に遅めのスケジュール感で同一年度に募集から事業実施まで行うということでした。

市民提案型は、前年度に募集し、翌年度に事業実施というスケジュールで春からの事業実施が可能となっているので、今後は市民提案型と合わせていくということを検討しているということですね。

ただ、1点、先ほどから気になっていたんですが、行政提案型の協働事業では、協働先として民間企業という言葉が含まれていたと思います。もちろん、民間企業も市民から成り立っているため、含めること自体を否定するわけではないのですが、ちなみに、今、市民提案型のほうも民間企業の応募というのは受け付けているのでしょうか、伺いたいします。

○岩崎市民生活部次長 現在も市民提案型の中には民間企業も含まれておりますが、現在までに民間企業からの応募はなかったところでございます。

○小林委員 先ほども言ったように、民間企業も市民から成り立っているため、含めること自体を否定するわけでは一切ないのですが、ただ、営利企業なら特にだと思うんですけど、例えば、ボランティアで活動している団体に比べれば、資金的な背景や人的な動員力において優位性があるのではないかなというふうにも思います。課題解決という観点では、市にとって魅力的な協働先に見えるんじゃないかなというふうにも思います。

ですから、仮に、同じテーマで市民団体と企業が同時に応募してきた場合、企業のほうが優位になることがちょっと想像できてしまいます。市が課題解決に民間企業の力を借りたいのであれば、別の枠組みで実施すべきであり、この事業ではあくまでも市民団体が主体となる形が望ましいのではないかと感じるところです。

実際に市民提案型のほうには企業からの応募は現時点ではないということだったので、そこは市民団体の活躍ができていのかというふうには思うんですが、行政提案型のほうには、結構大きく民間企業とのというふうに言われているところでもあります。あくまでも市民団体が主体となる形が私としては望ましいと思うので、これについてはお伝えしておきます。今後、検討していただきたいなと思います。

さて、この項目の最後の質疑になります。

市民提案型において、新年度は応募団体が増加しました。全採択できる予算措置をするべきとまでは言いませんが、審査に係るコストを考えると、特に、自分たちの手持ちで、お給料ももらえず、余暇で活動してくださっている方の中には、採択確率が低いものには応募しづらい、かけるコストの割にリターンが少ないと感じる団体もあるんじゃないかなと思います。

ですから、様々な市民や市民団体がまちづくりに関わる持続可能なまちにするためにも、せめて、コロナ禍を理由に減額した負担金予算というのを見直して、協働事業の振興を図ってはどうかと思うのですが、これについての認識を伺います。

○樽井市民生活部長 ただいま、協働のまちづくりということについていろいろと御質問や御指摘をいただいたところでございますが、まちづくりを推進する上では、やはり、協働の考え方、取組の重要性は非常に高いというふうに認識しております。

地域の特性やニーズに応じた効果的な施策を実施するためには、やはり、行政だけではなく、市民活動団体や民間企業との連携は不可欠であると考えております。

確かに、今回、応募件数が増えたと。私も、去年の報告会、そして、先日、先ほど委員のほうからありました公開プレゼンテーションにも出席しましたが、見ている中では来場者に市民の方が少ないという認識は非常に持っております。そのため、周知も含めた実施方法を検討していかないとならないというふうに感じております。

もう一つ、プレゼンテーションのほうで、提案団体と担当課との温度差といいますか、目的の共有というか、すり合わせにうまくいっていないところもあるのかなというふうに感じたところもあります。そこは、市の理解や認識にも課題があるかと考えておりまして、担当部局としてもしっかりと考えていかないとならないかなと思っているところであります。

そういう課題も含め、いろいろと考えていかないとないことが多くありますが、引き続き、公開プレゼンテーションや報告会を通じて、まずは多くの市民の方にこの協働事業に関心を持っていただくということ、そして、職員を対象とした協働への理解を深める研修などを充実させることで協働の輪が一層大きくなる取組を進めてまいりたいと考えております。

また、新たにスタートする行政提案型につきましては、実施過程において、実際に提案を受ける団体からの意見などもいただきながら、検証、必要な見直しを行っていく必要があるかと思います。

市民提案型を2020年に見直しているのと一緒に、そういうことはしていく必要があると思っていますし、そうした中で、今後におきましても、協働のまちづくりの推進に向けまして、毎年の応募状況や事業効果を見極めながら制度の充実を図ってまいりたいと思います。

○小林委員 今、部長がおっしゃってくださったように、市民と職員との間にかなり温度差を感じる部局もやっぱりあったのは事実で、2023年の第3回定例会でも言ったんですが、報告会に協働先の職員が来ていらっしゃらなかったグループがあり、市民団体だけで発表を行っていたということが実際にありました。

事業を一緒にやっていくというところで、市職員の方にとっては実際の自分たちの事業とはどうしても違う部分になるので、コスト感も高いのかなというふうには思うんですが、ぜひ、そこら辺の改善に、所管している部局として取り組んでいただきたいなというふうに思うところです。

また、市民提案型の応募団体数の増というのが一時的なものにならないように、そして、行政提案型も多くの市民団体から応募があるように願っていますし、公開プレゼンテーションや報告会に

関してはまだまだ市民参加が少ないということがあります。周知方法や開催方法について、市民の日に合わせて報告会を行うということをしていただいたり、検討を進めているんだと思うんですけど、どうしても参加者数が少ないということはまだあるので、これからも、随時、見直しや検討を進めていただきたいなというふうに思っております。

以上で、協働のまちづくり事業についての質疑を終えたいと思います。

続けて、ホームレス自立支援等対策費について伺いたいと思います。

まずは、この事業の概要と予算額と財源についてお示してください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 ホームレス自立支援等対策事業は、ホームレスまたは不安定な居住関係にある方に対して一時生活支援を行うことにより、その方が地域社会で自立し、安定した生活を営めるよう支援することを目的としております。

事業費は、住まいを失った方が一時的に居住できるためのアパート1室の借り上げ、巡回や保守管理による委託料、アパートの光熱水費や燃料費、清掃費などであり、2025年度予算額は87万8千円でございます。そのうち、財源といたしまして、国庫支出金が58万5千円となっております。

○小林委員 ホームレスや不安定な居住状態にある方が一時的に利用できる住居の費用として87万8千円で、事業費のうち、3分の2が国庫支出金ということでした。

では、本市においてホームレスとされる方がどれくらいいるのか、ホームレスの定義と併せてお答えください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 ホームレスの調査に関しましては、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法と国のホームレスの自立の支援等に関する基本方針に基づき、全国調査が行われております。

調査の対象は、法に規定する都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者となっており、調査方法は巡回による目視調査となっております。また、調査実施時期は毎年1月とされております。

本市も、これに基づき、毎年調査を行っており、今年度では1月21日に実施したところでございますが、法に規定するようなホームレスの方は確認できませんでした。この調査におきましては、本市では2019年度調査で1人だったことがありますが、以降はゼロが継続しております。ただし、厳冬期の1月に調査をしても、積雪寒冷地ではゼロが当然ともいえ、この調査の結果をもって本市におけるホームレスの人数がゼロとは言い難いところであり、正確には把握できていないものと認識しております。

○小林委員 毎年1月に実施されている調査では、定義に合致するホームレスはしばらく確認されていないということでした。しかし、おっしゃるとおり、1月に旭川でいわゆる路上生活者というのはなかなかいっしょにいないんじゃないかなというふうに思います。

ただ一方で、車上生活といったものをされている方はもしかしたらいるかもしれないなというふうに思うんですが、そういった場所で暮らしている方もこの事業における調査対象者となるのか、お伺いしたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 ホームレス調査に当たりましては、極端に荷物が多い、異臭を放っているなど、ホームレス状態が疑われる方の目視調査を行っております。

道の駅の駐車場などでは、積雪やタイヤ痕の状況から長時間駐車していると思われる車両を注意して観察しておりますので、いわゆる車上生活者の方はホームレスの対象になり得るという認識で調査を行っております。

○**小林委員** 車上生活者の方もホームレスの対象になり得るということで、そうしたものも含めて積雪やタイヤ痕も確認して調査しているということでした。それでも、やはり、厳冬期ということもあって、あまり成果は出ていないのだなというふうに思います。

このホームレス調査に係るコストは、予算だけではなくて、人員とか時間とかも含めてどれぐらいかかるのか、お示してください。

○**高桑福祉保険部生活支援課長** ホームレス調査に関する予算措置としては特にございません。

調査は、早朝と夕方、夜間に実施しておりまして、6時半から7時まで、3人の生活支援課職員が、16時過ぎから20時まで2人の生活支援課職員がそれぞれ調査に従事しております。

○**小林委員** 予算はかかっておらず、人員も生活支援課の職員の皆さんで対応してくださっているということです。

私は、夏場に買物公園で大量の荷物を持っている方であったり、夜間に旭川駅から発車する電車がもうないのに駅構内でずっと時間を潰している方とか、郊外のスーパーが併設している商業施設のベンチに夜間にずっと座っていらっしゃる方を見かけたことがありました。ホームレス状態の方なのかなというふうにちょっと思いながら気にして見ていたところでありました。

余談ですが、そういった方に声をかけている方というのも見かけまして、もしかしてホームレスの方を支援している団体が旭川にもあったのかなというふうに思って、声をかけている方に話を聞いてみたことがあったんですけど、それは宗教の勧誘の方だったということがございました。本当に余談ですみません。

ホームレス調査に関しては、ほとんど該当者ゼロの状態が続いていますが、ホームレス状態の方のもちろんいないのではなくて、見つけられていないのが現状なのかなとこの話を基に感じております。

職員の皆さんの負担は増えてしまうので、全くコストがかからないというわけではないんですけど、予算が必要ないのであれば、厳冬期に行われる全国調査だけではなくて、市独自に別時期に調査を行ってもいいのではと思うのですが、これについてどのような認識でしょうか。また、別時期の調査を考えていないとすれば、その理由をお聞かせください。

○**高桑福祉保険部生活支援課長** 1月のホームレス調査に当たりましては、職員がいるバスターミナルや中央図書館、ときわ市民ホールなどの施設におきましては、ホームレス状態が疑われる方を時期を問わず見かけることがあるかなどについて、職員への聞き取りを行っております。

現実には、外見からホームレスの方かどうかを判断するのは困難であり、また、一過性の調査では実態を把握することは困難でありますので、市といたしましては独自調査が必要な状況には至っていないものと認識しております。

○**小林委員** ホームレス状態でも、いわゆる路上生活者のような外見や状態ではないこともありますし、外見から判断するのは難しい、これはそのとおりで思っております。

私も、今お話しした夜間に駅にいらっしゃる方とか、外見でたくさん荷物を持っていらっしゃる方とか、ずっといらっしゃるなということは思えても、どうなのかはちょっと分かりにくいという

のはそのとおりだと思います。

そして、一過性の調査では実態を把握するのは困難だと思っているということで、それも本当にそのとおりだと思います。その方が何時間そこにいらっしゃるかというのは、自分も何時間かそこにいないと分からないという部分もありますので、そのとおりだなというふうには思うところです。実際に自分がホームレス状態にあることを知られたくないという心理ももちろん働くでしょうし、そのために、一つの場所にとどまらずに短期間で移動してしまうということもあると思います。

調査方法について、事前に少し伺ったんですが、1か所の調査に多くの時間をかけていないですね。ですから、その少しの時間にその場所にいらっしゃって、明らかな困り感があって、見つけれられるという可能性は本当に低いとは思いますが。

ただ、そういう意味で言えば、調査方法や時期などを含め、全国調査自体がなじむ自治体とそうではない自治体があるのではないかというふうに思いますし、本市におけるホームレス支援については本市独自に検討していく必要があるのではないかと思います。一過性の調査では実態は把握できないということだったので、それ以外の方法はないのかというのはぜひ検討していただきたいなというところであります。

全国調査においては、ホームレス状態の方が本市ではほとんど確認されていない状態なわけですが、では、ホームレスや不安定な居住状態にある方でこの事業を使っている方というのはどの程度いるのか、利用実績の推移をお示してください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 アパートの利用者につきましては、2021年度及び2022年度はゼロでありましたが、2023年度は3人の利用があり、2024年度も現在までで6人の利用がございます。

2024年度の利用6人のうち、利用日数が最も長かったのは44日間、最も短いのは2日間でした。6人のうち、家族の元に戻った2人を除く4人は、アパート利用中に生活保護を受給することになり、住居を確保するに至っております。

○小林委員 2024年度は6名、2023年度は3名の利用があったということです。

ただ、2021年度と2022年度は利用がゼロだったということなんですが、コロナ禍で全国的に失業者や困窮者が増加した時期でもあるなと思います。この期間に利用がゼロというのは実態に即していないように思いますが、これについての認識についてお示してください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 昨年まで10年間、2014年度から2023年度までのアパートの利用実績を見ますと、利用がゼロだったのは3年だけでございます。

利用日数の増減には、偶然の要素もあると思うんですが、2021年度と2022年度がゼロだったのは、コロナ禍でありましたので、コロナに関する様々な支援金がいよいよ結果につながった可能性がありますし、一方では、コロナを意識するあまり、利用者の受入れにより慎重になっていた面があったかもしれないとも考えております。

○小林委員 理由がゼロだったのが10年間で3年だけで、そのうちの2年がコロナ禍にしっかりかぶっているということでした。支援金がいい結果につながったならいいんですが、コロナを意識して受入れに慎重になったのだとすれば問題だなというふうには思います。逆に、コロナ禍で困窮者が増えたからこそ、積極的にというか、困っている方を幅広く支援していく必要があったんじゃないかなというふうには思うところです。

さて、ゼロが続いた２年を経て、昨年度と今年度には利用者がいます。今年度に関して言えば、現時点で昨年度の倍の利用者数になっております。利用者数の増の要因として何が考えられるのか、お示してください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 昨年度から利用が増えている顕著な理由は不明でございますが、利用者の状況を見ますと、失業等による家賃滞納で住まいを失ったというケースのほか、就職先などに何らかの見通しがあり、住まいを確保していない段階で市外から旭川に来たものの、その当てが外れ、友人宅などに滞在しているうちに手持ち金が減少して、アパートを借りるための費用の捻出が困難になったというケースも数件見受けられるところでございます。

○小林委員 今、失業等による家賃滞納で住まいを失ったというケース以外にも、旭川に就職先の当てがあって来てみたものの、住まいがなかったというようなことがあると。そういった利用者の方々の事情というのを今伺ったんですけど、挙げられた事情をお持ちの方が突然増えたという感じはしないなと思います。どちらかというと、今まであった問題にリーチできてきたから増えてきたんじゃないかという印象を受けるところです。

そういう意味では、制度が必要な方に届くようになった、利用者が増えたというのは、悪い意味ではなくて、届くようになったというふうに認識できるので、御対応くださっている職員の皆様には感謝を申し上げたいなと思います。

先ほどから私が申し上げているように、本市において、ホームレス状態の方や家をいつ失うか分からない不安定な生活を送らざるを得ない潜在的ホームレス状態の方というのがいらっしやると思っております。

例えば、家族関係が良好ではない、家に安心していることができない状態にある、そのために、恋人や友人の家に身を寄せている状態である、ひとり暮らしをしても賃金が低くて生活がぎりぎりだ、逆に、ひとり暮らしをされていて病気になってしまっていて働くことができなくなったけれども、頼る人がいなくて家賃が払えない、そういったお話を伺うこともありますし、いつでも人は住む場所を失う可能性があると思っています。

また、路上で生活をしていなくても、車上生活をしていたり、ホテルなどで生活をしている方もいるかもしれません。実際に、今年の１月に窃盗で逮捕された１９歳の少年がおります。彼は、自らが勤務していた飲食店で窃盗を行ったということでしたが、調べに対して、ホテル暮らしをしていて、ホテル代や食事代のために盗んだという供述をしているということです。彼がその生活に至った背景というのは、正直、全く分かりませんし、犯罪行為を擁護するつもりは私には一切ありません。しかし、１９歳の若者です。１９歳というのは、１８歳で成人というのが始まる前は未成年だったわけですね。そういった１９歳の若者が、家がなくて、ホテルに住まいを持っていて、食事とホテル代のために窃盗をしたと話しているということは大人として重く受け止めなければならないと思っておりますし、先に福祉につながれていれば違った結果があったのではないかなというふうにも思うところです。

話はちょっと変わりますが、本事業は、ホームレス状態の方や不安定な居住状態の方が利用できるということでしたが、この利用に関して具体的にどのような条件や制限があるのかをお示ください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 アパートを利用できる方の要件といたしましては、現時点でホー

ムレスの状態にあり、現在の収入の額が住民税が課税されない段階にあること、預貯金や保有金が100万円以下であることなどとしてはおりますが、相談に来る方は、皆、様々な事情を抱えておりますので、緊急性等を勘案し、宿泊場所の確保が早急に必要であると認められれば利用対象とみなしてきております。

利用期間は原則として3か月以内としておりますが、部屋が1室しかなく、長期の利用は望ましくないことから、早期の住宅確保を支援するようにしております。

○**小林委員** 利用に関して条件はあるものの、必ずしも条件を満たしていないといけないというわけではなく、柔軟に対応しているということです。

また、期間も原則3か月以内ということでした。今年度はそんなに長い方はいらっしゃらなかったみたいなんですが、昨年度は6か月ほど滞在していた方もいたと伺っておりますので、早期の住宅確保というのは支援しつつも、そこも柔軟に対応していただいているんだと思います。

一応、再度確認なんですが、住民税の非課税かどうか、現時点でホームレスの状態であるか、そういった背景というか、不安定な居住状態に至った背景というのはあまり問わずに、いわゆるホームレスとか路上生活者に該当しなくても利用できるという理解でよろしいのでしょうか。

○**高桑福祉保険部生活支援課長** よろしいです。

○**小林委員** 経済困窮以外にも不安定な居住状態に陥ることはありますし、そのときに利用できるようであったというふうに思います。

先ほどお話しした事件の少年も、ホテル暮らしをしているときにつながれていればよかったのかなというふうに思います。そうしたら、こういった結果にはもしかしたらならなかったかもしれないというふうに思うところです。

とはいえ、1室しかないというのがネックだなというふうにも思います。今年度は既に6名の利用がありまして、住まいが必要となる方々が同時期に重なる可能性もあります。その際に1室しかないというのは、結構厳しいんじゃないかなというふうに思います。利用者が重なった場合はどのような対応となるのか、お示してください。

○**高桑福祉保険部生活支援課長** 現状では1部屋だけですので、仮に、当面の宿泊場所を確保する必要のある方が2人以上同時に発生した場合には、その方々の状況を見ながら、本市に落ち着く意思があり、生活保護の受給が見込まれる方については、住宅確保が困難な方の住居探し等を支援する民間の居住支援法人等に市から連絡を取ることで、早期の住宅確保を支援するなどの取組を行うことが考えられます。

市外に家族や友人など支援してくれる人がいる方であれば、そこに行くための最低限の交通費や当面の宿泊費を貸し付けるなどの方法を取ることも考えられます。

○**小林委員** ちなみになんですが、こういった形で利用者が重なって、今御答弁いただいたような対応というのをしたことがこれまであったのか、伺いたいと思います。

○**高桑福祉保険部生活支援課長** 自分が知る限りではございますが、重なりそうだとすることで準備したことはございますが、実際に重なったことは、この2年間、ないかというふうに思います。

○**小林委員** 重なりそうになったことはあったけれども、実際にそういった対応をしたことはないということですかね。分かりました。

住居の確保支援や宿泊費の貸付けがあるということだったんですけど、住居をなくす時点で周囲

との人間関係が希薄である方も多いでしょうし、当日すぐに入所できる住居が見つかるのかとか、その日に宿泊できる場所、ホテルとかが空いているのかということを見ると、非常に場当たり的というか、不安定な対応のようにも感じます。本当に重なったらどうされるのかなというふうにも思います。そのときにホテルがなかったからどうしようって困ることにならないようにしていただきたいなと思います。

ちなみになんですが、この事業以外に住居を喪失した人への支援制度を市として持っているのか伺いたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 ホームレス支援とは趣旨が異なりますが、緊急避難先のシェルターということでは、DV避難者のためのシェルターがございますので、緊急の宿泊先の確保について相談のあった方がDV被害者である場合には女性活躍推進課の女性相談窓口につながることがございます。

また、火災や風水害、地震等の自然災害により被災した住宅困窮者につきましては、市営住宅の一時的な使用を認めていると伺っております。

○小林委員 DV被害であつたり、災害による住居喪失に関しては支援制度があるということです。

話は替わるんですが、去年の4月から、いわゆる困難女性支援法が施行されました。この法律で言う困難な問題を抱える女性というのは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他の様々な事情により、日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性であり、地方公共団体はその支援に必要な施策を講ずる義務があるとされております。

少し前のデータで恐縮なんですが、2022年度に女性相談支援センター及び女性相談支援員が受け付けた来所相談人数というのが出ていたんですが、北海道は上位7位ぐらいの相談人数でありました。人口がそもそも多いというのももちろんあるんですが、それだけ困難を抱えた女性が多いんだなということだと思いますし、それによって住まいを失う可能性がある方というのも多くいらっしゃるということなんだなというふうに思っております。

実際に、私も、市内で不安定な生活を送っている女性、住居を喪失しかけている、もしくは、したという女性の話を伺うことがあります。これまで聞いた中では冬に車上生活をされているという方もいらっしゃいました。

しかし、都道府県単位では、DV以外の困難を抱えた女性でも利用できる一時保護所とか女性自立支援施設というのがあるんですが、北海道で設置されているのは札幌市となっております。旭川市にもDV被害者が利用できるシェルターや施設というのがありますが、それ以外の理由で住居をなくした女性が使える公的な支援というのがない状態だと思います。

実際に、女性相談の方に今日寝る場所がないという女性が相談に来たらどうするのかというふうに聞いたところ、生活支援課につながっておっしゃっていました。また、DV被害者だとしても、DVシェルターの利用に伴う行動制限、DV加害者の方と連絡が取れないようにスマホを預かりますよとか、そこにいてということが分からないような対応をされる、そこから通勤、通学ができないとかといった行動制限があることによって、DVを受けているんだけど、そのシェルターに入ると、仕事もしているしとか、通学もしているしとかでそういったところに行けないとなると、そのシェルターは使えず、DV加害者から逃げる方法というのが見つからないといったお話もあります。

長々とお話ししましたが、何が言いたいかというと、つまり、DVや災害といった理由がなく家庭にいられないとか、そういった理由で住居をなくした方の緊急的な受皿というものがこの事業しかないんじゃないかなというふうに思っているところなんです。

実際に市民の方から相談を受けたときに、何かできないかなと思っていろいろと方法を探してみるんですけど、最終的にここに行き着くのです。ここしかないんだなというふうに私も思いますし、恐らく、相談に行ってもそれ以外のところを紹介してもらえないだろうなというふうにも思うところなんです。

ホームレスの方もそう、家庭に困難があつて家にいられない方もそう、もしかしたらDVを受けているけれども、シェルターに入れないから一時的な避難ができないかといったときもここかもしれないと思うと、今後、利用者の増加傾向というのがどんどん続く可能性があるんじゃないかというふうに私は思っているんですね。

老若男女、属性を問わず、住居をなくした背景によらず、緊急性があるというときに柔軟な判断で利用できる住居が31.5万人ぐらいいらっしゃる都市に1室で足るのかなというふうに思っているところです。需要も増えているんじゃないかなと思うんですが、これから増やすことを考えていないのか、これについて認識を伺いたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 さきの答弁のとおり、今年度については6人が利用いたしました。利用日数の合計は108日でございます。

2年前、3年前は利用がゼロであり、1室では恒常的に不足しているという状況ではありませんことから、部屋数の増加のための予算確保には至っておりますが、委員の言われるとおり、様々な事情のある方々に対応するためには限界があるということは感じておりますので、今後の状況を見ながら事業内容の精査を進めていく必要があるものと考えております。

○小林委員 108日ということで、既に1年のうちの3分の1程度が利用されている状態でありますので、このときにさらに追加で利用したいという方がいらっしゃったら、どうしても対応が不安定になってしまうというところがあります。

また、事業費の3分の2が国庫支出金ということで、国から支援がある事業ですよね。1室増やしても、そこでまた3分の2の支援を国からいただけるのであれば、市としての持ち出しは少ないのかなというふうにも思います。人の生死に関わる部分ですし、その前につなげられていれば、先ほどの少年のようなこともなかったんじゃないかというふうにも思うので、ぜひ積極的な取組を期待したいなと思っております。

そして、女性相談を含めた関係部局としっかりと連携を図って、必要な方がきちんと利用できるようにしていただけたらなと思います。

というのも、恐らく、情報共有はされているんだと思うんですけど、こういった場合はどうしたらいいんだろうという話をしたときに、別の部局の具体的な制度というのをあまり知らないということもあり得るので、そういうときに相談者が不利にならないようにきちんと連携と情報共有をしていただきたいなというふうに思っております。

この項目の最後の質問になります。

この事業は、いわゆるホームレス状態にある方以外にも創設してくれている制度です。

先ほど話した事件の少年のように、ホテルやネットカフェで過ごしているとか、今は恋人や友人

の家で過ごしているが、いつまでいられるか分からない、そういった不安定な居住状態にある方々が、困難が複合化してもうどうしようもない、それこそ、お金がないから窃盗するしかない、暮らしていくためにはそうせざるを得ないとか、お金がないから体を売らざるを得ないとか、もうどうしようもないと追い詰められるほど困り切る前にこの事業につながれば、早期に生活の安定が見込めるかもしれないと思うんですよね。

ホテルやネットカフェで過ごしているとか、恋人や友人の家で過ごしているとか、そういうのは全くホームレスとは言えないですし、困り感も関係性が良好ならあまり出てこないかなというふう思うんですけど、こういった潜在的にいつホームレスになってもおかしくない方々の実態把握とかアウトリーチについてはどういうふうに考えているのか、困ってからではなくて、困るちょっと前ぐらいにつながれたほうがいいかなと思うんですが、それについて伺いたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 ホームレスに関しましては、昨年12月に道の駅あさひかわから施設出入口に寝袋で寝泊まりしている車上生活者がいるという連絡が私どもにあり、当課の職員が現地に出向き、当人と話をいたしましたが、聞き取りに拒否的であり、アパートの利用を勧めても固辞されたため、困ったときには連絡してほしいということで、旭川市自立サポートセンターのチラシを渡すにとどまったということがございました。

本年度に借り上げアパートを利用した6人のうち、市に相談に来たとき、1人は車上生活者であり、2人はネットカフェ等で寝泊まりしていた方でした。それらの方は、幸い、市とつながりましたが、ホームレス状態にある方の多くが車上生活者やネットカフェにいるということはよく耳にすることです。

また、生活保護の相談に来られる方の中には、家賃滞納等で住まいを失い、現在、友人、知人、あるいは関係が良好ではない家族の元に身を寄せているが、早急の転居を迫られているという方が多くいらっしゃいます。それらの方もいつホームレス状態になってもおかしくない状況にあると言えます。

様々な状況にある潜在的ホームレスの方の実態把握は困難であり、アウトリーチにも限界があるところでございますが、先ほどの道の駅の事例のように、周囲の人から市に連絡が来ることもあり、また、本人から相談が直接寄せられる事例もございます。

市といたしましては、今後とも、御本人の意思を尊重しながら丁寧な対応をしてみたいと考えており、また、さきの答弁の繰り返しでもございますが、現事業の内容の精査も進めてみたいというふうに考えております。

○小林委員 相談に来られる方はいいかなというか、よくはないんですけども、自分から相談に来られるということで支援につながられるので、まだよいのかなというふう思うんですが、それこそ、会いに行って話をしてみようと思ったけど、断られてしまったということもあるということでした。生活に困窮していたり、困っている人ほど、自分から助けを求めにくかったり、援助希求能力が低いために抱え込んでしまうということもあるんじゃないかなと思います。

市民や周囲の方々からの連絡で現地まで行って支援につなげようとしてくれているということにほっとする気持ちもありはするんですが、明らかな困り感が見える方ばかりではないですし、今後アウトリーチや情報発信が、今後ともいうか、アウトリーチは連絡があって行くということでやったださっていると思うんですけど、まだまだこの事業自体が知られていないだろうなという

ふうにも思いますし、本当は使える方がたくさんいるのに届いていないんじゃないかなというふうに思うので、今後は情報発信が重要になってくるんじゃないかなというふうに思っています。

事業のニーズというのはまだまだあると私の体感としてもすごく思うところなので、ぜひ事業の拡充と丁寧な対応をお願いして、この項目についての質疑を終えたいと思います。

最後の項目です。ごみ減量アクション推進費について伺いたいと思います。

まず、このごみ減量アクション推進費の概要と予算額についてお示してください。また、このうち、フードドライブ事業についても同様に予算額をお示してください。

○笠井環境部廃棄物政策課主幹 ごみ減量アクション推進費につきましては、ごみの減量化を図るため、家庭や事業所でのごみの発生抑制、再使用に対する意識の向上や積極的な行動の促進につながる啓発事業などを行うものであり、予算額は130万2千円を計上しております。

このうち、フードドライブ事業につきましては、2023年度に国の交付金を活用して期間限定で実施した後、本年度はゼロ予算で年度末まで実施していますが、新年度も引き続きゼロ予算となっております。

新年度のフードドライブにつきましては、これまでの回収状況や実施上の様々な課題を踏まえた上で民間事業者との連携を見据えながら新たな展開手法の検討を進めておりますが、実施に当たりましては、これまで委員からいただいた御指摘も踏まえ、食品の提供を受ける方への配慮が重要と考えております。

○小林委員 これまで私がした指摘も踏まえということで、ありがとうございます。

ごみ減量アクション推進費は、ごみ減量化を図るための事業に係る費用ということで、また、そのうちのフードドライブ事業についてはゼロ予算ということです。

今、御答弁でも言っていたように、このフードドライブ事業については昨年の第3回定例会で質疑及び指摘みたいなものをいろいろとさせていただきました。

当時の答弁から、フードドライブは、生活困窮者支援とフードバンク等の活動の支援、食品ロス削減やその意識の醸成という目的がある事業だということが分かりました。福祉的な側面も持つ事業なんですけど、この事業の所管が環境部廃棄物政策課であることや、集めた食品の配付は民間のフードバンクに任せており、配付については把握していないということから、福祉的な面がある事業にもかかわらず、福祉的な視点が欠けているのではないかと指摘させていただきました。

これについて、今後は関係部局との連携を強化するといった趣旨の答弁をいただいておりますが、2025年度の実施に向けてどのように連携を強化していくのか、または、したのか、伺いたいと思います。

○佐藤環境部廃棄物政策課長 フードドライブ事業における福祉部局との連携につきましては、主に、回収した食品の提供に関する部分を中心に行っていきたいと考えております。

フードドライブで回収できる食品の量には限りがあり、いつどのようなものが回収できるかをあらかじめ見通すことができず、常時、安定的に回収できる保証もないという課題はありますが、必要とする方に広く食品が届くことが重要であると考えております。

このため、これまで以上に福祉部局との連携を密にすることで、フードドライブで回収した食品の内容や提供先に関する情報共有を積極的に行いながら、回収した食品の提供先としまして、これまでのフードバンク団体に加えて、新たに福祉部局が運営を委託する生活困窮者の相談先である旭

川市自立サポートセンターや活動状況を把握している団体も対象とするなど、食品提供の場を拡充することで食品を必要とする方へ広く行き渡るよう検討をしているところでございます。

○小林委員 回収した食品の配付を福祉部局と連携し、自立サポートセンターなどでも提供できるようにしていただけるということでした。

やはり、それぞれの窓口で対象者やつながりのある方というのは違うと思うんですね。ですから、それぞれの場所で提供することによってより多くの市民の中で資源循環が行われるということに期待したいなというふうに思っております。

今の御答弁で、安定的に回収できる保証がないことが課題であるというふうに言っていたいたかなと思うんですが、本事業は、集めた食品を配付することから福祉的な側面は確かにあるんですが、フードロスの削減によるごみ減量や資源循環を目的としているから環境部廃棄物政策課が所管しているということだったと思います。

市全体のフードロス削減意識が高まるから家庭にあるフードロスになりかけている食品を持ってきていただける、そういう意味で回収が増えるということもあり得るかと思うんですが、一方で、今は物価高で食品の価格もすごく上がっているの、できる限り無駄な食品を買わないようにしようというふうにすると、当然、フードロスになりかける食品が減るので、回収量というのは当然減るかなというふうに思うんですね。

これ自体は、何というか、フードロス削減意識が高まれば減少することもあり得るので、もともとが安定回収を見込める事業ではないのではないかと思います。今の答弁は、この事業の福祉的な位置づけと必要性を認識してのものであるからこそその懸念であるのかなというふうにも受け止めておきたいと思います。

先ほども言ったように、物価上昇も続いておりますので、私も生活困窮者への支援を続けるべきだと思っております。以前の質疑の中でも言いましたが、フードドライブ事業で集まった食料の中には困窮者支援のつもりで寄附してくださったものも含まれているのではないかと私は考えております。

そのため、将来的には、ごみ減量やフードロス削減のためのフードドライブというところからさらに一歩踏み込んだ資源や支援の循環を目指すフードシェア、公共冷蔵庫とか、そういったフードシェアの取組につなげて、食品支援であったり、資源の循環を続けていったらいいんじゃないかなというふうに思っているところです。当然、そのときは福祉部局が所管するべきだとも思っております。

とはいえ、今は環境部のフードドライブとして事業を行っているところです。昨年の質疑の際、最後に副市長答弁をいただきました。廃棄物政策課がごみ減量アクション推進という名目で集めた食品を困窮者を選別した上で配付するということは、受け取り手のスティグマにつながるのではないかと、所管の課の名称変更やゼロ予算なら福祉部局への事業移管なども考えられないかという問いでしたが、その際、副市長からは、意見はもっともなことであり、質疑の中でいろいろな課題が出てきたので、改めて考えていきたいといった答弁をいただきました。また、予算要望にも含めておりまして、市長とお話しした際も課題であると認識していただいていたかと思えます。

しかし、福祉部局との連携は進んでいるものの、残念ながら2025年度も廃棄物政策課で事業を行うということでした。どうしてそういった結果になってしまったのかなというのが残念なところ

ろであります。

この項目の最後にというか、私の分科会の質疑の最後に、副市長が改めて考えていきたいと言っていたいて、改めて考えてくださった結果、どうだったのかというところを伺いたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○中村副市長 フードドライブに関しまして、今委員会におきましても様々な視点から御質疑をいただきました。

食品ロスの削減という環境保護の側面と食品を必要としている方への支援というような側面があります。特に、回収した食品の提供については、委員から御指摘をいただいたとおり、食品を受け取る側の意識、あるいは、その立場というものを十分に配慮しなければならないということは十分に認識しているところでございます。

それで、事業の実施部局を含めて、組織がどうなのか、組織の名称もどうなのかというようなことがございました。いろいろと検討していくというような答弁をしたかと思いますが、現在、代表質問の市長答弁でもあったのですが、様々な細かい機構改革は行っているのですけれども、組織の大枠は2008年の機構改革を基に成り立っています。

そうした中で、当時、組織というのは、名称もそうですけれども、どういった事業をどこの組織でやるのかというようなことを十分に検討しなければならないということがありました。そこで、2008年当時にやったこういった事業はこの部局で、そして、この部局がやる名称はこうでというようなことを検討した上で今の組織が成り立っているわけです。

市長も代表質問で機構改革を早急に検討してやっていくというような答弁をしたかと思いますが、今言ったような視点でこの事業はどこの部局でやるのかも含めてきっちり検討をすべきだということで、新年度については確かに名称変更等の作業には手をつけていないのですけれども、この機構改革の中で、事業の実施も含め、どういった形がこのフードドライブの事業を提供する側、あるいは受け取る側にとって一番スムーズにできるのかということを踏まえ、機構の名称も含めてきっちり検討していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○小林委員 私は、この問題というのは本市が福祉や困窮者支援をどう捉えているのかというところを問うものだと思っております。

第3回定例会で本当にしつこく言ったので、恐縮なんですけど、やはり、生活困窮に陥っている方が人々の不要なごみや廃棄物を連想させるようなものを受け取るということがどういう思いになるのか、そういったことを市としてきちんと考えて寄り添うというか、生活ができるようにしていくことや御飯が食べられるようになっていくことをどう捉えているのか、大きく言うと人権をどう捉えているのかなというふうにすら思っているところです。

どういった事業をどこでやるかというお話を今いただきましたけど、そもそも、この事業自体がすごく新しいものですよね。一番最初の事業構築の時点でここはすぐわないよねっていう話になっていけば別の部局に行っていたんじゃないのかなと思います。もちろん、交付金の縛りとかもあったのだとは思いますが、廃棄物政策課がごみ減量アクション推進の名の下、食べ物を集めて、それを困窮者に配りましょうという事業を設計してしまったのだらうと思うのです。

私も当時の担当部局の方にこれはどうなんだろうという話をさせていただいたんですけど、私が1年目だったということももちろんありますし、意図をあまり理解していただけなかったとい

う部分もあったのかなというふうに思っています。そのときにもうちょっと考えていただけたら、私もうまく伝えられていればよかったのかなというふうにも思うところですし、ずっとあった事業を今から変えてくださいと言っているわけではなくて、できたばかりのものなので、もうちょっと柔軟にできるんじゃないのかなというふうにも思うところなんですよね。

それから、組織、機構の見直しの際に名称変更を検討していただけるとか、事業をやるかどうかも含めて検討するということでした。これが市長の答弁では急いでやりますよということだったんだと思うんですが、具体的にいつ頃なのかというのがちょっと私には分かりませんでしたし、いつ頃か分からないものを待って、困窮者の皆さんが複雑な思いを抱えている状態を放置していいのかというふうにも思うところなので、いつ頃かを見通せるのかは分からないんですけど、できれば早急に取り組んでいただきたいなと思います。

ただ、何というか、これまで議論を重ねてきて、機構の見直しのときに変更するというのが、ある意味、落としどころなのかなというふうにも思うところなので、そのときまで最大限の配慮をしていていただきたいなと考えております。そこは本当によろしくお願いしたいと思います。

これで、環境部への質疑を終え、民生所管分の私の全ての質疑を終えたいと思います。

○高橋紀博委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 17 分

再開 午前 11 時 19 分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○横山委員 それでは、民生常任委員会所管分については、2項目、質疑をさせていただきたいと思います。

まず、市民生活部に2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目同費の市民課DX推進費について伺いしますが、予算総額が4億1千800万円のうち、国庫支出金が2億5千700万円入っているという非常に巨額な事業です。

DXについては様々な事業が入っていると思うんですね。私には思うところがあってマイナンバーカードを持っていないんですが、今後、様々な市民の方からも問合せがあったり、そういうことも想定しておかなきゃいけないなと思いますから、勉強の意味でもいろいろ聞かせていただきたいなというふうに思います。

まず、このDX推進費の概要、それから、新年度予算の主なものについて御説明をいただきたいと思います。

○齊藤市民生活部市民課長 市民課DX推進費につきましては、市民課業務システムの標準化、最適化、法改正対応を統合的に行うことにより、安定的で円滑なシステム運用、事務の執行を図り、また、住民基本台帳事務、戸籍事務及び番号法事務における手続のDX化並びにマイナンバーカードの取得促進を図ることを目的といたしまして、令和5年度予算から3事業を統合して市民課DX推進費に再編したところでございます。

令和7年度予算の主なものといたしましては、住民基本台帳事務、戸籍事務及びマイナンバー関係事務において運用しているシステム群の維持管理に関わるもののほか、マイナンバーカード電子

証明書の更新申請等の業務を市内１３の郵便局へ委託するとともに、コンビニ交付サービスに係るシステム再構築及び関連する機器の更新を行うものでございます。

○横山委員 新年度の予算の中に郵便局への業務委託という説明がありました。そもそも、この委託業務の内容についてどのようなものなのか、御説明ください。

○齊藤市民生活部市民課長 委託の内容についてでございますが、マイナンバーカードに搭載しております署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の更新や発行の申請受付並びにマイナンバーカードに設定されている暗証番号の初期化の業務について、郵便局で行うよう委託するものでございます。

○横山委員 電子証明書の更新等というのが委託内容ということなんですけども、そもそも電子証明書はどのような場面で必要になるものなのか、お示してください。

○齊藤市民生活部市民課長 先ほど御答弁申し上げましたとおり、電子証明書には２種類ございます。

まず、署名用電子証明書につきましては、氏名、住所、生年月日、性別の情報が電子的に記載された証明であり、用途といたしましては、e-Taxによる税の確定申告など、電子文書を作成及び送信する際に利用するもので、本人が電子文書を作成及び送信したことを証明するためのものがございます。

また、利用者証明用電子証明書につきましては、デジタル庁が所管しておりますマイナポータルの利用や住民票、戸籍証明書などのコンビニ交付での利用及び健康保険証としての利用時など、本人であることを証明するためのものございまして、もし期限内に更新しないこととなりますと、いずれのサービスも利用できないこととなります。

○横山委員 今、説明を伺っただけでどこまで分かってもらえるのか、私自身は何度か伺っているので、何とか理解はしていますけども、多くの市民の方がどこまでこの情報に触れているのか、そもそも、マイナンバーカードが導入されたときにこういったもので周知されていたものなのかということは非常に不安だなというふうに思います。でも、動いている事業でもありますので、取り組まなければならないということは一定の理解をしたいと思います。

では、新年度から業務を委託しなければならない理由は何なのかということを御説明いただけますでしょうか。

○齊藤市民生活部市民課長 マイナンバーカード本体の更新は、発行日から１０回目の誕生日、未成年者は５回目の誕生日までとなっておりますが、電子証明書の更新については、年齢を問わず、発行日から５回目の誕生日までとなっております。

マイナンバーカードは、平成２７年に交付が始まったところですが、国がマイナンバーカードの普及促進を目的に令和２年９月からマイナポイント事業を開始したことから、交付枚数が令和２年度から大幅に増加しております。

令和２年度に交付を受けた方は、令和７年度が１回目の電子証明書更新となり、既存の市民課及び支所の窓口だけでは混雑が予想されることから、手続可能な窓口を拡大し、混雑緩和による待ち時間の短縮と市民の移動負担の軽減といった市民の利便性を高めるため、令和７年度から電子証明書の更新等の事務を委託しようとするものでございます。

○横山委員 マイナポイント事業が始まったことで交付枚数が大幅に増加したということで、窓口

だけの対応が難しくなるんじゃないかということが予想されているということが前提の委託事業ということになるかと思います。

では、それを郵便局へ委託する理由は何なのでしょう。

○齊藤市民生活部市民課長 郵便局については、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の改正により、マイナンバーカード関係の事務を取り扱わせることができることとなったこと、また、同法では指定郵便局をあらかじめ議会の議決を経なければならないといった規定があり、マイナンバーカード等の特定個人情報を取り扱うに適する厳格な取扱いが定められていることから、郵便局へ委託することが最も適していると考え、委託するところでございます。

○横山委員 今回は13の郵便局へ委託するという事で提案されているんですけども、市内にはほかにもたくさんの郵便局があります。この13か所を指定された理由についても御説明ください。

○齊藤市民生活部市民課長 13か所の郵便局の指定理由ですが、まず、窓口の混雑緩和のため、総合庁舎や各支所の近傍郵便局として、東旭川郵便局、旭川九条郵便局、旭川神楽郵便局、旭川忠和郵便局、旭川春光台郵便局、旭川中央郵便局、永山郵便局の7局を、次に、市民が訪れやすい大規模な郵便局として、旭川北郵便局、旭川東郵便局の2局を、さらに、支所等の空白地として、また、人口密集地に存する郵便局である旭川五条郵便局、旭川緑が丘郵便局、イオンモール旭川西内郵便局、永山南郵便局の4局の計13局を指定したところです。

○横山委員 距離的にちょっと偏在しているんじゃないかと当初は思って、なぜここなのかということも伺ったんですが、人口の密集度合いによるというようなことも勘案されているということで一定は理解をしました。私は錦町に住んでいまして、私は更新対象じゃないですけども、どこが近いのかといったら、イオンか、市役所に行ったほうが早いのか、中央局かという選択肢になるかな、いずれもあまり近いところではないです。イオンはそれなりに近いですけども、住んでいらっしゃる住所によっては必ずしも便がいいところではないような気がします。

今後、この委託業務が状況に応じて、例えば混雑状況だとかを見て拡大されていくものなのかどうか、郵便局が増えていくかどうか、郵便局以外のところにも委託なんていうことが考えられるのかどうか、今後の見通し等、現段階で分かっていることについて御説明ください。

○齊藤市民生活部市民課長 今後のマイナンバー関係事務につきましては、令和12年にマイナンバーカード自体の更新申請が大幅に増えることを予想しております。また、今回初めて郵便局へ委託を行うことから、実際の利用状況などから費用対効果、利便性の向上効果などを検証する必要があると考えております。

こうしたことから、委託の検証結果やマイナンバーカード関係事務の状況変化を踏まえまして、委託業務内容や指定郵便局の拡大について検討してまいりたいと考えております。

○横山委員 るる御説明いただきましたが、国策として進められているマイナンバーカード事業ですので、市が直接的に責任を負っているとは言えないのは十分に理解しているところなんです。これまでのいろんな経過を見ると、マイナンバーカードの普及がなかなか進まない。だから、マイナポイントをつけて、言葉は悪いですけども、餌をぶら下げてということだったような気がします。それによってカード交付が集中したと。でも、実際には窓口で対応できないかもしれないから郵便局へ委託と。皆さんがどう思われるかは分かりませんが、これって何だろうと

私は思うんですね。

そもそも、先の見通しがいい中でこういったことが行われてきてしまって、結局は自治体が尻拭いをさせられているんじゃないかなと思うんですよね。確かに、税金といいますか、国費も投入されていますけども、市役所の人員も余計にそこに費やさなければならぬし、さらに外部へということになっていくわけです。何かを便利にするためにということで始めた事業ではないかなと私は思っていましたけども、誰が便利になったのか、誰が楽になったのか。カードの更新はこれから10年、電子証明書はさらに5年、ずっと続いていくということなので、一体、これで誰が恩恵を受けるのかなと。

運転免許証とマイナンバーカードの一体化もこの3月から開始ということが言われていますけども、さらにまた混乱を生むんじゃないかなということが予想されます。運転免許証については市役所で対応できる話ではないと思いますので、マイナカードを持っている方がどこまで整理して、情報を得られて、理解をして対応できるのか、とても心配だなということが予想されます。

それから、委託を受ける郵便局側です。これは委託先の話なので、心配することではないのかもしれませんが、対応人員が増えるのかとか、窓口の混乱は本当に大丈夫なのか。これは、行政の側からとか私たち議会もチェックができるのか、検証できるのかということも明らかになっていないような気がするんですね。

進まざるを得ないとは思いますが、そういった検証を今後はしっかりしていただくということをお願いというか、指摘をさせていただいて、この項目についての質疑は終わらせていただきます。

続きまして、環境部に4款衛生費2項清掃費1目じん芥処理費のリサイクルプラザ管理費についてお伺いをしたいと思います。

まず、この管理費の新年度予算と事業の内容について、概要を御説明ください。

○大竹クリーンセンター所長 近文リサイクルプラザは、令和7年10月から新しい施設への移転を予定しておりますけれども、9月末までは缶・瓶等の中間処理施設としての機能を有しますことから、それまでの作業員等の人件費や施設の維持費を予算に計上しております。

また、10月以降につきましても同施設で事業を展開しております障害者に対する就労支援の取組を継続しますことから、引き続き施設の維持管理に係る経費を計上しているものでございます。

○横山委員 それでは、リサイクルプラザの事業内容についても少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

○大竹クリーンセンター所長 近文リサイクルプラザは、市内各家庭から収集されました年間約3千800トンの缶・瓶等の資源物の適切な資源化を行うための中間処理施設であります。

具体的には、本施設に集約されました空き缶、空き瓶、金属製の鍋やフライパンなどの家庭金物、紙パックを各専門のリサイクル業者に引き渡すために選別機や作業員の手によりまして8種類に選別し、保管しているところでございます。

さらには、小型家電や古紙、布類等の資源ごみ回収拠点として多くの市民が来庁するほか、障害者就労支援事業による古紙及び布類の選別作業を行い、広く資源化を実施しているところでございます。

○横山委員 それでは、現在老朽化したリサイクルプラザに代わる施設として新施設を建設してい

ると思いますが、現在の建設工事等の進捗状況と開業の予定等、今後の見通しについて簡単に御説明をいただきたいと思います。

○澤渡環境部次長 新施設の本体工事についてですが、今年度末に竣工し、令和7年4月上旬から中間処理設備の試運転を行いまして、調整や性能試験を経て、6月上旬には中間処理設備工事が完了する予定でございます。

来年度早々には、搬入道路や駐車場の舗装工事、また、照明等の設置工事などにも着手し、10月1日に供用を開始する予定でございます。

○横山委員 新年度10月1日供用開始の予定ということですが、障害者就労支援事業は旧施設に残って、それ以外が移管するということなんだと思いますが、旧施設のリサイクルプラザと新施設では具体的に何か変わるところがあるのか、施設、設備も新しくなると思うんですけども、具体的にどんなことが変わるのか、御説明をいただけますでしょうか。

○澤渡環境部次長 近文リサイクルプラザは、旧西清掃事業所の敷地と施設を再利用しており、本市における中間処理施設としましては比較的狭い敷地でありますことから、新施設の敷地面積は3千900平方メートル、延べ床面積は1千95平方メートル増えることとなります。また、新施設で処理する対象資源物は現施設と変更はございませんが、資源物の搬入量が減少しておりますことから、1日当たりに処理する能力は26トンから20トンと6トン減少します。

リサイクルプラザは施設や設備の老朽化が進んでいるほか、既存施設を改修して設備を配置した結果、瓶と缶が交ざった状態の中から色別に瓶を手で選別しているなど、選別処理工程の効率が悪い状況でございます。

こうしたことから、新施設では選別処理の配置を変えまして、空き缶をまず機械で選別してから瓶を選別するように工程を見直し、効率よく処理することでリサイクル率の向上を図ります。また、市民や小学生などの来訪者が施設を見学できる通路を新設し、安心して選別作業の様子を見学できるようにすることで環境学習の場としての機能も持たせております。

○横山委員 作業工程が変わる部分があるということを伺いました。

現施設の課題を解消して品質を向上させることで作業の効率がよくなることになると思うんですけどもそれによって、例えば、作業員の数に変化が出てくるのかということについてもお伺いをしたいと思います。

○大竹クリーンセンター所長 現施設の選別作業には14名の会計年度任用職員が従事しております。

具体的には、ストックヤードに3名、タイヤショベルに1名、ベルトコンベヤーの手選別に8名、アルミ缶、スチール缶のプレス機に2名となっております。

新施設では、作業工程を見直し、効率化を図りましたことにより、ストックヤードが1名減の2名、ベルトコンベヤーでの手選別が1名減の7名の合計12名での運営が可能となっております。

○横山委員 新施設が2名減の体制で運営が可能な施設だということで、今、答弁がありました。

これは2名の作業員を減らすということなのか。そうなれば、現施設で作業されている方のうち、2名は仕事を失うということになります。今年9月までは旧の施設で作業をしている方が10月には仕事を失って仕事を探さなければならないということになるのでしょうか。

施設が新しくなって作業効率が上がる、それによって作業員の活動が必要なくなるということは

一定理解できないわけではないですけども、実際に2名も減らして間違いなく運営ができるのか、非常に危険を伴う作業でもあると思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○大竹クリーンセンター所長 新施設の移行に伴いまして、作業員を2名減らすことにつきましては現場から不安の声があるのも事実としてございますが、供用開始前の4月から実際に作業員を配置しての試験運転を行い、新たな作業工程を習得し、慣れてもらう期間を設けるなど、状況をしっかり確認しながら適切な施設運営に努めてまいります。

○横山委員 試運転を行いながら状況を確認しておくということですけども、例えば、人員の削減によって施設運営に支障を来すということになれば、結果的に市民サービスが低下するということになりますよね。

そういうことがないように、特に人員の配置等については特段の配慮が必要だと私は思うんですけども、それについての見解を伺います。

○太田環境部長 人口減少や高齢化によります人手不足というものが深刻化する中、本市におきましてもDX化の促進による業務の効率化が求められているところでもございますし、厳しい財政状況の中、施設整備の更新に際しましては、市民サービスの低下を招くことなく、事務の改善や効率化によるコストの抑制といったことも求められている状況でございます。

しかし一方で、新施設への作業が想定どおり12名で可能かどうかにつきましては、実際に作業してみなければ分からない部分もあるかと思しますので、今後の試運転によりまして、その作業工程上、必要な人員配置数を慎重に見極め、施設運営にどうしても支障が及ぶというふうに判断される場合には人員増を要求するなど、施設の適切な運営管理に取り組んでまいります。

○横山委員 新施設に移行する中で様々な不安があるということで伺いました。

答弁にあったように、実際に12名で本当に安全に稼働できるのかどうかというのは、試運転をし、稼働させてからも確認を続けていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思います。

近年、様々な現場で様々な事故が頻発しているという印象を私は持っています。この間の新幹線の連結部分が外れるということは前にもあって、またというふうに繰り返されるということが日本各地でいろいろと見受けられています。それは、結果的には、効率化や省力化によって人員削減をして、ゆとりを失ってしまった現場で起きていることではないかなというふうに思います。

私が前に勤めていた学校現場でも実は同じようなことが言われていて、仕事は増えても人は増えないから、結局、効率化、省力化が求められて、みんなゆとりがないから、何かを見逃して、やっぱり事故が起きるということが繰り返されているような気がするんですね。その犠牲になるのは、職員であったり、作業員であったり、そして、市民でもあるということだと思います。

それから、リサイクルセンターは、会計年度任用職員が、結局、市にとって非常に都合のいい削減人員、増減に都合のいい調整弁として使われているということの表れではないかなと思うんですよね。当該の職員にとっては、突然、仕事を失う、もしくは、経験のない職場へ移らなければならないということにもなるんじゃないかなと思います。

定年延長などで、今、高齢者も仕事を続けなければならない時代になってしまいました。一方で、本当に長く安心して働ける職場の環境が整備されているのかということ、非常に心もとない状況なのではないかなというふうに思います。確かに、経費節減だとか効率化が求められることは理解しますけれども、公務職場、税金によって賄われる職場こそ、そういったことをしっかり保障していく

ことを示していかなければならない責任があるんじゃないかなというふうに私は思います。

ぜひ、新施設への移行に当たっては、特に人員配置については慎重に対応していただいて、私が懸念しているようなことが起きないように取り組んでいただければということをお願いして、私の質疑を全て終わりたいと思います。

○高橋紀博委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 45 分

再開 午後 1 時 00 分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○安田委員 まず最初に、4 款 1 項 1 目の急病対策費の令和 7 年度の予算額とその内訳を教えてください。

○中屋保健所保健総務課長 急病対策費の令和 7 年度の予算額は 1 億 1 千 50 万 5 千円を計上しており、その内訳といたしましては、救急診療の最初の段階である 1 次救急として、在宅当番制、オンコール制及び小児科夜間急病外来に伴う薬局開設委託料を合わせて 6 千 447 万 8 千円、重症救急患者を受け入れる 2 次救急として、上川中部圏域病院群輪番制事業負担金及び小児救急医療支援事業費補助金を合わせて 3 千 863 万 9 千円、複数の診療科領域にわたる重篤救急患者の救命医療を行う 3 次救急として、旭川赤十字病院救命救急センター運営費補助金 702 万円、そのほか、災害保険料など 36 万 8 千円となっております。

○安田委員 本市ではどのような救急体制を取っているのか、教えていただければと思います。

○中屋保健所保健総務課長 休日、夜間等における救急診療の最初の段階である 1 次救急につきましては、内科、外科、小児科の土曜日の午後と日曜日の日中、加えて、内科と外科は午後 6 時から 9 時まで、開業医療機関による在宅当番医制により実施しており、小児科につきましては、毎日午後 7 時から 10 時まで、市立旭川病院の一角においてセンター方式で実施しております。

なお、毎日、午後 10 時から翌朝 7 時半または 8 時までは、市立旭川病院において夜間急病センターを開設し、内科等を診療しております。

次に、2 次救急につきましては、一般的に患者が自力で来院することが難しく、救急車などが出動するような場合で、即日帰宅が難しく、入院となるケースやすぐに手術が必要なケースであり、市立旭川病院、旭川赤十字病院、旭川厚生病院、旭川医療センター及び旭川医科大学病院の 5 つの基幹病院による輪番制を実施しているほか、小児救急医療は旭川厚生病院で実施しております。

また、3 次救急につきましては、2 次救急では対応できない重篤患者や特殊疾病患者を受け入れ、より高度な救命救急医療を行うもので、旭川赤十字病院と旭川医科大学病院で実施しております。

○安田委員 昨年の第 3 回定例会の決算の分科会で、能登谷委員が内科在宅当番医の準夜帯のセンター化を求める要望書が医師会から出されていることについて質疑をされていましたが、それとは別に外科の体制見直しに係る要望書も提出されたと聞いております。

改めて、内科、外科の要望書の内容をお示してください。

○中屋保健所保健総務課長 一般社団法人旭川市医師会から、内科につきましては令和 5 年 9 月、外科につきましては令和 6 年 10 月に市長宛ての要望書を受領しており、その内容につきましては、

近年の新規開業医療機関の減少や開業医の高齢化、働き方改革の影響などによる当番医療機関の負担を軽減するため、内科、外科ともに午後６時から午後９時までの準夜帯の診療について、平成２６年からセンター化された小児科準夜帯と同様に、３６５日対応可能な診療センターの設置を要望するものでございます。

○安田委員 要望書の受領後、市はどのような対応をしてきたのか、対応の中で把握した課題なども併せてお聞かせください。

○中屋保健所保健総務課長 市のこれまでの対応についてであります。令和６年７月に旭川市医師会との意見交換会、また、道内主要８市を対象とした１次救急体制に関する調査、同年８月には市内の救急告示病院へのヒアリングやアンケート調査を実施し、道内主要市への調査では、他都市においても在宅当番制の維持が困難なため、センター方式とした事例があることなどが分かりました。

また、救急告示病院へのアンケートでは、将来的にはセンター化が必須であるとの御意見や、センター受託に当たっては、人員確保や委託費など、様々な状況について検討が必要といった御意見をいただいたところです。

また、随時、市立旭川病院事務局との情報共有を行ってきたほか、令和６年１２月には、外科の１次診療を担う開業医や２次救急診療を担う基幹病院等を参集し、外科の診療の現状や課題について協議する意見交換会を開催しました。

この意見交換会では、在宅当番制は看護師や医療事務職の負担も大きいこと、また、２次・３次医療機関は、重篤患者の受入れや高度な救命救急医療という従来からの役割がある中、スタッフなどに余力がなく、１次救急のサポートが困難であるといった現状を把握したところでございます。

○安田委員 今、答弁をお聞きすると、センター化には様々な問題があり、大変時間がかかりそうだということが分かりました。とはいえ、当面、在宅当番制の割当ては問題ないのでしょうか。

○中屋保健所保健総務課長 在宅当番制を含む急病対策事業を受託している旭川市医師会からは、在宅当番の割当てに大変苦慮しており、ここ数か月は当番が決まらない可能性もあったものの、医療機関の御協力により何とか埋めることができている状況であると伺っております。

今後も同様の状態が継続する可能性が高く、かなり厳しい状況であることは承知しておりますので、本市といたしましても早急に対応策を検討してまいります。

○安田委員 小児科の準夜帯は、平成２６年度から市立旭川病院でセンター化しております。

では、内科や外科を同じように市立病院で受けることができないのか、現時点での課題などについてお答えください。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 小児科の準夜帯の１次救急は、平成２６年度から当院においてセンター方式で実施しておりますが、開始当時とは人材確保の状況が大きく変わり、勤務時間が夜で短時間ということもあり、看護師の確保が難しく、欠員が生じたり、繁忙期などで人手が不足した場合は当院の正職員看護師が対応しなければならない日も少なくないなど、大変苦慮している状況となっており、新たなセンター化により、今以上に困難となることが想定されます。

また、医師につきましては、小児科の準夜帯には、当院の小児科医師も月のうち３回程度は当番に組み込まれている状況にありますが、昨年４月からの医師の働き方改革に伴い、医師の時間外労働の上限規制が開始され、当院の医師の労働時間を短縮する取組が求められている中、整形外科の

常勤医師は4月から1名のみということもあり、内科や外科のセンター化により、当院医師を小児科のように新たに当番に組み込むことは難しいものと考えております。さらには、センター化に伴っては事務職員も必要となりますことから、こうした人材のスポット的な確保は非常に大きな課題であると考えられます。

また、当院では、月に8回から9回の2次救急当番を行っておりますが、近年、救急搬送件数が増加傾向にあり、患者の動線や診察する場所などとの兼ね合いも課題となっております。

こうした諸問題に日々対応していく必要があり、当院の経営状況が厳しく、様々な収支改善策に取り組んでいる最中、現時点でセンター化に取り組む余力はないものと考えております。

○安田委員 様々な課題があることは理解しましたけれども、在宅当番医の現状を考えると、早急に検討を進める必要があると考えます。保健所としては今後どのように対応していくのか、お答えください。

○田村保健所地域保健担当部長 昨今の新規開業医療機関の減少や開業医の高齢化、働き方改革の影響などによりまして、在宅当番医制の維持が困難となりつつあります。当番医療機関の御負担が非常に大きいということはこれまでの意見交換等でも直接お伺いしておりまして、本市といたしましても重く受け止めているところであります。

これまで、開業医療機関や基幹病院、救急告示病院などから、こうした課題を解決するために様々な御意見をいただいたところでありまして、例えば、センター化に前向きな病院を中心に複数の拠点を整備する手法や夜間急病センターを拡充する手法、また、幾つかの救急告示病院を含めた1次救急体制を整備する手法など、今後は、内科、外科、それぞれにおいて様々な手法を組み合わせながらどのような体制構築が可能かについて速やかに検討を進めてまいります。

○安田委員 市立病院、保健所での勤務経験がある中村副市長は、それぞれの立場で十分に理解ができと思いますが、この件に関しましての御見解をお聞かせください。

○中村副市長 これまでの答弁を聞いていまして、小児科の準夜帯を市立病院でやるとなり、市内の小児科の先生ができないということでセンター化を望むという要望を受けたときに私は保健所にいました。

実際にそれを市立病院にお願いしたいと保健所の立場でいろいろと言って、最終的に市立病院で受けていただけということになったのですが、なぜか市立病院に異動になり、受ける事務を1年間やって、次の年から小児科がセンター化されたということです。

思い出しますと、当時の市立病院の小児科の科長がかなり意気を感じてくれて、子どもたちの健康、命を守りたいということで、市内の当番医では難しいのであれば、市立病院でやると言っていただいて進んだということがあります。

現在は、これまでの答弁にもあったように、そのときから状況が非常に変わっております。医師も上川中部地区は多いと言われていましたけれども、実際は高齢化なりなんなりが進んで、そのような余裕のある状況では決してなく、看護師やその他の医療スタッフについても同じような状況です。

そうした中で市立病院でのセンター化という話もございますけれども、市立病院からの答弁もありましたように、非常に厳しい状況であるなど。今は、小児の1次救急、それから、夜間急病センター自体も当時は医師会でやっていたものを市立病院で受けているというようなこともあります。

そのようなことから言うと、先ほど地域保健担当部長が言ったセンター化に前向きな中規模の病院、あるいは、夜間急病センターについてもう少し時間を長くするとか、今までいろんな意見を保健所で聞いてきておりますけれども、今度は具体的に条件を示していく必要があるのではないか、こういった条件であれば受けていただけるかという段階にもう来ているのかなと考えております。

そのようなことも含めて、もう一步踏み込んで医師会や関係医療機関なりなんなりと話を進めていき、問題を解決していくしかないのかなというふうに考えております。

○安田委員 小児科と同様に市立病院でセンター化は難しいのか、課題は管理者にもお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○青木病院事業管理者 内科、外科の準夜帯のセンター化については、先ほど答弁がありましたとおり、第1には人材の確保、そして、診察を行うための場所の確保、診察に必要な設備を整えることなどが必要であります。当院の経営状況や社会情勢の変化などにより、そういった対応が非常に難しくなっております。特に、現在の地域医療最大の課題は医療人材の確保であり、センター化により、現在の2倍、3倍の人員を常時確保しなければならないのは大変難しいと考えております。

当院は、公立病院として他の病院が担うことが難しい様々な医療を実施しておりますが、それらを考慮したとしても、現状において当院でセンター化を行うのは簡単なことではないものと認識しております。

なお、道内の夜間急病センターを設置している全23市の1次救急について、この協議会の会長を私は一時やっておりましたが、医療機関で対応しているのは2つの市のみで、いずれも公的病院であり、公立病院で対応している事例はございませんでした。

以上でございます。

○安田委員 風のうわさで青木管理者がこの3月で卒業されるということをお聞きしたんですけども、市立旭川病院に対する思いなどがあれば、一言、お聞かせいただければと思います。

○青木病院事業管理者 このような発言の機会を与えていただいた安田委員に感謝申し上げます。

私は、2006年に院長を拝命し、その後の管理者を含めて今年で約19年になり、この間、委員の皆さんにはいろいろと御指導、御鞭撻をいただき、感謝申し上げます。ただ、後半の10年間以上は、私の経営能力のなさにより、皆様よりお叱りを受けたことが多くなり、大変申し訳なく思っております。

さて、コロナの後も患者は戻らず、人口減、職員の給料アップ、薬品などのコストの大幅なアップなどにより、病院の経営状況は悪化し続け、最近の病院団体のデータでは、公立病院の90%以上、公的病院の75%以上、民間病院の60%以上が赤字と言われ、完全に病院崩壊と言われております。そこで出てきたのが病院の選択的撤退論です。病院間のチキンレースにより、なし崩し的に倒れる、潰れる前に撤退を考えようではないかという案であります。

2027年より、2040年を見据えた新しい地域医療構想が始まります。私は、道庁の専門委員と日本医師会の専門委員を務めておりますが、これまでの病院間の機能管理のほかに、かかりつけ医、在宅医療、医療と介護、そして、精神医療について策定中ではありますが、課題が山積みしており、強力なリーダーシップが必要と感じております。

私の尊敬している元全国自治体病院協議会会長の邊見公雄先生は、医療と教育は市場経済原理に参入してはいけないと述べております。

最後に、後任の石井病院管理者をよろしく願いすると申し上げますとともに、委員皆様の御健勝、そして、旭川市議会のますますの御発展を祈念申し上げます。

長い間、ありがとうございました。

○**安田委員** 青木管理者、長い間、市立病院に御尽力いただきまして、ありがとうございました。

これで、1次救急センター化の質問は終了させていただきたいと思います。

では、このまま次に行きます。

お墓の話です。

実は、昨年、駒木委員が質問されていて、先輩議員としてはそれをなぞって質問するのも恥ずかしいなと思ったんですけど、質問させていただきたいと思います。

4款1項5目の墓地管理費について、予算と事業の概要についてお示してください。

○**今市民生活部市民生活課長** 墓地管理費につきましては、市営墓地及び旭川聖苑の敷地内にある旭川市共同墓の維持管理に要する経費を計上しておりまして、予算額といたしましては2千653万7千円となっております。

主な内容としては、墓地の草刈りや除雪、支障木の伐採など、維持管理に係る委託料として1千740万6千円、墓地管理や受付事務などの業務に従事する会計年度任用職員の人件費として567万8千円、墓地管理人に対する謝礼として110万9千円、保守管理及び共同墓の納骨に必要な消耗品として117万1千円などとなっております。

○**安田委員** 市営墓地は市内に何か所あるのか、そして、全体の区画数と空き状況がどうなっているのか、分かる範囲で結構でございますので、お答えください。

○**今市民生活部市民生活課長** 市営墓地につきましては、神居、近文などの敷地面積の広い墓地や小規模な墓地を含めると、市内で全18か所となっております。

また、各墓地の空きの有無については把握しておりますが、様々な土地の形状があり、現地確認をしなければ正確な区画を確定できない用地もあるため、全体の区画数の把握は困難な状況にございます。このため、使用許可総数で申し上げますが、令和6年12月末時点で2万3千973件となっております。

○**安田委員** 昔は入りたくても入れないと言われていた市営墓地なんですけれども、現状の待機者はどのようになっているのか、お答えください。

○**今市民生活部市民生活課長** 墓地の待機者につきましては、10年前は200件以上となっておりますりましたが、近年は減少しており、現在、4か所の墓地で11件となっております。

これは、使用申込みに際し、特定の場所を希望されるなど、一定の条件のある方、あるいは、冬期間の申込みのため、雪解けまで現地の確認ができず、許可待ちとなっている方などでございまして、条件が整い次第、順次、使用の御案内をする予定となっております。

○**安田委員** 11件ですか。しかも、冬に申し込んだら、場所や何かの確認ができないから、その人たちも、来年度、うまくいけば半分ぐらいはいなくなるのかなと思います。

今は共同墓と呼ばれているものが平成30年9月10日に供用開始となっておりますけど、これができたことで市有墓地の使用状況に何か変化がありますか。

○**今市民生活部市民生活課長** 市営墓地の使用状況の推移につきまして、共同墓供用開始の前年度である平成29年度からで見ますと、許可件数としては、年によって増減はありますものの、40

件台から60件台と大きな変化はございません。

一方で、返還数といたしましては、平成29年度は122件でありましたが、共同墓を供用開始した平成30年度は188件、以降、令和2年度を除き、200件台と以前よりも多い件数で推移しており、納骨場所が墓地から共同墓に一定数流れている状況にあるものと認識しております。

○安田委員 共同墓の納骨の状況について教えてください。

○今市民生活部市民生活課長 共同墓の納骨数につきましては、供用を開始した平成30年度が608体で、翌年度以降、985体、556体、599体、586体、736体となっており、今年度につきましては1千68体で、今年度までの累計で5千138体となっております。

○安田委員 今年度は1千体以上ですか。人気があるのがよく分かります。

墓じまいはもちろんですけど、お寺に納骨をされている方でこちらの共同墓に入れる方も結構いらっしゃるとお寺の方がお話をされていました。

この共同墓は、当初、どのような利用状況を見込んでいたのでしょうか。

○今市民生活部市民生活課長 共同墓につきましては、当時、市営墓地の待機者数が一定数おりまして、墓地需要が見込まれる中、お墓の継承への不安を解消すること、あるいは、価値観の多様化、市民ニーズに対応することを目的として整備いたしましたものでございますが、施設規模といたしましては、道内他都市の先行事例を参考に、年200体、50年間で累計1万体の納骨を見込んで整備したところでございます。

○安田委員 50年間で1万体制だったようですけれども、7年で5千体を超えている状況です。このままの状況が続けば、早ければ5年から7年で埋まってしまうのではないのかなと思っております。

今後の見通しをどう考えているか、それから、現共同墓は整備をするのにたしか3年かかったと聞いておりますけれども、早い時期に、場所の選定など、次期共同墓の整備に向けて着手していかねばならないと思いますが、いかがでしょうか。

○今市民生活部市民生活課長 今後の見通しといたしましては、想定納骨数1万体制に対し、供用を開始してから7年目となる今年度の段階でおおよそ半分となる5千138体の納骨となっておりますので、この納骨数で推移するものとした場合、7年ほどで上限に達するという状況になってございます。

さらに、今年度は1千体を超える納骨がございまして、今後も市民の関心、共同墓に対するニーズは高まるものと考えておりますことから、さらにそのペースが速まることも想定されると認識しております。

今後に向けましては、ただいま申し上げました状況、今後の利用動向、市民ニーズを踏まえながら、時期を逸することなく、次の共同墓の在り方を含めまして、その先の方向性について整理、検討を進めてまいりたいと考えております。

○安田委員 本当に次の共同墓をしっかりと計画を立ててやっていただかなければならないのかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に、2款1項5目の地域会館建設費等補助金について聞いていきたいと思っております。

事業及び令和7年度の予算の概要についてお示してください。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 本事業では、住民組織活動をはじめ、青少年の健全育成、

福祉活動、社会教育活動と住民の主体性を高める活動の用に供する会館、集会所などを設置する団体に対して補助金の予算を計上しており、令和7年度予算額としては920万9千円となっております。

補助の対象は、会館等の新築、増改築、修繕、設置、解体、取得に要する30万円以上の事業としており、補助率は2分の1以内で、新築、増改築、取得は700万円、解体は200万円、修繕や設置は100万円を上限としております。

○安田委員 令和7年度はどのような事業が予定されているのか、お答えください。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 令和7年度についてですが、100万円未満の小規模事業については新年度に入ってから申請を受け付けることとなっておりますため、既に計画書の提出を受けている100万円以上の大規模事業についてお答えさせていただきます。

令和7年度の大規模事業については9件の申請を受け付けており、そのうち、修繕が5件、解体が4件となっております。

修繕5件の内訳といたしましては、エアコンの設置工事を含むものが3件、外壁や屋根の修繕が1件、トイレの改修が1件となっております。

○安田委員 直近の20年間について、この制度を使って新築された事業数をお示ください。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 直近の20年間の新築件数についてですが、当該事業を使って新築が行われた件数は7件ございます。平成17年度が2件、18年度が2件、19年度が2件、20年度、21年度は新築はなく、平成22年度に1件があり、計7件となっております。

○安田委員 先ほど小林さんが西暦で言ってほしいと言っていたんですけど、本当にいつもそう思います。平成22年度は2010年なので、15年前ということなのかな、令和元年度から解体の補助が対象となったと思いますけど、活用の実績についてお示ください。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 委員のお話のとおり、令和元年度に解体を補助対象に加えしました。令和元年度、令和2年度は解体の申請はございませんでしたが、令和3年度が4件、令和4年度は3件、令和5年度は2件、今年度は4件が実施され、計13件の解体が行われております。

○安田委員 結構、解体がされているということにちょっと驚きを感じております。

解体が行われた物件はどのような地域が多いのか、お答えください。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 これまで当該事業を用いて解体工事が行われた場所は、おおむね市内中心部よりも郊外の物件となっております。

○安田委員 解体を行う町内会が多いのにちょっとびっくりしているんですけども、知っている事例なんかがあれば紹介していただければと思います。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 把握している事例で申しますと、郊外の町内会において、構成世帯が少なく、今後も世帯数が減少していくことが想定されることから、今後の運営費や解体に係る費用の1戸当たりの負担が大きくなることが予想されるため、今できるうちに解体を判断するというお話をいただいているところであります。

○安田委員 解体した後の土地っていうのはどうなっているのか、どのようにして利用されているか、お聞かせください。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 令和元年度に当該事業の補助対象に解体を加えて以降、事業を使って解体された町内会館13件のうち、12件については個人もしくは地域の方々の共有の

土地であります。詳細は把握しておりませんが、旭川市が所有する土地であった残りの1件については既に近隣の方に売却が完了しております。

○安田委員 うちの近くにも会館等があるんですけども、新年会なんかはやっぱり地区センターを使ったり住民センターを使ったりということで、会館をもうなかなか使わなくなってきたのかなと思います。

先ほどお答えいただいたとおり、一番新しい会館で15年前に建てられたっていうことですから、これからは建設費じゃなくて、解体費の補助金みたいな名前を言われてもいいのかもしれないと思っています。

では、次に、住民センターや地区センターについてお聞かせいただきたいと思います。

令和7年度における事業の概要、目的、予算の総額をお示してください。

○小松市民生活部地域活動推進課主幹 コミュニティーセンター改修費につきましては、住民センター、地区センター、地区会館等の老朽化に伴う内装、外装の傷み、機械設備や備品等の故障、劣化を改修、修繕することにより、施設利用者へ快適で安全なサービスを提供するもので、令和7年度は6千935万1千円の予算を計上しております。

○安田委員 住民センター及び地区センターは老朽化が進んでいると思いますけど、一番古い施設と一番新しい施設をお示ください。

○小松市民生活部地域活動推進課主幹 全12か所のうち、最も古い施設は東部住民センターで、昭和57年度に着工し、昭和58年度に開設いたしました。最も新しい施設は春光台地区センターとなっており、平成13年度に着工し、平成14年度に開設いたしました。

○安田委員 東部住民センターが昭和58年ということは、1983年なので、42年たつんですね。一番新しい春光台地区センターでも、平成14年ということは2002年ということなので、23年前に建てられて運用を開始したということです。どこもやっぱり老朽化していると思うんですけれども、各住民センター及び地区センターからは改修についてどのような要望があり、令和7年度はどのように予算措置がされているのか、お答えください。

○小松市民生活部地域活動推進課主幹 指定管理者からは様々な要望が寄せられておりますが、令和7年度につきましては、建物の維持に必要な改修としましては、屋根の防水改修、外壁補修及び塗装塗り替え、床塗装、施設管理運営に必要な設備改修としまして、灯油タンクの設置、自動ドアの装置交換、温風暖房機の取替え、照明器具のLED化、利用者の利便向上のための改修としまして、暗幕及びブラインドの取替え、冷暖房設備の設置、Wi-Fiの整備、トイレ改修、駐車場の舗装などで34件、2億2千930万1千円の要望がありまして、このうち、住民地区センターの屋根の防水改修3件、地区会館における農産加工機器の修繕1件、合わせて4件、6千935万1千円について予算計上しております。

○安田委員 今お聞きして驚いたのは、34件の要望があっても4件しか予算化されていないってことです。

昨年なんかは永山市民交流センターで冷房が壊れたということがありましたけれども、住民センターや地区センターでも起こり得る話だと思います。例えば、ボイラーが突然故障したなどの急な対応が必要な場合はどのようにされているのか、お答えください。

○小松市民生活部地域活動推進課主幹 指定管理者とは日常的に情報交換を行い、施設の状況を把

握しているところであり、緊急的に対処が必要な修繕箇所が確認された際には、年度途中であっても流用及び補正などにより施設改修予算を確保し、速やかに対応することとしております。

○安田委員 住民センター、地区センターに関わって多くの要望が寄せられていると思いますけれども、予算額としては十分とは思えませんが、いかがでしょうか。

○岩崎市民生活部次長 各施設からの要望を踏まえまして、特に大規模な施設改修におきましては、建築部、土木部といった専門部局とも協議し、緊急性や安全性の観点から優先順位を判断し、順次、必要な修繕、改修に努めております。

○安田委員 先ほども話しましたが、各施設を整備してからの年数がすごく経過しておりまして、老朽化が進んでおります。各施設からの要望を踏まえ、早急に必要な改修などを進めていく必要があると思いますが、御見解をお示してください。

○樽井市民生活部長 住民地区センターは、住みよい地域社会の形成や地域コミュニティの拠点として、また、災害時においては避難所となる市民生活に必要な施設であります。

先ほど来、委員からもありましたけれども、古いところはもう築40年以上という施設もありまして、設備の劣化などによって老朽化が進んでおります。そうした中で、利用者が安全で安心して利用できるよう、計画的に改修、修繕を進めていくことが重要と考えております。

先ほど来、担当課からも答弁がありましたけれども、関係部局とも協議をして、施設の現状の危険性や改修、修繕の緊急性なども十分に見極めながら、必要な予算の確保に努め、市民に安全で安心して御利用いただけるよう、今後とも適正な施設管理を進めてまいります。

○安田委員 先ほども言いましたが、34という要望があっても4つぐらいしか予算がついておりません。これだけ多くの要望に対して施設改修については予算がつかない、このことについて中村副市長はどのようにお考えでしょうか。

○中村副市長 今、部長からも答弁がありましたように、住民センター、地区センターにつきましては、地域コミュニティの拠点であるということとともに、災害のときに避難所になるということから、やはり重要な施設として位置づけて対応していかなければならないものだと考えております。

ただ、財源が限られております。34分の4というような話もございましたけれども、先ほど次長からも答弁がありましたように、当時は財政課がいろんな上がってきた要求に対して予算をつけていたのですが、途中からは、建築部等の専門家で市の施設全体を見ながら、どこが危険なのか、緊急性を要するのかという観点で順位をつけ、予算をつける形を取っております。

限られた財源ではありますが、緊急性が建築部等で判断されるのであれば、例えば、今年度はこのぐらいの維持補修の経費だったとしても、緊急性があるということから考えて増やすということも考えるなど、そこの施設の状況を十分把握して、きっちりと対応していきたいというふう考えております。

○安田委員 今、副市長からも前向きな答弁がありましたが、ぜひ、その辺は市民の要望を聞いていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、4款1項3目の生物多様性保全費についてお聞きしていきたいと思いますが、概要と予算額をお聞かせください。

○松野郷環境部次長 生物多様性保全費は、生物の多様性の保全及び自然共生社会の形成を目的と

して、外来種の防除や外来種に対する市民意識の向上を図るための事業を実施しております。

令和7年度の予算額につきましては、757万7千円を計上しております。

○安田委員 令和7年度はどのようなことを行うのか、内容についてお聞かせください。

○松野郷環境部次長 令和7年度につきましても、特定外来生物のアライグマ及びウチダザリガニ、北海道の指定外来種であるアズマヒキガエルの防除に取り組むとともに、令和5年度に特定外来生物に指定されたアカミミガメの生息調査を、今年度に引き続きまして、常磐公園の千鳥ヶ池及び白鳥の池で実施してまいります。

○安田委員 生物多様性保全費で防除に取り組んでいる外来種について、順次、伺っていきたいと思います。

まず初めに、アズマヒキガエルについてですが、どのような場所で確認されているのか、お答えください。

○松野郷環境部次長 アズマヒキガエルにつきましては、神楽岡公園、はす池公園、東部中央公園、カムイの杜公園のほか、北彩都ガーデン近くの忠別川河川敷、神居古潭や嵐山の場所で生息が確認されております。

○安田委員 昔、函館ではエゾヒキガエルと呼ばれて保護をされていたこともあるということです。函館で記録されたのは、多分、これが北海道で一番最初じゃないかと思うんですけど、1910年、明治43年、函館山の麓の谷地頭の人工の池で、昭和42年には84匹が確認されたそうです。しかし、現在、科学が進歩して、DNAを調べてみると、エゾヒキガエルと呼ばれていたものは普通にアズマヒキガエルだったということがはっきりしたそうです。

北海道のホームページを見ると、令和5年度、2023年度までの累計の目撃情報が載っていました。北海道内では断トツで旭川が多く、2017年から2023年までの間に870匹が目撃されています。2番目は美瑛なんですけど、187匹なんです。

様々な場所でアズマヒキガエルの生息が確認されておりますが、そうした状況を踏まえて、市は令和7年度にどのような対策を行っていくのか、お答えください。

○松野郷環境部次長 令和7年度の対策につきましては、市民協働の防除事業、アズマヒキガエル捕獲体験学習会を神楽岡公園、北彩都ガーデン、東部中央公園で実施してまいります。

また、アズマヒキガエルの個体数増加を防ぐため、産卵池の周りに侵入防止用ネットを張っておりますが、これまでの神楽岡公園と北彩都ガーデンに加えまして、新たに東部中央公園とカムイの杜公園にもネットの設置を予定しております。

このほか、地域住民等が捕獲したアズマヒキガエルを市が回収するボックスを神楽岡公園などに設置、また、上川総合振興局等と連携した調査、駆除を計画しているところでございます。

なお、こうした防除対策は専門家等の御助言をいただきながら進めているところでございます。

○安田委員 アズマヒキガエルといえば、江川委員か安田かなと思っているんですけど、札幌のホームページを見ると、アズマヒキガエルの生きる年数というのが野生の世界では3年から4年ぐらい、飼育下では10年と書いてありました。

ネットで調べていくと、安曇野市で飼育をしている方がいらっしゃって、その方のところにいるアズマヒキガエルは2022年で15年生きているそうです。

過去5年のアズマヒキガエルの捕獲数の推移、また、それについての見解をお聞かせください。

○松野郷環境部次長 過去5か年のアズマヒキガエルの捕獲数の推移につきましては、令和2年度が2千232匹、令和3年度が1千485匹、令和4年度が636匹、令和5年度が425匹、令和6年度が、2月末時点ではございますが、428匹を捕獲しております。

アズマヒキガエルの捕獲数は、平成29年度の5千995匹と比較しますと激減しており、近年においても減少傾向が続いております。また、長期的に駆除に取り組んできた神楽岡公園では、成長期間の短い小さな個体の捕獲が多くなってきておりますので、着実にアズマヒキガエルの防除が進んでいる状況にあると認識しております。

○安田委員 本当に皆さんの努力が実を結んで減少傾向にあるっていうのはとてもうれしく思います。

道外では、アズマヒキガエルの天敵はヤマカガシという蛇だと言われておりますけれども、道内においてはアズマヒキガエルの天敵っていうものはいるのでしょうか。

○松野郷環境部次長 アズマヒキガエルの天敵でありますヤマカガシは道内には生息しておりませんので、道内に天敵はいないと言われてきましたが、近年、複数の専門家から、産卵のために水辺に出てくるアズマヒキガエルをアライグマが捕食しているという事例が伝えられております。

また、道南の地域では、一部のカラスがアズマヒキガエルを餌として認識し始め、捕食行動を取っているという研究報告もありますので、今後もこうした情報を注視してまいりたいと考えております。

○安田委員 私もハシブトガラスが餌と認識しているという話を聞きました。

アズマヒキガエルには毒があると言われておりますが、どのような毒で、また、前回、教育委員会にお伝えしましたが、子どもたちをはじめ、アズマヒキガエルには毒があるので、気をつけようという周知はしているのでしょうか。

○松野郷環境部次長 一般的に、カエルの皮膚から分泌される粘液には弱い毒がありますので、注意が必要ですが、特にアズマヒキガエルは、耳腺などのイボからブフォトキシンと呼ばれる毒を分泌いたします。この毒に触った場合は、皮膚の炎症、過って口などの粘膜に毒が入ると、痛みや嘔吐、下痢のほか、幻覚、心臓発作などを引き起こすおそれがあると言われております。

このため、素手でアズマヒキガエルを触らない、触った場合はよく手を洗うよう、市主催のアズマヒキガエル捕獲事業の参加者をはじめ、市のホームページ等を活用して情報を発信し、注意を呼びかけております。

○安田委員 散歩中の犬がヒキガエルにちょっかいを出して、泡を吹いて倒れたという話もあるので、気をつけてください。

市民協働の捕獲事業で多くのアズマヒキガエルが捕られていると思いますけども、捕獲したアズマヒキガエルを何かに活用する方法というのではないのでしょうか。

○松野郷環境部次長 毒を持つアズマヒキガエルの活用は難しく、過去に旭山動物園で捕獲したアズマヒキガエルを餌として使えないかとアメリカミンクで試した結果、やっぱり使えなかったということでした。

一方、東京の製薬会社の研究者が、毎年、市の駆除事業に同行されておまして、捕獲したアズマヒキガエルから分泌液を採取、分析し、同社の薬の主原料にする研究を進めていると伺っております。

市といたしましても捕獲したアズマヒキガエルの活用の可能性の一つとして今後も協力してまいりたいと考えております。

○安田委員 本当に、ただ捕るのではなくて、せっかく命を取るんですから、やっぱり何かに使えるようになっていただければいいなと思います。

アズマヒキガエルの防除を効果的に進めるために市民団体ともっと連携するべきだと思いますが、見解をお聞かせください。

○松野郷環境部次長 アズマヒキガエルの防除は、市民や市民団体の皆様と協働で行う体制が目標で、それに向けて長期的かつ地道に取り組んでいくことが重要であると考えております。

これまでもアズマヒキガエル駆除作戦を実施している旭川嵐山ビジターセンターとはお互いに捕獲数の共有を行っておりますので、こうした市民団体との情報交換をさらに増やし、より連携を深めて、効果的に防除の取組を推進してまいりたいと考えております。

○安田委員 では、次に、ウチダザリガニについて伺っていきます。

ウチダザリガニは、市内では有名なのがやっぱり江丹別川なんですね。江丹別川で駆除されていることをよく聞きますけれども、江丹別川以外でも確認されているのか、お答えください。

○松野郷環境部次長 ウチダザリガニは、平成17年に本市の江丹別川で発見された後、平成27年の調査で、石狩川に架かる旭西橋付近で生息を確認、平成30年の調査では永山新川で生息が確認されております。

私自身も、令和3年の熊の出没の関係で河川敷の熊対策を行う中で、花咲大橋下の石狩川の河川敷の河岸でウチダザリガニを発見しております。

今年度の調査では、石狩川の上流の東永橋付近と牛朱別川上流の鹿島橋付近でウチダザリガニの生息が確認されております。

○安田委員 花咲大橋というのは、うちの裏にある橋なんですけど、もうそこまで来ているってことですね。熊もあそこで泳いでいたっていうぐらいですから、ちょっと怖いですね。

ウチダザリガニは病原菌を持っているそうですけれども、どのようなものなのか、また、生態系に与える影響についてお聞かせください。

○松野郷環境部次長 ウチダザリガニはザリガニペストと呼ばれる水カビの病原菌を持っておりまして、この病原菌に対して抵抗性のないニホンザリガニへの悪影響が懸念されております。

また、生態系への影響といたしまして、ウチダザリガニは繁殖力が強いので、ニホンザリガニとの競合とともに、在来の貝類や水生昆虫、水草が捕食されるなどのおそれがあり、地域本来の生態系のバランスが崩れてしまうことが心配されております。

○安田委員 市ではこれまでもウチダザリガニの駆除に取り組んできておりますけれども、過去5年間の捕獲数はどのような状況なのか、その捕獲数の推移についてお答えください。

○松野郷環境部次長 過去5か年のウチダザリガニの捕獲数の推移でございますが、令和2年度が3千510匹、令和3年度が2千466匹、令和4年度が4千706匹、令和5年度が2千340匹、令和6年度が2月末時点で3千319匹を捕獲しております。

○安田委員 大変多くのウチダザリガニが捕獲されていることが分かりました。

この捕獲について、どのような市民団体と連携を取って取り組んでいるのか、お聞かせください。

○松野郷環境部次長 本市と連携してウチダザリガニの防除に取り組んでおります団体は、旭川市

生物多様性保全推進協議会の構成員であります旭川ウチダザリガニ防除隊でございます。

これまで、防除隊と協働しながら、ウチダザリガニが定着している江丹別川でのわなによる捕獲、市内の河川における生息調査のほか、防除体験を希望する市民等との手捕りによる捕獲事業の実施などの普及啓発にも努めてまいりました。

なお、旭川市生物多様性保全推進協議会についてでございますが、市内の生物多様性を保全することを目的として設立し、本市を含め、5団体で構成された組織でございます。

○安田委員 市民の方々に御協力をいただき、本当にありがたいと思っております。

これまでの質疑から、アズマヒキガエルとは違い、ウチダザリガニの生息域は広がっている状況だと思います。ウチダザリガニの今後の対策はどのように考えているのか、お答えください。

○松野郷環境部次長 ウチダザリガニの生息域は、江丹別川を含む石狩川水系をはじめ、牛朱別川の上流まで広がっている状況でございます。

他の河川の状況につきましては今後の調査になりますが、一度、生息が確認された場所では、ウチダザリガニの繁殖力の強さなどから、その根絶、分布拡大を防ぐことは非常に難しいことと考えております。

一方で、人の勝手な都合による持込み、他の場所への放流など、人為的な分散が行われると、新たな対策が増えてしまいます。こうしたことが起こらないよう、あらゆる機会を捉えて、入れない、捨てない、拡げないの外来種被害予防3原則の周知啓発に努めてまいります。

○安田委員 今、答弁にありました入れない、捨てない、拡げない、こういうものをやっぱり小学生にも教えてあげたらいいかなと思っております。

次に、アライグマについてお聞きいたします。

初めに、過去5年のアライグマの捕獲数をお答えください。

○松野郷環境部次長 過去5か年のアライグマの捕獲数の推移についてですが、令和2年度が491頭、令和3年度が502頭、令和4年度が559頭、令和5年度が700頭、令和6年度が2月末時点で528頭を捕獲しております。

○安田委員 こっちのほうも減らないなっていう感じを受けますね。

聞いた話によると、春に雌のアライグマを1頭捕獲することで、夏から秋にかけて5頭分を捕獲する手間がなくなる、さらに、翌年にその子どもが繁殖に参加することも抑制できると聞いたことがあります。

このようにアライグマを春に集中的に捕獲すると効率的に駆除は進むと思いますが、市の対応についてお聞かせください。

○松野郷環境部次長 北海道は、アライグマの出産・授乳時期で餌を求めて活動が活発になります3月から6月の間をアライグマ春期捕獲推進期間として設定しております。

本市におきましては、昨年の3月から6月の間に222頭を捕獲しており、うち、雌のアライグマの捕獲は66頭となっております。

春期捕獲は、その年の収穫時期に畑に出没するアライグマの総数を直接的に減らすため、農業被害対策としても即効性がありますので、本市も今年の推進機関に積極的にわなかけを行い、全道で取り組んでいる春期捕獲の推進と連携してまいります。

○安田委員 アライグマによる農作物の被害をよく聞きます。そうした農地への出没がある一方、

市街地にも侵入し始めているのではないかとされておりますが、いかがでしょうか。

○松野郷環境部次長 令和5年度に市内大雪通や大正橋の付近で痕跡の目撃情報があつたほか、上川神社で5頭のアライグマを捕獲しております。

捕獲数では依然として郊外が多い状況にございますが、市街地での目撃情報や捕獲事例もあり、さらに、ヒグマの市街地侵入対策で河川敷に設置した監視カメラにアライグマが撮影されていることも勘案しますと、市街地にも生息を拡大しつつある状況と認識しております。

○安田委員 これもまた、うちの近くの大雪通でアライグマが目撃されていて、いろんな動物がうちの周りにはいるんだなと思ひまして、ちょっと驚いています。キツネは普通に道路を歩いてきますからね。うちの庭を横切ったりもしています。

市街地に生息域を拡大しているアライグマに対して市はどのような対策を行っているのか、お聞かせください。

○松野郷環境部次長 市街地に生息域を広げ始めている状況を踏まえ、まずは、上川神社のある神楽岡公園で試行的に複数の箱わなをかけ、その捕獲状況や定着の有無を確認するための監視カメラの設置によって、生息の場所や行動の確認など、関係課と連携してアライグマの定着状況を調べております。

○安田委員 ぜひ頑張ってくださいと思います。

アライグマの捕獲はどのように行っているのか、改めて確認をしたいと思います。

捕獲したアライグマは最終的にどのように処理をされているのでしょうか。

○松野郷環境部次長 アライグマの痕跡等の通報を受け、市民に箱わなを貸し出して捕獲してもらうほか、環境部で農地以外の捕獲とすることとともに、環境部では農地以外でも能動的な捕獲に取り組んでおります。

捕獲したアライグマにつきましては、旭川市生物多様性保全推進協議会の構成員である旭川市森林組合で窒息性ガスまたは電気を使用して安楽殺処分した後、近文清掃工場で焼却処理を行っております。

○安田委員 今お聞きしましたけれども、周辺自治体ではアライグマの捕獲をどのように行っているか、お聞かせください。

○松野郷環境部次長 近隣の周辺自治体の状況についてですが、令和5年度に調査を行っております。調査結果では、箱わなの一部貸出しを農協が行っている事例、農家限定で貸し出している事例などがございますが、多くは自治体が住民に箱わなを貸し出し、捕獲したアライグマはガスまたは電気で安楽殺処分を行っております。

○安田委員 アライグマは行動範囲が広くて、広域対策も必要と考えますが、旭川市の考え方をお示しください。

○松野郷環境部次長 環境省の資料によりますと、行動域は環境条件によって異なりますが、100ヘクタールから2千ヘクタール以上までと様々です。いずれにしても、行動範囲は広いと考えております。

こうしたアライグマの生態を踏まえ、北海道主催の上川地域野生鳥獣対策連絡協議会への参加をはじめ、試行的捕獲の取組も通じるほか、深川市の市民団体と行政界付近のアライグマの対策に関する情報交換を行うなど、広域的な視点からの対策も進めてまいりたいと考えております。

○安田委員 最後に、旭川市の外来種対策全体の考え方についてお答えください。

○太田環境部長 生物多様性保全費について様々な御質疑をいただいたところでございます。

今回は、アズマヒキガエル、ウチダザリガニ、アライグマという3種の外来種についての御質疑をしていただきました。

そんな中で、アズマヒキガエルは結構減少している一方で、ウチダザリガニやアライグマは増加しているということも見えてきているところでございます。

そうした外来種を防除していくといった意味では、やはり、市民や市民団体との連携も必要でございますし、そういった市民意識の向上を図るためにも、子どもたちを巻き込んだ上で一緒にこういった問題を考えていくことが重要だというふうにも考えてございます。

また一方で、国におきましては、令和5年3月に閣議決定されております生物多様性国家戦略2023－2030におきまして、ネイチャーポジティブの実現と生態系の健全性の回復に向けまして、侵略的外来種による負の影響の防止、削減に資する施策の実施、あるいは、外来種対策の充実及び管理体制の強化を示しながら、国際的な合意に対応し、国における外来種対策のさらなる強化、取組といったものを推進してございます。

そうした背景がある中、国の外来種被害防止行動計画の見直しも進められているということで、地域単位の対策の徹底や地域間連携の強化、対策への民間参画の推進が新計画の評価点として新たに挙げられているところでもございます。

外来種対策につきましては、科学的知見など、専門性が高い分野でもございますので、国や北海道から提供される情報の把握に努めながら、市内または広域を問わず、民間も含め、連携できる取組については積極的に対応していくなどして、今後も外来種対策の強化に取り組んでまいります。

○安田委員 環境部の皆さんには本当はヒグマのことも質問をしようと思っていたんですけども、今回はやめておきます。

環境部の皆さんに電気柵やカメラによる監視、見回りを行っていただいているおかげで、今、郊外はしようがないのかなと思いますけど、市街地には入ってこなくなったなと思っております。

昨日もどなたかがおっしゃっていましたが、最近では、冬眠をしない熊を穴持たずと言うんですけど、穴持たずが増えておりまして、秋田のスーパーに籠城したのも穴持たずですし、北海道では、1915年、大正4年に三毛別熊事件が苫前で起こって10人の方が亡くなられましたが、あれも穴持たずなんですね。

穴持たずというのは食べるものないからとっても凶暴になっていくってということなんで、そうした情報が入ればしっかりと対応していただければと思います。

以上で、私の質疑を終わらせていただきます。

○高橋紀博委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時05分

再開 午後2時07分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○笠井委員 私からは、民生所管分は2つの項目を取り上げたいと思っています。

まず、地球温暖化対策費についてお伺いしていきます。

2021年10月22日、地球温暖化対策計画が閣議決定されました。

この計画は、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画ですが、我が国は、2030年度において温室効果ガス46%削減を目指すこと、さらには、50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しているわけであります。これは、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、2030年度の目標の裏づけとなる対策、施策を記載して、目標実現への道筋を描くものであるということです。

2030年といえば、本市では、未来会議2030という市民が主体的にまちづくりに参加し、2030年の旭川のあるべき姿について議論して、ここから得られた意見を旭川の未来に向けた取組として推進することを目的とした市民参加の会議を実施しています。これは、御承知のとおり、公募で選ばれた市民が6つの分野に分かれ、2030年の旭川の理想像を議論する場であり、ここには環境分野も含まれています。

それでは、4款1項3目の地球温暖化対策推進費についてお伺いします。

地球温暖化対策推進費の令和7年度の事業概要と予算額の内訳についてお聞かせください。

○松野郷環境部次長 初めに、地球温暖化対策推進費の事業概要でございますが、ゼロカーボンシティ旭川の実現に向け、市民、事業者、自治体など、各主体における脱炭素の推進を行うものでございます。

令和7年度は、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング調査、中小企業CO₂可視化補助、小中学校を対象にCO₂吸収に寄与する樹木の大切さを伝える植樹事業などを実施する予定でございます。

次に、地球温暖化対策推進費の予算額でございますが、2千549万1千円を計上しており、その内訳としましては、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング調査費用が2千251万5千円、中小企業CO₂可視化補助費用が150万円、植樹費用が107万5千円、事務費が40万1千円となっております。

○笠井委員 そもそも論の話ではありますが、中国は、現在、日本の10倍に相当するCO₂を排出しており、その排出量は依然として増加しています。中国、アメリカ、インド、ロシアは日本より多くのCO₂を排出しているわけであります。日本が削減する以上に新たにCO₂を排出しているというのが現実です。

私たち市民生活が苦しい中、電気料金の中から、毎月、再エネ賦課金をお支払いして固定支出になっているわけでありますが、地球全体のことを本当に考えるのであれば、たったの3%とされる日本のCO₂削減の努力よりも、排出の多い国々におけるCO₂削減に注力することが地球温暖化を食い止める最も効果的な方法だとも考えております。

日本の3%の努力で世界規模でどれだけ気温が下がるのか、0.006度という専門家の指摘もあります。こんなに巨額の税金が使われていて、一体、誰のための地球温暖化対策なのかと常日頃考えています。

この話をしても先に進まないで、一旦、頭の隅に置いて、今回はこのゾーニング調査について聞いていきます。

さて、先ほどお示しいただいた2千251万5千円の再エネ促進区域の設定に向けたゾーニング

調査費であります。ゾーニングマップ作成の目的について改めて伺います。

○松野郷環境部次長 ゾーニングマップは、本市の自然環境や土地利用等を調査し、再エネの促進区域や調整区域、保全区域等を地図上に示すもので、自然環境への影響や無秩序な開発の抑制に寄与する基礎資料として活用するものでございます。

これによって、事業者側の適切な事業予見性を高め、関係者との調整や合意形成が円滑に進められる地域の環境を保全しつつ、地域に貢献する再生可能エネルギーの導入促進を図っていくことができるものと考えております。

○笠井委員 既にゾーニングマップを作成している自治体があるのかも伺います。

○松野郷環境部次長 現時点で地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業の第4号事業である再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援などを利用している自治体は全国で35自治体であり、そのうち、道内につきましては8自治体でございます。

○笠井委員 旭川市はどの再エネ導入を示すマップを作成する予定なのかも伺います。

○松野郷環境部次長 本市で作成するゾーニングマップにつきましては、再エネによる発電ポテンシャルの高い太陽光発電及び風力発電の事業可能性を示すものを作成する予定でございます。

○笠井委員 発電ポテンシャルの高い太陽光発電と風力発電の事業可能性を示すということでした。

私たち参政党は、CO₂排出量が多い国々がある中、外国製の太陽光パネルのように晴天時の昼間にしか発電できない技術ではなく、日本が誇るより優れた発電技術を提供することによって、経済成長を共に実現しつつ、地球規模での効果的なCO₂削減を進める取組が今後一層求められてくると考えています。

北海道におきましては、令和5年度観光入り込み客数がコロナ禍前の水準に戻りつつあり、本市も、アドベンチャートラベルなど、観光に大いに力を入れているところです。

皆さん、嵐山から大雪連峰を望む絶景を想像してみてくださいね。人工的なあのソーラーパネルが太陽の当たり具合によって常にきらきら、ちらちらしては、大自然を謳歌しに来たこの北海道で、観光客が間違いなく幻滅してしまうのではないかと思います。さらには、雄大な山並みの直近に風力発電の巨大プロペラが何本もくるくると回転しているさまを想像すると嫌悪感しか湧いてこないです。

今や、世界でも有数の観光地である北海道の、そして、インバウンドの流入をさらに伸ばしていくかんとする本市において、その大きな売り物である景観を破壊するような施策を進めていくことに強い違和感を私は覚えております。

さて、この再エネ促進区域の設定に向けてのゾーニングマップはどのように作成を進めていくのか、伺います。

○松野郷環境部次長 ゾーニングマップの作成に当たりましては、主に、既存文献の調査や専門家へのヒアリングを通じ、北海道の地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準に定める各種法令に基づく土地や動植物に関する規制、文化財などの歴史遺産、農地や騒音、反射光などの生活環境への配慮について、それぞれの情報を整理した上で、法規制や環境保全等により、再エネの導入が困難な保全エリア、法的調整が必要な調整エリア、環境・社会面からの制約が少なく、かつ、再エネ導入ポテンシャルの高い導入促進候補エリアなどに分類し、地図データ上にマッピングすることを予定しております。

ゾーニングマップを含む調査結果につきましては、公表などを通じ、環境や地域と共生した再エネの立地を目指しておりまして、環境保全と再エネ導入促進の両立を図ってまいりたいと考えております。

○笠井委員 再エネ導入が困難な保全エリア、調整エリアと再エネ導入のポテンシャルが高い導入促進候補エリアの3つに分類するということでした。

再エネ施設の設置や管理に関し、地域住民とトラブルが発生している事例が散見されています。そこで、これまで市内での大きなトラブルはあるのか、お伺いします。

○松野郷環境部次長 メガソーラーなど、大規模な再エネ施設に関し、これまで大きなトラブルになった市内の事例は把握しておりません。

○笠井委員 これまで市内での大きなトラブルはないということですが、今後トラブルになった場合、どのように対応していくのかなども含めて検討していただきたいと思います。

日本最大のラムサール条約登録湿地である釧路湿原では、太陽光発電施設の建設が続いています。絶滅危惧種で天然記念物のタンチョウやキタサンショウウオがすむ湿原の乾燥化に拍車がかかるとの懸念が高まっています。

国や北海道、市町村、そして、環境団体でつくる協議会は、希少生物の生息地を避けるよう事業者呼びかけ、釧路市は条例づくりに着手していましたが、押し寄せる太陽光パネル設置の波に歯止めがかからないということで、現在は環境団体が土地の買取りを進めているということでもあります。また、知床でも世界遺産のエリアの近くにぎらぎらのソーラーパネルが設置されているという地域もあるということです。

ここ、旭川市議会の窓からも、ユネスコ自然遺産にも登録を望まれる雄大な大雪山国立公園の山並みを望むことができますが、私は本当に心配しています。

さらに、風力発電は人体的影響も指摘されております。低周波の問題のほか、自衛隊の電波等を阻害する可能性もある低周波を発するなど、安全保障上の懸念も存在します。

市内の太陽光発電状況について、また、大規模な風力発電の施設があるのかも伺いたします。

○松野郷環境部次長 環境省が公表する自治体排出量カルテによりますと、本市の太陽光発電の導入設備容量は令和4年度時点で2万1千680キロワットとなっております。

また、大規模な風力発電施設につきましては、現在、市内での設置事例はないと認識しております。

○笠井委員 太陽光パネルは中国製のものが多く、パネル生産には大量の電力が必要と言われています。太陽光発電そのもので多くのCO₂は発生しませんが、パネル製造時に大量のCO₂を排出しています。

太陽光パネルの寿命は、環境省の資料によりますと、20年から30年程度であり、使用済みの太陽光パネルの排出量がいつピークを迎え、どのように推移していくのかについては様々な変動要因があり、不確実性があるものの、2030年代後半にはその排出量が顕著に増加すると想定されています。製造時に大量のCO₂を出す太陽光パネルが増え続ければ、製造から廃棄までを含めたライフサイクルCO₂という観点から見ると、逆にその実現が遠のいてしまうのではないかと考えております。

使用済み太陽光パネルの廃棄が増えると予想される中で、市としてどのように対応することを考

えているのか、お伺いします。

○松野郷環境部次長 使用済み太陽光パネルの廃棄処理を行う場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法に従い、適切に処理することが前提と考えております。

その上で、使用済み太陽光パネルには、リプレースなどのリユースの可能性、有用な金属やガラスのリサイクルなど、資源の有効活用を踏まえた検討を行う必要性もございますので、環境省の関連チラシを活用するなどし、太陽光発電設備の事業者、解体撤去業者及び廃棄物処理業者等に対する周知徹底を図ることにより、再資源化の意識を高めてまいりたいと考えております。

○笠井委員 太陽光パネルの危険性について、市としての見解をお伺いします。

○松野郷環境部次長 太陽光パネルは、災害等によって浸水、破損した場合でも発電を行う可能性がありますので、破損箇所等に触れると感電する危険性などがございます。

また、太陽光パネルには一部に有害物質が含まれている可能性も指摘されており、含有情報の提供を義務づけるなど、廃棄する場合には適切な処理が必要と認識しております。

○笠井委員 太陽光発電の事業者が撤退し、残されたままのパネルから有害物質が流出するなどして地域の環境に悪影響が生じるおそれもあります。事業終了後の太陽光発電設備の放置、不法投棄を防ぐため、事前に解体や再資源化の費用を確保するべきと考えますが、見解を伺います。

○松野郷環境部次長 事業終了後の太陽光発電設備の放置・不法投棄対策につきまして、解体、撤去等に要する資金の不足による放置を防止するため、解体等費用と再資源化費用等を確実に、かつ早期に確保する仕組みの構築が国で検討されております。

この中では、住宅用以外の使用済み太陽光パネルの解体等費用について、所有者による第三者機関への預託、また、再資源化費用につきましてはパネル製造業者等から第三者機関への納付を行うことが示されております。

本市といたしましては、こうした国の動きを注視し、引き続き情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

○笠井委員 太陽光パネルには、鉛、セレン、カドミウムなど、有害物質が含まれています。廃棄やリサイクルには細心の注意を払う必要があるものと考えております。

資源エネルギー庁によると、含まれる有害物質の情報が廃棄物処理業者に伝わっていないために適切な処分が行われていないケースが見られるということです。廃棄物を出す事業者が有害物質の含有をそもそも知らなかったり、あるいは、認識をしていたが、確認をしていなかったというケースがあります。

このことから、本市において、立入調査体制の確立だったり、太陽光発電や風力発電施設の適正な設置及び維持管理に関するガイドラインなどの策定が必要不可欠だとも考えます。

この項目の最後になりますが、環境破壊や投棄目的での参入、日本のインフラに対する外国勢による支配の問題が顕在化していますメガソーラーを抑止するため、環境への影響回避や事業者の資格と責任遂行、設備の適正な処分等に関する規制の厳格化が必要と考えますが、市の見解と今後の再エネ導入に関する市の考えをお伺いします。

○太田環境部長 GX2040ビジョンでは、再生可能エネルギーの地域偏在性を踏まえまして、エネルギー供給に合わせた需要の集積という観点から、効率的、効果的な新たな産業用地と脱炭素電源の整備が掲げられているところでもございます。本市といたしましても、そうした国の動きを

捉えながら、自然環境や市民生活との調和を図りながら、再エネ活用による環境と経済の好循環の創出が重要であるというふうに認識してございます。

しかし一方で、急速にメガソーラーなどの大規模再エネ施設の導入が進められたことで、設備の適切な処分なども含め、様々な弊害や課題といったものも浮き彫りになっていることを踏まえまして、今後の再エネ導入に向けましては、ゾーニングマップを活用し、環境に配慮した適正な立地や管理を促すとともに、国の動きや他都市の事例なども参考に、必要な規制などの在り方に加えて、適正な処分の在り方などにつきましても検討しながら、本市における導入体制を整え、将来を見据えた持続的な成長、発展につながるGX・DX産業の集積に取り組んでまいります。

○笠井委員 御答弁にあったGX2040ビジョンではありますが、そこには環境負荷の観点が希薄であると感じています。大規模データセンターなどの誘致に今や再生可能エネルギーが不可欠であることを理解しないわけではありませんが、太陽光発電パネルがこの先に経年劣化でその役割を終えたとき、本市のゾーニングマップが子どもたちの未来のための再生可能な自然環境、森林環境などに配慮するようきめ細かな規則と心遣いに満ちて、優しい心の籠もった未来地図であることを切に願います。

この項目は終わりますが、国内外の方々から旭川市の取組ってほかとはちょっと違うねとか、さすが旭山動物園のまちだねとかと言われるように、真に必要な開発と自然環境との調和が見事に保たれた未来を心から望んでいます。

この項目は以上になります。

続きまして、障害者日常生活用具給付事業についてお伺いします。

日常生活において私たちは様々な道具を使いながら生活しています。食事をするための食器、調理器具、移動のための車や自転車、情報を得るためのスマートフォンやパソコンなど、その種類は多岐にわたります。

こうした生活用具は、私たちが快適に過ごすために欠かせないものであり、日々の暮らしを支える重要な役割を果たしています。特に、高齢者や障害のある方にとって生活をより自主的に、そして安心して送るためには適切な日常生活用具の選択が大切になります。

例えば、移動が困難な方のための車椅子や歩行補助具、視覚や聴覚に障害のある方のための音声案内機能つき機器など、それぞれの生活環境やニーズに応じた用具を活用することで生活の質を向上させることができます。

このように、日常生活用具は、単なる道具ではなく、一人一人の暮らしに寄り添い、日々の活動をより快適にするための重要な役割を担っています。昨年の決算審査特別委員会でも取り上げましたが、その後の見直しの状況や、改めて、対象者についてもお聞きしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、日常生活給付事業の事業概要と予算額についてお示してください。

○木村福祉保険部障害福祉課主幹 日常生活用具給付事業については、障害者総合支援法に基づき、市町村が行う地域生活支援事業における必須事業の一つとして位置づけされており、障害者、障害児、難病患者等を対象に日常生活の不便さを手助けする用具の交付に対し、給付を行うものでございます。

平成18年に国から市町村へ移管された事業で、給付種目や給付要件については厚生労働省告示

にて示されておりますが、地域の実情に合わせて柔軟な取扱いができることとなっております。

令和7年度日常生活用具給付事業費については、障害者地域生活支援事業費予算額2億5千776万7千円のうち、1億4千756万1千円で、全て扶助費となっております。

○笠井委員 障害者総合支援法では、障害者の定義を身体障害者、知的障害者、発達障害を含む精神障害者、障害児としています。

ただいま日常生活用具給付事業の対象者は障害者、障害児、難病患者との説明がありましたが、発達障害はなぜ対象になっていないのか、市の見解をお伺いします。

○木村福祉保険部障害福祉課主幹 精神障害、発達障害については、障害者総合支援法における障害者及び児童福祉法における障害児の定義に含まれておりますが、本市日常生活用具給付事業実施要綱におきましては、給付対象者を身体障害者手帳または療育手帳を所持している者としているため、現要綱では対象外としております。

これは、厚生労働省告示において参考例が示されたため、この参考例に基づいて運用してまいりました。本事業は、国庫補助事業ということもありまして、国の参考例を超えない範囲での運用とした結果、委員の御指摘のとおり、精神障害、発達障害の対象者拡大に至らなかったものと考えております。

しかしながら、令和6年3月の国からの通知において、当事者のニーズ把握や実勢調査により、地域の実情に即して定期的な見直しに努められたいと示されたことから、来年度の要綱見直しでは精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を対象とする用具を追加する予定でございます。

○笠井委員 障害者総合支援法では、定義が幅広く、身体障害者、知的・発達障害も含む精神障害者・障害児となっていて、市の要綱では対象範囲を狭くしているというのが現状ですから、この点に関して障害のある方や介助している方から多くの相談を寄せられています。発達障害も含めるべきだと考えます。

来年度では精神障害者保健福祉手帳を持っている方も対象となるとのことでした。日常生活を送る中でどんな補助用具があれば、その方がよりよい生活を送れるようになるのか、改めて調査すべきだと考えます。

発達障害がある方の中には療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っている方もいます。サポートが必要である療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方に対してニーズ調査は行っているのか、お聞かせください。

○木村福祉保険部障害福祉課主幹 療育手帳や精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に対し、日常生活用具に限定したニーズ調査の実施については、現在のところ、予定はございません。

○笠井委員 ニーズ調査は実施しないということでした。

日常生活において必要とされる用具について、やっぱり、声を拾い上げていくという姿勢が非常に重要であると考えます。

発達障害の方にも必要な用具というのは様々あります。ほかの自治体では、発達障害の方を対象に、コミュニケーションのためや生活の見通しを立てるための絵カードや視覚的支援が提供されています。しかし、現状、本市においては保護者や支援員が用具を自費で作成しており、コミュニケーション能力を引き出すことは社会生活を促進するための重要な支援手段となっています。本人が周囲に意思伝達するためにも絵カードは使われています。

ほかにも、重みのあるブランケットというのがあるんですが、この用具は学校など日中の活動の場において使用されています。落ち着かない様子の際には肩にかけたり膝にかけたりして用いることで、集中力を高める補助やクールダウンの手段として活用されています。

厚生労働省では環境支援用具も対象となるとの見解であります。障害児用だっこひもも本人の移動支援であるため、移乗支援用具でよいと考えるとのことでありました。事前の打合せでそういった声がなかったので、対象とする考えはなかったということをおっしゃっていましたが、障害者本人や介助者があえて団体を通じて声を上げるということは非常に大きな労力を要することだと思います。

ぜひ、まず、手帳を持っている方へのニーズ調査と対象者も含めて改めて検討をお願いいたします。

対象者については以上になります。

続いて、品目や支給額についてお聞きします。

令和6年第3回定例会決算審査特別委員会において、給付種目や給付要件について、事業の見直しを検討しているということでした。主な見直しの内容についてお示してください。

○水上福祉保険部障害福祉課長 今回の見直しについては、昨今の物価高騰による市場調査や関係団体との意見交換など、利用者視点の具体的な御意見を参考にしながら検討してまいりました。

まず、給付種目の主な見直しにつきましては、スマートフォンなどの普及により使われなくなった給付種目を削除するなど整理する一方で、新たに測定結果を音声でお知らせする視覚障害者用血圧計を追加する予定であり、価格上限額は1万2千円を予定しております。新年度は、30台で、36万円を見込んでおります。

また、対象要件の主な見直しについてですが、関係団体からの御要望を踏まえ、情報・意思疎通支援用具である点字タイプライターや視覚障害者用時計のような点字を理解できれば年齢に関係なく使用できるものについて、年齢要件を18歳以上から学齢児以上に引き下げることで対象範囲を拡大する予定です。

○笠井委員 今回の見直しにより、特に視覚障害者を対象として見直されるということが分かりました。時代のニーズに合わせ、改善されるということは高く評価するところです。

ほかに、用具の全体の割合の9割を占めている排せつ管理支援用具であるストーマ装具や紙おむつの見直しについて、どのような状況であるのか、お伺いします。

○水上福祉保険部障害福祉課長 ストーマ装具や紙おむつの給付は、全体の約9割を占めていることから、今回の見直しの対象といたしました。

まず、尿路系ストーマ装具については、購入実態調査結果において半数以上が価格上限内で収まっていたことから、今回は据置きとさせていただきます。しかし、給付対象件数が最も多い消化器系ストーマ装具については、市場調査価格の結果、約3分の2以上が上限額を超えて負担されていたことから、増減額を9千500円から1万円に引き上げることとしたところです。

また、紙おむつの給付対象の見直しにつきましては、前回、委員から御指摘がありました下肢・体幹機能障害1・2級の方を新たに対象とした場合、概算ではございますが、1億7千500万円程度が必要と見込まれるため、本市の厳しい財政状況の中での今回の見直しについては見送らせていただきました。

しかしながら、排せつ管理が難しく、紙おむつを必要とされている方は年齢を問わず一定数いるものと認識しております。対象範囲や金額も含め、利用状況の把握や他都市の動向を注視しながら、引き続き検討してまいります。

○笠井委員 尿路系ストーマは据置きで、消化器系のものは給付額を500円上げましたよということでした。

過去、一番大きな見直しを行っていると思いますが、こういった期間で定期的に見直しを行ってきたのか、また、今後、定期的な見直しを行っていくのかも伺います。

○水上福祉保険部障害福祉課長 今回は過去で一番大きな見直しを予定しておりますが、これまでも、障害者団体からの御要望や社会情勢を踏まえ、適宜、必要に応じて見直しを行ってきたところです。

現在は、国から移管されてから18年が経過しておりますが、その間、大小の違いはあったものの、合計13回の見直しを行ってまいりました。今後につきましても必要に応じて随時見直しを行っていく予定です。

○笠井委員 では、最後になります。

本市の日常生活用具給付事業実施要綱の見直しと発達障害を含むことや日常生活用具給付事業の今後の方向性について、最後にお伺いします。

○川邊福祉保険部長 ただいま障害福祉課から日常生活用具給付事業について答弁をさせていただいたところです。

経過としましては、昨年9月の決算議会のときに笠井委員から御指摘いただいた点も踏まえ、また、障害者団体からの意見、要望なども伺って、来年度の予算事業を組み立てるに当たり、経済情勢や利用者目線に立った見直しを中心に進めてまいりました。

冒頭、笠井委員からもありましたけども、日常生活用具というのは、自宅での入浴やトイレなどの暮らしを支える用具であったり、吸引器など、在宅療養のための器具であったり、あるいは、家族などへの意思伝達、また、排せつ管理を支援するための器具であったり、障害によって中身は様々でございますが、障害がある方にとっては、その方が、日々、このまちで自分らしく生き生きと安心して暮らすことができるために不可欠なもの、言わば生命線のようなものであろうなというふうに私どもは受け止めております。

したがって、本市といたしましては、今後も用具の品目や対象となる方の範囲など、必要とされる方のニーズを丁寧に把握しながら、引き続き、これらをきちんと確保して、障害がある方の暮らしを応援していくことで市政方針に掲げる健幸福祉都市の実現に向けて取り組んでまいります。

○笠井委員 本市の財政状況は厳しいものではあります、障害のある方には日常を円滑に過ごすための用具としては大変必要なものであります。

先ほども申しましたが、市民団体の声も大切です。さらに、一個人の方の声をそちらから拾い上げていくという視点も含め、この事業に取り組んでいただきたいと思います。

私からの質疑はこれで以上になります。

○高橋紀博委員長 少し早いですが、切りがよいため、この後、黙祷のため、暫時休憩し、そのまま暫時休憩とすることよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋紀博委員長 それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後２時４２分

再開 午後３時２０分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○品田委員 私は、民生部門は４項目、質問したいと思います。

まず最初に、４款１項３目、地域エネルギー設備等導入促進費の令和７年度の事業概要、予算額とその内訳についてお尋ねします。

○松野郷環境部次長 地域エネルギー設備等導入促進費の事業概要についてでございますが、温室効果ガス排出量の削減を図るため、太陽光発電設備、定置用リチウムイオン蓄電池、地中熱ヒートポンプ、燃料電池システム、ガスエンジンコージェネレーションといった本市の地域特性を生かしたエネルギー設備等を導入する費用の一部を補助するものであり、令和７年度の予算額は５００万円を計上しております。

補助制度の内容についてでございますが、補助金の対象者は、市内の個人または事業者、補助対象設備は、先ほど申し上げました太陽光発電設備、定置用リチウムイオン蓄電池、地中熱ヒートポンプ、燃料電池システム、ガスエンジンコージェネレーションでございます。補助率は１０分の１、補助上限額は、ガスコージェネレーションは５万円、それ以外が１０万円となっております。

○品田委員 補助率は１０分の１で、ガスエンジンコージェネレーションは５万円で、それ以外が１０万円ということです。

太陽光発電設備や定置用リチウム蓄電池、地中熱ヒートポンプ、燃料電池システム、ガスエンジンコージェネレーションと、聞き慣れない設備が何かたくさんありますが、それぞれどんなシステムか、説明をお願いいたします。

○松野郷環境部次長 初めに、太陽光発電設備の御説明になりますが、これは太陽光パネルと発電した電気を交流に変換するパワーコンディショナーがセットになった設備でございます。

次に、定置用リチウムイオン蓄電池は、電力会社の電力系統に接続可能な系統連系型の蓄電池で、電気をためることで電力需要への平準化や節電、省エネ化に寄与する設備となります。

次に、地中熱ヒートポンプは、年間を通じて一定の温度となっている地中熱を熱交換器を用いて住宅の冷暖房や給湯などに利用する設備でございます。

次に、燃料電池システムは、都市ガスやプロパンガスに含まれる水素と空気中の酸素を化学反応させて発電するとともに、その発生熱も有効活用する設備でございます。

最後に、ガスエンジンコージェネレーションシステムは、都市ガス等によるガスエンジンで発電を行うとともに、燃料電池同様に、その発生熱を有効活用する設備となっております。

○品田委員 科学が進んで、すごくいろいろなシステムが開発されてきているということです。

各設備の導入にはどれくらいの費用がかかるものなのでしょうか、お示ください。

○松野郷環境部次長 各設備を導入する費用についてでございますが、設置する建物や導入する設備の仕様でそれぞれに違いがあるため、補助申請の内容等で把握できるおおよその費用になりますが、太陽光発電設備や定置用リチウムイオン蓄電池の導入には１５０万円から２００万円程度、地

中熱ヒートポンプの導入には300万円から500万円程度、燃料電池システムの導入には400万円程度、ガスエンジンコージェネレーションの導入には80万円程度かかると考えております。

○品田委員 非常に高額で、ガスエンジンコージェネレーションが80万円程度と手頃なのかなと思いましたが、補助率が10分の1、上限額が5万円や10万円ではすごく少なく感じます。

道内他都市の同様の補助金の状況についてお尋ねしたいと思います。

○松野郷環境部次長 道内の主な都市で同様の補助金の状況についてでございますが、それぞれ対象とする設備や補助の要件、補助率などに違いがございます。

例えば、太陽光発電設備の補助に関して申し上げますと、札幌市は、太陽光モジュールの出力合計1キロワット当たり1万8千円、補助上限額が12万5千円、函館市は定額5万円の補助、苫小牧市は、太陽光モジュールまたはパワーコンディショナーの出力合計1キロワット当たり7万円で、補助上限額が70万円、帯広市は、補助率10分の1で、補助上限額が5万円となっております。

○品田委員 一律には比較できませんが、苫小牧市の補助上限額70万円というのはすごいです。では、旭川市のほかの補助金と比較してみます。

地域木質バイオマス利活用促進事業費についてお伺いしたいと思います。

令和7年度の事業概要と予算額をお示してください。

また、地域エネルギー設備等導入促進費と比べると、こちらの補助金の補助率3分の1、上限額20万円となっておりますが、この違いについてもお示してください。

○松野郷環境部次長 地域木質バイオマス利活用促進事業費についてでございます。

これにつきましては、地域の森林資源を利活用するため、まきストーブ及びペレットストーブの導入に際して必要となる経費の一部を補助するものであり、令和7年度の予算額は1千万円を計上しております。

この補助制度につきましては、木質バイオマスの利活用が本市の豊富な森林資源エネルギーの地産地消の促進につながることを総合的に勘案し、補助率や上限額を1段階引き上げているものでございます。

○品田委員 地域木質バイオマス利活用促進事業費は、以前に臭いの害について相談したとき、補助金を出す際にストーブの品質を確認した上、燃料に使用するものを制限して、誓約書を書いてもらっていると聞きました。

改めて、地域木質バイオマス利活用促進事業費補助金の支給要件をお示してください。

○松野郷環境部次長 旭川市木質バイオマスストーブ導入促進事業補助金交付要綱では、補助対象者に対し、まきストーブを適正に管理できる者で、誓約書に記載された事項を遵守できることを要件として誓約書の提出を求めています。

誓約書には、導入したまきストーブを適正に管理するとともに、効率的に利用すること、まきストーブの利用に当たっては、まきの燃焼による煙の発生について近隣住宅等の迷惑とならないように配慮し、近隣住民等から苦情があった場合は誠実に対応すること、火災予防に努めること、燃料はまきのみを使用し、ごみ等の廃棄物及び健康を害するおそれのあるものは一切これを燃やさないといった4つの項目について示しているところでございます。

○品田委員 では、また元に戻りますけども、地域エネルギー設備等導入促進費の補助金を受ける支給要件はどのようになっていますでしょうか。

○松野郷環境部次長 旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金交付要綱では、特に誓約書等の提出を求めているものではございませんが、本市における再生可能エネルギーの利用等を促進し、脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化対策を推進するといった本事業の目的に合った設備の適切な活用を期待しているところでございます。

○品田委員 定置用リチウム蓄電池など、蓄電池の火災が各国で発生している現状があるそうで、経済産業省資源エネルギー庁の定置用蓄電システム普及拡大検討会で火災対策支援等の安全性確保の要件を求めているそうです。そういう情報があまり知られていないと思います。地域エネルギー設備等導入促進費には支給要件を特に定めていないとのことですが、それぞれの特性と安全性を考慮した支給要件等を検討すべきと指摘させていただきます。

平成27年の旭川市再生可能エネルギー導入促進調査分析業務報告書には、旭川市の地域特性を生かすとして地中熱ヒートポンプ導入促進をうたっています。設置コストの高さや工事業者が少ないなどの課題はありますが、ライフサイクルコストは他方式に比べて大きく低減でき、旭川地域に有効であることを地質なデータから紹介する必要があります。高専とか、地域の知的拠点があり、今後の普及に向けた土壌があると書いていました。

行政による積極的なPRや支援策で知名度を高め、事業者の競争から技術力の向上と設置コストの低減を図っていくべきことが求められるなど、この分析業務報告書の中に書かれていましたが、この提言は施策にどう生かされているのでしょうか。

次々といろんな設備や新システムが開発されていますが、旭川の地域特性を生かした地中熱ヒートポンプ導入推進に補助金予算を拡大したり、積極的に広報をしたり、もっと力を入れるべきではないでしょうか。

補助金制度の今後の展開についても含めて、お考えをお聞かせください。

○松野郷環境部次長 地中熱ヒートポンプについてでございますが、特に冬季における外気と地中熱の温度差が大きい寒冷地におきまして導入のメリットが高く、その普及啓発を図るためには行政による積極的なPRや支援策などが必要と認識しており、市の総合庁舎等に導入されているほか、次期最終処分場管理棟にも導入を計画しており、補助制度と併せ、今後も地球温暖化対策への有効性など、積極的な情報提供も図ってまいりたいと考えております。

また、補助制度の今後の展開についてでございますが、地球温暖化対策は、人類共通の課題として、市はもとより、市民、事業者など、あらゆる主体それぞれが率先した取組を進めていくことが重要であり、再生可能エネルギー設備導入の補助制度は、家庭や事業所における脱炭素化、災害時などのレジリエンス強化、エネルギーの地産地消にもつながることから、今後も、国や道の施策の動向、市場における技術開発動向などに合わせ、都度、制度の改良を検討しながら導入促進につなげる取組を進めてまいりたいと考えております。

○品田委員 先ほど黙禱しましたけれども、東日本大震災の後、原発事故が発生して、本当にいまだに避難して帰れないでいる人たちもたくさんいます。

先ほど笠井委員からもお話がありましたけれども、太陽光発電、メガソーラーですね、特に。今回の私の質問は、個人宅や小さな事業所の補助金の関係でしたので、こういう質問になりましたけれども、メガソーラーや風力発電などについて、私も笠井さんと同じ気持ちでいます。春光台の高台小学校の跡がソーラーパネルでいっぱいになり、今、住宅街にもソーラーパネルが林立してきて

います。

先ほど大きなトラブルはないという答弁でしたが、小さなトラブルは結構発生しております。町内にあるということで、草の問題から、そこに除草剤をまいたとか、フェンスで覆われているけれども、破れて危ない、歩道側に張り出していたけれども、なかなか直してもらえないということで市にも動いてもらったりもしましたが、いろいろな問題がやっぱり発生しています。

一番言いたかったのは原子力発電のことで、逆にCO₂排出で言うのはあれですけど、本来、原子力は本当にお金がかかるし、まだトイレのないマンションと言われているように、本当に非効率なものだと思いますが、それをまた推進していこうという動きがあります。ぜひ、そこはもうしてほしくないなという思いを述べさせていただきます。

それと、蛇足ですけれども、地域エネルギー設備等導入促進費は物価高騰対策交付金の残り5億8千万円のうちから予算が捻出されています。電気料金高騰の折、節電のために高い費用を投資する補助金に充てるというのは、どうこじつけても物価高騰対策交付金の趣旨にそぐわないと思います。

限られた予算の中から捻出する苦労は理解できないでもありませんが、本市への予算支援ではなく、市民の直接的な生活支援に使用すべきと申し述べて、この項の質問を終えます。ありがとうございました。

続きまして、同じ環境部で、環境基金積立金について伺います。

まず、事業の目的と概要についてお示ください。

○佐藤環境部環境総務課主幹 環境基金積立金についてでございますが、環境の保全に係る事業の財源に充当するために設置している旭川市環境基金にふるさと納税を含む個人からの寄附金及び企業からの寄附金のほか、CO₂削減効果クレジット販売収入、基金から生ずる利子を財源として積立てを行うものです。

令和7年度予算額は1千715万2千円、前年度と比較しまして817万8千円の減となっております。

○品田委員 事業の説明には、本市の環境保全に資する事業の経費に充てるため、旭川市環境基金条例に基づき、寄附金、基金から生ずる利子及びCO₂削減効果クレジット販売収入を積み立てるとあります。先ほどの説明の中にもありました。

このCO₂削減効果クレジット販売収入とはどのようなものでしょうか。

○佐藤環境部環境総務課主幹 CO₂削減効果クレジット販売収入についてでございます。

本市は、太陽光発電設備の設置費用の補助を行っておりますが、その要綱において、補助を受けた設備により削減されるCO₂等の温室効果ガス排出削減量を本市で取りまとめるほか、設置した方を会員とし、本市が管理及び運営する形であさひかわ太陽光倶楽部を設置することとしております。

これにより、本市では、クレジット認証手続きを行い、公益財団法人北海道環境財団を通じて環境保全に取り組む企業等に売却し、得られた収入を基金に積み立てているものでございます。

○品田委員 あさひかわ太陽光倶楽部を設立して、市の補助を受けて太陽光発電設備を設置した市民会員や市民文化会館、旭山動物園、市内小中学校等の市有施設の太陽光発電設備等によって削減されたCO₂をクレジット化した売却益ということで、先ほどの地域エネルギー設備等導入促進費

とも連動しているということです。

前年度予算と比較して８１７万８千円減額していますが、なぜでしょうか。

○佐藤環境部環境総務課主幹 環境基金積立金が前年度と比較しまして約８００万円減額しているという点についてでございますが、積立金の主な財源である寄附金は年度により変動がございます。

令和６年度予算においては、気候変動に対する意識の高まりやコロナ禍後の経済の回復などから環境基金への寄附金の伸びを想定し、２千５３３万円の積立金を計上していたところでございますが、本年度の積立額の見込みは約１千５３２万円と、当初の想定を下回る額となっております。

そのため、令和７年度予算では、実績を踏まえた個人寄附金の伸びなどを勘案し、１千７１５万２千円を計上したところであり、令和６年度当初予算額と比較しますと８１７万８千円の減となっておりますが、令和６年度の見込額と比較しますと約１８０万円の増となっております。

○品田委員 本年度の積立額が当初の想定を下回ることから実績を踏まえて計上したということです。

環境基金の積立金の内訳と年度ごとの金額をお示してください。請求した資料がありますので、基金設置と直近の実績でよいので、お願いします。

○佐藤環境部環境総務課主幹 積立金の内訳でございますが、基金を設置した平成２４年度におきましては、企業からの寄附金で６５万２千７４０円、基金利子で１千６８４円、また、初年度、一定額を確保するためのインセンティブ予算として２２２万円、再商品化合理化拠出金で１千万円、合計で１千２８７万４千４２４円を積み立てております。

以降、ふるさと納税を含む個人の寄附金や企業からの寄附金が増加し、直近の実績である令和５年度におきましては、個人寄附金で１千２１６万２千９０２円、企業寄附金で１１９万７千１０円、ＣＯ２削減効果クレジット販売収入で９千６９５円、基金利子で２万３千９６４円、合計で１千３３９万３千５７１円を積み立てております。

○品田委員 令和４年度まで順調に伸びていたＣＯ２削減効果クレジット販売収入が令和５年度になって急に激減したのはなぜでしょうか。

○佐藤環境部環境総務課主幹 あさひかわ太陽光倶楽部における削減効果は毎年続いておりますが、ＣＯ２削減効果クレジット販売収入につきましては企業の購入意欲に大きく左右されるものであり、令和５年度につきましては、企業における購入量が少なかったため、減少したものであります。

○品田委員 企業による購入量が少なかったということで、企業の姿勢に左右されるということです。

では、支出のほうです。

取り崩して活用した事業とその金額の内訳を令和５年度実績でお示してください。

○佐藤環境部環境総務課主幹 環境基金を活用した事業といたしましては、外来種生物対策を実施する生物多様性保全費、ヒグマ等の対策を実施する鳥獣対策費、脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策推進費のほか、ごみの減量や廃棄物処理施設に関する事業などがございます。

これらの事業費の財源の一部に環境基金を活用しており、充当額は、令和５年度で、生物多様性保全費で３８２万円、鳥獣対策費で１千１８３万５千円、次世代自動車充電インフラ整備運用費で２２万２千５４２円、地球温暖化対策推進費で３０１万５４０円、ごみ減量アクション推進費で１２１万７９５円、合計で２千９万８千８７７円となっております。

○品田委員 令和6年度の予定額ではあるけれども、令和5年度の残高を1千万円近く上回る額を支出しています。年度末残高が536万7千281円になっているのですね。基金の積立額を先取りした形ですが、どうしてでしょうか。これは正常な使い方と言えるのでしょうか。

○松野郷環境部次長 令和6年度は、先ほども申し上げましたとおり、当初予算の段階では2千533万円の積立てを想定し、令和5年度末残高約2千280万円に積み立てた中から約3千278万円の取崩し額としていたところでございます。

また、取崩し額は環境部の様々な事業に充当しておりますが、特に、令和6年度におきましては、従来の充当事業である鳥獣対策費や地球温暖化対策費が増加していたことや、厳しい財政状況の中、新たに缶・びん等資源物中間処理施設整備費を充当事業に加えたことなどから取崩し額が増加したものでございます。

令和7年度につきましては、そうした状況も踏まえ、取崩し額を800万円とし、令和7年度末残高で1千450万円を見込むなど、継続的に財源として活用できるよう努めてまいります。

○品田委員 令和5年度の残高が2千282万361円、そして、令和6年度は、見込額ですが、既に3千277万8千円と、1千万円近く上回っています。

来年度、令和7年度まであれですけど、今現在の令和6年度の見込額が536万7千281円、それが令和7年度の見込額としても予定されているのが800万円、2年連続で前年度残高以上の取崩しを行うということになっています。捕らぬタヌキの皮算用ということではないでしょうか。やむを得なかったとしても堅実な基金運営を心がけるべきと指摘させていただきます。

令和7年度予算で基金は特定財源としてどの事業に幾ら予算として入っているのでしょうか。

○佐藤環境部環境総務課主幹 令和7年度に環境基金が特定財源として充当されている事業は5事業ございまして、事業費は、5事業合計で5千155万5千円、環境基金の充当額は800万円でございます。

充当額の内訳といたしましては、生物多様性保全費で201万1千円、鳥獣対策費で140万2千円、次世代自動車充電インフラ整備運用費で27万4千円、地球温暖化対策推進費で305万5千円、ごみ減量アクション推進費で125万8千円でございます。

○品田委員 生物多様性保全費や地球温暖化対策推進費などへの基金からの持ち出し額が大きく減っております。各予算項目への基金からの繰入れが減額されたら一般財源を充てなければなりません。

基金創設以来、最も残高が少ない現状をどう考えているのでしょうか。

○松野郷環境部次長 環境の保全に係る事業につきましては、本市の良好な環境を将来の世代へ引き継ぐとともに、市民の安全にも関わるものでありますが、事業の実施に当たりましては、国の交付金なども活用しながら財源の確保に努めており、環境基金も貴重な財源の一つであると認識しております。

令和6年度末の残高の見込みが基金創設以来最も少ない状況でございますが、次年度の積立額の見通しを勘案し、一定程度の残高を確保しながら運用に努めてまいります。

○品田委員 環境基金をしっかりと守っていくためにふるさと納税や企業寄附を安定して確保していくことが必要と考えます。

ふるさと納税の使い道で用途を指定する23項目の中の13番目に環境基金は載っています。し

かし、企業版ふるさと納税の募集を強化しているプロジェクトには掲載されていないように見えました。

企業版ふるさと納税は企業等寄附にカウントされているのでしょうか。

○佐藤環境部環境総務課主幹 企業版ふるさと納税として環境分野に寄附を受ける場合には、環境基金ではなく、企業版ふるさと納税基金に積み立てることから、環境基金積立金における企業寄附にはカウントされておりません。

○品田委員 基金が創設されたときに再商品化合理化拠出金というのを1千万円積み立てております。これはどういったものなのでしょうか。

また、再商品化合理化拠出金をもう一度積立金に組み入れることは可能でしょうか。

○松野郷環境部次長 再商品化合理化拠出金の環境基金への積立てについてでございます。

本市では、分別収集した資源物の再商品化に係る想定額のうち、市町村負担分を日本容器包装リサイクル協会に支出しておりますが、実際にかかった再商品化費用が当初の想定額を下回った場合、その差額の2分の1に相当する額が当該拠出金として市町村に配分されるものでございます。

本市では、環境基金を設置した平成24年度においてのみ一定額を確保するため、当該拠出金を基金に積み立てた経過がございますが、資源物の品質向上への寄与の程度を勘案して、市町村に配分される当該拠出金の趣旨を踏まえますと、基本的には、資源物の再商品化に係る事業費に充当するのが望ましく、恒常的に環境基金に積み立てるのはなじまないものと考えております。

○品田委員 恒常的でなく、一時期だけでも思いましたが、今は難しい、なじまないということでした。基金がなくなれば一般会計から予算立てされると思うのですが、市税が厳しい状況の中で支出が厳しくなることがかなり予想されます。

たくさんの基金の種類があり、どれも重要な取組です。私も科学館やあにまあるの基金創設を要望してきた経緯もありますので、そちらへの寄附を増やしたい思いがあり、ちょっと複雑な思いもありますが、環境基金を増やすためにやっぱり努力をすることが必要じゃないかなというふうに思います。

キャッチコピーの見直しとか、今後どのような対策を考えているか、お聞きしたいと思います。

○松野郷環境部次長 厳しい財政状況の中、環境保全に係る様々な事業を展開していく上で環境基金は貴重な財源と認識しております。

現在、ふるさと納税寄附受付ポータルサイトや環境部で実施する啓発イベントを通じて環境基金への寄附等と呼びかけているところでございますが、基金を増やすためには寄附者の方にいかに選んでいただくかが重要でございますので、今後も引き続き、気候変動への対応や有害鳥獣対策など、喫緊の課題を分かりやすく訴えかけるなど、キャッチコピーの見直しやより効果的な情報発信の手法等について検討を進めながら基金の増加に取り組んでまいります。

○品田委員 環境部での項目は終えたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、市立旭川病院に伺います。

1款3項1目、奨学金の貸付けについて伺っていききたいと思います。

事業の目的と概要についてお示してください。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 市立旭川病院看護師等奨学金貸付事業の目的と概要につきましては、将来、市立旭川病院において助産師または看護師として勤務しようとする意思を有し

ている者に対し、その修学に必要な資金を貸し付けることにより、市立旭川病院における看護師等の安定的な確保に資するというものであり、令和2年度から実施しており、毎年度、募集を行い、面接試験を経て貸付け対象者を決定しているものであります。

○品田委員 将来、市立旭川病院において助産師または看護師として働く意思を有している人に貸付けをすることで看護師や助産師の安定的な確保に役立てることを目的とした制度ということです。

令和2年度からの実施ということで、まだ年数がたっていませんが、少し検証していきたいと思います。

令和7年度は、前年度と同じ1千200万円の予算です。1人当たりの奨学金の金額と利子と償還年をお示してください。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 奨学金の1人当たりの貸付金額は、在学する看護師等養成施設の正規の修業年限を貸付けの期間の条件とし、月5万円としております。

また、利子につきましては、無利子としております。

なお、償還につきましては、市立旭川病院の助産師または看護師として勤務した期間が貸付けを受けた期間に達したときに全額免除されます。

○品田委員 月5万円で正規の就業年数を上限とするなら、最長で4年間を無利子で貸し付け、償還は貸付期間と同じ期間ということです。年間60万円を最大20名まで利用できる計算です。

ほかの自治体や病院の奨学金と比べてみましたが、入学準備金10万円のほかに、毎月5万円とか、毎年75万円掛ける4年間、合計300万円というところもありましたが、1学年につき1名以内など、狭き門で、金額、そして、利用人数を含めるとトップクラスと誇ってよい制度です。

その奨学金の貸付けを受ける手続はどのように行っているのでしょうか。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 奨学金の貸付けを受ける手続としましては、まず、毎年1月から2月にかけて奨学生の募集を行います。

奨学金貸付制度の利用を希望する方は、奨学金貸付申請書、看護学校等の合格通知書または在学証明書、戸籍謄本または住民票の謄本、学業成績表、健康診断書、連帯保証人の印鑑登録証明書をそろえて申請いただくこととしております。

また、対象者の選考は面接試験により実施し、その内容を院内に設置した奨学生選考委員会で審査し、最終的な対象者を決定することとしております。

○品田委員 学業成績表とか健康診断書などはあれですけども、個人面接試験も実施しているということです。やっぱり、しっかり人柄なども含めて審査するということですね。

それでは、返済について伺います。

留学とか休学、途中退学などをした場合に返済はどうなりますか。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 休学中の対応につきましては、休学の翌月分から復学した月の前の月の分までの貸付けを行わないこととしております。

また、途中退学の場合は、貸付けの決定を取り消し、翌月末までに全額を償還していただくこととしております。

また、留学につきましては特段の規定はないことから、留学先での学習の対象や休学を要するもののかなど、総合的な判断により、対応を検討していくことになると考えております。

○品田委員 これまで、都合で就職しなかったり途中退職したりした人はいたのでしょうか。いた

としたら、その際の償還の方法をお示してください。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 これまで在学中に退学した方はおりますが、卒業後、就職しなかったり、償還完了前に途中退職したりした方はおりません。

仮にそのような方が生じた場合の償還方法につきましては、市立旭川病院に就職しなかった場合は就職しない旨の連絡を受けた月の翌月の末日までに、途中退職した場合は退職日の翌月の末日までに全額を償還していただくこととなっております。

○品田委員 全額一括返済ということですね。

でも、この返済期間中に、病気など、やむを得ない事情で退職せざるを得ないときの償還も同じでしょうか。分割返済等はできるのでしょうか。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 当院にて看護師として勤務し、その業務を起因とする心身の故障により当該業務に従事できない場合のほか、管理者が特に必要と認めた場合等に償還の全部または一部を免除することができる規定となっております。

分割返済についての規定はなく、一括返済が原則となります。

ただし、それぞれのケースによって、やむを得ない事情もあるものと考えられますので、個々の事情を鑑みながら柔軟な対応を検討してまいります。

○品田委員 個々の事情も配慮していただけるということです。

それでは、上限年まで働いて、返還した後の離職状況についてお示してください。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 当院の奨学金貸付制度を利用した後に当院に就職し、当院の看護師または助産師として勤務した期間が貸付けを受けた期間に達し、奨学金が全額免除になった後に退職した職員は、これまでに2名となっております。

退職の理由ですが、1名が結婚し、市外に転居することによるもの、もう1名が健康上の理由となっております。

○品田委員 やむを得ない離職ということですね。

奨学金受給者は、ほかの人より年間60万円も高い賃金を払っている計算になりますので、できるだけ長く継続して働いてほしいと思います。

昨年度までの利用実績と現在の利用状況、卒業した学校の地域名をお示してください。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 事業を開始してから令和5年度までの貸付実績は31名でございます。

内訳といたしましては、令和2年度、貸付け開始が12名、令和3年度が5名、令和4年度が6名、令和5年度が8名となっております。令和6年度には、新たに6名に貸付けを開始し、総数37名となっております。

そのうち、貸付期間を終了し、市立旭川病院に入職した方が17名、事情により貸付け決定が取り消された方が3名おり、現在は17名に貸付けを行っております。

卒業した学校の地域につきましては、旭川市7名、美瑛市3名、深川市2名、紋別市2名、岩見沢市1名、北見市1名、恵庭市1名となっております。

○品田委員 旭川市内が多いかと思いましたが、結構広範囲に利用されているんですね。

現在、17名の利用ということは、卒業生がいれば新年度には貸付枠が広がりますが、いない場合は、20名の枠がありますので、残り3名のみになります。ほかのところでは、新入生のみとい

うところも多い中、本市は在学中の方も受け入れましたので、変則的になっております。

奨学生的人数が年度により極端に差が生じかねないと思いますが、その辺の調整、対策はどのように考えているのでしょうか。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 当院の奨学金制度では、奨学金の貸付け人数を1学年につき5名程度とし、奨学生的人数が年度により差が生じないよう募集人員の調整を行っているところであります。

○品田委員 ぜひ偏らないようにお願いします。

利用者は結構広範囲となっていますが、事業の周知方法はどのように行っていますでしょうか。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 事業の周知方法についてでございますが、募集内容を当院のホームページ等に掲載するほか、道内の看護師等養成施設及び市内の高等学校へパンフレットを送付し、周知を図っているところでございます。

○品田委員 道内の看護師養成施設や市内の高校にパンフレットを送付し、周知を図っているとの答弁でした。

当初、説明を伺ったときには、特に市内高校の進路指導の先生にはしっかり伝わるようにしていると聞いていました。堅実な方法で手続に面接が必要なことや、勤務地が旭川市であり、市税も投入しているので、市民である子どもたちが優先して利用できることは喜ばしいと考えます。

しかし、看護師や助産師の学費は高く、学費以外にも費用がいろいろかかるので、必要としている人にしっかり伝わり、また、より優秀な人材確保策として活用できるように取り組んでいただきたいと思います。

将来的には、道外や札幌圏などから旭川への移住につながる制度としても活用できると考えます。ただ、その可能性を高めるSNSの活用があまりされていないようです。市立病院ホームページのお知らせにはありましたが、分かりにくかったです。

募集期間中には旭川市公式アプリ等での発信はされていたのでしょうか。

また、看護師を目指す人の奨学金制度を知らせるサイト、ガクシー等には載っていませんでした。旭川医大は掲載されていたのですが、市立旭川病院は載っておりませんでした。お考えをお聞かせください。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 奨学金制度の周知につきましては、先ほど申し上げたホームページのほか、当院の公式InstagramやXを活用した周知も行っているところであります。

また、ホームページでのお知らせが分かりづらいと御指摘いただきました点につきましては、より目に留まりやすい、あるいは、探しやすい工夫を行い、改善してまいりたいと考えております。

なお、ガクシーなどの紹介サイトの活用につきましては、現在のところ、行っておりませんが、多くの学生に当院の奨学金制度を知っていただくことは、看護師の確保やより質の高い医療の提供にもつながることと考えておりますことから、サイト活用の効果を見極めながら検討してまいりたいと考えております。

○品田委員 それでは、制度への改善要望はありますでしょうか。

また、現在、病院経営が非常に厳しい中、今後、規模の縮小等の制度見直しが出てくる可能性も考えられます。

この制度をぜひ継続してほしいと考えますが、今後の見通しとお考えをお聞きして、この項の質

問を終えたいと思います。

○木村市立旭川病院事務局長 まず、制度の改善要望ということでありますけれども、こちらにつきましては、今のところ、いただいているものは特にはございません。

現在、医療機関の大きな課題の一つというのが看護師の確保ということになっております。道内の人口規模の比較的小さい市の公立病院では看護師を募集しても応募がないというような話も実は聞いておりまして、実際に看護師が足りなくて病棟を閉鎖せざるを得ないといった病院も出てきているというふうに聞いております。

また、看護師の働き方というのも、時代だと思いますが、多様になってきておりまして、最近では、派遣看護師というのでしょうか、御自身の好きなというか、希望する時期、希望する場所に、希望する期間、働きに行くというような働き方のようですけれども、そういった看護師を志す方も結構いらっしゃるというふうに聞いております。一方では、市内の医療機関の中で、そういった派遣看護師をお願いをしなければ運営が難しい医療機関も出てきているというようなことも伺っている状況であります。

こうした中、奨学金の貸付制度につきましては、看護師の確保策といたしましては一定の効果があるとは考えておりますけれども、今では多くの医療機関で行われておりまして、制度を持つだけでの優位性というのはかなり薄れてきているのかなというふうに感じております。

また、当院では、奨学金の償還免除期間終了後の離職につきましては、先ほど御答弁いたしましたとおり、2名ということで、それほど多くはありませんけれども、他の医療機関の状況をお聞きますと、そういった方が相当数出てきているというような話も聞いておりまして、費用対効果という観点では、当院でもいずれそういった状況となることは考え得るのかなという課題認識を持っております。

今後につきましては、制度の継続というのはもちろんなのですが、当院が選ばれ、また、当院で長く働いていただけるように、適時、現在の状況に応じた見直しを加えながら、さらなる適切な運用に努めてまいりたいというふうに考えております。

○品田委員 では、続きまして、地域生活支援事業のうちの移動支援事業についてお尋ねします。

移動支援事業の目的と概要と予算についてお示してください。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 移動支援事業は、障害者総合支援法に規定されています市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業の一つで、重度の肢体不自由、知的障害、精神に障害がある方など、御自身だけでは外出が困難な方に対し、移動先にヘルパーが同行して外出先で支援を行う事業となります。

医療機関への受診のほか、余暇活動や買物等で利用できるもので、令和7年度の障害者地域生活支援事業費の予算額は2億5千776万7千円で、うち移動支援事業分につきましては5千452万4千円となっております。

○品田委員 障害者地域生活支援事業の予算額の約5分の1が移動支援事業費に費やされているということです。

今年度予算額と直近の決算額は幾らでしたでしょうか。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 令和6年度の移動支援事業分の当初予算額は5千508万5千円で、令和5年度決算額は5千453万8千380円となっております。

○品田委員 令和6年度予算額が5千508万5千円で、今年度予算額が5千452万4千円とのことでした。今年度予算額と比べますと、次年度予算が56万1千円減額になっています。なぜでしょうか。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 新年度の予算は、直近の令和5年度決算を踏まえた計上としております。

○品田委員 決算ベースとのことで、令和5年度実績から算定されたとのことですか。

令和5年度決算における国の補助額は幾らでしたか。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 令和5年度の国の補助額については、補助対象経費の2分の1に相当する額が2千726万9千円となっているのに対し、実際の補助額は1千506万6千円となっております。

○品田委員 この移動支援事業だけでも1千220万円も国からの補助が少ないのです。本来は補助対象経費の2分の1が支払われるはずなのに、本当に少ないですね。

この間の打合せのときに地域生活支援事業全体の額も伺いましたら、6千万円以上少ない額でした。負担金ならば、ほぼ2分の1負担してもらえますが、補助金なので、2分の1には程遠く、本市の負担が大きくなっていることがうかがえます。

市として国に助成金対象にとの要望は上げているのでしょうか。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 満額の補助が手当てされていないことについては全国の自治体に共通するものですので、事業運営に支障が生じないよう、国に対して十分な財源の確保をするよう、全国市長会などを通じて要望を行っております。

○品田委員 全国の自治体共通の課題ですので、もっと強力な働きかけを考えなければいけませんね。

次年度予算が減額されたのは直近決算の利用実績から算定されたためとのことですか。しかし、移動支援のニーズは高いけれども、利用できない、利用しづらいとの声を聞いています。

昨年12月14日に移動支援事業の存続と改善を求めた街頭演説会が開かれ、家族や当事者と事業者が異口同音に事業の必要性和利用したくてもできなくなっている事業存続の危機的状況を訴え、市民の理解と支援を求めています。

旭川市としてのこの事業の認識について伺いたいと思います。

○水上福祉保険部障害福祉課長 外出を楽しむということは、障害があってもなくても、生きる活力をチャージする上では必要不可欠なものであると考えております。

本事業は、障害のある方の余暇活動や社会参加をするためのもので、障害のある方が個人として地域社会の中でその人らしい生活を送るための重要な事業であると認識しております。

○品田委員 それでは、現状について伺っていききたいと思います。

まず、報酬単価と利用者負担についてお示してください。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 本事業に対する報酬単価につきましては、ヘルパー1名が利用者1名に対して支援を行う個別型支援が30分当たり1千200円、ヘルパー1名が利用者2名に対して支援を行うグループ型支援が利用者1名につき30分当たり840円となっております。

利用者の負担額ですが、要綱では報酬額の10%としておりますが、附則により5%としております。

○品田委員 ヘルパー1名が利用者1名に対して支援を行う個別型支援が30分1千200円、ヘルパー1名が利用者2名に対して支援を行うグループ型支援は、利用者1名につき30分840円、2人でしたら1千680円、利用者負担額は10%のところを5%にしているとのこと。

旭川市障害者移動支援事業実施要綱条文には、利用報酬額の100分の90相当額を市が負担すると記載されていますが、附則でずっと続けて95にしています。収入の少ない障害者に配慮した措置だと感心いたしました。

また、利用者またはその属する世帯が生活保護世帯等でしたら市が全額負担することになっているとのこと。利用者負担額が5%ということは、個別支援型では30分60円、1時間120円、2時間240円ということです。利用しやすい金額だと思います。

ただ、用務先までの交通費と入場料等の必要経費等はヘルパーなどの従事者の分も利用者が負担するそうです。それに対しての支援はあるのでしょうか。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 本事業は、移動先での介護等による支援を対象とするもので、入館料等について市からの支援はありません。

○品田委員 旭川市障害者移動支援事業実施要綱によれば、サービスの提供範囲は、従事者の介助を必要とするときとし、原則として1日で用務を終えるものとする、この場合において、サービスの提供は、原則として障害者等の自宅から始め、当該障害者宅の自宅で終えなければならないとなっています。

この30分当たり1千200円の報酬には、例えば、ヘルパーが事業所または自宅等から利用者宅へ赴く、また、利用者の介助を終えて帰る往復の時間と交通費やガソリン代、そして、必ず介助の報告書等を書いて提出しなければならないと思いますけれども、その時間は含まれないように見えますが、それは事業所の持ち出し、もしくは、ヘルパーのボランティアになるということでしょうか。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 委員が御指摘のとおり、本事業におけるサービスの提供範囲は従業者の介助を必要とするときとされており、

報酬の対象となる時間は、ヘルパーが利用者を直接支援している時間となっておりますので、ヘルパーが利用者宅まで行く時間とそれに伴う費用は含まれておりません。

○品田委員 つまり、事業所負担、もしくは、ヘルパーのボランティアということですね。

介護事業の訪問介護費は昨年の改定で減額されましたが、それでも30分以上で387単位です。1単位10円ですから、3千870円です。これは身体介護報酬ですけれども、生活援助では179単位、1千790円です。このほかに多くの加算があります。それでも事業が維持できないと、特に地方町村において廃業に追い込まれている現状があると聞いております。報酬単価を引き上げる考えはありますでしょうか。

○水上福祉保険部障害福祉課長 報酬単価の引上げにつきましては、財源の確保も必要となりますので、事業者や利用者様からの意見も伺い、また、他都市の状況なども参考にしながら検討が必要かと考えております。

○品田委員 旭川市障害者移動支援事業実施要綱には、事業の報酬額は、従事者が利用者を介助し始めてから介助が終了するまでの時間を基準として算定するものとするが、（１）医療機関における診察、治療等に長期間を要する場合であって、従事者が介助することができない時間、（２）公

公共交通機関以外を利用して移動する場合であって、従業者が運転を要している時間は報酬額の算定から除くものとするとなっています。医療機関における待ち時間、診察や治療等は含まれているのでしょうか。

また、診察には立ち会って先生のお話を聞くことも多いと思われそうですが、いかがでしょうか。

人工透析などのように長時間かかり、医療スタッフがいる治療でしたら、一旦離れて別の仕事にかかることも可能ですが、そうでない治療は報酬に含めるべきかと思いますが、いかがでしょうか。

また、従業者が運転に要している時間も除くとなっていますが、移動に公共交通機関を使うことはよいのですが、ヘルパーが少ない中、車での移動は効率的です。例えば、タクシーに乗っている時間が報酬に含まれるなら運転も含めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、通勤、通学、その他目的地において従業者による介助が必要と認められないとき、主たる介護者が疾病または入院等の理由により通学の介助を一時的に行うことができないときはこの限りではないとされていますが、通勤、通学の支援は最もニーズが多い事例ではないでしょうか。

今のままでは、主たる介護者は働くことができず、働けても時間が制限されます。障害を持った子のほかにも子どもがいる方ならなおさらです。障害児だけではなく、ほかの子にも目と手と時間をかけてあげたいし、将来に向けて学資等を貯金するためにも働きたいと考えるのは当然です。

通勤・通学支援を適用範囲にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 まず、医療機関における支援については、法定のサービスである同行援護などを利用する場合、特別な事情がない限り、院内における対応は病院スタッフが行うものとされており、待ち時間や診察、治療等についても基本的には報酬額の算定から除外されておりますが、旭川市の移動支援事業では院内の待ち時間についても支援の必要性が高いものとして対象として認めております。また、診察や説明の立会いにつきましても医療機関から求められた場合については支援として適切であると認めております。

次に、ヘルパーが運転に要している時間の算定についてですが、ヘルパー自らが自動車を運転して利用者を移送することは、道路交通法における安全運転義務の観点から、運転中に介助などの支援の実施は難しいとみなし、算定の対象外としております。

通学等についてですが、本事業の趣旨として、送迎のみでは利用することができないこととしております。そのため、通学や通勤の場合、学校や勤務先ではヘルパーによる介助はありませんので、基本的には移動支援の利用はできません。ただし、保護者の病気ですとか、入院等の緊急時には利用できるものとなっております。

○品田委員 院内の待ち時間は対象と認めており、診察や説明の立会いも医療機関から求められた場合は認めているということです。現実に沿った対応で評価したいと思います。

しかし、ヘルパーの運転中の算定が対象外なのは再考をお願いしたいと思います。介護保険では送迎加算がありますし、障害者総合支援法でも送迎加算があります。運転中でも利用者の状況に気を配り、道の悪いところや道を曲がるときにも気を配って運転していると聞いています。支援の一環として認めているから加算が認められているのではないのでしょうか。算定対象に加えることをお考えいただきたいと思います。

また、通学に対しても、保護者の送迎が当たり前という考えから脱却すべき時期ではないでしょうか。以前は、学校内で重度障害児の保護者が付きっきりで介助するのが当たり前だったのが、今

では変わってきています。障害児とその家族を地域で支える体制が必要だと思います。いかがでしょうか。

○水上福祉保険部障害福祉課長 送迎加算につきましては、ただいま申し上げましたとおり、安全運転の観点もありますので、考え方を整理の上、慎重な判断が必要と考えております。

また、地域で支える体制につきましては、その人らしく暮らすための支援体制の充実というのを本市の第4次障がい者計画の目標の一つと掲げており、自立支援協議会のこども部会において課題の解決に向けて検討や議論を重ねているところです。

○品田委員 今、課題の解決に向けて検討や議論を重ねているということです。ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。そして、実施要綱をもっと現実に沿った利用しやすいものに改定すべきと指摘させていただきます。

利用の支援に従事する人材不足が深刻だと聞いていますが、どのような資格が必要でしょうか。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 本市で必要な資格ですが、保育士や特別支援学校教諭の資格を有している方、介護職員もしくはヘルパーの初任者研修の修了者またはヘルパーの初任者研修を修了することができる要件を満たしている方を事業の従業者として認めております。

○品田委員 結構しっかりした資格が必要なのですね。

私が介護ヘルパーをしていたとき、買物支援の帰り道に向かいから来た通行人に気を取られて、ちょっと目を離した隙に利用者が転倒して、冷やっとしたことがあります。そのとき、体格のいい方だったので、実は私も一緒に転んでしまったのです。でも、私が下になったので、幸い、利用者にけががなかったのですが、同じ時期に病院の退院介助をしていたヘルパーが荷物をタクシーに運んでいるとき、利用者にここでちょっと待っていてくださいと言っていたのですが、その利用者が転倒して骨折する事故があり、賠償問題になったことがありました。ヒヤリ・ハット事例としても検証され、日々、知識や経験を積むことと研修等で事例を検証して共有する大切さを学びました。

だから、資格の大切さは理解いたしますが、障害者移動支援事業所等での移動支援に特化した一定の研修と実技を終えた者とするなど、資格要件の緩和はできないものでしょうか。

○水上福祉保険部障害福祉課長 本事業に関する国の実施要領では、サービスを提供する者の定義として、サービスを提供するにふさわしいものとして実施主体が認めた者とされておりますので、支援場所の限定や要件などの整理は必要となりますが、市が認める範囲での資格要件の緩和は可能です。

○品田委員 この事業は市が実施主体になるということで、実施要件のヘルパーの資格要件の緩和は可能ということです。ありがとうございます。ぜひ、必要とする要件を整理して、従事する人が増えるように取り組んでいただきたいと思います。

さて、利用ニーズは多いはずなのに利用していない、利用できない状況にあるのではないかといいことを検証したいと思います。

旭川市内の障害福祉サービス事業所数と障害児通所支援事業所の数、そして、移動支援事業所の数の過去10年間分をお示してください。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 市内で指定を受けている事業所数について、平成27年と令和6年の4月現在で比較しますと、障害福祉サービスを提供している事業所は239件から36件増

加して２７５事業所、移動支援事業の対応ができる事業所は５５件から１７件減少して３８事業所となっております。

また、障害児通所支援事業所につきましては、児童の事業所を指定する権限が本市に移譲された平成３１年４月との比較になりますが、６０件から２６件増加して８６事業所となっております。

○品田委員 当該福祉サービス事業所数と障害児通所支援事業所数は増えているにもかかわらず、移動支援事業所が激減しています。採算性を重視する事業所からは関心を持たれにくい事業になっていると思います。

古くから移動支援事業に取り組んできた事業所でも、スタッフ等の高齢化が進み、思いだけでは継続が難しくなっていると聞きます。利用したくても利用できず、障害者の地域生活自体が守れなくなるおそれもあります。

当事者に寄り添い、向き合って事業の改善を図っていかなければならないと考えますが、旭川市として移動支援事業所を増やすためにどのような施策を考えておりますでしょうか、支援の周知も含めてお聞かせください。

○水上福祉保険部障害福祉課長 まず、日頃から利用者へ寄り添った支援を日々続けてくださっています事業者の皆様は心より感謝を申し上げます。

事業所を増やすためということですが、事業所が減少している、または、維持が難しい要因の一つに担い手の不足があるものと認識しております。

これについては、自立支援協議会からも、事業所の存続には人材の確保が必要で、そのためには、報酬単価の増額ですとか、実態に応じた事業の運用、煩雑となっている事務処理手続の効率化などが必要だと聞いております。しかしながら、この要因一つを取りましても、解決に向けては、財源の確保ですとか、新たな担い手の育成、または、この事業に対する理解の浸透など、一朝一夕ではいかない難しい問題もあります。

そのような状況ではありますが、本市としては、市政方針の中でも恵まれた福祉の下で生き生きと暮らしていくことを打ち出しておりますとおり、移動支援事業についても、関係各所と連携、御協力をいただきながら、少しでも前に進めていきたいという思いであります。

現在、善処に向けた検討を進めているところです。引き続き、本事業への御理解について周知するとともに、あわせて、担い手を維持するための取組についても考えてまいりますので、関係する皆様の御協力をいただきながら、引き続き事業を進めていきたいと考えております。

○品田委員 今、健常者であっても、病気や事故、けがなどで自分や家族がいつ障害者になるのかは分かりません。そうなったときに、通院や買物の生活上必要なためだけでなく、趣味等を楽しむなど、生活に潤いをもたらす利用しやすい支援があることで、どんなに生きがいを感じるか分かりません。当事者目線での改善を一步でも進めていただきたいことをお願いして、質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○高橋紀博委員長 少し早いですが、本日の分科会は以上で終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高橋紀博委員長 それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前１０時から本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

散会 午後４時３８分

○令和7年3月12日（水）

開議 午前10時00分

散会 午後4時54分

○出席委員（16名）

委員長	高橋紀博	委員	沼崎雅之
副委員長	石川まさゆき	委員	品田ときえ
委員	横山啓一	委員	中野ひろゆき
委員	笠井まなみ	委員	能登谷 繁
委員	中村みなこ	委員	金谷美奈子
委員	江川あや	委員	高花えいこ
委員	小林ゆうき	委員	安田佳正
委員	駒木おさみ	委員	杉山允孝

○出席議員（1名）

予算等審査特別委員会委員長 佐藤 さだお

○説明員

副市長	中村 寧	福祉保険部長寿社会課長	宮川 浩一
税務部長	金澤 匡貢	福祉保険部障害福祉課長	水上 明子
税務部税制課長	飯森 徹	福祉保険部障害福祉課主幹	宮川 智美
市民生活部長	樽井里美	福祉保険部生活支援課長	高桑 和寿
市民生活部次長	岩崎 昌美	保健所地域保健担当部長	田村 司
市民生活部地域活動推進課主幹	平島 淳嗣	保健所保健総務課長	中屋 恵
市民生活部地域活動推進課主幹	小松 義尊	環境部長	太田 誠二
市民生活部市民課総合窓口担当課長	近藤 淳	環境部次長	松野郷 正文
市民生活部市民課主幹	松本 千隻	クリーンセンター所長	大竹 清司
福祉保険部長	川邊 仁	学校教育部長	坂本 考生
福祉保険部保険制度担当部長	高田 敏和	病院事業管理者	青木 秀俊
福祉保険部次長	鈴木 裕幸	市立旭川病院事務局長	木村 直樹
福祉保険部指導監査課長	松本 裕紀	市立旭川病院事務局経営管理課長	吉田 朋生

○事務局出席職員

議会事務局次長	林 上 敦 裕	議事調査課主査	信 濃 孝 美
議事調査課長補佐	小 川 智 之	議事調査課主査	岡 本 諭 志
議事調査課長補佐	浅 海 雅 俊		

○高橋紀博委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会民生子育て文教分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

ここで、特に御発言はございますか。

○笠井委員 学校教育部に資料要求をお願いします。

過去５か年分の学年別不登校児童生徒数について分かる資料をお願いします。

○高花委員 同じく、学校教育部にお願いいたします。

小中学校における防火シャッターの危害防止装置設置状況について分かる資料をお願いいたします。

○金谷委員 同じく、学校教育部をお願いします。

令和４年度における不登校児童生徒の要因について、全国と旭川市の分かるものをお願いします。

○高橋紀博委員長 他にございますか。

（「なし」の声あり）

○高橋紀博委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時０１分

再開 午前１０時０２分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

ただいま、笠井委員、高花委員、金谷委員から御要求のありました資料につきまして、提出の可否と時期について、理事者に発言を求めることといたします。

○坂本学校教育部長 笠井委員から御要求がありました過去５年間の本市の学年別の不登校児童生徒数が分かるもの、高花委員から御要求がありました小中学校における防火シャッターの危害防止装置設置状況が分かるもの、金谷委員から御要求がありました令和４年度における不登校児童生徒の要因が分かるものにつきましては、子育て文教常任委員会所管分の委員の質疑前までに提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの資料につきましては、予算等審査特別委員会の資料といたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

それでは、昨日に引き続き、議案第４４号の分担部分のうち民生常任委員会所管分、議案第４５号、議案第４９号、議案第５１号、議案第５４号、議案第６１号の分担部分、議案第６３号の分担部分、議案第６４号の分担部分、議案第６７号ないし議案第８２号、議案第９１号のうち民生常任委員会所管分及び議案第９４号の以上２６件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○駒木委員 おはようございます。

３月に入り、卒業シーズンを迎えている中ではありますが、「赤い夕陽が 校舎をそめて ニレの木陰に 弾む声 ああ 高校三年生 ぼくら 離れ離れに なろうとも クラス仲間は いつま

でも」と、舟木一夫さんの高校三年生は今から62年前の昭和38年にリリースされたヒットソングですが、皆さんにもそれぞれの高校3年生、18歳のときがおありかと思います。

この曲は、二度とない青春を謳歌しようという明るい呼びかけだけではなく、もはやない日々を、過ぎた日々を懐かしみ、今このときをいとおしむ哀愁漂う曲にも私には聞こえるわけですが、歌詞の中には、泣いた日もある、恨んだ日もあると、過去の思い出は時とともに美化されがちですが、いいときばかりではなかった日もあります。

歌詞の中の「赤い夕陽」は、終わりの情景の中に別れの予感が漂う感じなのでありますが、「ああ 高校三年生 ぼくら フォークダンスの 手をとれば 甘く匂うよ 黒髪が」とありまして、現在は、当時を懐かしみ、御高齢者が手を取り合い、フォークダンスや社交ダンスをして青春を謳歌していらっしゃる方々もいます。

また、当時は青春を謳歌できなかったという方々も、現在、青春真ただ中という方もいらっしゃいます。何歳であっても、若い春、青春を取り戻すのだとの思いに触れますと、こちらもうれしく応援をしたくなります。いつまでもお元気で健康で暮らしていただきたいと思います。

それでは、3款1項3目の老人福祉センター管理費、高齢者等健康福祉センター管理費についてお伺いします。

現在、高齢化が進む現代社会においては、高齢者が安心して元気に暮らせる環境を整えることは非常に重要な課題であります。

老人福祉は、その一環として多方面からの支援を提供することで、本市にお住まいの高齢者の皆様が健康で自立した生活を支援していけるものと考えております。

老人福祉センター管理費と同じく、高齢者等健康福祉センター管理費の予算概要についてお示ください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 老人福祉センター管理費につきましては、老人福祉法及び旭川市老人福祉センター条例に基づき設置している北部老人福祉センター及び東部老人福祉センターについて、その管理運営に要する経費として、令和7年度は4千69万6千円を計上しており、歳出は、全額、指定管理者に対する委託料で、歳入の主な内訳は一般財源となっております。

次に、高齢者等健康福祉センター管理費につきましては、旭川市高齢者等健康福祉センター条例に基づき設置しているいきいきセンター新旭川、いきいきセンター永山、いきいきセンター神楽の各施設について、その管理運営に要する経費として、令和7年度は6千247万4千円を計上しており、こちらも歳出は、全額、指定管理者に対する委託料で、歳入の主な内訳は一般財源となっております。

○駒木委員 これらの5施設は、利用者に対してどのような機能を提供されていますでしょうか。改めてではありますが、確認をさせてください。

また、御利用者の負担はありますか。併せてお伺いします。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 老人福祉センター等5施設につきましては、主に60歳以上の者を対象とし、福祉の増進に資することを目的としており、保健及び福祉に関する相談、指導、機能回復訓練、レクリエーションの機会提供に関連した事業等を行う施設となっております。

なお、使用料につきましては、老人福祉センターの2施設は無料、いきいきセンターの3施設は、60歳以上の者が平日に個人使用する場合は無料としております。

○**駒木委員** フィンランドでは、サークル・オブ・フレンドという取組がございます。孤独な高齢者同士をつなげることで、孤独感を和らげる効果があるそうです。

こちらのセンター5か所において、高齢者の方の健康増進やレクリエーションの機会を御提供されているとのこと。おひとり暮らしの方にとってもとても大切な事業と受け止めております。

それでは、利用者数の推移はどのようになっていますでしょうか、お示してください。

○**宮川福祉保険部長寿社会課長** 老人福祉センター等5施設の利用者数の推移につきましては、昭和55年度に北部老人福祉センターを開設後、平成21年度のいきいきセンター神楽の開設に至るまでの期間、新規開設に伴って増加する傾向にあり、これまでの期間では平成27年度の延べ15万6千60人が最も多い利用者数となっております。

それ以降、利用者数が減少に転じ、コロナ禍の影響による急激な落ち込みと回復を経て、令和5年度は延べ9万5千918人の利用となっております。

○**駒木委員** 今年、2025年には、団塊の世代が75歳を超えて後期高齢者となり、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上という状況になると言われております。

高齢化がますます進行する中、関連する機能を併せて提供し、高齢者の健康を支えていこうという施設で、高齢者が利用する際は、一部条件はあるようですが、無料とのこと。でも、利用者数が伸び悩んでいるという印象を受けました。

そこで、令和5年度の延べ利用者数は遡るといつ頃の利用者数に近いのか、お示してください。

○**宮川福祉保険部長寿社会課長** 老人福祉センター等5施設の利用者数について、平成6年度の延べ10万972人が令和5年度と近い状況でございます。

○**駒木委員** 昭和55年度の北部老人福祉センター開設後、これらの5施設を取り巻く社会環境は大きく変わっているのではないかと思います。

先ほど御答弁がありました3つの機能について、平成6年度以降、あるいは昭和55年度からでもよろしいので、関連してどのような変化があったのか、まずは保健及び福祉に関する相談、指導についてお示してください。

○**宮川福祉保険部長寿社会課長** 保健及び福祉に関する相談、指導についてでございますが、高齢者に対する福祉及び介護サービスにつきましては、平成12年度の介護保険制度の施行後、地域包括支援センターの設置や介護予防を含めた各種介護サービスの種類や事業所数の拡充が進んでおります。

特に地域包括支援センターは、国が求める保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士のほかに、市独自に精神保健福祉士を配置しており、現在、老人福祉センター等5施設に看護師を配置しておりますが、提供している相談、指導と比べて、対応できる相談の範囲、専門性のほか、市内に11か所設置していることから、利便性の点からも充実しているものと認識をしております。

○**駒木委員** 利便性は非常に充実しているものと受け止めています。

御利用されている方から、健康相談室などで看護師が血圧を測定してくださることが安心につながり、大変に好評とお伺いしております。

看護師のお仕事は本当に貴いお仕事であります。私もペインクリニックと整形外科の看護助手の仕事の経験があります。血圧を測定し、リハビリのお手伝いをさせていただきました。不安を安心に変えていく対話は、利用者にとっても心強いものになると実感しております。

本市の健康を促進する中では、旭川市の公式アプリ、あさひかわ健幸アプリに血圧を記録するとポイントがゲットされるそうです。また、その施設内にあるマッサージ機に利用者が座りながら健幸アプリの健康情報コラムを読んで、またまたポイントがゲットできる、そこをうまくポイントをゲットしながら活用している方を見て、ほかの利用者さん同士でスマホの使い方講座が開かれて、ポイントゲット大会が始まっているそうです。

ここでは、特に地域包括支援センターの役割、専門の知識からいただけるアドバイスは、それぞれの生活に直結した的確な方向へと導いてくれる心強い味方だと思っております。

次に、機能回復訓練についてお答えください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 老人福祉センター等5施設における機能回復訓練につきましては、設備や専門職員の関わりなどの点から提供できる内容が限定されている一方、介護保険制度により市内で通所リハビリテーションを提供する事業所は、昨年12月1日時点で23か所となっており、利便性の点からも、それらの事業所において、より高い水準でサービスを提供しているものと認識をしております。

○駒木委員 リハビリ体操指導士が丁寧に指導してくださる健康いきいき体操を皆さんと御一緒させていただいたことがあります。足の筋肉トレーニングを行うのですが、車椅子の乗り降りや椅子からの立ち上がりは日常生活に欠かせないものです。こうした日々の継続が大切なことが分かります。

そのときは40人以上の方が参加をされていましたが、お1人の生活ではなかなか腰が上がらない体操も、皆さんと同じ会場で体を動かす体操は心もリフレッシュできる最適な環境であります。腰が痛い、あつちが痛い、どっちがと会話がかみ合わないこともあるようですが、身ぶり手ぶりでコミュニケーションがにぎやかに飛び交っておりました。

次に、レクリエーションの機会提供についてお答えください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 レクリエーションの機会提供につきましては、設置目的等から高齢者が多目的に利用できる施設の整備が進んでおり、特に、住民センター、地区センター、公民館は市内の各地に設置されているほか、少子高齢化の進行により、施設利用者の年齢構成は、老人福祉センター等5施設の利用者と重複する部分が大きくなっているものと認識をしております。

○駒木委員 3つの機能の現状についてお伺いしました。

介護保険制度の創設をはじめ、施設を取り巻く環境が大きく変化をし、各機能の必要性の度合いも変化しているものと受け止めております。

例えば、保健及び福祉に関する相談、指導として看護師を配置しているとのことですが、全市的に医療・介護従事者の人材確保に苦慮している中、毎日、朝から夕方まで看護師を配置する必要があるのでしょうかと疑問に思うところです。それよりも、ほかの集会施設で定期的に健康相談を行うなど取組を推進することにより、本市の健幸福祉都市に向けた全市的な広がりが期待できることと思うのです。

例えばですが、市営住宅には集会所もございます。この集会所では、地域の老人クラブや体操も行っているようです。私も市営住宅に住んでいたことがありました。自治会の会長や総務をさせていただく中で、皆さんと交流をさせていただく機会もありました。御高齢の方が集まると、本当ににぎやかであります。皆さん、本当に丈夫な方が多くいらっしゃいます。その中で聞くと、病院に

行きたくない方もちらほらいらっしゃいまして、心配になることが度々ございました。

こちらの事業では、看護師の配置時間の見直しの検討を進めることで、御利用いただける方に喜ばれる機能を持ち合わせた施設へと新たに生まれ変われるのではと考えております。老人福祉センター等の5施設について、課題の認識と検討の方向性について見解をお伺いします。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 老人福祉センター等5施設につきましては、令和5年度で申しますと延べ9万5千918人の方が利用されており、今後も活動場所として維持管理していくことが必要であります。介護保険制度の施行による福祉及び介護サービスの充実などにより、提供している機能の中には効果等の点から点検が必要なものもあるものと認識をしております。

そのため、利用実態に関するアンケート調査なども実施しながら、中心となる機能について検討を進めてまいりたいと考えております。

○駒木委員 中心となる機能について検討を進めていただくとの御答弁をありがとうございます。特に、看護師の配置の取組の見直しの検討を進めていただきたくお願いいたします。

冒頭に申し上げましたように、超高齢化社会に突入し、旭川市にお住まいの高齢者の皆様が安心して生活できる環境を提供し、人とのつながりを大切にすることで、本市の健幸福祉都市の実現へとさらに推進できるものと思いますので、独居暮らしの方も増えている中、一堂に集まり憩いの場ともなる機能の役目が果たされますことを見守っていきたいと思います。

国が60歳以上の方を対象として実施した平成26年度高齢者の日常生活に関する意識調査によりますと、高齢者は何歳以上かとの質問に対して、70歳以上と回答した割合が29.1%、75歳以上が27.9%、80歳以上が18.4%などとなっており、60歳以上と回答した割合は僅か1.1%にとどまっております。

このような数字を見ますと、老人福祉センターや高齢者等健康福祉センターを御利用いただいている方々が、施設の名称や対象年齢が60歳以上と設けていることにむしろ違和感を感じているのではないのでしょうか。

豊富な人生経験と知恵を持っており、私も教わることが非常に多くあります。地域社会においても重要な役割を果たすことが人生の大先輩であります。我が会派のパワフルな高花会長を老人とは呼べないわけです。御理解いただけたらと思います。60歳を超えても、まだまだはつらつとお元気な方が多くいらっしゃいます。

例えば、シニアという言葉もよく耳にしますが、御高齢の方に対してシルバーという言葉もございました。言葉の持つ印象は様々ですが、シニアという言葉は年齢が高いことを示す一般的な用語として広く使われています。特に、高齢者向けのサービスや商品に対して使用されることが多いです。例えば、映画館でもシニア向けの割引や特典、シニア向けのフィットネスプログラムなどが人気のようにあります。その好評の裏には、老人扱いしない言葉が受け入れられているのではないのでしょうか。

シニアという言葉には、敬意と親しみを込めた言葉の柔らかさが含まれているように感じております。年齢を重ねた人々に対する尊敬の気持ちを表現するために使われているようですが、高齢者が健康な生活を送るためのサポートやサービスがシニアという言葉で表現され、提供されることがよくあります。

最後に、こちらは提案でございますが、御答弁いただきましたように、これらの施設が提供して

いる機能やサービスの点検もありますが、紹介したアンケート調査の結果も参考にさせていただきながら、法律により老人福祉センターの正式名称は変えられないとしても、広く親しまれる愛称を設けるなど、センターの看板表記に新しい愛称が名づけられて、より多くの方に親しまれて、市民のニーズに応える形で利用していただけるような工夫はできると考えております。ぜひ、健康長寿社会を明るく前向きに、施設の名称の御検討をいただければと思います。

以上で、この項目の質問は終わります。

続きまして、総合窓口運営費についてであります。

昨年の決算審査特別委員会で質問をさせていただきました。軟骨伝導イヤホンについて、耳が聞こえにくい方が、窓口に来られた方が大きな声を出さずに済むことにより、相談されるプライバシーが守られるなどの効果がありますことから、試験的に総合窓口を導入して、情報のバリアフリーを促進し、老眼鏡のように気軽に使っていただき、聴覚障害の人や御高齢の方にも優しい窓口対応ができるように、音のバリアフリーへと旭川市でも軟骨伝導イヤホンを導入することを検討してはどうでしょうかと質疑をさせていただきました。

設置導入の可能性について、より一層の検討を進めてまいりますとの御答弁をいただきまして、早速、新年度予算の予定に至ったことには深く感謝を申し上げます。

私の父も加齢に伴い、耳が非常に遠いのです。息子の、孫との会話はかみ合わないけれども、とっても幸せそうなんです。大変なのは病院であります。私が間に入り、通訳に回るのですが、本人の意思が分からず進めている私もいるわけなんです。そして、待たせてしまう看護師さんにも本当に申し訳ない気持ちになるときもあります。

集音機も補聴器も購入しては試すのですが、ほとんどつけない頑固な父でもあり、家族も困っています。それで父が幸せならいいのですが、今後、総合窓口で利用者に寄り添ったイヤホンになるのであれば、市立病院などの市有施設にも軟骨伝導イヤホンがあれば助かる家族もいるのかもしれない。

それでは、2款3項1目の総合窓口運営費について、事業概要と予算額についてお示ください。

○松本市民生活部市民課主幹 この事業は、窓口機能を低層階に集約するとともに、複数の手続きができる限りまとめて行う総合窓口を設置し、来庁する市民の利便性及び窓口サービスの向上を図ることを目的としております。

予算額は1千646万4千円であり、内訳としましては、フロア案内の会計年度任用職員に係る人件費が1千191万3千円、消耗印刷費が156万1千円、委託料が209万円、使用賃借料が82万5千円、備品購入費が7万5千円となっております。

○駒木委員 備品購入費として7万5千円と説明がありましたが、備品の内訳についてお示ください。

○松本市民生活部市民課主幹 備品購入費の内訳としましては、軟骨伝導イヤホンセット2台を計上しております。

○駒木委員 軟骨伝導イヤホン2台ということですが、窓口の設置場所はどこになりますでしょうか、確認をさせてください。

○松本市民生活部市民課主幹 高齢者や障害者の来庁が多い総合庁舎1階、2階に1台ずつ設置いたします。

○**駒木委員** 窓口には様々な相談事が寄せられると思います。来庁される方には御高齢の方も多くいらっしゃるのとは御承知のとおりかと思います。高齢化に伴う加齢性難聴の方や耳が聞こえにくいという市民の方から、耳が聞こえにくいと、職員の声が大きくないと聞き取れないということがあるかと思います。重要なのは、大事な御相談内容も周囲の人に自分の個人情報も聞かれてしまう不安があり、相談をためらう方がいらっしゃるのではと心配になります。

軟骨伝導イヤホン設置により期待される効果について、改めてではありますが、見解をお伺いします。

○**近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長** 軟骨伝導イヤホンを利用することにより、来庁者も職員も通常の声量でのコミュニケーションが取れるようになれば、隣の窓口の方や手続をお待ちの方などに個人情報が伝わってしまうリスクが低減されることや、聞き取りにくいことにより何度も同じ説明を行うことが減り、今までの窓口対応よりも時間短縮が見込まれ、市民サービスの向上につながるものと考えております。

○**駒木委員** 軟骨伝導イヤホンが設置されることを必要とされる市民の方に知っていただくことも大事なことと思います。

御答弁いただきましたように、市民サービスの向上につながります。総合窓口1階にローテーブルがございます。ここは老眼鏡も拡大鏡も設置されてございます。そのローテーブルがある場所が来庁される方の目につきやすい場所ではないかと、私なりにではありますが、何度も1階フロアのあらゆる方向から歩いてみたり、車椅子からの目線、低い目線でも歩いてみました。もう1台をここに、知っていただくために設置してはどうかと考えております。御検討いただけたらと思います。

軟骨伝導イヤホンの導入後はどのように市民の皆様に周知されるのでしょうか、確認をさせていただきます。

○**近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長** 周知方法についてですが、ホームページに掲載するほか、総合庁舎1、2階の市民の目につきやすい場所に窓口用軟骨伝導イヤホンがありますので、耳が聞こえにくい方は職員にお申し出くださいといったような掲示を行い、希望する方に利用していただくこと、また、1、2階の窓口職員に窓口用軟骨伝導イヤホンの設置及び使い方を周知し、窓口対応の場面で耳が聞こえにくい方であることが推察された場合などに、窓口用軟骨伝導イヤホンの利用を促すことを考えております。

○**駒木委員** 低層階窓口の職員の方への使い方の周知はとても大事でありますし、窓口へ来庁された方が聞こえにくい方であることが推定された場合には、お試し程度に御利用をぜひとも進めていただきたいと思います。

昨年度から、全国の自治体や企業、会社の窓口で軟骨伝導イヤホンの普及が広がっているのは御承知のとおりかと思います。実際に軟骨伝導イヤホンを使用する方の多くは、高齢化に伴う加齢性難聴の方や耳が聞こえにくい市民の方だと思います。

御高齢の方で市のホームページを見ている方は少ないのではないのでしょうか、見解をお伺いします。

○**近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長** ホームページ以外にも、こうほう旭川市民「あさひばし」に掲載することにより、広く周知したいと考えております。

○駒木委員 軟骨伝導イヤホンに期待される効果があるのであれば、2台では少ないという印象です。見解をお伺いします。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 軟骨伝導イヤホンは、市民と職員の利便性やコミュニケーションの向上などにより、今までの窓口対応よりも時間短縮が見込まれることなどメリットがある反面、重度の難聴者の方などに対応しないかもしれないという課題もありますことから、試験的に導入して費用対効果や適用の可能性などを検証してまいります。

○駒木委員 重度の難聴者は御家族と御一緒に来庁されたり、施設に入所されている方には担当者が御一緒されるケースが大半のように見受けられます。これまでの窓口対応で時間の短縮は効率が上がると考えられます。職員も来庁される方もお互いにストレスフリーになるものと思います。

今後はどのように検証をされるのでしょうか、お伺いします。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 軟骨伝導イヤホンを利用した方に対してアンケートを実施するほか、対応した窓口職員から意見を聴取し、検証してまいります。

○駒木委員 日本一の窓口業務を目指すのであれば、DXだけではないはずです。将来的には、全ての支所にも軟骨伝導イヤホンの設置を推進したいと考えております。

特に、御高齢の方は地域の支所へ出向かれることが多いです。令和6年度旭川市介護予防高齢者補聴器購入費助成モデル事業の申請も、50人募集のところ、300人以上の申請がされております。本市においても補聴器の需要が高まってきております。今年度はさらに100人募集へと引き上げられる予定であります。

市民のニーズに優しくしっかりとお応えするには、こういった音のバリアフリー化へと優しい窓口を総合的に目指すべきではないかと考えております。見解をお伺いします。

○樽井市民生活部長 今、委員からもありましたように、日本一の窓口を目指すにはDXだけではないと考えております。

先日の代表質問で、市長のほうからも市民の満足度が日本一となる窓口を目指すという答弁もございました。市民の満足度という点からしますと、やはり、高齢の方や障害のある方も含め、広く市民が安心してサービスを受けることができる、市民にとって利便性の高い窓口の構築が不可欠と認識しております。

支所への導入、設置という部分ですが、総合窓口のカウンターというのはローカウンターで手続きができるようになっているのですけれども、支所のカウンターというのは、ローカウンターはほとんど少なく、どちらかといえば、立って手続きをするところが多いのと、隣の方との仕切りがないというところがございます。

また、支所には、市から届いた郵便物をそのまま開けずに持ってこられて、これが来たんだけど、どうしたらいいんだろうとか、そういう問合せも非常に多くなっております。そういう部分では、高齢の方が来所されることも多い状況でございます。

仕切りなどもないものですから、やはり、耳が聞こえにくいことから、窓口に来られた方も職員も声が大きくなったりして、隣の窓口の方や手続きをお待ちの方に個人情報伝わってしまうような可能性もあります。

そうした中で、支所というのは地域の拠点施設というところもありまして、やはり高齢の方も来庁されます。行政窓口として重要な役割を担っておりますことから、支所への軟骨伝導イヤホンの

導入の検討も必要と考えております。

しかし、先ほど課長のほうからも答弁がありましたように、導入に当たっての課題もございます。こうしたことから、まずは総合窓口で試験的に導入し、そちらの検証結果も踏まえて支所への導入設置について検討を進めてまいります。

○駒木委員 改めてではありますが、早期の導入予定は大変にありがとうございます。総合窓口の職員の皆さんの本当に臨機応変な対応がその都度求められることも多くあるかとお察しします。

御尽力いただきましたことには深く感謝を申し上げながら、本当に、あらっ、不思議というぐらいに聞こえますので、導入された際には、ぜひ、職員の皆様にもそこを実感していただきながら、デリケートなところでもありますので、来庁された方には御丁寧な形で、ぜひとも、お試し程度にということでは、最後に言わせていただきたいのは、そこは心がけていただきながら接していただきたいなと思います。

これまでもそのように窓口対応をされてこられたかと思いますが、また深く期待をしていきたいと思います。

以上で、民生所管分の私の質疑は終わります。

○高橋紀博委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時37分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○能登谷委員 それでは、議案第44号、一般会計予算のうち、宿泊税課税準備費、それから、議案第67号の旭川市宿泊税条例の制定に関連して伺いたいと思います。

まず、対象となる市内の宿泊事業者がどれぐらいあるのか、業種別にお示しいただきたいと思います。

○飯森税務部税制課長 旭川市内において宿泊施設を経営している事業者数につきましては、現時点における把握数で申し上げますと、旅館・ホテル営業が75事業者、簡易宿所営業が51事業者、民泊が33事業者の計159事業者となっております。

ただし、これらの事業者が公表されている宿泊施設のうち、旅館業法の許可、住宅宿泊事業法の届出はしているものの、経営実態がないなどの宿泊施設の事業者を除いた数となっております。

○能登谷委員 民泊も含めて159事業者もあるとのことですね。民泊の場合は、顔を合わすことなく所定の場所から鍵だけを受け取って入室するというところもあると聞いています。

当日の決済がない中で課税するとしても、これは100%の事務執行が可能になるのでしょうか。

○飯森税務部税制課長 宿泊税の徴収につきましては、例えば、戸建ての住宅を民泊施設としており、施設内に従業員等が常駐していない場合には、特別徴収義務者が宿泊料金に宿泊税を上乗せし、施設利用時に宿泊者に請求していただくなどの方法で徴収が可能であると考えております。

○能登谷委員 宿泊料金に上乗せするから可能だというふうに簡単に言いますが、現場は大変だと言っています。

2月に旭川ホテル旅館協同組合の皆さんから私どもにも要請を受けました。自民党さん、公明党

さんにも来たんだという話が昨日もあったと思うのですが、市も同様の要請を受けていると思うのですが、その内容と受け止めについて伺いたいと思います。

○飯森税務部税制課長 旭川ホテル旅館協同組合からの要望についてでございます。

令和6年10月28日に旭川ホテル旅館協同組合から旭川市長に対し、法定外目的税、（仮称）宿泊税に関する要望書の提出がございました。

いただいた要望の内容につきましては、スポーツ合宿等への参加、地方からの通院や入院の付添い、建築関係者の長期宿泊などの観光目的以外の宿泊者が多いことから、本市への宿泊を敬遠されることが心配されるため、負担なく宿泊ができるよう望むものでございました。

この要望に対しましては、今後、具体的な使途を検討していく中で、このような方々に対してどのような還元策を取ることができるのか、観光スポーツ部において宿泊事業者や関連団体とも協議をしながら検討していくものと承知しております。

○能登谷委員 目的税である以上、課税の目的と使途は明確に定められなければならないと思いますが、それらをどのように定めようとしているのか、伺います。

○飯森税務部税制課長 課税の目的につきましては、旭川市宿泊税条例第1条において、誰もが安心して快適に滞在することができ、国際的にも通用する観光地を目指すため、観光振興に関する事業に宿泊税を充当することと規定しております。

また、使途につきましては、旭川観光基本方針に基づく事業に充当されるものと認識しており、具体的な使途につきましては、今後、観光スポーツ部において宿泊事業者や関連団体とも協議をしながら検討することを予定しております。

○能登谷委員 国際的にも通用する観光地を目指すとか、使途はこれから決めるんだという話なんですけど、旭川ホテル旅館協同組合の皆さんは、導入しようとしている旭川市の宿泊税の使途が不明、曖昧ではないかと指摘されていますが、市はこれについてはどのように認識されているのか、伺います。

○飯森税務部税制課長 観光スポーツ部が実施した旭川市における宿泊税制度の考え方（案）に対するパブリックコメントにおいて、宿泊税の使途につきましては、来訪者が安心して快適に滞在できる環境づくり、誘客の促進、滞在日数の延伸につながる仕組みづくり、持続可能な観光地づくりなどに活用することが示されておりますが、近年は外国人観光客が急増しており、こうした外国人観光客は団体旅行から個人旅行へのシフトが進んでいるといった報道が見受けられるほか、広域観光の重要性、観光で稼ぐ地域づくりなど、観光を取り巻く環境は変化してきていることから、具体的な使途につきましては、4月以降、こうした環境を踏まえつつ検討するものと承知しております。

○能登谷委員 ホテル旅館協同組合の皆さんは、スポーツ大会や文化系の大会に参加する場合の親御さんの負担が重いのではないかと心配されています。北海道が100円、旭川市が200円、加えて温浴施設がある場合は入湯税150円もあるということになりますと、1泊で450円の負担になります。

大会参加時、母子家庭の子どもは旅館に泊めて、親は車で道の駅に行き、寝泊まりしているという実態も伺いました。それから、病気の家族の付添いで宿泊している人もいるということでした。いわゆる宿泊弱者の対策がないのではないかと思います。伺います。

○飯森税務部税制課長 スポーツ大会への参加、病院への付添いの方々への対策につきましては、

制度簡素化の観点から北海道と課税免除の要件を合わせているため、課税を免除しないこととしております。

このような方々に対する還元策については、今後、宿泊事業者や関連団体と協議しながら、具体的な使途を検討していくこととしております。

○能登谷委員 課税免除をしないとえんきよくに言いましたが、簡単に言えば、宿泊弱者からも税金を取るよということですよね。

ホテル旅館協同組合の皆さんは、旭川は観光地や温泉街とは異なると、ビジネス出張とか建設関係者の長期滞在、それから、病院の通院、患者の付添いなどが多いので、連泊される方も多いということでした。

これらの方は、観光目的とは違い、仕事のための宿泊であり、または仕事以外もありますが、旭川市内が高いとなれば、周辺のまちに宿泊することも考えられますが、それらの影響は考えておられますか。

○飯森税務部税制課長 宿泊税の導入による市内宿泊数の減少につきましては、昨年の夏に実施した本市への来訪者を対象としたアンケートによりますと、本市が宿泊税を導入した場合において、本市への宿泊を避け、宿泊税を導入していない市町村に宿泊すると回答した割合は6%であったこと、また、令和5年4月に宿泊税を導入した長崎市の宿泊客数は、令和4年と令和5年を比較しますと順調に伸びておりまして、そのような点からも、宿泊税の導入が宿泊者の選択に与える影響は限定的であるものと認識しておりますが、そうした影響の有無につきましては、宿泊税導入後、しっかりと把握してまいりたいと考えております。

○能登谷委員 アンケートでは他市への流出の意向は少ないと、長崎は伸びていると言いますけれど、それは、旭川市に宿泊せざるを得ない人、または観光などの人ではないでしょうか。工事関係者などの長期滞在の方は、事情が違い、少しでも宿泊代を浮かせたいのが本音ではないでしょうか。

そこで、伺いますが、北海道が100円の課税の中で、旭川市が200円を課税しようとする積算根拠は何か、伺います。

○飯森税務部税制課長 宿泊税の税率につきましては、制度の考え方を所管する観光スポーツ部において、旭川観光基本方針で掲げている本市が目指すべき将来像の実現に向けた施策の実施の事業費や、コロナ禍の経験を踏まえた非常事態に対する資金の確保等を考慮すると、おおむね3億円から4億円程度の費用が必要であると算出したところでございます。

旭川市中小企業審議会から簡素で分かりやすい制度を検討するよう答申を受けまして、北海道や道内他都市の検討状況、来訪者や宿泊者へのアンケート調査の結果も踏まえ、宿泊税を徴収する事業者の負担や宿泊者の許容できる負担感、本市の観光振興の将来像等を総合的に判断した結果、本市の宿泊税についての考え方として、税率を200円とした一律の定額制とすることが妥当であるとの考えに至ったものと承知しております。

○能登谷委員 200円の積算根拠があまりはっきりしないんじゃないかなと思うんですね。詳しいことは観光スポーツ部に聞いてくれみたいな答弁だったんですが、そうすると、今の時点では何に幾らかかるという積算根拠はないということなんでしょうか。

○飯森税務部税制課長 繰り返しになりますけれども、旭川市中小企業審議会から旭川市観光振興のための新たな観光財源に関する答申としまして、税率は納税者と特別徴収義務者にとって簡素で

分かりやすい制度とするために、1泊200円の定額制を基本とした上で検討することとされたことを受け、観光スポーツ部において検討が行われた結果、定められたものというふうに承知しているところでございます。

○能登谷委員 あまりよく分かりませんね。簡素ということが出ました。租税原則は、公平、中立、簡素ですよ。5千円で泊まる人と、最近では旭川も高いですから1万5千円で泊まる人と、どちらも200円というのは公平なんでしょうか。

○飯森税務部税制課長 5千円と1万円での宿泊についての公平性ということでございますけれども、確かに、一律200円での負担感といった意味では、5千円での宿泊の方のほうが負担感が重くなるというふうに認識しております。

○能登谷委員 公平ではないですね。

それから、税は適正な最小限度にするべきではないかと思えますけれども、北海道が100円なのに旭川は200円を取らなければならないという根拠は何でしょうか。

○飯森税務部税制課長 北海道におきまして、当初、令和5年9月だったかと思えますけれども、道内7市と北海道との意見交換を行う中で、税率につきまして、いわゆる福岡方式といいますか、200円の額の一部を道のほうでも減額するような形での徴収方法ということも7市のほうから要望を上げたわけですが、結果的にはそのままという形になっておりまして、道のほうでは段階的定額制というものを選択する中で、2万円未満については100円という形での金額設定がなされたところでございます。

一方で、旭川市におきましては、先ほど申し上げました審議会の答申を受けまして、簡素な形での200円という額で設定すると承知しておりますので、それぞれ、北海道のほうでは課税自主権に基づいての額が設定されているというふうに認識しております。

○能登谷委員 とにかく、中身は中小企業審議会のほうで決めたんだと。だけど、それはどうやって判断して、どう決めたのかというのを聞きたいんですけど、分からないと。

使途が不明、曖昧なままだと公平感も持てない、それから、宿泊弱者対策もない、他市への流出対策も今のところはっきりしないという中で、それでも課税のみ決めようとするのは本末転倒ではないかと思えますし、地方税法の趣旨にも反するのではないかと思います、見解を伺います。

○飯森税務部税制課長 宿泊税の地方税法上の位置づけにつきましては、法定外目的税でございまして、使途につきましては、観光の振興に関する事業に充当することと特定しておりますことから、地方税法の趣旨に反するものではないと考えております。

○能登谷委員 使途は観光振興だという大変大ざっぱなものでは、定めていないのも当然ではないでしょうか。胸を張れる状況ではないと思います。

それから、倶知安町だけでなく、北広島市も定率の導入を考えて宿泊税の導入を延期しました。北海道と市町村との連携は十分に図られていないということなんでしょうか。

○飯森税務部税制課長 北海道の宿泊税導入に当たりましては、昨年末に定率制を採用する市町村は道宿泊税相当分を北海道に交付することで、当該市町村には北海道宿泊税条例が適用されないこととされたところであります。

このような内容の変更につきましては、急転直下に決められましたことから、事前に知らされていないなかったところでありますが、これまで北海道と宿泊税の導入を検討している道内市町村におい

て計8回の意見交換会が行われ、主に道内の市町村の検討状況や道の制度設計についての説明を受けてきたところでございます。

○能登谷委員 急転直下で決められたと、8回の説明を受けたけどというところなんですね。

旭川ホテル旅館協同組合の皆さんが2月に私どもも含めて各所に要請していますので、この議案が出される前に事業者との十分な合意形成は図られていなかったということになりますけれども、市の認識を伺います。

○金澤税務部長 宿泊事業者との合意形成でございますけれども、これまで観光スポーツ部が中心になりまして、令和5年度には、宿泊事業者を含む観光関連事業者等で構成された部会を附属機関でございます旭川市中小企業審議会に設けまして、宿泊税制度の考え方を検討していただいたほか、宿泊事業者への説明会、アンケート調査の実施、その後、制度案及び条例案骨子に対するパブリックコメントの実施、関係団体との意見交換会を実施するなど、広く御意見をお聞きしながらこれまで進めてきたところでございまして、宿泊税を本市の活性化につなげるための財源として活用すべきという宿泊事業者からのお声もいただきましたことから、一定の御理解は得られているものと認識しております。

一方で、宿泊税導入に当たりまして、旭川ホテル旅館協同組合から要望書の提出を受けておりまして、様々な点で不安を抱えている事業者も少なからずいるということも事実でありますことから、税務部としましては、特別徴収事務の手引、あるいは質疑応答集を作成しまして、宿泊事業者に対する説明会を来年度に複数回実施するほか、徴収事務の負担軽減を図るため、交付金制度の検討を進めまして、できるだけ事業者からの御理解を得られるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○能登谷委員 結局、事業者に不安はあるが、後で新年度になってから理解を得ていこうということで、今の時点では十分な合意がないと言っているに等しいと思いますね。

これは課題が多過ぎるのではないかと思います。北海道の課税に乗り遅れないように無理しているようにしか見えません。先に課税ありきで用途は不明なまま、200円の積算根拠も怪しい、宿泊弱者対策もない、事業者との合意形成も今のところはない、この状態のまま押し通すのは無理があると思います。一旦、立ち止まって考えたほうがよいと思いますが、副市長の見解を伺います。

○中村副市長 宿泊税の導入ですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響で旅行客が非常に少なく、ホテルに泊まる方も少なくなって、いろんな事業が縮小されて、それが今、逆にインバウンドを含めて観光客が非常に増えているという中で、一旦は縮小したものを増やしていくというところで、ホテル業界の方々もいろいろと大変な思いをされている部分があります。

そして、市としても観光なり何なりに力を入れていくというところでは、一定程度の助成といいますか、補助といいますか、そういったものが必要であるというふうに考えております。ただ、財源的には非常に足りないことから、宿泊税を導入するということに至っているわけであります。

委員が御指摘のとおり、宿泊税について、例えば、旭川市が一旦立ち止まったとしても、北海道はこのまま導入を進めることになります。私も知り合いがいるので個人的に聞いているのですけれども、北海道の宿泊税もそうですけれども、市が宿泊税を取ることで、観光施策の部分で旅館業界やホテル業界の方々の意見をきっちり聞いて、それに対応した支援策を講じていただければそれにこしたことはないといえますか、宿泊税を取ることで自体を北海道ではもう進めておりますので、

ホテル業界や旅館業界の方々にもそういった負担の部分は広がっているといえますか、感じている部分がある、そのような意見も聞いております。

そういったことを含めまして、先ほど来、課長や部長が答弁しているように、今後もホテル業界や旅館業界の方から意見をきっちりと聞くことを繰り返し行って、どういう形がいいのか、どういう支援策がいいのか、ホテル業界、旅館業界に沿った形の支援策を講じていくということもあります。

それから、宿泊弱者というようなお話もありました。そういった部分が観光振興に関わるかどうかということもあるのですが、その辺はどこまで支援策が可能かということも検討しながら、今後、対応を進めていきたいというふうに考えております。

○能登谷委員 簡単に言えば、お金がないから取りたいというのと、北海道は取るのだから、一緒に取りたいということをシンプルに回答していただけたと思うんですね。このことは、税だけではなく、観光や経済にもまたがる課題だと思いますし、200円の根拠もはっきりしないと。全庁的な議論が必要な課題でありながら、十分な調整がされているとは思えません。

これは、市長の見解を伺いたいと思っていますので、総括質疑を申し出たいと思いますので、取り計らいをお願いいたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの御発言につきましては、総括質疑のお申出ということで取り扱わせていただきます。

引き続き、御質疑願います。

○能登谷委員 それでは、今の宿泊税の部分は終わります。

続いて、議案第44号、一般会計予算のうち、まず、福祉保険部の予算における物価高騰対策にはどのようなものがあるのか、概要をお示しいただきたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 令和7年度における本市の物価高騰対策のうち、福祉保険部が所管するものとしたしましては、第1回臨時会において補正予算を提案し、議決いただきました住民税非課税世帯に3万円を支給する物価高騰重点支援給付金支給費、住民税非課税世帯の子育て世帯に子ども1人当たり2万円を支給する低所得世帯こども加算金支給費、住民税均等割のみが課税されている世帯に1万円を支給する生活安心応援給付金支給費の3事業に加えまして、本定例会で提案させていただいております令和7年度予算におきまして、令和6年度の定額減税調整給付金支給額に不足がある方に不足分を支給する定額減税補足給付費支給費で10億982万7千円、また、障害者福祉センター及び近文市民ふれあいセンターの照明のLED化で、合わせて5千370万円を計上しております。

○能登谷委員 照明のLED化も物価高騰対策なんですね。びっくりしますね。

3月10日に発表された厚生労働省の1月の毎月勤労統計調査、いわゆる毎勤によると、現金給与総額から物価上昇分を差し引いた実質賃金は、前年同月比で1.8%減でした。米の価格高騰を背景に物価上昇したことなどから、3か月ぶりにまたマイナス圏に沈んだということです。

また、3月からの食品の値上げは2千343品目に上っていますし、1月、2月も上がり、4月もさらに続くと言われています。

こういう中で、現在の物価高騰の現状が市民生活にどのような影響を与えているのか、市の認識を伺います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 現在の物価高騰の状況が市民生活に与える影響ということでは、生活保護の受給世帯数や支給件数等の状況が一定の目安になるものと考えております。

本市の生活保護の受給世帯数は、令和元年度が9千929世帯のところ、令和5年度は9千588世帯であり、少しずつではありますが、毎年減少してきておりました。

しかし、今年度は、令和7年1月末の時点での数字でございますが、被保護世帯は9千597世帯であり、昨年度の年平均を上回っている状況でございます。

生活保護の申請件数も、令和5年度が1千1件と令和元年度以来の1千件超えとなりましたが、今年度も1月末時点で既に915件となっております、1千件を超えるのはほぼ確実にございます。

今時点では生活保護の受給に至る経済状況ではないものの、預貯金の減少などによる将来の不安から生活保護の相談窓口に来られる方も増えていると感じておりますので、これらの状況は、物価高騰が市民の生活に影響を及ぼしている表れであると受け止めております。

○能登谷委員 生活保護の受給世帯は、全国ではこのところ徐々に上がってきていると聞いていました。しかし、旭川市では逆に減っていたと。今年度は下げ止まりとのことですが、なぜそうになっているのかは別のところで聞きたいと思います。

旭川市は、3年連続で福祉灯油を実施し、市民には大変喜ばれてきました。灯油価格の高騰はいまだに続いています。当然、今年度も福祉灯油を実施するものと市民は期待していたと思いますが、市の認識はどうだったのでしょうか。

○高桑福祉保険部生活支援課長 3年連続で実施してまいりました福祉灯油購入助成事業が今年度は実施できませんでしたが、昨年の秋頃から今日に至るまで、福祉灯油の実施に関する問合せは断続的にあるところでございまして、灯油価格は過去に福祉灯油を実施した年の価格と変わらない高い水準にある状況でありますので、今年度も福祉灯油はあるものと期待していた方は多かったものと認識しております。

○能登谷委員 福祉灯油の基準を定めてはどうでしょうかね。灯油価格が一定価格以上ならば、必ず実施するなど、福祉灯油を恒常的に実施するべきだと思いますが、見解を伺います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 本市において、福祉灯油は、国際情勢など予期できない灯油価格の急激な高騰などに対処するために実施してきたものであり、これまで年度途中の補正により予算化してまいりました。

令和5年度の福祉灯油の支給世帯数は3万7千148世帯でありましたので、仮に支給世帯数が変わらず、支給金額を1万円とすれば、事業費は助成額だけで3億7千148万円となります。特別な財源の裏づけがない状況において、この事業費を一般財源で確保することは極めて困難であると考えております。

○能登谷委員 全道的には結構大きなまちでも都市でも毎年やっているというところもありますし、この周辺の町でもやっているところもあるんですね。

財源がないとおっしゃっていますが、今回は国の交付金5億8千万円を余して新年度に回しましたので、この交付金を充てることはできたのではないのでしょうか。

○高桑福祉保険部生活支援課長 国の交付金を活用して令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算において実施する物価高騰対策の内容につきましては、本年1月より住民税非課税世帯に対する

3万円の給付金が支給されていることと、非課税世帯以外の低所得世帯や子育て世帯等への支援が必要であること、さらに、交付金の限度額などを踏まえ、総合的に判断されたものと認識しております。

○能登谷委員 LEDよりも福祉灯油のほうが物価高騰には資すると思いますけどね。

上川中部1市8町は、何かと連携して旭川市と共同を共にしているのですが、旭川市以外の周辺8町では全て福祉灯油を実施しています。8町の財源はどうなっているのか、伺います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 8町に財源について電話でお尋ねしたところ、1町が北海道の地域づくり総合交付金、国の臨時交付金及び一般財源、6町が地域づくり総合交付金と一般財源、1町が全額一般財源ということでございました。

○能登谷委員 周辺8町は、国や道の交付金と不足分は町の一般財源投入している、または全額一般財源のところも1町あるということです。

周辺8町は様々な財源を活用して福祉灯油を実施している中で、なぜ旭川市は取り組まないのか、福祉保険部長の見解をお聞かせください。

○川邊福祉保険部長 ただいま、福祉灯油について生活支援課長から答弁をさせていただきました。

高騰する灯油価格であります。市民生活部で取りまとめている市内の小売価格調査を見ますと、直近2月調査の時点の数字が市内平均で1リットル当たり131円60銭と、前年同期比で12円20銭もアップしている、そんな状況にもございます。

また、日々、報道などでもされておりますとおり、灯油価格もさることながら、我々が毎日食べる米の価格が前年比で、スーパーに行っても約2倍近くの高騰ぶり、それから、キャベツや白菜といった常備野菜もこれまでと比べて異常な高値が続いている状況で、市民全体の懐を直撃している状況にあると、そんな受け止めをしております。

言うまでもなく、内陸の寒冷地にある旭川は、特に冬は食べる以前に暖房をたかなければ生活ができない、そんな実態にあることは言うまでもありません。私自身も市民の方から、直接、ほかで節約して灯油代に回す余裕がないんだと、生活できるようにしてくれと、日々、そういった厳しいお叱りを受けているところでございます。

こうした状況ですとか、昨年12月の定例会の中での議論、要望をいただいた流れを受けまして、部として国の交付金を活用して福祉灯油ということで提案いたしました中、最終的な市としての判断として、今年1月の臨時会での補正予算において、交付金の対象範囲の拡大をさせていただいたところであります。

いずれにいたしましても、私ども福祉保険部の果たす役割というのは、市民一人一人が安心して暮らしているまちをつくるということにございます。引き続き、今後も市民の声に耳を傾け、福祉灯油も含め、少しでも暮らしの安心に結びつくような取組を進めてまいります。

○能登谷委員 部としては要望しているが、できなかったという率直な苦しい心情を吐露されておりましたが、周辺8町が全て福祉灯油を実施しているのに、旭川市だけ実施していないということです。市の対応は冷たいという印象を持たれるのはいかがなものかと思います。

財源のことなので、副市長に伺います。

物価高騰対策や福祉灯油は全庁的な課題であると考えます。市民の安心な暮らしのために市としてどのように取り組んでいくのか、見解を伺います。

○中村副市長 事業の検討に当たりましては、様々な事業の対象や効果、それから、どのぐらいの期間を必要とするのかということ、あるいは、当然、財源ということも検討素材として上げて行って、事業を最終的に決めるということになっております。

福祉灯油については、当然、今回も検討の俎上に上がったところであります。ただ、最終的に判断したのは、先ほど課長からも答弁がございましたけれども、今回、住民税非課税世帯への国の交付金があり、そちらと福祉灯油の対象が重なる部分があるということ、そして、逆に、苦しい部分は非課税世帯ではなく、それよりも生活状況は多少いいけれども、やはり物価高騰等の影響は受けているということで、住民税の均等割の課税世帯、あるいは、子どもがいる世帯はやはり負担が大きいのではないかということから、子育て世帯に対してもそういった支援を拡充していきたいということを踏まえ、最終的に福祉灯油については今回は見送らせていただいたというようなことがあります。

いずれにいたしましても、我々としましては、市民のいろんな生活の状況等を踏まえまして検討していきますけれども、いろんな物価高騰の影響を受けている市民にできるだけ広く支援ができる事業をしていくことから、今回はこういった形の予算となったところでございます。

○能登谷委員 結局、ほかの住民税非課税の対策などがあるからしなかったということは、この間も議論しましたが、ほかのまちはそれもありながらも灯油の高騰に苦しんでいることに対する支援を行ったわけですから、それだけでは言い訳にならないと思うし、新年度予算を見ても、LEDとか、これは本当に物価高騰対策なのかなというものしかないです。

部からも要望が上がりながら、市長としては苦しい胸のうちがあるのではないかなと思いますので、市長に聞いてみたいと思いつつも、これについては遠慮したいと思います。

なので、物価高騰対策はこれで終わります。

続いて、議案第54号、病院事業会計予算について伺います。

市立病院の経営状況についてですが、2024年度決算見込み、それから、2025年度当初予算がともに赤字となっている要因について、まずお示しいただきたいと思います。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 令和6年度決算見込み、令和7年度当初予算がともに赤字となっている要因としましては、令和5年5月から新型コロナが5類感染症に移行したことにより、病床確保に関わるコロナ関連補助金が廃止された中、コロナ禍により落ち込んだ患者数がコロナ前の水準までの回復には至っていないことで収益が伸び悩んでおり、さらに、昨今の物価高騰に加え、特に人件費につきましては、1千円単位で申し上げますと、令和6年度決算見込みでは税抜で68億2千770万4千円となっており、令和5年度決算から5億2千252万円の増、コロナ前の平成30年度決算と比較しますと、13億3千802万7千円増加していることが要因となっております。

令和7年度予算では、16年ぶりとなる整形外科病棟の開設や、令和6年10月に開設した血管外科の通年化による入院患者数の増加を見込みまして、入院収益を令和6年決算見込みから11億47万9千円増の78億9千256万4千円を計上しているところでありますが、診療報酬が物価高騰や人件費の上昇に対応したものとはなっていないことで、引き続き、赤字予算とせざるを得ない状況であります。

○能登谷委員 整形外科病棟の開設とか血管外科の通年化などの明るい話題はあるものの、引き続

き、赤字予算が続くという厳しい経営状況だということが示されました。

それでは、他の医療機関はどうなっているのでしょうか。道内のほかの市立病院の経営状況についても分かるところをお聞かせいただきたいと思います。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 他の道内市立病院の経営状況についてでございます。

令和5年度決算においては、23市のうち、1市を除く22市の市立病院で資金収支が赤字だったと認識しており、令和6年度決算見込みや令和7年度予算においても、当院と同じく、コロナ禍で減少した患者が戻らない中、物価高騰や人件費の増加による収支悪化により、程度の差はありますが、全ての市で赤字となる予定であると伺っております。

○能登谷委員 続いて、市内のほかの医療機関の経営状況はどうなっているのか、保健所に伺いたいと思います。

今、破産手続に入った医療機関とか、それから、病床削減を行うという話も聞いていますので、可能な範囲でお答えいただきたいと思います。

○中屋保健所保健総務課長 市内医療機関の経営状況につきましては、国や都道府県単位での統計等が公表されており、自治体単位での公表、把握データはなく、本市も同様に、個々の医療機関の経営状況については把握していない状況であります。1つの事例といたしましては、今年1月に人件費などの負担増により赤字決算が続き、財務内容が悪化した市内の医療機関が自己破産を申請し、破産手続を開始したとの報道がありました。

また、必ずしも経営状況の悪化が理由とは言えませんが、今年度の市内医療機関からの病床数削減の申請件数について、令和7年3月1日までの実績で申し上げますと、4件の医療機関から合計250床の病床削減の申請があり、光熱水費や材料費、人件費の高騰などへの対応として、効率的な運営を目指す医療機関が自発的に病床数を削減した背景もあるものと推察されます。

○能登谷委員 光熱水費や材料費、人件費の高騰であれば、全国的にどこでも同じではないでしょうか。コロナ禍の患者離れや診療報酬の課題もあり、医療機関の経営不振は全国的な課題であると考えますが、認識を伺います。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 新型コロナをきっかけとする患者減少につきましては、コロナへの感染リスクを懸念した受診控えや、それをきっかけとした受診習慣の喪失などにより、従来の医療機関への訪問が減少したものと推測されており、これは全国的な傾向であると言われております。

また、医療は診療報酬という公定価格により価格が決められており、各医療機関は物価上昇分を価格に転嫁できない環境にあります。昨今の急激な物価高騰や人件費の上昇に昨年6月に改定されたばかりの診療報酬が見合うものとなっていない状況にあります。

これら複合的な要因による経営悪化は、全国どの地域の病院も共通で抱えている課題であると認識しているところであります。

○能登谷委員 それでは、公立病院の役割はどのようなものなのか、これまで何度もお聞きしている状況もありますが、改めてお示してください。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 公立病院の役割についてでございます。

当院は、上川中部2次医療圏で唯一の市立病院として、救急医療やがん、心疾患などの急性期における高度医療、小児医療や精神医療など政策的医療や不採算医療といった分野のほか、新型コロナ

ナなどの2類感染症に対応する感染症指定医療機関も担っております。

こうした他の病院では担うことが難しい医療を維持、推進することは、本市をはじめとする地域医療にとって必要不可欠であり、当院が果たすべき役割であると認識しております。

○能登谷委員 特に、コロナ感染拡大のときの市立旭川病院の奮闘は市民みんなが知るところだと思います。市立病院は、病棟を潰してコロナ病床をつくって対応されましたし、既存の感染病棟も老朽化で本当に大変だったですね。救急車が来てもストレッチャーが玄関から入れなくて、窓からせーので入れていたと。それから、バリアフリーにもなっていない。私たちが見せてもらったときは、患者の食事は看護師さんが持って階段を駆け上がって運んでいるというような状況でした。

そんな中、感染症病棟を改修して機能させて、多くの医療機関が大規模クラスターになる中でも地域医療を守り切ってきたというふうに思います。市立旭川病院の皆さんの奮闘には敬意を表したいと思います。

そこで、公立病院の役割を果たすための国や市からの財源の保障はどうなっているのか、伺いたいと思います。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 当院が役割を果たすための財源の保障についてであります。

政策的医療・不採算医療分野については、通常の収益では賄えない職員の人件費や医療器械の企業債の償還元金など、国が認めた必要な経費について一般会計から繰入金をいただいております。令和7年度予算で申し上げますと18億3千317万4千円となっております。

一方で、現在も続いている新型コロナへの対応に関しましては、専用病床の確保分を含めて国からの交付金等はありません。

○能登谷委員 国の補助金の10年間の動向を見ますと、コロナ前の令和元年度で約2千700万円が、コロナ禍の令和2年度は約16億円、3年度は26億8千万円、4年度は約21億円、令和5年度は、途中でコロナ対策が変更になって2億7千万円に落ちていっています。

その後、令和6年度は約2千300万円とコロナ前より低くなっていますが、これはどういう理由によるものなのか、伺いたいと思います。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 コロナ前の令和元年度とコロナ後の令和6年度の補助金の差額についてでございます。

令和元年度と比較して約400万円の減少となりましたが、主に感染症指定医療機関運営費補助金で約340万円の減となっていることが要因であります。

この補助金は、当院が第2種感染症指定医療機関として、いわゆる感染症センターの運営に必要な光熱費や委託料などを対象とし、交付を受けているものですが、令和元年度は1千197万6千円で、令和6年度につきましては、国の予算額が超過したことから、当初申請1千152万円に対し、859万円とされる見込みとなっております。

○能登谷委員 市の補助金についてですが、コロナ禍で若干増えているものの、それだけではつかめない傾向があると思うんですが、この10年間の動向についてお示しいただきたいと思います。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 市の補助金の10年の動向についてでございます。

市補助金につきましては、病院職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費や児童手当に要する経費などの一部を一般会計から基準内繰入金として交付されているものになります。

令和元年度と令和2年度においては、資金不足比率が10%を超過しないように、それぞれ3億円、1.5億円の合計4.5億円を基準外繰入金として例外的に計上した経過があります。

なお、職員の人件費の人事院勧告に基づく増加に伴い、補助金も増加傾向にありまして、令和7年度で2億4千134万6千円となる見込みでございます。

○能登谷委員 資金不足にさせないために基準外繰入れもしたということで、こんな凸凹があるということなんだと思うんですね。

それで、コロナ対応は5類に移行しましたが、その後も備えは必要な中で、感染症指定医療機関運営費補助金は減っていると。物価も人件費も高騰しているなど、市立旭川病院の経営は大変厳しい事態になっているということが明らかになりました。

それでは、経営再建に向けての努力はどのようにされているのか、院内での検討状況をお示ください。

○木村市立旭川病院事務局長 当院におきましては、現在、令和5年度から令和9年度までを計画期間といたします第4次中期経営計画を定めておりまして、これに基づいて、院内の職員で構成します経営改善会議での議論、あるいは、外部委員も含めた市立旭川病院経営委員会の御意見を踏まえまして、毎年度、検証、見直しを加えながら様々な取組を実施しているところでございます。

今後の経営改善の取組ということで申し上げたいと思いますけれども、これまで進めてまいりました診療単価の高い入院患者数、それから、入院収益の増加については、今後も当院としては最優先の取組として進めてまいりたいというふうに考えております。

入院患者のルートというのは、実は大きく3つありまして、1つが診療所、クリニック等からの紹介患者になります。2つ目が救急搬送される患者さん、3つ目が当院の検診センターの受診者の中で治療なりケアが必要な患者さんとなっております。

このうち、今、特に力を入れていますのが1つ目の診療所、クリニック等からの紹介患者になりまして、これについては、紹介していただく診療所側が患者を紹介しやすい環境づくり、より簡単に紹介できるシステムづくりが必要だということで、ウェブでの予約システムの導入、あるいは、当院がどういった患者さんに対応できるかをより知っていただくことが重要ですので、医療機関向けの広報誌による、当院が得意とする診療科の積極的なPRといったものもより進めていきたいというふうに考えています。

また、2つ目の救急車で患者搬送については、今までも断らない救急ということで対応してまいりましたけれども、今後も引き続き徹底してまいりたいというふうに思っております。

一方、診療科の関係では、先ほど課長からも答弁がありましたけれども、4月からは16年ぶりに整形外科で常勤医師を配置し、当面は1名になりますけれども、入院病棟が再開することになっております。また、昨年10月からは血管外科が新たに開設され、それが今年度からは通年化するということで、整形外科も血管外科も、実は、高齢者に多い疾患に対応できる診療科となっておりますので、今後、当面は高齢者の入院患者が増えるという見込みもある中で、そうしたものにも対応できるのかなというふうに考えております。

さらに、昨年1月からは経営コンサルタントを入れてやっておりますけれども、例えば、リハビリ実施単位数、あるいは栄養食事指導料、入退院支援加算、こういった診療報酬加算を当院の職員は頑張って増やしているという今の状況があります。

また、当院の入院診療は、DPCと言いまして、包括評価制度、つまり、出来高ではなくて、病名で1日当たりの定額報酬が決まる制度になっておりますけれども、入院診療で行います検査、注射、投薬、そういったものの内容や回数を適正化していくことで、費用の効率化、削減も含めて収支改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、これまで答弁してきておりますとおり、現時点では決算での結果にはなかなか出ていないという状況にありまして、これまでの取組に加えまして、さらなる別の取組を重ねていくことが必要だという認識は持っております。

病院経営においては、実は、これまでも答弁してはいますが、これをやればもう全てが解決しますというような特効薬的な取組というのはありません。ただ、こうした現状認識を踏まえ、あらゆる手だてを講じまして、資金不足比率の経営健全化基準は20%になりますけれども、これを超えることのないよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○能登谷委員 市内には5つの基幹病院がありますが、それぞれの医療機関の役割や特徴を持った医療機能を担っていただいていると思います。しかし、それぞれが目指す医療を目いっぱい行うということは今後難しくなるのではないのでしょうか。今後は、その役割分担も含めて検討していくことが必要なのではないかと考えます。その検討の中で、市立旭川病院の医療機能の在り方も検討が必要なのではないのでしょうか。

病院事業管理者の見解を伺いたいと思いますが、昨日は、医療と教育は市場原理であってはならないと管理者の気骨ある見解が示されましたが、今後の市立旭川病院の医療機能はどうあるべきか、管理者の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○青木病院事業管理者 今後、約20年間で上川中部医療圏では約8万人の人口減少が推測されており、今の旭川市の医療提供体制がこのまま維持されているとは思われません。

市立病院の将来的医療機能については、新しい2027年から開始される地域医療構想の項目に精神医療が入ったことと、先ほど事務局長が述べております新興感染症に対するこれまでの重要性和実績に鑑みますと、これからの市立病院の立ち位置が下がることは決してありません。

さらに、今後、増加していく高齢者に対する救急医療など、市立病院が中心的役割を果たしていくと思われ、市民から信頼されていくことを確信しております。

○能登谷委員 青木管理者、ありがとうございました。長いこと、お疲れさまでした。

先ほどの答弁でも、複合的な要因による経営悪化は全国どの地域の病院も共通で抱えている課題だということでしたから、医療機関の経営不振はまさに全国的な課題と言えます。

診療報酬の適切な改定など、病院としても国に対し、要望してしかるべきではないかと思います。が、見解を伺います。

○木村市立旭川病院事務局長 要望でありますけれども、当院が加盟しております全国自治体病院協議会をはじめ、全国市長会など10団体の連名で、昨年11月に国に対して物価高騰や医療従事者の処遇改善に対応するものも含め、公立病院に対する制度的・財政的支援をはじめ、地域医療の確保、維持のために必要な補助金や交付金等の措置の充実を図ることなどを要望しております。

また、今年1月には、日本病院会など5団体の連名で、直近の病院の経営状況を考慮し、地域医療を守るため、緊急的な財政支援措置を講じること、また、病院の診療報酬について、物価、賃金の上昇に適切に対応できる仕組みを導入することなどについて、国に対し、緊急要望が行われてお

ります。

このうち、診療報酬の問題につきましては、実は、非常に深刻な問題でありまして、当院の一例を令和6年度決算見込みベースで申し上げますが、まずは人件費になります。

今回の診療報酬で医療従事者の処遇改善を目的としてベースアップ評価料というものが新設されました。今回、当院の主に人事院勧告に伴う給与改定による給与費の増加が約2億6千万円、これに対して、その財源として措置されているベースアップ評価料につきましては8千万円程度にとどまるという状況になっております。

また、事例をもう一つ申し上げますと、入院時の食事も、食材費や光熱水費等が高騰する中、患者様から入院時の食事療養費の負担金を一部いただいております。昨年6月からは1食当たり30円の引上げとなりました。今後、さらに引上げも議論されておりますけれども、現時点では、当院職員の人件費を除きまして約7千万円が持ち出しというような状況もあります。

こうしたものが構造的にありまして、令和6年度の決算見込み、あるいは新年度予算における赤字額には、先ほども申しましたように、こうした構造的、制度的な赤字が一部含まれているという状況でございます。

○能登谷委員 市立病院の経営状況について、るる伺ってきましたけれども、病院だけでは経営再建は厳しい課題があるのではないかと考えます。設置者も含めて全庁的に検討すべき喫緊の課題だと考えますが、副市長の見解を伺います。

○中村副市長 病院の課題として、市立病院といいますか、公立病院だけでなく、公的病院、民間の病院も含めて経営状況が厳しいということは我々も十分に把握しているところです。

私は、市内の基幹5大病院の院長といろいろと意見交換もさせていただいています。もちろん、管理者とは密に連絡を取り合って、管理者は北海道医師会の役員もやっているの、全国的な医療関係のいろいろな情報も私にきっちりと教示していただいて、こういった部分では管理者には本当にお世話になって、助かったなというふうに感じております。

そんな中、5大病院のうち、市立病院を除く4大病院の院長の方々も口をそろえて言っているのは、やはり、かなり厳しい、そして、診療報酬が今の物価高騰なり人件費の高騰に見合っていないというようなことで、経営的には厳しい、将来的には本当に不安だということです。

そんな部分で、上川中部医療圏という位置づけの中で、もちろん、市立病院が、先ほど来、るる答弁をしておりますように、市立病院としてなくてはならない意義、機能というものはきっちり大切にしながらも、ほかの4大病院との連携等もいろいろと検討していかなければならないのかなと考えております。

令和6年度も間もなく終わりますけれども、行財政改革推進部が行革プログラムの公営企業の経営の健全化というような視点で、先ほど、病院内のコンサルを入れた調査をやっているということでしたけれども、行財政改革推進部では、市内の医療機関といいますか、上川中部圏の医療全体の提供体制という意味合いで、市立病院がどういう方向性、位置づけを持って今後取り組んでいくべきなのかというような部分で委託をかけ、年度内に結果が入らなければならないので、間もなく入ってくるのかなというふうに考えております。

その結果も含め、それから、市立病院の立ち位置というものを十分に検討した上で、必要な体制といいますか、庁内の医療提供体制をきっちりと維持していくという視点を持って取り組んでいき

たいと考えております。

○高橋紀博委員長 少し早いですが、休憩に入ることよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋紀博委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 41 分

再開 午後 1 時 00 分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○江川委員 では、昼から、穏やかに子守り歌を目指してゆっくり行こうかなと思っています。

1月の臨時会で物価高騰対策の予算を審議させていただきました。その中で、5億8千万円をどういうふうに使っていくのかと最後に問うたときに、市長は、今後の物価高騰対策につきましては、物価の動向等を注視していくとともに、市民や事業者の皆様方が置かれている現状や直面している課題等の把握に努め、支援の必要性や優先度、国の対策や財源、議会での御意見などを踏まえ、令和7年第1回定例会への予算提案に向けて検討をしてみたいと考えておりますというふうにお答えをいただいております。

その中で、令和7年度の当初予算に入っている物価高騰対策を会派で要求いたしまして、手持ち資料ですけれども、皆で審査をさせていただきました。

推奨事業メニューは18事業が上がっておりまして、いずれも3か年で突き合わせをして、どのぐらいが新規になっているのか、そして、どのぐらいの金額が乗っかっているのか、こちらを審査させていただいた結果、3点伺いたいなと思ひまして、物価高騰対策に関しては3つの項目で併せて伺ってまいりたいと思います。

3款1項3目、老人福祉センター等改修費、それから、3款1項2目、障害者福祉センター等補修費、もう1個、2款1項5目、市民活動交流センター補修費の3点、まとめて伺っていきます。順次、答えを求めたいと思います。

予算概要とその内訳について、まずお示ください。

○宮川福祉保険部長 老人福祉センター等改修費につきましては、長寿社会課所管の老人福祉センター、高齢者等健康福祉センター、近文市民ふれあいセンターの各施設に係る修繕や改修を行うもので、令和7年度は事業費として4千794万円を計上しており、財源は、特定財源4千290万円、一般財源504万円となっております。

○水上福祉保険部障害福祉課長 障害者福祉センター等補修費につきましては、旭川市障害者福祉センター等の障害福祉課が所管する市有施設の改修、修繕といった整備を行うものとなります。

令和7年度の歳出予算は2千931万9千円で、歳入予算の内訳としましては、国からの交付金が1千930万5千円、一般財源が1千1万4千円となります。

○小松市民生活部地域活動推進課主幹 市民生活部所管の市民活動交流センターにおきましてもLEDの改修が行われてございます。

2款1項5目、市民活動交流センター補修費でございますが、本事業は、利用者に対して快適で安全な施設サービスを提供するため、施設利用に支障が生じる箇所の修繕や経年劣化に伴う施設の

補修、更新等を行い、施設の充実を図るものでございます。

令和7年度予算としまして941万1千円を計上しており、内訳としましては、ホール棟の屋根の修繕費として61万1千円、施設内LED照明委託費として880万円となっております。

○江川委員 ちょっと、何か、子守歌じゃなかったみたいなので、ゆっくり行こうかなと思います。

いずれの課も目的、概要を伺ったときに、修繕や改修を行うもの、ないしは施設の充実及び施設サービスを図るものという目的があって、そのうち、LED照明に関係するものが上がっているという状態になっています。

では、今年度の改修部分に関してですけれども、昨年度との比較で併せてお示しをいただきたいと思います。順番をお願いします。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 令和7年度につきましては、いきいきセンター神楽及び近文市民ふれあいセンターの照明をLEDに交換すること並びに近文市民ふれあいセンターの外壁の塗装の改修を予定しております。

また、令和6年度は、東部老人福祉センターのトイレの水道配管の交換、いきいきセンター神楽の風呂のろ過装置修繕及び近文市民ふれあいセンターの外壁等の改修を実施しております。

○水上福祉保険部障害福祉課長 まず、令和6年度は、旭川市障害者福祉センター、通称おびったの空調機に関わる熱交換器と温度制御監視装置の一部を修繕しております。

令和7年度は、同じく、おびったの空調機に関わる加湿器のフィルター交換や、熱交換器の清掃や交換などを行うほか、水浴訓練室からあふれ出た水を排水、貯槽するポンプの取り替えや、体育館と水浴訓練室の照明設備を水銀灯からLEDに交換する予定であります。

○小松市民生活部地域活動推進課主幹 令和7年度の市民活動交流センターの改修につきましては、建物内部のLED化及び屋根の修繕を行う予定であり、昨年度は外壁のひさし部分の補修を行ったところでございます。

○江川委員 昨年度はLEDにしているところはなかったということなんですね。なぜLEDなんだというふうに思ったときに、最近、よくテレビのCMでLEDについてやっているなあというのを、ふとうちの娘から指摘されまして、知らないの、LEDにしないと電気がつかなくなるのよという指摘を受けて、初めて、ああと思ったんですね。

LEDに変更する工事が行われるということなのですから、その財源と目的を順次お答えください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 LEDへの変更工事に係る財源につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3千440万円、一般財源72万5千円であります。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、国による事業者に対するエネルギー価格高騰対策支援を活用するもので、住民の福祉を増進する目的を持って住民の利用に供するために設ける施設も事業の対象とされたことから、これを活用しようとするものであります。

○水上福祉保険部障害福祉課長 おびったにつきましては、体育館の水浴訓練室で使用している照明設備は、現在、水銀灯を使用しておりますが、2021年に水銀灯の製造が中止されております。

現在、既に生産された在庫で対応を行っておりますが、将来的には他の照明設備への変更が必要となりますので、LED化を実施するものとなります。

財源につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となっております。

○小松市民生活部地域活動推進課主幹 施設照明のLED化は、2027年末をもって蛍光灯の製造及び輸出入が禁止されることに伴いまして必須となっております。

財源につきましては、エネルギー価格や物価高騰対策として、国庫交付金である重点支援地方交付金を財源としております。

○江川委員 というわけで、今の3つの答弁から分かることというのが、まず1つ目、長寿社会課からの答弁で分かりますように、旭川市は、国による事業者に対するエネルギー価格高騰対策支援を活用しているということで、この市役所も事業者であるということでこれが使えますよということが分かりました。

そして、障害福祉課からの答弁によって、2021年に水銀灯の製造が既に中止されていて、今は既に生産された在庫での対応を行っていますと。将来的には照明器具、設備の変更が必要で、今回しますよということですね。

そして、今、最後にありました市民生活部からの答弁によって、2027年末をもって蛍光灯の製造及び輸出入が禁止されることに伴って、必須となっている部分をやるのであると。この3つを合わせて、連携の取れた答弁を本当にありがとうございますというところです。

こちらを調べましたら、やはり2021年に製造が中止になっていて、2023年11月の水銀に関する水俣条約第5回締約国会議において、2027年までに段階的に廃止することが決定されているということです。だから、今、テレビCMで、もう少しでなくなりますよ、皆さん、LEDに交換していますか、確認してくださいねというCMがずっと流れていて、それを私は教えてもらったということだったんですね。

これは2021年に決まっていたことであれば、本来は一般財源、緊急的なものではなくて、もう既に分かっていたことで、きちっと予算を計画的に補填していかなければならなかったものなのじゃないかという疑問があるわけです。

最初のうちは2021年とかコロナ禍でしたけれども、そこの中であれば、例えば、まず最初でできるところから変えていったということは何となく、皆さん、本当に、今、並んでいるところがお金のない部署だと思うので、ごめんなさいね、偏見かな、でも、いつもお金に困っているイメージがあるので、まずは電球をなるべく1個でも2個でも買って、これを大事に使っていこうという精神が見えるわけですね。できれば、2個のところを1個にしようぐらいの節約が感じられるわけですが、それでもどうしても工事が必要なところがあると。そこを何とかしなければならぬ、もうなくなってしまう、どうしよう、どうしようというようなところで困ったんだろうなというところが分かるんですね。大変心が痛いところなんですけれども、本当にそれは緊急的なものなのだろうかという疑問があるわけです。

この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というのは、ここ数年、本当に物価が高くなってきていて、先ほど福祉灯油の話もありました。市民の生活は本当に苦しくなっている。だから、そういったところに充てるために緊急的な部分に出すのであるという考えの性質の下に推奨事業メニューというのが出されているわけです。

まさか、自ら困っている事業者に入ってしまったというとは私も思わなかったもので、最初、一旦はどこに推奨事業メニューが入っているんですかというのを何回聞いても分からなくて、出していただいた後に突き合わせて、確かに困っている事業者だったんだ、うちはと思ったんですね。旭川市

役所は困っていたんだなとすごく思いました。本当にその部分は審議しなきゃいけないんだなというふうに思いました。けれども、やっぱりこれは緊急的なものだと思うんです。

ですので、これまでどうしてきたんだろうと思って。これまで、どのような計画で取り替えてきたんでしょうか。で、今後どういうふうな見通しで乗り越えようとしているのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。順番をお願いします。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 LED化につきましては、省エネ効果が見込まれますことから、故障等の際に可能なものから順次取り替えてまいりました。

今後については、所管施設の蛍光灯のLED化に向けて、順次、予算要求を行ってまいります。

○水上福祉保険部障害福祉課長 おびったの照明につきましては、電球といった光源部分の交換により対応可能なものは、指定管理者と協議しながら、随時、LED化を進めてきたところでございます。

今後につきましては、現在使用している照明のうち、蛍光灯が2027年で製造中止となりますので、生産済みの在庫状況を確認しながら、利用者さんへの影響がないようLED化を進めてまいりたいと考えております。

○岩崎市民生活部次長 市民活動交流センターのLED化は、これまで、ホールの水銀灯を一部交換しているほか、事務室においては指定管理者が自ら小規模な交換を行ってきておりましたが、今回は、大規模な改修として、これ以外のホールの水銀灯を含めた建物内部の照明をLED化するものであり、今後につきましては、街灯など建物外の照明の交換を検討しております。

○江川委員 もう本当にお金がないので、苦労をしながら、まずはできるところからやってきたんだというその部分は重々受け止めたところですけども、これは本当に緊急性があるのかと言われると、難しいのではないかなと正直思うところです。

それぞれの施設の中での緊急性があるというのは分かっているんですけども、やっぱりこれがなぜ物価高騰対策になるのかということの方が分からないんですね。省エネという意味では、推奨事業メニューの中にも入っていますので、確かにこれをやるということは、長期的な視野で見ると重要だとは思いますが、現段階でLED化ができていない施設がどのぐらいあって、なぜそこなんだというところをまずお聞かせいただきたいなと思います。

そして、そのとき、何か必要な有利な財源というか、見つけられるような対応というか、そういったものがあるのかを併せて順次お答えください。

○鈴木福祉保険部次長 福祉保険部が所管している施設のうち、地域住民のコミュニティー活動の推進とアイヌ文化継承の活動施設であります生活館2館のLED化につきましては、市民生活館は令和2年度から令和6年度までで完了しております。

もう一つの近文生活館につきましては、令和7年度で完了しようと考えておまして、その財源につきましては、アイヌ文化の振興等に資する環境の整備を図るための国のアイヌ政策推進交付金と市のアイヌ施策推進基金を予定しております。

また、老人福祉センター等のうち、いきいきセンター神楽は令和7年度で完了する見込みでございますけれども、残りの5施設と旭川市障害者福祉センターの計6施設については完了には至らない状況になっておまして、財源につきましては、現時点では照明器具単体のLED化に活用できるような補助金等がありませんので、一般財源による対応になるものというふうに考えております。

○樽井市民生活部長 市民生活部が所管しております施設としましては、行政の窓口としての支所、東部まちづくりセンター、また、地域活動の拠点施設としての住民センター、地区センターや地域活動センター、農村地域センターなどのほか、市民活動交流センター、ときわ市民ホール、旭川聖苑など多くの施設がございます。

これらの施設のうち、市内に2館あります地域活動センターでは建設当初からLED照明が導入されており、また、住民センターや地区センター、一部の農村地域センターにおきましては、指定管理者側で使用の頻度の高い箇所から、順次、可能な範囲でLED化を進めてまいりました。

令和7年度は、市民活動交流センターのほか、永山市民交流センターや西神楽農業構造改善センター、東鷹栖農村活性化センターの照明器具の一部においてLED化を予定しておりますが、ときわ市民ホールや東鷹栖支所など多くの施設におきましては、現状、LED化の完了に至っていないところでございます。

なお、LED化に関する財源としましては、事業に充当可能な国の交付金や交付税措置のある市債のメニューがあり、新年度はこれらを活用して工事を進めていくこととしております。

○江川委員 すごく暗いトーンになってきたので、ちょっと明るく行こうかなと思うのですが、照明器具単体のLED化に活用できる補助金はなかなかないけれども、充当可能な国の交付金とか交付税措置のある市債のメニュー、そういったものを活用しながら、まだ済んでいないところがたくさんあるということが分かりましたので、2027年までに廃止される蛍光管をLED照明に変えていかなければならないということが分かりました。

ただし、これこそ行財政改革推進プログラムなんじゃないのかというふうに思うのですが、行政改革プログラムを改めて確認しましたが、2021年に廃止されると分かっているにもかかわらず、その中にはLED化をどういうふうに進めていくかというのは一切なかったんですね。計画を持っていなかったということが見ていく中で分かったのですが、それって本当にいいのだろうか。しなければならぬことだというのは分かるけれども、それを物価高騰対策としていいのだろうかと思うところがあるわけです。

なぜ、今回、物価高騰対策の交付金を使ってLED化するということ、推奨メニューに入っているのは分かるのですが、これが物価高騰対策なのかということをお答えいただきたいと思います。

○川邊福祉保険部長 市民生活部の所管分も含め、私からお答えをいたします。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の使途につきましては、地方単独事業として、生活者支援及び事業者支援に係る8つの推奨事業メニューが示されているほか、各地方公共団体がエネルギー、食料品価格等の物価高騰対策として効果があると判断する事業も交付対象とされているところでございます。

公共施設のLED化事業につきましては、市民が使用料を負担する施設において、LED化により電気料金を抑制し、使用料への転換を抑えることで市民の負担軽減を図るものであり、物価高騰の影響を受ける生活者の支援を主たる目的としていることから、物価高騰対策と捉えております。

○江川委員 物価高騰の影響を受ける生活者の支援を主たる目的としていることから、物価高騰対策であるというふうに考えているということであれば、なぜもっと早くしなかったのか。去年だってできましたよね。LED化という点では同じくメニューに入っていましたよね。

そして、もう1点、不思議だなと思ったのが、私は1月に部長から答弁をいただいているところなんですが、今回の物価高騰対策の優先順位について実は答弁を求めておりました。

そのときに、今回の物価高騰対策は、物価や燃料油価格の高騰による影響が大きい、あるいは、国や北海道の支援が行き届かない生活者や事業者に対する支援を優先したものでございますというふうに答えていただいているのです。

つまり、旭川市は国や北海道の支援が行き届かない事業者であったということが、ここからつながるのですけれども、パイプはどこに行ったのでしょうか。国とか北海道の支援が行き届かないって、すごく寂しいなと正直思ひまして、市民に対して支援をしましょうねと言われてお金をいただいて、市民生活を支えるために対策をしていると信じていたものですから、まさか自分が支援が行き届かない事業者になってしまうだなんて考えてもみなかったんですね。

しかも、それが当初予算に乗っかってきている。例えば、福祉灯油であったり、市民生活に直接関わるような部分に物価高騰対策というのは行っていただきたいと思いますし、昨日、うちの品田委員のほうからも、本市への支援ではなくて、やっぱり市民への支援をしっかりと考えていくべきだという指摘もありました。私自身もそうだと思っています。

この物価高騰、燃料油価格の高騰による影響が大きいところというのは、今日の午前中の質疑でもありました。とてもいろいろな世代に及んでいるということです。うちの会派の中で、みんなでどういったところに支援をすると、いろんな方の生活をどう支えていくことができるだろうかと。例えば、福祉灯油というのも当然いいところだとは思いますが、何度も何度もいろんな答弁をいただいている、どうもやる気はないようだ。けれども、例えば、今回、実質的に給食が値上げになります。多くの影響を受けるので、その部分に補填するだけでも、本当に、値上げをしないということだけでも大きなことなんじゃないかなと、そういったところに本来は使うべきではないのだろうかというところを考えているわけです。

実際、このLED化について全て調べてみたところ、今回の所管部署じゃないところも踏まえていろいろなところを出しています。あわせて、今回の予算の中で物価高騰対策の重点交付金を使わないものだけでも7つぐらい上がっていました。であれば、やっぱりこれを使わないでほかの形で補填をするべきなのではないかなというふうに思うわけです。

もう一回、冒頭に申し上げました市長の答弁を申し上げますと、国の対策や財源、議会での御意見などを踏まえ、令和7年第1回定例会への予算提案に向けて検討してまいりたいと考えておりますというふうに答えていただいていますし、12月の一般質問の中でも、福祉灯油はやりますというような方向性であったり、私たちのほうからは飲食店支援はどうだろうかというような提案もさせていただいていました。それに関しても、検討をするというような御答弁をいただいていたわけです。その答弁というのはどういうふうにおっしゃっていたのかなあ、真意が知りたいなと思うわけですが、その前に、やっぱり、責任ある方の口から、まず、この物価高騰対策について伺いたいと思っていますところなんです。

今後の物価高騰対策について、議会の意見を踏まえて検討するという答弁があったばかりでした。市民や事業者は、今回、やっぱり納得しないと思います。市民や事業者など、自分は除いてほしいのですけれども、市役所を除いた事業者への物価高騰対策についてどのように考えているのか、答弁を求めます。

○中村副市長 令和7年度予算ですが、今後も物価高騰の状況が続くことが想定されるということで、生活者、事業者への持続的な負担軽減も考慮した中で、事業の効果が一定期間に及ぶことも念頭に置きながら、交付金の残額等を踏まえて対策を取りまとめたところであります。

市民への支援ということでは、さきの臨時会で議決をいただいた部分で、午前中の質疑でもありましたけれども、できるだけ多くの市民に行き渡らせるという考え方で、国の支援の対象とならない住民税均等割課税世帯などにも支援を拡大させていただいたところです。

事業者支援につきましては、飲食業も含め、影響を受けている様々な事業者に対しては中小企業融資制度の融資を設けて対応しようと考えております。そして、事業効果が一定期間に及ぶという部分では、先ほど部長が答弁したように、いろんな施設の経費というのは、事業者の立場ではありますが、使用料なりの部分でいくと、また市民への負担がいくということも踏まえながら、負担軽減の効果ができる限り長く続くような形で総合的な物価高騰対策の検討を進めてきたところでございます。

○江川委員 今の御答弁の中で、使用料等の値上げを抑えたいというような話を副市長からもいただきましたけれども、今後、こういった部分は見直しが入っていく計画であるというふうになっていますね。けれども、そのときには価格転嫁を抑えるのだという考え方でやるのだという受け止めではありますけれども、やはり、これに関しては緊急性を要しているかどうかというところでやってきたわけです。

さらに申し上げますと、さきの臨時会で議決をして、そこで支援を拡大させたというふうな今の答弁でした。そして、事業者支援に関しては、今回の予算の中で中小企業融資制度に融資を設けて対応しているということですが、これは貸付けなんですよ。貸し付けるということは、返ってくるんですよ。貸したら返ってくる。しかも、信用保証料とかもあれですけど、利子も場合によっては、そこはさすがに資産運用じゃないので増やそうとは思っていないと思うのですが、戻ってくるので、何かを与えているわけではないというようなところで。

これは民生所管ではないので、別な形での審議になると思うのですが、こういったところも踏まえて、私としては、民主主義というのは、基本的に正しい情報を与えていただいて、こちらできちっと審議をして、どうなのかということを決めていく、これが基本になっていると思います。そういった部分で、議会から求めた答弁に対して答えているにもかかわらず、一切入っていない。一切というか、ちょっと違う形になっている。

これはやはり、市長に直接確認をしたい部分となっていますので、市長総括の手続きをお願いいたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの御発言につきましては、総括質疑のお申出ということで取り扱わせていただきます。

引き続き、御質疑願います。

○江川委員 それでは、この項目については以上で、次の分野で行きたいなと思っております。

あと3項目残っておりまして、順次、質疑をしていきたいと思っております。

次に、地球温暖化対策推進費について伺います。

昨日も質疑がありましたので、その質疑の消化できていない部分を併せて聞いていきたいと思っております。

4款1項3目、地球温暖化対策推進費2千549万1千円です。

このうち、昨日、先に答弁がありましたゾーニング調査について、2千549万1千円のうち、2千251万5千円がゾーニング調査の費用となっています。

すみません、ここは確認できていなかったのも、財源の部分だけ、何の財源を使うのかをお答えいただきたいと思います。

○松野郷環境部次長 ゾーニング調査の財源についてのお尋ねでございます。

この財源といたしましては、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金から1千688万6千円、公益財団法人北海道市町村振興協会いきいきふるさと推進事業助成金から100万円を充て、残りの462万9千円を一般財源で対応しております。

○江川委員 二酸化炭素排出抑制対策事業費補助が1千688万6千円、そして、いきいきふるさと推進事業助成金が100万円、一般財源で462万9千円ということで、市民の貴重な財産である一般財源は462万9千円使っているということです。こちらは、私は代表質問でも伺いましたし、市政方針の中にも載っていました。

市内の電力事業について伺ったときに、代表質問の答弁としては、市内の電力需要は逼迫していないけれども、今後の企業の電力需要が見込まれるので、エネルギーの地産地消を考えた上で、これが必要だというふうに考えているということ、それから、気象庁のデータでは、確かに旭川市内には風が吹いていないですね。「風は全くない」というふうに氷点の冒頭は始まりまして、旭川は国内の中でも本当に風の被害のない場所というふうに考えると、風ってそんなに吹いている覚えがないなと思います。

ですけれども、風力発電の適地に関して言うと、環境省で調べたデータでは、適地の可能性があるのだというふうな答弁でした。この具体的な想定があるからこういう言葉が出てくると思うので、その具体的な想定について、まず伺いたいと思います。

そして、報道等で、うわさでは、何か、神居のお山のところなのかな、神居山なのかなみたいなところが出ていましたので、旭川市における神居山の自然の中での位置づけについても併せてお答えをいただきたいと思います。

○松野郷環境部次長 風力につきましては、環境省のデータで、市内において毎秒8から9メートルの風速がある地域がございますが、令和7年度に行うゾーニング調査の中で、自然環境や土地利用などの調査等を踏まえ、適地としての可能性があるか否かが可視化されてくるものと想定しております。

また、神居山についてですが、神居山のみを対象とした自然に関する位置づけについて具体的なものは確認できませんでしたが、旭川圏都市計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の自然環境形成の観点から、必要な保全に関する方針におきまして、本区域を取り囲む山地、丘陵地、特に、神居古潭一帯、嵐山、常磐山、旭山及び突哨山周辺は優れた自然景観を有し、住民等の憩いの場としても活用されているため、その保全に努めることが示されており、こうした内容につきましてもゾーニング調査の中で改めて確認してまいります。

○江川委員 神居山のみを対象とした位置づけというのは見えなかったということですが、余談も入るのですが、私は、去年の末というか、今年、狩猟免許を取得いたしまして、わなをかけることができるようになったのですが、何しろ、狩猟で山の中に入るにしても、ペーペー

ですので、まずは先輩方にいろいろと教えてもらいながら入っていくというのが狩猟の世界なんですよね。なので、わなをかける前に、まずは勉強するところから、自然のことを教えてもらうところからということで、そこの中に入るというか、近くに行って、道路側から先輩方の動きを見せてもらうという中で、まず最初に教えられたこととして、最近、神居古潭とか神居山とか、あの辺の地域の自然環境の変化がとても大きくなってきているよということを、今年に入ってちょっと前に言われました。

具体的にどういうことかという、あの地域というのは、旭川の周りをぐるっと囲んでいるお山の中でも比較的よい位置というか、重要な位置づけにあるということで、一つ一つがつながっているんですよね。熊とか動物たちがあそこを道としている可能性があって、例えば、春志内とかあの辺の駆除が大分進んできていて、エゾシカさんたちが大分少なくなってきていて、彼らもとても賢いので、あそこは危険だと逃げて嵐山方面に行っていて、農業被害がそっち側に広がるとか、最近では気候温暖化の影響もあるので、収穫時期とずれていたはずの野鳥の渡りがびったり重なることによって、農業被害が起きてしまうということが全国的にも起きているということで、自然というのは何が起きるか、本当に分からないということなんです。

今の答弁の中でも、それだけではなかったけれども、旭川圏の都市計画の中で既にここを保全しなきゃいけないよねというふうに示されているにもかかわらず、改めて確認するということなので、これは本当に重要なんだよということを言ってくれるのかと思いきや、多分そうではないんだろうなというところがあるわけです。

本当にこれは重要な位置づけがあるし、人間が足を一歩踏み入れるだけで、その靴の後ろでどんな微生物を運んでいるのかということが分からないということを自覚しなさいというのが、国立公園とかそういったところに入るのに世界的な常識として、自分の靴の後ろには別なところからの地域の何かがついているかもしれないというのを考えましょうというのが常識なんです。持ち込まないということがとても重要だということが分かるわけです。

昨日、その中で、一定数、太陽光パネル、いわゆるメガソーラーに関しては議論がなされたのかなと思っています。私のほうは、メガソーラーに関して言うならば、メガではなくて、まず、各家庭の屋根に載せて、少しでもお家の電力を自ら賄う、少しでも省エネにするというような対策が先ではないかなと正直思っているところですが、今回、本当に大きなゾーニング調査が行われるということで、これはもう、陸上風力についても聞かなきゃいけないなと思いました。

いわゆる陸上風力に関して、国内での導入事例とそこに伴う課題というのをお聞かせいただきたいと思います。

エネルギーの地産地消を考えると、やはり、自然を切り開くとCO₂を逆にゼロにはできないと思うんですね。木が吸うわけですよ。木を切ってしまうとCO₂をゼロにするのではなくて、その木をそのまま固定していったほうがCO₂はゼロに近づくのではないかと。そして、それならば、立っている木を活用して、今、カーボン都市圏に売ることができます。そういうような形で財源をもらっていくというほうがお互いに喜ばれるんじゃないかなと思うわけなんですけれども、そういうことも併せて考えをお聞かせください。

○松野郷環境部次長 国内での陸上風力の導入事例についてですが、道北の幌延町で今年2月から大規模な陸上風力発電所の稼働が開始された事例を承知しております。

日本の風力発電における課題としましては、主に世界と比較して発電コストが高いこと、風強が安定した場所が少ないなど適した土地が少ないこと、風車の調達に海外に依存する部分が多いことなどが挙げられております。

また、樹木で吸収するCO₂の量を国がクレジットとして認証する、いわゆる森林クレジットの売却に関しましては、市の所有林であることが前提で、その場合は検討する必要があると考えております。

○江川委員 つまりは、市の所有林以外のところに風力が建つ可能性があるとも取れるのですが、そこまで言葉尻を取らずに素直にこれを伺うと、一般的には、世界と比較して日本の風力発電は発電コストが高い、そして、風強が安定した場所が少ないという2点の問題があつて、道内のまた幌延なんだと、幌延町で陸上風力を導入したということで、大規模なということですね。風力発電というのは、ある程度規模が大きくないともうけが出ないから、恐らく大規模になっていくということなんだと思います。そして、森林クレジット、いわゆるカーボンをゼロにするためのクレジットも、今回、この場合は売れないのではないかなというところなわけです。

その部分を見たとしても、何か、旭川市独自の、本当に旭川がいいと思ってやっているのだろうかという疑問が私の中では浮かんでくるわけです。誰かに言われていませんか。大丈夫ですか。変なパイプはないですか。本当にそこは大丈夫かしらと思うわけですが、この陸上風力の必要性に関して、現段階で担当部としてはどういう見解をお持ちでしょうか。

○太田環境部長 陸上風力の必要性についての見解ということでございますけれども、世界的にも再生可能エネルギーの利用というのが大きな付加価値を創出する時代となりつつある一方で、供給する拠点というものはその地域に偏在性があるといったことから、国は、再エネが豊富な地域にGX・DX産業の投資を呼び込んで、今後の地方創生と経済成長につなげていくといったことを目指しているという状況もございます。

こうした中、北海道におきましても、ラピダスの誘致を契機に、道央圏におきまして半導体やデータセンターなどのDX産業の集積が加速しているという状況も踏まえまして、道内における再エネポテンシャルを本道の経済全体の成長に結びつける北海道半導体・デジタル関連産業振興ビジョンを策定してございまして、今後も道内における再エネ需要というものが高まっていくものと考えてございます。

しかし、近年、大規模再開発が進められますことで、無秩序な開発ですとか自然環境への影響などといったものが問題になってございますので、本市といたしましては、そうした様々な動きを捉えながら、陸上風力や太陽光といった再生可能エネルギーのポテンシャルを生かし、自然環境と両立を目指したDX・GX産業の集積などの可能性につきまして、ゾーニングマップの作成を通じ、検討を進めていく必要があると認識してございます。

○江川委員 正直、自然環境とDX・GX産業はなかなか両立しないから、どこも手を挙げないんだと思うのです。

今、部長の答弁をいただきました。国は、再エネが豊富な地域にGX・DX産業の投資を呼び込もうとしている。そして、もう一点、北海道では、ラピダスの誘致を契機にして、道央圏に対してデータセンターとかDX産業の集積が加速しているというところが述べられました。なので、うちも手を挙げなきゃいけないというか、手を挙げざるを得なかったのですというふうに今の答弁から

は聞こえるわけですね。

ただ、その方向性でいくと、旭川市の一番大事な財産、これからの世代に残していける財産である自然環境というところをどういうふうに考えるかが分からない。だから、今回、文献調査のようなゾーニング調査をするのだということなのだと思うのですが、それって本当に市民のためになるのだろうか。そして、莫大な発電が必要なんだろうかと。これから旭川市は人口減少とずっと言っていた気がするんですよね。人が少なくなっていくと、電力って使わなくてよくなると思うのです。

ただ、一気に半分になるよとかということではなくて、今、D X、G Xというのが物すごくかかっているんで、今回、さきの物価高騰対策のために、実は、総合庁舎のエネルギー使用料の金額なんかも比較させていただいたんですけど、大きくは下がっていませんでしたね。

それは、やはり、パソコンであつたりとか、いろいろなものを使っていく、データを使っていく、G Xしていくと、D Xしていくと、どうしても電力量が上がってくるから、人間の代わりに電力が何かをしているというところで、どうしても上がっていくということは分かるのですが、人が少なくなっているのにそんなに電力が必要でしょうかというところが疑問なわけです。企業も来ると言うけれども、本当にそれは投資になるのだろうかという疑問なわけです。

一回失われたものは元に戻せないのです。アニメーション映画で有名な話がありますよね。一度失われたものは二度と戻らない。自然とともに生きてきた人間にとって、そこが失われてしまったら、もう戻らないんだというふうな作品、あの有名な日本の誇るべきアニメーションの中で、何回も、いろんな作品で語られていることだと思うのですが、そういったことを考えるときに、開発を行うとなると、どのぐらいの発電量を想定してこれを今回しようとしているのかということをお答えいただきたいと思います。

そして、来る企業も、恐らく、ある程度の想定はあるのかなとも思ったりするのですが、やっぱりもうけないと来ないと思うのです。どういう企業を誘致しているのかも本当に分かりませんが、その企業さんが喜んで、日本建設新聞さんとかに記事は載っていましたけど、それが本当だろうかというのも分からないので。もう来ないと来ないと思うのです。どういうふうに考えていますでしょうか。

○太田環境部長 環境省の自治体排出量カルテによりますと、本市の風力発電の再エネ導入ポテンシャルといたしましては、約1千664万メガジュールの発電量が示されているところでございます。

これは、北海道の平均的な世帯数で換算いたしますと約34万世帯で消費する電力に相当するものでございまして、再生可能エネルギーに付加価値を見いだす電力事業者側の企業にとっては大きな魅力になり得るものと考えるところでございしますが、あくまでもゾーニング調査等の結果を踏まえ、本市において陸上風力や太陽光の再エネ開発を進めるかどうかにつきましては、開発事業者が判断することだというふうに考えてございます。

○江川委員 そりゃあ、もうからなければ来ないよねというのが普通の話だと思うのです。

北海道の平均的な世帯で換算して、34万人じゃなくて34万世帯なので、旭川市にとってはこんなに電力量が要るかなと思うんですよね。

ということは、その企業さんは、つまり、旭川市に置いたとして、道内のどこかに販売して、何

となく川沿いにどう置きに行くのかなと思いながら行って、そして、それで人が来るかということ、企業は来る、そして、それに伴っての人は来るけれども、売る先は、需要は市内ではなく、どこかに行く。電気はどこに行ったというふうに思っちゃうわけですね。でも、それが強い経済につながるのだという考えなのか。私にとっては、これは旭川市のものではないというか、旭川市民のためのものではなくて、先ほどの答弁にもありましたように、国ですとか、道ですとか、そういったところから取りあえずやりなさいよと言われているもののようにはか思えないわけですね。一応、旭川市の環境部なわけですね。市役所の中の環境部なわけですね。道でも国でもない、環境省でもないし、北海道の環境部でもない、旭川市の環境部なわけですね。

そこで、改めて伺いますけれども、再エネの導入というのが、旭川市の魅力の一つでもある自然環境、こういった部分、様々な分野への影響が本当に心配されると思います。環境部のみならず、これは大きな課題で、市全体の大きな課題だと私は捉えています。何を未来の世代に残していくのか。風車だらけの、もしかしたら地滑りが起こるかもしれない、太陽光のパネルがいっぱい並んでいる、しかも、あれは耐用年数がもう過ぎているから使えないんですみたいな、そういうようなところを残していくのか、これは大きな課題だと私は捉えています。

昨日、副市長が機構改革について少し答弁で触れられておりましたけれども、これ自体も恐らく市の大きな課題なので、環境部だけとか経済部だけとか、そういった担当部に収まるようなところではないと思うのです。1つの課とか、そういったところではできないようなことではないと思います。

なので、改めて、機構改革というようなところの考え方であったり、再エネの導入なんかに関する組織体制の在り方なんかについて、副市長に見解を求めたいと思います。

○中村副市長 機構改革の部分、その前段で再エネの必要性というようにお話もございました。

確かに、現時点で風力発電が必要なのかというような話はございます。

ただ一方で、国、道というのではなくて、市内の経済界からも、例えば、道央のラピダスの誘致に関わって関連する産業なり、あるいはデータセンターなりの誘致をやるべきではないかという話も来ています。そういった大規模な電力を消費するような企業の誘致というのも場合によっては検討していかなければならないというような部分では、電力が必要になる可能性もあります。

それから、最近、私が読んだ本の中で少しびっくりしたのが、グーグルのAIの検索で消費する電力量という話が出ていました。1時間で3ワット、これはどのぐらいのものなのか、私は全然イメージができないのですが、消費電力が1時間で3ワットというのは従来のグーグル検索の10倍に当たるということでした。

これは特定の企業の問題ではなくて、多くの市民、パソコンなり何なりを使用する人がいずれそのような状況になってきて、それが10倍の電力量を消費するようなことになる時代がそう遠くないうちに出てくるのかなということも感じております。

そういった中で、いろんな部分、市としても対応していく。江川委員がおっしゃった自然環境についても、当然、それは十分に残していくことをきっちり想定しながらやらなければならないと考えていますけれども、電力量にしても必ずしも必要ないという判断にはなかなかならないのかなと考えております。

それから、機構改革に関してですけれども、江川委員もおっしゃったように、これは環境部、あるいは経済部だけの部分にはならないです。今は具体的な検討もまだそんなに煮詰まった状態では

ないですけれども、やはり、新しい分野といいますか、そういったものに対応する担当課なり、あるいは担当部が必要になってくると思います。4月早々には、今、各部が抱えている課題は単体ではなくて、複数の部局にまたがる問題というような部分の情報も把握しながら、今後は機構改革の部分で、逆に、新たな問題を効果的、効率的に対応できるような組織ができるように検討していきたいというふうに考えております。

○江川委員 この分野に関しては、きゅうきゅう言いながら数人でずっとCO₂削減をやってきた課が環境部の中にあったわけで、そこから出るのかなというような答弁だったかと思うんです。

何度も申し上げますけれども、昨日、安田委員からも、カエルと言えば安田さんか私かというようなところもあったと思うのですが、実は、毎年6月になると、アズマヒキガエルを捕獲しに、毎夜、毎夜、神楽岡公園を歩いていた結果、一番多いときは一夜にして700匹ぐらい捕っていたのですが、そういうところが効果を得て、やっぱり神楽岡公園では減ってきている。

自然環境を取り戻すのに、外来種というのは一回入ってしまったら10年以上かかるのです。しかも、それは駆除ができるとも限らない。たまたま駆除できるものもあるけれども、駆除ができないというように、一度失われたものは二度と戻ってこないということを本当に考えていただいて、その部分に関しては、本当に配慮をしながら、いろいろな人の意見を聞きながら進めていっていただきたいなというふうに思います。

私としては、ここの部分というのは環境問題と経済の関係性だと思っているんですよね。そこについて、改めて、副市長に話を最後に伺おうかなと思います、自然環境という部分、それから、経済との両立ということがずっと言われています。どのような方向性で考えていきたいと考えていますでしょうか。

○中村副市長 非常に難しい問題を最後に投げかけられました。

私も決して経済発展を第一優先にというわけではございません。環境というのは、江川委員がおっしゃったように、一度壊してしまうと復元するにはすごく長い期間がかかりますし、場合によっては復元不可能だということも出てくることから、やはり、そういったものを次世代にといいですか、そういった影響を十分に考慮しながら自然環境を守っていかなければならないと私も強く思っております。

ただ一方で、人口が減少している中で、地域の活性化ということで、どういった形で人口の減少を抑えられるか、あるいは、人口が減少していく中でも市民の暮らしを豊かにできるのかという部分では、やはり一定程度、経済の新しい分野への取組もしていかなければならないことになるのかなと考えております。

なかなか答えにならないですけれども、当然、このゾーニング調査もそうですけれども、そういった自然環境に資するような形でできるといいですか、そういったことを踏まえたものとして経済の発展ができるような形でやっていければというふうに考えております。

○江川委員 副市長の強く思っているという答弁をいただいたので、経過を今後、見守っていくことにしようかなと今は思うところですが、人口が減っていきます。だから、人を集めるために売れるものは何でも売るんですという考え方は私はどうなのかなというふうに思っています。

いわゆるエネルギーというのは地産地消だと今は言われています。その地産地消の根本的な考え方の部分というのは、まずはメガワットという考え方が出てくると思います。つまり、まずは省エ

ネですね。できる限りの部分でエネルギーを少なくしていくと。だから、多分、頑張ってLEDにみんなしてきたんですね。ですね。こだわりますけど、LEDには。

省エネにして、それでも最低限必要な電力を地域で担っていくという考え方がやっぱり必要で、かつ、市民生活に資するためには、昨日、別の委員の質疑にもありましたけれども、家庭の電力をいかに補填するような補助を出すかという考え方のほうが先なんじゃないかなと思ったりもするわけです。

強い経済というところは分かりますけれども、ぜひ、その点、まずは誰かのものではなく、市民のほうを向いていただきたいなということを申し上げて、この項目に関しては、そのまま、副市長の答弁をもって終わらせたいと思います。

さて、あと残り2項目ですけれども、高齢者バス料金助成費と、それから、いわゆるインクルージブに関係するような部分を伺っていきたいと思います。こちらは、お互い安心感を持って柔らかく行きましょうという感じです。明るく行きましょう。

3款1項3目の高齢者バス料金助成費2億4千949万2千円について伺いたいと思います。結構大きな金額です。

まず、冒頭、代表質問でも、基本的にどういう暮らしをしたいですかというふうに聞いてきたので、改めて伺いますけれども、特に、元気なシニアの考え方について伺いたいと思います。

活動に関して、どのような支援が必要と考えているのでしょうか。そして、健幸福祉都市として元気なシニアってどんな感じなのか、その考え方をお示ください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 高齢者福祉につきましては、介護、住まい、予防、生活支援、医療に関する取組を推進しており、元気な高齢者とは、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けている方々をイメージしており、そうした活動を支援するため、特に健康寿命の延伸や社会参加のきっかけづくりに関する取組を行っております。

それらのうち、健康寿命の延伸につきましては、各種介護予防教室の開催などのきっかけづくり、自主活動に対する支援、社会参加のきっかけづくりについては、老人クラブ等の自主活動に対する支援や外出時の交通機関利用に係る支援等を行っているところでございます。

健幸福祉都市につきましては、市政方針にもありますように、市民が健やかさと幸せを実感し、生き生きと暮らすことができるまちとしており、元気な高齢者がそのような日常生活をできるだけ長く過ごすことができるよう、健康寿命の延伸や社会参加の促進のほか、除雪支援等、地域で安心、安全に暮らし続けるための環境づくりに取り組んでおります。

○江川委員 今日の午前中の質疑でもあったのですが、基本的に今はもう年齢ではないなと私は実感しています。それは大人から子どもまでそうだと思うのですが、年齢ではなくて、健康であったり、その人の置かれた状況であったり、そういったところが、こういったシニアと言われるような人たちも含めて多様性なんだろうなというふうに思っているところです。

一方で、地域の役割を今はメインで担ってくださっている方々でもあるわけですね。

では、この高齢者バス料金助成費に関して、予算の概要と内訳、それから、3年間の推移について伺います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 高齢者バス料金助成費について、令和7年度予算案として2億4千949万2千円を計上しており、財源の内訳は、高齢者バスカード交付収入等の特定財源が5千

52万円、一般財源が1億9千897万2千円となっております。

次に、3年間の推移について、令和3年度から令和5年度までの決算額で申しますと、令和3年度は2億2千457万2千円、令和4年度は2億4千731万9千円、令和5年度は2億2千984万5千円となっております。

○江川委員 令和4年度からの比較で言うと1千747万円ぐらい減額かなというところですが、全体的に使う方というか、申請する方が少なくなっているところですか。

本当は拡大をしたほうがいいのかなと思っているところですが、昨年度からどういった変更点があるのでしょうか。今後の見通しを含めて、令和7年度に行う事業内容をお示しいただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 本事業につきましては、年度内に70歳に到達する方も含めて市内に住所を有する者を対象としており、バスカード購入に2千円の負担をいただきますと、市内の乗降に限り、1乗車時につき100円の負担で乗車できるものですが、令和7年度は今年度と同様の内容で実施する予定でございます。

なお、事業費につきましては、今年度、バス運賃改定に伴う扶助費の増が生じ、補正予算の議決をいただいたところではありますが、令和7年度は、当初予算からバス運賃改定分も含めて計上しております。

今後の見通しについてであります。現在、制度を安定的に継続することを目的として、制度を取り巻く環境の変化及び動向の把握や、昨年度に実施したアンケート調査の内容等を基に、当面の進め方について検討を進めているところであります。

○江川委員 これまで、バス会社がずっと負担してきた部分が少し改善されたんだなというところ、これは評価すべきところだなとは思っています。

実は、これは何度も何度もしつこく取り上げてきております。この制度の安定的な継続ということがこれまでも議論をさせていただいた中で何度も繰り返し出てきました。安定的な継続ってどういう状況なんだろうかというのをここ数年ずっと考えて、私自身も考えてきているところがあるわけですね。

この制度というのは、実は、市、市民、事業者の3つがそれぞれ負担して、公共交通を中心に行われている制度だと捉えられるわけです。利用者数の推移というのをどのように見立てているのか、その点を伺いたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 本事業の利用者数の推移について、令和3年度から令和5年度までの高齢者バスカード交付者数で申しますと、令和3年度は2万5千678人、令和4年度は2万5千699人、令和5年度は2万5千126人となっております。

この間、70歳以上の人口数が増加する一方、交付者数については緩やかな減少となっておりますが、今後もそうした傾向が続くのかどうかについては、今後の高齢者を取り巻く情勢の変化等が影響することから、明確に予測ができない状況であります。

○江川委員 そうですね。たくさん増えているのになぜか交付数は減っているということで、あれっ、なぜだろうというのは、私たちは、やはり、生活環境の変化によって、その人の生活の状況、それから、住んでいる場所によって違うんだということですね。なので、明確に予測はできないと言いうけれども、傾向としては比較的緩やかな減少となっているということが分かります。

これは、恐らくライフスタイルの変化ということですね。去年、今年ですかね、いつまで働けばいいんでしょうかねと思ったんです。でも、多分、75歳まで現役なんだろうなというのをその後と言われて、確かに75歳ぐらいまでは最低現役なんだなと思うと、自分自身が今は44歳なんですけど、気が遠くなったなと思って、まだまだ半分ぐらいあるなと思って、あと自分の歳ぐらい働くんだと思うと、一瞬、気が遠くなったんですけど、そこまで健康に留意して頑張らなきゃと思いました。社会を支えなきゃというふうに思ったんです。

そういうふうに考えていくと、恐らく下がっていくことが予想されるのですが、この状況を考えても、新聞でもよく報道されている札幌市の現状というのを見たときに、一気になるんじゃないかと思って不安に思いました。

今回、敬老パスと言われる札幌市の制度の見直しが大変話題となっております。ニュースにもよくなっています。旭川市に関しては同様の状況というのは考えられるのでしょうか。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 札幌市の敬老パス制度の見直しにつきましては、市民向け資料等によりますと、総人口に占める制度対象者の割合が上昇し、事業費の増加が生じている中、20歳以上の市民1人当たりの負担が増加傾向にあり、今後もその傾向が継続することが見込まれることを背景としているものと理解をしております。

本市においては、総人口に占める制度対象者数の割合は同様に上昇する一方、事業費はほぼ横ばいで推移をしておりますが、バス運賃改定により、今年度についてはやや増加となる見込みとなっております。

両市は、制度内容に違いがあり、現状の課題に対する対応も異なるものと考えております。

○江川委員 札幌とは制度設計が違うんだよということで、これは当たり前の話なんですよ。公共交通の状況と、それから、公共交通の利用の仕方が旭川市の場合は違っていて、基本的に旭川市は自家用車がとても多い傾向があるからこういう制度だったということですね。

もう少し詳しい比較の部分の伺いますけれども、敬老パス、それから寿バスカード、旭川市と札幌市の制度の違いを分かりやすく教えてください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 本市の制度と札幌市の制度との比較についてであります。対象者、助成内容に分けてお答えをいたします。

まず、制度の対象者につきましては、両市とも70歳以上としておりますが、札幌市は、現在、70歳から75歳への引上げを検討しております。

次に、助成内容につきましては、本市では2千円を負担し、高齢者バスカードの交付を受けることにより、1乗車時100円の負担で路線バスを利用できるもので、回数や助成額に上限は設けておりません。

札幌市は、1千円から1万7千円の自己負担で、1万円から7万円のポイントチャージを行うもので、現在、5千円の自己負担の場合は1万円のチャージ額など、自己負担割合を50%に引き上げるとともに、チャージの上限額を7万円から4万円に引き下げる助成内容を検討しております。

○江川委員 公共交通の状況、それから支払い方法なんかによって、これだけ制度が違うんだなということです。

旭川の場合は、ICカードではなく、ここに現金払いだったということで、こういったことにはなっていないということですね。ICカードへの転換についてもこれまで何回か議論をしてくま

したけれども、そのＩＣカード自体の導入状況が変わってきている中なので、やはり、議論ではなく、改めて別な議論をしなきゃいけないんだなと最近は考えているところです。

札幌市の場合も大変ロイヤルティの高い制度を導入していることもあって、その点も機器の交換の際に、他県でやめているようなところもありますから、今後そういったところの動向も考えながら旭川市も見なければならぬかなと思っているところです。

安定的な継続という点で、これまで何度か、私は答弁をいただいてまいりました。年齢ですとか都度の利用者負担に関して変更を加えることは、大変難しい、厳しいというふうに考えています。その上で、この制度の継続の見直しというのは何らかの形で必要だと私も考えているところです。

現在、物価高の状況で皆さんの生活状況は変わっているかと思います。改めて、昨年度に取ったとはいえ、アンケートを取り直すというような考え方はあるのでしょうか。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 新たにアンケート調査を実施することについてであります。

令和５年度に実施した調査の結果から、利用実態に関する基礎的な情報のほか、自動車を運転できない高齢者が通院や日用品の買物などに利用している状況や、自動車運転免許返納との関連性、本制度の定着状況などが把握できたものと考えております。

そのため、現在、改めて利用実態の把握を目的としたアンケート調査の実施は予定しておりませんが、今後、制度を取り巻く環境の変化等を見ながら、必要に応じて検討してまいります。

○江川委員 昨年度に取ったばかりということもあると思うのですが、正直、あの量を読んで、読み下して、一個一個のアンケートに回答を書くって、なかなかの困難性があると思うのです。あれ自体がもう技術になりつつあるんじゃないかなと思って、あの量のアンケートに答えるという技術があるシニアに頼まないとできないので、そうすると、限られてくるよねというような気持ちがあるんですよ。難しいと思います。

なので、今後、特にアンケートの取り方とか、説明の仕方、何を問うているのかというようなこと、そういったところをぜひ、デザイン都市ですので、グラフィックレコーディングとか、いわゆるデザイン思考でどういうふうな問いを作ったらいいかとか、そういう取組も必要だと思いますけれども、見解を伺います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 現在、当面の進め方について検討を進めており、具体化に当たっては、併せてその内容に応じた市民参加の手法についても留意することが必要であると考えております。

○江川委員 ぜひ、留意して市民参加をしながら決めていただけたらなと思います。

改めて、今回のこの制度ですけれども、札幌市もそうですが、旭川市も、やはり、両方とも既存の公共交通をどういうふうに利用してこの制度を設計しているかというところだと考えています。

大きく違うのは、旭川市は自分たちで交通を持っていないんですよ。だから、民間との連携というのが大変必要になってきていて成り立っている制度だということが捉えられます。つまり、バス路線が維持されていて初めて成り立っている、そういう前提の制度なんです。

今後、バスがどんどんどんどん増えることはないと思います。効率化というような言葉の下、減っていく可能性が考えられます。朝と夕方維持するのが精いっぱいというようなことも考えられていくと思います。そうなったときには、全ての交通をつないでいく。だから、今、モーダルシフトなんだとか、シームレスなんだと。シームレス交通というのは継いでいくということですね。 1

つのものではなく、全部変えていく。そういったことになったときに、この事業というのはいろいろなところで転換が必要だと思っています。

今後のシニアの活動促進を考えるとときに、拡充ですとかいろいろなところで使えるようにする、そういうようなことをどのように考えていますでしょうか。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 本制度は、高齢者の積極的な社会参加を促進し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的としており、令和5年度に実施したアンケート調査の結果から、趣味や娯楽、レクリエーション活動を目的とする利用のほか、自動車を運転できない高齢者が、通院や日用品の買物など、日常生活の基本的な活動のために利用していることも確認できる状況でございます。

そのため、路線バスの減便等により利用者が受ける影響は、利用目的や頻度、他に利用できる移動手段の状況によって異なるものと考えておりますが、現行制度でそれら全てに対応することの困難さも見えてくる状況でございます。

それらのことから、当面、事業を安定的に継続するための取組を講じつつ、多様な利用形態に対して1つの制度で対応することがふさわしいのか、あるいは、他にどのような選択肢が考えられるのかなど、今後のあるべき姿についての検討も進めていくことが必要であると考えております。

○江川委員 様々な利用形態に対して1つの制度で対応することがいいのかというところですね。

実は、高齢者バス料金助成費しか今回は取り上げていないのですが、障害者に対しても同じくこの制度があるんですよね。そこも併せての検討になってくるのかなと思うのですが、公共交通というインフラは、ここ数年、本当に危機的な状況になってきています。今後、旭川市も大分変化が考えられる部分です。

基礎的な部分というのは、所管にかかわらず見解を持っていただかなければ、全ての事業が成り立っていかないと私は思っています。そのことに対しての見解をまず伺います。

そして、多様な利用形態に関して、今後あるべき姿についての検討、そういった答弁がありました。安定的な継続に向けてどういう考えを持っているのか、意気込みを併せて伺って、この項目を終わりたいと思います。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 高齢者バス料金助成事業、それから、公共交通との関係でございます。

市民が日常の移動手段として利用できる交通機関としては、主にバス路線とJR路線がございますが、その中でもバス路線につきましては、居住地域で申しますと、より広範囲な地域をカバーしているため、バス路線の減便等が生じますと、地域によっては代替手段が限られるなど、少なからぬ影響が生じる可能性があるものと捉えてございます。

このことは、自動車を運転できない高齢者の方が通院や日用品の買物など日常生活の基本的な活動のために本事業の制度を利用されているという実態を考えると、制度の効果的な運用という点では課題となり得るものと考えてございます。

そのため、本制度について、今後のあるべき姿についての検討の際には、公共交通を取り巻く状況の変化による本制度の利用者への影響などにも配慮しながら、バス事業との意見交換なども行い、関係部局と連携して進めてまいりたいと考えてございます。

○江川委員 ぜひ、そういったところをいろいろと考えながら、利用者を維持していくことも考え

ていつていただきたいと指摘を申し上げて、この項目を終わりたいと思います。

最後の項目によりやくたどり着いたなというところですよ。お待たせいたしました。

インクルーシブというところを今回は考えておりました。どういう方が年齢にかかわらず、このまちでどういうふうに生きていつてほしいのか、そういったところのビジョンというのが本来は市政方針で語られてほしかったなというのが私の願いというか、そこが聞きたかったなというふうには思っているのが感想です。

その中で、だからこそ、インクルーシブという言葉が一般的となりましたよね、じゃ、あなたの思っているインクルーシブとはどんな感じですかというのをそれぞれに聞いてきたわけですけども、そう思うきっかけとなったのが障害児通所支援に関する受給者証のところだったのです。

障害児通所給付費の予算概要に関しては、昨日、先に出てきたので申し上げますと、予算としては結構な金額ですね。26億6千966万1千円という金額で、かなりの一般財源が使われています。

事業としては、資料もいただいているのですが、4つの事業について、支給決定者数、延べ人数とか、実利用者数とか、決算額とか、それぞれ書かれています。

目的に関してはそこで伺っているもので、次に、支給決定者数に関して、資料にもありますけれども、改めて、過去5年間の人数の推移について伺いたいと思います。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 本市における障害児通所施設を利用される方の支給決定者数について、直近5年を延べ人数で比較しますと、令和元年度が1万7千399人、令和2年度が1万8千385人、令和3年度が1万9千999人、令和4年度が2万2千150人、令和5年度が2万3千641人となっており、5年間で6千242人の増となっております。

○江川委員 すごい人数ですよ。この表で見比べたときに、旭川市って子どもの数がどのぐらいいたっけと思ったんです。受給者証って、発達に課題を抱えている子がもらうものなんだよなというふうに思ったんですね。

この資料に沿って幾つか聞こうと思うのですが、最初の私の課題認識というか、出発点というのは、何度もというか、何回か、担任の先生からよかったら行ったらいいですよと勧められたので、窓口で私が個人で訪れたときにいただいたチェック表に、多分、今、ここに座っていられっしゃる方全員が当てはまるだろうというチェック項目で、そこを出発点にして、受給の資格がありそうなので、よかったら、次は病院の先生に相談してみてくださいというのを最初にいただいたんですね。

例えば、20分にわたってもぞもぞしないで座っていられるとか、そういうような感じの内容だったので、これは大体の人が当てはまりますよねと。その入り口が柔らかい、間口が広いのはいいけれども、その後の認定の過程の部分というのが本当に正しいのだろうかと思って、これを取り上げることにしました。

幾つか確認をしていきたいと思うのですが、資料の中で、居宅訪問型の児童発達支援に関して、利用者数というのが本当に年によって様々に増減しています。事業者の方も関わってくるようなところだと思うのですが、この居宅訪問型児童発達支援というのはどういう支援でしょうか。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 居宅訪問型児童発達支援は、平成30年4月から開始されたサービスで、重度の障害の状態であり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難である児童を対象に自宅に訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、生

活能力の向上のための訓練等の支援を行います。

本市におきましては、令和6年11月現在で延べ8人の利用があります。

○江川委員 では、市内の事業者は何社で、現在の課題は何でしょうか。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 本市における居宅訪問型児童発達支援の事業所は、令和7年1月現在で2か所となっております。

居宅訪問型児童発達支援は、通所が困難な重度の障害児等の発達支援において重要な役割を担っているところですが、事業所の職員体制の確保が困難であること、重症心身障害児への支援といったことですか、居宅への訪問支援等のノウハウがないことなどの要因によりまして、対応する事業所が増加しないことが課題となっております。

○江川委員 この事業に関しては、なかなか増えていかない、2か所のところに頼り切っているという状況ですね。そういったところでは、大変、このままそこをちゃんと支援しつつ、ただ、正しい支援を行っているのかというところは、それとは別の話なので、きちんと確認をしていていただきたいところだと思っています。

さて、次に、保育所等訪問支援について伺います。

どういうサービスで、かつ、今の事業所は何か所あって、そして、現在の課題というのは何でしょうか、2問まとめて伺います。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 保育所等訪問支援は、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等に通う障害児を対象に、集団生活に適應するための専門的な支援等を行います。

本市におけます保育所等訪問支援の事業所は11事業所となっております。保育所等訪問支援は、まだまだ認知度が低いサービスであるため、保育所は学校側の受入れ体制や連携が難しいことなどが課題となっております。

○江川委員 これは比較的新しい制度ですね。集団生活に適應するための専門的な支援を行っている。そして、認知度が低いので、なかなか保育所とか学校側の受入れができていない、連携ができていないということが課題となっています。

こちらは、実は、不登校なんかでの使用も想定される制度になっていますけれども、どういうふうに考えていますでしょうか。そして、受入れ体制や連携の難しさということですけど、保育所や学校に対して、どういう改善、それから働きかけを行っていますか。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 保育所等訪問支援は、不登校等のお子さんも支援の対象となっております。

このサービスは、お子さんの様子を丁寧に観察し、本人に対しては、声かけや活動のサポートなどの直接的な支援、先生や関係者などに対しては、子どもへの理解や特性を踏まえた支援方法、そういった関わり方の助言などの間接的な支援を行っております。学校に行きにくい事情を把握し、環境設定や関わり方など、少しでも登校しやすくなるよう支援を行うことが重要と考えます。

また、このサービスは平成24年度から開始されておりますが、先ほども申し上げましたとおり、認知度が低い状況にあります。当課から保育所や学校に対して働きかけることは非常に難しいですが、支援を実施する上で、事業所が訪問先の機関との信頼関係を築くことが何よりも重要であると考えております。

○江川委員 なかなか当課から保育所や学校に対して働きかけることは難しいという答えですけれ

ども、ただ、制度の部分というのは、それぞれの事業者だけではなく、受け入れる側のいわゆるベースとなるような学校とか保育所、幼稚園といったところが分かっているなければ困るんじゃないかなというところがあります。

最後に、一番大きい数字になっているので、放課後等デイサービスの増え方に関して伺いたいのですが、この放課後等デイサービスは、後半戦になるので、放課後児童クラブとすごく似たような感じのイメージに保護者間ではなっているなというイメージがあるんです。いいな、向こう側は送迎サービスがあつてという声が聞こえるぐらいなんですよ。

それで、この増え方を見たときにちょっとびっくりしたということもあつて、この増え方に関して、担当課としての見解を伺いたいと思います。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 過去5年間の放課後等デイサービスを利用される方の支給決定者数の推移で見ますと、令和元年度が1万2千376人、令和2年度が1万3千218人、令和3年度が1万4千311人、令和4年度が1万5千399人、令和5年度が1万6千549人となっておりまして、5年間で4千173人の増となっております。

社会全体での子どもの数が減少している一方で、放課後等デイサービスの利用者は年々増加傾向となっております。

これは、社会全体の障害に対する理解が深まり、障害児への支援の必要性が広く認識されたことで、保護者が自らの子どもに必要な支援を求める意識が広がったことや、医療機関への受診の機会が増えたものと考えております。

○江川委員 最近、同会派の上野議員からシュリンクという漫画を借りたんですね。その中にこういった精神医学であつたり精神的な部分の課題というのがあつて、それを見ていたときに、これは、いわゆる社会全体の障害に対する理解が深まったのか、あるいは、自分の思う理想の子ども像の中にはまらなかったとき、子ども観がはまらなかったときに分けてしまっているんじゃないか、インクルーシブの考え方とは真反対なんじゃないかということのを思いました。

一つは、この社会を考えたときに、入り口と出口というのは皆1つだと思っています。特に、障害を持っているお子さんのところでとても思うのは、何回か、一般質問でも親亡き後を取り上げましたけれども、この子たちは自立をどういうふうに考えていったらいいんだろうかというところを考えたときに、分けてしまうという考え方になると思うんですよ。放課後の居場所を分けてしまう。そこが本当にここで考えていいんだろうかというふうに思ったのです。

放課後等児童デイサービスの事業所さんにたまに伺うと、どういう発達の凸凹があるのかなと思うような子もたくさんいて、児童クラブに近いと思ったり、逆に、児童クラブにこの子はきっと支援が必要なんだろうなと思うような子が親の考え方によっていたりというようなところの中で、本当にここって正しいんだろうか、正しいという言い方もおかしいですけども、ちゃんと適正に利用されているんだろうかというふうに思ったわけです。

そこで、市内の児童デイサービス、いわゆる放課後等デイサービスの事業者数について、過去5年間の推移と併せて伺いたいと思います。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 放課後等デイサービスの事業者数の推移ですけれども、令和元年度が55、令和2年度が62、令和3年度が69、令和4年度が75、令和5年度が80となっておりまして、5年間で25事業所の増加となっております。

○江川委員　すごいですよね。それだけ増えているというふうに捉えられたらいいのか、あるいは、児童デイサービスが先というふうにも一瞬思ってしまったぐらいの増え方だったんですよね。5年間で25事業所って、何か、人手も不足しているし、受入先がなくて困っているんですよねというようなほかの業種の事業所ってたくさんあると思うんです。けれども、その部分とは打って変わって、ここはもう次の成功例ですよみたいな、何か、ノウハウ本でも出されているのかしらぐらいの勢いで増えているような気がします。

今後、どのような体制でしていくかということだと思います。一番は、増えている、減っているとかそういったことではなくて、子どもたちの育ちをいかに市で支えていくか、子どもたちの自立をいかに育てていくか、促していくか。

ここで、いわゆる障害者受給者証というのをもらった後にどういうふうに自立を促していくのか、旭川市のビジョンとしてはなかなかないところが私は課題だと思っているので、より適正に、それぞれの事業者さんの事業を旭川市として応援していく必要があると思っています。どのような指導体制となっているのかをお聞かせください。

○松本福祉保険部指導監査課長　放課後等デイサービスを含みます障害児通所支援事業の指導につきましては、当該事業所の実地におきまして基準条例に基づいた運営がなされているか、適切に報酬算定がなされているか等を確認する運営指導を行っており、対象事業者数は、令和7年2月末現在で児童デイサービス86施設を含む618事業所ですが、これをおおむね3年かけて巡回しております。

また、事業者向けの講習会として集団指導を年1回程度開催しており、制度全般や法令遵守につきまして周知を行っているところであります。

○江川委員　令和7年2月末現在では、何と86施設に増えているということで、令和5年度から6施設増えているという、6年間で31事業所増えているということが今の答弁でも分かりますし、これは指導監査課は本当に大変ですよ。ほかのところもありますし。そして、より質を高めていくというようなことも必要だと思うのですけれども、その中で仕事に追われているんじゃないだろうかと思っています。

運営指導以外にも、当然、利用者からの通報ですとか、相談とか、通報というよりは、どちらかという相談が多いと思うんですよね。こういうふうに対応してほしいんだけど、なかなかって。そういったようなところに対しては本当に丁寧な対応が必要であると考えていますけれども、相談とか通報って令和6年度の例で言うところのどのぐらいの件数があるのでしょうか。そして、内容とか対応についても伺いたいと思います。

○松本福祉保険部指導監査課長　利用者等からの施設運営に関する相談は、本年度におきましては現在のところ30件寄せられておりまして、主な相談内容といたしましては、不適切支援、契約トラブル、虐待疑い、不正請求等となっております。

相談された内容につきましては、相談者の了承をいただいて事業者等に事実確認を行いまして、必要に応じまして指導を行っているところであり、また、事案の内容によりましては、行政処分等を前提といたします障害者総合支援法並びに児童福祉法に基づく監査を実施しているところであります。

○江川委員　法律にのっとって行っていますよというところですね。集団指導というのが先ほどあ

りました。新規の事業者数が本当に多くなっていますね。というふうに考えたときに、今後、一つ一つの部分の質を上げていって、子どもたちの育ちにつなげていかなければならないというふうに思っているのですけれども、大変だとは思いますが、時間も取られるし。

けれども、制度とか法令の遵守だけではなく、子ども館の獲得であったり、アセスメントとか、そういったところの課題共有なんかを含めて研修プログラムの提供を今後行っていかなければならないのではないかなと思うのですが、どうお考えでしょうか。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 障害児支援をはじめとしました障害福祉に係る地域課題については、本市と関係機関で構成する旭川市自立支援協議会において課題の把握や解決策の検討を行っております。

新規事業者に対する研修プログラムはありませんが、本協議会では、効果的な支援の在り方についても議論を進めており、検討結果につきましては、市内事業所で、適宜、情報共有を行っております。

○江川委員 今後、困り感というか、時代の変化に合わせて必要な内容は決まってくると思うので、ぜひ、この点はやっていっていただきたいと指摘をいたします。

事業所の数もそうですが、受給者証の数がほかのまちとか他市に比べて、ちょっと多くないかという話もあるのです。そして、大丈夫、大丈夫、簡単に出してもらえよと言われて、あなたも行きなよと言われて行ってみたら、本当に出してくれそうな感じだったので、今、私のところで思わずストップしているのですが、そこの点の見解を伺おうかなと思います。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 委員が御指摘のとおり、障害児通所支援の利用者と事業所数は増加しております。

先ほどの答弁で申し上げましたとおり、医療機関への受診の機会が増えたことや、社会全体の障害に対する理解が深まることで、保護者が自らの子どもに必要な支援を求める意識が広がったものと考えております。

また、国では、事業所の整備が進んだことにより、従来、対応できてこなかったニーズに対応できるようになってきた側面に加えて、女性の就業率の上昇に伴う預かりニーズの増加の側面があると考えられます。

当市におきましても、そのような要因から増加していると認識しておりますが、障害児の健やかな育成のため、適正な認定作業を行い、必要な支援につなげてまいりたいと考えております。

○江川委員 障害者通所支援に関するものなので、女性の就業率の上昇に伴う預かりニーズの増加の側面として、ここに子どもたちがどんどん行ってしまったら駄目なんじゃないですかねと思うんですよ。子どもたちの適正な育ちのためにある事業ですよ。うなずいていますけど、そういう側面が確かにあると思います。預かりのニーズはあるけれども、ここではなくて別ところで預かってもらいましょう。そして、そこの預かりのニーズについても多様なものを育てていきましょーというのが子育て支援であって、障害を持っているお子さんの本当に必要としているニーズに今後は応えていけないんじゃないだろうかとこのところですね。

生活支援事業なんかもそうだと思うのですが、求めはまだたくさんあって、本当に重度の心身障害を持っているお子さんもいるわけです。そういう子どもたちが社会の中で自らの力で生きていくことができるように育てていく、育ちを応援していくというのがこの事業だと思っているの

で、本当に適正な認定作業をぜひ行っていただきたいというふうに申し上げておきます。

最後の質問ですが、今後、5歳児健診が義務化していくんじゃないかという報道があります。

旭川市はインクルーシブをうたっています。けれども、日常生活も放課後も地域ではないこういう支援の場で過ごすということになるわけです。実際のところ、分けているのは学校教育の間だけなんですよね。入り口は最初みんな一緒に、そして、その後、保育園とかそういったところで少しずつ分かれていって、小学校、中学校、高校、ここの部分だけが分かれている。大学進学はなかなかないから、大学は分かれていないように見えるけれども、そこから先は全部一緒なんです。みんな、同じ社会の中で生きていると思っています。そういうふうに考えたときに、ここだけ分けているということ、この分け方が早くなるということに私は危機感を覚えます。

支援の基本というのは確かに居場所なんだけれども、やっぱり、同じ場所で過ごすということを最終的には考えていかないと、学校教育の間だけに対応できるけれども、その先の部分はどうぞと保護者に丸投げされている状態、どうしたらいいのという困り感が今後増えていくと思います。

そういったところに関して考える必要があるなと思っていますので、その点に対しての見解を伺いたいと思います。

○水上福祉保険部障害福祉課長 障害の有無にかかわらず、できる限り共に育つインクルーシブな環境というものを目指すことが大切だと思っています。

しかし、その一方で、お子さんの状況によっては、望む方、望まれない方、それぞれいらっしゃるということも捉えておりまして、安心して過ごせる居場所や支援の形は一人一人異なるものではないかというふうにも考えております。

サービスにつなげるに当たりましては、お子さんの将来を見据えつつ、保護者や本人の希望を酌み取りながら、それぞれに合った生活の在り方ですとか支援方針を計画していくことが重要と考えておりますので、サービスの申請時におきましては、保護者との丁寧な面談を通じて適切な認定作業を進めていく必要があると考えております。

○江川委員 担当課の課長として本当に力強い言葉だなというふうに思っています。障害の有無にかかわらずという言葉ですね。

さっきから、前で、多分、口寂しいかなと思うので、最後に部長にも1問伺おうかなと思います。ずっとうなずきながら聞いてくださったので。急遽、聞きますけれども、5歳児健診は今後どういうふうになっていくかというのは分かりません。けれども、旭川市の子どもの育ちというふうに考えていくときに、この事業が果たす役割を今後どういうふうに考えて、そして維持していくのかということを最後部長に伺って、終わりたいと思います。

○川邊福祉保険部長 突然の御指名で大変緊張しておりますけれども、今、一連の質疑を聞いておりまして、江川委員がおっしゃっていたことの中で、私もそうだなと。やはり、子どもの居場所をきちんと確保するという部分でございます。

私にもダウン症を持っていたことがありまして、事業所の頃、家に何回か行っているのですが、その母親というか、私にとってはおばさんに当たるのですが、私に対してといいましょうか、行ったところで聞いていますと、この子はいずれ、高校を出る頃にもなって、きちんと社会の中で、自分の力で、自分で毎日職場に行って、そして働いてお金をもらってというようなことを聞かされてきました。それがまさに、先ほど江川委員がおっしゃっていた、きちんと居場所をつく

るというようなところに通じるんだなというふうにこの立場になって実感しているところでございます。

最後に、私から部長として総括的に申し上げますと、そういったことをきちんと踏まえながら、この事業についても総体的に進めてまいりたいというふうに思っております。

突然の御指名だったので、何も考えておりませんでしたけれども、そんなことで取り組んでまいりたいと思っております。

○高橋紀博委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時52分

再開 午後3時25分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○高花委員 まず、全部で4事業を予定しております。

初めに、環境部のほうから質疑をさせていただきたいと思います。

4款2項1目の家庭ごみ処理費用適正化事業費についてお聞きしたいと思います。

これは、指定ごみ袋、いわゆる燃えるごみ、燃えないごみに関する予算だというふうに思いますが、今回、資料要求をさせていただきました。

それを見ますと、1番、2番、3番とありまして、1番が生活保護を受けていらっしゃる方、または中国残留邦人等の方、そして、2番は3歳未満の乳幼児がいる世帯の方、3番が家族で介護用品購入助成、いわゆる紙おむつの購入助成を受けられている方、こういった3種類がありまして、それぞれにごみ袋を支給しているという事業でございます。

この事業について何点か伺いたいと思いますが、その中でも2番の3歳未満の乳幼児がいる世帯について、ごみ処理手数料の減免についてこれから伺っていききたいと思います。まず、減免内容についてと制度の概要についてお示しいただきたいと思います。

○大竹クリーンセンター所長 乳幼児がいる世帯にとりまして、紙おむつは必要不可欠なものであり、1日数回の交換によりまして相当なごみ量となりますけれども、努力して減量できるごみでもございません。また、衛生上の観点から焼却処理が望ましいものであることから、平成19年8月の家庭ごみ有料化の際に減免の対象としたものでございます。

支給するごみ袋は、毎日一定量が発生する紙おむつを1週間に2回ある燃やせるごみの日に2回に分けて処理しやすいように、また運びやすい重量となるよう、燃やせるごみ用の10リットルとしたところでございます。

対象は3歳未満といたしまして、新生児の年齢によって最大450枚をお渡ししております。

○高花委員 それでは、これは枚数は分かりますけれども、年間でどの程度の人数が対象となっているのか、出生率の低下等もあるかもしれませんが、直近の令和3年度、4年度、5年度あたりの人数をお示しください。

○大竹クリーンセンター所長 新生児及び転入者を合わせて年間で約2千人前後となっております。令和3年度は2千61人、令和4年度は1千973人、令和5年度は1千712人となっております。

○高花委員 転入者と合わせて2千人前後だけれども、ここ3年では年々少なくなってきておりますね。それが分かりました。

これは私が子どもを産んだときはなかった制度で、非常にうらやましいなというふうに思います。当時は、まだ布おむつを推奨するおばあちゃんたちもいらっしゃったのですが、今ほど紙おむつの種類もなくて、ママ友たちの中では、やれ、パンパースがいいとか、やれ、こっちがいいとか、いろんなことを今この質問をしながら思い出しているわけですが、非常にありがたい制度だというふうに思います。

こういった制度はほかの自治体でも行われているのでしょうか、伺いたいと思います。

○大竹クリーンセンター所長 対象年齢や支給枚数、収集方法はそれぞれの自治体によって異なりますけれども、道内の人口10万人以上の市では、旭川市のほか、札幌市、苫小牧市、釧路市、小樽市で乳幼児に対する減免が実施されております。

○高花委員 ほかの自治体でもやっているということで、実は、私も、今お答えいただきましたけれども、手持ち資料がございまして、3歳未満まで支給する自治体は千歳市と恵庭市と旭川市なんですね。それ以外の今御答弁いただいた札幌、苫小牧、釧路、小樽というのは2歳未満までしか紙おむつ分のごみ袋は支給していないわけですから、旭川市は非常に手厚いなという印象を受けました。

それでは、ここからがちょっと疑問視しているところでもあるのですけれども、お聞きしていきたいと思います。

このごみ袋は、どういう方法で対象者に支給をされているのでしょうか。

○大竹クリーンセンター所長 主に市民課、支所等におきまして、出生届、転入届等と合わせまして御申請いただきまして、その場で指定ごみ袋の現物をお渡ししております。申請の際の年齢がゼロ歳の場合は450枚、1歳の場合は300枚、2歳の場合は150枚を一括でお渡ししております。

○高花委員 一括でお渡ししていると。旭川市で生まれた御家庭においてはゼロ歳ですから、3歳までの分の450枚を一括でお渡しして、途中で転入してきた方などは、3歳まで残り2年間あれば300枚とか、そういう形でとにかく一括でお渡ししていると。

ここがちょっと問題だなというふうに思っておりまして、次の質問に行きたいと思いますが、この乳幼児の指定ごみ袋の減免で、燃やせるごみ袋を現物お渡しと。450枚であった場合、重さはどれぐらいになるのか、私には想像できないのですけれども、何キロぐらいになるのか、お示ください。

○大竹クリーンセンター所長 ゼロ歳の場合の450枚では、約4.6キログラムになります。

○高花委員 4.6キロですよ。重いですよ。ありがたい制度なんですけれども、乳幼児を抱えて出生届を出したときに申請を出したら、いきなり450枚、これはないんじゃないかと。

大変いい制度なんです。でも、渡し方に問題があるのではないかなということを感じるのです。これを分割にしてお渡しすることは今まで考えなかったのか、できるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○大竹クリーンセンター所長 これまで分割支給については検討してきませんでしたけれども、ただいま委員からの御指摘がありました分割でお渡しできるような運用につきまして、関係部局とも

調整を図りながら、当面は試験的な運用になるかもしれませんが、令和7年度の早い段階から実施できるよう検討してまいりたいというふうに考えています。

○高花委員 すごく前向きな御答弁をいただいて、ありがとうございます。

子どもが生まれて喜ばしいことですから、せっかくなので、少しでも御希望に応えられるようにしてほしいと思います。

実は、ある出産した女性の方から相談がありまして、分かりました。これは分割にできないのだろうか、非常に大変だったと、ありがたくて。それで、えっ、分割だと思っていたけれども、そうじゃないんだなということが分かり、今回、質問させていただきました。非常に前向きで、令和7年度に試験的にでも実施していただけるということで、選択肢が増えるのはすごくいいことだと思います。

そもそも、乳幼児のいる御家庭の枚数ですが、資料にもあるように、特に、生活保護1人世帯、2人世帯、3世帯以上で、しかも、ここは燃えないごみも支給されるといった支給の仕方でありまして、また、介護により紙おむつの購入助成を受けている方にも3パターンの10リットル、20リットル、30リットルと、非常にきめ細かいといえますが、いろいろと考えられた支給方法なのかというふうに思いますが、この枚数というのは一体どのように決められたのか、伺いたいと思います。

○大竹クリーンセンター所長 3歳未満の乳幼児がいる世帯及び介護により紙おむつ購入助成を受けている世帯につきましては、当時、おむつメーカーなどからも資料をいただきながら排出量を調査するなどいたしまして、1年分の紙おむつ等を排出できる枚数とさせていただきます。

生活保護世帯では、平均的な家庭のごみ排出量に基づきまして、1年間に排出する量の半分程度を排出できる枚数をお渡ししています。

○高花委員 そこそこの調査といえますか、聞き取りといえますか、こうやって聞いても適当に決めたわけではないということが今分かりました。

それで、実は、この支給に対して要綱が旭川市にはあるんですね。ごみ処理手数料減免取扱要綱というのがございます。これはホームページで出していただくこともできるんだと思いますが、そこで、対象者については第2条というのがあって、こういった方たちになるわけです。その減免の申請というところの第3条の第2項にこういうことが載っているんですね。ごみ処理手数料の減免を受けようとする者が第2条各号の、これは対象者のことですね、複数に該当するときは、重複して申請することができるものとすると。これはびっくりしまして、えっと思っていたわけなんです。

例えば、この資料からいきますと、生活保護世帯で赤ちゃんが生まれました。最低3人以上いる世帯だと。そこにはおばあちゃんもいて、紙おむつの助成も受けていると。そうすると、この1番、2番、3番の全部に当てはまるということで、それぞれ申請できるというふうな認識でよろしいですか、確認させてください。

○大竹クリーンセンター所長 ただいま委員から御指摘がありましてとおり、減免の事由が複数該当する場合につきましては、重複して支給を受けられることとなります。

今おっしゃられたとおり、例えば、自宅で紙おむつ購入助成を受けた親の介護をしている世帯に乳幼児が生まれれば、介護と乳幼児を重複して減免の指定ごみ袋を受け取ることとなります。

○高花委員 そうすると、例えば、全てが5月から6月として考えます。生活保護を受けた時期も

5月から6月、お子さんが生まれたのも5月から6月、そして、紙おむつの助成を受けたのも5月から6月というふうに計算させていただきましたが、10リットルだったとして1枚20円なわけですね。そうすると、1番の部分では110枚を受け取ることができます。そして、2番では一括でしたから450枚を受け取らせていただきます。3番においては、5月から6月ですから360枚になるわけです。単純に計算すると、最大920枚、1つの御家庭で燃えるごみ袋を受け取らせていただくんですね。そして、これが1枚20円と換算しましたら、1万8千400円の減免を受けたということです。

これを一括して受け取る大変さもありますけれども、ありがたいですから受け取っていただけたと思います。例えば、クリーンセンター所長の記憶にある中で、これだけ全部、1番から2番、3番の全部に当てはまる御家庭、最大920枚を受け取った事案というか、件数はありますでしょうか。

○大竹クリーンセンター所長 これまで減免制度が始まってからは、2番と3番とか、1番と2番の重複はあるのですが、全てが重複したというケースはこれまで1件もございませんでした。

○高花委員 突然にもかかわらず、ありがとうございます。さすがはクリーンセンター所長です。ぱっと、1番と2番の重複、2番と3番の重複があると。それでもすごい枚数ですよ。

例えば、転出しましたと。特に、2番の赤ちゃんのいる御家庭は一括で450枚いただきました。でも、1年後、御主人の転勤が決まり、そうすると、無駄なごみ袋、いただいたごみ袋が出てくるわけです。そうしたときに、減免の資格を失うわけですよ。だけど、一括でいただいていますから、返す必要もないかもしれませんけれども、でも、返してほしいなというふうに思いますが、指定ごみ袋の返納というのはこれまで求められてきたのでしょうか。

○大竹クリーンセンター所長 減免で指定ごみ袋の支給を受けた方が市外への転居などによりまして減免の資格を喪失した際には、ごみ袋の返納は求めておりませんでした。

○高花委員 あらっという声が漏れてしまうような現実が分かりました。

例えば、市外への転居とか死亡ということもあると思います。そういった中で、一括でもらって、減免の資格がなくなったときに返納してもらうように、今は口頭でも何も伝えてないということでしたけれども、今後は返納してもらうようにしたほうがいいのではないかと思います。可能ですでしょうか。

○大竹クリーンセンター所長 ただいま委員から御指摘がありましたとおり、減免の資格を喪失した際の指定ごみ袋の返納についてでございますけれども、こういった方法で実施できるか、今後、関係する部局とも協議しながら検討してまいります。

○高花委員 今、旭川市は財政が厳しいと言っております。こういったところの無駄があるのではないかなというふうに思いました。まさか、ここでこういう事態になっているとは私も思っていないくて、ですから、例えば、特に乳幼児なんかは1年ごとでお渡しするとかしたほうがいいかなと。それがなぜ今までできなかったのかなと思うわけだし、なぜ、そういうことが環境部のテーブルの上で議題とならなかったのかなという疑問があります。部長、そう思いませんか。これは無駄ですよ。

私の身内で名寄と深川に住んでいた人がいて、見たことがありますけど、みんな転勤族で、無駄で、なぜか旭川市にいる私がそれを預かるというね。どうやって使えばいいんだろうというのがあ

るんですけど、転居した先であっても困るものがもしかしたら10袋も20袋もあったかもしれないわけですよ。そういったところにお金を使っていたかもしれないと分かったと、少しの件数かもしれませんが、小さいことからこつこつとやっていく分においては、これまで見直しがなかったということが私は不思議で不思議で仕方がないのです。

この不思議を解決していくために、部長、なぜ今までこれが議題に上がらなかったのか、不思議なんです、よろしいでしょうか、お聞かせください。

○太田環境部長 確かに、委員の御指摘にありましたように、今まで議題に乗らなかったということも確かにあるかと思います。

確かに、返却を求めるというのも1つの方法としてはあるのかなというふうに思いますが、返却を求めるとしても、強制的に求めるのは難しいということはあるかと思います。ただ、それでも転居された場合には返却をお願いしますと。それから、3歳未満の乳幼児がいる世帯の場合は3年まとめてというのがありますから、その辺は何回も来ていただく手間を省くために一括でやっているのですけれども、最低でも単年度ごとにと、今回、選択肢を増やすということで関係部局ともいろいろと協議をしながら、試験的ではありますが、そういった形で進めてまいります。

そうした中で、転居される場合には数か月分でも余ったものは返却をお願いする形で、なるべく無駄のないようにさせていただきたいと思っております。

また、心配なのは、転居されるときにそれをほかの方に譲られるのが怖いのですけれども、ただ、その場合、例えば、ゴミ袋に紙おむつ用ですとか生活保護を受けている方の減免用ということを書くとか、個人情報ということもあり、その辺はやっぱり難しいところがありますから、基本的には返却をお願いしますというお願いベースでしかないのかなとは思いますが、その辺も含めて検討させていただきたいと思っております。

○高花委員 突然にもかかわらず、部長、ありがとうございました。

私も心配していたのが、今、部長が言われたように、転居するときに御近所さんに配ってしまうこととか、この1番、2番、3番に関わる方たちも含めてそこら辺を危惧しているところもあります。単に金銭面だけではなくてね。ただ、お渡しするときに返却のことは一言も言っていないという先ほどの答弁でありましたので、それがいかなるものかなということは思いました。でも、それに関しては、今回、試験的でも令和7年度は検討していただけるということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、指定ゴミ袋に関連して、もう1点、伺わせていただきたいと思います。

この燃やせるゴミ、燃やせないゴミの表面というのでしょうか、広告が載っていますよね。この広告を入れなくていいんじゃないですかというお声もいただいています。その方は、海外で日本人学校だとかいろんなところに行って、SDGs関係とかゴミ問題とかにすごく意識の高い方からのお声だったのですが、インクの無駄じゃないですかとかあったわけです。

さっき、私は、名寄と深川のゴミ袋を見た、手元にあると言いましたが、正直なところ、ここまで印刷しておりません。ビニール袋の質も違いますけれども、質は別に印刷とは関係ないと思うので、旭川市は広告の印刷が特に多くないですか。きっと、事業案件か何かあるのかもしれませんが、この件に関してどのような見解をお持ちでしょうか。

○大竹クリーンセンター所長 全庁的な取組となっておりますけれども、旭川市行財政改革推進プ

プログラムの一環といたしまして、市有財産を活用した収入の確保を目的に、指定ごみ袋の本体及び外装袋に広告を掲載し、自主財源の確保に努めているところでございます。

なお、ごみステーションに出されたごみ袋の中身を収集作業員が目視による確認を行う必要があることから、片面のみの印刷とさせていただいております。

○高花委員 私は、ごみが全部見えなくて印刷も時には役立たかなとは思いますが、今、環境問題とかSDGsだとか言われている中で、見る人が見れば無駄な印刷だと思う方もいるということは把握しておいていただきたいというふうに思います。

先ほど、自主財源の確保に努めていると、この広告費がそこに値するのだというふうに思いますけれども、広告の印刷はいつ頃からやっているのでしょうか。また、恐らく入札かなと思いますが、どのような方法で広告掲載業者を決めているのか、お示ください。

○大竹クリーンセンター所長 広告の印刷につきましては、平成25年度製造分から実施しております。

広告掲載業者の選定についてでございますけれども、広告代理店による入札によって契約の相手方を決定いたしまして、提出された広告掲載内容について、指定ごみ袋の有料広告に係る取扱要綱に定める掲載基準に基づき審査をいたしまして決定しております。

○高花委員 入札ですね、平成25年からですね。

今、旭川市は何だかんだで13分別まで来ましたが、分別が始まったときは、旭川市民は非常に優秀で、国のほうからも補助金というか、振り込まれていたということを聞きました。

市民の協力があってのこういった事業であるとは思いますが、ここ近年を見ますと、地味な印刷のときもありますけど、ちょっと派手な印刷のときも見当たるなど実感するんですね。

私は、黒が多い分、ごみが見えなくていいかなと思うときもあるのですが、一度、他都市と比べてみていただいて、どれだけ本市のごみ袋の広告印刷が大きいかということを一度調査してみたいかなというふうに思っております。ここは指摘とさせていただきます。

先ほど、自主財源の確保のためと言いましたが、一体、この広告掲載の収入というのは、収入額は毎年どれくらいあるのか、伺います。

○大竹クリーンセンター所長 令和4年度及び令和5年度製造分につきましては、それぞれ71万6千100円、令和6年度製造分につきましては、79万4千200円の収入を得ております。

平成25年度製造分から令和6年度製造分までの広告掲載によります収入は、総額で約1千273万円となっているところでございます。

○高花委員 例えば、入札のときの条件に広告を載せるからというような条件とかはついていきますか。それが目的で入札する業者とかもあるかもしれないのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○大竹クリーンセンター所長 特にそういう条件はございません。

○高花委員 突然聞きましたので、どきどきしましたが、特になんということなので、これは旭川市が広告収入としてほしくて決めて、毎年、大体70万円から80万円近い収入があるということで、この金額は、燃えるごみ、燃えないごみの両方を合わせての金額ですか、それとも、単品というか、燃えるごみだけですか。

○大竹クリーンセンター所長 これは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、外装袋、全ての広告料と

なっております。

○高花委員 とても細かく聞かせていただいて、ありがとうございます。細かく聞けるのが本当に分科会のいいところだなというふうに思います。

広告掲載から始まって約1千273万円ということです。これが減ったとした場合、何か支障が起きてくる、これは環境部の税収がなくなることになるのかもしれませんが、大きな影響が出てくると所長は思いますか。

○大竹クリーンセンター所長 金額的には近年は70万円台ということですので、大きな影響が出るかと申しますと、それほど大きな影響はございませんけれども、ただ、やはりこれだけの広告収入ということで貴重な財源となっておりますので、今後も広告収入を上げられるよう継続していかなければならないかなというふうに考えているところでございます。

○高花委員 当然、市として収入を上げていくということは考えていかなければならないと思いますので、値段が上がるかどうかは分かりませんが、地道に10年以上やってきたこの制度でございますけれども、不快に思う方もいると。それが果たしてずっと続けられるかどうかという、環境部であるからこそ、環境問題の部分、SDGsの部分バランスよくやっていただきたいなというふうにお願いしたいと思います。

そして、最初のほうに質問させていただいた3歳未満の乳幼児がいる世帯への、また、ほかの生活保護の方や紙おむつの助成を受けられている方へのごみ袋の支給方法に関しても考えていただきたいと思いますし、そして、引っ越ししたとかいろんな事情があったときにはお返しいただくということも新たな手法としてやっていただきたいということを念押しさせていただきます。

クリーンセンター所長は、今年で定年だというふうにお伺いいたしました。市民のきれいな環境のために日夜働いていただいていたと思うのですが、しかも、私への答弁で議会最後の答弁になると伺いました。

私も、今、ちくちくといろいろ質問させていただきましたけれども、ごみへのいろんな思いがあるかもしれませんので、最後に、今後のごみの在り方でも何でもいいですので、何か一言、お残しいただければと思います。

○大竹クリーンセンター所長 私は、平成5年に採用になりまして、平成8年から5分別ということで分別がスタートいたしました。

その後、分別品目が拡大いたしまして、現在に至るわけですがけれども、この間、市民の皆さんから、お褒めをいただく場面もありましたけれども、お叱りをいただく場面も多くございました。

今後は、そういったお褒めをいただく場面を1つでも増やせるように、それから、お叱りをいただく場面を1つでも2つでも減らせていけるように、後輩たちにこのバトンを渡していけたらなというふうに思っています。

議員の皆さんには、長く長く大変お世話になりました。ありがとうございます。

○高花委員 突然にもかかわらず、ありがとうございます。

本当に、いろんな事故もクリーンセンターであったりしましたけれども、耐えてこられたんだなというふうに思います。お疲れさまでした。

続きまして、同じ環境部で4款1項3目の地球温暖化対策推進費について行きたいと思います。

これは、結構、皆さん、ゾーニング調査のことをお聞きしております。私も代表質問で質問させ

ていただいて、分科会でやろうと思っておりましたけれども、次々とこれだけあると、できないなと思いましたが、私にはもう一つ秘策がございまして、この地球温暖化対策推進費の約2千500万円近い予算の中で、ほとんどがゾーニング調査で使われております。2千100万円近くほど。

では、残りの部分の予算に使われているのは中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業だというふうに思いますが、私はここをお聞きしたいと思います。

その事業概要、予算額について、まずお聞かせください。

○松野郷環境部次長 中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業の概要でございますが、市内中小企業者のエネルギーコストの負担軽減を図るとともに、経営の脱炭素化に向けた取組を促進するため、自社の温室効果ガスの排出量を算定、把握するサービス、いわゆる可視化サービスの利用に要する経費の一部を補助する事業でございます。

補助制度の内容といたしましては、可視化サービスの月額使用料を対象に、1か月当たり1万円を上限に最大6か月、6万円の補助金を交付するものとなっており、令和7年度は予算額150万円を計上し、補助件数としては25件を想定しております。

○高花委員 ゾーニング調査と比べれば予算額は150万円ということで、本当に小さい金額ですが、この事業は、私はすごく大事な事業だというふうに思っております。

要は、脱炭素に向けての可視化によって自分たちがどれだけ削減できたのかが分かるということは、今、全国でもあちこちでやっていることだし、北海道でも始めているところでもございます。

ようやく旭川市が今回これをスタートするわけですが、補助件数25件を想定していると。では、この算定とか把握するサービスにはどういったものがあるのでしょうか。

○松野郷環境部次長 国際的な温室効果ガス排出量の算出と報告の基準、GHGプロトコルと呼ばれるものですが、これに基づき、各企業におけるスコープ1、2の算定を行うものとなっております。スコープ1は、ガソリン、灯油など燃焼に伴う直接排出、スコープ2につきましては、他社から供給された電気等の使用に係る間接排出を指すものでございます。

企業側の作業といたしましては、システムへの入力、もしくは請求書などのデータをインターネット経由でアップロードしていただき、自社の温室効果ガス排出量を可視化し、認識していただくことで、節電や省エネ化による経費の削減と併せて、脱炭素化に向けた事業者の意識改革を促すものでございます。

○高花委員 スコープ1、スコープ2ということで、細かく、ガソリン、灯油、そして他社からの供給された電気という部分が分かりましたけれども、システムによる入力で請求書をインターネット経由でアップロードして、その事業所の温室効果ガス排出量が可視化できるというシステムだということが分かりました。

先ほど私も言いましたが、他都市でもいろんなことをやっていると思います。他都市の同様の制度にはどういうものがあるのか、伺いたいと思います。

○松野郷環境部次長 全国的には、複数の自治体で同様の補助制度がございます。道内では、同様の補助制度がある自治体の確認はできておりませんが、補助金以外の支援方法として、恵庭市では、サービス提供事業者及び地域の金融機関、市の三者連携協定を結び、温室効果ガス排出量の測定、事業者からの測定データの提供、集計、分析とともに、行政と事業者が一体となって地域の脱炭素

の取組を推進している事例がございます。

○高花委員 それでは、利用実績についても併せて伺いたいと思います。

○松野郷環境部次長 令和6年度の利用実績につきましては25件となっており、サービス提供事業者からは、全国的に見ますと数件の応募しかない事例が多い中、補助制度を導入した本市の実績は高い水準であると聞いております。

○高花委員 令和6年度の実績が25件というのは多いんだか、少ないんだか、分かりにくいところですが、高い水準にあると、今、次長は言い切りました。本当にそうなのかと思います。

実は、私、この問題について、昨年、富岡製糸場のある富岡市を視察してきたのです。CO₂排出量見える化事業についてということで視察してきました。

富岡市も令和5年1月にゼロカーボンシティを宣言されたんですね。本市と同じようにゼロカーボン推進課という全く同姓同名の課を設置しておりました。2名体制でやっていたのですが、ここは、家庭が約370世帯、事業所が約330か所を目標にして可視化事業をやろうとしたわけです。先進地のいろんなところを研究、調査して、2030年には45%を削減して25万トンの排出量を目標にするという具体的な目標を立てていました。

ところが、私もこのような視察は初めてで、何て言ってもいいやらという感じだったのですが、事業所も御家庭も一生懸命にアピールしても、いや、今、うちはまだ、いや、うちも全然、あんまり興味ないと、ほとんど事業化できなかったそうなんです。ですから、令和7年度は予算がつかなかった、そういう視察内容だったんですね。私もどうやって励まそうと思ひまして、いろいろと旭川市のことをお話ししてきました。うちも最初は2名だったような気がします、今は4名体制になって人も増えましたとか、いいですね、旭川市さんはとか言われながら。

議会も、総論賛成、各論反対という様々な議論がされたそうです。だから、私は思いました。旭川市は恵まれているなど。この事業を進めていくに当たって、総論賛成、各論反対、各論反対はあまりなかったんじゃないかなと。環境部の皆さんは、すごく、協力体制の中でこのゼロカーボンにしてもいろんな事業をしているということは忘れないでいただきたいなというふうに、私は、富岡市に行き感じました。

富岡製糸場があって、あそこは市が経営していますから税収があると思ったんですね。財政難で予算がつかなかったというんですね。大丈夫かというふうに一瞬思いましたけれども、その中で、150万円という僅かでもこの可視化事業を進めようとしている本市の取組は、私は最大に応援していきたいなというふうに思っております。

実際に令和6年度は25件あったということですが、これが高い水準であるかということ、件数をもっと増やしていただきたいなと思います。富岡市でも330件を目標にしていたわけですから、もっと頑張っていたきたいと思っていますけれども、この利用した25件の事業者はどういった業種の方たちでしょうか。

○松野郷環境部次長 利用した事業者の業種につきまして、日本標準産業分類の大分類で申し上げますと、建設業及び製造業が各8社、運輸業が3社、卸売業、小売業及び他に分類されないサービス業が各2社、生活関連サービス業や不動産業が各1社となっております。

○高花委員 やっぱ、一番多かったのが建設業、製造業ですね。電力を使うというか、でも、意識も高いんだなということが分かりました。卸・小売業もありますし、サービス業もありますし。

令和7年度は、これをもっと拡大していかなければいけないというふうに思います。その部分について、どのような施策でこの補助金の利用拡大をお考えなのか、伺います。

○松野郷環境部次長 令和7年度につきましては、経済部が実施する中小企業振興資金融資制度バリューアップサポート資金の一部要件に当該補助金の交付要件の決定を受けている者を設定しまして、経営の脱炭素化に向けた取組を進める企業に対して利子補給などを行うことで、さらなる補助金の利用促進を図ってまいります。

あわせて、可視化支援制度の利用者との調整などを行いながら、低廉な価格での再エネ電気の導入に向けた事業の構築、実施についても検討しているところでございまして、可視化と電力料金の削減を通じ、脱炭素経営の価値を認識していただきながら、経済と環境の好循環につなげてまいりたいと考えております。

○高花委員 事業者あつてのサービスだというふうに思っておりますし、この事業だというふうに思っております。

大体、予定どおりの25件が令和6年度も来ましたので、令和7年度もそれぐらいの予算なのかというふうにお察しいたします。半年間にわたって、月1万円、最大6万円、その25件分で150万円というこの計算は変わっていないと思いますから、ぜひ続けていただきたいというふうに思いますけど、決して多い件数ではないんですね。だから、可能な件数だなというふうに思っております。事業所がそうやって少しずつ、毎年違う事業所に経験していただいて意識が高くなる。今、次長がお答えになった脱炭素経営の意識を高めていくための目的としてはいいと思います。

問題は、一般家庭だと私は思います。一般家庭に対しては何もないような気がいたします。

先ほども江川委員が質問されておりましたけれども、熱く語っておりましたけれども、なぜ、一般家庭はこの予算の中に入らなかったのか、何か理由があったのか、最初から一般家庭なんて無理だよと思われたのか、一般家庭こそ大事じゃないかなというふうに思いますけれども、そこら辺を伺っていいでしょうか。

○松野郷環境部次長 一般家庭向けの脱炭素の取組といたしましては、よく、個人向けのアプリとかで家庭の排出量が計れるというものがございます。そういったものを我々としても情報発信して御利用いただくということに努めていかなきゃいけない一方で、やっぱり企業向けというところが我々としては薄いかないと思ひまして、その辺をしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

温暖化対策実行計画の中で、毎年、市域の温室効果ガス排出量を算定しておりますけれども、その中で一番大きいのは一般家庭部門ですけれども、製造業とか民生業務部門といったところも割合的には多いですので、そこの方々の意識を高める取組としてこれに力を少し入れていきたいと考え、今回実施しております。

○高花委員 それでは、一般家庭の可視化の政策というのは何かお考えですか、お伺いしたいと思います。

○松野郷環境部次長 先ほどのアプリのほかに、環境部といたしましても、環境部の普及啓発イベントである環境フェスタで地球温暖化施策に係る市民意識の向上を図るためのパネル展をやっておりますけれども、それと併せて、簡単な質問で御自身のCO₂を計測できるソフトを使って御自身の排出量を知らせる体験会を行って、こういうことを通じて、省エネの取組を自分事として御家庭で話し合いながら、皆さんの行動変容につながっていくような形になればいいかなというふうに現

在取り組んでいるところでございます。

○高花委員 省エネの取組を自分事と、いいですよね、それはね。人ごとじゃなく、自分事なんだと。いろいろとアプリで、私も今月の電気料金はお幾らですよとか、ありますよね。でも、水道料金ってないんですけどね。なぜか、電気ばかりがいっぱいアプリがあるという。不思議だなんて、副市長、そう思いませんか。急に申し訳ないです。水道もあってもいいなというふうに今思いました。

それでは、家庭は自分事として取り組んでほしいというような今の御答弁でした。

では、市役所たるこの公共施設の可視化についてはどのようになっているのか、伺います。

○松野郷環境部次長 本庁舎を含めまして、全ての市有施設の温室効果ガスの排出量につきまして、旭川市役所の事務事業による温室効果ガス総排出量として市のホームページで公開しております。

市有施設の温室効果ガスの排出量の推移につきましては、平成27年度がCO₂換算で11万447トンでしたが、間近の令和4年度では9万5千122トンとなっており、減少傾向となっております。

○高花委員 約2万トンほど減少したと。公共施設でもしっかりと可視化をしていたということが分かりました。

では、今後の補助制度の展開についてお伺いしたいと思います。せっかくゼロカーボンシティ旭川を宣言されていて、本市には大きなイベント事がたくさんあります。私は、今回の冬まつりで、なぜ、ゼロカーボンコーナーとかカーボンニュートラルコーナーがなかったのかということが残念でならないんですね。それこそ、各御家庭で自分事として受け止めてもらえるような、そういうコーナーがあるべきだったんじゃないかと。今年につくるんだろうなんて淡い期待をしていたんですが、全くなくて、それこそ自分事のように取ってもらう可視化が大事なんだというふうに思うのです。

みんな、やりたいけど、何をしたいかわからないという方だっていらっしゃるんですよ。できるものなら電気料金は安くしたいですし、もっと早めに分かれば工夫ができたということだってあると思います。電気の締める日に、未締めとかそういったときに早く教えてほしい、それがアプリの教えてくれるいいところでもあるというふうに思いますけれども、もっともっと、例えば、冬まつりも今年は外国人の方たちがすごかったですよね。そういった方たちにも、旭川はゼロカーボン、SDGsをやっているんだといういいアピールになったはずなんです。全くそういったコーナーがないんです。

ですので、お聞きしたいと思います。このことも含めて、補助制度の今後の展開と併せてどのようにお考えか、まず、部長にお聞きしたいと思います。

○太田環境部長 補助制度も含めて今後の展開ということでございます。

先ほど次長からも御答弁をさせていただきましたけれども、環境部としても、これまで普及啓発イベントの環境フェスタをやっていますし、今の委員からの御指摘も踏まえて、様々なイベントの場を通じて、今後は一般市民向けにも普及啓発ができるように検討してまいりたいと思っております。

それと、今回のCO₂排出量可視化支援事業につきましては、あくまでも市内の中小企業者を対

象とした事業でございますけれども、昨年度から、企業に対しましては有価証券報告書などにおいてサステナビリティ開示というのが始まってございます。気候変動に関する複数の指標の開示の義務化といったことも今後は検討が進められるということでございます。

一般家庭においては、自分事と捉えていただいて、意識改革が、即、行動変容につながって、結果も見えてくるということがございますけれども、企業におきましては、職員一人一人が自分事と捉えながら業務の中で省エネなり何なりで工夫していくというのはなかなか難しいということもありますし、省エネの徹底、再エネの導入などにつきましては、必要に迫られてから急に意識して、皆さん、やってくださいというのも難しいことだと思いますので、日頃から自分の体重測定のように、企業自らが自分たちで出しているエネルギーの使用量やCO₂排出量を職員一人一人が細かく把握していくということも大事だというふうに考えてございます。

そのため、CO₂排出量を可視化するメリットですとか、それを脱炭素経営につなげていくメリットといったものを、あらゆる機会を捉えながらしっかりと訴えていきたいと考えてございますし、企業の脱炭素化は、脱炭素を目的化せず、手段として活用することで、取引先の拡大といった企業価値の向上に寄与するのだということも、これからの時代はだんだんそのように変わってきておりますので、企業としても脱炭素を進めていくことが企業価値を上げるといったことも意識していただけるように、様々な手法を駆使し、事業者の意識改革を行う補助制度の展開を通じてまいりたいと思いますし、一般家庭におきまして同じように、意識を変えていただくような普及啓発をしながら、あわせて、ゼロカーボンシティ旭川の実現を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

○高花委員 機運を高めるのは、皆さん、意識は高くなってきていますから。だから、アピール方法とか、せっかくのアピール場があるところにおいて何もしないっていうのはもったいないと思います。

ただ、何もしていないわけじゃないと思います。食べマルシェとかいろんなところでもブースは出ていましたし、それは、ほかの北海道だって出ていました。私もアンケートに答えてノートと鉛筆をいただきましたけれども、すごくいいことをやっているときは、人は引かれていってしまいます。やっているんですけど、どうも冬まつりだけはやっていないんですね。

その点はいろんな関係があると思いますけど、副市長、そういう発想って今までなかったんでしょうか。これから考えたほうがいいのではないかなと思うんですけども、せっかくこれだけ外国人が来て、インバウンドがあって、旭川市はゼロカーボンシティ宣言をしていますが、その宣言をされていることすら知られないで帰ってしまわせてしまう。いかがですか。

○中村副市長 私の答弁は暗くなるのかもしれませんが、私は、最近、気候変動というか、そういう部分には非常に危機感を感じています。

財政状況が厳しいというような話の中で、私が財政課長をやっていたときには、除雪費を削ることで急場をしのいだという経験がございます。

ただ、今、1月でもごくごく路面がどんどんできるというような部分では、除雪費を削るようなこともできないかと常々思っています。それは、気候変動が本当に激しくなっていて、地球の温暖化というのが進んで、これが旭川においてもどんどん進んできていると。いろんな経済の部分、あるいは観光の部分でも、パウダースノーを売りにしていますけれども、本当にそれが将来も続くこ

とになるのかどうかと思っています。

そういった部分では、ゼロカーボンの取組をいろんな部分でやっていかなければならないというのは委員の御指摘のとおりだなと思っています。

私も、冬まつりには担当が違うのであまり関わっていないのですが、そんなことは言っていられないんだなというようなことで、いろんな催し物に関しましては、こういった取組をきっちりやって、一人でも多くの方が自分事として捉えられるような形を取っていかなければならないというのは、改めて、今の御質疑の中で感じたところであります。

○高花委員 考えられることはいろいろとやっていただいていると思いますけど、まだまだ見直しもあるかなというふうに思いますので、令和7年度はそういったことも含めて事業を頑張っていたきたいと思います。

以上、環境部に関しての質問はこれで終わらせていただきます。

次に、市民生活部に行きたいと思います。

市民の日記念事業についてから行きます。

2款1項5目の市民の日記念事業費について伺いたいと思います。

突然ですが、市民の花はツツジですね。市民の木はナナカマド、市民の鳥はキレンジャク、では、市民の虫は皆さん御存じでしょうか。（「カンタン」と言う者あり）簡単に答えられてしまった。カンタンなんですよ。

実は、私は知りませんで、旭川市の袋に載ってまして、今回、市民の日の記念事業について質問しようと思って見ていましたら出てまして、カンタンってどんな虫なんだろうと。ぱっと見、キリギリスかなと思って、鳴き声はどんなだろうと思ったら、コオロギみたいな。市民の日に関連していろいろと調べていたら、旭川市のホームページにちゃんと出てくるんですね。知らなかったのは私だけでした。

旭川市にはいろいろあります。これもホームページに載ってました。なぜ、ナナカマドなのかとか、キレンジャクとか、カンタンとか、安全都市宣言は昭和37年にしています、平和都市宣言は昭和58年にしました、平成2年10月10日には健康都市宣言、当時は体育の日だったと思いますが、宣言されています。そして、平成10年3月30日には、これは議会議決で長寿都市宣言も宣言されています。そして、ゼロカーボンシティ旭川宣言という形で、旭川市にはいろんなものがあります。

その中でも、市民の日、この部分について私は今日お聞きしたいと思います。

これは、私の先輩の安口元議員が平成15年第1回定例会の代表質問で市民の日制定という話を始めて、そして、何人もの会派の議員が訴えてきて、ようやく市制100周年のときに8月1日を市民の日としたという経過があります。

そのほかにも、旭川市には市民スポーツの日というものもあります。これは、冬は2月の第3日曜日、夏は6月の第3日曜日にあるんですね。実は、これも私はあまり知りませんでした。市民の日ができてから一緒に分かるようになりました。

スポーツの日は観光スポーツ部なので、ここで聞きたくても聞けないものですから、市民の日の特化して伺っていきたいと思いますが、市民生活部所管の市民の日記念事業費について、毎年、きつと予算組みがされていると思いますけれども、事業の目的、事業概要及び予算の概要について、

まず伺いたいと思います。

○小松市民生活部地域活動推進課主幹 本事業は、8月1日を市民の日と定め、市民一人一人が積み重なるまちの歴史や多くの地域資源、魅力を通じて、ふるさと旭川への愛着と誇りを育み、ここに住む喜びや幸せを感じるとともに、未来の旭川に思いをはせながら次の世代へ伝えたい夢や希望を抱き、共有できる機会づくりを目的としております。

令和7年度予算としましては、普及啓発イベントの開催、旭川市民の日まちづくり表彰の実施、市有施設無料開放などの事業を予定しており、表彰者選考委員会委員謝礼や記念品などで25万3千円、市民の日の周知をする街頭放送や広告掲載として22万4千円、消耗印刷費として8万9千円、イベント等実施委託料として47万円、合計103万6千円を計上しております。

○高花委員 予算額はそんなに多くないですが、その半分近くはイベントの委託料ということが分かりました。

初年度の市民の日は、市制100年でしたから、すごく大々的だったんですよ。令和6年度は、あまりにもアップダウンが激しくて、何かあまり印象がなくて、市民の日は一体どのようなことを行ったのか、伺います。

○小松市民生活部地域活動推進課主幹 令和6年度は、庁内他部局や民間事業者、市内の高等学校、専門学校の協力を得て様々なイベントを実施いたしました。

具体的には、6月に夏の旭川市民スポーツの日とコラボしたトークショー、7月にはあさひかわ市民の日フェスを開催し、まちづくり表彰や幼稚園児による音楽大行進、クイズ大会などのイベント、保健所との連携によるウォークラリーも行いました。

また、旭川出身の川村健一さんが手がけるアパレルブランド、KEBOZにオリジナルTシャツの製作を依頼しまして、イオンモール旭川西にてポップアップストアを開催していただきました。さらに、イオン北海道の協力で、市内直営店舗で旭川及び近郊の物産販売や専門店の独自サービスを提供いただきました。

ほかには、8月1日には旭山動物園などの市有施設を無料開放し、また、新たに中央図書館と地区館で旭川関連書籍コーナーを約1か月間設置いたしました。

○高花委員 KEBOZさんは、本当に、この日一日限りですぐに売り切れたというようなこともありでしたね。いろんなことをされているということは分かりました。

意外と最初のときに喜ばれたのが、実はバス無料だったんですね。でも、それはなかなか難しい部分もあるのは分かっております。旭川市独自のいろんな目玉となるようなことで定期的にできることはないのだろうかというふうに私も考えておまして、8月1日というのは夏まつりを開いているときなんですね。特に、今年なんかはもしかしたら市民舞踊パレードと同じになるかもしれないとか、夏まつりと必ずかぶるようなときが市民の日なわけなんですね。

大分前ですけど、以前も川越に視察に行かせていただいたときに、何で川越のここに浴衣を着ている人がいっぱいいるのかなというか、浴衣のレンタル屋があるんですが、川越は12月1日が市民の日なんですね。本市と同じように市有施設の一部を無料としているんですけども、ここで小江戸川越観光協会が実行委員会を構成して、「きものが似合うまち川越」を合い言葉に、毎月8日、18日、28日が川越きもの日としていて、それで、毎月8のつく日には着物、浴衣で川越を散策すると割引対象になるお店がいっぱいあって、そこで様々な優待を提供していることが分かりま

した。

私もこの川越を歩いたときに、浴衣を着ていると5%オフですという札はお店の中でいっぱい見たんですけど、こっちはスーツですから、浴衣なんてと思いました。何だ、このまちは、何だ、このまちはと思いましたけど、これは観光協会が主催していたんですね。てっきり、これは川越市がやっていると思っていたんですが、そうではなかったと。

これもまた所管が違いますので、ここでは紹介だけで終わってしまうんですけども、例えば、こういった来た人も楽しめるような、夏の旭川市民の日ですからスキーをやってもらうわけにもいきませんので、何かいろいろと考えられないかなと思っているのですけれども、令和6年度は、本当にすぐ売り切れたKEBOSさんとのコラボとかいろいろしました。令和7年度はどのようなことを予定しているのか、伺いたいと思います。

○小松市民生活部地域活動推進課主幹 令和7年度におきましても、先ほど申し上げましたように、まちづくり表彰であるとか市民が楽しめるイベント、動物園やパークゴルフ場などの市有施設の無料開放などはこれまで同様に継続していくことを考えております。

また、協力企業による関連事業は、特に市民からの評判もよかったことから、規模の拡大などを申し入れていくことを考えております。

○高花委員 相変わらずのですね。令和7年度は、特に特筆して何か変わったことをやるということとはなさそうな感じの今の答弁だというふうに思います。

ただ、先ほど、パークゴルフ場の主要施設の無料開放ということを言われていましたけど、意外とこれは知られていないんですよ。私が市民委員会とかに教えて、えっ、みんな、行くぞという感じになったんですけど、この周知というのはどういうふうに行っていくのでしょうか。

○小松市民生活部地域活動推進課主幹 令和6年度は、市民の日のPRとしまして、総合庁舎のロビースペースで旭川の歴史パネルの展示を行ったほか、本市のホームページやSNSなどで発信するとともに、旭川観光大使である小野匠さんによる旭川市民の日のPR動画やPR音声を総合庁舎及び駅前イオンのデジタルサイネージにより放映するとともに、PR音声につきましては街頭放送なども使わせていただきました。

また、イオンモール旭川西で行いました、あさひかわ市民の日フェスにつきましては、イオン北海道の協力により、フェスをイオンの広告に掲載したほか、ライナーでも周知を行いました。

令和7年度においても昨年同様の周知を行う予定ですが、これに加えて効果的な周知ができるように検討しているところでございます。

○高花委員 周知も検討していくということですので、旭川市民の方が喜んでもらうことも大事ですけれども、せつかくのPRができるようなことを考えていただければと思います。

例えば、私は以前にも分科会で話をしたと思いますが、北海道は道みんなの日でロゴマークを作っているんですよということを言いました。旭川市もデザイン都市で、今回はいろんなグッズの、皆様も名刺で使ったりとか、ロゴマークのいろんなデザインが出てきますけれども、目に入りやすい、覚えやすい、分かりやすいといったものが市民の日にも必要なんじゃないかというふうに思うわけなんです。そういったロゴマークの作成もあっていいのではないかなというふうに、1つの手段としてかもしれませんけれども、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○小松市民生活部地域活動推進課主幹 先ほど委員がおっしゃったように、旭川市民の日のPRに

つきましては、少しPRが足りていないと私たちも考えているところでございます。

このことから、効果的な周知啓発につきましては、市民の日にとって最も重要な課題の一つであると認識しております。

今、委員から提案のありましたロゴマークの作成も含めて、市民の日が広く市民に浸透するように、分かりやすい効果的な周知方法について鋭意検討してまいります。

○高花委員 鋭意検討という言葉がありました。結局、PRが足りないと感じていて、もっと効果的なものも必要だということも認識していて、最終的には鋭意検討していくと。楽しみにしていきたいというふうに思いますけれども、この旭川市民の日は、本当に名前のとおり、市民のものです。市長のものではない、市民のものです。市民に対して、何らかのメリット、サービスが必要ですよ。そういったものが、先ほどのパークゴルフの無料とか、いろいろあったんだと思いますが、それはごく一部のしか使えない。どんな人でも、どんな年代でも楽しめる、そういった部分を考えていく必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○岩崎市民生活部次長 旭川市民の日は、先ほど申し上げましたように、市民が本市に誇りと愛着を持つことを目的としております。

このことから、市民がイベントを楽しんだり、お得なサービスを受けるなどで旭川の魅力に気づいていただくことは、旭川市民の日の目的達成の手段の一つと考えております。

今後につきましても、旭川市民の日には、市民が旭川市民でよかったと思えるような事業を行ってまいります。

○高花委員 ぜひ、そうしていただきたいというふうに思います。今後、定着していく中で市民からもきっといろんな要望が出てくるかもしれません。まだまだこれからの部分もあるかと思います。ぜひお願いします。

先ほども言いましたが、一番好評だった無料バスです。私もこの日はバスを使います。だから無料にしてくれということを言っているんじゃないので、誤解しないでいただきたいんですけども、間違ってもそうではありませんからね。

結局、お祭りですからバスに乗る人が多いんですよ。バスが無理ならタクシーで行きたいけど、そこは難しいかもしれません。難しいのは分かっていますけれども、あえてお聞きしたいと思いますが、無料デーという形で行われないでしょうか。厳しいですか。

○岩崎市民生活部次長 令和4年度に実施しましたバスの無料デーにつきましては、市民から大変好評でありましたが、担当部局から、無料デーにつきましてはバス事業者との協議の上で日程を設定することとしておりまして、平日は通勤、通院の方が多く、平日に無料デーを設定することにより、それらの方々に影響があるため、平日の実施は難しいと聞いております。

○高花委員 分かっております。でも、そういう熱い思いがあるということをお伝えいただきたいなと思います。

市民生活部には本当に頑張っていただいて、8月1日の旭川市民の日は、専門店の参加店舗企画とかいろいろしております。これも継続して、物価高騰でお店も大変な中でございますので、どこまで協力に可能かということもあると思いますが、お力添えをいただければというふうに思います。

旭川市民の日が市民にとって、私たちの日、自分たちの日、そして旭川を祝う日となるために、これまでも質問をさせていただきましたけれども、これは市民生活部だけでなく、私のこれまでの

質疑の中で、観光スポーツ部だったり経済部だったりという、いろんな部局をまたいでやっていかなければいけないということが出てくるような気がいたします。そういったときに、そういった部局が縦割りじゃなく、ともに一緒になって旭川市自体を盛り上げていく、そういったものも考えていくときに、何かがネックになっている。私もこれを聞くに当たって、本当に縦割りだなと思うことがあるんですが、自分たちもやりたいけれども、所管部局が違うからできないと思うことがあると思うのです。

そういったことから、これまでの取組をどう受け止め、また、今後どのように旭川市民の日をほかの所管部局とも行っていく予定なのか、見解を伺いたいと思います。

○樽井市民生活部長 ただいま、委員から市民の日について、バス無料デーとかお得なサービスとか、周知の部分ですとか、市外の人にも楽しめるようにとか、いろいろな御質問をいただきました。

この旭川市民の日は、市民のふるさと旭川に対する愛着ですとか誇りを育みまして、次の世代に伝えたい夢、希望を抱き、共有できる機会づくりを目的としております。令和４年度に制定しました。それ以来、このまちに住むことに喜びや満足を感じるといった市民意識の醸成や、さらには、市民主体、地域主体のまちづくりの動機づけにつながるような取組も進めてまいりました。

イベントを３年間やる中で、昨年は約１千３００人の参加がありました。最初の年はＣｏＣｏＤｅで約８００人で、次の年、令和５年度はアッシュでやったのですけれども、そこは約４００人ぐらいで、減ったり増えたりではありますが、先ほど主幹の答弁にもありましたけれども、やはり、ＰＲがまだ足りていないというふうに私たちも感じているところもあります。

この取組を実効性あるものにするためにも、やはり、この市民の日の意義を広く市民に知っていただいて定着を図ることが重要でありますし、旭川市全体で盛り上げていく取組が重要と認識しております。

そのためにも、まず、担当する市民生活部におきましては、新年度に予定している事業の実施に向けまして、多くの市民、関係団体、企業などとも連携を深めまして、市民の日をともに盛り上げていく知恵を絞っていきたいと思いますし、先ほど主幹のほうから答弁がありましたが、他部局との連携という部分も、少しずつ、そこはまだ足りないのかなというふうに私たちも思っております。そこは、市役所の中で協力、連携の輪を拡大していきたいと思いますし、その部分は私たちのほうから働きかけていきたいというふうに考えております。

そして、先ほど委員のほうからも、今年の８月１日は夏まつりにちょうどかぶるかもしれないというお話がありました。そういう部分で、例えば、８月１日が夏まつり期間と重なる可能性もあると思いますので、こうした多くの人が集まるイベントの機会を通じて、やはり広く市民に知っていただける取組を進めていくということも一つの手法と考えております。

また、先ほどのバスの無料デーという部分は、担当課のほうからは難しいというお話もありますが、担当課のほうにも改めて働きかけていきたいと思っております。

市民主体、地域主体のまちづくりの動機づけにつながる取組という部分では、昨年度に創設いたしましたまちづくり表彰の制度につきまして、こちらも市民活動や地域活動の参加意欲の向上、持続可能な市民の活動の後押しになるよう、制度の充実も図ってまいりたいと思っております。

いずれにしましても、旭川市民の日が広く市民に定着し、誰もが気軽に楽しみながら本市の魅力を共有し、まちへの愛着を深める機会を創出して活力を創出する、旭川市を盛り上げる機会となる

よう、新年度におきまして工夫をして取り組んでまいります。

○高花委員 何とか盛り上げたい、頑張りたいという思いは伝わりました。

私から提案でございますが、例えば、舞踊パレードのとき、私たち議会も一緒に観光旭川音頭で踊るわけなのですが、最後に市職員が本当にすごい人数で踊られますね。そのときに、旭川市民の日というのぼりを持ったらどうかなというふうに思うときもあります。

全国のある市を調べましたら、のぼりを使っているところは那覇市だったかな、そういうところもあります。そう考えると、今日は旭川市民の日ですよということのPRになるかなと思いますので、検討していただければというふうに思います。

以上、市民の日の記念事業についてはこれで終わらせていただきます。

次に、2款1項5目の地域会館建設費等補助金について伺います。

昨日、安田委員の質疑でもありました。今回はあまり時間がないので、予算の概要等は割愛させていただきます。

まず、地域会館の建設費の補助金を使った令和6年度の実績を伺いたいと思います。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 令和6年度は、19件の工事を補助対象とし、920万1千円の補助を行いました。内訳は、修繕が14件、設置が1件、解体が4件となっております。

○高花委員 修繕が一番多いということが分かりました。過去10年の中でもいろんなことをされておりますが、改めて、これまでの過去10年間の事業内容、改正の経過について伺っていききたいと思います。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 過去10年間の事業の改正内容についてですが、地域からの要望を受けながら、平成26年度には融雪槽や物置の設置を補助対象に入れております。令和元年度には、解体を補助対象に加えました。また、令和2年度には、補助率を3分の1から2分の1に引き上げ、補助額も新築は700万円、解体は200万円、修繕及び設置は100万円を補助金の上限と変更いたしました。

令和6年度には、緊急で修繕が必要な工事にも対応できるよう、工事費100万円未満の小規模の工事においては当年度に申請が可能な制度に改めております。

○高花委員 令和6年度からは、突発的というか、緊急で修繕が必要な100万円未満の工事に補助ができるようになったということですけど、例えば、おトイレが急に駄目になったとか、ストーブが駄目になったとか、そういったものが入るという認識でよろしいでしょうか。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 まさにそのような工事に対して緊急に対応できるよう、当年度に申請できるように改めたものです。

○高花委員 会館といってもいろんな形態があるというふうに思うんですね。この場合の会館で当てはまるもの、対象になる会館、対象にならない会館、対象になるとしたらどのような会館なのか、まず伺います。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 町内会や地区市民委員会など、住民活動の母体となっている団体により運営、管理している会館が対象となります。新築等の場合は、そのための用地が確保されているものに限らせていただいております。

○高花委員 例えば、いろんなパターンがあると思います。空き家を使っているところもあるかもしれない。あと、登記簿にないところで建ててやっているところとかもあると思うのですが、町

内会もしくは町内会の役員が所有していない建物についても補助対象となりますか。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 現に町内会が管理、運営していることが確認できる物件であれば、補助の対象とさせていただきます。

○高花委員 地域の集会所として、個人所有の住宅、または企業の事務所などを活用することも見受けられると思うのですけれども、こうした場合も補助の対象となりますか。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 新築や増改築については、申請する団体の名義で地方自治法第260条の2に定める認可地縁団体として市長の認可を受けている、または認可を受ける予定であるとしており、そのような団体による新築や増改築であれば対象となります。

解体については、申請する団体が会館等を解体する権限または義務があると認められるものと定めておりますので、それに該当すれば対象とさせていただきます。

その他の修繕等の工事については、申請する団体により管理、運営されていることを確認させていただいた上で対象の可否を判断させていただきます。

○高花委員 対象の可否を判断させていただくというのがとても気になるのですが、否となるものというのはこういったものが対象になるのでしょうか。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 土地の取得または借用に要する費用は対象となりません。また、建物の借用に要する費用や植栽、外構工事のみの費用、備品及び消耗品の購入費並びに事務費は対象外としております。これらに要する費用は、事業費に含まれている場合は対象から外すこととなります。このため、外構工事などだけを行う工事は対象とはなりません。

また、補助対象を会館等を設ける団体が管理、運営するものとしておりますので、個人宅として使用されている住宅の一部を会館のように使用している場合には、改修を行う工事は、その住宅を管理運営しているのはその個人となることから、そのような事業については対象となりません。

○高花委員 いろんなパターンがありますよね。空き家を使っていいですよ。だけど、トイレトペーパーや水道光熱費、そこに来た老人クラブの方たちが使った分、こういった部分は運営委員会の町内会費から出ているものでやりますと。でも、そこのトイレが壊れましたと。そういった場合は補助になりますか、対象になりますか。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 現実に管理、運営をされているものであれば、補助対象になると考えております。個人所有宅で個人の住宅として住まわられていて、その一部を使われている場合は、管理、運営は個人になるので、それは対象外となります。

○高花委員 令和6年には緊急な修繕もつけられたということで、少しずつ進化しているのかなということは分かりました。間口も広く、今のように個人所有していても、運営が町内会でやっているということであれば、補助の対象になるということも分かりました。

私の知っている町内会では、こういった事業があることを知らなくて、自らトイレを直して、要は、自分たちの町内会費の中でトイレを直したり、冷蔵庫を買ったり、冷蔵庫は備品なので補助の対象にならないと思いますが、屋根を直したり、いろんなことをしている町内会もありました。この事業を知らない団体もあるのかなというふうに、私もちょっと驚きなんですけど、これはどのように周知を行っているのでしょうか。

○岩崎市民生活部次長 周知につきましては、市の広報誌やホームページに掲載しているほか、毎年12月に、市からの連絡や文書の送付先を確認するために町内会長名簿の提出をお願いする文書

を送付する際に、地域会館建設費等補助金の案内文書を同封してお送りしております。

多くの町内会にこの事業を活用いただくためにも、今後は、あさひかわくらしのアプリや市の公式SNSなどで情報を発信してまいります。また、町内会役員の方々が集まる説明会などの機会を通じまして積極的に事業の周知を行ってまいります。

○高花委員 いつもお金がないと町内会も嘆いております。その中で何とか自分たちで直していたということに本当に頭が下がるのですけれども、もっと早くこの事業があることを教えてあげればよかったなと今は反省しております。

ただ、今後解体というのは続いていくと思います。建物も老朽化していきます。やむを得ず会館を休館、解体した場合、そして、会館を失うことで拠点を失うわけですね。それまで活動していた老人クラブの方たちはどこに行けばいいのか。皆様は最寄りの地区センターへ行ってください、コミュニティーセンターへ行ってくださいと。そこまで行けない方たちだった場合、今後はどうしていけばいいのか。そうした相談が町内会からあった場合、市としては助言やアドバイスをどのようにされるのか、伺います。

○岩崎市民生活部次長 同じように解体を進める町内会もございます。その中でも、市内の町内会や老人クラブで地域の空き家を活用して居場所を維持しているところや、地域の事務所や店舗の一部を使用している事例もございますことから、そういった情報につきまして相談、対応をしていきたいと考えております。

○高花委員 相談に対応ですけど、建物を造ってくれとは言えないわけですから、今の答弁だけではちょっと納得できない部分もございます。

そこで、部長はどのようにお考えなのか、伺いたいと思います。

○樽井市民生活部長 地域会館というのは、確かに老朽化というか、古いところが全体的に多いと思っています。そういう部分では、これからも解体というか、町内会のほうも加入数が減ったりといった部分で維持が難しくなっているところはあると思います。

今後は、根本的に地域会館をどうしていくかということをもまずは考えていかなければならないと思っています。その部分で、地域活動というものは継続していく必要はあると思っています。すみません、即答できる案は持っておりませんが、その辺は早急に考えていかなければならないというふうに考えております。

○高花委員 最近、休止している町内会も増えてきています。だけど、老人クラブだけは活動しているというところもあります。

健幸福祉都市をうたう以上は、やっぱり現役のようにお元気な高齢者の方が和気あいあいと集う。そういった場所が奪われる、建てるお金もない、コミュニティーセンターや地区センターは遠い、じゃ、市で造ってよと私たちは言いたくなるわけですね。でも、そうはできないと思いますので、これは切実な問題ですので、どうか真摯に相談をして、どうすれば今までの活動が継続してできるのかと私たちも頭を悩ませております。

どうか真摯に話を聞いていただいて、いい方法を他都市の状況等を調査しながらしていただきたいということを指摘して、私の民生所管の質疑を全て終わらせていただきます。

○高橋紀博委員長 本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

散会 午後４時５４分

○令和7年3月13日（木）

開議 午前10時00分

散会 午後4時55分

○出席委員（16名）

委員長	高橋紀博
副委員長	石川まさゆき
委員	横山啓一
委員	笠井まなみ
委員	中村みなこ
委員	江川あや
委員	小林ゆうき
委員	駒木おさみ

委員	沼崎雅之
委員	品田ときえ
委員	中野ひろゆき
委員	能登谷繁
委員	金谷美奈子
委員	高花えいこ
委員	安田佳正
委員	杉山允孝

○出席議員（1名）

予算等審査特別委員会委員長 佐藤さだお

○説明員

副市長	中村寧
副市長	梶井正将
いじめ防止対策推進部長	石原伸広
いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長	鎌田博文
いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹	吉岡秀彦
福祉保険部長	川邊仁
福祉保険部保険制度担当部長	高田敏和
福祉保険部次長	小池享司
福祉保険部指導監査課長	松本裕紀
福祉保険部長寿社会課長	宮川浩一
福祉保険部障害福祉課長	水上明子
福祉保険部障害福祉課主幹	宮川智美
子育て支援部長	向井泰子
子育て支援部次長	久保秀樹
子育て支援部おやこ応援課長	川村ひとみ

子育て支援部おやこ応援課主幹	柴田一彦
保健所地域保健担当部長	田村司
保健所保健総務課長	中屋恵
教育長	野崎幸宏
学校教育部長	坂本考生
学校教育部次長	末木良典
学校教育部学校施設課長	板東俊光
学校教育部学務課長	山本厚
学校教育部学務課学校ICT担当課長	成田一郎
学校教育部教育指導課主幹	田村貴史
社会教育部長	佐藤弘康
社会教育部文化ホール整備担当部長	田島章博
社会教育部次長	主藤肇
社会教育部主幹	熊澤康敦
社会教育部文化振興課文化ホール担当課長	吉川泰美

○事務局出席職員

議会事務局次長	林上敦裕
議事調査課長補佐	小川智之
議事調査課主査	信濃孝美

議事調査課主査	岡本諭志
議事調査課書記	高橋理恵

○高橋紀博委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会民生子育て文教分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

それでは、昨日に引き続き、議案第４４号の分担部分のうち民生常任委員会所管分、議案第４５号、議案第４９号、議案第５１号、議案第５４号、議案第６１号の分担部分、議案第６３号の分担部分、議案第６４号の分担部分、議案第６７号ないし議案第８２号、議案第９１号のうち民生常任委員会所管分及び議案第９４号の以上２６件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○石川まさゆき委員 おはようございます。

民生所管分の質疑も私で最後ということですが、昨日、回ってくるかなと思っていたんですけども、各会派の先輩委員の奮闘によりまして、今日ということになりました。朝なんで、切りがいいかなと思います。頑張ってます。

私からは、４項目、質疑をさせていただきたいと思います。

まず初めに、介護人材確保支援費についてお伺いをしたいと思います。

２０２５年を迎えて、日本全国の要支援、要介護の認定者の高齢者数は７１７万人と言われ、さらに、毎年、８万人以上増えていると言われております。

そのような中、昨年１２月２５日に厚生労働省から介護人材の集計結果について公表がありました。それによりますと、２０２３年の１０月１日現在では、介護事業所に所属する介護職員数が約２１２．６万人となり、前年比で２．９万人減少しているということが分かりました。このことによって、昨年のクリスマスは介護業界にとっては元ＳＭＡＰの中居正広さんのことよりも衝撃的なニュースでした。

介護人材不足と言われる中ですけれども、介護保険制度開始以降、介護職員数は毎年増加してきました。ただし、要介護者の増加数に介護職員の増加数が追いつかず介護人材不足は深刻化してきたわけですが、今回の集計結果では、介護保険制度創設以来、初めて介護職員数が前年比で減少していることが分かりました。

一方で、先ほども述べましたが、要支援者と要介護者は前年比で８万人増えているので、介護職員数減少の衝撃は計り知れません。しかも、前年比で２．９万人減少という数字は外国人材を含めた数ですので、問題は深刻です。

少子高齢化が止まらない我が国において、日本人、若年労働者は全産業で不足し、その改善見込みもない中で、入管法などを改正して外国人が永住できる対策を取ってきました。介護業界においても、介護人材が活躍できるように、介護福祉士国家試験に合格した外国人は在留資格「介護」として日本に永住できる対策を取ってきました。こうした大きな改革をしてきたにもかかわらず、介護職員数が前年比で減少に転じており、期待したほどの外国人材が増えることがなく、介護人材対策が機能していないということも言えます。

そうすると、今後の介護人材対策として有効な処方箋は見つからないと言えます。介護職員数の減少はさらに加速することを想定しなければなりません。これはもう、介護人材は不足ではなく、

介護人材の枯渇と表現しても過言ではありません。

旭川市においても介護人材の枯渇は顕著で、高齢者数が多いにもかかわらず、有料老人ホームなどでは、入居部屋の空きがあるも、人員基準を満たす介護職員が確保できず、入居ができないといったことも散見されております。

少し前置きが長くなり、暗くなって申し訳ありませんけれども、ここから質問に入っていきます。

令和7年度の介護人材確保支援費の事業目的と予算の概要についてお示してください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 介護人材確保支援費につきましては、少子高齢化の進展に伴い、介護及び福祉サービスの需要拡大や多様化が見込まれる中、それらの担い手の確保が課題であることから、安定的な人材確保と離職防止に向けた取組を推進することを目的としております。

令和7年度予算案では、元気高齢者の参入促進、外国人介護人材の参入促進、資格取得支援等による訪問介護員の確保、介護の魅力発信に関する個別事業等に要する費用として1千314万5千円を計上しており、財源は、特定財源1千263万3千円、一般財源51万2千円となっております。

○石川まさゆき委員 担い手の確保が課題ですので、安定的な人材確保と離職防止に向けた取組の推進の必要性は言うまでもありません。

令和7年度予算案では、元気高齢者の参入促進、外国人介護人材の参入促進、資格取得支援等による訪問介護員の確保、介護の魅力発信に関する4つの事業を柱にして事業計画を組み立てていることが分かりましたが、それぞれ確認をしていきたいと思います。

まずは、元気な高齢者の参入促進について、令和6年度の主な取組を経て、令和7年度の主な取組に事業の変更や継続があれば御説明いただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 元気な高齢者の参入促進につきましては、元気高齢者の介護現場への参入を支援するため、令和6年度と同様に、令和7年度もコーディネーターを配置し、介護事業所を対象としたセミナーの開催や介護事業所及び元気高齢者を対象とした相談会の開催を予定しております。

今年度は、10月末までの取組において、市内各地で相談会を4回実施し、延べ34事業所と高齢者を中心として延べ78人が参加し、12月1日時点で15事業所において25人の方が就労しております。

令和7年度の相談会の開催に当たりましては、事業所等に対する聞き取り等も行いながら、効果的な周知方法や相談会の内容を検討し、実施したいと考えております。

○石川まさゆき委員 コーディネーターを配置して介護事業所を対象にしたセミナーの開催や介護事業所及び元気高齢者を対象とした相談会の開催を実施し、令和7年度も事業を継続していくということが分かりました。

今年度の取組においては、15事業所でマッチングが成功し、25人の方が就労できたのは評価できると思いますし、今後も継続していただきたいというふうに思います。しかしながら、さらに効果が望める事業だと思いますので、検討を重ねていただいて、介護事業所で活躍する元気高齢者をたくさん増やしていただきたいというふうに思います。

社会に貢献できる元気な高齢者の方々がまだまだたくさんいらっしゃるのも事実です。元気な高齢者の方には、人生経験が豊富な分、コミュニケーション能力を含めた優れた対応力を持ち合わせ

ていらっしゃる方が多くいます。特に、訪問介護の現場では、身体介護よりも生活支援が多いので、生活支援に特化した分業も可能であると考えます。

また、デイサービスや入居施設などでは、掃除、洗濯、調理や簡単な関わりなど、必ずしも介護福祉士が担う必要のない業務もありますので、重度な介護者は介護福祉士が担い、そうでない部分については元気な高齢者が担うなど、介護人材不足を補う意味でも、これからはますますの分業が必要になってくるのではないかなというふうに思います。

また、元気な高齢者の方に介護人材としての役割を担っていただくことは、雇用機会の拡充と高齢者の社会参加を促進していくということですので、高齢者自らの健康増進を図ることにもつながる重要な視点ですし、これは市の介護予防につながっていくのではないかなというふうに考えております。

続きまして、外国人介護人材の参入促進について、令和6年度の主な取組を経て、令和7年度の主な取組に事業の変更や継続があれば説明をいただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 まず、外国人介護人材の雇用状況につきましては、令和4年度に市内の介護事業所を対象とした調査によりますと、事業所内に外国人労働者がいると回答した事業所の割合が5.1%にとどまっておりますが、北海道労働局によりますと、上川中部圏域及び上川南部圏域において特定技能の在留資格を持つ外国人労働者について、介護分野では、令和4年10月1日時点で28人であったものが令和5年度74人、令和6年度159人へと増加傾向にございます。

そのような状況を踏まえ、令和6年度に外国人雇用実績のある事業所の事例紹介や事業所間での情報交換を内容とするセミナーを実施したところ、15事業所がセミナーに参加し、一定程度の関心が認められた一方、比較的小規模の事業所では、住居の確保や研修体制の構築などの課題もかいま見える状況もありますことから、令和7年度のセミナーの開催に当たりましては、それらも踏まえながら内容等を検討し、実施したいと考えております。

○石川まさゆき委員 令和4年で外国人材が28人であったのが令和6年度は159人と増加傾向にあることは、取組の一定の評価ができますけれども、市内の事業所で働く外国人材の割合が今現在5.1%なのはまだまだ少ない状況であると言えると思います。

また、本市の特徴として、社会福祉法人なんかの大きな組織よりも、営利法人の小規模の事業者が非常に多いのが特徴で、資金面で体力が少ない事業者が大半であるというふうに認識しています。そのため、外国人材の住居確保の問題、渡航費用の問題、研修体制の問題など、ハードルが高く、浸透しないのが現状なのではないかなというふうに感じます。

セミナー開催の内容の精査も大切なんですけれども、そもそもの住居の確保の問題や各費用面の問題など、単独事業者ではできないことに関し、民間同士の連携を含めた協力体制の構築を進めることが必要でありますので、市にリーダーシップを取っていただいて、介入できるように早急に検討していただきたいと思います。

それでは、3つ目の資格取得支援等による訪問介護員の確保について、令和6年度の主な取組を経て、令和7年度の主な取組に事業の変更や継続があれば御説明いただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 訪問介護員につきましては、関連する職種の中でも特に人材不足が深刻な状況にありますことから、資格取得の支援を通じ、人材確保につなげようとするもので、

令和6年度と同様に、令和7年度も、市内での介護職員初任者研修の開催と事業所等の取組により既に介護職員初任者研修を受講された方も含めて研修費用の一部補助を予定しております。

今年度の取組において、介護職員初任者研修は2クール開催しておりますが、令和7年度においては、2クルールのうち、1クルールを土日に限定した日程で実施するほか、研修費用の一部補助についても従事している業務に関する要件の緩和を検討しております。

○石川まさゆき委員 訪問介護員の人材不足は深刻ですから、人材の裾野の拡大のために研修の開催と研修費用の一部補助は評価できる事業だと思います。

これらの一部見直しを行う事業の事業構築に至った経緯についてもお示しください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 まず、介護職員初任者研修につきましては、必要なカリキュラムを網羅するため、1回当たり7時間程度で15回の研修日程となっており、今年度の実績を見ますと、9月上旬から10月下旬に実施した研修は定員15名に対して13名の受講となっておりますが、11月から12月に実施した研修は定員15名に対して6名の受講にとどまっております。そのため、令和7年度は、2クルールのうち、1クルールを土日に限定した日程で実施したいと考えております。

次に、研修費用の一部補助につきましては、今年度、現時点で申請実績がなく、訪問介護員として必要な資格を取得しても、その直後から利用者宅を訪問し、ケアを提供することに対する不安などもあるものと思われることから、1年以内に介護職員初任者研修を修了し、市内の事業所で6か月以上勤務されている方であれば、訪問介護事業所以外のサービス事業所で勤務されている方でも対象とする方向で検討しております。

○石川まさゆき委員 2クルールの研修を開催し、1クルール目はおおむね順調な参加者がいましたが、2クルール目は参加者が少なかったということが分かりました。2クルールを合わせて30名定員のところ、19名の参加者であったことは課題が残ると思われます。

しかし、令和7年度からの見直しでは、1クルールを土日に限定した開催にするということは、就労されている方も参加しやすくなる、新たな人材の発掘にも一定の効果が期待できるというふうに考えます。

また、研修費用の一部補助に関しましては、訪問介護事業所で訪問を行うことにちゅうちょしてしまう結果があるということは大いに予想されますので、まずは、人材確保の視点で、訪問介護事業所以外のサービス事業所で勤務している方も対象にするということなど、対象要件の拡大は効果が期待できるというふうに思いますので、見直しをお願いします。

先日議決しました補正予算の中に訪問介護に関する内容もありましたが、確認のため、事業構築における当初予算との関係についても改めて御説明いただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 国の令和6年度補正予算により創設された補助金を活用し、市が訪問介護事業を対象とした人材確保体制構築に係る費用を補助する事業を実施してまいります。

補助の対象としましては、訪問介護事業所における研修体制の構築や経験年数が短い訪問介護員への同行支援に要する費用などを想定しており、資格取得の支援による取組と併せて訪問介護事業所における受入れ体制構築の支援を行おうとするものであります。

○石川まさゆき委員 先ほどの質疑でもありましたけれども、令和6年度から実施しております資格取得支援による取組と併せて効果を狙うものであるということが分かりました。やはり、訪問介

護につきましては、スキルと経験を要する仕事ですから、可能な限りの援助をお願いします。

それでは、4つ目の介護の魅力の発信について、令和6年度の主な取組を経て、令和7年度の主な取組に事業の変更や継続があれば御説明いただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 介護の魅力発信につきましては、市と介護事業所で実行委員会を設け、同委員会が主催し、昨年11月に介護の仕事のやりがいや魅力を写真展や講演会として市民に伝える取組を行ったほか、中学生及び高校生向けのパンフレットの作成及び配付を行っております。

令和7年度も引き続きそれらの取組を継続してまいります。講演会につきましては、経営者の参加を意識した内容に見直すほか、中学生及び高校生向けの取組について、今年度作成したパンフレットの作成に加え、動画の作成を予定しております。

○石川まさゆき委員 昨年開催されました北海道介護福祉士会道北支部の講演会のお話を照準を絞ってしたいと思うんですが、11月1日に旭川市役所総合庁舎1階エントランスホールで開催されました熊本県介護福祉士の石本淳也会長の講演を私も拝聴させていただきました。

「2035年に紡ぐ介護」と題して、これからの介護業界はどのように進むべきか、介護を支える担い手へのエールと介護の魅力伝える御講演をしていただきまして、市内の多くの介護職員が受講されておりました。

その中では、先ほども述べたんですが、掃除とか洗濯とか、簡単な調理とか、そういったことは必ずしも介護福祉士の方が担う必要がない業務で、重度な介護者は介護福祉士の方が担っていただいて、そうでない部分については元気な高齢者が担うなど、介護人材を補う意味でもこれからますます分業が必要になってくるということも言われておりましたし、そういった戦略は経営者や管理者を担う方々にもぜひ聞いていただきたいというふうに私は思っております。

特に経営者の方にそういった管理運営スキルを磨いていただきたいですし、介護人材不足に関し、どのようにこれから闘って勝ち進んでいくか、介護に携わる経営者や市の福祉保険部の皆さんとともに共有していかなければならないと思っております。ぜひ、こういった講演会を市も積極的に主催していただいて、介護の魅力発信の一助としていただければというふうに思っております。

続きまして、介護人材確保支援費の視点で、介護職員の給与に影響を与える介護職員処遇改善加算についても何点かお聞きしたいと思います。

介護職員処遇改善加算の内容と、これまでの変革を含めまして、令和7年度はどのようなものか、お示ください。

○松本福祉保険部指導監査課長 介護職員処遇改善加算は、介護職員の給与に一定額を上乗せすることを目的に、それまで都道府県が実施しておりました介護職員処遇改善交付金に代わり、平成24年度に介護報酬の加算として新設されました。

その後、制度の拡充や加算率の改定などがありましたが、令和元年度に勤続年数10年以上の介護福祉士の待遇改善を目的とした介護職員等特定処遇改善加算、さらに、令和4年度に基本給または毎月支払われている手当の引上げを目的とした介護職員等ベースアップ等支援加算が新設され、処遇改善に関連する加算が3種類となったところであります。

しかしながら、3つの加算を受けるためにはそれぞれの加算要件に応じた手続が必要となり、事業所の負担となっておりましたことから、その解消に向け、令和6年度、本年度であります、今

申し上げました3つの加算をまとめて介護職員等処遇改善加算とする報酬改定が行われたところがあります。

ただし、本年度につきましては、一本化した加算申請に対応できない事業所であっても従前の申請内容でも一定の加算を受けられる経過措置期間となっております。

なお、令和7年度につきましては現行の経過措置は終了いたしますが、引き続き、事務負担等の理由により申請できていない場合、年度末までに要件を整備することを条件とした新たな経過措置で加算を受けられる予定となっております。

○石川まさゆき委員 少し聞いただけでは全然理解できないぐらい複雑な過程をたどっておりますし、私もやっているんで、分かるんですけど、やっぱりすごい複雑なんですよ。毎年、申請に何らかの変化もありますんで、法人に負担が大きいものでないかなというふうに思っております。

処遇改善加算手当の支給を受ける介護の職員はいいんですけども、これが結構な経営者任せであるのも、経験上、感じております。さらに、介護職員等処遇改善加算にはからくりも多くて、利用者がいなければ処遇改善加算がもらえないんですよ。こういう危険性もありますし、経営者には緻密な経営戦略が非常に求められるんじゃないかなというふうに思っております。

また、この処遇改善加算も、上位の加算になればなるほど、加算の取得率、要は、お金はよくなるということなんですけれども、一方で、難易度の高い職場環境改善などが求められますので、法人の負担が増す仕組みとなっております。さらに、利用者が少なくなっても、処遇改善加算が少なくなる見込みの月でも手当を固定で支払うということも法人に求められますので、法人の持ち出しも増えるというようなことになっています。

しかし一方で、介護職員からしますと、令和6年度の介護報酬改定によって加算の手当が大幅に上昇しましたので、介護人材の離職防止のためにこれは使わない手はない加算であるというふうに思います。

続きまして、現在、市内の介護事業所の介護職員等処遇改善加算の申請率はどのような状況なのか、お聞かせください。

○松本福祉保険部指導監査課長 直近の令和7年2月末現在におきまして、事業所数508のうち、介護職員等処遇改善加算の算定事業所数は494施設となっており、割合は約97.2%となっております。

○石川まさゆき委員 申請率は97%と非常に高いということですが、14の事業所は申請していないということですね。なぜ申請されていないのか、ちょっと疑問が残るところもありますけれども、手間がかかるということもありますし、1つの法人で複数の事業所を運営していて、1か所以外では取っていないというようなところもあるのかもしれない。

続きまして、介護職員等処遇改善加算ですが、介護職員の賃金向上のためには必要不可欠です。しかし、計画書や報告書の作成に係る負担が大きく、さらには、加算の仕組みが厳格化、もしくは、複雑化し、特に小規模の事業者では申請に苦慮するところもあるというふうに聞いております。

処遇改善加算手当は、離職防止もしくは雇用の促進のためには取りこぼしなく算定すべきものであると私は考えますけれども、市は加算の取得に対して事業者に積極的に支援を実施しているのか、お聞かせください。

○松本福祉保険部指導監査課長 介護職員等処遇改善加算につきましては、委員の御指摘のとおり、

特に、令和になって以降、制度の変更が多いこと、制度自体が複雑化していることから、国におきましても、申請様式の簡略化やパワーポイント等を活用した制度紹介、配信など、極力、事業者に分かりやすい、手続をしやすい取組をしているところでもあります。本市におきましても、随時、通知等をホームページに速やかに掲載し、適切な加算算定に向けて周知を行っているところでもあります。また、加算の算定要件につきましては、事業所の方からお問合せがある場合は、その都度、個別に対応させていただいているところでもあります。

○石川まさゆき委員 指導監査課は事業者に対して指導監督をするという立場にあるかもしれないんですけども、こういった加算の申請に当たりましては、介護人材確保といった視点で事業者に寄り添って個別に丁寧な対応をしていただきたいと思います。

続きまして、長寿社会課への質問に戻りますけれども、労働環境・職場環境改善は、介護職員の働きやすさ、継続的な雇用の確保、やりがいの醸成などに寄与するものであります。一方で、人材不足など、厳しい労働環境にある事業者が一定数あるものと推察されますが、市は労働環境や職場環境について実態把握していくことも必要であると考えます。

介護職員の離職理由アンケートを市は実施していると聞いておりますけれども、直近の結果はどのようなものであったのか、お聞かせください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係る資料とするため、令和4年度に実施した介護サービス事業所実態調査によりますと、職員の離職理由として、職場環境（人間関係を含む）が43.9%、ケガや病気が25%、仕事がきついが22.3%などとなっております。

○石川まさゆき委員 職員の離職理由として、人間関係が43.9%で、最上位であるということです。これは非常に残念な結果だなと思っております。

介護の方の仕事は個人で淡々と単純作業をするような仕事ではないので、やはり、チームアプローチで、一緒に働く職員の方と互いに尊重しながら複数の要介護者の方を支援するという仕事です。ですから、そういった組織づくりであったり、会社の風土であったり、経営者や業務管理を担う管理者などの研修なんかも必要なんじゃないかなと考えます。

離職理由となり得る状況及び介護労働者の不安、不満を解決するために市はどのように取組を実施しているのかも聞かせください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 職場環境の改善に向けた支援につきましては、これまで、セミナーや介護職員同士の交流会等を実施しており、今年度は、元気な高齢者の参入促進として、介護周辺業務を元気な高齢者に担っていただき、介護職員がより専門性を発揮できる環境づくりに資する取組を行っております。

○石川まさゆき委員 これからも、アンケートを定期的に実施していただいて、実態把握に努めていただきながら、市としてできる最善の策を導き出していきたいと思います。

話題は替わるんですけども、民生常任委員会の副委員長班で視察に行ったときに、東京都武蔵野市に行ってみましたが、武蔵野市は介護人材確保対策に行政も参画して主体的に取り組んでいる先進地というふうに言われております。

武蔵野市では、かなり前の時期から、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年に向けて確保すべき介護人材数を推計、公表したことで、関係者間で問題意識が共有、喚起されたと

ということです。

本市も、次期の介護保険事業計画に介護職員の現状数、不足数について数値化することが必要なんじゃないかなと思います。今後、本市でも介護人材確保対策としてそのような取組を行っていただくことを強く希望いたしますが、見解をお示してください。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 次期の介護保険事業計画策定に向けた取組についてでございます。

介護職員の充足状況につきましては、これまで、介護事業所が感じておられる不足感を基に、職種ごと、あるいは、全国や北海道との比較検討を行ってまいりました。

今年度から令和8年度までの3年間を期間とする第9期計画では、それらの内容も参考としながら介護人材確保に関わる取組を新規を含めて展開してございますが、それらの効果検証をより効果的に進めるためには御指摘のあった数値化された情報も必要であると認識しております。

そのため、今後予定しております第10期計画の策定に向けた調査では、御指摘がありました内容など、関係する調査項目の追加について検討してまいります。

○石川まさゆき委員 実は、昨年の予算等審査特別委員会でも同じ質問をしているんですよね。ただ、見事、断られました。今回は前向きな御答弁をいただけたというふうに私は思います。旭川市も介護人材確保対策にいよいよ動き出したというような証拠なんじゃないかなというふうに言えると思います。

繰り返し言いますが、具体的な介護職員の現状数とか不足数を改善計画について数値化しないことには、ただ単に介護人材対策をしているとうたっているだけで、机上の空論となり、具体性がないと私は思いますし、そもそもやる気がないんじゃないかなと言われても過言ではないんじゃないかなと思っております。

ですから、本市も具体的に数値を推計、公表していただければと思います。それで中身のある介護人材確保対策ができるというふうに考えますので、第10期計画の策定におきましては調査項目の追加を強くお願いします。

最後に、副市長に答弁を求めます。

介護人材確保支援の抜本的な課題は、介護報酬等の国の方針によることが大きいと認識しております。しかし、それを待つだけではなくて、市単位としても取り組むべき施策はたくさんあるんじゃないかなというふうに思っております。

今後、どのように展開して介護人材確保を進めていくのか、市の考えをお聞かせください。

○中村副市長 日本全体で人口減少、高齢化が進む中で、介護分野だけでなく、様々な業界で人材確保が課題となっているというのが現状だと考えております。そして、各業界では、事業者それぞれが業務の内容や性質を踏まえて、様々な先進技術の活用でありますとか、給与面での改善など、対策を講じているところです。

ただ、委員からこれまで質疑があったように、介護の分野というのは、それだけではなかなかできない部分があります。チームで取り組むでありますとか、やはり、コミュニケーションです。そこに働く人たち同士もそうですし、受ける側に対してもコミュニケーションをきっちり取らなければならないというようなことで、単純に先進技術に置き換えて済むのかというと、そうではないというような部分もあるかと思います。給与などは国が定める公定価格で決まっているので、事業者

が決められるようなものではないという部分もあって、様々難しい点があるなというふうに感じております。ただ、そういった中でも、いろいろなことに市としても取り組んでいかなければならないというように考えております。

介護に関わる仕事はやりがいのあるものというふうにも感じておりますけれども、やはり、職場環境についても魅力を感じていただくためには、やはり、そういった魅力ある仕事なんだということがきっちり分かるような介護報酬にさせていただくことを国にきっちり要望していきたいと考えております。

それから、市としまして、介護現場の負担に関する取組として、例えば、昨年12月に、モデル的ではありますが、高齢者福祉に係る市有施設において訪問介護などを対象とする冬場の駐車スペースを提供するというようなことも行っております。

介護事業者がより多く時間をサービス提供に振り分けることができるように、様々な制度運用について関係団体と協議しながら見直しを行っていきたいと考えております。

今後も、こうした介護人材不足を補う取組について、幅広くあるかと思いますが、可能なものから着実に進めていき、何とか介護人材の確保に努めていきたいと考えております。

○石川まさゆき委員 介護業界は、まず、公定価格で収入の上限があるので、従業員にたくさん給料を支払いたくても限界がどうしてもありますし、そのような状況で介護の処遇改善加算が上がったとしても、基本報酬は基本的に下げられておりますので、基礎体力のない法人は死活問題となります。

基礎体力のない法人にやる気と夢のある若い職員が就職を希望するかっていうと、考える余地はない状況だと思います。

ただいま副市長から御答弁をいただきましたし、例えばになりますけれども、私が昨年第3回定例会の一般質問で質問させていただきましたけれども、訪問系サービスの大雪時の駐車場の確保といったことなど、市の取組、要は、介護員が働きやすくなるというようなことなどが離職防止につながっていく一助になるというふうに思いますし、その分、余計な業務が省けたり、利用者に関わる時間に集中できることでやりがいや魅力の醸成にもつながったり、そういった積み重ねが介護人材確保対策に寄与していくというふうに思いますので、ぜひ、これからも推進していただきたいと思います。

それと、外国人の拡充ですけれども、資金面で体力のない法人も非常に多いですから、外国人の住居の確保のほか、渡航費用、あるいは、研修費など、そういったものの経費の課題について、民間同士で連携することに加え、できれば市から補助をしていただくことも検討していただきたいと思います。

あと、介護職員の確保のため、介護職員の現状数、不足数など、改善計画では数値化していただいて、具体的な計画とアプローチを組み立てていただきたいと考えます。

また、これからも、関係団体、現場の方々と意見交換を第一にさせていただいて、随時、見直しを図っていただいて、中身のある介護人材確保対策としていただきたいことをお願い申し上げまして、この質疑を終わりたいと思います。

次に、介護保険居宅サービス利用料負担軽減対策費についてお伺いいたします。

介護保険制度の改定や高齢者人口の増加によって、介護保険料の自己負担は上昇し続けておりま

す。一方で、低所得者世帯の方々は、サービスの後に支払う自己負担額に大きな障壁がある場合も多く、結果的にサービス控えやサービスの縮小を余儀なくされることもあります。そして、それが積み重なり、介護の重度化や疾病の重度化を招き、医療・介護費の上昇が起きる悪循環へとつながっていきます。それらの予防策として市による何らかの補助や援助が求められると考えます。

介護保険居宅サービス利用料負担軽減対策費の事業概要と令和7年度予算額についてお示ください。

○小池福祉保険部次長 本事業につきましては、要介護等の認定を受けている方、または、事業対象者で、要保護状態でありながら生活保護を受けていないなどの生計が困難であると認められる方に対し、介護保険の居宅サービス利用料などの利用者負担額10%のうち、5%を超える額を助成するもので、低所得世帯の方が安心して介護サービスを利用できるよう、市独自の利用者負担を軽減する制度として平成14年度より実施しております。

令和7年度の予算額は全て扶助費となりますが、541万7千円を計上しております。

○石川まさゆき委員 利用料負担額の10%のうち、5%を超える額の助成ですから、要は、1割負担額の約半額を補助しているということが分かりました。また、低所得者の方の負担軽減ができるよう、市独自の制度として平成14年度から本事業を実施しているということも分かりました。

予算額の扶助費として、市は財政難の中でも540万円程度としているのは頑張ってくれているのかなと感じます。

軽減の対象となるサービスとは具体的にはどのようなものか、お示ください。

○小池福祉保険部次長 介護保険での入所サービスを除く居宅サービス、それから、総合事業の訪問事業と通所事業を軽減対象サービスとしているほか、通所サービス利用時の食事代やショートステイ利用時の滞在費については2分の1の負担軽減を行っております。

○石川まさゆき委員 入所サービスを除く居宅サービスで、幅広い介護サービスが対象になっているということが分かりました。

それでは、生活保護ではないんだけど、生活困窮者の方の軽減対象者の要件はどのようなものなのか、お聞かせください。

○小池福祉保険部次長 軽減対象者につきましては、生活保護受給世帯を除きまして、世帯の合計した年間収入見込額が生活保護基準額以下で、世帯全員の預貯金額の合計がその世帯の年間の生活保護基準額の2倍以下、介護保険料に滞納がないなどの生活が困窮していると認められる方を対象としております。

○石川まさゆき委員 様々な要件があることが分かりましたが、介護保険料の滞納がないということとは絶対条件かなと思います。

本市の居宅サービスの利用者数は今現在1万7千人程度いるようですけれども、居宅サービス利用料の負担軽減の対象者はどのような状況であるのか、ここ5年の状況についてお伺いいたします。

○小池福祉保険部次長 まず、本年2月末現在での軽減対象者につきましては57人ではありますが、過去5年の各年度末の状況としては、令和2年度が77人、令和3年度が79人、令和4年度が77人、令和5年度が67人となっており、横ばいからやや減少の傾向で推移しております。

○石川まさゆき委員 おおむね横ばいの状況ということが分かりました。また、コロナ禍でも受給し、利用されているという方がいらっしゃることも認識できました。

軽減対象者の利用者負担分の軽減助成金の申請手続はどのようになっていますか。

○小池福祉保険部次長 サービス利用者が居宅サービス利用者負担軽減認定証を提示することによりまして、サービス提供事業者は、その月のサービス利用の本人負担分を軽減後の５％分のみ徴収し、その領収書をもってサービス提供事業者から市に対して助成金の申請を行っていただき、市は当該月のレセプト審査を踏まえて助成金を事業者へ支払うという流れになっております。

○石川まさゆき委員 事業者の方には手間と負担をかけるんですけども、介護報酬自己負担分の５％の領収書をもって、毎月、市に利用分の助成金申請をしているということが分かりました。市の事業ではありますけれども、各介護事業者の協力を得て運用されているということです。

それでは、ほかの介護サービス利用者負担軽減の取扱いとして、国による社会福祉法人による利用者負担軽減制度がありますけれども、この軽減制度と本事業の違いはどのようなものか、教えてください。

○小池福祉保険部次長 国の制度であります社会福祉法人による利用者負担軽減制度は、軽減対象者の要件は異なりますが、社会福祉法人が運営する介護福祉施設や介護サービス事業所の利用についての軽減のみが対象でありまして、本市内に所在する社会福祉法人以外の法人が提供する介護サービスにつきましては軽減対象となっておりません。

こうしたことから、社会福祉法人以外の法人による介護サービス利用についての利用者負担軽減策として市独自で居宅サービス利用料の軽減を行っているところでございます。

○石川まさゆき委員 本市の場合、介護事業を営む法人は営利法人が多い状況というふうに思いますから、介護保険認定者も必然的に社会福祉法人以外の法人のサービスを利用することが多いと想定されますので、介護保険制度の平等性という観点では必要な事業なんじゃないかなと思います。

ほかの中核市で本事業のような独自の利用者負担軽減サービスの実施状況はどの程度なのか、教えてください。

○小池福祉保険部次長 令和２年度に本市が実施した中核市への調査によりますと、当時、６０市のうち、２７市が独自の利用者負担軽減の取組を実施している状況となっております。

○石川まさゆき委員 令和２年度なんで、少し古いかないというふうに思いますけれども、本事業を実施している中核市は半分以下であるということが分かりました。そのような中、本事業を実施し、運用している旭川市には敬意を表します。

先ほど質問させていただきましたけれども、軽減の対象となるサービスについて、食費も対象としているようです。食費について軽減対象としている理由があれば、お答えをしていただければと思います。

○小池福祉保険部次長 食事代、それから、滞在費につきましては平成１８年度より軽減対象としておりますが、これは、低所得者が通所サービスや短期入所サービスを利用する場合に、利用者負担以外に別途かかる食事代や滞在費につきましても、国の制度である社会福祉法人による軽減制度と同様に経済的負担を軽減しようとするものでございます。

○石川まさゆき委員 先ほどの社会福祉法人による軽減制度と同様に、食費も負担軽減としているということが分かりました。

通所介護、デイサービスを例に挙げますと、自己負担額が生じるのは主に介護保険サービス利用料の自己負担分と食事代です。ですから、これらの負担がやっぱり大きいので、これらに軽減のサ

ービスをしているということは非常にありがたいなと思います。

生活困窮者の方々が平等にサービスを受けられるようにするために、また、介護難民を生み出さないためにも本事業の理解と周知が必要なんじゃないかなというふうに思っておりますし、実際に介護サービスを提供するサービス提供事業者への周知が必要であると考えます。

今後、どのように実施していくのか、また、改善点などがあればお聞かせください。

○小池福祉保険部次長 これまでは、軽減制度が必要な方へ制度の周知が図られるよう、毎年度の介護サービス事業者等集団指導の中で、居宅介護支援事業者をはじめ、市内の全サービス提供事業者に対しまして周知協力を依頼してきたところではありますが、軽減対象者数が減少となっていることから一層の周知が必要であると考えておまして、今後は、ケアマネジャー研修等の機会での説明など、様々な機会を通じて関係事業者への周知を図ってまいります。

○石川まさゆき委員 私も、やっぱり、ケアマネジャーへの周知が一番必要なんじゃないかなと考えております。

ケアマネジャーは、利用者の家を訪問して、その方に必要なサービスを調整するためにケアプランを作成します。また、その際は、利用者の財政状況を確認した上で必要なサービスを調整します。財政状況の相談なども含まれますので、本事業の紹介や利用の可否についてはケアマネジャーを通して行うのが一番よい手なんではないかなというふうに考えます。

また、軽減対象者が減少傾向ということもありましたけれども、一定程度、本事業を必要とする方はいらっしゃるというふうに思いますので、再度、周知方法を検討していただければと思います。

最後に、生活困窮者の方々が介護難民にならないためにも、今後の居宅サービス利用料負担軽減について市はどのように捉えているのか、見解をお聞かせください。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 本事業につきましては、介護サービスを利用している方のうち、低所得で生計が困難な方が安心して介護サービスを利用できる環境を整備することを目的としており、第9期旭川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画におきまして、低所得者世帯への経済的支援の一つとして位置づけているところでございます。

この事業は、国の軽減制度に該当しない介護サービスを必要とされる方を対象とするもので、国の制度を補完する重要な取組であると考えてございます。その中で、現在、対象者につきましてはおおむね横ばいで推移しているところでございますが、高齢者人口の増加に伴いまして今後増える可能性もありますので、引き続き、市民や事業者への本制度の周知を図り、市民誰もが安心してサービスを受けられる機会の確保に努めてまいります。

○石川まさゆき委員 繰り返しになるんですけど、ぜひ、周知方法を再度検討していただきたいのと、引き続き、営利法人も利用されている介護保険の認定者の方々が社会福祉法人と比べて利用控えしないように、また、サービス格差が生まれないように市としても支援をしていただきたいと思います。

以上でこの項目は終わります。

続きまして、障害者就労推進費と関連する障害者自立支援給付費について併せてお尋ねしたいと思います。

障害のある方や難病の方が働くには周囲の理解や支援が必要となります。その支援についても、障害の種類や程度、年齢や希望する就労形態によって状況が異なります。

国は、障害者の就労のために障害者総合支援法などの法律に基づいて様々な就労支援を行っております。3月7日の北海道新聞の記事によりますと、札幌市において2027年度末に障害者就労の独自支援廃止という記事があり、話題になっております。これは、札幌市が2006年から実施してきた障がい者協働事業という障害者就労支援の独自事業で、毎年、1億4千万円前後の予算を計上していました。一般企業への就職が困難な障害者を5人以上雇い、1事業所につき従業員の半数以上を障害者が占めている事業者に補助金を支給していました。その補助額は障害のある従業員の数で決まり、5人で年間686万円、9人で1千51万円になり、事業者にとってはかなり大きな補助事業であったというふうに伺います。

また、記事によりますと、札幌市は、国の障害者就労支援制度が定着したことを理由に市の独自事業の見直しが必要と主張しているようですけれども、これは札幌市内の13事業者の廃業の懸念と障害者100人に失業などの影響が出るということです。財政の問題が大きいのでしょうけど、市の独自事業の廃止によって障害のある方100人に影響が出るということには複雑な思いを抱きました。

旭川市ではこのような市独自の事業は実施していませんけれども、まずは、本市の障害者就労推進費の事業概要と令和7年度予算についてお示しください。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 本事業につきましては、障害者が自立した日常生活及び社会生活を送るための就労訓練や雇用促進を図るための取組を実施するものであり、市有施設等における就労訓練の場を提供する障害者就労訓練事業や企業における障害者の職場実習の機会の拡大を図るための障害者職場実習推進事業、また、雇用相談や指導助言等を行う障害者就労支援事業といった3つの事業を実施しております。

各事業における令和7年度の予算額につきましては、障害者就労訓練事業が1千480万8千円、障害者職場実習推進事業が67万1千円、障害者就労支援事業が345万6千円でありまして、事業全体として1千893万5千円の予算額となっております。

○石川まさゆき委員 3つの事業を軸に障害者就労支援を実施していることが分かりました。

障害の程度や種類もそれぞれ違いがありますし、家庭環境、もしくは、巡り会う相談支援員、あとは、事業所によっても支援の取組に違いがあるのかなと思います。もちろん、その中には、就労を希望する本人ないしは家族もいれば、そうでないケースもあるのだというふうに思います。いずれにしても、そうした人たちの中から、就労を希望する人、あるいは、就労できる人を行政はどれぐらい支援できるのかがポイントなんじゃないかなと思います。

障害者の一般就労は、インクルーシブ社会の推進や労働人口が減少している我が国の現状に鑑みても重要な取組であると考えますが、市として一般就労を推進するためにどのような取組を行っておりますか。また、本市における企業での障害者雇用率はどの程度なのかも併せてお答えください。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 先ほど答弁しました障害者職場実習推進事業及び障害者就労支援事業につきましては、障害のある方への雇用相談や指導助言のほか、職場実習のあっせんを行うなど、一般就労を促進する事業となっております。

また、本市における障害者の一般企業での雇用率につきましては、直近のデータである令和5年6月時点で2.71%であり、法定雇用率である2.3%、全国平均である2.33%を上回っている状況にあります。

○石川まさゆき委員 2つの事業において雇用相談や職業実習のあっせんなどを実施して、一般就労を促進する取組を行い、障害者雇用率は全国平均よりも少し上回っているということです。

本市においては市や事業者などの連携体制はうまくいっているほうだと分かり、少し安心しました。しかし、一般就労を今後も継続して支援し、インクルーシブ社会を築いていくためにはさらに推進していかなければならないというふうに思います。

一般就労を推進する上での課題や推進に当たっての市の考えをお示してください。

○水上福祉保険部障害福祉課長 一般就労の推進には、受入れを行う企業はもとより、社会全体に障害への理解を広げ、雇用先の拡大と障害者が働きやすい環境づくりを推進していくことが重要ですが、その理解の浸透はまだ十分ではないと捉えております。

今後は、企業が障害者雇用について検討するのに必要な情報として雇用事例を周知するなど、企業や社会に障害者雇用の理解を深めてもらうための情報発信を強化しながら、障害者雇用の裾野を広げていきたいと考えております。

○石川まさゆき委員 例えば、精神障害がある方の雇用を企業が検討した場合に、何かトラブルが起きるのではないかと、あとは、雇用者側の負担が大きいのではないかとということで二の足を踏んでしまうケースも多いのではないかなというふうに思います。しかし、実際は、意外と問題がなかったとか、こんなに仕事ができるのかとか、雇用者側からそういう声も聞いております。

他の職員との人間関係に不安があることや、そもそも雇用に抵抗があるなど、情報不足が要因で偏見を生み、一般就労が浸透しにくい現状っていうのもあるんじゃないかなと思いますので、市には情報発信の強化と企業側とのマッチングもやっていただきたいと思っております。

次に、障害者自立支援給付費についてお伺いいたします。

障害者の就労支援には、市が実施する就労支援以外にも、障害福祉事業者が実施する障害福祉サービスがありますが、障害福祉サービスのうち、いわゆる就労系と言われるサービスの概要をお示してください。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 就労系の障害福祉サービスは、障害者総合支援法で定められたサービスであり、令和7年度に新設される就労選択支援を含め、5種類ございます。

各サービスの内容は、就労先や働き方について適性等に応じた選択ができるよう支援する就労選択支援、一般企業等への就労を希望する人に就労に必要な能力向上の訓練等を行う就労移行支援、雇用契約に基づく就労の機会を提供しながら就労訓練を行う就労継続支援A型、柔軟な労働条件で就労の機会を提供しながら就労訓練を行う就労継続支援B型、一般就労した人に就労継続に必要な支援を行う就労定着支援となっております。

○石川まさゆき委員 既存の4種類のサービス事業では、目的や対象者、あるいは、雇用契約方法や利用年齢に違いがあるというふうに言われております。また、障害の程度によっても利用できるサービスに違いがあるということです。

令和7年度から新たに就労選択支援が開始されるということですけれども、こうした支援制度が開始される背景と支援の目的についてお聞かせください。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 障害のある方の就労能力や一般就労の可能性につきましては、御本人や支援者が十分に把握できておらず、適切なサービスにつながっていないケースが見受けられます。

例えば、就労継続支援A型・B型の事業所を利用し始めますと、その環境に固定されやすいといった課題もあります。また、従来の制度では就労訓練や雇用維持のためのサポートが中心であり、特に就労の初期段階において御本人の適性に合った職業を選択することが難しい状況がありました。

今回新たに創設される就労選択支援では、就労選択支援事業所が主体となり、関係機関と連携しながらアセスメントに基づいた支援を行うことが可能となります。これにより、障害のある方が自らの特性や希望に合った職業を選択しやすくなり、就労への意欲向上ですとか、仕事への満足度の向上、さらには、長期的な就労の実現が期待されております。

○石川まさゆき委員 就労能力や一般就労の可能性については本人や支援者が十分に把握できておらず、適切なサービスにつながっていないことが大きな課題であったと思いますし、例えば、就労支援事業所B型の利用をすると、例えば、長期間固定されてしまうといった調整役が機能しないことが一般就労へ浸透しない要因であると推察されます。

特に、初期段階で適宜適切に障害の程度や意欲、就労能力によってその方に適した支援をできる体制が何よりも必要です。そういった中で就労選択支援という新たな事業ができることは障害がある方の就労支援の新たな一歩になるのではないかなというふうに思います。

しかし一方で、相談支援事業所が増えにくい状況と相談支援員の確保が難しい状況がある中、新たな制度で就労選択支援ができるかという、どれだけ改善できるのかはやはり課題になりますので、市としても計画的に支援をしていただければと思います。

続きまして、就労系の障害福祉サービスの利用状況と事業所数の推移についてもお示しください。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 令和5年度決算の就労系サービスの利用延べ件数と事業所数についてですが、就労移行支援は、利用者1千109件に対し、事業所数は4件、就労継続支援A型は、利用者1千673件に対し、事業所数が9件、就労継続支援B型は、利用者2万1千171件に対し、事業所数が69件、就労定着支援は、利用者124件に対し、事業所数が1件となっております。

また、過去5年間の傾向としましては、就労移行支援は、利用者、事業所数ともに減少、就労継続支援A型は、利用者は増加しているものの、事業所数は微減、就労継続支援B型は、利用者数、事業所数ともに増加、就労定着支援は、令和4年度に新設されたサービスのため、事業所数は当初から変わりませんが、利用者が約3倍に増加しております。

○石川まさゆき委員 就労継続支援B型については、利用者2万1千171件に対して事業者69件ですから、マッチングのしやすさと事業者も対応しやすいといった事情があるのだと思いますけれども、4種類ある事業の中で1つに偏るのはその方にとって適切な支援が行き渡っているのか、課題も残るところです。

就労系の障害福祉サービスの利用数は増加している状況とのことですけれども、就労継続支援A型については、利用者が増加しているにもかかわらず、事業所数が伸びていない状況にあります。

国の方針として、障害者雇用は急務で、一般就労のA型を進める誘導であると認識していますが、他の事業所数が増加しているにもかかわらず、A型事業所が増えていないことを市はどのように考えているのか、お聞かせください。

○水上福祉保険部障害福祉課長 雇用契約に基づき就労するA型は、労働規定に応じた就労を継続していく必要がありますが、定期的な就労が健康面から困難な場合があり、他の就労系福祉サービ

スに比べまして利用者数が安定しない傾向にあります。こうした傾向により、事業運営上、将来的な利用者数の見込みが立てにくいことがA型事業所が増加しない要因ではないかと捉えております。

令和7年度からは就労選択支援が開始いたしますので、適性等に応じた就労選択が促進されると期待しております。A型事業所での就労を希望する方が他の障害福祉サービスの活用などにより就労可能な状態になれば、これまでよりも円滑に移行が図られます。こうした利用者数の安定につながる効果も就労選択支援には期待されますので、就労選択支援の開始がA型事業所の増加にも寄与するものと考えております。

○石川まさゆき委員 事業者側からすれば、事業運営上、将来的な利用者数の見込みが立てにくいということで、A型事業所が増加しない要因ではないかということです。しかし一方、裏を返せば、雇用契約に基づき就労可能なA型を希望する障害者の方は一定数以上いると思われますので、就労選択支援の開始がA型事業所の増加の一助となることを期待したいなと思います。

市では就労系サービスをはじめとした障害福祉サービス事業所数の増加に向けてどのように取組を行っているのかもお聞かせください。

○水上福祉保険部障害福祉課長 障害福祉サービスにつきましては、障害者総合支援法に基づき、全国一律で実施されておりますので、市独自の支援は少し難しいかと考えておりますが、利用が促進されるような制度の見直しや安定した事業運営が行える基本報酬の増額などについて、全国市長会などを通じた国への要望なども検討してまいりたいと考えております。

○石川まさゆき委員 本質疑に関わりまして、障害者就労の推進に関して、福祉保険部長の立場からも御答弁をお願いいたします。

○川邊福祉保険部長 障害者総合支援法に基づく就労支援について、障害福祉課から答弁をさせていただきました。

本市の障害者福祉施策については、障がい者福祉計画の中で、障害者がいきいきと暮らすための自立と活躍の推進を目標に掲げて進めているところでございます。

先ほどの答弁にもございましたが、就労支援の取組については、就労先を見つける支援ですとか、必要なスキルの習得ですとか、実際の就労の場での訓練ですとか、一般就労の定着を促す川上から川下までの一連のツールがそろってまいりました。また、法定雇用率も段階的な引上げがなされて、障害者が社会で活躍できる場を徐々に広げていくといった制度的なものが整いつつあるのかなという受け止め方をしております。

これをさらに進めていくに当たっては、事業主や職場の同僚、ひいては市民の方々にも理解が深まり、障害者の働きやすい環境づくりが社会全体で醸成されていくということが重要なのかなというふうに受け止めております。

昨日、江川委員の質疑の中に自分の居場所という話があって、そのとき、私は、身内のダウン症のいとこの話を引き合いに出しましたが、これは何も障害者に限ったことではなくて、障害のない方も同様に、日常生活の中で、あるいは、社会生活の中で自分の居場所をきちんとつくっていけるということが一番の基本なのかなと思っているところであります。

こうしたため、引き続き、一連の就労支援の取組について、事業者など、関係機関とも緊密に連携を図りながら着実に進めて、それぞれの方の障害特性に応じた働き方ができる社会の実現に向けて努めてまいりたいと考えております。

○石川まさゆき委員 障害者の一般就労に向けては、結局のところ、柔軟な支援体制の醸成には事業者側の報酬の問題が大きいのだというふうに思います。事業所の平均工賃の月額、平均労働時間や、生産性の高い活動をすれば加算が高くなるなどの評価はありますけれども、就労実績が高くなる結果、事業者とすれば、頑張れば頑張るほど収入が少なくなるといったジレンマがあって、結果的に定員が充足できない事業所が存在することも課題であると思います。

しかしながら、インクルーシブ社会の実現や障害のある方の社会参加の促進、今後の生産人口の減少問題などの観点からも障害者の方々の一般就労を進めていかなければならないと思いますので、市も、引き続き、利用が促進されるような制度の見直しと安定した事業運営が行えるような基本報酬の増額を国へ要望していただきたいと思います。

あとは、いわゆる就労系サービスというものは既存の4種類があるとのことですが、一般就労を希望される方には速やかに移行できるような体制の構築とそれに関わる相談支援員の確保、さらには、それを補う機能が望める就労選択支援という新たな事業もできますので、計画的な支援ができるように、市も早めに厚生労働省なんかから情報収集をしていただいて、準備を進めていただければというふうに思います。

以上で、本事業の質疑を終えます。

続きまして、保健所に質問させていただきます。お待たせいたしました、申し訳ありません。

旭川市医師会看護専門学校運営費補助金について質問をさせていただきたいと思います。

近年では、看護師不足が表面化しつつあり、特に、コロナ禍においては、長時間勤務や、身体的、精神的な重労働、感染リスクの高さから離職をする看護師が多く、入院病棟や外来病棟の維持ができなくなり、病院経営に影響を及ぼしているとも聞きます。

また、コロナ禍の影響や生産人口減少が進む我が国においては、負担の多い医療職を目指す若者が少なくなっているというふうにも言われており、医療崩壊も身近なものになってきていると危惧されております。

私は、高齢者のデイサービスを運営しておりますけれども、そこで働く職員の仲間たちの職種として、理学療法士や作業療法士、介護福祉士、そして、看護師がいます。

看護師の主な看護業務としましては、利用する高齢者の急変時の対応であったり、服薬管理、健康状態の観察や相談などが中心です。看護師が従事できる守備範囲は非常に広く、病院だけではなく、訪問介護や福祉施設、さらには、発達支援センターなど、多種多様で、コメディカルスタッフの中では一番活躍の幅が広い職種であると言えます。

うちでは2名の経験のある看護師に従事していただいておりますけれども、やはり、使命感と看護業務への誇り、責任感と人間力の高い方々で、いつも感心させられています。身近に看護師がいる環境ということもありますけれども、本事業に関心があるということもありますし、医療の現場を支えているのは、お医者さんだけではなくて看護師のようなコメディカルスタッフの下支えの力が大きいものです。

それでは、本事業の事業概要と令和7年度の予算額についてお示しください。

○中屋保健所保健総務課長 事業概要といたしましては、看護師及び准看護師を養成する旭川市医師会看護専門学校の運営費の一部を助成することにより、同校の養给力の充実を図ることを目的といたしまして、同校を運営する一般社団法人旭川市医師会に補助金を支出しているものであり、令

和7年度の予算額は214万6千円を計上しております。

○石川まさゆき委員 旭川市医師会が運営する医師会看護専門学校に対して養成力の充実を図ることを目的に補助金を支出しているということが分かりました。

それでは、本事業がいつから始まった事業であるのか、また、事業を開始した経緯についても併せてお答えください。

○中屋保健所保健総務課長 本事業は、同校が市内で、唯一、准看護師の養成を行っており、また、日中働きながら看護師の資格取得が可能な夜間定時制の課程を有する養成機関であることから、市内に従事する看護師を確保し、より幅広い対象者が看護職を目指すことができるよう、同校を運営する旭川市医師会に対し、昭和55年度から運営補助を行うこととしたものです。

○石川まさゆき委員 昭和55年度ですから約45年前からですね。歴史のある事業ということが分かりました。

同校が市内で、唯一、准看護師の養成を行っていることや、日中、働きながら看護師資格取得が可能な夜間定時制課程を有しているということは存在意義が大きいものと言えます。

旭川市は健康福祉都市を掲げており、医療、介護が充実したまちであるということが本市の売りの一つではありますが、同校を卒業された准看護師や看護師の方々が今の旭川の医療を下支えしてきたことは言うまでもありません。

それでは、旭川市医師会看護専門学校の現在の養成学科の状況と定員に対する学生確保状況はどのような状況にあるのか、お聞かせください。

○中屋保健所保健総務課長 同校には、高等課程として2年制の准看護師科と、専門課程として、夜間定時制と3年制の看護師1科、全日制で2年制の看護師2科がございます。

令和6年5月1日現在の課程、学科別の生徒数の状況といたしましては、准看護師科では、第1学年は定員40名のところ35名、第2学年は定員80名のところ45名が在籍し、2学年合計での定員充足率は66.7%であります。

次に、看護師1科では、各学年定員40名のところを、第1学年は21名、第2学年は13名、第3学年は22名で、3学年合計での定員充足率は46.7%、看護師2科では、各学年定員40名のところ、第1学年は15名、第2学年は18名で、2学年合計での定員充足率は41.3%となっており、いずれの課程におきましても定員に満たない状況であると伺っております。

○石川まさゆき委員 准看護師科では第2学年までは定員80名にしていたましたが、学生の確保が難しいため、第1学年から40名に変更したといった経緯があったというふうにお聞きしております。

2学年合計で定員充足率66%ですが、第1学年は40名定員中35名いますので、まずまずの確保状況かなと思います。しかし、一方で、看護師1科では定員の充足率が46.7%、2科では41.3%ですので、経営上は厳しいのかなというふうに感じます。

看護師科、いわゆる正看護師の学科で特に定員充足率が低い状況に鑑みますと、正看護師を目指す学生は、ほかの養成機関、もしくは、市外の看護学校に流れているのかなというふうに推察されます。

続きまして、同校の看護師養成率と本市の医療機関の看護師確保対策に一番重要だというふうに思われます同校を卒業した看護学生の旭川市内での就職率はどのような状況にあるのか、お答えく

ださい。

○中屋保健所保健総務課長 令和５年度の高等課程、専門課程の卒業生７４名のうち、市内外で看護師または准看護師として就職した方は６０名であり、看護師養成率としては８１．１％となります。また、このうち、市内医療機関に就職したのは５４名であり、卒業生全体に対する市内就職率は７３％であります。

○石川まさゆき委員 お調べいただきまして、ありがとうございます。

令和５年度の状況で、看護師養成率が８１．１％、このうち、市内の医療機関への就職率が７３％とのことで、旭川市への貢献度は一定のものがあるのではないかなと評価できると思います。

私もデイサービスを運営しておりますけれども、医師会じゃなくて、ほかの養成機関の看護学生が、毎年、１０名から１５名ぐらい実習に来るんですね。私も、どのぐらい旭川市に残ってくれるのかに興味があって、学生が来たら、毎回、就職希望地を聞かせていただいているんですけど、実は、旭川市以外、あるいは、道外に行きたいという方が非常に多いなとびっくりしています。もちろん、市外から本市の看護学校に通ってきていて、その後、地元に戻るといような方もいますし、それでも、やっぱり若い女性の旭川流出問題を日頃から身近で感じております。

今後、可能でしたら、同校に通う学生の出身地とか、ほかの養成機関に通う看護学生の出身地、もしくは、ほかの養成機関からの市内の就職率なんかも調べてみるとちょっと面白い結果が出るんじゃないかなと思いますので、調査していただければというふうに思います。

本市には、同校以外にも看護師の養成校は複数あると認識していますけれども、その他の養成校にはこれまで補助金を出した経過とか実績があるのか、お聞かせください。

○中屋保健所保健総務課長 市内にあります看護師の養成機関といたしましては、２つの大学と旭川市医師会看護専門学校を含む４つの専修学校があり、このうち、看護師養成以外の学科を有する１つの専修学校に対して総務部で補助金を交付している実績があることを確認しているところでございます。

○石川まさゆき委員 １つは市立大学ですね。あと、４校の専修学校と合わせて６校の看護師の養成校があるということが分かりました。また、看護師養成以外の学科を有する１つの専修学校に対して総務部で補助金を交付している実績があるということも分かりました。

では、市内の各医療機関や福祉施設において准看護師を含めた看護師は充足した状況にあるのか、お示ください。

○中屋保健所保健総務課長 市内の全ての医療機関や福祉施設における看護師の充足状況として把握できる数字を持ち合わせておりませんが、参考までに、市内において２０床以上の入院可能な病床を有する病院３５件における直近の看護師の充足率を申し上げますと、外来、入院患者数等から算出した最低限必要な看護師等の配置数に対し、実際に勤務する看護師、准看護師、助産師、保健師、歯科衛生士の職員の充足状況を表したもので、最も充足している医療機関では３８７．５％、少ない医療機関では１３２．３％であり、平均値が２３７．１％でありますことから、病院においては不足している状況にはないことを確認しているところでございます。

○石川まさゆき委員 本市の医療機関においては不足している状況ではないということが分かりました。

現状は少し安心できる状況なのかなというふうに思いますけれども、先日の品田委員の質疑での

市立病院の看護師の充足状況への答弁で、病院事務局長からは、市立病院では充足していないというようなことがありました。市立病院はなぜ充足できていないのかは疑問が残るところですけど、市立病院についての議論はここではしません。

市内全体の病院においては充足しているということですが、入院病床を持たないクリニックなんかでは看護師が足りないといった声も聞いております。そういったところでの看護師の人手不足を引き起こす要因はどのように考えているのか、お聞かせください。

○中屋保健所保健総務課長 看護師の人手不足の要因といたしまして、近年の高齢化に伴い、福祉的ケアや在宅医療へのニーズに対応するため、介護施設や訪問看護ステーションの開設が増えたことなどにより、看護職員の就職先としての選択肢が増えたことなどからクリニック等の医療機関における看護師の人手不足が生じているものと予想されます。

○石川まさゆき委員 住み慣れた地域や自宅で暮らす地域包括ケアシステムの構築にはデイサービスや訪問看護なんかの看護師の活躍は必要不可欠でありますし、看護師特有の守備範囲の広さから選択肢が増えたのが要因であるということが理解できました。

そういった医療機関以外の看護師充足率は低い状況にあることから、これからもたくさんの看護師を養成していただきたいと思いますが、先ほどの答弁におきまして、同校の市内への就職率が73%ですが、一方で、同校の正看護師の学生確保充足率は看護師1科で46.7%、2科で41.3%、非常に低い充足率であるというふうに言えると思います。

本事業に市は予算額214万6千円の補助の支出を予定しておりますけれども、その費用対効果に対する検証を市はどのように捉えているのか、見解をお示してください。

○中屋保健所保健総務課長 本市からの補助金も含めた同校の運営費においては、教員の給与や看護学生の実習先への謝礼支払いなど、看護職員養成のために有意義に活用されているものと認識しております。

また、市内で唯一の准看護師養成校であるとともに、看護学科において定時制を有する同校が存続することで、准看護師を目指す方や働きながら看護師を目指す方の市外への流出を防ぎ、かつ、継続的に高い割合で市内医療機関への就職者を輩出していることから、同校の安定的な経営の一助となる当該補助金は一定の効果があるものと認識しております。

○石川まさゆき委員 確かに、市内で唯一の准看護師養成校であるということ、また、看護学科において定時制を有することで准看護師や働きながら看護師を目指す学生の市外流出を防ぐという意味では一定の効果があると思います。

先ほど質問した費用対効果を検証した際に、今後も同校への補助を継続する予定でしょうか、その見通しと方向性についても見解をお聞かせください。

○中屋保健所保健総務課長 補助の今後の見通しについてであります。先ほど御答弁いたしましたとおり、当該補助金は、看護学生の育成のほか、若年層の市外への流出防止や市内医療機関の人手不足への対策として一定の効果があるものと認識しておりますので、現時点では今後も継続することを予定しております。

○石川まさゆき委員 これ以上深くは聞きませんが、看護師を目指す方の門戸を広げることや市外への流出を防ぐといった点で有効であると思います。また、学生確保の充足率は非常に大事であるというふうに思いますので、市としても同校で看護師を目指す学生の確保についての支援を

強化していただければと思います。

話題は少しそれますけれども、参考までに、市役所には保健師が採用され、活躍されていると認識しております。現在の保健所を含めて、市内の保健師雇用数はどういう状況なのか、また、どのような業務に従事しているのか、お聞かせください。

また、市役所の保健師は充足した状況にあるのかも併せてお答えください。

○中屋保健所保健総務課長 令和6年4月1日現在での人数で申し上げますと、本市の保健師の正職員の総数は59名であり、うち34名が保健所で感染症対策や予防接種、健康づくりといった業務に従事し、13名が子育て支援部で母子保健等、11名が福祉保険部で介護保険等、1名が総務部で職員厚生に関わる業務等にそれぞれ従事しております。

また、コロナ禍では、保健師が陽性者の健康観察業務や24時間の相談対応などを担ったこともあり、人員が不足し、市内での応援体制を依頼することになった経過がございますが、平時におきましては保健所として保健師が大きく不足しているといった認識はございません。

○石川まさゆき委員 市役所で働いている保健師が59名いると聞いて、想像以上に多くてびっくりしました。

保健師は専門性の高さから活躍の場は広いなというふうに感じます。コロナ禍では特に保健所の保健師は大活躍でしたし、感染症対策官の平岡さんもいらっしゃいますので、心強い存在だと思います。また、コロナが2類相当のときは保健所の保健師と関わった市民も多くて、保健師を目指す学生も一定数増えたとはかの養成校の先生からも聞いております。私も作業療法士なんですけれども、医療、福祉の専門家が専門性を生かして市役所で働く意義はとても深いんじゃないかなというふうに考えています。

余談になりますけれども、今後も、保健師をはじめ、たくさんのそういった専門家が知見とか経験を生かして市役所で従事することは市民の福祉の向上のために寄与できる存在であると考えますので、市内の医療、福祉の専門家の配置の推進も検討していただければなというふうに思います。

市内には医療従事者の養成機関は複数あると認識しておりますけれども、何が養成できて、できないのかについても、この際、お答えください。

○中屋保健所保健総務課長 市内にある主な医療従事者の養成機関といたしまして、学生実習の受け入れ実績やホームページ、聞き取りなどで確認できた内容でお答えいたしますと、医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、臨床検査技師の養成機関がある一方、歯科医師、歯科技工士及び薬剤師等につきましては市内に養成機関がないものと認識しております。

○石川まさゆき委員 特に、歯科技工士、薬剤師、診療放射線技師、言語聴覚士、また、広い意味では義肢装具士とか、そういった職種の養成機関が市内にはないので、こういった医療従事者が市内では不足しているんじゃないかなというふうに推察されます。

今後は、看護師以外の医療従事者の充足状況も調査していただいて、何が足りなくて必要なのかということも市は知る必要があると思いますので、調査をしていただければと思います。

最後になりますけれども、今後、人材不足が深刻化して必要な医療が受けられなくなる懸念があると思われます。人手不足の対応策として医療従事者の養成や必要な医療の確保をどのように進めていくのか、市の考えをお聞かせください。

○田村保健所地域保健担当部長 私は、昨年４月に保健所に参りまして、様々な医療現場ですとか医療機関の方々とお話することがございまして、やはり、看護師をはじめとする医療人材が不足しているという声は本当に多く聞いております。

その一方で、先ほど課長からも答弁申し上げたとおり、統計的な数値では一概に不足しているという状況にないということもありますので、先ほど委員の御指摘にありましたとおり、統計の取り方も含めて、調査をしっかりとやっていかなきゃならないんじゃないのかなというふうに感じているところでございます。

本市の医療機関数及び医療従事者数につきましては、現時点では他の地域と比較してまだ多いと言える状況にございますけれども、今後、生産年齢人口の減少によりまして、医療職に就く方自体が減少し、かつ、訪問看護などの多様な施設において医療従事者のニーズが高まっているということなどからも医療機関に勤務する職員は今後減少することが予想されます。こうしたことから、今後も安定した医療提供体制を整備するためには将来に向けた医療従事者確保のための取組が非常に重要であると認識しているところでございます。

本市は、これまで、旭川市医師会看護専門学校への運営補助のほか、看護学生の実習受入れですとか、養成学校への講師派遣といったものを行っておりまして、今後も、こうした取組を継続してまいりますとともに、また、医療職の魅力とやりがいを広く若者に周知し、医療従事者を志す方を確保するといった長期的なスパンに立った取組のほか、例えば、子育てや介護等により、一定期間、看護師業務から離れた方への復職を支援するなどの手法も考えられますことから、関係団体とも意見交換を密に行いながら、どのような支援が可能か、検討してまいります。

○石川まさゆき委員 先ほどの介護人材確保支援費の中でもお話ししましたがけれども、関係団体との意見交換がやっぱり非常に大切だと思いますので、現場の生の声を聞いていただいて、市としてどのような支援が可能なのか、そして、逆に、市としては関係団体や市民に対して何を求めていくのか、課題整理と時代の変革に伴う準備を今からでも始めても早くはないと思いますので、医療のまち旭川を具現化できるように検討を進めていただければというふうに思います。

先ほども言いましたけれども、保健師ももちろん専門性が高いですけれども、いろんな医療、福祉の専門職がいます。こういう方々が市役所で働くのは、専門性を生かすっていう意味では、市民の福祉の向上のためにはすごくいいんじゃないかなと思いますので、それについても検討していただければと思います。

これで前半戦の民生所管分の質疑を終えたいというふうに思います。

○高橋紀博委員長 他に御質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 他に御質疑がなければ、以上で、議案第４４号の分担部分のうち民生常任委員会所管分、議案第４５号、議案第４９号、議案第５１号、議案第５４号、議案第６１号の分担部分、議案第６３号の分担部分、議案第６４号の分担部分、議案第６７号ないし議案第８２号、議案第９１号のうち民生常任委員会所管分及び議案第９４号の以上２６件に対する質疑は終了いたしました。

なお、能登谷委員からございました宿泊税導入に係る諸課題について及び江川委員からございました物価高騰対策の在り方についての総括質疑のお申出につきましては、その旨、本分科会閉会后、予算等審査特別委員会委員長に報告することといたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 43 分

再開 午後 1 時 00 分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

それでは、議案第 44 号の分担部分のうち子育て文教常任委員会所管分、議案第 48 号、議案第 50 号、議案第 85 号ないし議案第 90 号、議案第 91 号のうち子育て文教常任委員会所管分、議案第 92 号及び議案第 93 号の以上 12 件を一括して議題といたします。

ここで、昨日の分科会で笠井、高花、金谷各委員から要求のありました 3 件の資料につきまして、委員各位に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明は必要でしょうか。

(「要りません」の声あり)

○高橋紀博委員長 それでは、資料の説明につきましては、省略させていただきます。

ここで、特に御発言はございますか。

○中村みなこ委員 資料請求をお願いいたします。

学校教育部に平成 28 年度以降の早期退職した教職員の推移及び過去 3 年間の年代別内訳、教職員の休職者数、精神疾患による病気休暇者数が分かる資料をお願いいたします。

○能登谷委員 学校教育部に学校給食費の給食費額、公費負担額及び保護者負担額の推移が分かるものをお願いしたいと思います。

もう一つ、学校教育部ですが、道内主要都市給食費 1 食単価における令和 7 年度と令和 4 年度の比較ができるものをお願いしたいと思います。

最後に、社会教育部に 1 つ、図書館の職員体制、正規、非正規の別も含めて分かるものをお願いしたいと思います。

○高橋紀博委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 02 分

再開 午後 1 時 03 分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

ただいま中村みなこ、能登谷各委員から御要求のありました資料につきまして、提出の可否と時期について、理事者に発言を求めることといたします。

○坂本学校教育部長 中村みなこ委員から御要求がありました平成 28 年度以降の早期退職した教職員の推移及び過去 3 年間の年代別内訳、教職員の休職者数、精神疾患による病気休暇者数が分かるもの、能登谷委員から御要求がありました給食費額、公費負担額、保護者負担額の推移が分かるもの、道内主要都市給食費 1 食単価における令和 7 年度と令和 4 年度の比較ができるものにつきましては、委員の質疑前までに提出をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤社会教育部長 ただいま能登谷委員から御要求がありました令和 6 年 4 月 1 日現在の図書館

の職員体制の分かるものにつきましては、能登谷委員の質疑の前までに提出させていただきます。

○高橋紀博委員長 それでは、ただいまの資料につきましては、予算等審査特別委員会の資料といたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○笠井委員 お昼から元気にやっついこうと思います。子育て文教所管分で5つの項目を準備をしておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、3款2項3目の愛育センター園庭整備事業費と愛育センター改修費についてお伺いしていこうと思っております。

愛育センターの園庭整備と施設改修については昨年の第2回定例会から何度もしつこく取り上げてきましたが、園庭整備は、今回、いよいよ予算化されました。

まず、愛育センター園庭整備と施設改修費、それぞれ概要と予算額をお願いいたします。

○久保子育て支援部次長 愛育センター園庭整備事業費は、愛育センターの園庭を整備、改修することで利用者に遊びを通した適切な療育の場を提供するとともに、園庭を活用し、障害を持った児童及び保護者の居場所の提供や地域交流などによりまして本市のインクルーシブを推進しようとするものでございまして、事業内容としましては、園庭整備費としまして、令和8年度の債務負担行為限度額の設定が2千300万円、園庭整備に関わります情報発信としまして660万円でございます。

愛育センター改修費は、障害のある児童が安心して利用できるよう、設備等の不具合、改修等が最大化する前の予防保全及び施設環境の整備を行い、支援の充実を図るものでございまして、主な内容としましては、3か所のプレールームのエアコン設置で900万1千円、2部屋の照明器具のLED化で130万円、屋根の全面改修で9千130万円、事業費全体としましては1億1千100万2千円でございます。

○笠井委員 施設改修も、プレールームのエアコンの設置や屋根の改修など、本当に必要な予算が措置されました。今まで予算要求はしていたけれども、ようやく措置されたとのことで、子どもたちの療育環境が整うことを大変喜ばしく思っています。

愛育センター園庭整備事業費は、株式会社アイ工務店からの企業版ふるさと納税の寄附金を財源としていると伺っておりますが、どのようにして愛育センターの園庭整備に充てることになったのか、その経緯をお伺いします。

○久保子育て支援部次長 愛育センターの園庭につきましては、開設から40年以上が経過しておりまして、遊具の老朽化や破損によりまして使用可能な遊具が減少していたことから、遊具の設置及び施設の改修について検討を行っていたところでございます。

そうした中、内閣府からアイ工務店が旭川市の子育て分野に寄附を検討しているという情報があったために、子育て支援部の中で、他の事業を含めまして、アイ工務店様と意見交換等を行った結果、遊具について早急に改修の必要性があるということに加えて、地域におけます愛育センターの役割等に関してアイ工務店から御理解をいただいて、寄附金の受納及び寄附金を園庭整備に充てるということになったところでございます。

○笠井委員 単なる施設の改修にとどまらず、地域の子育ての支援の場として重要度が改めて認識

されたこともあったのかなと思っています。

先日、市民の声をまちづくりに反映することを目指す旭川未来会議が愛育センターで開催され、遊びから考えるインクルーシブをテーマに、愛育センターの園庭整備に関して議題の一つとして取り上げられました。

また、園庭整備について、愛育センターの先生方や通所する児童の保護者にもアンケート調査を行ったと伺っております。

まず、アンケートではどのような意見が出てきたのか、お伺いします。

○久保子育て支援部次長 旭川未来会議からいただきました意見としましては、インクルーシブ遊具などの設置や安全面に配慮して歩いて楽しめる園路の整備など、遊具や園庭の整備内容に関するもののほか、遊びの効果に関する事、それから、地域との交流に関する事などの御意見をいただいたところでございます。

また、愛育センターの職員や保護者の皆様からは選択制の形式でアンケートをいただきましたけれども、園庭に設置する遊具としまして、よいと思われるものとしては、滑り台、ブランコ、砂場の割合が非常に高く、また、園庭環境についても、周回路や築山、芝生等の設置を求める声が多く、未来会議と類似の意見もあったということを認識しております。

○笠井委員 出てきたこの意見を園庭整備にどのように活用していこうと考えているのかもお聞かせください。

○久保子育て支援部次長 園庭整備につきましては、貴重な寄附金を財源としておりまして、利用者や保護者、愛育センターの職員の意見も反映することがより園庭に親しんでもらうための重要なことであると考えております。旭川未来会議やアンケートでいただきました御意見につきましては予算の範囲内で園庭整備にできるだけ反映させていきたいと考えております。

また、園庭整備後も、利用状況を踏まえながら、今回出されました意見等の反映について検討してまいりたいと考えております。

○笠井委員 園庭整備も利用状況を見ながら継続的に意見を反映していくという柔軟な対応を考えてくださっているということで、工夫しながらよい環境が整えられていくことにも期待しているところです。

ほかの保育園や幼稚園では、整備の際に、園庭を半分だけ整備して、整備していない半分は野外で遊べるように工夫しているというお話を伺っております。園庭整備の工事期間中は愛育センターで野外での療育活動をどのように行おうとしているのでしょうか、お伺いします。

○久保子育て支援部次長 園庭整備の期間中におきます野外での療育についてでございますが、以前から行っております近隣の公園での外遊びですとか、遠くの公園へバスで散歩を行うといった活用をするほか、令和7年度から使用可能となります忠和公園のインクルーシブ遊具を使った外遊びを取り入れていきたいと思っております。

しかし、移動時間もありまして、遊びの時間も現状よりも限られたことになることから、園庭をできるだけ早期に完成できるよう、事業を進めてまいりたいと考えております。

○笠井委員 バス散歩や公園に行つて療育を行うということで、分かりました。時間も少なくなってしまうので、子どもたちや職員の方々には無理のない配慮で外遊びを楽しんでほしいなという願いがあります。

次に、プレールームにエアコンが設置されることとなり、児童も思いっきり走り回って快適に過ごすことができると思います。ただ、以前の答弁では、今度のエアコン設置により、施設の既存の電力容量を超えるということを聞いております。

その問題はクリアされているのか、お伺いします。

○久保子育て支援部次長 プレールームへのエアコン設置は児童に快適な環境での療育を行うために必要な設備でございますけれども、一方で、施設の既存の電力容量を超えてしまうという懸念もありました。

これを解消するために、例えば、プレールームでエアコンを使用している間は同時に使用する居室を制限する、集約するというほか、不使用の教室の使用を機械的に制限しまして、夏場の電力使用の調整を行うことで対応することと考えております。

また、一部であります、電力負荷の少ないLED照明への交換も実施することによって、安定したエアコン使用が可能となるように継続して取り組んでいきたいと思っております。

○笠井委員 今回の予算では、園庭整備やエアコン設置のほか、施設の屋根や給食室の改修など、園庭以外の改修も多く含まれております。

療育環境の維持のための必要な措置であると思いますが、旭川市における愛育センターはどういった位置づけなのか、改めて見解をお伺いします。

○久保子育て支援部次長 愛育センターの施設は老朽化していることから、施設の改修は、子どもたちが安心、安全で快適な環境で療育を受けるため、その質の維持と継続した運営に必要な措置であると考えております。

児童発達支援センターは、利用する子どもたちが地域で適切な支援を受けられるように、地域の関係機関の中心となりまして地域の支援体制の構築を図る役割を担っておりまして、その中でも、愛育センターは、公立の児童発達支援センターとしまして、障害の有無にかかわらず受け入れるなど、セーフティーネットの役割を担うものであり、安心、安全な環境の中でこれらの役割を十分に果たしてまいりたいというふうに考えております。

○笠井委員 この園庭整備や施設改修をきっかけに、今すぐというわけではありませんが、愛育センターの現在の業務以外に何かの役割を付加することも必要ではないかと思っております。

例えば、保育センターや総合的な障害児の相談センターなど、現在、単身、親子、地域の配置をスリム化して、一つの空間で遊ばせながら、子どもの状況を観察したり、保護者が相談支援員に相談できるような新たな役割を付加することも一考かもしれません。

令和6年4月に、児童福祉法等の一部を改正する法律により、児童発達支援センターが地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関と位置づけられました。これを基軸として、子ども家庭庁から地域における児童発達支援センターは地域の発達支援の中核施設として機能することを求められています。

令和6年4月から、当該機能を発揮するために、児童発達支援センター機能強化事業として民間の事業所に委託をしております。機能強化事業は障害福祉課のほうですが、せっかく愛育センターは公営ですので、うまく連携し活用して愛育センターの価値をより高めることも可能だと考えております。

愛育センターは、障害を持つ子どもとその保護者にとって非常に重要な施設です。ですが、建物

も老朽化し、園庭は寂しいものとなっていました。暗い閉鎖的なイメージの方が多いのかなとも思っております。園庭整備をきっかけに、より多くの市民にその存在を改めて知ってもらい、施設の必要性和地域住民とつながりが持てることが広く伝わることを祈っております。

最後ですが、愛育センター所長が3月末で役職定年を迎えるということです。愛育センターに携わり、1年、きっと議会と関わりがないだろうなと思っていたかもしれないのですが、私が何度も何度も愛育センターを取り上げてきたので、仕事を増やしてしまったのかなとも思っているんですけども、長きにわたり本市の発展に心から感謝申し上げます。

愛育センターへの思っていること、あるいは、願いでも何でもいいですが、お聞きしたいと思います。

○久保子育て支援部次長 こういった場をいただきまして、ありがとうございます。

私は市役所に勤めまして38年になりまして、1年ではありましたが、愛育センターが管理職としての最後の場所になりました。私ごとでありますけれども、私の子どもも、実は、数年前、愛育センターにお世話になりまして、そういった縁もあります。子育て支援部は初めての分野でありまして、こちらに参りまして、笠井委員、それから、センターの職員からいろんなお話を伺いまして、この1年、本当にいろいろと勉強させていただいたと思っております。

公立の児童発達支援センターとしての愛育センターは非常に重要な役割を持っていて、そして、障害を持ったお子さんに関わって支援していくというのは非常に奥の深い分野だなと思っております。

今回質疑をいただきました園庭は従前からの課題でもありましたけれども、今回、こういった形で全面的にリニューアルするということになりまして、最初の段階で関わらせていただいたことは非常にありがたく思っておりますし、今後、整備が進んでいくことを非常に楽しみにしております。

また、今お話がありましたけれども、愛育センターの認知度、市民になかなか伝わっていないということがありますので、この園庭整備を契機としまして、市民の方に理解していただき、認知度が向上すればというふうに思っております。

子どもはたくさん可能性を持っております。うちの愛育センターにはベテランの職員がたくさんいますので、支援が必要なお子さんに対して引き続きしっかりと関わって寄り添ってほしいと思っております。

ありがとうございました。

○笠井委員 久保所長、ありがとうございました。引き続き旭川のために力を貸していただければなと思っております。本当にお疲れさまでした。

愛育センターについては以上となります。

続いて、「すくらむ あさひかわ」についてに入っていこうと思います。

令和6年第3回定例会の決算審査特別委員会において特別支援教育振興費で実施する障害のある児童生徒の就学先の意見交換の場について質問をしました。

改めて、この事業概要と令和7年度の予算額についてお伺いします。

○山本学校教育部学務課長 特別支援教育振興費（小学校）については、障害のある児童生徒に対する支援の充実を図るため、障害のある児童が小学校の特別支援学級等で学ぶ際に保護者の経済的

負担を軽減するための特別支援教育就学奨励費の支給を行うほか、旭川市教育支援懇談会の運営を行うもので、令和7年度予算として3千832万8千円を計上しております。

○笠井委員 旭川市教育支援懇談会は、障害のある児童生徒について、特別支援学校への就学または転学を検討するに当たり、医師や学識経験者など、障害のある児童生徒の就学に関する専門知識を有する方々から意見を聞く場とのことであります。

障害等のある児童生徒の学びの場については、本人及び保護者が希望する場合は教育委員会と就学・教育相談を行います。その際に活用するツールとして「すくらむ あさひかわ」があります。

「すくらむ あさひかわ」について、改めてその概要についてお伺いします。

○山本学校教育部学務課長 「すくらむ あさひかわ」は、障害のある子どもを一貫して適切に支援を行うためのツールとして教育委員会が様式を定めたもので、医療や関係機関への相談、母子手帳や健診の記録を記載するシートと保育園や幼稚園が作成していた場合に転記する個別の支援計画シートで構成されております。

保護者が小中学校や幼稚園、保育所などと一緒に作成し、支援の目標や方法を共有することで乳幼児期から学校卒業後までを通じて子どもの成長を支えていくためのツールとして活用しております。

○笠井委員 令和6年第4回定例会の一般質問では、「すくらむ あさひかわ」を活用した各部局と関係機関との情報共有について十分に活用されていないという実態を踏まえて、今後どのように取り組んでいくのかということを開き、あわせて、使いやすくする様式の工夫についても求めておりました。

現在の取組の進捗状況をお伺いします。

○山本学校教育部学務課長 「すくらむ あさひかわ」については、小中学校の就学前後においても子育て支援ツールとしてより有効に活用するため、各部局や関係機関との情報共有を強化し、効果的な連携体制も構築しながら取組を進めていくこととしております。

本年2月には、教育委員会と子育て支援担当部局、障害者担当部局の担当者の会議を行い、情報共有の必要性について確認するとともに、共有すべき情報の検討や具体的な連携の手法、保護者等への周知等について引き続き検討していくことといたしました。

また、様式の工夫につきましては、令和7年1月に、適切な支援を行っていくための部局をまたいだ情報共有ツールの有無について中核市に照会し、ツールがある場合はその収集等を進めているところでございます。

○笠井委員 連携のために協議を始めたことはよいことで、第一歩であると感じています。

庁内における情報共有の取組については理解いたしました。しかし、庁外とはどのように進めていくのでしょうか。

北海道立の特別支援学校は、旭川近郊を含め、6つの学校があります。入学する際、「すくらむ あさひかわ」の情報だけでは不十分と言われたとの話を聞きました。就学相談で必要とされる資料を作成しても、また入学先で新たに支援学校が用意した育成記録を提出しなければなりません。転用できないのかを確認したところ、学校で必要な情報が「すくらむ あさひかわ」の記載欄にはないので、転用できないということでした。

そのような事例においても、「すくらむ あさひかわ」を使用して情報共有は可能なのか、今後

どのような方向性で整理をしていくのか、お伺いします。

○山本学校教育部学務課長 特別支援学校の入学に限らず、各業務において必要とする情報の種類や程度はそれぞれ異なるため、これらの情報を全て「すくらむ あさひかわ」で網羅するとした場合、膨大な情報を記載することとなり、使用者の負担が大きくなってしまう可能性がございます。

そのため、どのような情報を共有する必要があるのかを今後の庁内会議等において整理するとともに、照会した中核市からの回答を分析し、ツールとしての様式だけではなく、具体的な運用の方法なども参考とする中で今後の方向性を整理してまいります。

○笠井委員 学校教育部での現状は一旦理解いたしましたが、せめて1市8町の連携をするなどを含めて検討していただきたいと思います。

続いて、4款1項1目の母子保健推進費についても関連していく事業なので、お聞きします。

3歳6か月の乳幼児健診で発達の遅れが分かった後の相談体制がしっかりつながっていない、あるいは、たらい回しになっているなどの事例をよく耳にします。例えば、発達の遅れを健診で指摘されたので、病院で受診した、しかし、診断はされなかったが、保育園や幼稚園での現場では事前の面談で断られてしまった、どこに相談すればよいのかといった相談がありました。

相談のフローが確立されていないのではないかと思います。おやこ応援課としての現状をお伺いします。

○川村子育て支援部おやこ応援課長 3歳6か月児健康診査後の相談体制についてでございます。

3歳6か月児健診では、子どもの発達の遅れについて、医療や療育が必要であると医師が判断した場合には、精密検査等を勧め、医療機関等につないでおります。しかしながら、発達途中の幼児期は周囲の環境によって発達のスピードや特性は変わりますことから、幼児健康相談や訪問等を活用し、子どもや保護者の状況に合わせた支援を実施しているところでございます。

子どもの発達支援に関しては、極めて個別性が高いことから、必要に応じて医療機関や児童福祉施設等の関係機関と連携を図りながら実施しております。

○笠井委員 しっかり連携を行っていますよということでした。

前回、「すくらむ」について、保護者に記入を依頼するタイミングについても聞いてきました。現状では就学前に保護者に記入を依頼することになっていて、1歳、0歳と遡って記入していかなければならない状況にあります。

発達の遅れが分かった児童の保護者に対して、おやこ応援課として「すくらむ」をどのように周知していこうと考えているのか、現状も併せてお答えください。

○川村子育て支援部おやこ応援課長 現在、本市で交付しております母子健康手帳には、就学までの発育、発達の様子を記載できる「すくらむ」の一部を掲載するほか、「すくらむ」全体を掲載している市のホームページへの案内を行っております。

なお、発達に遅れがあるお子さんへの周知につきましては、それぞれの支援内容に応じ、関係する機関、窓口も異なりますことから、関係部局等とも連携した周知を行ってまいりたいと考えております。

○笠井委員 母子健康手帳に「すくらむ」の一部を掲載するのが保護者への周知の方法なんですか。ただ掲載しているだけで、おやこ応援課としては「すくらむ」に関して何もしていませんと言っているのと同じような気がします。

ほかにも、ホームページに「すくらむ」全体を掲載している情報発信源は学務課なんですよね。おやこ応援課として現状周知に取り組んでいないということが分かりました。

では、次に、未就学の子どもに関する相談窓口はどうなっているのでしょうか。また、未就学の障害児支援に当たって相談窓口を子育て支援部に設置してほしいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○向井子育て支援部長 未就学児の相談窓口についての御質問でございます。

現状につきましては、乳幼児健診等で来庁される機会が多いおやこ応援課、w a k a ・ b aにおいて各種相談を受けている状況でございます。

また、昨年4月でございますが、児童福祉機能と母子保健機能を一体的に運営することも家庭センターを設置しておりまして、子ども総合相談センターにおいても相談を受けているところであり、それぞれの相談内容に応じて関係部局や関係機関など必要な支援につなげているところでございます。

そうした中、就学に際して、「すくらむ」の作成に当たって、作成方法や記載の仕方などについて、現状では、おやこ応援課のみならず、愛育センターや保育園、幼稚園などの民間の施設等を含めて、保護者が身近で相談しやすい窓口に出向かれている状況にはありますが、一方で、どこに相談したらよいか分からないという方もおられるものと認識をしております。

そのため、まずは、現状、おやこ応援課等で必要な方への相談対応を行っておりますことから、引き続き、相談者に寄り添った丁寧な対応を行うとともに、相談を必要とされる方が円滑に相談先につながるよう、「すくらむ」を作成する保護者の立場に立ち、分かりやすい言葉で「すくらむ」の巻末等に相談先の連絡先等について掲載するなどの対応につきまして、所管する教育委員会と連携し、検討してまいりたいと考えております。

○笠井委員 今回、子育て支援ファイルである「すくらむ」の進捗状況について取り上げました。

学校教育部としては、各部局と協議をしていることや様式についても検討しているということが分かりました。子育て支援部では、障害の有無にかかわらず、相談窓口として広く受け付けていて、個別性が高いものについてはより専門性のある部署へつなげているということも分かりました。

「すくらむ」は支援のための一つのツールではありますが、各関係部署が活用、連携できるような様式にすることによって支援を必要とする子どもたちにとって生涯にわたる大切な記録となります。

昨日、江川委員からもお話がありましたが、放課後デイサービスの利用者が多いというお話です。福祉サービスを受けるときに、やはり、親からの聞き取りで、中には大げさに言ってしまう方もいらっしゃると思います。そうすると、簡単に放課後デイサービスを利用することができる、偏りのある支援になってしまうことがあります。

本当に必要な支援なのかを判断するためにも、この支援ファイル、「すくらむ」を活用すれば、学校の先生から見た児童生徒、親から見た子どもの様子、医師から見た児童生徒、その当該児童生徒と関わりのある大人たちがみんなで記入できるようにすると、多面的な視点を総合的に評価、それをまた参考にすることができるという資料になりますから、非常に重要な位置づけであるということを意識して取り組んでいただきたいと思います。

発達の遅れが分かった際には、最初に相談する窓口として、特におやこ応援課がその役割を担う

ことが多いのではないかなと思ひ、今回、お聞きしました。未就学児に関する相談窓口が設置されていることは承知していますが、「すくらむ」の書き方がよく分からない保護者の方もいます。記入が困難な保護者の方と一緒に記入ができるよう、きめ細やかな寄り添った支援体制を整えていただきたいと思ひます。

最後に、副市長にお伺ひします。

現在は、「すくらむ」の所管は学校教育部ですが、早期のうちから関わる子育て支援部に移行することも一考だと考えております。先ほど愛育センターの配置をスリム化して一つの空間に新たに障害児相談センターなどを付加することを提案しましたが、やはり、国からも中核の児童発達支援を担う立ち位置を求められています。今は民間に事業委託をしております、割と形式的というお話も聞いています。

連携を強化するために、公営施設の活用もよいのではないかと考えます。見解をお伺ひします。

○中村副市長 今、「すくらむ」を中心にして、発達に課題のある方の支援をどうしていくかという御質問がありました。

まず第一に、「すくらむ」自体は教育委員会がもともと定めたもので、入学してからの教育に必要だということをつくったものです。教育行政に関わって私が中身に触れることは権限を超えることにもなりますので、その部分は差し控えたいと思ひますけれども、やはり、子どもが生まれたとき、あるいは、先ほど言ひました保育の部分などから場合によったら適切な対応をしていくということがその後の教育といひますか、療育といひますか、いろいろないい結果が出てくるという場合はあります。

それで、子育て支援部では窓口はおやこ応援課を中心にやっておりますけれども、窓口としていろいろなチャンネルがあり、子ども総合相談センターで受けるというような窓口も設けておりますし、いろんなところから相談を受けるラインというものを持っていますけれども、逆にそれでどこに相談したらいいのか分からないというようなことがもしあるのであれば、一義的にどこかを相談窓口とするということも検討しなきゃならないのかなと考えております。

それから、「すくらむ」のことですが、先ほど教育委員会から様式等も含めて検討しているということがありました。その教育委員会が使っているものを子育て支援部でもいろんな部分で活用ができるようにするに当たって、そして、まだ小学校に入学する前のお子さんのいる親御さんに少しでも負担にならないよう、そういったものを活用できるようにする手法については検討していかなければならないなと考えておりますので、先ほど部長からも答弁ありましたように、教育委員会とも連携しながら、そういったことを踏まえてきっちり対応をしていきたいというふうに考えております。

○笠井委員 しっかり連携をしていくということで、心強い答弁をありがとうございます。期待しております。

では、この項目については終わりになります。

次は、教育支援センター、ゆっくらすについてお聞きしていきたいと思ひます。

本市、過去5か年の学年別不登校児童生徒の状況を配付資料で出させていただきました。

資料を見ますと、小中を合わせて、令和元年度が366人、令和2年度が430人、令和3年度が535人、令和4年度が732人、令和5年度が585人となっています。令和4年度に一気に

増加しています。その後、令和5年度には少し減りましたが、いずれにしても高い水準であり、増加傾向にあります。

なぜ一時的に増えたのか、また、減ったのかも含め、今年度の新たな数字にも注視していく必要があると思いますが、まず、教育支援センター、ゆっくらすではこれまでにどのような取組をしてきたのか、お伺いします。

○田村学校教育部教育指導課主幹 旭川市常磐館に設置している教育支援センター、ゆっくらすでは、不登校及びその傾向にある児童生徒に対し、心の居場所づくりや学校への登校再開等に向けた支援に加え、豊かな情操や社会性の育成を図るため、家庭、学校、関係機関と連携し、カウンセリングや教育相談、体験活動や学習支援、さらには、今年度からは家庭でのICTを活用した遠隔学習や相談も実施しております。

○笠井委員 教育支援センター、ゆっくらすの取組における成果と課題もお伺いします。

○田村学校教育部教育指導課主幹 教育支援センター、ゆっくらすには、令和6年度において63人の児童生徒が通所しております。児童生徒の状況に応じ、在籍校及び保護者との連携の下、個に応じた学習活動や教育相談等を実施し、学習意欲や自らの進路に対する意欲の向上等に努めることで自己肯定感を高めるとともに、登校再開につながった児童生徒が毎年いるほか、通所していた中学3年生の多くが高等学校へ進学している状況にあります。

一方で、人間関係を築くまでに時間を要する児童生徒や慣れていない場所に通うことに抵抗がある児童生徒には通所しづらいこと、バス等の通所手段の状況から、通所意欲が起きたタイミングで簡単に通うことが難しいため、通所を諦めてしまうことなどが課題であると受け止めております。

○笠井委員 ゆっくらすへの通所で、不登校児童が、結果、登校再開につながったという成果があったからこそ、令和7年度から、教育支援センター、ゆっくらすに加えて、校内教育支援センターの運営が開始されるということだと思います。

校内教育支援センターの予算概要をお伺いします。

○田村学校教育部教育指導課主幹 令和7年度の予算額は583万2千円となっており、その内訳は、校内教育支援センター職員の2名の報酬及び職員手当として568万円、通勤手当等として15万2千円となっております。

○笠井委員 これまで、教育支援センター、ゆっくらすが運営される中、なぜ新たに校内教育支援センターを設置したのか、経緯と事業概要をお伺いします。

○末木学校教育部次長 本市の不登校児童生徒数は増加傾向にありますとともに、各学校においては、今年度における別室登校の児童生徒数は約700名を数え、配置されている教職員では十分な対応ができない状況もあることも踏まえ、児童生徒への支援を充実するために校内教育支援センターを設置するものであります。

新年度は、緑が丘中学校と永山南中学校の2校にモデル的に配置し、教職員免許を有する支援員をそれぞれ1名配置しまして、自分のクラスに入りにくい生徒が安心して過ごす中で学習支援や教育相談を行うほか、登校できない生徒へのオンライン支援や保護者からの相談対応等を行ってまいります。

○笠井委員 校内教育支援センターではどのような効果を期待しているのか、見解をお伺いします。

○末木学校教育部次長 校内教育支援センターの設置及び支援員の配置によりまして、自分のクラ

スに入りにくいと感じている児童生徒一人一人に対して、状況に応じた計画的、継続的できめ細かな支援が可能になるとともに、安心して過ごすことのできる居場所を提供できることで通常の学校生活への復帰や登校再開へとつなげることができるものと考えております。

○笠井委員 不登校児童生徒のその要因については様々なものがあると考えておりますが、旭川市の状況について伺います。

○末木学校教育部次長 文部科学省の令和5年度の調査における本市の不登校児童生徒数について把握した事実につきましては、割合が高かったものとして、学校生活に対してやる気が出ないが小学校で37%、中学校で53.1%となっており、次いで、不安・抑鬱、生活リズムの不調となっております。

○笠井委員 本市の不登校生徒には、先ほどの答弁のように、学校生活に対してやる気が出ない、不安・抑鬱、生活リズムという状況の割合が高いと考えられる中で、校内教育支援センターの運営を行ったとしても登校につながらない生徒がいることも考えられるのではないかと思います。

そうした生徒への対応をどのように考えているのか、伺います。

○末木学校教育部次長 校内教育支援センターに配置する支援員につきましては、通室する児童生徒への対応のほか、今、議員からも御指摘があったように、登校できない児童生徒もいらっしゃると思いますので、そうした場合には、生徒や保護者のニーズを踏まえ、オンラインによる学習支援や教育相談を実施しますとともに、家庭訪問等も行うことも考えております。

○笠井委員 内閣府が行った令和4年度こども・若者の意識と生活に関する調査によると、ひきこもり状態となった15歳から39歳の調査対象者のうち、ひきこもりの状態になった主な理由というのがありまして、小学校時代等に学校になじめなかったことが12.5%、小学校時代の不登校が4.9%、中学校時代の不登校が18.1%の結果が示されております。

こうしたことを踏まえ、不登校児童生徒への支援については、当然、家庭、学校、行政、地域が一体となり、進めていかなければならないと考えております。

不登校を解消するためにサポートが必要な家庭とどのように連携を図っていくのか、伺います。

○末木学校教育部次長 不登校対策では、学校におきまして、日頃から電話や家庭訪問を通じて継続的に状況を把握して必要な支援を適宜行っておりまして、いじめ防止対策推進部や子ども総合相談センターにおいては、不登校や発達に関わる専門相談窓口を開設し、様々な理由により学校に行きづらさを感じている児童生徒や保護者の不安や悩み事に対応しております。

今後は、家庭、学校、教育委員会、庁内外の機関が情報を共有し、児童生徒や保護者が必要とする支援を速やかに受けられることができるように取組を進めることが重要であると考えておりまして、モデル校を含む学校と教育委員会、相談窓口を設置しているいじめ防止対策推進部や関係機関との連携を一層強化しまして、不登校の未然防止や学校への早期復帰、社会的自立の支援に向けた取組を推進してまいります。

○笠井委員 本市の児童生徒が、将来、ひきこもりという状況にならないためにも不登校対策の充実がより一層求められます。

市教委の見解をお伺います。

○坂本学校教育部長 本市の不登校児童生徒数につきましては、提出資料では令和元年度からとな

っておりますが、平成30年度を見ますと300人となっております、令和5年度は585人と、ほぼ倍増となっております。

昨年度はいじめによる不登校重大事態も13件発生しており、不登校児童生徒への支援だけにとどまらず、いじめの加害・被害児童生徒に寄り添い、長期不登校を防ぐ対策の強化が必要な状況となっております。

一方で、近年の不登校児童生徒数の増加といじめの対応により教員の負担が増加しております。児童生徒の中には、支援が必要な状況であるにもかかわらず、継続した支援が受けられず、教室に入ることができない子どもが登校そのものができなくなる状況に進行していく場合もございます。

国の調査では、ひきこもりの理由として、学校になじめなかったといった回答が多く、不登校が将来のひきこもりをもたらす大きな原因の一つになっていると考えられます。

不登校対策では、教室に入れない、登校できない、ゆっくりすにも通所できないといった児童生徒の状況に応じて多方面からの手厚い支援が必要であり、市長部局の施策やフリースクールなどの団体とも情報を共有し、連携しながら社会的自立に向けた支援の充実を進めてまいります。

○笠井委員 不登校児童生徒の増加といじめの問題への対応が喫緊の課題となる中、本市が多方面からの支援を強化し、社会的自立を目指した取組を進めていくことは大変意義深いものであると考えております。

学校だけでなく、市長部局や民間のフリースクールなどの団体、保護者と連携し、一人一人の子どもに寄り添った支援を充実させることで不登校にならないために安心して学ぶことのできる環境を整えることがまず第一歩だと思います。

また、不登校とひきこもりの関連性についても答弁がありましたが、国の調査では、全国の15歳から64歳でひきこもりになっている人は約146万人であり、ひきこもりになっている約4割が不登校経験者とのデータもあります。

少子化によりますます労働力が不足する中、多くの外国人労働者を受け入れなければならない状況にあり、さらに、ひきこもりにより働き手が不足する状況は無視できません。社会問題の一つとして捉えております。

本市の不登校対策が将来のひきこもりを防止することには大変な喜びであり、子どもたちが社会とつながりを持続けられる仕組みの構築へとつながることを強く願い、この事業に関しては質疑終了になります。

続いて、学校ICT環境整備費についてお伺いしてきたいと思います。

国は、令和元年12月にGIGAスクール実現推進本部を設置し、全国の学校で1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを整備するGIGAスクール構想を進めています。その結果、教育の現場でもiPadなどのデジタルデバイスが導入されています。

この取組の目的は、ICTを活用して全ての子どもたちが平等に教育を受ける機会を持ち、これからの情報社会で必要なスキルを身につけられるようにすることを目的としています。

導入から4年が経過した今、GIGAスクール構想第2期となるわけですが、新たに、デバイス更新による子どもたちや教員による現場の混乱が生じてしまうことや、学力の低下、心身の疲労、動画やゲーム依存、SNS利用による犯罪リスクなど、多くの問題が浮上しています。これを受けて、保護者の方々から心配する声がありましたので、本市では現状がどのようなになっているのか、

お伺いしていきたいと思います。

まず、事業概要と予算をお伺いいたします。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 学校ICT環境整備費の事業概要につきましては、児童生徒が1人1台端末を学習活動で使用するに当たり、そのICT環境を維持し、授業での活用を支援する体制を整えるものであります。

予算内訳といたしましては、タブレット端末購入費10億8千334万3千円、タブレット端末初期設定委託料1億1千857万2千円、教育ネットワークシステム接続料2千649万9千円、デジタルドリルなどの学習支援ソフトウェア使用料2千974万2千円、フィルタリングソフトウェア使用料1千22万6千円、タブレット端末の障害対応や運用のサポートを行うGIGAスクールサポーター配置に係る委託料1千287万3千円、タブレット端末等の修繕費523万8千円など、合計12億9千359万3千円となっております。

○笠井委員 タブレット端末が学習に導入されて4年がたちます。小学生の授業参観に行ったのですが、子どもたちが学校周辺の企業を見学し、そこで得た情報を上手にスライドにまとめていました。見学で得た情報を自分なりに整理し、伝える力を育んでいる様子が感じられ、デジタル技術を活用した学びの広がりを実感しました。

ICTの活用によるこれまでの効果をどのように考えているのか、お伺いします。

○田村学校教育部教育指導課主幹 授業におけるタブレット端末の活用については、全小中学校への学校訪問等を通じて、インターネットを用いた課題解決に資する情報収集や共同編集を用いての友達との意見交流などにより、学びの充実につながっているものと認識しております。

また、学校の教職員からは、ICTの活用により、瞬時に学習に必要な動画コンテンツなどの複数の資料を提示することができるようになったため、児童生徒が自分に必要な情報を選択して学びを深めているや、児童生徒の学習状況が速やかに把握できるようになったため、つまりいている児童生徒への支援が充実しているなどの声が数多くあり、ICTを効果的に活用した授業改善が進んでいるものと考えております。

○笠井委員 学びの充実や教職員が瞬時に学習に必要な資料を提出することができるようになり、授業改善がされているということでした。

文部科学省では、児童生徒の健康状態を明らかにすることを目的として、学校保健統計調査を毎年実施しています。令和7年2月12日に発表した令和6年度学校保健統計調査によると、子どもたちの裸眼視力が1.0未満の割合が小学校36.84%、中学校60.61%と過去最大となっている状態であります。

それは、単にタブレット端末での授業だけではなく、インターネットの登場と普及から約10年が経過すると、家庭での通信環境も整い始めて、ガラケーからスマートフォンへの移行も進みました。それ以前からゲーム機の普及もあり、パソコンやタブレット、スマートフォン、ゲーム機など、デジタル機器は私たちの生活に今や欠かせないものとなっております。

環境の変化に伴い、子どもたちがこれらの機械を利用する時間も増えているのが現状です。さらに、学校でもデジタル機器に触れる機会も多いため、タブレット端末を活用した学習の普及に伴い、児童生徒の視力低下が懸念されています。

旭川市の現状についてお伺いします。

○田村学校教育部教育指導課主幹 本市の小中学校の視力の現状については、タブレット端末を導入した令和3年度以降、矯正視力及び裸眼視力1.0未満の割合は減少傾向にあり、視力の低下は見られないところです。

○笠井委員 矯正視力及び裸眼視力は1.0未満の割合は減少傾向であるということが分かりました。ただ、文科省では、全国的に裸眼視力で低下が見られているということですので、慎重にこの数字を分析する必要があると考えております。

例えば、矯正視力の改善、眼鏡やコンタクトレンズを使用している子どもが増えた結果なのか、生活習慣の変化でタブレット学習の影響以外に学校や家庭で視力ケアが強化された可能性があるのではないのかなど、また、視力低下がすぐに数値として表れないことも考えられます。

タブレット端末の使用時間や環境、どのように管理されているのかも気になるところであります。今後も、継続的にデータの収集をしながら、視力低下のリスクを最小限にする取組が求められるかと思えます。

児童生徒の視力低下については、タブレット端末が学習に導入されてまだ4年目であり、今後も状況を注視するとともに、継続し、防止に向けた取組を進めていただきたいと考えております。

教育委員会の考えをお伺いします。

○田村学校教育部教育指導課主幹 児童生徒の視力の低下につきましては、今後も、授業におけるタブレット端末の活用や家庭への持ち帰りが行われることから、引き続き配慮する必要があるものと考えております。

そのため、画面との距離や目の定期的な休息、部屋の明るさなどのタブレット端末を使用する際の留意点について、教職員が意識することはもとより、児童生徒が健康への影響を自ら考え、行動できる指導を継続することなどについて学校訪問や教職員研修において指導助言するとともに、家庭への啓発資料を配付する取組などを進めてきたところであり、今後もこうした取組を継続してまいります。

○笠井委員 タブレット端末を活用した学習では学力の低下を心配する声もあります。海外では、デジタル化からの脱却を進める国々も出てきております。例えば、スウェーデンは、方針を見直し、令和5年8月の新学期から紙媒体に戻し、デジタルデバイスの使用時間を減らしています。

その背景には、デジタルツールが子どもの教育に悪影響を及ぼすとされる考えがあって、画面を用いた学習が読解力や記憶力の低下を招くこと、さらに、インターネットを活用する生徒の学習成果が従来の学習方法を取り入れた生徒よりも明らかに劣っているとするカロリンスカ研究所の報告があるとされております。

GIGAスクール構想自体は国の施策なので、旭川市で導入する必要はないとか、完全にタブレット端末が駄目だという意図で聞いているわけではないということをお伝えさせていただきます。しかし、タブレット端末を活用した学習では学力が低下するんじゃないかと心配する保護者の声がやはり多いです。

本市の現状をお伺いします。

○田村学校教育部教育指導課主幹 本市の学力の状況につきましては、タブレット端末導入後の令和3年度からの全国学力・学習状況調査の結果から申し上げますと、本市を含む上川管内は、全国平均には及ばないものの、その差を縮めつつあり、北海道の中でもトップクラスを維持し続けてい

る状況となっております。

○笠井委員 学力の低下は見られていないということを理解いたしました。

字を書くことなど、学習技術を育むことは小学校段階において必要なことであり、とりわけ低学年児童に対しては紙媒体をしっかりと活用して学習することが大切であると認識しております。

教育委員会の考えをお伺いします。

○末木学校教育部次長 タブレット端末の活用に向けましては、活用することそのものが目的ではなく、児童生徒の資質、能力の育成に向けた効果的な手段として取り組む必要があり、低学年における鉛筆の持ち方を含む文字を書く技能の習得のほか、他学年においても、漢字や英単語の習得など、紙媒体の活用が効果的な活動も多くあるものと認識しておりまして、児童生徒の発達段階や学習内容に応じて紙媒体とＩＣＴのそれぞれのよさを踏まえながら授業づくりを進めることが大切になると考えております。

○笠井委員 今後、タブレット端末を更新し、学習を進めていくに当たって、各小中学校における適切な活用に対する意識の差が課題になってくると考えております。

教育委員会ではどのように取組を進めていくのか、お伺いします。

○末木学校教育部次長 全小中学校の学校訪問等を通じて、全ての学校におきましてＩＣＴを活用した授業が進められていると認識しておりますが、今後、タブレット端末導入後５年目を迎え、効果的な活用について、学校間や教職員間の意識の差を一層少なくしていく取組が必要であると考えております。

そのため、ＩＣＴ活用に係る教職員研修や、令和５年度から文部科学省の指定を受けまして市内小中学校４校で取組を進めておりますリーディングＤＸスクール事業の成果報告会、教職員指導資料や学校訪問等について内容の充実を図るなど、健康への留意や発達段階なども踏まえつつ、ＧＩＧＡスクール以前から培われてきた教育実践も大切にしながら、タブレット端末などのデジタルと紙媒体などのアナログの活用をバランスよく組み合わせた授業づくりについて、全小中学校において着実に理解が進みますよう、取組を進めてまいります。

○笠井委員 教職員研修やリーディングＤＸスクール事業の成果報告会、指導資料の充実など、多角的なアプローチによるＩＣＴ活用の推進は実効性のある取組であると感じました。また、単なるデジタル化の推進ではなく、健康面や発達段階への配慮、従来の教育実践の重要性を踏まえたバランスの取れた視点が含まれているということも今回理解いたしました。

低年齢、低学年におけるデジタルデバイスの使用時間には配慮が必要であり、インターネットやＳＮＳへの過度な依存を防ぐためにもネットリテラシー教育の徹底が求められてくると思います。ＩＣＴを活用した授業の推進が子どもたちの学習理解をより深めるよい取組となることを期待して、この項目は以上になります。

続いて、ジオパークに入っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず初めに、ジオパークとはどういったものなのか、市民の方から多く聞かれます。また、令和７年度のジオパークに係る予算についても御説明をお願いします。

○主藤社会教育部次長 ジオパークについてでございますが、日本ジオパークネットワークのホームページでは、ジオパークとは、地球科学的意義のあるサイトや景観が保護、教育、持続可能な開発の全てを含んだ総合的な考え方によって管理された一つにまとまったエリアで、日本ジオパーク

委員会による審査により認定された日本ジオパークは、令和7年2月現在で48地域、そのうち、10地域がユネスコ世界ジオパークに認定されているところでございます。

本市におきましては、周辺7町を含めた地域一体で大雪山カムイミンタラジオパーク構想の推進に取り組んでいるところであり、令和7年度のジオパーク構想推進に係る予算につきましては、大雪山カムイミンタラジオパーク構想推進協議会への負担金700万円のほか、地域おこし協力隊員2名の任用に係る費用910万円の合計1千610万円を計上しているところでございます。

○笠井委員 地球科学的な景観を保護する目的だけではなく、教育への活用、地域発展といった目的であるということが分かりました。

日本ジオパーク委員会の審査を通過するための準備を今進めているところだと思います。認定に向けて、様々な講座やツアーなど、取り組んできたことだと思います。

これまでのジオパークの取組と取組の成果についてお伺いします。

○主藤社会教育部次長 これまで、1市7町の地域資源を題材とした講座やツアーを開催しているほか、学校からの依頼により、神居古潭でのガイドや各種イベント等に出展し、鉱物やアイヌ文様を使用したワークショップなどを行っているところでございます。

令和6年度につきましては、ジオツアーとして、石狩川でのラフティングを取り入れたものや、旭川市と比布町にまたがる突硝山、当麻町にあります当麻山と当麻鍾乳洞を題材としたツアーを開催したほか、旭岳での探索を取り入れた大雪山の成り立ちを学ぶ2回連続講座や、鷹栖町の農家さんやキャンプで地元の食材を学び、楽しむイベント等を実施したところでございます。

こうした取組を通じまして、地域の地質や歴史を学ぶだけではなく、地域の特徴を生かしたアクティビティーや特産品についても知っていただき、交流人口の増加や地域の活性化に一定の成果もあったものというふうに考えているところでございます。

○笠井委員 どのような方が参加されているのかも伺います。

○主藤社会教育部次長 ラフティングなどの事業によりましては、目的ですとか安全面等を考慮し、対象年齢を設けてはおりますが、ジオツアーにつきましては、1人での申込みでありますとか、友人同士、御家族でのお申込みがありまして、年代につきましては、小中学生から60代、70代までと幅広い年代の方に御参加いただいているところでございます。

また、市内や構想地域7町の住民の方だけではなく、遠方から参加いただいているものもございまして、当麻町で行ったジオツアーでは道外からの参加もあったところでございます。

○笠井委員 ジオツアーが幅広い年齢層の方々に参加されているということは、ジオパークの魅力が多くの人に受け入れられているという証拠であるなど感じました。特に、小中学生から高齢の方まで参加できるという点は自然や地質の学びが世代を超えて共有をされていることを示しており、とてもすばらしいなと感じております。

また、市内や周辺地域だけではなく、遠方からも参加者がいるということで、ここも重要なポイントだなと感じております。特に、道外からの参加者がいることは、大雪山カムイミンタラジオパーク構想が広く関心を集めているということで、観光振興の観点からも大きな意義があると考えております。

事業について参加者からアンケートを取られているかと思いますが。参加された方の感想はどのような結果だったのでしょうか、お示しいただきたいと思います。

○主藤社会教育部次長 事業後の参加者のアンケートでは、自分の住んでいるまちの知らない面を知ることができた、子どもたちが楽しく自然に触れる機会につながった、個人ではなかなかできない貴重な体験だった、いろいろな人と交流を深めることができた、勉強になったなどの御意見をいただいております、多くの方からまた参加したいというふうな声もいただいているところでございます。

○笠井委員 様々な事業が行われて、参加された方からも好評だったようであります。

ジオツアーについては、令和6年度では新たに当麻町も入ってきたということでありました。1市7町の地域ならではの貴重な体験が行われており、食や温泉、宿泊等とも組み合わせたパッケージとして旅行会社に売り出すことも魅力なのではないかと考えております。

私はアウトドア派で、休暇の際には家族と友人たちと野遊びを楽しんでいます。ラフティングを楽しんだ後は、そのままぬれた体でテントサウナへ、じっくりと温まったら再び川に飛び込み、爽やかなクールダウンを味わいます。昼食には旭川産のお米を使用し、大雪旭岳源水でくんだ水で丁寧に炊き上げます。スープカレーの具材には旭川産の新鮮な野菜をふんだんに取り入れ、地元の恵みを存分に堪能、帰りには温泉に立ち寄り、心も体も癒やされて帰路につきます。川のせせらぎをBGMに、豊かな木々に囲まれながら、自然の美しさとダイナミックな景観が大切に守られてきたからこそその穏やかなリラクゼーションが融合した体験にほかなりません。

余談でしたが、そこで、ジオを通して観光価値の高い魅力を引き出せるのではないかと考えております。特に、ジオツアーの一環として開催されたラフティングは、川からジオを感じる貴重な体験です。昨年のイベントでは参加費が3千円と伺っております。通常の相場は6千円、7千円ほどであるため、収入をより高める余地があるのではないかと思います。

また、ほかの自治体では、ふるさと納税の返礼品としてジオツアーを商品化しており、旭川でもこうした仕組みを活用できる可能性があります。ジオツーリズムを通じて新たな事業を創出し、新しい収入源を確保することができると考えます。

投資を引きつけることや周辺地域の学校生徒への教育旅行の誘致等を通して地域経済の活性化につながると考えますが、今後の展開についてどのように考えているのか、お示しいただきたいと思います。

○主藤社会教育部次長 現在、本地域で取り組んでおりますジオパーク構想や地域資源の周知、あるいは、事業内容の充実を図るため、地域内の様々な場所や題材を使って事業を行っておりますが、どの事業も定員に近い多くの方に参加をいただいております、参加者アンケートではまた参加したいなどの声もいただいているところでございます。

今後につきましては、協議会内での一層の連携はもとより、関係する団体や機関の協力を得ながら事業を行っていくとともに、サポーターやガイド養成についても取り組みながら、ジオツアー等の観光客の受入れ体制を整える必要もあるというふうに考えております。

また、協議会のメンバーであります大雪カムイミントラDMOや地域の企業とも連携し、地域に経済波及効果をもたらすような仕組みにつきましても可能性を探ってまいりたいというふうに考えております。

○笠井委員 1市7町の地域全体の活性化のためにも、日本ジオパークの認定に向けて取り組んでいただきたいと思います。

認定に向けた今後の取組について、意気込みをお聞かせください。

○佐藤社会教育部長 ジオパークの認定を目指しております大雪山カムイミンタラジオパーク構想のこの地域には、大雪山から上川盆地、神居古潭に至る大地や生態系の成り立ちとともに、人々の生活、文化と自然をつなぐ歴史があります。

1市7町が連携し、ジオパークに係る取組を行いながら、貴重な地域資源を守り、さらには、観光ルートや地場の産品を使った付加価値の高い商品をつくることは、より多くの人を呼び込み、地域経済の活性化にもつながり、また、子どもたちが地域の自然の成り立ちや歴史を学び知ることは郷土愛の醸成にもつながると考えております。

今後も、関係団体と連携をしながら様々な事業を展開し、地域の魅力を広く発信していきたいと思っております。そのためにも、日本ジオパークの認定申請に向け、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○笠井委員 日本ジオパークの認定申請に向けた取組を進めながら、今後も地域の魅力発信をしていくという決意が伝わり、大変期待しています。

これで私からの質疑を全て終えます。

○高橋紀博委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時17分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○金谷委員 それでは、令和7年度予算後半の子育て文教所管について、6項目ほど準備をいたしました。

まず、先に不登校対策4事業を行い、その後、PFI事業、高台小、そして、同じく文化ホールと続きますが、今から入ると午後3時を過ぎるかもしれません。申し訳ありませんが、不登校対策はつながりがありますので、全て消化したいと考えております。

それでは、10款1項3目の校内教育支援センター推進費についてお伺いをいたします。

まずは、資料を要求させていただきました。

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査、文部科学省による令和4年度の不登校児童生徒の要因です。

なぜ令和4年度かと申しますと、年間732人と人数が一番多かった、また、令和5年度におきましては、不登校要因がさらに細分化され、分かりづらい状況ですので、分かりやすく令和4年度でお聞きをしたいと思います。

不登校の要因、国の調査で、旭川市と全国の要因による割合が大きいものからお示しをいただきますとともに、この点、いじめが要因はどうなっているのか、その割合についても全国と旭川市の状況を併せてお聞かせください。

○田村学校教育部教育指導課主幹 令和4年度における国の調査での不登校の主な要因は、全国において構成率の高い順に、小学生は、無気力、不安が50.9%、生活リズムの乱れ、あそび、非行が12.6%、親子の関わり方が12.1%となっており、中学生は、無気力、不安が52.2%、生活リズムの乱れ、あそび、非行が10.7%、いじめを除く友人関係をめぐる問題が10.

6 %と続いております。

また、本市においては、小学生は、無気力、不安が55.9 %、生活リズムの乱れ、あそび、非行が19.7 %、親子の関わり方が10.5 %となっており、中学生は、無気力、不安が69.4 %、生活リズムの乱れ、あそび、非行が14.5 %、いじめを除く友人関係をめぐる問題が8.5 %と続いております。

なお、いじめが要因であるものにつきましては、小学生においては、全国が0.3 %、中学校が0.2 %、本市におきましては、小学校が0.4 %、中学校が0.0 %となっております。

○金谷委員 この点をお聞きいたしまして、いじめが不登校要因であるという割合があまりにも低く、非常に驚きました。ということになりますと、不登校の要因はいじめではないと感じるところです。

それでは、その対策についてお聞きをしていこうと思いますけれども、まず、この要因を踏まえ、校内教育支援センター推進費におきまして、支援員2人の予算化ということであります。どのような業務をするのでしょうか。

○田村学校教育部教育指導課主幹 支援員の業務につきましては、自分の教室に入りづらい生徒に対し、学習の支援や教育相談を行うとともに、登校できない生徒に対しましては、その要因が多岐にわたっていることを踏まえ、生徒指導担当者や担任等との連携の下、背景にある要因について多面的に把握し、適切な支援につなげるアセスメントの視点を大切にしながら、オンラインによる支援や家庭訪問、保護者との教育相談等を生徒の状況に応じて実施してまいります。

○金谷委員 アセスメントの視点を大切に、保護者とも面談をしたり、問題について早期に解決すべく、教育相談などを実施していきたいということが分かりました。

ただ、要因は多岐にわたっているという部分については、先ほどの御答弁でもあったように、ほぼ、内容は、多くの子どもたちは、例えば、小学生の無気力、不安に加えて生活リズムの乱れ、あそび、非行が約76 %、中学生に関しては、合計で約84 %ですね。そうなりますと、多くの不登校要因はある程度限定されていると、そして、多くの子どもたちへの影響は、この部分が一番大きいと感じているところです。

それでは、学校保健安全法では、子どもの心身の健康問題を早期に発見し、介入することが義務づけられております。この健康観察について、旭川市の取組状況はどうなっていますか。

○田村学校教育部教育指導課主幹 児童生徒の健康観察につきましては、朝のホームルームでの担任による聞き取りや見取りのほか、児童生徒によるタブレット端末を活用しての入力フォームでの報告など、学校ごとに様々な方法で取り組んでおります。

また、全小中学校の共通した取組として、北海道教育委員会が作成したアセスメントツール、心と身体のチェックを活用したストレスチェックを年6回、タブレット端末を活用して実施しております。

こうした取組を通して、教職員が児童生徒の心身の状況で心配なことなどを把握した際には、状況に応じて生徒の支援や保護者への助言等を行っているところであります。

○金谷委員 今回、2校のモデル校に設置する校内教育支援センターに別室登校する生徒に対して、日々の心身の健康観察にタブレット端末を利用して活用することは可能ですか。

○田村学校教育部教育指導課主幹 不登校児童生徒等については、一人一人の心身の状況を適切に

把握し、必要な支援を行うことが大切であると認識しております。このため、次年度から支援員を配置して、モデルとして中学校2校に設置する校内教育支援センターと連携し、生徒の心身の状況の把握について、どのような方法が適切なのか等について検討をしてみたいと考えております。

○金谷委員 生徒の生活リズムの不調、このことに対しては、睡眠が大きく影響していると考えられております。旭川市で生活リズムの改善に対してどのような取組をしてきましたか。

○末木学校教育部次長 本市では、4月と11月を学習・生活習慣確立月間として設定しております。教育委員会が作成し、配付しております生活状況を記録するシートなどを活用して、児童生徒が睡眠時間やメディア利用時間、学習時間などを改めて振り返り、改善に生かすとともに、担任等も状況に応じた個別指導を行うほか、資料の配付等を通して保護者への啓発も行っております。

○金谷委員 ある程度は生活リズムに対しての調査等もしているということが分かりました。

今回の質問のため、不登校対策として有効性が高い取組について、世界の論文を調べてみました。その中で、日本小児科学会の公式英文学会誌「PEDIATRICS INTERNATIONAL」2019年発表によりますと、福井県の睡眠教育プログラムの効果というのを見つけました。

一つの小学校全ての参加で、まずは睡眠リズムを記録、その後、その睡眠表を評価します。睡眠評価の低い生徒と保護者に対してインタビュー、面談なのかもしれませんね。睡眠、日常リズムの重要性に対して、保護者、教員のために講義を行い、生徒には45分の授業を行っております。2007年に小学校で導入した後、2012年、中学校ではこの研究では不登校がゼロになったということで発表されております。

日本の中でも、現在、先進自治体で睡眠教育プログラムを取り入れ、不登校を30%以上減らしてきたということが分かりました。不登校対策では、生徒の自己肯定感にも効果があるということも分かりました。

令和7年度はモデル2校に配置ということですが、支援員の新たな配置や、同じ学校のスクールカウンセラーなどとも連携し、保護者協力の下、睡眠教育プログラムを取り入れ、不登校対策を考えることはできませんか。

○末木学校教育部次長 国の調査におきましても生活リズムの乱れが不登校の要因の一つとなっておりまして、全ての児童生徒にとって十分な睡眠時間を確保することは、心身の健康にとって大切なものと認識しております。

特に、不登校児童生徒が夜更かし等を行ってしまう場合は、朝に起きることができなかったり、また、腹痛や頭痛等の体調不良を訴える場合もあることから、早寝等の睡眠の大切さについては、生徒の状況に応じて生徒本人に指導するほか、保護者との連携の下、改善を図る必要があるものと考えておりまして、モデルの学校と連携しながら取組を検討してまいります。

○金谷委員 検討していただけるということです。

これはプログラムに沿ってしっかりと計画的に行うことが必要なので、その点を踏まえてやっていけるのであれば、お願いしたいと思います。

校内教育支援センターの支援員に対しては、より効果的な支援を行ってほしいと考えております。方策についてお聞かせください。

○末木学校教育部次長 校内教育支援センターの支援につきましては、単独で生徒の指導に当たるものではなく、校内の不登校対策の組織の一員として業務を進めていくこととしておりまして、生

徒一人一人に応じた支援の在り方につきましては、校内の教職員とも協議しながら検討していくことになるものと考えております。

また、生徒と直接関わる支援員の対応力の向上を図るため、次年度から配置する2名の支援員につきましては、年複数回の情報共有や研修の場を設定するとともに、教育支援センター、ゆっくらすの専任指導員と協議する場も設定しまして、校内教育支援センターを活用する生徒の効果的な支援につなげてまいりたいと考えております。

○金谷委員 具体性はちょっと分からなかったところですが、新年度には期待をしたいと思います。今、ゆっくらすとも連携してということが出ました。

10款1項3目の教育支援センター運営費、こちらはゆっくらすについてです。令和4年度、不登校の中でのゆっくらす利用者の割合についてお聞かせください。

○田村学校教育部教育指導課主幹 令和4年度における本市の不登校児童生徒数に対する教育支援センター、ゆっくらすに通所していた児童生徒の割合は、およそ6.7%となっております。

○金谷委員 6.7%ということで、あまり高くはない。ただ、さきの質疑でも明らかになりましたけれども、中学生はその後に進学に向かった、もしくは、小学生を含めて再登校もできているということもお聞きいたしました。

私は、ゆっくらすの一日の過ごし方、そういったところの資料も拝見して感じましたけれども、外での活動が少ないように見えたんですけれども、外活動に対しての必要性はどのぐらいあるのでしょうか。

○田村学校教育部教育指導課主幹 ゆっくらすにおいては、対人関係や、集団活動に対する不安感や不適応感の軽減を図ることができるよう、体験活動を計画的に位置づけております。

令和6年度は56回の体験活動を実施しており、そのうち、石狩川周辺の自然観察や冬まつりの見学などの屋外活動を14回実施しております。

○金谷委員 14回ということで分かりましたけれども、常磐館ということですので、隣接している常磐公園を利用し、活動の充実はできないのでしょうか。

○田村学校教育部教育指導課主幹 ゆっくらすにおいては、隣接している常磐公園に運動に利用できる自由広場が整備されているとともに、自然観察に適した樹木や水鳥が生息しており、屋外での活動を実施しやすい環境にあるものと考えております。

これまでも、これらの環境を生かしたキーホルダーづくりなどの体験活動や、児童生徒の個別の希望に応じ、キャッチボールなどを行っていましたが、令和7年度は新たにモルック体験や押し花づくりを実施することとしており、常磐公園の環境を活用した体験活動の充実を図ってまいります。

○金谷委員 さらに具体的に準備をしていただけるとありがたいと思います。分かりました。

食の重要性も大事だと思うんですけれども、このゆっくらすにおいて、不登校のお子さんの給食はどうなっているのか。多分、提供していないと思うんですよね。午前の活動があって、昼は活動がなく、午後は活動がある。それも、来る方によってはどちらかを利用する。個別的な対応だったり、集団活動などもありますので、そのように完全に午前と午後を分けているんですよね。どうなのかなというふうに思います。

今後、給食は無償化されると思っています。そのときに、ゆっくらすにおいても給食の提供はし

ないのでしょうか。

○末木学校教育部次長 現在、国におきまして、給食費の無償化の議論がされておりますが、その議論が今後さらに深まった場合の無償化についての国の考え方や制度などについて見極め、それに応じて、どのような対応が可能かなどについて検討し、判断をしてまいりたいと考えております。

○金谷委員 ぜひお願いいたします。

先ほど、校内の新事業に関しては、給食についてはお聞きいたしませんでしたが、多分、自らの学校に通うわけだから、給食はあるんだという前提でお聞きをいたしませんでしたが、食の部分は非常に大切なところだと思いますので、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

続きまして、ゆっくらすで保護者からの相談はあるのでしょうか。また、市内には様々な窓口があり、ほかの支援員も相談を受けていると思われます。そういったところと連携して情報共有をし、また、保護者に対しても提供していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○末木学校教育部次長 ゆっくらすにおきましては、通所する児童生徒の保護者に対して、希望に応じて児童生徒の送迎時に面談を行うなど、様々な機会を通して実施することができる環境を整備しております。

また、毎年実施しております、保護者などを対象といたしました不登校を共に考える講演会の開催後に個別相談会を位置づけるほか、不登校児童生徒層の入所などの保護者からの電話相談に直接対応しているところであります。

ゆっくらすの専任指導員につきましては、これまで個別の児童生徒の対応について、状況に応じて市長部局等と情報共有を図る取組を行っておりますが、次年度からは、校内教育支援センターの支援員との協議の場を設定することとしておりまして、保護者や児童生徒の支援の充実に向けて、他の機関等との連携を進めてまいります。

○金谷委員 ぜひ、他の機関との連携、そして情報共有、そういったところで保護者に対して情報を提供していくことをお願いしておきたいと思います。

続きまして、10款3項2目のスクールカウンセラー活用推進費です。

スクールカウンセラーによる不登校対策支援にはどのようなものがありますか。

○山本学校教育部学務課長 本市のスクールカウンセラーに関する事業は、北海道教育委員会が定めるガイドラインに基づき、学校長の指揮監督の下で児童生徒へのカウンセリング等の職務を行うこととしております。

不登校への対応では、学校の教育相談や生徒指導において、心理の専門家として、児童生徒や保護者へのカウンセリング、教職員への助言等を担っております。

○金谷委員 それでは、学校において、不登校になった後の再登校児童生徒の数は把握しておりますか。

○山本学校教育部学務課長 不登校の児童生徒が再び学校に登校するようになるには様々な要因があり、不登校対策の成果は取組全体の中で把握すべきと考えております。

スクールカウンセラーの配置、派遣により再登校に至った数は把握しておりませんが、相談支援を受けたことで、児童生徒が抱える課題の解決につながったケースもあるものと受け止めております。

○金谷委員 スクールカウンセラーから、不登校対策のためにこのようなことをしたほうがよいな

ど要望はありましたか。これらの要望を集める必要性はないのでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 スクールカウンセラーは、学校のスタッフとして、学校全体の支援体制の中でその役割を担っております。支援や指導等において、必要な情報は、随時、学校と共有しておりますことから、不登校に関する意見についても必要に応じて共有し、学校の支援体制に活用しております。

○金谷委員 スクールカウンセラーに対して、保護者からの要望はありましたか。

中学校に進んだ保護者から、小学校のときに対応してくれたカウンセラーに相談をしたかったが、対応していただけなかったという声もありましたが、これに対してはどのように考えますか。

○山本学校教育部学務課長 スクールカウンセラーに関する要望は、基本的には学校を通じて寄せられており、過去の例としては、男性のカウンセラーが担当する児童生徒が女性のカウンセラーによる相談を希望するという事例や、学校では話せないのもので、違う場所でのカウンセリングを希望する等の要望がございました。

自校のスクールカウンセラーではなく、他のスクールカウンセラーに対応を求めることにつきましては、スクールカウンセラーは学校ごとに担当を決めて学校のスタッフとして配置、もしくは派遣をしており、他校に勤務しているカウンセラーの元に児童生徒が相談に行くことは時間的にも難しく、また、他校のスタッフのカウンセラーが恒常的に対応を行うことは、勤務条件を踏まえると制約があるものと考えております。

一方で、相談者が心を開き、安心して相談できる体制整備が重要であり、要望のあった女性のカウンセラーによる相談を希望した事例においては、他校の女性のカウンセラーを臨時的に派遣するなど、必要に応じて柔軟に対応しているところであり、今後も相談者一人一人の心に寄り添った対応に努めてまいります。

○金谷委員 常にとは言えないけれども、個別には対応も可能というような答弁に聞こえたもので、寄り添った対応をお願いしたいと思います。

保護者の不安を低減するため、どのような対応をしているのでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 スクールカウンセラーは、心理の専門家として、専門的見地からのカウンセリングやアセスメントを行っており、保護者に対しては、児童生徒に対する理解と対応の仕方の助言を行っております。

不登校への支援や対応には保護者の理解や協力も欠かせないことから、学校における支援体制の中で、保護者にも寄り添い、カウンセリングや課題解決に向けた助言などを行っております。

○金谷委員 保護者へのスクールカウンセラーからの情報の提供は行っていますか。

○山本学校教育部学務課長 相談内容は、個別の状況に応じて様々ではありますが、例えば、必要とされる対応を関係機関等で行っている場合は、保護者への助言の一環として、その情報提供を行っております。

○金谷委員 子ども総合相談センターの支援員やフリースクール、また、そういったところとも連携をし、支援が必要だと思います。協議の場や交流の場はあるのでしょうか。今後、これらの必要性に対してどのようなことを行っていくですか。

○山本学校教育部学務課長 スクールカウンセラーについては、北海道教育委員会が定めるガイドラインにおいて、職務上知り得た情報のうち、学校が児童生徒に対する指導や支援を行うために必

要となる内容については、校長等に報告し、学校全体で情報を管理することとされております。

このため、スクールカウンセラーからの報告を受けた学校が連携の必要があると判断した場合は、学校を通じて関係機関と情報を共有し、速やかに対応しているところです。

また、スクールカウンセラー同士や他機関との不登校施策に関する意見交換等を実施することは有効でありますことから、今後も、スクールカウンセラーを対象とした研修を実施するとともに、他の関係機関との意見交換の実施についても検討してまいります。

○金谷委員 学校教育部の3事業について、るるお聞きをしてみました。

最後に、部として、不登校対策についての今後の考え方をお聞かせください。

○坂本学校教育部長 不登校対策についてでありますけれども、先ほど委員から質問もありまして、資料も提出させていただいていますが、不登校となる要因については、本人に関わる状況ということで、無気力ですとか不安、そして生活リズムの乱れ、多分、これは、最近で言いますと、スマホなどといったデジタルデバイスの普及によって夜更かしをして、いわゆる昼夜逆転というような生活になっている子どもたちが多くなっているのかなと思います。これらが小学校、中学校を含めて、委員からもお話がありましたように、76%、84%ということになっております。

ほかの資料では、小学校から中学校に学年が進むにつれて不登校の数も増えていますので、恐らく、こういった数字から見ると、低学年のうちから学校に対する、あるいは学業に対する気力がなくなるですとか、生活リズムが乱れていって、その数がどんどん増えていって、さらには長期化していくのかなと思っています。

義務教育の段階では、様々な支援を我々教育委員会でもやっておりますけれども、その後、不登校が長期間になると、社会との接点がどうしても希薄になってくると思います。そのためにも、早期に、我々学校だけではなく、教育委員会だけではなく、もっと言えば、市全体で様々な、今お話のあった子総相やいじめ防止対策推進部の相談窓口とも連携しながら、できるだけ早いうちに社会との接点が切れないようにいろんな支援を講じて、ひきこもりにつながることをないようにすることが大事だと思っています。

そのためにも、これまでの学校での日頃の対応だけではなく、来年度から取組を新たに始める教育委員会といじめ防止対策推進部で行うものも含め、様々な機関と連携をしながら、情報を共有して取組を進めていくことが大事だと思っています。

○金谷委員 本当は教育長にも聞きたかったんですけども、3時休憩までにもう1項目あるので、残念ですけども、次に行きたいと思います。

ぜひ、睡眠教育も取り入れてください。教育長、お願いします。

それでは、3款2項1目のいじめ防止対策費について、こちらは学校教育部ではありませんが、お聞きいたします。

予算の取組内容、費用についてお聞かせください。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 令和7年度予算におけるいじめ防止対策費の主な内容と費用についてであります。

まず、いじめ・不登校相談窓口における対応等に関わって、相談支援等の業務に従事する会計年度任用職員の人件費や心理士、弁護士、精神科医といった専門的知見を有する人材の活用に係る報償費として、合わせて2千567万円、また、児童生徒や保護者等が相談しやすい環境整備に関わ

って、相談フリーダイヤルの通信費や返信はがきつき相談チラシの作成、チャットによるいじめ相談業務委託料として1千133万9千円、さらに、新規の取組としては、いじめ防止・青少年育成サポーターの活用による不登校児童生徒への学習等の支援に関わって、サポーターとして活動を行う地域のフリースクールや学生ボランティア等に対する報償費等の活動支援に係る費用として103万5千円、このほか、市民フォーラムの開催等の地域との連携による普及啓発活動等の事業費、合計で4千302万5千円を計上しております。

○金谷委員 かなり多岐にわたる事業ということでありました。

いじめ対策支援員の業務についてお聞かせください。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 いじめ対策支援員につきましては、被害児童生徒や保護者等からの相談に対応し、被害者側の思いや学校への要望等の整理をした上で、速やかに学校、教育委員会と情報共有を行うとともに、問題の早期解決に向けて、学校や教育委員会との調整を図るなど、いじめの解消に至るまで、児童生徒や保護者に対して継続的な支援を行うとともに、児童生徒や保護者の心身の状況等を踏まえ、心理士によるカウンセリングの促しや、学校外の福祉サービスや不登校の子どもの居場所等や進路に関する情報提供を行うなど、児童生徒や保護者の様々な悩みや不安を的確に捉え、寄り添った対応を行っております。

そうした中で、子どもの特性や保護者の学校不信等の事情により長期の不登校となっており、学校外の機関ともつながることが難しい児童生徒に対する支援として、旭川市立大学の教職課程の教員や学生の協力を得て、児童生徒の支援に係る助言や児童生徒との交流を行ったところでございます。

児童生徒本人や保護者からは、家族や同級生以外の身近なお兄さん、お姉さん的な方との交流により、意欲的に活動できるようになったと評価をいただいております。今後は、こういった地域の多様な担い手の方との連携による支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

○金谷委員 取組としては大変重要な内容であったと思います。

新年度は警察OBを任用するということですが、これはどのようなものですか。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 警察官経験者の配置についてでございますが、インターネット上のいじめが増加する中で、特にSNSでの性的な画像の拡散等の児童ポルノ関連のいじめは、被害の拡大を防ぐために、学校がこうした事案を把握したときは直ちに警察に相談、通報することとされております。

そうした中で、こうした事案が発生した場合に、学校だけでは取扱いの判断が困難なものも多いため、日常的な情報共有、また、相談、通報等、学校と警察との円滑な連携により事案の早期解決を図る必要がありますことから、常勤の会計年度任用職員として警察関係者1名をいじめ防止対策推進部に配置し、青少年育成支援員の業務を担当していただく予定でございます。

この青少年育成支援員の業務内容につきましては、いじめや非行の未然防止と、地域住民に対する周知啓発を図るために、児童生徒を対象としたいじめ・非行防止教室、あるいは出前講座といったものの企画、運営を行うほか、学校訪問によりまして、いじめ・非行事案等への対応に関わる助言でございますとか、いじめ・非行事案への対応に関わる学校及び警察の連絡調整、あるいは、加害児童生徒、保護者に対するいじめの再発防止のための関係機関と連携した支援の調整等を行っていただく考えでございます。

○金谷委員 いじめ防止・青少年育成サポーターについて、どのような内容か、お示してください。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 いじめ防止・青少年育成サポーターにつきましては、地域において、いじめ、非行の防止や青少年の健全育成に資する活動に取り組む団体等を市がサポーターに認定し、日頃の活動や得意分野を通じて、いじめ、非行の防止のための見守り等に加え、対人不安による不登校など、様々な困り事を抱える児童生徒の支援などに取り組むことで健やかな成長を応援するものであり、現在、市内のフリースクールや子どもの居場所を運営する団体、大学のゼミ、サークル等の8団体を認定しております。

令和7年度は、こうした団体の皆さんと連携し、様々な事情から学校に行けない児童生徒や教育支援センター、ゆっくらす等の既存の支援につながる事が難しい児童生徒に対し、学習等の支援や安心して過ごせる居場所の提供等に取り組んでまいりたいと考えております。

○金谷委員 今、フリースクールなどのお話もありましたが、フリースクールと連携した内容についてお聞かせください。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 フリースクールと連携した支援につきましては、現在、市内でフリースクールを運営し、不登校児童生徒に対して学習支援や体験活動等を実施している団体の皆様にいじめ防止・青少年育成サポーターの認定を受けていただいております。

先日、これらの支援に取り組む団体の皆様と意見交換を行いましたところ、不登校の子どもがフリースクールを利用する場合の家庭の経済的負担でございますとか、不登校の子どものケアのために保護者の方の就労が難しくなるといった様々な課題が提起されたところでございます。

このため、令和7年度におきましては、市内のフリースクール等のいじめ防止・青少年育成サポーターの認定を受けた団体等が不登校の児童生徒に対して学習等の支援を行った場合に、1回当たり、定額の謝礼を当該の団体等に支払う有償ボランティアの取組を実施する考えでございます。

こうした取組によりまして、これまで既存の支援につなぐことが難しかった児童生徒に対する支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

○金谷委員 日本教育心理学会の2024年発表論文によりますと、保護者におけるソーシャルサポートの現状とニーズの調査で、親の養育態度と不登校最大要因の無気力、不安との関連が示されました。

今は、保護者同士のネットワークが弱体化している時代と言われております。不登校対策の中で重要なことは、保護者の安心感の向上を支援することと言われております。

そこで、保護者の情報交流ができる場が重要であり、つながりを通して保護者の不安を低減する支援が必要だと考えております。不登校最大要因について対応すべきとの視点から、対応策を考えていただきたいと思います。

不登校対策として重要な保護者の不安を低減する支援、特に、当事者、保護者のネットワークづくり、情報交流ができる場の設定が必要ではありませんか。学校にお願いしても、なかなかここまではできない、教育の問題はやるが、保護者までは手が回せないということでもあります。せっかくここまで様々な取組をされております。フリースクールとも連携をしているということですので、保護者の情報交流ができる場をつくっていただきたいと思います。見解をお聞かせください。

○石原いじめ防止対策推進部長 不登校への支援に当たりましては、いじめや学校生活への不安等に加えまして、児童生徒の特性や家庭環境等の様々な背景事情により、学校内外の機関等における

指導や相談支援につながる事が難しい児童生徒と保護者を地域全体で支える、そういった取組が重要であると考えてございます。

そのため、こうした児童生徒や保護者が社会的に孤立することのないよう、学校、教育委員会、市長部局、そして、フリースクール等の民間施設や子どもの居場所を提供する多様な主体が連携を図りながら、切れ目ない支援に取り組む必要がある、このように考えております。

令和7年度は、先ほど答弁申し上げましたとおり、地域の多様な担い手との連携により、学校や地域社会とつながることが難しい児童生徒に対する学習等の支援や支援策に関する情報提供に取り組む考えでありますけれども、これらの取組に加えまして、不登校支援者の会や不登校の親の会等の関係機関や地域活動団体と連携しまして、相談会や当事者同士の交流の場を開催するなど、不登校の児童生徒だけでなく、困り事を抱える不登校児童生徒の保護者の方々が孤立することのないよう、そういった方々も含めた包括的な支援に取り組んでいきたいと考えております。

○金谷委員 最後は指摘で終わります。

不登校要因はいじめではありません。大半の不登校生徒に有効な支援策、そこをしっかりと踏まえていただかなければ、減っていくことはありません。

学校においては、心身の健康観察の充実、また、睡眠教育の支援を取り入れること、そして、今お示ししていただいたような本当にお困りになっていらっしゃる保護者へソーシャルサポートをしていただきたい、そういったことに取り組みながら、不登校を着実に減らしてください。

以上で終わります。

○高橋委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時35分

○高橋委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○金谷委員 それでは、10款2項4目の高台小学校PFI整備費について伺います。

令和7年度予算の概要についてお聞かせください。

○板東学校教育部学校施設課長 高台小学校PFI整備事業は、今年度をもって終了するため、令和7年度に実施する事後評価において、外部有識者の専門的知見、客観性及び中立性を評価に取り入れることを目的とし、外部有識者に対する報酬及び旅費として29万3千円を計上しております。

○金谷委員 事後評価についてどのように行う予定ですか。

○板東学校教育部学校施設課長 事後評価につきましては、高台小学校の実地調査、PFI事業者及び高台小学校の教職員等に対するヒアリング等を行い、事業目的の達成状況や契約内容の履行状況、利用者の評価、施設の維持管理の状況等の視点から、PFI事業を実施したことによる効果や課題、改善点、事業手法の妥当性についての検証を行う予定であります。

○金谷委員 事業選定時にバリュー・フォー・マネーを決定したと思います。経過と考え方をお聞かせください。

○板東学校教育部学校施設課長 PFI事業の実施に当たり、実施方針や要求水準書の作成、契約締結に関する支援業務として委託したPFIアドバイザー業務契約によって算出されたバリュー

ー・フォー・マネーは10.6%と算出されております。

このバリュー・フォー・マネーの考え方につきましては、本市が直接、施設整備を実施した場合の施設整備費、維持管理費、利息等を合計したライフサイクルコストと、PFI事業によって施設整備を実施した場合の本市における財政負担である施設整備費、維持管理費、利息、アドバイザー契約の費用等を含めたコストの比較によって算出されております。

○金谷委員 PFI事業を15年間実施してきました。内容と経過についてお聞かせください。

○板東学校教育部学校施設課長 契約を締結した平成20年度から平成22年度までは、施設整備業務としてPFI事業者による学校施設の設計、建設、旧学校施設の解体、撤去が実施されました。

また、学校施設が供用開始となった平成22年8月以降は、維持管理業務としてPFI事業者により、施設や設備の保守管理、警備、小規模な修繕、清掃等の環境衛生管理業務が行われております。

○金谷委員 結果として、実際の15年、事業費に対しての評価をお聞かせください。

○板東学校教育部学校施設課長 令和6年度までの支払い総額は、当初契約では29億6千万円となっております。

変動要素として、割賦利息の改定や維持管理期間中の物価変動等があり、現時点における最終的な支払い総額は29億4千万円になる見通しであります。このため、従来方式との比較において、事業者選定時に算出された10.6%のバリュー・フォー・マネーを確保できる見通しであることから、一定程度効果が出ているものと考えております。

○金谷委員 バリュー・フォー・マネー10.6%は実際にあったとおっしゃっておりますが、課題として分かったことはありますか。

○板東学校教育部学校施設課長 PFI方式による学校施設の整備につきましては、一括性能発注による事業費の抑制のほか、施設や設備の保守管理が適宜実施されることによる延命化が図られるなど、一定の効果があるものと認識しております。

一方、民間事業者の資金活用が一時的なものであり、建設費の割賦払いにより財政の平準化が図られたとしても、将来に多額の費用負担があることや、本市のように多くの学校施設を有する自治体の場合、維持管理費用について、全校一括の業務委託によるスケールメリットが生かせないという課題もあると認識しております。

○金谷委員 学校の場合はほかにも何校もありますので、全体で維持管理等の業務委託も可能なことから、コストが上がってしまうというようなことが分かったということですね。

維持管理費が同規模の小学校に比較して高かったと思いますが、内容をお聞かせください。

○板東学校教育部学校施設課長 令和5年度の高台小学校の年間維持管理費は、PFI事業者の経費などを除きますと約1千880万円であります。また、高台小学校と児童数や校舎面積が同規模の小学校における維持管理費は約500万円となっております。このため、PFI事業者による維持管理費は従来方式よりも高額ではありますが、このうち、最も金額の差が大きいものは小規模修繕費であり、高台小学校の1千200万円に対し、同規模の小学校では約250万円となっております。

従来方式では、雨漏りや設備の故障が発生してから修繕を行いますが、PFI事業では、定期的に点検を行うことで、施設や設備の不具合を速やかに発見し、予防的に修繕を実施することにより、

従来方式よりも質の高い維持管理が可能となり、施設や設備の延命化が図られると認識しております。

○金谷委員 総じて、これまで確認させていただきました。

建設費用は、当然、民間のほうの方が安かった、維持管理については、課題として残ったところもあるけれども、バリュー・フォー・マネーは予定どおりだったってようなことなんですけれども、この年度末をもって事業が一旦終了ということで、当然、改めて評価がきちっと出るのかなと思いますので、この課題についてはその後にもまた伺っていきたいと思ひまして、この点、本日は終了いたします。

続きまして、10款5項5目の文化施設等整備費、新文化会館について伺います。

予算の概要をお聞かせください。

○熊澤社会教育部主幹 10款5項5目の文化施設等整備費につきましては、市民文化会館の建て替えによる整備に向けて、今年度に引き続き、施設整備内容の具体的な検討を行う基本計画検討会の開催や関係団体への聞き取りを行うなど、基本計画の策定に向けた取組を進めるための予算であり、検討会の運営支援業務や先進事例調査などの経費として、予算額は832万2千円となっております。

○金谷委員 新年度は何をするのか、お聞かせください。

○熊澤社会教育部主幹 文化会館の建て替えに向け、今年度より基本計画の策定に取り組んでおり、検討会での議論や利用団体などの意見を伺いながら作業を進めております。

基本計画では、次の施設設計など、施設を具現化できるようにするための段階として、具体的な施設規模や施設内容について検討しております。

新年度は、今年度の検討会などでの議論を踏まえ、引き続き検討を進め、新年度に基本計画が策定できるよう、規模や施設の内容について具体的な議論を進めてまいります。

○金谷委員 新年度は基本計画策定に向けていくということですが、それでは、これまではどのようなことを議論してきましたか。

○熊澤社会教育部主幹 今年度は、建設予定地の決定に向けた議論を検討会などで行い、昨年8月に旧総合庁舎跡地を予定地として決定しました。

その後、検討会では、建設予定地の現地見学を行い、施設周辺の状況や歩行者動線などのアクセシビリティ、また、大型の搬出車両の利便性などについて、検討会の各委員による調査なども行いました。

そのような現地の状況確認を踏まえ、検討会委員は12名おりますが、2つのグループに分かれて、例えば、人の動線を踏まえ、利用者や搬入車両の出入口の位置、また、周辺建築物との関わりを踏まえたホール位置などについて議論する施設のゾーニングのほか、他都市の最新の施設事例を踏まえ、ホールやエントランスなども含めた各部屋の施設の在り方について、利便性よく利用できるための工夫などについて議論をするワークショップを行い、昨年度の基本構想策定などの議論に関わっていただいた検討会の委員が理想とする施設のイメージを共有する議論を行ってまいりました。

○金谷委員 かなり丁寧に進めてきたということですね。2グループに分けられてワークショップも行ったと。

新年度は規模、施設内容を検討するとのことですが、何を重要視しますか。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 施設の規模や内容につきましては、例えば、大ホールの大きさは、現在、座席数が1千500席ございますけれども、舞台の大きさを含め、どの程度の大きさにするのか、また、どのような機能を備えた部屋が幾つ必要か、そういった検討になります。

このような検討をする場合に、具体的な大きさの御意見をいただく前に、利用者が新たな文化会館でどのような活動をしたいのか、施設をどう利用したいのかなど、基本構想で掲げました基本理念や基本的な役割が実現されるように、具体的な文化芸術活動の内容、これまでにないような活動が展開されることなどもしっかり議論することが大切であると考えております。

そのため、新たな文化会館に求められる活動やニーズなどについて、市民の意見を丁寧に伺い、実現可能性を踏まえ、施設の規模、内容の検討を進めていきたいと考えております。

○金谷委員 今後はどのような進め方をする予定であるか、お示してください。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 利用者や市民などからの御意見については、これまで検討会での議論に加えまして、文化団体ですとか興行事業者、学校・コンベンション関係など、幅広く意見を伺っているところでございます。

新年度では、今年度の検討会で議論された内容について、市民に分かりやすくお示しできるようにまとめ方などにも工夫を加えながら、さらに多くの方々に興味を持っていただきまして、これまで文化会館を利用していないような方からなども御意見をいただけるように、そういった情報発信ですとか意見収集をしていきたいと考えております。

○金谷委員 市民にも伝える場を改めてつくと、意見を聞いていきたいということもあるようです。文化会館の完成までのスケジュール、また、完了の時期についてお聞かせください。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 昨年度に策定しました基本構想の段階ですけれども、設計や建設工事期間を見込む最短での期間で令和13年度の開設を想定しておりますが、基本計画で定める整備内容に加え、整備内容を踏まえた整備の手法などによっても事業者の選定、設計、工事スケジュールが変わってくるものと考えております。

よりふさわしい施設を建設するためには、市民意見を丁寧に聞きながら、様々に検討に時間をかける必要がございますが、一方で、新たな施設整備への市民の期待も大きいと思いますので、できるだけ早い時期に完成できるように目指し、利用いただけるよう取り組んでまいります。

○金谷委員 事業手法についてどのように決めていく予定か、お聞かせください。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 事業手法につきましては、基本構想の段階において大きく分けて、市が直接発注する方法と民間資金などを活用するPFIがあるとしまして、今後の検討において、それぞれの効果、課題を考慮した上で、施設の適正な整備と運用を考えて整備手法を選定することとしており、今後の検討になります。

本市のPFI活用指針では、施設整備が10億円以上であるなど一定の条件を満たす場合にはPFIの検討を行うこととされておりまして、当該事業も該当すると想定されますことから、この指針にのっとり、整備費用などの検討項目を踏まえた簡易検討などを実施しまして判断されるものと考えております。

○金谷委員 建設費10億円以上、管理費が1億円以上でしたっけ、それについてはPFIを検討するということで、文化会館についてもその対象であるという御答弁です。

簡易検討をまずは庁内で行うということかと思えますけれども、これはいつになりますか。基本

計画が策定される令和7年度に実施されるのでしょうか。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 PFI活用指針に基づく簡易検討の実施につきましては、できるだけ早い施設整備を目指しているところでございますが、多機能連携や日常利用などの基本構想における基本的な役割を果たすために求められる施設の規模や内容はこれから具体化を図っていく段階にありまして、その具体化の熟度が高まることで簡易検討の準備が可能となると考えております。

このため、簡易検討は基本計画の段階において実施できるように取り組んでまいります。基本計画の策定を目指します令和7年度には間に合わない場合もあることも想定されると考えております。

○金谷委員 早ければ、令和7年度、もしくはそれ以降、そういうようなことかなと思います。

旭川市PFI活用指針では、バリュー・フォー・マネーの中身についてはよく分かりませんでした。どのような具体的計算をし、コスト比較をする考えなのでしょうか。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 本市のPFI活用指針では、簡易検討は従来手法による場合とPFI手法による場合との費用の総額などを比較する定量的な評価とされておりまして、整備費用のほか、運営費用、資金調達、税金などを記入する評価調書の作成を行い、PFI手法の導入に適すると評価された場合には、評価調整を踏まえ検討シートの作成を行いまして、行財政改革推進部が事務局で副市長と関連部局の部長によりますPFI導入検討会議に諮り、PFI導入可能性調査の実施の可否を判断することとなっております。

その調書の作成や評価調書に係る経費の算出方法であります。国が示す手法を参考とする場合や業務委託をする場合もあると伺っておりますので、今後、適切に対応を進めていきたいと考えております。

○金谷委員 高台小の場合は15年間という事業でしたけれども、文化会館は何年となるのか、それについてはある程度想定をしておりますか。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 その辺についても今後の検討と考えております。

○金谷委員 まだ決まっていないということなんですね。

それでは、文化会館の整備によって地下の駐車場はどうなるのか、お考えはありますか。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 施設の建設予定地を旧総合庁舎跡地に決定したところでございますが、現在の7条地下駐車場がある敷地まで影響するかどうかについてはまだ決定していないところでございます。

今後の基本計画策定などによりまして、施設規模などが具現化されまして、施設の建つ位置やどの程度の敷地の範囲に影響するかなど、判断に必要な条件がこれから見えてくると考えております。

一方で、地下駐車場ですが、老朽化が進んで、継続して利用する場合には令和16年度まで改修整備するなどの対応が必要であると市長部局から伺っております。そのため、新たな文化会館の施設規模や敷地の決定の検討においては、地下駐車場を管理する市長部局などとも調整を図っていききたいと考えております。

○金谷委員 新しい文化会館について、完了からどのぐらいの期間までこれを使うのか、想定はありますか。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 その辺もまだ決まっておりません。

○金谷委員 決まっていないことなんですか。そうなりますと、PFIの計算をしていただくときに、バリュー・フォー・マネーの計算になるんですけれども、それについては、先ほどの高台小の部分もお聞きいたしましたけれども、今年度で終了というところで、15年間の計算ではバリュー・フォー・マネーは出るというお話を伺ったんですよね。

ただ、課題として分かったのが、管理費、修繕費などについてはかなり高上がりになっていたんですよ、1年間ずつ。学校とホールは機能的に違う部分もあるので、全く同じということにはなりませんよね。しかし、今後、簡易検討をするに当たって、何年間使う予定なのかによって大きくバリュー・フォー・マネーの数字は変わるのではないかとというのが見えてきました。申し訳ないです、さっき終わったので見えてきたっていうところなので、そこは今のところ何年使う予定なのか、今後の新文化ホールの事業手法について判断するに当たって、PFIの計算をする場合に、何年予定かによって大きく変わるのではないかとということと、かなりの長い期間を使う予定でなければもったいないというような、それもあって、一旦、文化会館が大規模改修で決まっていたことがまた変更になりましたよね。

当然、市民意見を聞いてここを変えてきたっていうのは理解しているんですけれども、それにしても、この事業手法の計算というのは、何かちょっと恣意的にというか、バリュー・フォー・マネーが出るような仕組みに計算できるように見えてしまっているところもあるのです。

その辺について今お聞きしていても、なかなか答弁になりませんので、ある程度のところでまたお聞きしなければいけないとは思いますが、新年度に規模、施設内容を決めていくと。決めるといっても、決め切るのではなくて、ある程度の基本計画までいくと。基本設計は、これもPFIになるとまた一括になっちゃうので、なかなか難しいかもしれません。どのぐらいの時期になりますか。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 その辺りも基本計画策定の中で検討していきたいと考えております。

○金谷委員 分かりました。

それでは、令和7年度は、規模、施設内容に対しての計画のみを行いたいというところまでということですね。今後、その辺りがはっきりと見える時期になりましたら、より具体的なことをお聞きしていこうと思います。

市民からは様々な要望もいただいております。バリアフリー化に対してですとか、ホールの配置、座席の配置、あるいはエレベーター設備の内容の希望ですとか、以前もお聞きいたしましたが、茶室にしてほしいとか、和室も欲しいとか、そういったところの設備も大分具体的に調査をされていると思います。ぜひ、市民のためのホールとなるように、そして、経済的なコストの計算については、きちんとした根拠を持って今後お示しいただきたいということをお伝えして、これで私の分科会全ての質疑を終了させていただきます。

○高橋紀博委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時59分

再開 午後4時01分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○高花委員 昨日、前半戦が終わったばかりなんですけれども、今日と2日続けてさせていただきたいと思います。

3款2項1目の育児院施設整備補助金について、子育て支援部から伺ってきたいと思います。

これは、事業名そのものなんですけれども、旭川育児院への補助のことではないかなと思うのですが、私はこのことを知りませんでしたので、今回初めて伺うのですが、まず、事業の概要についてお聞きいたします。

○香川子育て支援部子育て支援課長 育児院施設整備補助金につきましては、北海道の平成23年度社会福祉施設等耐震化等整備促進事業費補助金交付要綱に基づき、社会福祉法人旭川育児院が行った育児院施設整備事業について、同院が独立行政法人福祉医療機構等から借入れを行った元金に対する償還金について補助を行うものであり、令和7年度は719万6千円を計上しております。

○高花委員 それでは、この育児院へ補助を行うことに至った経緯について伺います。

○香川子育て支援部子育て支援課長 旭川育児院では、施設の老朽化のため、平成23年から24年にかけて施設の改築を行ったところですが、この整備に当たっては、国が東日本大震災復興関連事業として、社会福祉施設等の安全、安心を確保するために拡充した社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金により、北海道が造成した基金を活用したものであります。

北海道は、平成23年度社会福祉施設等耐震化等整備促進事業費補助金交付要綱に基づき、旭川育児院からの申請を受けてその認可をしたところであり、費用負担は、補助対象経費のうち、国の交付金を活用した基金が2分の1、北海道が4分の1、事業者が4分の1の割合でありました。

このうち、旭川育児院の負担部分について、市に財政支援を求める要望があり、本市といたしましては、同院は市内唯一の児童養護施設であり、改築は、施設の安定した運営と入所児童への適切な処遇に寄与するものであり、ひいては本市の子どもたちの健やかな成長に資するものと判断されましたことから、本市として補助を行うこととしたものです。

○高花委員 旭川育児院には私も顔を出させていただいているんですが、非常に貴重な施設であると思いますし、ちょうど議員になって伺ったときに、北海道で建ててくれたんだよ、直してくれたんだよっていうのを聞いていたものですから、旭川市がなぜ補助金を出しているのかなっていうのが正直分からなかったんですね。でも、伺ったところ、ちゃんと要綱があって、定めてやっているということが今分かりました。

改築に関わる財政的支援として、国が2分の1、北海道が4分の1で、事業者というのは、育児院が4分の1、ところが、育児院のほうから本市に財政支援を求める要望があって、それで、要綱に従って判断したという今ほどの答弁でありました。

では、この改築に係る財政的支援で旭川市が負担する内容として、令和7年度は719万6千円ということでしたけれども、昨年度もおとしもその前も、また、令和8年度も9年度も払っていくものなのか、その辺りの北海道との負担割合についても、旭川市が負担する内容について併せて伺いたいと思います。

○香川子育て支援部子育て支援課長 改築につきましては、法人において、先ほど御答弁をいたしました平成23年度社会福祉施設等耐震化等整備促進事業費補助金の活用のほか、独立行政法人福祉医療機構からの借入金や自己資金により行われております。

本市では、旭川育児院が施設整備を図るために福祉医療機構等から借入れした貸付資金に係る支払い元金を補助対象経費とし、さきの要綱に基づいて交付された額の3分の1、つまりは事業者負担分となりますが、これを限度として令和13年度までに1億3千36万2千円を補助することとしており、北海道が道補助金の負担分として支払う1億3千37万5千円とほぼ同額となっております。

○高花委員 最終的に旭川市は北海道と同額の負担をしていくと。これは、いつ、議会で、どういう形で、債務負担行為で出たのか、教えていただけますか。

○香川子育て支援部子育て支援課長 平成23年第1回定例会において、債務負担行為の設定をしております。

○高花委員 私は、平成23年初当選ですけども、第1回定例会はまだ議員ではありませんでしたので、ちょっと分からなかったんですね。でも、きっと、毎年、これは計上されていたものだということが今回分かりまして、勉強させていただきました。

では、実際に育児院に入所の児童数、また、現在入っている育児院の子たちは児童相談所からどれくらい入所されているのか、入所数、来ているのか、そこら辺の内訳をお聞かせください。

○香川子育て支援部子育て支援課長 旭川育児院の定員につきましては、同院が持つ地域小規模児童養護施設を含め、計82人となっておりますが、現在の入所数は69名となっております。

このうち、旭川児童相談所からの措置児童については56人というふうに伺っております。

○高花委員 定員オーバーとなっていないということも分かりましたけれども、ほとんどが児相からの措置の児童生徒が多いということが分かりました。

最近、何かの記事に載っていましたが、育児院の方で成人式を迎えられる方たちへの着物の無料着つけとか、またはネイルとか、美容師の方とか、一生に一度の思い出になる部分でボランティアの方たちが来てくれるっていうこととか、サンタさんが来たり、ランドセルの寄贈があったり、本当にいろんな方々の御協力があって、旭川育児院の方たちも、すごく感動して、感謝の思いでいっぱいだというの聞いております。

今後、この旭川育児院が旭川市にあるということは私はとても重みがあるなというふうに受け止めておりまして、旭川市からだけではなく、遠くは稚内からとか、どうしても児相が抱えている範囲、エリアというのもあると思うんですが、時には道東とかいろんなところから入所されている児童生徒がいるということも聞いております。

私は、以前、市長は育児院に来たことがありますかっていうふうに常に聞いております。そのたびに、来ている、来ていない、いろいろあるのですが、まずはお伺いしたいのですが、今津市長は旭川育児院を訪問したことがあるか、分かりますか。突然聞いて申し訳ないのですが、副市長でもよろしいですが、分かりますか。

○中村副市長 申し訳ございません。市長の訪問については私も把握しておりません。

○高花委員 多分、市長が訪問していたらSNSに上がるんじゃないかなと思うけど、見たことはありませんよね。

私は、まずは市長が訪問してはいいのかなと思います。前の市長もなかなか訪問しなかったんです。こんなにすばらしいというか、いろんな問題を抱えた児童生徒が入っているこの施設が旭川市にあるということですから、そのトップである、首長である市長が行っていないというのは、でき

れば担当部局からも口添えをしていただきたいと思いますし、旭川モデルを推進している以上は、実態というよりも、やっぱりお声を聞くということです。市職員が関わっている、学校現場で関わっている方たちとは違うお声が聞けると思いますので、市長にお話ししていただきたいと思いますけれども、部長の見解を伺いたいと思います。

○向井子育て支援部長 私のというか、子育て支援部、本市における育児院に対する認識ということで答弁をさせていただきたいと思います。

まず、育児院と市との関わりといったところで、前段、述べさせていただきたいと思いますけれども、育児院との関わりで申し上げますと、支援ということでは、入所されているお子さんが進学、就職する際には、生活の準備のために1人当たり10万円の支度金を支給しているところでございます。

また、市の委託ではございますけれども、子育て短期支援事業などを受託していただいておりますので、子どもの短期間の預かりを通じて保護者の方の様々なニーズに対応していただくなど、本市の子育て支援施策への本当に深い御理解と御協力をいただいているところでございます。

育児院につきましては、私も何回か、昨年の4月に子育て支援部長になって以降、訪問をさせていただきました。施設も本当に隅々まで御案内いただいたところであり、また、イベント等のときにもお伺いをして見させていただくようなこともございました。

本当に様々な困難を抱えるお子さんが入所されておりますけれども、先生たちの熱意といったところを感じることができ、本当に温かく見守りながらも、家庭的な養護、養育というところをすごく重視しておりますので、地域の社会的養育を支える専門的な拠点ということで、ゼロ歳児から子どもが社会的に自立するまで連続して長期的な支援をしているという状況で、困難を抱えたお子さんであるとか虐待を受けたお子さんもしらっしゃるようですが、それだけにとどまらず、24時間体制の子育ての悩み相談実施などもされておりますので、先ほど委員の御質疑の中にもありましたけれども、旭川市のみならず、広い地域におけるセーフティーネットの一つとして、子育て支援に幅広く関わっていただいているものと認識をしております。

やはり、こうした取組が安定して提供されるということが、ひいては本市における安心して子育てできる環境の充実であるとか子どもの健やかな育ちに大きく寄与するものであると考えておりますので、今後も育児院としっかり連携を図りながら、子育て支援施策を進めてまいりたいと思います。

○高花委員 毎年、補助金を出しているわけですから、市長とは言わず、副市長もぜひ一緒に訪問していただければと思います。よろしくお願いいたします。

この質問に関しては以上で終わらせていただきます。

続きまして、資料要求をさせていただいた小中学校における防火シャッターの危害防止装置設置状況について伺っていききたいと思います。

これは恐らく学校施設管理費等に含まれる内容のものなのかなと思いますけれども、この防火シャッターの点検、修理というのがどういった項目、事業名に当てはまるのかも含めて、その予算概要についてもお示しください。

○板東学校教育部学校施設課長 令和7年度当初予算のうち、消防用設備の点検費用として、学校施設管理費に小中学校の合計で4千67万5千円を計上しております。また、修繕費用として、学

校施設改修費に小中学校の合計で982万円を計上しております。

○高花委員 修繕費用として982万円ということで、消防用設備の点検は学校施設管理費に入りますよということが分かりました。

では、小中学校の防火シャッターの点検ですけれども、どのように行っているのでしょうか。

○板東学校教育部学校施設課長 防火シャッター等の消防用設備につきましては、年に1回、機器の作動状況によって点検することが法定化されております。このため、専門的な知識と技術を有する資格者による消防設備の点検や、消火器、消火栓ホースの更新を実施しております。

また、本市では、主に夏休み期間に実施する年1回の法定点検に加え、冬休み期間を利用した機器点検も併せて実施しております。

○高花委員 資料要求をさせていただきましたけれども、小中学校の防火シャッターの設置数は、小学校が22校、中学校が15校、合計37校となっております。

一番下にある、うち危害防止装置設置済み校数では、小学校は2校、中学校は2校、このようになっているんですね。この割合としては、下のうち危害防止装置設置済み、例えば、シャッターが下りてきているときに児童が触れちゃった場合は自動で止まるという装置がついている小中学校は4校しかないんです。これはシャッター設置数でいうと14.7%の割合というふうになるわけですね。

それ以外の真ん中にある、ここが一番多いところなんですけど、うち危害防止装置設置なし校数（既存不適格）という非常に気になる言葉が入っているこの資料なんですけれども、小学校20校、中学校が13校となっているわけなんです。

なぜ、半数を超える校数が既存不適格で危害防止装置設置なしのシャッターになっているのか、不安なんですけれども、このような状態で安全を確保されるのかも含めて、理由をお聞かせください。

○板東学校教育部学校施設課長 増改築時の平面計画により、学校の構造上、防火扉の収納場所が確保できる場合は、防火扉のみで防火区画を構成することが可能であることから、防火シャッターを設置しておりません。

また、今、既存不適格の指摘がございましたけども、防火シャッターにつきましては、防火設備の作動時に人が挟まる事故を防止するため、平成17年度に建築基準法施行令が改正され、危害防止装置の設置が義務化されております。

なお、施行令が改正される以前の建築物については、既存不適格となり、危害防止装置の設置義務は発生しませんが、今後、増改築を実施する際は設置が義務づけられております。

○高花委員 今ありましたけれども、いわゆる既存不適格のシャッターのところには防火扉があるから安全なんだと、最初の答弁はそういう感じだったと思います。

その後、平成17年に建築基準法施行令が改正されて、それ以降に建てる建築物についてはきちんと危害防止装置のシャッターを設置しなさいよという設置義務があるんですけれども、法が改正される平成17年より前に建物に設置したシャッターに関しては、増改築をするときに設置しなさいよという義務づけをされたんですね。

そこで、伺いたいんですが、平成17年以降、本市の小中学校では増改築をしていますよね。その際、シャッターに関してはその計画が何か入っていたのか、伺いたいと思います。

○板東学校教育部学校施設課長 平成17年以降に学校の増改築は行っておりまして、例えば、今、永山西小学校であったり、昨年に竣工しました豊岡小学校など、平成17年以降も、随時、学校施設の更新を行っております。

平成17年の建築基準法施行令の改正以降は、防火シャッターについて危害防止装置を設置しなければならないというふうに制度が改正されておりますので、17年以降のシャッターにつきましては危害防止装置を設置しております、この分科会の資料で言いますと、例えば、近文小学校であったり末広小学校につきましては、平成17年度以降に建設された学校でございますので、危害防止装置が設置されております。

○高花委員 なぜ、私がこの質問をしようとしたかという、東京の自治体は学校の改修に併せて防火シャッターの更新も行っているんですね。本市は大丈夫なのかなと。当然、向こうは地震が多いですから、地震を感知して自動的にシャッターが下りる。そのときに、万が一、児童生徒が入ったときには自動で止まると。本市は地震はないと思いますけれども、少ないですけれども、煙、防火の部分で、煙が充満したときに本市のシャッターは煙感知器で下がってくるシャッターもあると思うんです。中には、古い学校だと手動式のハンドル式のシャッターがあるところもまだあるということも聞いたことがあります。

そこで、本市の状況は、手動式のハンドルタイプがあるのかどうか、あわせて、煙感知器で今まで誤作動が起きたことがあるのか、ないのか、伺いたいと思います。

○板東学校教育部学校施設課長 まず、1点目の下部駆動方式、上部駆動方式というふうに防火シャッターは区別されているんですけども、今、委員のおっしゃった下部駆動方式につきましては生産が中止されておりまして、本市の学校施設においても、下部駆動方式による手動のシャッターというのは現在はありません。上部駆動方式のシャッターについては、電動と手動の両方がございます。

現在、毎年、消防設備点検を行っておりまして、その点検の結果、必要な改修については、順次、修繕を進めておりますので、誤作動については近年はございません。

○高花委員 力強く言い切られておりました。

では、本市では防火シャッターの更新というのはどのように進めているのか、伺います。

○板東学校教育部学校施設課長 建築基準法施行令が改正され、平成17年12月1日以降に着工した建物に設置する防火シャッターについては、危害防止装置の設置が義務づけられているため、学校の増改築や大規模改修の際に更新する防火シャッターには危害防止装置を設置しております。

○高花委員 結構、全国でこの防火シャッターの事故って起きているんですね。横浜とか、さいたまとか、浦和とかで起きているんですが、急にシャッターが下りてきて、男子児童のランドセルに引っかかって、そこには危害防止装置がついていなかったの、先生方と一生懸命にシャッターを上げようとするんですけど、重くて全くびくともしなくて、その間、男児は挟まれたままで、鉄パイプや椅子やらでようやく上げて、救急搬送をして、実は、そのまま亡くなってしまったという事件もありました。

また、あるところでは煙感知器に反応するシャッターでした。これも急に、授業の1時間前に反応して、2階に上がろうとした児童が挟まれちゃったんですね。慌てて、これもやっぱり何とか助け出したんですけど、何で急に誤作動したのか。中には、給食の調理の煙で反応する場合もあるし、

何と、虫がその装置に入って反応するということもあるそうなんです、これが。無視できればよかったですけれども、無視できないんですね。虫ってどこに入るか本当に分からなくて、原因不明で、でも、慌てて、人がぱっと上げてそんなに簡単に上がるものではないので、私は、たとえ地震はなくても、煙感知タイプのものが旭川市では多いと思うんですが、本当に大丈夫なのかなど。

どのような点検しているのか、虫がいないかどうかまで見ているかどうかは分かりませんが、そういう事故が全国で結構多発していたので、実は、当時、文科省から通達があつて、こういった法改正も含めて、2000年前後なんですけれども、こういうことになりました。

本市では、学校で火災が発生した場合、防火シャッターというのはどのように作動するのか、伺います。

○板東学校教育部学校施設課長 感知器で火災を検知した際に信号が防火シャッターに届き、自動閉鎖装置が作動すると、防火シャッターのブレーキが開放されることにより、自動で自重降下する構造となっております。

○高花委員 先ほど言った浦和では、手で上げるハンドルだったんですけども、下がっているシャッターを本当は上げなきゃいけないんです。防災訓練をしていて、それで、上げて子どもたちを校内に入れようとするときに、もう一つの、AとBのシャッターがあつて、Bは開いているシャッターなんですけど、Bをやったときにハンドルが固くて固くて動かなくて、担任の先生に用務員さんをお願いして下げた途端に子どもがまた挟まったという。

だから、いざというときにそういう勘違いとかいろいろ起きる可能性があるということで、本市においては、この防火シャッターもしくは防火扉等を使った避難訓練というのは行っているのでしょうか。

○板東学校教育部学校施設課長 避難訓練につきましては学校施設課の所管ではございませんが、幾つか学校に聞き取りしたことについて申し上げますと、避難訓練を行っておりまして、その際、学校によっては、防火シャッターは煙を感知して一度閉まってしまいますとなかなか上げることができないものなので、防火扉を閉めるですとか、そういった実際の火災に近い状態を想定して、シャッターの下ではなく、必ず防火戸のくぐり戸を通過して避難するように指導している学校もあると聞いております。

○高花委員 本市のシャッターも自動で下りてくるということでありますので、児童生徒が下にいた場合は危険だということも今言いました。

対応も、避難訓練をしているというような認識はあまりないんですけれども、煙があると、よく、ハンカチを鼻と口に当てたりとかあると思うんですが、私が心配なのは、いざというときに教職員の皆様が本当に誘導できるのかという部分も含め、そこら辺の対応がされているのかです。学校基本計画の中にあつたりしているんですよね。ちょっと確認させていただいてもよろしいですか。分かる方から御答弁いただけますか。

○板東学校教育部学校施設課長 記憶での答弁になりますけれども、防災計画ではなく、学校に危機管理マニュアルというものがございまして、そういった中で、火災に限らず、例えば、地震であったり、不審者の侵入、そういった学校に発生する危機に対して避難訓練を行ったり、避難時にはこういったことを最低限確認しないといけないといった取決めがされておりますので、各学校におきましては、そのマニュアルに従って避難訓練を行っている認識しております。

○高花委員 シャッターがなくても防火扉があるということもありますけど、その防火扉をきちんと操作できるようでなければいけないかなと思います。1年に1回、夏休みや冬休みの児童生徒のいないときに専門業者に点検をやっていただいているという御答弁が先ほどありました。それは目視だけではないですよね。実際に動かしたり、いざというときに防火扉が開かないとか、そういうことのないように、きちんと徹底した、法律に基づいて点検をされていると認識してよろしいですか。

○板東学校教育部学校施設課長 先ほど申し上げました点検のうち、まず1回目は、主に夏休みを中心に法定点検を行っています。法定で基準が定められておりまして、シャッターや防火扉についても実際に作動させて動作確認を行った上で、点検結果の報告を受けております。

本市では、冬休みを中心に2回目の点検を行っておりまして、そちらの基準は法定ではございませんが、目視で動作確認を行って点検をしていると確認しております。

○高花委員 目視で点検をやるところがやっぱり多いんですね。でも、本市は2回やっているということで、ぜひ、その効果がいざというときに表れるといいなと思います。

ただ、既存不適格の防火シャッターというのはこれだけあります。防火扉があるから大丈夫という考えであると思います。学校では、改修工事、または増改築をずっとやっておりますが、その中で、危害防止装置の設置、シャッターの設置をどのように進めていくのか、私は、速やかに計画の中に入れてもいいのではないかと、整備を進めるべきではないかと思いますが、最後に見解を伺います。

○坂本学校教育部長 本市では、これまでも学校の耐震化、あるいは冷房設備の整備について、児童生徒の生命を守るため、施設整備を最優先の課題として進めてきております。

危害防止装置の設置についても、防火シャッターによる事故の発生を背景に義務づけられたものでありますことから、安全性の確保の上で大変重要であると考えております。

本市の学校施設では、法改正前に設置された、いわゆる既存不適格の防火シャッターが数多くありますので、現状においては、年1回の法定点検に加えて別途点検を実施するなど、事故の防止に努めているところでございます。

委員からも、安全対策の上で点検の在り方ですとか避難訓練について、質疑、指摘もありましたので、今後は、法定点検の受託事業者など専門家の意見を聞きながら、危険度や緊急性の把握をきちっと行いまして、適切な時期に整備を実施できるよう、安全確保に引き続き努めてまいります。

○高花委員 先ほども言いましたが、虫が入って誤作動がある。特に、危害防止装置がついているところなんかは気をつけていただいていたほしいなと思います。

以上、この質問に関しては終わりたいと思います。

続きまして、残りあと3事業あるのですが、大雪クリスタルホール、社会教育部に行きたいと思います。

明日かもしれないと言っておきながら、今日になってしまいました。

10款5項6目の大雪クリスタルホール補修費について伺いたいと思います。

たびたび、私はこれについて質問をすることがあるんですけども、大きな動きがありそうですので、令和7年度の予算額と事業概要を伺います。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 大雪クリスタルホール補修費につきましては、

施設、設備の更新等を行うもので、令和7年度の予算額は3億7千980万円であります。

内訳としましては、音楽堂等照明装置の更新として委託料3億5千420万円、電気工作物、高圧受電設備の更新として工事請負費1千230万円、駐車場及び構内通路照明柱の建て替えとして工事請負費1千330万円となっております。

○高花委員 音楽堂等照明装置の更新は、待っていましたっていう感じなんですけれども、その具体的な内容についてお聞かせください。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 音楽堂等照明装置の更新につきましては、令和9年末に蛍光灯等の製造、輸出入が廃止されますことから、これに対応するため、大雪クリスタルホールの照明装置のLED化を進めるものであり、令和7年度は、音楽堂においてはコンサート室や楽屋などの全てを、国際会議場については、1階の大会議室と第2・第3会議室の照明の更新を行うものです。

○高花委員 ようやく交換が始まるのかなって。もし、蛍光灯の製造が終わっていなかったら、ずっと続いていたんじゃないかって思ってしまいますよね。

では、大雪クリスタルホールは開館から大分年数がたっていると思いますけれども、開館時期について改めて伺いたいと思います。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 大雪クリスタルホールは、平成5年、1993年9月に開館し、今年度で31年目となっております。

○高花委員 31年目なんですね。そこでようやくランプの交換が始まるんですね。そのうち、屋根の補修だとかいろんなことが出てきますよね。もう既にあると思います。文化ホールですよね。

私も、実は、このクリスタルホールを結構利用させていただいています。最近、特に皆さんが言うのは、利用していて私たちが思うのは、とにかく、やっぱり照明が暗い。でも、考えようによっては、それはムーディーとも言えるんですね。ムーディーな感じで大事な話をするのはなかなかないというふうに思うんですけれども、どうしてこんな暗いんですかと聞いても、なぜか、職員というのですか、予算がないみたいなんですよねとの方たちから聞かれるわけなんです。

それが今回、製造中止に始まってようやく明るくなると。ここは文化ホールですから、本当は何よりもやってほしいところなんですけれども、結構後回しというか、補修は最後のほうですよ。大雪アリーナも含めてなかなか大変なところで、今回は本当にウエルカムという感じではあります。それでも、委託料は音楽堂なんかは3億5千万円かかりますから。すごく背が高いというか、簡単には取替えがきかないところなので、大変なんだと思います。

これまで31年間の中で、今回初めての改修ではないですよ。過去にやったことはありますか。そこをお伺いしたいと思います。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 御指摘のありました、一番御要望のある部屋につきましては、1階の国際会議場の大会議室という大きな部屋でございます。こちらにおきましては、主に天井部分に設置されております多数の蛍光灯によりまして室内を照らしておりますが、年数の経過によりまして点灯しなくなった蛍光灯が増えたことにより、徐々に照度が低くなってきたものでございます。

大会議室の蛍光灯の取替えにつきましては、これまで実施をしていないところでございます。

○高花委員 クリスタルホールの蛍光灯は寿命が非常に長いといいますか、踏ん張って頑張ってい

たんだと。点灯しなくなった蛍光管が増えたと。びっくりしました。徐々に照度が低くなったと。大会議室の蛍光管の取替えは実施していなかったと。31年ももつんですね。びっくりしました。それでも暗いですよね。ムーディーで行きたかったんですね。

何回も言います。では、なぜ改修してこなかったのでしょうか。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 大会議室につきましては、天井が高く、約6.5メートルの位置に照明器具が設置されておりますため、器具や蛍光灯の交換には高所作業を行うための仮設足場等が必要になることから、改修には一定期間を要し、その間を使用休止しなければなりません。

大会議室の使用申込みは、使用する日の1年前の日が属する月の初日から行いますので、使用を休止するためにはそれ以前に周知をする必要があります、利用率の高い会議室であることから、改修のタイミングが図れなかったことが要因と考えております。

○高花委員 財政不足とか一言もないんですね。タイミングがなかったから、改修のタイミングが図れなかったことが要因だと。すごいなって思います。タイミングはあったと思うんですね。コロナ禍のときはがらんがらんでしたよね。やろうと思ったらできたと思うんですね。

何か、周りですごく受けているんですけど、涙を流している人もいますけど、今ここに来てやるというのは、やっぱり水銀灯の製造がなくなったのが一番大きいんですね。タイミングが図れなかったことが要因ではなく、図ろうとしなかったことが要因だったと私は受け止めております。

令和7年度の大会議室の照明改修の時期というのはいつなのか、徐々に徐々に、灯火のようにどんどん消えていくかもしれないこのライトの明るさをそれまで維持できるのか、心配しておりますが、いかがですか。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 大会議室の照明改修の時期につきましては、令和8年の2月と3月を予定しており、その期間を使用禁止としたところです。

大会議室の照明の暗さにつきましては、以前から課題と捉えておきながら改善に至っていませんでしたが、照度の低下がさらに進む可能性がありますことから、照明の専門事業者にご相談し、昨年の10月に大会議室の両側面に6灯ずつ、計12灯の小型LED投光器を補助灯として設置し、利用者の必要に応じて点灯できるように対策を行ったところでございます。

これにより、LED照明への改修までの間も大会議室を御使用いただけるものと考えております。

○高花委員 以前から課題と捉えていたということが分かりました。やりたくてもできなかったんですね。だけど、利用者にとってはなかなか不快感があるところもあったと思います。今後は替えていくということなので、高い位置にありますから、どうか無事故で取替えをしていただきたいと思います。

次に、駐車場及び構内通路照明柱の建て替えについて、具体的な内容を伺います。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 大雪クリスタルホール駐車場には、夜間の安全確保や防犯のために6基の照明柱を設置しておりますが、老朽化が進んでいることから、これらを全てと、また、大雪クリスタルホールと大雪アリーナの間の構内通路に設置されております3基の照明柱が現在は漏電により点灯できない状況にありますことから、これを併せて建て替えを行うものでございます。

○高花委員 ことごとく暗いのが好きなんじゃないかな、本当に。

実は、ここだけが人が出ておりますね。もう報告を受けて御存じだと思いますけれども、私の目の前で隣の70歳の方が転びまして、それは歩道だったんですね。あの歩道は不思議ですよ。まず、駐車場から出て、地場産業センターに行くときに片側に木が立っていて電柱がありますよね。その電柱も1灯がついていなくて暗いんですよ。それが漏電しているという今の答弁だったと思うんです。こちら側の歩道のほうにタイルが敷いてあるんですが、どうして斜めなんですかね。私はこんなふうに斜めになって歩くんですけど、そこが1個めくれ上がっていて、転ばれたんですね。それがまず1件目で、私が身近で見えていて危ないって言って、事務所に行きましてカラーコーンを立ててもらいました。

もう一つ、実は、江川委員も知っているんですけども、神楽で除雪連絡協議会が終わった後、駐車場から裏を通って、使っていない池みたいな、発表する場のような石畳というか、あそこの横を通って中に入ったときに、あの通りも暗くて、冬はまだ雪明かりもあるんですけども、本当に暗いんです。もう、こここそめちゃくちゃムーディーですよ。なぜ、ここにムーディーさを求めるかなと思っちゃうぐらいです。そうしたら、帰りに1人の市民委員会の男性の方が転びまして頭を打ちました。それでびっくりして、私は救急車を呼びました。初めて救急車を呼んで、事故ですか、救急ですかって本当に言うんですね。これは事故なのか、救急なのか分からなくて、救急って言わなくちゃいけないのに、私、事故ですって言っちゃったんですね。それからずっと説明しまして、その間に消防署はすぐ近くにいますから来てくださったんですけども、11月の寒い中、地べたにずっと横になっていただくしかなかったんです。それはもう、目視で、それこそ目に見えて分かるぐらいの段差がうねっているというか、ところどころにありますよね。

かつ、これがまた2件目です。

私は、駐車場で転ぶ人も見てしまったんです。あの広い駐車場はところどころにぼこぼこ穴が空いているんです。夜は分からないんですよ。引っかかって転んだんですね。だから、全面を置き換えてほしいとは言いません。補修というのをやっぱり目に見て分かる部分はやっていただかないと、旭川市外からいろんな方たちも来ますので、それこそ勝手が分からない方たちが歩きますから。私の隣と目の前で転んだ方は旭川市民じゃないです、3件のうち2件は。すごく危ないなど。私たちは勝手が分かるから気をつけることもできますけれども、そういったことがやっぱり多発しています。

建物の中の照明は改修する、それは聞きましたけれども、駐車場の路面、また、入り口への経路、これらの改修に関してはどのようになっているのでしょうか。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 まず、駐車場の改修につきましては、平成22年度と平成29年度に駐車位置を表示する区画線の補修は行っておりますが、路面の改修はこれまで実施していないところでございます。

次に、今の御質疑の中にありました、委員に対応いただきました転倒が起こった部分に関しましては、クリスタルホールから駐車場へ向かう通路がインターロッキングになってございまして、そこに段差が生じていた箇所がございました。そこで、転倒された箇所を含めまして、通路全体を点検し、特に支障がありそうな部分については、転倒が起こった直後に修繕をさせていただいたところでございます。

また、大雪クリスタルホールと大雪アリーナ間の構内通路の歩道で起こった転倒につきましても、

コンクリート平板の一部が盛り上がりまして、御紹介いただいたとおり、一時はコーンを置いて危険を周知するような対応を取らせていただいたところでございますけれども、こちらにつきましても昨年6月に周囲の路面と高さが均一になるような修繕を行ったところでございます。

○高花委員 修繕を行ったと。でも、行った後も人は転んだんですね。やっぱり、それは暗さもあると思います。なので、この通路の路面の補修だけではなく、クリスタルホールから駐車場へ向かう通路、ここの安全や防犯上の観点からも、照明の増設が必要ではないかと思うんですが、見解を伺います。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 大雪クリスタルホールの駐車場に向かう通路の照明につきましては、クリスタルホールを出てから数メートル先のところから通路両脇に転倒防止のための橋の欄干のようなものがございまして、そちらに左右交互にランプが配置されているのと、それ以降の部分に関しましては3基のガーデンランプが設置されているところでございます。

しかしながら、いずれも低い位置に設置されていることもありまして、夜間の明るさを十分に確保できているとは言えない状況にございます。そのため、街灯の新設につきまして、電気機器の設備業者に費用の見積りを依頼しましたところ、費用が高額でありましたことから、今年度の実施は見送ったところでございます。

なお、応急的な措置としまして、欄干部分の24か所とガーデンランプの3基の電球を既設のものよりも照度が高く、また、路面が見えやすくなりますように、電球色から昼白色のものに交換を実施したところでございます。

今後も引き続き、通路照明の街灯の設置につきまして検討していきたいと考えております。

○高花委員 分かりました。少し明るく替えたんですね。暖色から白色に替えたということが分かりました。

以前、私が使用申込みに伺ったときに、結構行くんですが、受付の委託先の職員から、いろんな不具合は当然分かっているんで、何度も市に言っているんだけど、要望を出しているんだけど、お金がないとかでなかなかやってもらえないんですって申込みに来た私に言うんですね。私は議員とは一度も言っていないんですけども。不具合箇所の把握というのはどのように行っているのでしょうか。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 大雪クリスタルホールの各種設備や機器等につきましては、専門事業者による定期的な保守点検を通じて不具合箇所などの状況把握を行っております。あわせて、クリスタルホールに常駐しております受付対応や舞台技術、設備管理の委託先の職員とは、毎月、館内ミーティングを行いまして、その際に、設備、機器等の不具合や危険箇所について報告をしていただき、情報収集を図っているほか、日常におきましても気づいた事項について随時お知らせいただきまして、館内の不具合等の把握に努めているところでございます。

○高花委員 ぜひとも声を聞いていただきたいなど。現場で一番いろんなお声をいただくのは、やっぱり窓口の方たちだと思います。その辺のところは当たり前で、やっぱり掌握しておかなきゃいけないと思うんですね。

把握している様々な不具合が今後も出てくるであろうということもあると思いますが、どのように改善していくのか、タイミングがなかったなんて言わせません、どのように解消していくのか、伺います。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 大雪クリスタルホールでは、冒頭にお答えしました大雪クリスタルホール補修費のほかに、経常費の大雪クリスタルホール管理費において修繕費を100万円計上し、様々な修繕に充てているところでございます。

また、市有施設やその附帯設備の修繕が行える市有施設補修事業において、例年、数件の修繕を行っており、こうした制度も活用しながら、緊急性や重要性など、優先順位を考慮して不具合等の解消に努めているところでございます。

また、このほか、旭川塗装工業協同組合の皆様が地域貢献活動として、これまで、正面入りロキヤノピーの柱と茶室の屋根の塗装をしてくださり、施設の維持に御協力いただいたところでございます。

○高花委員 塗装工業協同組合の方、ありがたいですね。プロの方にやっていただけるって、やっぱりみんなに愛されている文化施設だと思います。

本当に旭川市を代表する文化の拠点施設です。講演会、研修会でいろんな方が利用されて、市外からも道内からも多くの方が訪れています。

そういったところから、ようやく31年がたって照明が替えられるこの文化施設でありますけれども、今後の補修の方向性について伺って、この質問は終わりたいと思います。

○佐藤社会教育部長 まずは、クリスタルホールのこれまでの数回の転倒に当たりまして、高花委員さんと江川委員さんには対応をいただきましてありがとうございます。

大雪クリスタルホールは、開館から30年以上が経過していきまして、施設の老朽化が進んでおります。本来であれば、建物や設備、外構を含め、それぞれの耐用年数を踏まえて改修や更新を行う予防保全の取組が望ましいとは思っておりますが、現状では劣化や不具合が起きてから対応することが多い状況となっております。

令和5年度には冷房設備の更新、令和6年度から4年間の予定で電気工作物、高圧受電設備の更新、令和7年度からは、先ほど御答弁をさせていただいております照明のLED化など、施設運営に係る設備等を優先して改修や更新を進めていますが、このほかにも、博物館や国際会議場の屋上防水工事やエレベーター制御基盤の更新など、積み残しになっているものもあります。

施設運営に当たっては、何より利用者の安全に関わることが大変重要なことでありまして、職員の危機意識を向上させることはもちろんであります。施設内に常駐する委託事業者との連携を密にしながら、日常的に危険のおそれのある箇所や不具合等の把握に努めるとともに、優先順位を定め、計画的に修繕等を進めていきたいと考えております。

○高花委員 ありがとうございます。

実は、あともう2事業ございまして、明日に回させていただけないかと思いますが、よろしく願いいたします。

○高橋紀博委員長 かしこまりました。

それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。本日の分科会は、これで散会いたします。

散会 午後4時55分

○令和7年3月14日（金）

開議 午前10時00分

散会 午後4時49分

○出席委員（15名）

委員長	高橋紀博	委員	沼崎雅之
副委員長	石川まさゆき	委員	品田ときえ
委員	横山啓一	委員	能登谷繁
委員	笠井まなみ	委員	金谷美奈子
委員	中村みなこ	委員	高花えいこ
委員	江川あや	委員	安田佳正
委員	小林ゆうき	委員	杉山允孝
委員	駒木おさみ		

○欠席委員（1名）

委員 中野ひろゆき

○出席議員（1名）

予算等審査特別委員会委員長 佐藤さだお

○説明員

副市長	中村寧	学校教育部学務課長	山本厚
いじめ防止対策推進部長	石原伸広	学校教育部学務課学校ICT担当課長	成田一郎
いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長	鎌田博文	学校教育部教職員課長	山下聡司
いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹	吉岡秀彦	学校教育部教育指導課主幹	田村貴史
子育て支援部長	向井泰子	学校教育部学校保健課長	佐瀬英行
子育て支援部子育て支援課長	香川秀頼	学校教育部学校保健課主幹	紺野恒義
子育て支援部こども育成課長	熊谷修	社会教育部長	佐藤弘康
教育長	野崎幸宏	社会教育部次長	主藤肇
学校教育部長	坂本考生	社会教育部次長	登野千夏
学校教育部次長	末木良典	社会教育部主幹	熊澤康敦
学校教育部主幹	工藤秀敏	社会教育部文化振興課長	坂本剛
学校教育部学校施設課長	板東俊光		

○事務局出席職員

議会事務局次長	林上敦裕	議事調査課主査	信濃孝美
議事調査課長補佐	小川智之	議事調査課主査	岡本諭志
議事調査課長補佐	浅海雅俊		

○高橋紀博委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会民生子育て文教分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、ただいまのところ14名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に、中野、安田両委員から遅れる旨の届出があります。

ここで、昨日の分科会で中村みなこ、能登谷両委員から要求のありました4件の資料につきましては、委員各位に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明は必要でしょうか。

(「要りません」の声あり)

○高橋紀博委員長 それでは、資料の説明につきましては省略させていただきます。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

それでは、昨日に引き続き、議案第44号の分担部分のうち子育て文教常任委員会所管分、議案第48号、議案第50号、議案第85号ないし議案第90号、議案第91号のうち子育て文教常任委員会所管分、議案第92号及び議案第93号の以上12件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○高花委員 おはようございます。

議員生活で、3日連続、分科会で質疑するのは初めてでございまして、事務局に聞きましたら、過去にもないんじゃないかということでした。いろんな事情からこういう形になりましたけれども、非常に有意義な日を過ごさせていただいております。残り2事業について、限られた時間で質問させていただきたいと思います。

いじめ防止対策と不登校支援について伺っていききたいと思います。

初めに、3款2項1目いじめ防止対策費の事業費について伺いたいと思います。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 いじめ防止対策費の事業費の概要についてでございますけれども、市長部局と教育委員会、学校が一体となって、いじめの未然防止、早期発見と重大化の防止を図るいじめ防止対策「旭川モデル」の取組を推進するもので、令和7年度の当初予算額は4千302万5千円となっております。

主な事業内容といたしましては、いじめ・不登校相談窓口における相談支援や児童生徒が相談しやすい環境の整備、また、地域との連携によるいじめ防止対策の推進に加えまして、令和7年度は、専門人材の活用による支援体制の強化、また、地域の担い手との連携による不登校児童生徒への支援、そして、仮称になりますけれども、いじめ防止対策首長連合の発足に向けた活動を進めていくというような予定でございます。

○高花委員 次に、市政方針にもありましたように、いじめ防止等対策委員会から示された20項目及びいじめ問題再調査委員会から示された29項目、合わせて49項目がありますけれども、その49項目の提言を踏まえて、令和7年度の再発防止にはどのように取り組む予定でしょうか。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 いじめ防止等対策委員会といじめ問題再調査委員会から示された再発防止の提言を踏まえた取組についてでございます。

まず、令和4年9月のいじめ防止等対策委員会の提言を踏まえた取組につきましては、令和5年4月、市長部局にいじめ防止対策推進部を新設し、市長部局と学校、教育委員会が一体となって、いじめの積極的な把握や迅速な初動対応、児童生徒への支援に取り組んできたところでございます。

次に、昨年9月のいじめ問題再調査委員会の提言を踏まえた新たな対策についてでございますが、1つ目としましては、専門的知見を活用した体制整備でございます。

精神科医をいじめ防止対策アドバイザーとして委嘱するとともに、警察官経験者を青少年育成支援員として任用し、常勤で配置するなど、いじめの被害児童生徒や加害児童生徒に対する支援の強化を図ってまいります。

2つ目は、不登校児童生徒への支援でございます。

いじめをきっかけとして不登校となっている児童生徒への支援の充実を図るため、市がいじめ防止・青少年育成サポーターとして認定する団体と連携し、学習等の支援に取り組んでまいります。

○高花委員 いじめ防止等対策委員会から提示された提言を踏まえ、その取組として、市長部局にいじめ防止対策推進部を設置したこと、市長部局と教育委員会が一体となっていじめ対応をされていること、そして、昨年9月のいじめ問題再調査委員会からの29項目の提言を踏まえ、1つ目に、専門的知見を活用し、体制整備をし、令和7年度には精神科医をはじめとしたアドバイザーをつける、そして、2つ目に、不登校児童生徒への支援をやっていく、これらを併せ、不登校支援に民間の団体とも連携して取り組んでいくということでした。

旭川モデルも1年1年進んでいくのかなというふうには思いますけれども、実は、私は平成25年に福岡市に視察に行きました。いじめのないまちづくりの取組について伺ってきたんですが、福岡市も、教育委員会も含めて、いじめプロジェクトとして様々な取組をしていました。

いじめを認知するために月に1回のアンケートを実施しております。それは無記名式です。いじめが発覚した場合は記名のアンケート。本当に細かいんですね。現場の学校は大変かもしれません。でも、早期発見のためには必要なものであるとも思います。

で、教育委員会としては、いじめが認知できて、教育委員会に上がってくる学校はいい学校と受け止めているんです。いじめは見えないところで起きていることがあることから、教育委員会への報告があるということはいいい学校なのだという認識で取り組んでおりました。

今、旭川モデルができて、各学校からいじめの報告が上がってきておりますが、それを大変だと受け止めるのではなくて、福岡市の教育委員会のように、上がってくる学校はいい学校なのだと受け止めてこれからも取り組んでいくべきではないかなというふうに私は思っております。

福岡市のすばらしかったのは、児童生徒が主体となって、いじめゼロサミット2013というサミットを開いているところで、1千100名が参加したそうです。あくまでも児童生徒の主体的な取組で、福岡市の女子高をお借りして行って、教職員、PTA、保護者、多くの方が来られ、立ち見が出るほどだったそうです。

これは何のためにやったかという、子どもによる子どものためのサミットに大きな意味があるのだということからで、教育委員会が考えて、児童生徒の主体性を持って、そして、そこでいじめゼロ宣言文というのを発表したんですね。これは全国でもなかなかない取組かなというふうに思いますけれども、このいじめゼロ宣言文というものも子どもたちが考えてやったそうです。

また、福岡市の教育委員会は、福岡市「思いやりパスポート」という冊子を作ってしまして、小

学校編と中学校編があるそうなんです。それには、いじめられたらどこに相談するのか、いじめを見たらどうすればいいのかということを書いているそうです。

当然、専門的な人も中にはいるそうなんですけれども、このサミットと冊子が非常に好評で、ぜひ、今度はサミットを小さい単位の地域で開催してほしいというお声もありました。

平成25年から福岡市ではこうした様々なことに取り組んでいることが分かりました。かつ、道徳教育の推進事業についても進めています。

福岡市が特に注目したのは小学校5年生、6年生、中学校1年生の接続期で、その間の段差を乗り越える力をつけていくことが大事だという発想から、この時期を特に重要視して取り組まれました。

内面から心を育てることが大事だ、いじめはしないという行動の面からの教育が必要だと。福岡市は、教育を、共に育てるで、共育と呼んで力を入れておりました。これは、柱を立てているんですけど、10年先、20年先を見据えた教育方針でした。でも、難しいことじゃないんです。

学校では心を育てる場所、家庭では挨拶ができること、当たり前のことが当たり前になるということ、地域では、地域行事に参加する子どもが少ないことから、触れ合いはもちろん、自分たちで考え、地域で考えていくということは必須だという三位一体的な取組に平成25年度から道徳教育において力を入れているということで、非常に私は感動いたしました。

あわせて、いじめ不登校・ひきこもり対策支援事業というものがあまして、このことについても聞いてきました。それに取り組むのは、不登校を生まないための取組が大事だということで、中学校1年生の少人数学級を実施していました。

不登校の多い中学校には、hyper-QUアンケートというのがありまして、これはある方が考えられたものなんですけれども、そういったアンケートも実施して、小中連携教育の推進、不登校児童生徒への対応、不登校の対応教員の配置、そして、校内適応指導教室といって、これをステップルームと呼んで、スクールカウンセラーを設置しながら取り組まれていました。本当に重層的だなという印象を受けます。このように様々な地域でそれぞれのモデルでやっているわけなんです。

そういった中で、今回、旭川モデルというのを進めているわけなんですけれども、ここで突出して大きいなと私が思っているのは不登校児童支援です。いじめ防止対策推進部ではいじめによる不登校の児童生徒に関わる部分が大きいというふうに思います。

学校教育部といいますか、教育委員会としては、いろんな不登校の子たちに対応されていると思います。この両部局が不登校支援を進めていくということで今以上に重層的にしてほしいというふうに私は思います。

そして、私は何度も代表質問でも言わせていただきましたが、岐阜市のお話をさせていただいております。

岐阜市はオール岐阜で取り組むということで、誰が見ても分かりやすいような相関図のようなものを作っておりまして、この相関図的なものが旭川市にはないなということを私は危惧しております。

岐阜には、かけがえのない大切な一人一人というのがど真ん中にあって、誰もひとりぼっちにさせないと。そういったことで、いじめ対策監があり、いじめの未然防止があり、各種の研修の充実があり、早期発見があり、そして今度は、その土台の部分で地域の方へ、保護者へ、子ども、先生

へっという。この岐阜市も、生徒会サミット宣言というのをやっているんです。

いじめには、いろんな子がいます。いじめる子、いじめられる子、いじめを傍観する子、そういった子たちの一人一人を絶対に見逃さないということで取り組んでいるのがオール岐阜での取組で、これを私は2022年に視察して、いろんなお話を伺いました。

旭川市には、この部分について、どうもはっきりしないところがあるなということを私は感じておりますので、この後、質疑をしていきたいと思っております。

いじめ防止対策「旭川モデル」で中心としている思いはどういったものなのか、伺います。

また、令和5年度の旭川モデルの取組の成果についても併せて伺います。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 本市では、二度と同じ過ちを繰り返さないという思いの下、いじめ問題の再発防止の徹底を図るために、令和5年4月から市長部局にいじめ防止対策推進部を新設いたしまして、学校、教育委員会と市長部局が一体となって対応を行う旭川モデルの取組を開始したところです。

令和5年度におきましては、専門職を配置した相談窓口の開設や道内初導入のチャット相談等の多様なツールの活用によりまして相談しやすい環境の整備を行ったところでございまして、相談件数が前年度比で約50倍と大幅に増加したところでございます。

また、学校では、疑いを含むいじめ事案の全件報告、そして、困難ケースの即時報告への取組によりまして、いじめの認知件数が前年度比で3.6倍と大幅に増加するなど、いじめ見逃しゼロの徹底を図るとともに、困難ケースの対応に当たりましては、緊急支援チームを延べ65校に派遣いたしまして、迅速な初動対応を図るなど、いじめの長期化、重大化防止の取組を進めてまいりました。

さらに、いじめ防止対策推進条例の制定でございまして、いじめ防止基本方針の全面改定など、本市のいじめ防止対策の推進に関わる基本的事項の策定を進めたところでございます。

令和6年度におきましては、令和5年度の取組を継続することに加えまして、地域との連携によるいじめ防止対策の推進のために、地域の民生委員・児童委員や大学生、あるいは、フリースクール等の不登校支援を行っている団体などを対象といたしたいじめ防止対策出前講座を実施いたしまして、186人が受講したところでございます。

また、この講座を受講した8団体をいじめ防止・青少年育成サポーターとして市が認定したところでございまして、今後は、このサポーターの認定団体と連携しながら子どもの見守りを、また、令和7年度からは不登校児童生徒の学習等の支援に取り組む考えでございます。

○高花委員 令和5年度は相談件数が前年度比で50倍とのことで、職員は大変だったのではないかなと思います。

今、御答弁の中でいろいろありました。緊急支援チームを65校に派遣したと。また、いじめ防止対策の出前講座を実施し、186人が参加したと。そして、8団体をいじめ防止・青少年育成サポーターとして認定したと。これらの内容について伺ってきたいと思います。

まず、緊急支援チームとはどういったチームなのか、出前講座の講師はどなたがやったのか、あわせて、サポーター8団体というのはどういった団体なのか、伺います。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 まず、緊急支援チームについてでございますけれども、この構成につきましては、いじめ防止対策推進部の主に相談支援を担っているいじめ

対策支援員、正職員の事務職員、教育委員会の学校教育部いじめ対策担当の指導主事、または、教員経験者のいじめ対策コーディネーターの3名編成で学校訪問を行っております。

次に、出前講座について、講師は誰が担当のかというところでございますけれども、いじめ防止対策推進課の職員が講師を担っているところでございます。

我々はこども家庭庁のモデル事業を令和5年度から受託しておりますけれども、その中の専門機関である公益社団法人子どもの発達科学研究所の伴走支援があるということで、我々もいろいろな助言、サポートを受けております。その中で、いじめ専門相談員養成講座を職員が受講しております、この講座を修了し、いじめ専門相談員の認定を受けた者が講師を行っているということでございます。

次に、サポーターの8団体はどういった団体かということでございますけれども、現在、サポーターとして認定している団体につきましては、大学のゼミ、ボランティアサークル、不登校支援者の会や親の会、フリースクール、あるいは、子どもの居場所の運営団体となります。

○高花委員 本当にいじめ防止対策推進部では、自らが講師となったり、令和5年度にいろいろとされてきたのだなということが今よく分かりました。

それでは、それだけ頑張ってきていたいじめ防止対策推進部でございますけれども、どういった課題が見えてきたのか、伺いたいと思います。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 これまでの旭川モデルの取組の中でいじめ防止対策推進部に寄せられた相談の多くは、いじめの重大事態として認定された事案や複合的な要因により対応が長期化する事案等の解決困難事案であり、その多くは不登校が関係しております。

また、こうした困難事案の多くは、いじめや不登校の要因、背景に児童生徒の対人関係の課題や学校不信等が関係しており、いじめ事案への適切な対応に加え、こうした要因や背景にある2次的な課題への対応が必要であると捉えております。

○高花委員 2次的な課題への対応だということが今分かりました。それに対してもきっといろいろな手当てをしてくださっているのだというふうに思います。

では、令和7年度は、課題を踏まえ、どういった取組をしていくのか、伺いたいと思います。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 課題を踏まえた取組についてでございますけれども、いじめや不登校の要因、あるいは背景といたしまして、児童生徒の対人関係の課題、あるいは、保護者の学校不信等が関係している場合につきましては、再登校でありますとか、教育支援センター、ゆっくらすといった既存の支援につながるものが難しいものも多いというふうに捉えてございます。

そのため、こうした児童生徒に対する支援の充実を図るために、市がいじめ防止・青少年育成サポーターとして認定いたしましたフリースクールを運営する団体、あるいは、大学生のボランティアサークル等と連携いたしまして、学習などのサポートのほか、例えば、卓球やバドミントンなどといった軽スポーツを取り入れた交流等の支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

○高花委員 青少年育成サポーターとして認定したフリースクールというのが新年度からの新しい取組でもあると思います。フリースクールは無料ではなく、有料です。金額は様々であると思いますが、フリースクールの大体の月額料金は分かりますでしょうか。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 私どものほうで相談窓口を持っております

ので、そういった対応の中で把握している情報の範囲内でお答えをさせていただきますけれども、フリースクールの運営主体がどういった主体か、あるいは、開設日数、また、フリースクールの学習を学校の出席扱いにするかどうかなどで異なりますけれども、月額5千円から高いところで4万4千円というようなところもあるというふうに承知しているところでございます。

○高花委員 フリースクールの月額利用料にはすごく幅があるということが分かりました。なかなか通えない場所もあるのではないかと。そうすれば一か所に集中する可能性も出てくるのではないのでしょうか。それはそれで、本当に民間力といいますか、民間の団体の方には御足労をおかけするかもしれませんけれども、協力をしていただく以外ないのかなというふうに思います。

以上で、いじめ防止対策推進部の質問は終わります。

不登校支援のことについてでございますが、今、フリースクールは月額のお金がかかるということが分かりました。唯一、無料なのが教育支援センター、ゆっくらすであります。というのは、私としては、不登校になったりひきこもりになったときの成績の評価、認定を心配しております。中学校の不登校は高校進学に関わってくるということを以前にも言いました。

現実、不登校になった保護者から相談がありました。何とか学校にも行ったりとかして修学旅行も行けたのだけれども、今回、高校進学に当たり、成績評価が1だったと。これがどうしようと思う部分だと思いますし、学校へ行けることだけが目的ではなく、行けなくても、どうやって進学に影響がないようにしていくのかということを考えて取り組んでいくことも旭川モデルでの重要な視点じゃないかなというふうに思っております。

そこで、不登校の児童生徒に対してフリースクールで行われる支援というのは在籍校の出席扱いとなるのかです。

先ほど、いじめ防止対策推進部からは、出席するかどうかによって、学校の出席扱いの有無などで異なりますけれども、月額5千円から4万4千円かかるという御答弁をいただきました。フリースクールに通う中での出席扱いというのはどのようなになっているのか、伺いたいと思います。

○山本学校教育部学務課長 児童生徒の出席の取扱いにつきましては、国の通知を踏まえ、教育支援センター、ゆっくらすや子ども総合相談センター、児童相談所などの公的機関において相談や指導を受けた場合は出席扱いとすることができることとしております。

また、フリースクールなどの民間施設において相談、指導等を受けた場合や自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合につきましても、一定の要件を満たした場合は校長の判断により出席扱いとすることができることとしております。

○高花委員 分かりました。

それでは、本市の令和7年度不登校対策に関わっての新年度予算と概要について伺います。

○末木学校教育部次長 不登校対策に関連した事業は、教育支援センター運営費と校内教育支援センター推進費がでございます。

教育支援センター運営費は、不登校やその傾向にある児童生徒に対し、心の居場所づくりや学校への登校再開に向けて、通所児童及び保護者への支援を実施することを目的として教育支援センター、ゆっくらすを運営するものであり、令和7年度の予算額は1千556万3千円となっており、その内訳は指導員の報酬及び通勤手当等として1千466万8千円などとなっております。

校内教育支援センター推進費は、教室に入ることが難しい児童生徒の居場所となる校内教育支援

センターを設置し、学習への不安や友人関係のトラブルなど、様々な要因により教室に入りにくいと感じている児童生徒等への支援を充実することを目的としており、予算額は５８３万２千円となっており、その内訳は、校内教育支援センター職員の報酬及び職員手当として５６８万円、通勤手当等として１５万２千円となっております。

○高花委員 不登校対策関連については約２千１００万円の予算を本市としては組まれているということが今分かりました。

先ほど、フリースクールに行った場合の出席扱いに関しても、一定の要件を満たした場合と校長の判断により出席扱いとなるという御答弁をいただきましたけれども、その一定の要件というのは一体どういうものなのか、伺いたいと思います。

○山本学校教育部学務課長 本市においては、不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係るガイドラインを定めて各校に周知しており、フリースクールなどの民間施設において相談、指導等を受けた場合については、その相談、指導等が保護者と学校との間に十分な連携協力関係が保たれた中で行われ、当該児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、児童生徒が自ら登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるよう、個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合に相談指導を受けた日数を出席扱いとすることができるとしております。

○高花委員 つまり、児童生徒、そして、学校との十分な連携が図られていることが前提だということだと思います。それに相談指導を受けた日数を出席扱いとすると。

これは文部科学省で決められている内容ですか、本市独自のものですか、伺います。

○山本学校教育部学務課長 基本的には、国の通知を踏まえて、本市で定めているものでございます。

○高花委員 あまりにも全国で不登校件数が多いので、文科省から出席扱いを考えていきなさいよという通達が出されたのだと思います。そして、今言われたのは本市で考えた内容ですね。

では、何日以上出席があれば成績評価に影響しないというような基準はありますか。

○末木学校教育部次長 成績評価に関わりましては、当該学年の学習内容が身についているかどうかということもございますので、出席が何日だから、欠席が何日だからということで学習評価を判断するというにはなっていないところでございます。

○高花委員 学習評価をするのには若干ハードルが高いという印象を受けております。

例えば、不登校の児童生徒が学校以外の学びの場で学習した場合などの成果があっても、当然、学校は分からないというふうに思います。それを学校の評価に反映することというのはできるのでしょうか。

○末木学校教育部次長 学校は、ゆっくらすなどの公的機関やフリースクール等の民間施設、ＩＣＴ等を活用した自宅等における学習について、その計画や内容が自校の教育計画に照らして適切と判断される場合など、文部科学大臣が定める要件を満たした場合には当該学習の成果を自校の学習評価に反映することができることとなっております。

○高花委員 では、学校の評価に反映できる国が指示した要件について具体的に伺います。

○末木学校教育部次長 不登校の児童生徒が欠席中に行った学習の成果を成績評価に反映するためには、まず、学習の計画、内容が当該学校の教育計画に照らし適切と認められること、学校と保護者、当該施設等の間に十分な連携協力体制が保たれるとともに、学校において学習活動の状況等を

定期的かつ継続的に把握していること、学校が訪問指導等により児童生徒の状況を定期的かつ継続的に把握するとともに、適切な関わりを維持するよう留意していることの文部科学大臣が示す3つの要件を全て満たしている必要がございます。

○高花委員 3つの要件を全て満たす必要があると。学校が訪問指導したり、定期的、継続的に把握することが大事で、学習の計画内容が教育計画に照らして適切だということですが、非常にハードルが高いと思いませんか。

昔は今のようにはオンラインというのがなかったですから、不登校児童生徒の様子は対面式でなければ状況が分からないことが多かったと思います。でも、今はタブレットがありますし、オンライン環境もあって、その状況が非常に見やすくなっているところもあると思います。それでもなかなか思うように復帰できないことがあるわけです。

3つの要件を満たすのは非常に厳しいけれども、実際に3つの要件を満たして成績評価に反映された不登校児童生徒は何人ぐらいいらっしゃるかは分かりますか。

○末木学校教育部次長 不登校児童生徒の中の学習評価の結果については教育委員会では把握していないところでございますけれども、個別の案件について、例えば、そういう協力体制がきちんと築いていて、それがきちんと成績評価につながったという案件は我々の課が連携している案件についても何件かあったところでございます。

○高花委員 非常に少人数であるということが分かりました。

先ほども言いましたけれども、私がずっと不登校に関わってきたお子さんは、高校に行きたい、公立高校に行きたい、でも、成績が非常に心配だと。その中で最終的には評定がオール1になってしまったと。学校に行っていれば、出席していれば、オール1になるということはないと私は思うんですけど、そこら辺について教えていただけますか。

○末木学校教育部次長 これまで、各学校においては、令和元年10月の文部科学省通知に示された基本的考え方を踏まえまして、不登校児童生徒の学習の状況を把握し、その計画や内容が自校の教育計画に照らして適切と判断された場合は、学習評価を適切に行い、事例全てを保護者に示してきております。

また、不登校児童生徒の増加に伴い、学校外の機関等で支援、指導を受けたり、先ほど委員からお話がありましたが、自宅でICT等を活用した学習を行ったりする児童生徒も増えてきておりまして、こうした中、不登校児童生徒の努力の成果の適切な評価を促進するため、国において、令和6年8月に学校教育法施行規則が改正されまして、先ほど答弁した3つの要件が法令上明確化されたところであります。

各学校においては、自宅等で自ら懸命に学習を続けている児童生徒に対し、3つの要件を踏まえた適切な学習評価が可能となるよう、保護者との連携協力体制を築きながら児童生徒の支援を行うことが大切になるものと考えております。

○高花委員 国では、昨年8月、約半年前に法律が変わって、このようになってきたわけですがけれども、学習評価が出てくるのは今後の取組になると思います。でも、本来、旭川モデルと言っている以上、もっと重層的に支援していく必要があると私は思っています。

今回、これを入れたということは評価しておりますけれども、そう簡単にはなかなかいかない部分があるでしょう。しかも、対面ではなくても、今、ICTが活用でき、令和3年度から1人に1

台の端末が整備されて、出席扱い、学習評価に影響があるものと私は思っていたんですね。

タブレットを配付する前より、対面式が可能になってきている分、成績評価への反映は少しアップしているんじゃないかというふうに思っていたんですが、必ずしもそうではないような雰囲気なのですね。

では、タブレット端末が整備されたことによって、不登校になられた児童生徒の出席扱い、学習評価への影響というのはどれほどあったんでしょうか。

○末木学校教育部長 1人1台端末の整備により、オンライン会議システムを活用しまして、学校の授業を不登校児童生徒がリアルタイムで視聴し、自分の考えを送信するなどして授業に参加したり、教職員からの遠隔による個別の学習指導を受けること、不登校児童生徒がオンライン教材を活用した学習を行い、その成果を教職員が見取ることができるようになるなど、成績扱いの判断や不登校児童生徒の学習内容を学校の評価に反映させることができるケースが増えてきているものと認識しております。

先ほど私がお答えした答弁の中で数件と言いましたが、あくまでも保護者から相談のあった件でして、実際には一定程度はICTも活用しながら学校の中で評価が進んでいると認識しております。

そういった中で、今後も、ICTを効果的に活用するなどしながら、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた学習支援やその見取りを行いますとともに、児童生徒の努力の成果について積極的に評価を行うことができますよう取組を進めてまいりたいと考えております。

○高花委員 今、過去最高の585人という不登校児童生徒が旭川市にはいるという状況です。

実は、2022年、不登校児童生徒支援についてということで大阪市を視察させていただきました。大阪市には教育支援センターに適応指導教室というところがありまして、コロナ禍で非常に深刻な状況であるんじゃないかなというふうに思い、視察させていただいたんです。

この支援センターには、水谷先生という夜回り先生がいるぐらいで、決していじめだけが問題で不登校になっているわけではない、非行に走る児童生徒もいるということで個人的な動きをさせている方もいらっしゃいましたけれども、大阪市には3か所の支援センターがあるんですね。

そして、何と、大阪市の令和2年度の不登校児童数は、びっくりするんですが、小学校が349人、中学校が623人、合わせると1千人を超えるんですね。全国平均よりも高い数字である、これは何とかしなきゃいけないということいろいろ考えられたそうです。

そこでは、教員を目指す学生が学習支援ボランティアとなり、必要に応じて支援してくれるんです。旭川市には教育大学もありますし、旭川市立大学もあります。大阪市では、学生が必要に応じて支援をしてくれる、そして、体験的な活動としてキャリア教育も実施する、さらには、ICT端末を活用して、在籍学校の授業の進み具合に合わせた学習支援もしているのです。あと、スタッフがとても充実しているんですね。それは、不登校特例校だからです。今は学びの多様化学校という名前に変わりましたが、これが大阪市のすごく充実していた内容でした。

旭川市ではゆっくらすしかイメージが湧かないと思いますが、私はここで話を聞いたとき、大阪市のセンターでは大塚家具を入れているんですね。そして、来られた不登校児童生徒の方たちは、好きな椅子に座って、スマホやタブレットで好きなものを見て、また、学習するコーナーはパーティションをして対面で授業したり、すごくいい環境なんですね。何で大塚家具を入れたんですかと聞いたら、雰囲気をよくするためということで、これが大事だなと思いました。

私は、昨日、大雪クリスタルホールについて、照明がちょっとムーディー過ぎると言いましたけれども、教育支援センター、ゆっくらすこそムーディーにすべきだというふうに私は思うんですね。決して大塚家具を入れればいいということではありません。

ただ、私が視察した福岡市も大阪市も、旭川市にはゆっくらすというのがあるんですと言ったら、どちらの市の教育委員会の方からもすてきな名前ですねというお褒めの言葉をいただきました。ゆっくらすという名前は本当にいいんだと思います。

ところが、どうですか。行きますと、とてもゆっくりできるような状況じゃないような気がするんです。全然名前負けしているかなって、思いませんか。

知り合いの不登校になったお子さんも保護者もゆっくらすへ行きたいとは思えないと言うんです。ここに幾ら予算をつぎ込んだとしても、視覚に入る部分で、昔よりは明るくなりましたよ。ちょっと黄色や赤色が増えましたが、まだ名前負けしているんです。

不登校の質問をさせていただいたら、皆さんはゆっくらすを必ず出されますよね。ここがあるからよしとしているわけではないと思いますけれども、ここを筆頭に、無料ですから、有料の民間とは違いますから、やっぱり、ここに多くの方たちに来ていただけると本当に願ったりかなったりではあると思いますけれども、どうしてもあの雰囲気はゆっくりできる環境ではありません。

そういったことを考えますと、今後の不登校児童生徒への支援の在り方と教育委員会の認識、あわせて、ゆっくらすのこの環境。四季折々の風景、また、常磐公園が見えること、そして、近くには図書館があるということはいいい部分かもしれません。でも、もしかしたら、中心部ですけども、買物公園沿いにあったほうがいいかもしれませんし、旭川モデルとして、ゆっくらすがあのままでもいいのかと私は心配しておりますけれども、そういったことも含めて、今後の取組について伺いたいと思います。

○野崎教育長 ただいま、ゆっくらすは名前負けしているのではないかというお話がありました。確かに明るい雰囲気ではないのかなというところはありますが、ゆっくらすにつきましては、中心部ということで、市内全域から通えるという意味では利便性が高いと。

また、今お話にもありましたように、公園の近くにありまして、美術館や図書館などの文化施設もあるということ、さらに、市が所有している建物であるということで、お金の話になりますけれども、賃借料もかからないというところがあります。そして、利用できる部屋も多く、個別指導や教育相談の実施に適しているということで常磐館の中に置いているところであります。

現在、通所している児童生徒からは、公園や文化施設の利用を喜ぶ声のほか、広い部屋と狭い部屋それぞれがありますけれども、非常に使いやすいというような声も聞かれているところであります。しかし、確かに相当老朽化しているところではありますので、通所している児童生徒がゆとりのある空間の中でゆったりとした気持ちで生活できる環境となるように引き続き配慮していきたいと思いますし、移転については、施設そのものが老朽化していることも踏まえながら、状況に応じて検討していきたいというふうに考えております。

○高花委員 ありがとうございました。

ゆっくらすはあのままだといけないと思いますので、ぜひ予算も場所も含めて、全国から旭川モデルを見に来たときにゆっくらすを見せられるかということも踏まえ、今後検討していただきたいと最後に指摘しまして、私の全ての質疑を終わらせていただきます。

○高橋紀博委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時47分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○中村みなこ委員 それでは、よろしくお願いいたします。

私からは7つを予定しておりますが、午前中に5つまでは行きたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、保育センター、保育に関係した質疑をさせていただきます。

市政方針において、本年4月から保育センターの運営を開始するとの説明がありました。

改めて、保育センターとはどのようなものなのか、概要をお示してください。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 旭川市保育センターは、令和4年5月に策定した旭川市の保育と市立保育所の在り方に基づき、本市における今後の保育行政の中核的な役割を担うため、令和7年4月から新たに運営を開始するものであります。

保育センターでは、保育を必要とする全ての子どもと保護者に最適な保育を提供できる環境の実現を目指し、現在、こども育成課が実施している幼児教育、保育に関する事業の一部を再編成するとともに、市全体の保育水準の向上、保育のセーフティーネット、地域の子育て支援の充実に取り組むこととしております。

保育センターには、保育の推進に係る事業の企画立案や指導監査等を行う事業担当を新たに設置するほか、神楽保育所を保育担当に位置づけ、公立認可保育所として自ら保育を提供するとともに、保育のセーフティーネットや保育に係る支援の充実に取り組んでまいります。

令和7年度予算におきましては、会計年度任用職員の看護師の任用に係る費用、また、研修参加及び実施に係る費用として360万5千円を計上しており、特別支援保育事業補助金、医療的ケア児保育支援費、保育士確保事業費など、関連するその他の事業と併せまして保育センターとしての取組を推進してまいります。

○中村みなこ委員 保育のセーフティーネットに取り組むとのことですが、具体的にどのような取組を行うのでしょうか。

医療的ケア児や特別支援保育への対応と併せて考え方を伺います。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 保育のセーフティーネットにつきましては、具体的な例で申し上げますと、障害児や医療的ケア児を含む特別支援保育の利用を希望している場合におきまして、利用希望者と施設の双方に対して必要な協議、調整等を行い、希望する施設の利用につながるよう支援してまいります。また、入所支援を経てもなお民間施設での受入れが困難な場合につきましては必要に応じて保育担当を担う神楽保育所において直接受入れも行なってまいります。

そのほか、特に利用に当たり手厚い確認や調整が必要となる医療的ケア児につきましては、昨年4月に設置された医療的ケア児等総合相談室や医療機関などの関係機関との連携を強化し、神楽保育所のほか、民間施設での受入れも含めた支援体制の構築を進めてまいります。

○中村みなこ委員 受入先が見つからないですとか、希望の施設を探し回るですとか、これまで課

題とされていたところが改善されると思われますので、その辺りには大いに期待したいと思っております。

これまでの説明では、事業部門と保育部門を一体的に配置するような話だったと思います。その点はどのように整理されたのでしょうか。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 令和5年7月の子育て文教常任委員会でお示した保育センター（仮称）の取組及び組織等の概要では、保育部門のノウハウを市内全域に波及させていくためにも事業部門と保育部門を一体的に配置することが望ましいと整理していたところであります。

しかしながら、神楽保育所、近文保育所ともに事務スペースが狭隘であるため、事業部門の同所内に配置する場合は施設の増改築が必要となり、多額の財政負担が生じるほか、こども育成課の既存係が担当する保育所入所等の手続等の関係及び連携面も考慮しまして、事業担当を総合庁舎3階の子育て支援部フロアに配置することとしております。

なお、両担当が分離配置されることとなりますが、事業部門にも保育士を配置することとしていますことから、円滑な連携が図られるものと考えております。

○中村みなこ委員 それでは、保育センターのほかに、子育て支援部には、子ども総合相談センター、愛育センター、こども家庭センターなど、多くのセンターがあります。市民といいますか、利用者目線では分かりにくさもあるのではないかと感じております。

おやこ応援課のw a k a ・ b aのように覚えやすく親しみを持ってもらいやすい愛称をつける予定はないのでしょうか。また、保育センターは新たな取組となりますが、利用者や事業者をはじめ、関係者にどのように周知していくのでしょうか。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 保育センターの名称は、旭川市の保育と市立保育所の在り方において仮称として使用してきており、本市の保育行政の中心的役割を果たしていくことを端的に表していることから、引き続き使用することとしたところであります。

委員が御指摘のとおり、子育て支援部内に多くのセンターがあることは承知しておりますことから、他のセンターと混同されないよう、ホームページや子育て支援部が毎年作成している子育てガイドブックへの掲載、幼児教育・保育事業者への文書連絡等を通じて機能や役割を周知してまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 市民から直接関わる施設、機能ではないということで、愛称までは必要ないということで理解いたしました。しかし、保育センターは、市民からしても頼れるセンターとなると思われますので、その辺りをPRしながら周知を図っていただきたいと思います。

さて、保育士不足は全国的にも見られる問題となっています。本市における保育士の状況をお伺いいたします。

早期退職や離職状況はどのようになっているのでしょうか。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 市内の保育・幼児教育施設における保育士等の退職状況につきましては把握をしていないところではありますが、昨年11月に市内の保育・幼児教育施設を対象に実施した保育士確保に関するアンケート調査によりますと、回答があった75施設のうち、48施設が保育士確保が必要と回答しており、依然として保育士不足の状況があると考えております。

○中村みなこ委員 保育士確保の対策として保育士宿舍借り上げ支援事業が行われています。

保育施設の方のお話では、保育園に地方の方から宿舍借り上げ支援についての問合せの電話が直

接入することもあると聞いております。大変人気のある魅力的な事業だと改めて感じているところです。若い保育士の経済的な負担軽減策であり、早期離職の防止につながっている事業として効果が発揮されていると理解しております。

また、保育士イメージアップ事業にも取り組まれています。その効果をよく分析して、より効果的にイメージアップにつなげられるように進めていただきたいと思います。と思っています。

それでは、次の質問です。

かつて待機児童問題が全国的にクローズアップされていましたが、現在では大分改善されてきていると思っています。本市においても年度初めの待機児童数はゼロが続いておりますし、10月時点では7人となっていました。しかし、その一方で、ゼロ歳児を中心とした年度当初の定員割れが問題とされてきております。

ゼロ歳児の定員と入所状況について、年度当初と年度途中でどのような差があるのかをお示しく下さい。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 市内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業におけるゼロ歳児の定員及び入所状況につきましては、令和6年4月1日現在では、99施設、736人の定員に対し、入所児童数は262人、定員充足率が35.6%でしたが、同年10月1日現在では、98施設、730人定員に対し、入所児童数616人、定員充足率84.4%と増加しております。

○中村みなこ委員 年度初めは35%しか埋まっていなかったものの、10月には84%になったということで、年度途中でどんどん埋まっていく状況が分かりました。

これは、育児休業制度の充実などによるものとも考えられ、育休明けの時期のタイミングでゼロ歳児の入所が決まるから、どうしても年度途中の入所が多くなるわけです。しかし、ここで問題となるのが保育士の確保です。保育士不足の状況の中、途中入所があるから新たに職員を採用しようといっても見つからないのです。

ですから、保育施設では、子どもはいないんだけど、年度初めから保育士を確保しております。定員が埋まるまでの間の人件費は各施設で捻出せねばならず、大変苦慮している現場の実態がありますが、これについて認識されているのでしょうか。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 出生数の減少や育児休業制度の充実といった社会環境、また、子育て意識の変化などにより、多くの施設で年度当初におけるゼロ歳児の入所が定員を下回っており、年度途中のゼロ歳児の利用増加に備えて、年度当初から保育士を確保しなければならない現状にありますことから、当該人件費が施設運営の大きな負担となっている施設もあると伺っているところでもあります。

○中村みなこ委員 年度初めから余分に保育士を確保し、途中入所に備えているからこそ待機児童を減らせているわけです。しかし、それが保育所の経営を圧迫する大きな要因ともなっています。

ほかの自治体では定員を維持するために確保している保育士の人件費に対する補助の制度があるようですが、ほかの自治体の状況についてお示しください。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 ゼロ歳児の欠員に対する補助制度の状況につきましては、令和6年11月に中核市に対しまして行った保育士加配に関する補助事業調査において、中核市では回答があった55市中3市から補助事業を実施しているとの回答があったところでもあります。

また、同時期に北海道内人口10万人以上の主要都市9市に聞き取りした結果によりますと、同

様の補助事業を実施している自治体はなかったところでございます。

○中村みなこ委員 まだ数は少ないようですが、取り組まれている自治体もあります。

旭川市でも定員を維持するために確保している保育士の人件費を少しでも補助してほしい、1人分でいい、3か月分だけでも出してほしいという声が出ております。市の見解をお聞かせください。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 定員を維持するための補助制度の創設につきましては、関係団体から要望を受けているところではありますが、保育士配置に係る既存の補助事業である保育体制充実費において、国の保育士配置基準を超えて保育士等を配置する施設に対してその経費を補助しており、年度当初に予備保育士を確保することで保育施設として安定的な運営を確保できるものと考えております。

○中村みなこ委員 保育体制充実費以外にもゼロ歳児に特化した支援が必要なのではないかと考えます。まずは実情を把握していただいて、検討していただければと思います。

次に、人手不足の件です。

年度途中の保育士の産休、育休に伴う人手が確保できないと聞いています。産休、育休に伴う意向調査の後の変更により、急遽、人手不足になるときもあって、派遣に頼る場合もあると聞いています。このような状況をどのように受け止めているのでしょうか。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 先ほど申し上げましたアンケート調査によりますと、保育士の確保が必要な理由について回答があった75施設のうち、32施設が職員の休暇取得の向上や業務負担の軽減を図るためとしております。また、24施設が退職、育休等による職員数の減少と回答しているところであります。

そして、人手不足への対応として、人材派遣や、いわゆるスキマバイトアプリによるサービスを活用している施設があるとも承知しておりまして、一定数の施設が職員の休暇取得等に対応するための人材確保に苦慮しているものと認識しております。

○中村みなこ委員 保育の現場にも人材派遣、スキマバイトが活用されていることに大変驚きました。各保育施設にはそういう業者からの宣伝チラシがどんどん送られてくるとも聞いております。しかし、費用が高いそうですし、保育の質が保障されているのかなとちょっと心配になります。それでも、背に腹は代えられず、利用するしかない状況に何らかの手だてはないのかなと思うところ です。

さて、特別支援保育についてお聞きします。

人手不足の問題だけでなく、知識や経験の不足により受入れができなかったり、受入れ後も対応に苦慮しているという話を聞きます。ほかの自治体では保育士等による巡回支援を行っているという話も聞いておりますが、旭川ではどのような対応を行っているのか、お伺いします。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 心身に障害等がある児童の保育利用に当たりましては、利用を希望する施設の利用調整を踏まえ、入所後の円滑で安全な利用環境を確保するため、集団保育の可否や支援の必要性を判断する保育観察を行っており、必要に応じて受入れ施設への保育士の追加配置に係る費用補助など、必要な支援を行っております。

また、おやこ応援課では、保育士等の相談員が保育所等を訪問する子ども巡回相談を実施しており、保育における子どもの発達、発育に関する保護者の悩みや心配事に対し、当該施設の保育士からの聞き取りや児童の観察を踏まえ、保育や家庭における接し方、支援方法などのアドバイスを

っております。

○中村みなこ委員 特別支援事児童を含め、支援が必要な児童に対し、現在も保育観察や巡回相談を行っていることは分かりましたが、要請があったときだけではなく、定期的に巡回を望む声もあります。また、先ほどのような急な保育士の欠員時の対応などにも新たに運営を開始する市内全体の保育を多方面からサポートする保育センターができることがあるように思います。

保育センターの取組として考えていることはあるでしょうか。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 特別支援児童や支援が必要な児童の受入れにつきましては、施設によっては知識や経験が十分でないこと、人員配置や環境設備等の問題から受入れに係る制限や受入れ自体を断らざるを得ない状況が生じる場合もあるため、保育センターにおいては、庁内外の関係機関とも連携しながら、必要に応じて施設を訪問し、保育の方法や受入れ体制に係る相談対応や助言を行うほか、状況により保育士等を一時的に派遣するなど、利用児童と保護者及び施設の双方をサポートする体制について検討してまいります。

○中村みなこ委員 保育に関連する課題はいろいろありますし、なかなか解決できないこともあります。

そんな中、保育センターが運営を開始し、利用者、保育・幼児教育事業者、保育士にとっても様々な効果があるものと期待しているところです。そして、課題解決に当たり、保育センターの機能をうまくかみ合わせていける可能性はまだまだあると感じております。

それでは、最後に、保育センターとこれらの課題解決との関連性、今後の旭川の保育について、市の考えを伺います。

○向井子育て支援部長 保育センターの設置に関わりまして、保育士不足、または、支援が必要な子どもの受入れなど、現場における様々な課題につきまして御指摘をいただきました。また、私どものほうでも、直接保育所や幼稚園などの団体から、そうしたお話をお聞きしているところでございます。

保育を取り巻く多くの課題につきましては、行政をはじめ、利用者である子ども、保護者、保育・幼児教育事業者、保育士とでそれぞれが持つ不安や困り事を共有し、しっかりと連携していくことが必要であるというふうに認識をしているところでございます。

民間事業者の支援につきましては、先ほど課長からも御答弁をさせていただきましたが、支援が必要な児童の受入れに係るサポートなど、保育の現場を意識した取組を進めていくほか、さらなる対策の強化に向けて他の自治体の事例調査等も行っております。

また、保育士等の人材確保でございますが、これまでは新卒者へのアプローチを行ってまいりました。これにつきましては引き続き実施をしていくほか、さらに、幅広い人材の確保に向けて、国の資料等では、資格を持ちながらも保育園や社会福祉施設等に就業されていない方、いわゆる潜在保育士は6割程度いるというようなお話もございますので、潜在保育士の確保も念頭に置き、これまで実施してきた進学、就職のための相談説明会について、より効果的な事業内容となるように検討してまいります。

新たに新年度に設置する保育センターが保育・幼児教育に関するハブとなり、行政と利用者、事業者、保育士、幼稚園教諭を有機的かつ効果的につなぐことで市全体の保育水準を向上させ、保育を必要とする全ての子どもと保護者に最適な保育を提供できる環境の実現に向けて各種取組を進め

てまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 以上で、子育て支援部への質問を終わります。

それでは次に、学校のＩＣＴ、タブレットの更新について伺います。

学校ＩＣＴ環境整備事業についてです。

代表質問でも取り上げられていましたが、より細かいところについて質問させていただきます。

予算概要については、昨日、笠井委員の質問でも示されておりますので、省略させていただきます。

タブレット本体のみならず、初期設定委託料からソフト関連修繕費までを合わせると１３億円近い予算が計上されております。

ただ、クロームブックになると聞きつけた現場の先生からは、今回の端末更新でなぜｉＰａｄからクロームブックに変えるのか、尋ねられました。せっかく使い慣れてきたのにと不安や不満をにじませている方もいました。変更の理由についてお示してください。

○成田学校教育部学務課学校ＩＣＴ担当課長 今回の端末更新に当たりましては、国から示されたＯＳ選択の考え方にに基づき、有識者や教職員を交えたプロジェクトチームで検討を行い、北海道の共同調達会議が実施した入札結果も踏まえ、授業での使いやすさ、学習ツールとの親和性のよさ、全国の小中学校の使用率の高さなどを評価に加え、価格も含めて総合的に判断、決定したものであります。

○中村みなこ委員 様々な観点から比較した上での決定だということは理解いたしました。決して価格だけではないということです。

それでは、ｉＰａｄとクロームブックの違いについてお伺いします。

主な違い、長所と短所について御説明ください。

○成田学校教育部学務課学校ＩＣＴ担当課長 ｉＰａｄとクロームブックの違いについてではありますが、ｉＰａｄは、持ち運びに便利で、カメラ及びペン入力機能に優れております。一方、クロームブックは、基本的にノートパソコンであり、タブレットで入力する操作などへの対応やタイピングスキルの向上を視野に入れたキーボード入力を意識する場合はクロームブックが優位であると考えております。

○中村みなこ委員 タイピングの重要性もうたわれております。タイピングスキルは個人差が大きいのが課題となっているところですので、キーボードが少しでも使いやすいのはいいなと思っております。

さて、本市ではタブレットを家に持ち帰っての活用を進めているところで、その際のタブレットの重さを懸念する声もありました。特に低学年にとっては負担になるということで、持って帰る日は教科書を学校に置いていっていいよなどという配慮がなされているわけですが、ｉＰａｄとクロームブックの重さに差はあるのでしょうか。

○成田学校教育部学務課学校ＩＣＴ担当課長 ノートパソコン型であるクロームブックは機種によって異なり、それぞれ１．２キログラムから１．５キログラムの重量があります。本市で使用しているｉＰａｄは、外づけキーボードつきケースを装着しており、両者の重さにあまり差はないものと考えております。

○中村みなこ委員 次に、何年もｉＰａｄを活用してきており、その間に作成した教材やデータ、

使い慣れたアプリなどはたくさんあると思われます。それらはクロームブックになっても引き継いで利用することはできるのでしょうか。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 i P a d で活用してきた教材は引継ぎをすることができます。一部、i P a d でしか使用できないアップルの純正アプリである表計算ソフト N u m b e r s やプレゼンソフト k e y n o t e などがありますが、代替のアプリケーションで対応が可能と考えております。

○中村みなこ委員 機器が替わることによって、また一から覚えなくてはならないことが生じると思われます。

子どもたちは覚えるのも慣れるのも早いとは思いますが、今の i P a d にも苦勞して、特に必死に習得して慣れてきたという先生方の中には今回の更新に驚きとショックを受けている方もいらっしゃるようです。

子どもや教員の負担についてどのようにお考えでしょうか。また、先生方の研修も必要かと思えます。そして、子どもたちはいつから新しい端末を使えるのかも併せてお答えください。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 機種が替わることにより、特に教員の中には戸惑いを感じる方が出てくることが想定されますが、スムーズに端末移行ができるよう、端末更新時期に合わせて教員研修を実施し、負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

更新端末の使用開始時期についてでございますが、現段階では、令和7年度に端末を購入し、初期設定を行い、令和8年度当初からの使用開始を考えております。

○中村みなこ委員 タブレット端末導入とともに不足して整備したものについて伺います。

クロームブックになることで買換えをしなければならないものがありますが、それらを合わせてもクロームブックにしたほうが安いのでしょうか。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 次期端末を変更することにより、大型提示装置に端末画面を映すための機器を交換する必要がありますが、今後、必要となる機器は、これまでのものと比較して安価であるため、総合的に考えてもクロームブックのほうが低コストであると考えられます。

○中村みなこ委員 クロームブックになって使えなくなるものとしてタッチペンやキーボードつきのケースなどがあると思いますが、次もそれを新たに買わなくてはならないのでしょうか。

また、学校が購入した附属品で、今ありましたように大型提示装置に端末画面を映す、大きいテレビ画面に個々のタブレットの画面を映し出すための機器、アップルTVのことですが、これが1つ2万円程度します。

各学校では全クラスにアップルTVを整備しているところですので、それが使えなくなってしまう、新たなものを購入しなければならなくなってしまうと思いますが、そういうものは本来なら市が整備すべきではないでしょうか。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 今回、端末更新で導入するクロームブックは、これまで使用してきた i P a d と異なり、タッチペンは本体に内蔵する仕様となっており、また、ノートパソコンという形状から外づけキーボードつきケースを購入する必要はございません。

大型提示装置に端末画面を映すための機器、アップルTVは、クロームブック導入後は使用できなくなり、その代替方法については、今後、検討が必要であると認識しております。

○中村みなこ委員 アップルTVの3分の1ほどの価格帯でクロームブック対応の同じような機能のものが購入できると聞いております。ぜひ、今度は市で整備してほしいと思っております。

さて、タブレット導入時のことを思い返すと、放課後、先生方で手分けして、頑丈な梱包から一台一台出して、並べて、初期設定やらラベリングやら、とにかく膨大な作業を何日もかけて行ったことを思い出します。それをまた現場ですることになるのかなと思うと、やはり、かなりの負担になりますので、何らかの手だてを取ることはできないものでしょうか、伺います。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 新端末の初期設定及びラベリング等につきましては地元の事業者へ委託する予定であり、可能な限り学校現場の作業負担を軽減するよう努めてまいります。

○中村みなこ委員 少しでも負担が減るようにお願いいたします。

それでは、現在、使用しているタブレットについてです。

不要となる膨大な数のiPadはどうなるのでしょうか。ちょうど時を同じくして、民生委員のICT活用が推進されています。予備機など使用頻度の少ない状態のいいものだけでもほかで使えるようにできないのでしょうか。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 現在使用しているiPadは、使用から4年が経過し、バッテリーの劣化が進んでおり、また、メーカーによる基本ソフトのセキュリティーアップデートが数年後に終了する見込みであることから、5年を超えて長く使うことは難しいと考えております。

そのため、本市といたしましては、現在のiPadについて、国の示す小型家電リサイクル法の認定事業者、資源有効利用促進法に基づく製造事業者のいずれかへ委託することとの方針に従い、今のところ、買取りを提案してきている小型家電リサイクル法の認定事業者へ処分を委託することを想定しているところでございます。

○中村みなこ委員 国の方針どおり委託して処分するということで流用できないとのことですが、何だかエコではないし、融通が利かないなと思いますが、どうやら仕方がないようです。

次に、予備機について伺います。

昨年の決算審査特別委員会でも質問し、児童生徒数の15%以下が目安、本市では1校当たり10台から15台整備されていると答弁がありました。

今回、予備機の整備はどうなっているのでしょうか。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 予備機につきましては、国の方針では、端末の故障時にすぐ対応できるよう必要数を整備することとされております。本市における予備機の整備数につきましては、他都市の状況を参考としながら、これまでの端末の故障の状況を踏まえ、児童生徒数の約3%の500台としたものでございます。

○中村みなこ委員 少し少なめに整備されるということですか。

以上でこの項目の質問は終わりですが、タブレット更新で、どうしても子ども、教員、学校に負担がかかってしまいます。とにかく、学校現場の負担について、費用の面も含めて、少しでも軽くなるように進めていただきたいということを念を押して、終わります。

次に、給食関連の質問をさせていただきます。

東旭川学校給食センター、ポプラキッチン調理業務が民間委託されますが、委託内容について

御説明ください。あわせて、センターには複数の職種の方が働いていますが、従業員の委託範囲についてもお示しください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 東旭川学校給食センター調理業務委託については、給食提供までの一連の業務を全て委託するのではなく、食材の検収、調理、配食、洗浄、清掃等の業務に限って委託するもので、献立作成や食材の調達、検食、食育指導などは、これまでと変わらず直営で行うこととしております。したがって、調理業務に従事する者のうち、栄養教諭、管理栄養士、一部の業務指導員は、引き続き、センターにより、調理の最終確認や味見、業務の検査等を行ってまいります。

○中村みなこ委員 なぜ委託することになったのでしょうか、お示しください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 学校給食においては、平成25年度の旧現業職の廃止以降、正職員が業務指導員として衛生管理やパート調理員の指導、育成を担い、学校調理場と給食センターの調理業務を維持してまいりました。

近年は、定年による正職員の減少に加えて、パート調理員の確保も困難な状態が続いており、安心、安全な体制構築が課題となっております。

人事・労務管理事務の負担軽減、運営コストの縮減などについても効果を見込んでおりますが、センターの調理業務の一部を民間委託化することで学校給食全体の安定的な提供体制を維持していくことが大きな理由と考えてございます。

○中村みなこ委員 委託した場合、調理員等の処遇はどのように異なってくるのでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 民間委託した場合には、当然、処遇が異なるものと考えますが、現在、センターで従事している調理員が引き続きの勤務を希望した場合には、できるだけ受入れをするとともに、処遇についても、特に給与はこれまでの水準を維持するよう、相手方選考時の実施要領などにも明記してまいりたいと考えてございます。

○中村みなこ委員 今までの業務のやり方というものがあると思います。委託によって調理員等の業務の方法が変わったり、今までのスキルが使えなかったり、マイナスの影響は想定されているのでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 契約に当たりましては、仕様において、北海道や本市が定める衛生管理に関するマニュアル、同センターが定める調理マニュアル等に従って実施することを明記しており、適切な履行を求めてまいります。

今後の予定としまして、契約締結後、開始までに半年程度の期間があると想定しておりますことから、本市が持っている同施設での調理ノウハウを丁寧に伝え、円滑な事業実施につなげてまいりたいと考えてございます。

○中村みなこ委員 2023年に広島で給食提供していた委託業者が給食を提供できなくなったという報道がありました。それを契機に、ほかの地区でも提供できていないところが複数あることも報道されました。主な要因として人材不足や人件費などが挙げられていました。

給食センターの今回の委託先にこのような万が一のことがあった場合、給食提供ができないという事態が起こり得るのではないかと思います、大変心配しておりますが、その辺りはどうなのでしょう。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 受託事業者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式を採用

し、経営状況や業務履行能力など、業務履行の適性についてしっかりと審査、評価をしてまいりたいと考えております。また、やむを得ない理由で受託業務の履行が継続できなくなった場合に備え、代行できる事業者を業務代行保証人として定めることなどを事業者募集に当たっての必要事項とすることも検討しております。

○中村みなこ委員 業務代行保証人はぜひ確保していただきたいと思います。

給食センターについてはこれで終わりました、次に給食費の公会計化について伺います。

この間、議会でもあちこちで取り上げられてきました。学校関係者の間では公会計化の実現をずっと待ち望み続け、もうかなりの年月がたっているように思います。

本市が公会計化を進めると決定されたのはいつでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 本市における給食費公会計化に向けた検討についてでございますが、平成31年1月の中央教育審議会の答申を受けて、文部科学省より令和元年7月に発出された学校給食費徴収・管理に関するガイドラインを契機といたしまして、公会計化について検討を開始したところでございます。

○中村みなこ委員 文科省から公会計化に関する通知が出されていると思いますが、その内容についてお示しください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 学校給食費の公会計化に係る国からの通知であります。令和5年8月31日付で、学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の推進についてという件名で令和4年度学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査の結果や社会情勢等を踏まえた上で公会計化の実施に向けた検討を計画的に進めるよう通知があったところでございます。

○中村みなこ委員 計画的に進めなさいとあるのですが、どう見ても本市が計画的に進められているようには思えません。

検討開始の令和元年から既に6年がたとうとしています。ずっと期待して待ち続けている学校の先生方には全く進む気配がないことに諦めかけている方もいると思います。一向に進まない理由をお示しください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 給食費の徴収、管理を自治体が担うことで、授業改善や児童生徒と向き合う時間の確保など、教育の質の充実につながる効果を見込む給食費の公会計化でございますが、現時点においては、全国の自治体で進められている基幹系業務システムの標準準拠システムへの移行が完了しなければ給食費を管理するシステムの導入が難しいことが大きな理由であると考えております。

○中村みなこ委員 同じ答弁が繰り返されてきているわけですが、そのシステムの導入完了がもうすぐだと思えます。

今後、公会計化が進む見通しはあるのでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 給食費の公会計化は、全国の自治体で導入が進められている基幹系業務システムの標準化作業との兼ね合いなどから一定の時間を要すること、また、国で検討されている給食費無償化の進捗状況も踏まえる必要があることから、こうした推移を見極めた上で適切に判断してまいります。

○中村みなこ委員 システム移行が完了しても進みそうにないと理解いたしました。

国の給食費無償化の動きとの兼ね合いということですが、札幌市は、昨年、公会計化に踏み切っ

ています。本市でも進めるべきではないでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 給食費の公会計化には、給食費の徴収、管理を行うシステムの導入が必要になりますが、その導入費用は数千万円の規模と思われます。

給食費の無償化の議論が国において行われておりますが、仮に小中学校とも全額の無償化が実現された場合には、当該システムは不要になる可能性がありますことから、国の議論の推移を見極めていく必要があるものと考えております。

○中村みなこ委員 そうやってあとどれだけかかるか分からない国の結論をずっと待ち続けるのであれば、公会計化に踏み切るタイミングはもうないのではないかと思います。給食費無償化を絶対やらないと決まれば踏み切るのでしょうか。

国の議論の結果がどうなったときに公会計化に踏み切るのか、お答えください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 給食費の公会計化は、全国の自治体で進められている基幹系業務システムの標準化作業との兼ね合いなどから導入に時間を要しているところです。国の無償化の実施が今後同時期に進められるようであれば影響はあるものとも思われますが、国の無償化にかかわらず、早期導入に向けて検討を継続してまいります。

○中村みなこ委員 いっそのこと、もう諦めるのかなと思っていましたが、早期導入に向けて検討を継続とのこと。基幹系業務システムの標準化作業はあと1年ほどで終わるようですので、そのタイミングを逃さず進めていただきたいと思います。

部長に聞いてみたいという声もありますので、どのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○坂本学校教育部長 給食費の公会計化についてであります。先ほど来、担当課長から答弁させていただいておりますが、導入費用については数千万円、多分、5千万円以上なのかなと思うのですけれども、必要だと私たちは捉えております。

ですから、システムを導入し、公会計化を進めることは無駄だと私たちは思っていないけれども、一定程度の費用が生じますので、費用が無駄にならないためにも、担当課長が言ったように、国の動向を見極めながらということで、検討をやめるということではなく、続けていく必要があると思っています。

○中村みなこ委員 この1年の間に給食費全額無償化が実現してしまえば最高だなと思っておりまして、そのような運動をしていきたいなと思っております。

それでは、給食関連の最後として、有機米給食についてです。

今まで有機米給食を求める質問をいたしました。が、ななつぼしで十分おいしいから有機米給食は実施しないという答弁だったかと思います。しかし、今回、突然有機米給食の実施が決まったという印象を持っております。

その概要とともに、実施に至った経緯についてお示してください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 本市では、食育事業の一環として、郷土の旬を味わう日を定め、旭川産米のゆめぴりかやリンゴのつがるを給食で提供し、子どもたちに地元産品を食べて、どのように作られているかなどを学んでもらう取組を行っております。

本市で生産された有機米を導入することは、児童生徒に新しい食に触れる機会を提供することになるほか、本市有機農産物のPRにもつながるものと受け止めておりましたが、価格と一定量の確

保に課題があり、実現には至っていなかったところでございます。

来年度、全校に1回、有機米を提供するには約50万円の予算が必要となりますが、オーガニックビレッジ宣言をしたことによります補助事業の活用が全額分可能となりましたことから、実施することとしたところでございます。

○中村みなこ委員 有機米の生産はまだまだ少ないと認識しておりますし、収穫量によっては実施できないこともあるのではないかと思います。

そこで、今後、毎年継続して実施していけるのか、また、年に1回と言わず、増やしていくことは可能なのか、お聞きいたします。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 全校で1回、有機米を提供するには約2トンが必要となりますが、新たに有機米を作る農家もあるなど、来年度、学校給食で提供する量には影響しないとお聞きしております。

令和8年度までの国の交付金をこの事業において活用しており、継続実施には財源確保が課題であると考えておりますが、今後、児童生徒や保護者等の意見も聞きながら、事業効果も検証した上で検討してまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 ぜひ継続の方向で取り組んでいただきたいと思いますし、学校給食だけの話ではなく、子どもたち、市民の食と旭川の農業がうまくつながって循環する流れをつくっていただきたいと思います。

次に、4つ目として、PTA会計に関わっての質問をさせていただきます。

まず、中学校の各種大会選手派遣等推進費について、概要をお示してください。

○山本学校教育部学務課長 各種大会選手派遣等推進費は、各中学校において全道・全国大会に出場する生徒の派遣費及び各種大会の開催費の一部を補助するもので、令和7年度予算として945万5千円を計上しております。

○中村みなこ委員 この事業での選手の大会派遣の補助とはどういうものなのでしょうか、大会出場に関する費用全てを補助するのでしょうか、伺います。

○山本学校教育部学務課長 各種大会選手派遣等推進費における生徒の派遣の補助につきましては、中学校連盟に加入している選手等について、上限額までの範囲で交通費及び宿泊費の2分の1以内の額を教育委員会が補助しております。それ以外の負担額につきましては各学校においてそれぞれ判断するものと認識しております。

○中村みなこ委員 2分の1以内の補助とのことですが。

それ以外に、各学校では、部活動関連の大会参加費などについて、PTA会計から出しているところがあると聞いています。

それでは、PTA会計とはどのようなものなのか、お伺いします。

○山本学校教育部学務課長 PTAとは、子どもの教育という共通の関心で結びついた保護者と教職員で組織される団体であり、教育課題の共有や解決に向けた活動などを行っております。

こうしたPTA活動に係る費用負担のために設置されるのがPTA会計であり、旭川市立小中学校私費会計事務処理要領においては、保護者等から徴収する金銭等をもって教育活動等に充てるための私費会計のうち、保護者等により任意に組織された団体に係る会計である団体私費会計に当たるものとしています。

○中村みなこ委員 P T A活動に係る費用負担のためにあるのがP T A会計ですが、P T A会計の使い方はどのように規定されているのでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 事務処理要領において、団体私費会計については、当該団体との協議により学校が担う業務の範囲等を定めることとしており、これに基づき、P T Aごとに各学校と協議を行った上で活動範囲を定め、必要な用途で支出を行っているものとしております。

○中村みなこ委員 P T A活動のためのP T A会計であり、使い方は学校と協議して決めているとのことです。そう考えたとき、部活動はP T A活動ですかという疑問が出てきます。部活動は教育課程外の活動ではありますが、教育的意義が大きいということで、学校の教育活動の一環として計画、実施されていますし、学習指導要領にも位置づけられています。

個人で使う道具類の個人負担はまだしも、P T A活動でもなく、全員参加でもない部活にP T A会計から支出するのは明らかにおかしいのではないかと、不公平ではないかとの声も実際に出ております。

その部活以外にもP T A会計の使い方で疑問なものがあるので、伺っていきます。

市内の47の小学校のうち、22校に築山がありません。スペースがないために造られていないのですが、冬には、低学年のスキー授業ですとか、生活科での雪遊びですとか、山があるのとないのとは楽しさも活動の狙いから見ても大きな違いがあります。

その際の雪山を造る費用について、P T A会費から除雪業者に支払われている実態があります。これは明らかに公費で負担すべきではないでしょうか、伺います。

○板東学校教育部学校施設課長 スキー授業で使用する雪山につきましては、築山を整備していない一部の学校で建設会社による奉仕活動やP T Aの負担により造成されている事例もあることは承知しております。

学校の施設整備や維持管理に必要な経費については教育活動に欠かすことのできないものでありますので、スキー授業の在り方や保護者負担の軽減策と併せて、必要な財源確保を検討しつつ、適切に判断してまいります。

○中村みなこ委員 ぜひ雪山造成の公費負担を実現していただきたいと思います。

それでは次に、9月の子育て文教常任委員会で質問させていただきました振込手数料の件です。

昨年旭川信金で振込手数料が有料となりました。徴収した学校給食費を学校給食共同購入委員会や学校給食運営委員会に振り込む際、1校、年間4千840円がP T A会計から支払われていて、担当課からは、予算要求しているけど、実現していない、検討していくとの答弁がありました。

その後どうなったのか、お伺いいたします。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 学校給食費については、各学校で保護者から個別に徴収し、それを一括して学校給食共同購入委員会等へ振り込む方式を採用してきているため、令和6年4月からの振込手数料の有料化に伴い、実施前に金融機関に対して一定期間の猶予や段階的な負担をお願いするとともに、必要な財源確保を検討してきたところでございます。

給食費の振込手数料については今年度もP T A会計で賄っている状況となっておりますので、他自治体の状況も踏まえて、負担の在り方を適切に判断してまいります。

○中村みなこ委員 数千万円の公会計化システムや10億円かかる給食費無償化に比べたら、1校、年間4千840円を何とか出せないものかと考えます。

手数料は無料のゆうちょに切り替えたという学校もあるようですが、そうだとトークン代がかかって、それも出してもらえないと聞いています。これこそ、ただの事務的な支出で、PTA活動でも教育活動でもありません。ほかの自治体とそろえなくても公費ではないでしょうか。

次に、市内には言語通級指導教室のことばの教室が幾つか設置されています。

そのことばの教室が所属する言語障害児教育研究会というのがあるのですが、毎年、その会費がPTA会計から出されていると聞きました。それについてはいかがでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 言語障害教育の研究を行う組織の会費等の学校や個人の負担につきましては各学校においてそれぞれ判断していると認識しており、任意の組織の会費等の公費負担について現時点では考えていないところでございます。

○中村みなこ委員 任意の組織だからとのことですが、ことばの教室が設置されている学校全てがほぼ必然的に所属して費用がかかっています。それをPTA会費で支払っているのかなと感じております。

今回、幾つか取り上げましたが、ごく一部であり、ほかにもいろいろこれでいいと思うところがあるのではないかと思います。いま一度、そもそものPTA会計の在り方、私費と公費の分け方について、基本に立ち返って見直し、公費として出すべきものは出すべきと考えますが、見解を伺います。

○坂本学校教育部長 PTAの事業活動については、本市に限らず、全国的に、本来、公費で行うべき施設整備の修繕や備品の購入、学校の教育活動として行われる行事の開催など、学校の実情に応じてPTA会費から支出している事例があるものと受け止めております。

こうした実態を踏まえ、私費会計の取扱いの状況を確認し、公費負担が適切と判断されるものについては必要な財源の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 先月の道新の記事にも、学校の資金不足を補う長年の慣習、PTA会費は学校にとって使い勝手のいい財布という記事がありました。本市でも同様の実態があると思います。学校ごとに実態は違いますし、学校とPTAが相談して決めることではありますが、長年の慣習で見過ごされ、不適切な使われ方をしていないか、いま一度、市教委としても、PTAや学校側としても見直していったほしいなと思います。

振込手数料は市教委としては2年連続で要望を出しているのに認められなかったと聞いております。本市でも市がPTA会計を使い勝手のいい財布扱いをしていることになってしまっています。これについてはお金が絡むので、副市長のお考えをお伺いいたしまして、この項目について終わります。

○中村副市長 PTAは、子どもたちの健やかな成長を願って、保護者と教職員が互いに協力しながら活動するために自ら組織する団体だというふうに認識しております。そして、その会計も、地域や学校の実情を踏まえまして、それぞれ独自に決めていくものでありますことから、その会計につきましてもそれぞれ独自の判断で運営していくものと認識しております。

ただ一方で、今御指摘にありましたような学校の管理運営に関わる経費について、公費ではなく、PTAが負担していることには課題があるというふうに私どもも考えております。

そういったことから、個々の事案につきまして、実態把握や調査をするというような教育委員会からの答弁もございましたので、その結果を踏まえながら、必要なものについてはきっちり対応し

ていきたいというふうに考えております。

○中村みなこ委員 4つ目までしか行けませんでしたのが、区切りがいいということで、一旦、ここで終わりたいと思います。

○高橋紀博委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 49 分

再開 午後 1 時 00 分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

ここで、本日の委員会の冒頭で中野委員から遅れる旨の届出があると申し上げましたが、その後、欠席に変更する旨の届出がありましたので、御報告申し上げます。

御質疑願います。

○中村みなこ委員 それでは、引き続き、残り3項目をよろしく願いいたします。

不登校支援に関わってです。

初めに、校内教育支援センターについて伺いいたします。

昨日の質問でも、先ほども扱われておりましたので、重なる部分は一部省きながら進めさせていただきます。

校内教育支援センターは、2年前、文部科学省からのCOCOLOプランに出されていた取組の一つで、私も、昨年度、一般質問で触れて以来、旭川での設置を願っていたところです。今回、まだ試行的な段階とはいえ、一步踏み出すということで大変期待しているところです。

さて、そのモデル校を中学校2校とした理由について伺います。なぜ小中1つずつにしなかったのか、その学校を選んだのか、選定理由をお示してください。

○末木学校教育部次長 校内教育支援センターの取組を進めるに当たりましては、まずは成果を検証するため、モデル的な取組から開始することが必要であると考えたところであります。

モデル校につきましては永山南中学校と緑が丘中学校としておりまして、これは、不登校の児童生徒数が小学校より中学校のほうが多いことを踏まえ、市内中学校の中で在籍生徒数が多い2校を選定しております。

○中村みなこ委員 校内教育支援センターには支援員が配置されます。支援員の資格、支援員の動き、そして、利用対象とする生徒の想定について伺いいたします。

○末木学校教育部次長 支援については、利用生徒がいる場合には、不登校生徒のオンラインでの支援を行う場合は校内教育支援センターに常駐することとなり、支援する生徒がいない時間は、校内を見回りながら気になる生徒の様子を観察したり、声かけをしたりすることなどが想定されます。

また、対象となる生徒につきましては、継続して通室する生徒はもとより、一時的あるいは突発的に自分の教室に入りにくくなった生徒のほか、不登校の生徒がまずは登校を再開する場所としての利用があるものと考えております。

○中村みなこ委員 支援員の資格についてよろしくお願いします。

○末木学校教育部次長 支援については、生徒一人一人の状況に応じた学習支援や教育相談を計画的、継続的にきめ細かく行う必要があることから、教員免許を有し、教員の経験がある者を想定しており、生徒宅を訪問し、生徒や保護者の対応を行う状況も想定されますことから、普通自動車免

許を所持していることも要件としております。

○中村みなこ委員 今まで別室登校などの体制がなかった学校では、いつ登校するのか分からない中で、登校してきた際に教室に入れるかどうか、入れないときには誰がどこで対応するのか、急遽決めて動かなければなりません。その中で、保健室なのか、特別支援学級で一緒に過ごすのかなど、その子にできること、その子が望むことも把握しながら手配し、ばたばたと進められていたわけです。それが全て解消されるということは、受け入れる側もそうですが、子どもたちにとっても、あの教室に行けばあの先生がいて、こんなふうに過ごすことができるという見通しが持てる、安心して通えて過ごせる場所になるのだと思われますので、そのように進めていただきたいと思います。

常駐、見回り、家庭訪問などの動きがあるとのことで、これがうまく回る仕組みを整えていただきたいと思います。

さて、この支援員はいじめ対策監という新しい役も担うとされています。支援員としての業務と
いじめ対策監としての業務をお示してください。

○末木学校教育部次長 支援員の業務については、自分のクラスに入りにくい生徒が安心して過ごす中で学習支援や教育相談を行うほか、登校できない生徒へのオンライン支援や保護者からの相談対応等を行うこととしております。

また、いじめ対策監としての業務につきましては、自分の教室に入りにくい生徒の中には、いじめの加害生徒や被害生徒もいることが想定されますことから、こうした生徒に対してきめ細かな相談支援等を行うこととしております。

○中村みなこ委員 校内教育支援センターで対応する子の中には、いじめに関連して支援や配慮を継続しなければならない子とかぶることも大いに考えられるので、ひっくるめて対応していくと理解いたしました。

また、不登校やいじめに関係なく、学校、学級以外に居場所を求めている子にも対応していきましようということなのであれば、わざわざ2つの肩書は要らないのではと考えます。センターの支援員といじめ対策監の2人が配置されるならまだしも、1人なのに、しかも、お金の出どころも違うならまだしも、一緒ですよ。何だかよく分かりませんが、裏の事情があるのかなとも思っております。

それは置いておいたとしても、一番引っかかるのはいじめ対策監という名称なのです。聞き慣れないのはもとより、教育現場になじまない名前なのではないかと感じます。どのような理由で、そして、どんな経緯でこの名称になったのか、伺います。

○末木学校教育部次長 校内教育支援センターに配置される支援員につきましては、いじめの加害生徒や被害生徒の心のケアを行うなど、学校いじめ対策組織の一員としていじめ対策の役割も担いますことからいじめ対策監としたところであります。

○中村みなこ委員 全く答えになっておりませんが、監という字にすごく圧を感じるのです。監には、国とか政府とかの意味合いもあると実際調べてみて分かりました。教育的でない名称ではないかと感じております。そして、いじめを名目に、今後、教育的ではないものがどんどん教育分野に入ってくるのではないかと、教育の独立性が脅かされるのではないかと危惧しています。勝手な思いですけど、そんなことまで想起させるような名称だと思うのです。まだ仮称とついている段階で

すので、ぜひ、これは変更すべきだということを指摘させていただきます。

それでは、次に移ります。

校内教育支援センターは、登校支援の観点で見ますと、子どもたちが学校に足を運べる、学校にアクセスできる場合には機能すると思います。しかし、そもそも学校自体を拒否している子や生活リズムの乱れなどで不登校になっている子もいて、そのような子どもたちには利用してもらえません。

学校に行けない子たちへの支援について、昨日もありましたが、いま一度、御説明願います。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 学校に行けない子どもに対する支援につきましては、これまで、学校の教職員による対応でございますとか、教育支援センター、ゆっくらすにおいて行ってきたものと認識しております。

そうした中で、いじめ・不登校相談窓口で相談対応を行っているケースにつきましては、生徒本人の対人不安や保護者が学校不信を訴えるものが多くございまして、そうしたケースにおきましては、再登校、あるいは、ゆっくらす等の既存の支援につながるものが難しい現状にあります。

そうした中で、令和7年度におきましては、こうした課題への対応のため、市がいじめ防止・青少年育成サポーターとして認定している市内のフリースクール、あるいは、子どもの居場所を運営する団体、大学のゼミ、サークル等の皆さんと連携をいたしまして、学習等の支援、また、安心して過ごせる居場所の提供等に取り組んでまいります。

その概要についてでございますけれども、いじめ防止・青少年育成サポーターの認定団体等が不登校生徒に対して学習等の支援を行った場合に1回当たり定額の謝礼を当該団体等にお支払いするという有償ボランティアの取組を実施する考えでございます。

○中村みなこ委員 不登校児童生徒は585人です。支援が行き届いていない子どもたちがたくさんいますので、とにかく多様な居場所が市内の至るところにあるべきと考えております。有償ボランティアがそれを後押しするようなものになることを期待しています。

それでは、そんな居場所の一つの市民の民間フリースクールの状況について御説明願います。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 市内の民間のフリースクールの状況につきまして、いじめ、不登校に係る相談対応のために把握している情報の中でお答えをさせていただきたいと思います。

現在、市内で不登校の小中学生を対象に学習等支援を行っているフリースクールにつきましては、私どもが把握している中では5か所確認をしております。

その内訳についてでございますけれども、民間企業が運営するものが1か所、学校法人が運営しているものが1か所、NPO法人が運営しているものが1か所、任意団体が運営しているものが2か所となっております。

また、開設日数や開設時間、利用料金や対象学年、支援内容につきましては施設ごとに定められておりまして、一様ではないものと認識をしております。

○中村みなこ委員 5か所あるとのことですが。

それでは、フリースクールに対してどのような支援があるのでしょうか、他都市の状況についてもお示しください。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 フリースクールの支援に関わる他の自治体

の状況についてでございますけれども、実施している自治体のホームページ等で公表されているもので、我々が現在把握している中でお答えをさせていただきたいというふうに思います。

札幌市におきましては、フリースクール等民間施設事業費補助金として、不登校児童生徒の受皿となっている札幌市のフリースクール等を支援するため、学校法人を除く非営利団体が運営する施設の設置者に対しまして、児童生徒の指導体制の整備でありますとか、教材や体験活動等の充実を目的として当該経費の一部を助成しているところです。

また、鷹栖町におきましては、フリースクール等利用児童生徒支援事業といたしまして、フリースクールを利用する子どもの保護者に対して1か月の利用料の上限を2万円として、保護者の状況に応じまして、生活保護受給者の場合は10分の10、就学援助受給者の場合は4分の3、その他の場合は2分の1を助成しているということを把握しております。

○中村みなこ委員 札幌には北海道教育委員会のホームページに掲載されているものだけで23のフリースクールがありました。そこに市から経費の一部を助成しているのです。

市のホームページを見ますと、児童生徒数8名以下、年間160万円、33名以上になりますと320万円の補助がありました。

東京都では、人件費150万円から300万円、施設や活動の安全のための経費で100万円、子どもの体験活動の交通費、施設利用料、保険代1名5万円という本当に手厚い支援がされているということで、大変うらやましく思いました。

また、利用者側の支援例として鷹栖町のものをお答えいただきました。

私の旭川に住む知人の話ですが、娘が不登校になって、しばらくは独りで家で過ごしていたのですけれども、その後、フリースクールに通うということで探したそうです。一つ一つ特色が全然違うし、いいと思ったら費用が高額で諦めたり、結局、最終的に決めたのは札幌のフリースクールで、現在、JRで通っていきまして、その交通費も含めて本当に費用が高くてと嘆いていました。そこで、何かしらの支援はないものかと強く思ったところです。

本市にはフリースクール支援はありません。本市でフリースクール補助に取り組めていない理由についてお聞きいたします。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 他の自治体で行われているようなフリースクール等の施設設置者への補助やフリースクールを利用する保護者への利用助成につきましては、不登校児童生徒への支援の方法の一つとして承知しているところでございます。

一方で、本市における民間のフリースクールの状況につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、開設日数や開設時間、利用料金、対象の学園、支援内容につきまして、施設ごとに差異があることから、こうした施設に対する支援が個々の児童生徒にとって適切かどうかといった視点、あるいは、令和7年度に新たに旭川市で実施いたします地域の多様な担い手との連携による不登校児童生徒への学習等の支援、取組の評価検証等を踏まえて、さらに検討を進める必要があるものと考えております。

○中村みなこ委員 施設ごとに違いがあるということですが、札幌ではできているのですから、ぜひ旭川でも実現の方向へ踏み出していただきたいと思います。

それでは、本市における不登校対策の今後の方向性についてお伺いいたします。

○石原いじめ防止対策推進部長 令和5年3月に文部科学省が取りまとめた誰一人取り残されない

学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランにおいては、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを目指し、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えることが取組の一つとして位置づけられております。

その中では、多様な学びの場、居場所の確保についても示されておりまして、NPOやフリースクールといった地域の担い手との連携を強化していくことも重要であると考えているところでございます。

このため、いじめ防止対策推進部におきましては、市内のフリースクールや大学生と連携した学習等の支援に取り組むこととしておりますので、これからの取組についての評価検証や他自治体の取組の調査研究など、不登校対策の強化に向けた具体的な取組の検討を進めてまいります。

あわせて、対策のさらなる強化に当たりましては、財源確保といったことが大きな課題となりますことから、令和7年度にこども家庭庁が実施を予定しております地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業やいじめ防止対策推進基金の活用に加えまして、（仮称）いじめ防止対策首長連合や中核市市長会の子どもの学びの環境充実に向けた取組検討プロジェクトの活動等によりまして、他の自治体の首長とともに国への財政支援の要望等の取組も進めてまいります。

○中村みなこ委員 不登校支援が全ての子どもたちに行き届いていないということは不登校の子どもの義務教育を保障できていないということになります。学校で学べないなら、それ以外の場所で義務教育を受けられるようにするのは市として当然やるべきことです。その子たちの状態にもよるので、簡単なことではないのですけれども、それでも、そう考えたら、まだまだ本市では足りておりません。しかも、義務教育は無償ですから、それ相応の支援があるのは当たり前です。財源確保が課題、お金がないからできないというものではないと思っております。

不登校対策COCOLOプランには、不登校特例校について、全国で300校の整備ということも掲げられていますので、学校統廃合せずに特例校設置もぜひ検討していただきたいと思っております。

ということで、義務教育という本当に根本の観点で考えていただきたいと思いますので、最後に教育長の見解を伺いまして、この項目は終わりたいと思います。

○野崎教育長 不登校の子どもたちの支援についてということで今ほどお話があったところですが、本市の小中学校の不登校児童生徒は近年急増しておりまして、別教室で何らかの支援を受けた児童生徒は700人ぐらいいるところでありまして、不登校やその傾向にある児童生徒への対応は大きな課題であるというふうに思っているところであります。

そのため、教育委員会、スクールカウンセラーの全小中学校への配置、児童生徒と保護者の心のケアに加えまして、今年度からは、教育支援センターにおけるICTを活用した学習支援、そして不登校児童生徒への適切な対応が進められるよう教職員研修を開始するとともに、次年度には校内教育支援センターを中学校2校でモデル設置をするということで、不登校対策の強化を進めてきているというところであります。

そうした中、不登校児童生徒にとっても、不登校の時期が休養であるとか自分を見詰め直すなどの積極的な意味を持つという面がある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益なども存在するということになることから、児童生徒の個別の状況を踏まえながら、学習支援や、午前中に高花委員の質疑でもありましたが、成績評価を適切に進めていくということが大切になると認識しております。

して、教職員研修や学校訪問を通じ、学校のこれらに対する理解を深めていきたいというふうに考えているところであります。

不登校の支援ですけれども、これをやれば全部が解消するというような手だてはなかなかないので、たくさんのきっかけづくりをしながら、学校に戻るだけでなく、社会的自立ができるように少しずつ取組を進めていければなと思っております。

いずれにいたしましても、引き続き、不登校児童生徒の教育機会の確保や不登校児童生徒の保護者の心情に寄り添い、連携を深めながら学習支援等の充実を図る取組を通じて児童生徒の社会的自立をしっかりと後押ししてまいりたいというふうに考えております。

○中村みなこ委員 それでは、次の項目に移ります。

教育現場に人を増やしてほしいという思いで質問をさせていただきます。

とにかく子どもたちに手をかけたいという思いでいる先生方はたくさんいるのに、教育現場にはなかなか人が増えません。なかなか進まない現状が何とかならないのかと思っております。

教員の確保の問題も解決の見通しが持てない中、新年度はどうなるのかという心配もしているところです。

ということで、教育現場の人の配置に関連して伺いたいと思います。

初めに、特別支援教育推進費について伺います。

昨年、少人数学級が廃止となったものの、特別支援の補助指導員が100人大幅に増えました。

特別支援教育補助指導員の概要及び配置状況について伺います。補助指導員の資格も併せてお示ください。

○山本学校教育部学務課長 特別支援教育推進費は、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して、その一人一人のニーズを把握し、適切な支援を行う特別支援教育の推進を図るもので、特別支援教育補助指導員及び特別支援教育専門員の報酬、旅費等が主なものになっております。

特別支援教育補助指導員は、特別支援学級等の担任による児童生徒への指導及び学級経営全般の運営の補助を行うもので、教員免許や保育士、幼稚園教諭等の資格を任用の要件としており、医療的ケアを行う補助指導員につきましては看護職の資格を要件としております。

配置につきましては、令和7年度は令和6年度と同数の100名を予定しており、そのうち、看護職の資格を持つ補助指導員につきましては前年度より2名増の18人を予定しております。

○中村みなこ委員 医ケア児対応の看護師資格を持つ方が2名増えたものの、それ以外の補助指導員は2名減っていますので、トータルは、今年度と同様、100名となります。トータル人数が増えなかったのは残念ですが、医ケア児に対応できる体制が取れたということで、それはよかったと思っております。

今後も医ケア児が入学する、在籍するということになったら、それに合わせて配置していくのでしょうか、伺います。

○山本学校教育部学務課長 学校における医療的ケアの実施には看護職の資格が必要でありますことから、常態的に看護職による医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する学校にはその資格を持つ補助指導員を配置しており、今後も同様に配置してまいります。

○中村みなこ委員 それでは、補助指導員の処遇、あわせて、補助指導員の業務と一般教員との業務範囲の違いについてお示ください。

○山本学校教育部学務課長 補助指導員は会計年度任用職員であり、その報酬額等は旭川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則等に基づき定めております。

看護職の資格を持つ補助指導員は、医療的ケアのほかに補助指導員として児童生徒への指導及び学級経営全般の補助に当たりますが、指導そのものは業務とはしておりません。

○中村みなこ委員 あくまでも補助ということです。しかし、多様な特性を持つ子、学年もまたがっている子どもたちを一遍に指導する際に手分けすることができると、よりその子に応じた学びにつながられたり、教員の負担軽減にもなります。

美瑛町では支援員と呼ばれる方たちに任せられる業務の範囲が広いということで、うらやましいという声を聞きました。本市でも業務の範囲を拡大して指導等に当たれるようにすることはできないのでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 保育士や幼稚園教諭等の資格で任用されている補助指導員もあり、また、教員免許を有する場合においても、補助指導員は会計年度任用職員であり、その採用の方法や勤務の形態、待遇等は指導に当たる教員とは異なっておりますことから、同様の業務に当たらせることは適切ではないと考えております。

○中村みなこ委員 待遇等の条件が違うから難しいと理解いたしました。

それでは、人材確保はどうか、伺います。

今年度の状況と新年度の確保の状況についてお伺いします。

○山本学校教育部学務課長 補助指導員の確保の状況についてでございますが、令和6年度は、数か月間、定員の確保に至らない状況がございましたが、令和7年度は現時点においては定員を確保できる見込みとなっております。

○中村みなこ委員 それでは次に、スクールカウンセラーについてお伺いいたします。

スクールカウンセラー活用推進費についてです。

事業概要とカウンセラーの配置状況についてお示してください。

○山本学校教育部学務課長 スクールカウンセラー活用推進費は、児童生徒の悩みの深刻化や、いじめ、不登校の未然防止など、問題の早期発見、早期対応を図るためスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者へのカウンセリング等を行うものでございます。

令和7年度は令和6年度と同数の23名の配置を予定しております。

○中村みなこ委員 今年度と同数ということです。

国家予算案では、スクールカウンセラーを全公立小中学校に配置するとして、週4時間、2万7千500人にするとありましたが、本市は変わらないとのことでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 本市におきましては、全ての市立中学校にスクールカウンセラーを配置しており、全小学校へも巡回等で相談対応を行っておりますことから、必要とされる対応は行っていると認識しております。

スクールカウンセラーは高度な専門性を必要とし、人材的にも限られておりますことから、全小学校への配置は困難な状況にありますが、北海道教育委員会とともに人材の確保に努めるとともに、各学校の状況を踏まえたきめ細やかな指導・相談体制の整備に努めてまいります。

○中村みなこ委員 いつも話題になっておりますが、いつでも相談できるような環境を整えていくように少しでも進めていってほしいなとは思っております。

同じく、国家予算案でスクールソーシャルワーカーを全中学校区に配置すると出ておりました。

スクールソーシャルワーカーの概要と配置状況についてもお示しください。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 スクールソーシャルワーカーは、いじめや不登校等の児童生徒の抱える様々な課題に対応するため、学校や関係機関と連携して福祉的な支援を行うものでございます。

本市の配置状況についてでございますけれども、令和4年度までは、子ども総合相談センターに週29時間勤務の会計年度任用職員を2名配置していたところでございますけれども、令和5年度からのいじめ防止対策推進部設置後におきましては、フルタイムの会計年度任用職員をいじめ対策支援員として配置しておりまして、令和7年度におきましては3名の配置を予定するなど、体制の強化を図ってございます。

○中村みなこ委員 全中学校区には及ばないですが、一応、ちょっとずつ進んでいるということは確認できました。以上、見ていきますと、新年度も現場の負担軽減につながるような増員はないということが見えてきたと思います。

それでは、今の学校現場の先生方の状態について伺います。

早期退職、病休、休職の状況について資料も出していただいておりますが、御説明願います。

○山下学校教育部教職員課長 本市の小中学校における定年年齢を迎える前に早期退職した教職員の人数につきましては、ここ3年間増えており、令和4年度が32人、5年度が28人、6年度が37人となっております。

休職者数につきましては、令和6年度は6人となっております。

また、教職員の精神疾患による病気休暇の状況につきましては、変動はありますが、ここ数年、おおむね1桁の人数で推移しており、令和6年度では7人となっております。

○中村みなこ委員 早期退職はここ数年で一番多いということです。

退職理由は出ておりませんが、60歳の退職が多いのが目立ちます。60歳になってしまうと、給与が減るのに、今までと同じ業務で体力的にも自信がない、辞めようかなとなるようで、50代の段階で先生方はそんな会話をしております。また、見ると、20代も多いですね。先生をやってみたけどのタイミングなので、現場のブラック具合に嫌気が差したのかなど、いろいろ想像してしまうところです。

さて、教員不足が問題になっております。本市でも定年退職以外の退職が多い状態です。

担任未配置の状況と新年度は未配置なしでスタートできるのかどうか、気になるところです。お示しください。

○山下学校教育部教職員課長 教職員の配置につきましては、年度途中で産休や育休を取得するような教職員がいる場合、その教員が不在となる日以降でないと代替職員を配置できないため、すぐに代替職員を確保することが難しく、令和6年度は一時的に欠員が生じてしまうような状況がございましたが、北海道教育委員会や各学校との連携を密にしながら早期の配置に向けて調整を進めてきたところです。

また、令和7年度の教職員配置についてですが、現在も人事作業で調整をきめ細やかに行っているところでございますが、教員の成り手不足の影響や配置予定者の辞退などによりまして欠員が生じる可能性もあり、道教委と連携を図りながら作業を進めているところです。

○中村みなこ委員 現在、うちの学校はとうとう欠員になるらしい、何とか欠員にならないで済みそうなどという話が飛び交っていて、まだ流動的なのかなと思っていました。私のところにも誰か紹介してほしいのだと管理職の方から連絡があったくらいですので、まだ安心はできない状態だということで、心配は拭えないかなと思っております。

さて、病気をされた方の中には、休職に踏み切りたいけれど、代わりに来てくれる先生が見つからないから、できれば復帰してほしいと打診されて復帰した方もいると聞いています。代替職員の確保の状況について伺います。

○山下学校教育部教職員課長 近年、教員志願の減少が続いていることなどを背景に、ここ数年は、年度当初に多数の期限付教員を任用している現状から、年度途中の休職等に伴う代替教員の候補者は年々少なくなってきており、代替教員の確保が非常に困難な状況となっております。

また、代替教員は、勤務場所や勤務期間、免許状の種類などの任用の条件も様々でありますので、その都度、配置に必要な対応を行い、早期配置に向けて調整を進めたいと考えております。

○中村みなこ委員 未配置となったときの現場の負担は本当に大きいものがあります。子どもたちの影響も計り知れません。

また、新年度もこれといった対策が取られていないように思いますが、認識を伺います。

○山下学校教育部教職員課長 教員の欠員は、学校現場において1人当たりの業務負担が増し、長期時間勤務の増加や子どもと向き合う時間の減少につながるなど、健全な学校運営に影響を及ぼすものと考えており、教員の欠員が生じるような状況は避けなければならないと考えております。

このため、道教委とも連携してこれまで教員の確保に当たってきたところですが、この課題の解消には教員を志望する方自体を増やすことが必要であり、また、将来にわたって教員を安定的に確保していくためには、長時間勤務の状況を改善し、教員一人一人が意欲を持って、その能力を最大に発揮できる職場環境をつくっていくことが重要であり、そのためには学校の働き方改革の取組を着実に進めていくことが必要であると考えております。

○中村みなこ委員 毎回、同じような文言を聞いているなと思うのですけれども、これに取り組んでいますというものがなかなか具体的にできてこないのがすごいじれったいなというか、歯がゆいなと思っています。

学校現場に人を増やしてほしいという多くの声をどう受け止めているのでしょうか。そして、今後どうしていくのでしょうか。本当、国任せでは全く進まないというのはもう明らかなので、今後の方向性について伺います。

○山下学校教育部教職員課長 本市では、小中学校働き方改革推進プランに基づき、学校現場において様々な取組を進めていますが、道教委に対しては、教育業務支援員、いわゆるスクールサポートスタッフや、部活動指導員などの配置を要望し、充実を図ってきたほか、本市独自の取組として、特別支援教育補助指導員、スクールカウンセラーの専門スタッフを配置するなど、教職員をサポートする人員の配置も進めてきたところです。

学校における働き方改革をさらに進めていくためには学校現場のマンパワー不足を補うことが重要であります。新たな財源確保を検討しつつ、独自の取組の充実に努めるとともに、外部人材を活用するための財政措置の拡充や制度の充実、また、教職員定数のさらなる改善などについて引き続き国や北海道に要望してまいります。

○中村みなこ委員 働き方改革ということが毎回出されますけど、これ以上何ができるのだろうと本当に思っていて、その段階ではないということは明らかなと思っております。

今年度も新年度もそこにアプローチするものはなかなかないのだなということがはっきりしたかなとも思っております、ちょっと残念な気持ちではありますが、あとは、本当、現場の先生方に頑張ってほしい、それしかないかなと思っております。

最後になりますが、いじめ問題対策推進費関係ということでよろしくお願いします。

令和7年度のいじめ問題対策推進費の目的と予算の内訳についてお示してください。

○工藤学校教育部主幹 いじめ問題対策推進費につきましては、旭川市いじめ防止対策推進条例及び旭川市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を推進することを目的といたしまして、附属機関でありますいじめ防止等対策委員会の開催や子どもが主体となったいじめ防止の取組などを進めるもので、令和7年度当初予算といたしまして1千345万6千円を計上してございます。

その主な内訳ですけれども、いじめ対策コーディネーターといたしまして配置する会計年度任用職員3名の報酬等として622万円、小学校第3学年全児童、教職員、保護者等を対象とした人権教育プログラム事業実施の委託料等として367万円などとなっております。

○中村みなこ委員 教育委員会におけるいじめ防止対策のうち、再調査委員会の結果を受けて変更、改善、追加した部分があると思いますが、それについて伺います。

○工藤学校教育部主幹 いじめ防止対策につきましては、既存の取組を基にいたしまして、再調査報告書での御指摘ですとか、再発防止への提言を踏まえた見直しや新たな対策の検討を通じ、今後の旭川モデルによる再発防止対策の方向性と取組を整理したところであり、教育委員会では、心理士を活用した児童生徒への聞き取り手法に関する教職員研修や包括的性教育に係る取組の推進、校内教育支援センターの支援員を兼務するいじめ対策監の配置等、新たな対策を実施するとともに、性的ないじめ事案への対処ですとか教職員研修の強化に取り組んでまいります。

○中村みなこ委員 性的ないじめ事案への対処の強化として危機対応マニュアルを作成するとのことですが、その内容について伺います。

○工藤学校教育部主幹 性的ないじめ事案への対処に係るマニュアルにつきましては、児童生徒の人権尊重と安全確保を最優先といたしまして、疑いの段階でも即日対応を開始すること、学校が抱え込まず、直ちに警察に相談し、適宜、専門機関と連携協力して対応することなど、対応の基本となる事項とともに、事案が発生した際、迅速かつ適切に対処するための対応の流れや留意事項を整理いたしまして、校長のリーダーシップの下、組織的な対応を徹底するよう通知しております。

○中村みなこ委員 疑いの段階でも即日対応を開始とのことですが、どういうものが性的いじめ、性暴力となるのか、教員自身が正しく判断できないことには何の意味もありません。何が性加害となるのかをほとんどの教員、大人が正しく学んできていません。そんな中では意味をなさないのでないでしょうか。

今まではただふざけただけで軽く流されてきたこと、見過ごされてきたことが、実はれっきとした性的いじめであったり性加害であったりします。それを正しく学ぶ機会を設けるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○工藤学校教育部主幹 教職員が性的ないじめや性暴力について正しく理解することは、早期発見、

早期対処の第一歩であり、極めて重要であると認識しております。

そのため、令和7年度に実施いたします教職員研修におきまして、言葉による性的な嫌がらせ、性的な画像の送付、身体への不適切な接触など、具体的な事例を挙げながら性的ないじめについて理解を深めるとともに、こうした情報を把握した場合の適切な対応について学ぶ事例研修を行い、教職員の資質、能力の一層の向上を図ってまいります。

○中村みなこ委員 それでは次に、包括的性教育について伺います。

旭川市いじめ問題再調査委員会の調査報告書において再発防止策の一つとして性教育の充実が示されていましたが、それはどのような内容なのでしょうか。実現に向けてどのように進めていくのかも併せて御説明願います。

○末木学校教育部次長 旭川市いじめ問題再調査委員会の調査報告書においては、再発防止策の一つといたしまして包括的性教育を行うことが示され、具体的には改訂版国際セクシュアリティ教育ガイダンスにのっとりた包括的性教育の早期実現を提言したいと示されたところであります。

こうした提言とともに、性情報の氾濫やSNSを通じた性被害等の増加、性感染症者の増加などの社会的な背景を踏まえまして、本市の児童生徒が性に関する正しい知識を身につけ、自他の人権尊重を基盤として正しく判断し、行動しようとする態度を育成することが重要であると考えまして、本市として、国際セクシュアリティ教育ガイダンスの要素を踏まえた包括的な性教育を各学校において進めることとし、その考え方をまとめた資料を年度内に作成し、学校に周知してまいります。

○中村みなこ委員 国際セクシュアリティ教育ガイダンスにのっとりた包括的性教育は世界の流れですし、数々の成果が実証されていますので、本市がここに足を踏み出せたということは大変うれしく思っております。

性教育に力を入れてきた知人も、行政として包括的性教育をやるとははっきり表明したことはとても先進的だと、旭川で進められることは本当に誇らしいと感動しておりました。包括的性教育を通して、自他の人権の尊重の基盤として、正しく判断し行動しようとする態度を育成するとの答弁をいただきました。いじめ防止対策にこれほどびったりなものはないと確信しているところです。

さて、新年度から取り組むに当たり、性に関する指導資料を作成するとのことですが、どのような内容になるのでしょうか。また、今までの性教育とは全く違うものであり、学校で十分に活用されるためには、その趣旨等も含め、しっかり理解される必要があると考えます。どのように周知を図っていくのか、お伺いします。

○末木学校教育部次長 性に関する指導資料につきましては、本市で進める性に関する教育の考え方や各学校において実施する取組等についてまとめるものであり、国際セクシュアリティ教育ガイダンスの要素を踏まえた包括的な性教育が各学校において適切に実施されるよう、学習指導要領に示される各教科等の指導内容との関連性や生命の安全教育などの独自資料を活用した学習、人権擁護委員会協議会と連携した人権教室など、外部講師を活用した学習などについて整理するものであります。

指導資料の考え方や各学校における取組の内容につきましては、年度初めの校長会や教頭会において説明しますとともに、各学校の担当者を対象とした教員研修会を開催し、理解の深化と取組の充実を図ってまいります。

○中村みなこ委員 国際セクシュアリティ教育ガイダンスの要素を踏まえた包括的な性教育は、と

にかく広いし深いものです。まだ続いているのですが、それを一から整理していく作業に担当課の皆さんも日々御尽力されてきたということで本当にお疲れさまでした。

ほとんどの教員が教員養成課程で学んだことのない奥の深いものを一度の説明や研修を受けただけで理解し、適切に取り組むのは本当に難しいと思われます。繰り返しの研修も必要だと思いますが、くれぐれも現場の負担にならないように工夫していただきたいと思っております。

さて、現場の負担を考えたときに有効なのが外部講師の活用であり、積極的に進めていただきたいと思っております。

ほかの自治体では、産科医や保健師等を活用して、歯止め規定からの発展的な内容を扱った性に関する講演会などを実施している事例があると聞いています。

本市では外部講師の活用についてどのように取り組んでいくのか、お伺いします。

〇末木学校教育部次長 児童生徒が発達段階に応じた正しい知識を習得し、適切に行動する判断力や自他を大切にする人権意識を高めるためには専門的知見を有している外部講師による学習を行うことが効果的であるというふうに考えておりまして、次年度は、引き続き、CAPあさひかわによる子どもが暴力から自分を守る学習を全小学校で、人権擁護委員協議会による人権教室を全中学校で実施するとともに、新たに旭川市保健所の保健師によるエイズ・性感染症出前講座を全中学校で実施いたします。

また、発展的な内容を扱う学習を希望する中学校に対しましては、詳細な内容は学校と講師の打合せにより決まりますが、旭川医科大学による講師派遣講座を実施する予定でありまして、適切に実施できるよう支援をしてまいりたいと考えております。

〇中村みなこ委員 引き続き、CAP、人権擁護委員協議会に御協力をいただくということです。

また、保健所のエイズ・性感染症出前講座は、希望校のみだったのが全中学校で実施ということで、昨年の決算審査特別委員会で全校実施はやりくりすれば何とかできるということが明らかになっていたのも、そのように進められると理解しています。

ただ、ガイダンスにのっとっているものかどうかという検証は大事になってくるかと思います。指導する側の認識として包括的性教育のこの分野のここを扱うのだという理解をぜひ確認して進めていただきたいと思います。

また、包括的性教育は、知識伝達の授業ではなく、自分事として主体的に考えられるような授業であるべきとされています。出前授業等に関わる方々皆さんで共有すべきだということも指摘させていただきます。

いずれも、いじめ防止対策として始まります包括的性教育に対して、市民の中にも関心を寄せている方がいらっしゃると思います。何をしたいこうとしているのか、また、協力したいと考えている各機関もあると思われます。今、旭川市ではこんなことをしようとしています、検討していますなどの情報も発信する必要があるのではないかと考えております。

なお、学校にいろんな新しい教育が今までにも入り込んでいて、プログラミング教育や小学校での英語教育がそうですけど、それらと比べると、包括的性教育は、親の理解、家庭の理解での相乗効果があるんじゃないかなと思いますので、保護者の皆さんへもぜひ周知を図っていただきたいなと思っています。

次に、いじめ対策そのものについて伺っていききたいと思います。

様々な取組が続けられています。いじめに苦しんでいる、困っている子を見逃さないように、こぼれ落ちる子がいないようにということで進められていますし、以前と比べ、これぐらいは大したことがない、いじめではないよねという先生の安易な単独の判断で見過ごされてしまうことは大幅になくなっていると私も思っております。ただ、それと引換えに失っているもの、軽視されているものもあるのではないのでしょうかとの課題意識を持って質問させていただきます。

子どもたちが嫌な思いをしたらいじめと認知というのは合い言葉のように定着しているように思っています。大小問わず、トラブルはいじめになり、いじめは駄目、いじめゼロの指導が繰り返されています。

それでは、いじめの定義について改めて伺います。

○工藤学校教育部主幹 いじめの定義につきましては、いじめ防止対策推進法におきまして一定の人的関係にある児童生徒が行う行為により、行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと規定されており、国の基本方針では、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か判断するものと示されているところであり、学校におきましては、いじめを見逃すことのないよう、法に基づき早期発見、早期対処を徹底することが求められております。

○中村みなこ委員 早期に認知した後、対応のための報告を実施しているわけですが、どのような手続で行っているのでしょうか。

○工藤学校教育部主幹 学校におけるいじめの認知の手続につきましては、アンケート調査や相談等により、いじめの疑いのある事案を把握した教職員から報告窓口となる担当者を通じて報告を受けた校長が学校いじめ対策組織会議において法のいじめの定義に基づき認知を判断しております。

また、学校から教育委員会への報告につきましては、いじめの疑いを含む全ての事案について、毎月1回、所定の様式を提出することに加えまして、いじめの重大化、長期化のおそれのある困難ケースにつきましては、学校が把握した時点で電話により速報を受け、毎週の対応記録をいじめの解消に至るまで提出することを求めているところであり、状況に応じた適切な対処について指導助言を行っております。

○中村みなこ委員 子ども同士のトラブルがありました、会議で報告します、子どもたちに詳細を聞き取ります、2回目の会議を開いて認知を判断します、認知となったらどう対応するかを決めて両方の保護者に連絡します、3か月後、保護者に連絡して、大丈夫と確認できれば解決となります。ただ、認知しないとなっても、全て記録を残している先生方もたくさんいらっしゃいます。一つのトラブルがあれば、これだけの動きをしなければなりません。児童生徒の感じる被害性に着目なので、嫌な思いをしたら全てがいじめと認知されるわけです。

ある学校の生徒指導部担当の方に聞いた事例です。

Aちゃんに対して、Aちゃん、どこへ行くのと聞いたのに、うふふと言って行っちゃった、これがいじめになったんです。黙っていなくなったから嫌な思いをしたんだということなんですね。

廊下でBちゃんとぶつかった、痛かった、これもいじめです。嫌な思いしたんです。

グループで話をしています、Cちゃんに聞いているのに何も言わない、無視する、これもいじめになります。

これら全部について、その都度、報告会議、関係者聞き取り会議を開き、認知して、対応して、記録して、電話して、3か月後にまた電話して、全部にこういう対応を行っているのが今の現場で

す。

また、年3回のいじめアンケートをしておりますが、ここに書かれたことは全て認知され、いじめとなります。低学年の子どもたちは一生懸命書こうとするんです。今日、アンケートするとなったら、朝からの一日をやっとこすっこ思い出して、そういえばこんなことがあったなみたいなことを書いてくれるそうです。ですから、アンケートが終わった後の処理が本当に毎回膨大になるということです。

逆に、高学年では、書いたら先生に呼ばれる、話をしなきゃいけないし、親にも電話をかけられるということで、それが嫌で書こうとしない子も出てきているという実情があるそうです。

こういう取組の中に、即、対応しなければならない、いじめを見つけられているというのも事実ですし、いじめを見過ごさないための取組なのだから、こうするのは当然だと考えるべきなのかなってというのは本当に疑問なんです。何の達成感もやりがいもないなと思うんですよね。徒労感を増大させながら疲弊していつているという先生方の現状だと思うんですね。

先ほどもありましたけど、これじゃ、なったばかりの20代の若い先生は早期退職しても仕方ないかなと感じてしまうところもあります。軽微な事案への対応に時間が取られ、本当の重大ないじめを見過ごしていないかということも心配であります。少しでも現場の負担を減らすやり方にできないのでしょうか。

○工藤学校教育部主幹 いじめへの対応におきましては、行為の重大性の程度が低いと思われる事案でありまして、いじめを受けた児童生徒が深刻な心身の苦痛を感じている場合があることから、こうした状況を的確に捉え、組織的かつ継続的な支援ですとか指導を行うことが大切であると認識してございます。

本市におきましては、性に関する事案や学校が警察と連携している事案などを困難ケースと分類し、重点的に対処することとしておりますが、積極的な認知により事案の総数が年々増加している状況にあることから、学校の負担を軽減し、真に注力すべき事案に適切に対処できるよう、分類の基準について毎年度見直しを行っているところでございます。

○中村みなこ委員 分類の基準を毎年見直しということでありましたが、先ほどの生徒指導担当の教員に聞いても知らないと言われました。結局、現場でしなければならないことは何も変わらないとも言われました。

また、困難ケースについてです。子どもたちが市にお手紙を書いたり、ここに連絡しなさいというカードを何回も配られていますが、そのカードにある番号に電話したら全てが困難ケースになると聞いています。困難ケースになったら重点的に対処しなきゃいけないので、内容がすごい軽いものであっても、通常の認知よりもっと手厚い対応をしなければならないってことで、先生方はそのカードを配りたくないと言っていました。それぐらい負担感があるのだと感じております。

現場の負担が重いということ、見逃さない対策だけど、防止対策にはならないのではないかとということも含めて述べてきたつもりですが、それとは別に、ここ最近、これらに取り組んで数年がたち、先生方の子どもたちへの悪影響を懸念する声が増えてきてるんじゃないかと感じております。心配しているのは友達との関わり方を学ぶ過程が失われているのではないかとという点です。

それも含めて、失敗が許されない環境がつくられていませんかとある先生がおっしゃっていました。無視した、ぶつかって謝らないはその子の失敗になってしまうんですね。たまたまぶつかった、

言葉が足りなかった、間違った、そういう失敗が全ていじめになっています。いじめは駄目となると、失敗は駄目になるじゃないですか。

私が新卒の頃から、教室は間違うところだって指導をする先生やそういう学級経営をする先生も多かったと思います。私もそうしてきました。でも、いじめの取組により、いじめは駄目、失敗は駄目、間違いは駄目という空間になっているんだったら、すごく心配だなと感じているのです。

実際に何かあったとき、おまえ、それはいじめだからなと子ども同士で言っちゃうし、先生方もそれ以上やったらいじめになるよという感じでいじめという言葉が至るところで出てきてしまっています。使いたくないんだけど、使ってしまうという先生方もいました。

また、トラブルをいじめとして扱われてしまうと先生がすぐに対応することになります。そうすると子ども同士で解決する機会すら奪っているのではないのでしょうか。無視されて嫌な思いしたって訴える方法は身についていると思うんです。それも大事なのですけれども、何であのときに無視したの、私、何かしたの、嫌な気持ちになったよ、今度はこうしてね、そういうやり取りや機会がきっちり保障されているのだろうか。すぐに先生が介入し、聞き取ってとなっている中で、対話して解決する力が保障できているのだろうか、実は奪っているなどと思います。

さらに、こういう失敗を繰り返しちゃう特性を持っているお子さんたちもいます。実際、特別支援在籍のお子さんがいて、何度も何度もいじめの加害側に名前が挙がってしまいます。保護者にも何度も何度も電話が行くことになります。これではその子も親もつら過ぎるのではないのでしょうか。

先生方もいろいろ配慮しながら、工夫しながらされているようですが、そういう特性を持った子には何が必要なのか、先生方が一緒について、一つ一つ教えるというか、支援する、こうしたらいよいよアドバイスするような先生方がいないじゃないですか。

そして、子どもたちには、被害と加害の対極の関係じゃなくて、理解して支える仲間というか、友達も必要と考えますけど、いじめに遭ったらすぐ訴えるという中だと、そういう関係もなかなかつくりにくいんじゃないかと思っております。そういう体制も取組もない、学級経営に任せられるとしても、そこにかける時間も労力もないのです。先ほどからいろいろ述べてきましたが、いじめ対応にすり替えられているんじゃないかを感じているのです。旭川モデルの下で育つ子どもたちは本当にこれでいいのでしょうか、疑問しかないですし、心配でしかないです。

それでは、いじめ防止対策「旭川モデル」の施策等の一つとして、いじめ事案の重大化、長期化の防止に取り組んでいますが、成果について伺います。

○坂本学校教育部長 本市では、学校教育委員会といじめ防止対策推進部において、困難ケースに該当する事案の認知から解消に至るまで、児童生徒の様子や学校の対応状況を一元的に共有し、心のケアや学習サポートの支援により、重大化、長期化の防止に取り組んできております。

令和5年度は、重大事態14件が発生し、そのうち13件が不登校重大事態となっております。

新年度においては、こうしたことを踏まえ、いじめを受けた児童生徒が病気などの明確な理由以外で一日でも欠席した時点で学校が組織的に登校支援に努めることとしており、学校からは迅速な初動の対応によって早期の登校再開につながったという報告も数多く受けております。

引き続き、児童生徒の特性やいじめの実態、そして、これまでの対応の課題を踏まえて旭川モデルの取組を検証し、改善、充実に努めてまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 旭川モデルは、不登校重大事態への対応により成果につながっていること、そ

して、認知件数が大幅に増えていることから見逃しゼロにつながりつつあるというのは成果だとは思っております。しかし、それは現場の負担の上に成り立っているわけです。多大な事務作業のための労力や時間をかけている現状、子どもと向き合うゆとりや教材研究にも支障がある現状の上に成り立っています。働き方改革には逆行しています。しかも、コミュニケーションスキルを学ぶ子どもたちの機会を奪っていて、子どもたちへの影響も心配されています。これでは、声高に旭川モデルをやっていると胸を張れるものではありません。

新年度の負担軽減については、これだというものは残念ながら示されておりませんし、いじめ対策監の2人で、本当に限定的なものです。これだけ予算をかけています、人を増やしています、先生方がじっくり子どもたちと関わっています、包括的性教育や人権意識、市民に浸透する取組にこんなに取り組んでいますといったものがそろった旭川モデルにすべきだと考えます。

教育長の見解を伺いまして、この項目を終わります。

○野崎教育長 いじめ防止対策の推進でありますけれども、いじめ防止対策推進法において、地方公共団体、学校の設置者及び学校に課された責務でありまして、全国全ての自治体において着実に取り組まなければならないものであります。本市の認知件数は非常に増えているということで、学校には大変苦勞をかけているなど思っておりますけれども、非常によく取り組んでくれてありがたいとも思っているところであります。

一方、いじめ問題の対処でありますけれども、学校が対応すべき課題というのは複雑かつ困難化しており、教職員の負担が増大しているところであります。それに伴いまして教職員が児童生徒一人一人に寄り添う時間を十分に確保できない状況が生じているところでありますけれども、こうした課題は全国共通のものでありまして、本市において昨年度から取組を進めている学校教育委員会と市長部局が一体となったいじめ防止対策「旭川モデル」を通じて学校の負担軽減を図っていくということが重要であるというふうに考えているところであります。

令和7年度は、継続配置となる教育委員会のいじめ対策コーディネーター、市長部局のいじめ対策支援員や弁護士、心理士といった専門職に加えまして、中学校2校の校内教育支援センターの支援員と兼務となる（仮称）いじめ対策監や市長部局のいじめ対策アドバイザー及び青少年育成支援員を新たに配置することで学校や児童生徒への支援の充実と教職員の負担軽減に取り組んでまいりたいと思っております。

また、こうした人員体制の強化だけではなくて、情報モラル教育や包括的な性教育の取組などによる未然防止教育のさらなる推進や、児童生徒、保護者をはじめ、広く市民を対象とした広報啓発活動の充実にも取り組むことでいじめが生まれにくい環境づくりや児童生徒の生命と尊厳を守り安心、安全な環境で過ごすことができる社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 それでは、これで私からの質問を全て終わります。ありがとうございました。

○高橋紀博委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時10分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○**小林委員** 本日もよろしく願いいたします。

前半に引き続き、理事者の皆様をお願いいたします。

取組等を遡ってお聞きする際には、元号ではなく、西暦でのお答えをお願いしたいと思います。事前に伝え忘れていた部局もあったなと今思い出したので、今のうちに頭の中で変換しておいていただけると幸いです。

分量が重たくないものから進めていきたいと思います。

まず、中央図書館のW i - F i 設置について伺いたいと思います。

今回、中央図書館のW i - F i 設置についての予算が計上されてきたかなと思うのですが、これは個人的に質問や質疑を通して設置のお願いを1年ぐらいしてきたかなと思いますし、会派としても要望を出してきたので、設置の予算がついたことを大変うれしく思っております。ありがとうございます。

さて、設置についていろいろ確認させていただきたいと思います。

まずは、W i - F i の導入に係る予算総額と設置コスト、ランニングコスト、財源について伺います。

○**登野社会教育部次長** 今年10月更新の図書館情報システム賃貸借5年の長期継続契約の一部として中央図書館フリーW i - F i 賃貸借が計上されており、W i - F i の機器等の賃貸借料として月額3万9千281円、通信料として月額1万1千770円であり、5年総額で306万3千60円としており、いずれも全額一般財源でございます。

○**小林委員** 今の答弁だと、導入に係る一時的なコストはないということで、月額約5万1千円、1年当たり約61万円かかるということでした。

導入は中央図書館の中でも一部の部屋にとどまっていると思いますが、全館ではなく、一部導入となった理由は何でしょうか。また、全館だった場合の導入費用は幾らになる見込みだったのか、伺いたいと思います。

○**登野社会教育部次長** 中央図書館全館に導入する場合、W i - F i の機器等の賃貸借料として月額6万6千500円、通信料と合わせまして5年総額で469万6千200円の見込みとなっております。

一部への導入となりました経緯につきましては経費が最大の要因ではございますが、読書環境の充実という観点から、書棚が大半を占める場所ではなく、落ち着いて読書をする利用者の多い読書室としたところでございます。

○**小林委員** 経費という点でいえば、全館設置の場合は1年当たり94万円ぐらいかかるということなので、年間でいうと33万円程度の差額ではありますが、そこが最大の要因であるということでした。ただ、図書館の目的や利用者層も併せて考慮した結果、読書室になったということですね。

では、設置予定の読書室の定員や利用層、ふだんの様子などについて教えていただけますか。

○**登野社会教育部次長** 設置を予定している読書室は中央図書館2階にあり、4人掛けの椅子とテーブルを21組、合計84席が収容できる部屋で、利用層としては、幅広い年齢層の方のほか、学生やビジネスマンが多く見られ、図書館の本を用いた調べ物や読書、学習する場所として利用していただいております。

○**小林委員** 幅広い層がふだんから利用されているということでした。全部で84席ということで

すが、設置予定の設備は何人ぐらいが同時接続できるものとなっているのでしょうか、お示ください。

○登野社会教育部次長 設置を予定している機器は、読書室の収容人数分の同時接続が可能となるように想定しております。

○小林委員 仮に84席全てが埋まって、その人たち全員がW i - F i を利用したとしても通信速度などには影響がないぐらいの設備になると思っていいのですね。

では、いつから設置が始まって利用できる予定なのか、伺いたいと思います。また、設置工事などで読書室が利用できなくなる期間があれば、併せてお答えください。

○登野社会教育部次長 先ほど答弁申し上げた図書館情報システムの更新と合わせているため、閉館日1日で設置工事を終え、今年10月からの開始を予定しております。

○小林委員 閉館日1日で設置工事を終えるということで通常の開館日には影響はない、また、10月からの利用を予定しているということです。

先日、設置予定の読書室を見に行ってきました。冬まつりの帰りに寄ったので、平日だったのですが、10名から15名ぐらいの利用者がいたんじゃないかなと記憶しております。常時、読書や学習などに使われているという意味ではその部屋に設置されるのはよかったのかなとは思いますが、同時に非常に入りにくいなというふうにも感じたんですね。どんな部屋なのかなと中に入ってみようと思っていたのですが、なかなか入りづらいなと思って入らなかったのです。それは何でかなと考えたのですが、やはり雰囲気なのかなと思います。先ほどの高花委員の質疑でも何度も出てきたのではあるのですが、私も雰囲気というのがとっても重要だと感じているところでは。

部屋のつくりとしては全て同じ方向を向いた椅子がざっと並んでいる感じだったと思うんですよね。そして、同じ方向を向いた椅子ということでとても静かでした。これを静かでいいなと好ましく思う人もいれば、静か過ぎて緊張してしまうとか、いつらいなとか、ちょっと音があったほうが落ち着くとかという方もいると思うのです。私も実際、静か過ぎると、おなかがなったりしたら恥ずかしいと思ってしまい、なかなか使いにくいと思ってしまいます。

また、例えば、中高大学生が学校の宿題やグループ課題を図書館でやろうと思うことがあるかもしれません。本がたくさんあって、インターネット環境もあって、無料で長時間いられていいなと思うんですね。ただ、そんなとき、机を動かして向き合ったり、この課題はどうするといった会話ができるような場所が図書館にあってほしいなと思ってしまうところです。

これは図書館の目的や場づくりの話にはなってしまうのですが、それぞれのニーズに応じて、いろんな場が選択できるようになるといいのになと思うところです。

今後も設置箇所を増やしていったら、そういったいろんな種類の場ができるといいなと思うのですが、今後増やしていくことを考えているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○登野社会教育部次長 今後の利用状況や要望、他の社会教育施設の設置状況を踏まえながら、設置場所の拡大を検討してまいりたいと考えております。

○小林委員 まだ設置が始まる前ですし、財政的に厳しいというのは重々承知しておりますが、より利用者に寄り添った図書館づくりをお願いしたいと思います。もちろん、利用者に寄り添うというのはインターネット環境の拡大のみではありませんし、ふだんから図書館の皆様が寄り添って頑

張ってくださっているのも重々分かっておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

また、利用者に寄り添ったという意味では、設置予定のW i - F i のパスワードなんかも利用者が使いやすいようにしていただきたいなと思います。今、市役所でもW i - F i が使えるようにはなっているのですが、そのパスワードが英数字の入り交じったすごいランダムな文字列となっていて、入力が非常に面倒だなと感じていたところでした。

自宅のW i - F i ならパスワードを特定されにくくする必要はあるのですが、公共施設のものを難しくするのは利用ハードルを上げてしまうだけで、メリットがないんじゃないかなというふうにも思いますので、旭川市や図書館、あるいは、図書館のマスコットであるブラリーにちなんだパスワードなどにさせていただいて、ぜひ市民が使いやすい環境づくりに努めていただきたいと申し上げて、この項目についての質問を終えたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、学校保健活動費について伺いたいと思います。

学校保健活動費のうち、生理用品に関するものについて伺っていきます。

まず、生理用品購入のための予算額についてお示ください。

○紺野学校教育部学校保健課主幹 生理用品につきましては、以前、保健室で受渡しを行っていたところですが、経済的理由で十分に用意できない場合はもとより、急遽必要になった場合も含めて、全ての児童生徒が心身の健康を維持し、安心して学校生活を送ることができる環境整備の一環として、2023年度より学校のトイレに配備することにしたところです。

2025年度においては、学校保健活動費のうち、生理用品購入分として、小学校で127万1千円、中学校で145万円を計上しております。

○小林委員 全ての児童生徒が心身の健康を維持し、安心して学校生活を送ることができる環境整備の一環として学校のトイレに生理用品を設置しているということです。小中学校を合わせて約272万円の予算額となっております。

では、予算額の積算根拠と購入予定費について伺いたいと思います。

○紺野学校教育部学校保健課主幹 生理用品につきましては、本年4月の小学校4年生から中学校3年生までの女子児童生徒6千393人において、長期休業期間を除く10か月間に1人1か月当たり2個の使用を想定し、今年度と同様に20個入り1パックを基に積算しております。

○小林委員 相変わらず積算根拠は1人1か月2個ということで、そこは残念なところです。

今年度も同じ積算で生理用品購入の予算を計上していたと思うのですが、予算額と執行状況について伺いたいと思います。

○紺野学校教育部学校保健課主幹 今年度の生理用品購入に関わる予算額については、小学校で139万7千円、中学校で138万7千円となっております。

執行状況についてですが、2023年5月に市立小中学校に対して約13万5千個の生理用品の寄附をいただき、今年度もこの寄附をいただいた生理用品で賄われているため、予算執行の実績はありません。

○小林委員 1人1か月2個でも少ないなと思うんですね。女性の皆さんだったら、えっ、2個と思うぐらいの量だと思うのです。でも、そのつもりで寄附された生理用品がまだなくなっていないということで、これは本当に驚きだなと思っています。

これまでの生理用品の利用状況についてお示ください。

○紺野学校教育部学校保健課主幹 使用状況の推移についてでございますが、2023年5月に約13万5千個の生理用品の寄附を受けたことから、予算での購入ではなく、寄附をいただいたものを各学校に配付し、同年6月以降、準備の整った学校から順次配備し、2024年2月までに全ての小中学校で配備を完了したところです。

2024年2月末現在の使用状況については、小学校で6万3千240個の配備に対し、1万1千643個の使用、率にして18.4%、中学校では、7万1千840個の配備に対し、1万7千853個の使用、率にして24.9%、合計では、2万9千496個の使用、21.8%の利用率となっております。

直近の調査であります2024年12月末現在の使用状況については、小学校で2万7千850個の使用、率にして44%、中学校では、4万5千98個の使用、率にして62.8%、小中学校合計で7万2千948個の使用、54%の使用率となっております。

なお、2024年5月末、7月末及び10月末現在でも使用量等の確認を行ってきましたが、5月末から7月末までの1か月当たりの小中学校を合わせた使用数が約3千600個、7月末から10月末までの1か月当たりの使用量が約5千100個、10月末から12月末までの1か月当たりの使用数が約5千500個と、1か月当たりの使用数は、少しずつではありますが、増えてきている状況です。

○小林委員 2023年5月に寄附された約13万5千個の生理用品の使用率、利用率が2024年の12月末時点で54%ということでした。2023年6月から順次の配備ということでしたので、完全に丸2年という話ではないのですが、2か年度というか、年度を2つ使ってようやく半分を超えた利用になるという計算になります。

また、1か月当たりの使用数は伸びてきている、増えてきていますよということだったのですが、事前にいただいた数字を基に独自に計算してみました。すると、確かに中学校は伸びているのですが、小学校は横ばいだなという印象でした。設置してすぐはなかなか利用が伸びていないけども、生理用品の設置について児童に浸透していけば伸びていくだろうという、以前の答弁でもそういったある意味楽観的な見通しだったかなというふうに思います。しかし、現実には伸び悩んでいるようにも感じるようです。

これについての受け止めをお聞きしたいと思います。

○紺野学校教育部学校保健課主幹 1人月2個の使用量の積算については、全校配備前に先行してトイレに生理用品を配備していた中学校の実績を参考としたところであります。

小学校では4年生以上を対象としているものの、まだ必要としない児童が一定数いること、また、小学校、中学校ともに持参したものを使用していることから、使用率の伸び率は微増となっておりますが、全校配備して以降は、各学校での配置の工夫もあり、着実に児童生徒に浸透していると受け止めております。

○小林委員 着実に浸透していると思うということですが、であれば、もっと利用が増えていてもよいのではと感じるようです。

以前の質疑では周知の仕方や設置方法によって児童が使いにくくなってしまうということも考えられるのではないかという趣旨で質疑をさせていただきましたが、使用が伸びないことについて何か要因がないのかを改めて考えていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、伺います。

設置方法については各学校の判断だったかと思いますが、実際はどのように設置されているのでしょうか。

○紺野学校教育部学校保健課主幹 生理用品の配置については、トイレ内の共用部分や個室などとし、また、用品はプラスチックの箱や布袋に収容するなど、トイレの形態なども踏まえ、児童生徒が利用しやすいよう、各学校において工夫をしながら行っているものと考えております。

○小林委員 トイレ内の共用部に置くのか、個室に置くのか、箱に入れるのか、袋に入れるのか、スペースが限られている中、各学校が工夫して設置しているということです。

共用部だと、特に小学校中学年ぐらいの子が取りにくいのかなというふうに思ったりします。子どもによっては月経が始まったことに恥ずかしさや嫌悪感を持つ子もいますし、周りに知られたくないということもあると思います。また、そういった意味では、生理用品の外装のテープをはがす音であったり、外装のかさかさする音や取り替えの音が気になるということがあるようです。

私も確かに高校生くらいまではすごく気になっていて、トイレで生理用品を替えるときに音が鳴ることによって、個室ですけど、周りにいる友達に私が生理になっていることがばれちゃうんじゃないかなとか思うと何だか不安といいますか、ちょっと恥ずかしいと思ったことがありました。そのため、かさかさ音が小さい、ビニールのものじゃなく、不織布の外装の生理用品をわざわざ選んで使っていたなと思い出します。

共用部にある、個室にあるけど、箱の開封音が気になる、生理用品のかさかさ音が気になるなど、いろいろな使用阻害要因というのがあるんじゃないかなと私は思っております。また、生理用品も、包装から厚みからサイズから素材から、羽根があるとかないとか、本当にたくさんの種類があります。合わなくても使えるなら何でもいいじゃないかと思っている方もいらっしゃるようですが、合わない生理用品を使うことで肌がかぶれるとか、経血が漏れて服が汚れるとか、歩くときに違和感があるとか、そういったことで安心して学校生活を送れなくなるということもあると思います。設置してある生理用品が自分に合わなければ使わずに、多少無理してでも持参することを選ぶということもあり得るかと思います。しかし、生理の貧困対策としてはそれでは本末転倒なんじゃないかなというふうに思うわけです。

そこで、設置されている生理用品の規格について伺いたいと思います。

○紺野学校教育部学校保健課主幹 現在使用している生理用品については、多い昼用で大きさ22.5センチの羽根つきタイプとなっております。

○小林委員 多い日の昼用で22.5センチ、羽根のあるタイプということでした。具体的な商品名が言えないようで、事前にどんなものかを確認させてもらったのですが、厚みのあるタイプだなと思いましたところ、何というか、大きいなというふうにも思いました。大人でも経血量や自分の体や好みに合わせてたくさんの種類から選びます。生理用品、ナプキンの大きさも17センチくらいから36センチくらいのものでありますし、おむつタイプもあるぐらいで様々です。

小学校4年生女子の平均身長は134センチ、中学校3年生女子の平均身長は157センチと、そもそも身長が20センチほど違って、当然、体のサイズも違うのに、全ての年代で1種類というのは使いにくいんじゃないかなというふうに思います。

男性の皆さんは分からないとおっしゃるのですが、例えば、今、皆さんはスーツを着ていらっ

しゃいますよね。簡単に言うとS、M、Lのサイズがあると思いますが、市で皆さんのワイシャツを用意します、でも、Mサイズのみにしますと出されたとして、それは使えますかという話だと思うんですよね。ぎりぎりで入ったとしても、何か肩幅が窮屈で、肩が凝るなどか、腕を振ったときにびりっとしてしまわないかが心配で動きが小さくなるとか、そういうことがあり得ると思うのです。ですから、やっぱり、体のサイズに合わせ、自分の着心地のよさや過ごしやすさを考えて選んでいると思うのですが、それは生理用品も同じだと思っているんですよね。

今使用されているのは寄附されているものなので、正直、あまり強く言えない部分もあるのですが、今後、これについては改善していくべきなんじゃないかなと思っています。

寄附ではなく、今後、予算執行によって生理用品を用意する場合、誰がどのように用意することになるのでしょうか。北海道教育委員会では、各学校に予算を割り振って、学校が生理用品を購入することにしているそうですが、本市ではどのようにするのか、お示してください。

○紺野学校教育部学校保健課主幹 予算の執行により事業を進める場合には、道立高校と同様に、各学校に予算を配分し、各学校で購入する種類などを決め、配備してもらうことを予定しております。

○小林委員 各学校に予算配分し、学校判断で用意するものを決めてよいということですね。もし学校判断で何種類かを用意しますということになれば、それはそれでよいということですね。

予算の積算では1人2個ということになっていたのですが、実際、学校判断で用意する生理用品が1人2個、対象児童生徒数掛ける2個でないといけないなど、そういった制約があるのでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 各学校に対しては予算を配分いたしますので、購入個数に制限等は設けず、配当した予算内で各学校に合った種類、数量を購入してもらうことを予定してございます。

○小林委員 予算内で種類や数量を自由に決めていいということですね。であれば、小学校か中学校かによってサイズを変えたり、児童のニーズによって、小さいものと大きいものとしたり、羽根があるものとなないものとしたり、何種類かを用意することが可能だということですね。

ただ、生理用品には本当にたくさんの種類がありますから、その中から選ぶのは結構手間だろうなとも思うところです。学校教員の皆さんがお忙しいというのはどこでも指摘されているところですし、各学校の判断とすると、結果的にこれまで用意していたものと同じものを1種類用意すると落ち着いてしまうことも考えられるかなと思います。しかし、先ほどからお伝えしているように、生理用品を何種類か用意して選べるようにすることはとても重要であります。

そこで、教員の皆さんの手間はもしかしたら増えてしまうかもしれないのですが、学校に対して児童の身体やニーズに合わせた対応をしてもらえよう通知を出していただきたいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 予算配分の際、各学校の状況に合わせて複数の種類の生理用品を準備するなど、児童生徒がより安心して学校生活を送ることができるよう、各学校に対して通知をまいります。

○小林委員 通知を出していただけるとのことで大変ありがたく思います。ぜひ、児童生徒たちが安心して学校生活を送れるようにしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、改めて、生理の貧困に対する考えも踏まえて、使用率向上に向けてのお考えについてお聞かせいただきたいと思います。

○坂本学校教育部長 生理の貧困については国の女性活躍男女共同参画の重点方針2021においても女性の健康や尊厳に関わる重要な課題と示されております。

生理用品は生活になくてはならないものであり、経済的理由で購入できない場合はもとより、急遽必要となった場合も含めて、児童生徒の心身に大きな影響を与えるものであると捉え、対応すべきものと考えております。

体調や体格などにより必要となる生理用品の種類も異なると思われますので、どのような種類の物がどれだけ必要とされているのか、きちっと把握した上で、配置場所の工夫と併せて児童生徒の利便性向上に取り組んでまいります。

○小林委員 ぜひ利便性向上に取り組んでいただきたいと思います。

1種類しか置いてない状態ではどういうものが児童にとって使われやすいものかという実態を把握することが難しくなってしまうと思いますので、まずは何種類か置いてみて、どれが多く利用されているのかを見極めていただくなど、児童生徒に寄り添っていただけるといいのかなと思っております。

以上で、この項目については終わりたいと思います。

続きまして、子どもの未来応援費について伺いたいと思います。

ちょっと大きくなってしまおうのですが、居場所づくりについて聞きたいなということです。

まず、子どもの未来応援費のうち、子どもの居場所づくり支援事業の事業概要と予算額についてお示ください。

○香川子育て支援部子育て支援課長 子どもの未来応援費につきましては、全ての子どもたちが安心し、希望を持って成長することができるよう、子どもの居場所づくり活動に対する補助や支援講座を実施するほか、児童養護施設等の子どもに対し、大学等への進学や就職に係る支度金の支給を行うものであり、予算額308万円を計上するほか、令和7年第1回臨時会で議決いただきました補正予算のうち、当該事業の食料費等の補助に係る117万円を繰越明許として計上しております。

○小林委員 令和7年第1回臨時会ということは2025年の第1回臨時会ということですね。

子どもの居場所づくり活動に対する補助や支援を行っているということだったのですが、具体的な支援内容についてお示ください。

○香川子育て支援部子育て支援課長 先ほど申し上げました子どもの居場所づくり活動に対する補助といたしましては、居場所づくり活動を行う団体等に対し、活動に伴う会場使用料、保険料、ボランティアへの謝礼金、学習教材費を実施回数に応じた上限額の中で補助しており、来年度は、物価高騰対策として飲食物を提供する場合における食料費及び食品衛生責任者養成講習の受講費用を補助対象に加えることとしております。

また、支援講座として、活動に興味を持たれている方や活動されている方を対象に居場所づくり活動に資する内容の講座を開催しております。

○小林委員 子どもの居場所に対する補助として、2025年度から、新年度から食材費も対象に加えるということでした。

2024年第1回定例会の予算質疑の中で食材費を補助対象にすることについて検討してほしい

と私が伝えていたかなと思いますので、食材費が補助対象になったのは大変うれしく思っております。ありがとうございます。

さて、十分ではないにしろ、市の居場所づくりやそのための支援策が少しずつ充実してきた印象を持っています。しかし、やはり私が気になっているのは支援のはざまに落ちやすい若者世代のことです。

以前、若者支援について一般質問をしたことがあったのですが、そのとき、総合政策部と子育て支援部のどちらで答弁をするかということではなかなか話がまとまらなかったなというのを覚えています。結果として、子育て支援部に対応していただいたのですが、当時の答弁は若者に対してあまり優しくないな、ちょっと冷たいんじゃないかなというふうに感じるものでした。

児童でもなく、完全に自立できるほど成熟しているわけでもない、場合によっては子ども扱いされて、場合によっては大人扱いされて、複合的な困難を抱えてもどこに相談したらいいのか分からない若者への支援というのが必要だと考えております。

今回、代表質問で我が会派の塩尻議員が若者の居場所づくりについて質問しました。若者の支援を進めていくべきではないかという問いに対して、市長からは、子育て支援部を中心に相談体制や人とのつながりを保つことができる居場所づくりなど、若者世代にも切れ目なく支援が届けられる体制づくりを検討していくという答弁があったかと思います。そのため、ちょっと気は早いのですが、少しお聞きしていきたいなと思っております。

以前、一般質問したときには若者に特化した支援の必要性はあまり感じてはいらっしゃらなかったかなというふうに思うのですが、今回、このような答弁があり、何か市として思うところがあったのかなとも思いました。

市として若者の状況についてどのような課題認識を持っているのか、お聞かせください。

○香川子育て支援部子育て支援課長 2023年12月に閣議決定されましたこども大綱では、こどもまんなか社会の考えが示されておりまして、全ての子ども、若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる社会を目指すとして、その対象が子どもだけでなく、若者でもあることが明確に示されました。

現在、策定中であります旭川市こども計画においても、こども大綱の趣旨を踏まえながら、ライフステージに応じて社会全体で切れ目ない支援を行うことを定めており、思春期から青年期にかけた取組の在り方についても示しているところでございます。

また、近年は、ひきこもりやいわゆるニートなど、若者世代における問題も社会的に注目されており、本市においても不登校数の増加や非行行為などの問題も見聞きするところでもありますことから、このような若者に多く見られる課題についてしっかりと目を向けていく必要があると認識してございます。

○小林委員 若者に関する様々な課題を認識しており、目を向けていく必要があると思っている、国に合わせ、市としても取組を進めようとしていっているということですね。

ただ、一般質問でも指摘したのですが、子どもと若者を混ぜてしまうことで若者の存在が見えなくなってしまうのではないかという懸念もあります。若者といったとき、中高生を想像する方もいれば、大学生ぐらいまでを想像する方もいるでしょうし、30歳ぐらいまでを想像する方もいて、様々だと思います。今の答弁の中でも、ひきこもり、ニート、不登校といった言葉が出てきました

が、どれぐらいの年齢を想定してお話しいただいているのかなと疑問に思うところです。

もちろん、全て地続きでありますし、広く包摂していたほうがよいこともあるとは思いますが、これまではそれゆえに見えなくされてきたという部分でもあると思っております。

ここで言う若者とはどれぐらいの年齢の方を想定しているのか、伺いたいと思います。

○香川子育て支援部子育て支援課長 2021年4月に国が策定した子供・若者育成支援推進大綱は、こども大綱の一つの要素となっておりますが、この推進大綱において若者は思春期、青年期の者とされており、おおむね18歳から30歳未満まで、施策によってはポスト青年期の40歳未満の者も対象とするとされております。

支援が必要な若者の範囲は施策によって異なると考えますが、例えば、居場所という観点で考えますと、現状におきましては、子ども食堂や学習支援など、比較的低い年齢層を対象とした場所が見受けられますが、中高生年代から30代ぐらいの年齢層を対象とした居場所はあまり多くないものと考えておりますことから、それらの年代を想定した居場所について考えていくことが必要と捉えております。

○小林委員 居場所という観点で考えると、中高生年代から30代ぐらいの年齢層を想定しているということでした。私も含めていただいて、居場所に入れるのかなと思うと、今から楽しみだなと思います。私もこの世代への支援が抜けているという認識でありますので、もし中高生から30代ぐらいまでを包摂できるような居場所づくりが始まるというか、まちづくりにつながるのであれば、本当にありがたいことだなと思っております。

一方で、居場所という言葉にはそれぞれのイメージがあるかと思います。私もいろいろなところでいろいろな方と話していて、居場所についての共通認識がないため、話がなかなか合わないということが度々あります。

そこで、居場所づくりについて考えるに当たって、居場所というのはどのようなものを想定しているのか、伺いたいと思います。

○香川子育て支援部子育て支援課長 子どもや若者の居場所に関しては明確な定義はなく、国の指針においては、子どもや若者本人がそこを居場所と感ずるかどうかによるとされており、そこに足を運んだ方が心穏やかに安心して過ごしていただくことができる空間であることが望ましいと考えます。

他都市でも、若者の活動拠点であったり、相談の場といった機能を持った施設も見受けられますが、例えば、学生や会社員が放課後や仕事帰りに少しの間立ち寄って思い思いの時間を過ごしたり、趣味やサークルで集まって活動したり、不登校やひきこもり、ニートなど、困難を抱えた若者が悩みを相談できる場であったりと、その機能にもよりますが、様々な方が利用できる場所と考えてございます。

○小林委員 学生や会社員がふらっと立ち寄って、文字どおり、ただいるということができる、時には集まって活動したり相談したりできる場所と考えているということでした。

用がなくてもいることができる場所というのは本当に貴重だと思いますし、そうした日々の中で信頼できる場や人ができて、困り事が起きたときに頼ろうと思えるようになるのだと思います。ぜひ、そういった支援に取り組んでいただきたいと心から思いますし、今後に期待したいと思っています。

若者支援を検討していくということでしたので、この項目の最後として具体的に新年度の取組予定について伺いたいと思います。

○向井子育て支援部長 新年度からの若者の居場所づくりについての御質問でございます。

若者に対する施策ということで、これまでは、例えば、北彩都子ども活動センターＡＳＯＢＩ～ＢＡなどの活動場所の確保や異年代の交流などのイベントの実施などを行ってきており、また、他部局においても若者を対象とした事業というのが行われてきておりますけれども、若者の抱える課題やニーズが多様化、複雑化してきている中で、居場所づくりとなりますと十分に対応できているとは言えない部分もあったものというふうには認識をしております。

そうした中、先ほど課長も御答弁をさせていただいておりますが、国の子育て政策が大きく転換をして、こどもまんなか社会の実現を目指すこども大綱が閣議決定され、それに伴い、子どもの居場所づくりに関する指針が策定されるなど、子どもや若者の居場所づくりが推進されるようになったところであり、本市といたしましても、現在、策定作業を進めておりますこども計画に基づき、取組を進めていきたいと考えているところでございます。

ただ、これまでの質疑にもありましたように、若者の居場所と一言で申し上げましても、年齢はどうか、どの範囲でどういう人を対象とするのか、居場所としての機能はどうかなど、検討すべき事項は少なくないものと考えておりますので、まずは、求められるニーズのほか、民間でも様々活動されておりますので、どのような活動がされているのか、また、他都市の実情はどうなっているかなどを調査し、本市においてどのような形態の居場所が必要とされるかを把握していくことで本市の実態に合った居場所づくりについての検討や取組につなげていきたいと考えております。

○小林委員 まだ取組の検討を行うという段階なので、新年度は、まず、市内で活動されている民間団体の調査だったりとか、他自治体の取組、若者のニーズなどの把握をしていきたいということだったかなと思います。

ただでさえ現時点で支援やコミュニティーにつながれていないのが若者でありますから、ニーズの把握というのは難しい面もあるのかなとは思いますが。しかし、できれば、若者のことを知っていそうだなという大人からではなく、ふだんから若者としっかり関わっている方であったりとか、事業を進めるのであれば、ぜひ若者本人の直接の声を聞いて進めていっていただきたいなと思うところです。

これで、この項目は以上となります。ありがとうございました。

まだ１つ項目が残っているのですが、ちょっと長くなりそうなので、３時の休憩を挟んでからさせていただきますたいなと思います。お取り計らいをよろしくお願いいたします。

○高橋紀博委員長 それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後２時５２分

再開 午後３時２５分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○小林委員 最後の１項目になりますが、よろしくお願いいたします。

放課後の児童の居場所づくり事業について伺いたいと思います。

まず、この事業の予算と概要についてお聞かせください。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 放課後の児童の居場所づくり事業につきましては、保護者の就労状況等にかかわらず、全ての児童を対象とした多様な居場所としての放課後子供教室を設置し、児童が安全で安心して過ごせる居場所の提供に加え、様々な大人との関わりや、スポーツ・文化活動等の体験を通じて子どもの社会性や創造性を育む環境づくりを推進するもので、放課後子供教室3か所の運営に要する経費として、2025年度は484万2千円を計上しております。

○小林委員 放課後の児童の居場所づくり事業は放課後子供教室の運営に係るものだったということでした。

私は、子どもの居場所というか、放課後の子どもの居場所というのに全然詳しくないのですが、放課後の子どもの居場所といたら放課後児童クラブとかもあったというふうに思うのですが、放課後児童クラブと放課後子供教室というのは何が違うのでしょうか。それぞれの事業目的と概要、併せて財源と補助金額についてもお示しください。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 放課後児童クラブは、児童福祉法に基づき、保護者が就労等によって、昼間、家庭にいない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的とし、本市が設置しているものにつきましては、日曜日や年末年始等を除き開設しており、利用に当たっては旭川市放課後児童クラブの運営に関する条例に基づき入会児童保護者から運営負担金を徴収しております。

一方、放課後子供教室は、保護者の就労状況にかかわらず、全ての子どもに居場所を提供することを主な目的とし、様々な大人との関わりやスポーツ等を通じた体験活動を重視した取組となっており、その運営に当たっては、保護者や地域住民等で構成する運営委員会へ委託し、参加費として保険料相当額等を運営委員会ごとにそれぞれの活動内容に応じて徴収しております。

財源と補助金額につきましては、放課後児童クラブは、国、道、市がそれぞれ3分の1の負担割合となっているほか、利用者からの運営負担金により運営しております。

2023年度決算での財源内訳で申し上げますと、国庫支出金及び道支出金がそれぞれ2億543万円、一般財源が1億8千878万6千円、運営負担金が1億127万1千円となっております。

一方、放課後子供教室は全額が一般財源であり、旭川市子ども基金から全額を繰り入れております。

○小林委員 放課後児童クラブは、保護者が就労などで家にいない児童の預かりといった感じなんではないか。開所日も、日曜日と年末年始以外、毎日開いていて、利用に当たっては保護者負担があるということです。一方、放課後子供教室は、保護者の就労状況にかかわらず、全ての児童が利用でき、居場所や学びの場を提供しているという感じで、教育の側面が強いのかなと。

実際、厚生労働省と文部科学省で所管も違うと調べて分かったのですが、それで、放課後子供教室は、事前に調べたところ、場所によって異なるというふうな情報も出てきました。保護者負担は保険料相当額程度ということです。

追加で伺いたいのですが、放課後児童クラブの運営負担金と放課後子供教室の参加費となる保険料相当額というのはそれぞれ幾らぐらいなのか、お示しください。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 放課後児童クラブの運営負担金については月額4千円となっ

ておりまして、一方で、放課後子供教室の保険料相当額ということで言いますと、1年を通して500円となっているところでございます。

○小林委員 突然にもかかわらず、ありがとうございます。

放課後児童クラブのほうは月額4千円、放課後子供教室のほうは年額500円ぐらいということでした。

その前の答弁で事業の組立てや目的が異なるということは理解しましたが、実際に児童の過ごし方には違いがあるのでしょうか。ある場合、どのような違いなのか、お示してください。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 放課後児童クラブにつきましては、子どもたちが安心して過ごせる生活の場として、クラブごとに一定の時間割に沿って活動を行っております。

例えば、16時頃におやつの時間を設けた後、17時頃には自由遊びを行うなど、日々のスケジュールが決まっております。また、誕生日会や季節ごとの製作活動、ICTを活用したオンラインプログラムを実施するなど、子どもたちが楽しく過ごせる工夫がされております。

一方、放課後子供教室につきましては、全ての児童が参加できる学習、体験活動の場として運営されており、主に宿題の支援や読書活動、鬼ごっこやスポーツなどが実施されております。

両事業につきましては、それぞれ目的に沿った特徴はありますが、放課後の居場所として、一定程度、過ごし方に共通する部分もあると認識しているところでございます。

○小林委員 過ごし方に関しては一定程度共通する部分があるということでした。私も双方の違いというのがいまいち分からないんですね。明文化してはいなかったとしても、鬼ごっこや児童の宿題のサポートなんかは放課後児童クラブでもやることはあるんじゃないかなと思いますし、逆に、自由遊びや簡単な時間割なんかでスケジュールが決まっているというのは放課後子供教室もそうなんじゃないかなと。放課後子供教室のチラシを見ていても、5月のスポーツプログラム、みんなで遊ぼう（自由）とあり、これは自由遊びじゃないかと思うんですね。そういったことで全体の内容は似ているんじゃないかなというふうに思っているところです。

違いを知るためにも、まずは放課後子供教室ができた経緯とその目的について伺いたいと思います。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 放課後子供教室につきましては、2019年度から、大町小学校、日章小学校、江丹別小学校の3校を対象として設置しております。

設置に至る背景としましては、放課後児童クラブの設置を求める声や保護者の就労形態の多様化などを踏まえ、放課後児童クラブが設置されていない小学校に市独自の放課後の居場所づくりを検討する中で、国の放課後子供教室を参考に事業構築を行い、2018年度の大町小学校でのモデル事業の実施などを経て、2019年度から事業化したものでございます。

なお、日章小学校及び江丹別小学校においては、地域住民等との意見交換における放課後児童クラブの設置を求める声や、小学生のみならず、中学生も含めた居場所づくりなどの意見を踏まえ、2019年度から本格的に実施しているところでございます。

○小林委員 放課後の子どもの居場所を求める声もあったということでしたが、放課後児童クラブ設置の要望があったにもかかわらず、放課後子供教室を設置したのはなぜでしょうか、伺います。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 放課後の居場所づくり事業の構築に当たりましては、保護者からの放課後児童クラブの設置を求める声もありましたが、保護者全体の要望には至らなかったこ

と、また、一定程度の利用予定児童数が確保できない場合、国、道の交付金が一般的なクラブより少なくなる財政的な課題などがあり、設置に至っていない中、放課後児童クラブの利用に当たっての条件である、就労を要しないなどの市独自の放課後の居場所づくりとして放課後子供教室を設置したところでございます。

○**小林委員** 保護者全体からの要望には至らなかった、要望が足りなかったということですかね。それと財政等の様々な課題や懸念があったため、放課後子供教室の設置に至ったということです。放課後子供教室のほうは財政負担は少ない、小規模校への設置が向いているといったことがあったのかなと思っています。

ただ、大町小と日章小については週2回の開所となっているんですよね。放課後児童クラブの設置を求めている保護者は週2回の開所で足りているのかなと疑問です。

保護者から回数増の要望などは来ているのか、伺いたいと思います。

○**熊谷子育て支援部こども育成課長** 保護者から回数を増やすことについての要望はいただいておりますが、現行の運営体制の中では、財政面や人員面などの課題がありまして、回数を増やすことが難しい状況にありますことから、今後についても、事業の継続と適正な運営を図りながら、運用回数の見直しについても引き続き検討してまいります。

○**小林委員** 回数を増やすには財政と人員に課題があるということでした。ただ、そうすると、最初の保護者ニーズと事業が合っていないんじゃないかなというふうに感じるところです。そして、それぞれの活動内容や導入経緯を聞いていると、子供教室というのは児童クラブの代替なのかなというふうにも感じてしまうところです。ここが私の1つ目の問題意識ですね。

さて、これまでの答弁に、市独自の放課後の居場所づくりとしてとか、国の放課後子供教室を参考に事業構築を行ったとありました。確かに、国が進めている放課後子供教室というのがあるとは思いますが、これと本市の取組は違うのでしょうか。違う場合、どこが違うところなのか、お示しください。

○**熊谷子育て支援部こども育成課長** 国が2007年度に策定した放課後子どもプランに基づく放課後子供教室は、幅広い地域住民の参画を得ながら地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、学校を核とした地域づくりを目指すものであり、地域と学校が連携、協働して行う地域学校協働活動の一環として実施するものであります。

一方、本市が実施する放課後子供教室は、放課後児童クラブが設置されていない小学校において、放課後の児童の居場所について利用ニーズがあり、地域住民の参画を得られるものについて校区ごとに運営委員会を設置し、実施しているもので、その目的や実施体制などに違いがあるものと認識しております。

○**小林委員** 国のものとは違うということですね。

今も、答弁の中に、放課後子供教室は、放課後児童クラブが設置していない小学校で放課後の児童の居場所についてニーズがあったから設置したという話も出てきているので、どういう差別化というか、違いなのかなと思っています。ただ、国のものとは目的や実施体制が異なるということでした。

たしか、この事業開始時には国の補助金が出ていたというふうに記憶しております。ただ、今は全額一般財源ということでした。これは国の進めている放課後子供教室に合致しなかったから補助

がなくなったということなののでしょうか。なぜ全額一般財源となったのか、経緯について伺います。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 本市が実施する放課後子供教室は、本格実施した2019年度においては国の補助を受けて運用を開始したところであります。しかしながら、次年度において国の基準では地域学校協働活動推進員の配置が要件とされており、本市では、この要件を満たすことが困難であったため、2年目以降は一般財源での運営になっております。

○小林委員 事業開始の翌年から地域学校協働活動推進員の配置要件ができた。その地域学校協働活動推進員は地域コーディネーターと言うらしいので、今後は地域コーディネーターで統一したいと思います。これを市が満たすことができなかったということです。そして、そのまま国の補助がなくなり、一般財源で事業を継続しているということでした。

では、地域コーディネーターというのは具体的にどのようなものなのでしょうか。また、なぜ地域コーディネーターの配置に至らなかったのか、そして、今後配置する予定はあるのか、お聞きします。

○小島社会教育部社会教育課主幹 地域学校協働活動推進員、地域コーディネーターについてですが、こちらは子どもたちの学びや成長を支えるために地域と学校をつなぎ、地域と学校の連絡調整等を行うことが主な役割です。

地域学校協働活動推進員になるために特別な資格は必要ございませんが、社会教育法において、教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから委嘱することができると位置づけられているところでございます。

地域学校協働活動につきましては、本市では2021年から取り組んでおり、地域学校協働活動推進員、地域コーディネーターの配置が欠かせないことから、社会教育部職員が当該コーディネーターとなり、中学校区を地域とするモデル地域を設定し、取組を進めております。

モデル地域は、2021年度に3地域、今年度からは、地域の方にもコーディネーターを担っていただくことができたため、新たに3地域を設定しており、コーディネーターが配置できた中学校区を、順次、モデル地域に設定し、将来的には全市での展開を目指したいと考えております。

○小林委員 地域コーディネーターの配置が欠かせない地域学校協働活動は、本市では2021年度から取り組み始めたということです。つまり、この配置要件ができた2020年にはまだ市としての取組が始まっていなかったため、地域コーディネーターの設置をして、国の事業というか、国からの補助を取り続けるということがその時点ではできなかったということなのだと思います。そして、社会教育部としては、将来的には全市的な取組とすべく、今進めている最中ということです。

ただ、2021年に取組を始めてから数年が経過しておりまして、その間、配置要件が満たせなかった放課後子供教室というのは市の独自事業としてよく分からない立ち位置に置かれ続けているように私は思っているのです。

子育て支援部としては地域コーディネーターを早期に設置して国の要件に合致させようとは思わなかったのでしょうか。また、今後、地域コーディネーターを設置する考えはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 地域コーディネーターの設置につきましては、これまで地域学校協働活動において位置づけられているものと認識していることから、現在3校で実施している

放課後子供教室において独自に設置することはできないものと考えているところでもあります。

今後につきましては、地域コーディネーターの配置状況を注視するとともに、財源確保やより適正な運営の観点からも関係部局と協議しながら国の補助事業活用に向け、検討してまいります。

○小林委員 独自の設置はできないとしても、要件が合致しなくなって補助金が取れなくなってしまったという段階で社会教育部と調整や連携を進めていなかったのかなというふうに疑問に思うところです。

今後は補助事業活用に向けて検討していきますということだったのですが、これまではそうしなかったのかなと思うところです。独自事業として続けていた数年というのが地域学校協働活動の進展の待ち時間だったのか、それとも独自事業として続けていこうと思っていたのか、よく分からないなと思うところです。ここが2つ目の関心事です。

さて、先ほどの質疑の中で、放課後児童クラブと放課後子供教室はとても似ている事業だな、代替なのかなと思ったという話をしました。そこで、それぞれの運営体制、職員数やその配置基準、現状の指導体制について伺います。

○熊谷子育て支援部 ども育成課長 放課後児童クラブは、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づいて運営しており、保育士、社会福祉士、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教諭などの資格を有する者であって、一定の期間内に都道府県知事が主催する放課後児童支援員認定資格研修を修了した放課後児童支援員を利用児童数が10人から49人の児童クラブには2人以上の配置、50人以上の児童クラブには3人以上の配置としております。

一方、放課後子供教室は、全ての子どもに居場所を提供することを主な趣旨として実施しており、1回当たり1名以上の職員を配置することとしておりますが、資格要件は設けておらず、ボランティアの配置も可能としております。

○小林委員 児童クラブは放課後児童支援員認定資格研修を修了している支援員を設置しており、保育士免許、社会福祉士の資格、教員免許などを有していないと受けられない研修ということなので、物すごくハードルが高いものなんですね。

そういった職員、支援員というものを50人未満で2人というか、最低2人という配置基準なのかなと思いますが、一方で、子供教室は資格要件がなく、1回当たり1人以上の配置ということですから。活動内容は似ているとは思いますが、運営体制は異なるようです。

それぞれの場の目的として、遊びや生活の場と学びや体験活動の場ということが挙がっていたような気がするのですが、スタッフの資格要件の有無などを考えても純粋に子供教室のほうが人員が必要そうだなというふうに感じるんですね。資格を有していない、遊びや生活、いわゆる見守りではなくて、何らかの学びや体験をさせるという意味でいうと、子供教室のほうが人員は必要そうじゃないかなというふうに思いますし、どうしてこんなに配置基準が違うのかな、少ないのかなというふうに思うところです。

続けて、子供教室の登録者数や1回当たりの参加者数について伺いたいと思います。

○熊谷子育て支援部 ども育成課長 2025年1月における放課後子供教室の登録児童数につきましては、日章小学校が22人、大町小学校が25人、江丹別小学校が7人となっております。

次に、参加状況についてですが、2024年4月から2025年1月までの期間における1回当たりの平均参加者数で申し上げますと、日章小学校が20人、大町小学校が22人、江丹別小学校

が6人となっております。

○**小林委員** 日章小学校、大町小学校は平均で20名以上の参加があるということでしたが、場合によっては、子どもに関する資格をお持ちでない方が1名で20名の児童を見るということも配置基準上あり得るのかなというふうに思うのですが、そういった認識でよろしいでしょうか。

○**熊谷子育て支援部こども育成課長** 先ほども答弁をさせていただきましたけれども、最低1名以上でも可能として、資格要件がなくボランティアでもということになっております。

○**小林委員** 1人で20人の児童を見るということもあり得るということだとは思いますが、あまり現実的ではないと思いますし、児童にとっても安心、安全な場となっているのかなというのが心配だなと思います。

次に、放課後児童クラブと放課後子供教室の職員の雇用状態、給与や報酬について伺いたいと思います。

○**熊谷子育て支援部こども育成課長** 放課後児童クラブにつきましては、受託事業者が約380名の支援員を雇用しているのに対し、放課後子供教室につきましては、当該事業のための雇用はなく、受託事業者の職員とボランティアで運営しております。

給与等につきましては、放課後児童クラブにつきましては、週5日間、29時間勤務で、月額約15万円からの給与のほか、手当が支給されるのに対し、放課後子供教室は、委託先から謝金が支払われる形となっており、1時間当たりの金額で申しますと、日章小学校と大町小学校は、メインサポーターに対して1千200円、サブサポーターに対して400円、江丹別小学校は、メインサポーターに対して1千480円、サブサポーターに対して960円が支払われております。

○**小林委員** 放課後児童クラブでは受託事業者が職員を雇用しており、放課後子供教室は受託事業者の職員とボランティアで運営されており、給与ではなく、謝金の支払いとなっているということでした。また、その謝金も場所や役割によって1千480円から400円と大変幅があるということでした。

旭川市で時給1千480円と聞くと、すごい高いなと思うんですね。でも、一方は400円だと。この1千円以上の差というか、根拠は何なんだろうかというふうに思うんですね。

そこで、子供教室に関して、メインサポーターとサブサポーターの役割にはどのような違いがあるのでしょうか。また、その謝金についてはどのような根拠で決められたのか、伺います。

○**熊谷子育て支援部こども育成課長** メインサポーター及びサブサポーターの時給についてですが、日章小、大町小のメインサポーター1千200円、また、江丹別のメインサポーター1千480円及びサブサポーター960円につきましては、本格実施した2019年度、文部科学省の補助金における補助基準単価を準用することを基本とし、人材確保の困難性など、地域の実情を踏まえて設定しているところであり、また、日章小、大町小のサブサポーターの400円につきましては、ボランティアスタッフとしての活動であることを考慮し、実費交通費往復分を基に設定しております。

次に、役割についてですが、メインサポーターは、プログラムの企画実施、スタッフの配置、参加児童の管理、施設設備の使用管理など、全体の運営を担う立場として配置しております。一方で、サブサポーターは、プログラムの実施補助や児童の安全確保等、主に補助的な役割を担う者として配置しているところでございます。

○**小林委員** 追加で伺いたいのですが、メインサポーターは、プログラムの企画、実施、スタッフ

の配置、児童の管理、施設設備の管理などを行っているということで、実際にプログラムの実施という、子どもに接することのない裏方のような業務もたくさん担っているのだなということが分かったのですが、この裏方の業務みたいなものを担っている時間にも時給1千480円とか1千200円の謝金が発生していると考えていいのか、これについて分かるようであれば伺いたいと思います。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 メインサポーターの謝金についてでございますけれども、実際に子どもが来ているといいますか、放課後子供教室が開かれている間の時間となります。

○小林委員 急にもかかわらず、ありがとうございます。

つまり、謝金が出ている時間というのは、メインサポーターはプログラムの実施を行っており、サブサポーターはプログラムの実施の補助、児童の安全確保といった補助的な役割を担っているということでした。

役割が異なっているのですが、謝金が支払われている時間でいうと、プログラムを実施するか、プログラムの実施の補助をするかで、そんなに大きな差があるわけじゃないのかもしれないとも思うところです。ただ、そこが謝金の差の根拠となっているということでした。

日章小学校と大町小学校のサブサポーターの話が出てきたと思うのですが、ボランティアなので、実費の交通費を基に謝金を算定しているということなのかなと思います。しかし、そのボランティアには教育大学の学生なども含まれるというふうにお聞きしました。

学生ボランティアをいろんな活動に使うというのはよくあることだと思うんですね。私も、大学生のとき、オープンキャンパスがあるから手伝ってとか、そのときは貧困世帯の子どもの学習支援をしていたのですが、交通費分ぐらいでやっていたりということがあったのですが、私はこれに結構複雑な感情を持っています。

というのも、大分前に大学に通っていた方とかは分かると思うのですが、今の大学生は昔と違って本当に忙しいよねと言っていたんですね。今の大学生は、昔と違って授業の出席率が卒業にダイレクトに影響しますし、授業料も高くて、奨学金を借りている人も多いのです。

私が大学生のときにいろんな活動に駆り出されたのですが、苦学生でもあったので、その時間に働いていたほうが生活が潤うんだよなんていう気持ちになっていたことがあります。特に教育大学ということなので、授業や試験だけじゃなくて、アルバイト、さらに、実習なんかもあって忙しい中、ボランティアする時間があるなら休みたいとか、バイトして稼ぎたいと思う学生も多いんじゃないかなと思っています。

文科省の補助金における補助基準単価を準用しているということで、その根拠となる当時の実施要領を見てみたのですが、本市におけるメインサポーターに当てはまる協働活動支援員の1時間当たりの謝金上限は1千480円、サブサポーターに当てはまる協働活動サポーターの1時間当たりの謝金上限は740円となっていました。最新の実施要領では名称が変わっていたのですが、協働活動リーダーは1千480円、協働活動サポーターは930円が上限となっていました。もし同じ役割じゃなかったら指摘してください。

あくまで上限を決めているものなので、単価は各自治体で決めていいものではあるのですが、実施要領には注釈で協働活動サポーター等の謝金上限がその地域の最低賃金額を下回っている場合には最低賃金を上限として積算できるということや、実施市町村内地域であっても、公共交通機関等

の使用が必要な場所から支援を行う場合は旅費も補助対象になるということが示されておりました。この実施要領から、なぜメインサポーターを上限ぎりぎりまでの金額として、サブサポーターは最低賃金を大きく下回る交通費相当額に設定したのかに疑問が残るんですね。児童を見るというのは本当に大変なことですし、これをボランティアで大学生という貴重な大学時代の時間を使って、交通費を基に積算した1時間400円の謝金で対応してもらおうというのはいかがなものかなというふうに私は個人的には思うところです。

謝金について、全体の増額や地域や役割における差の是正というのは考えていないのでしょうか、伺いたいと思います。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 メインサポーター及びサブサポーターの配置や謝金につきましては、これまで地域の状況や役割の違いを踏まえて設定しているところでありますが、謝金につきましては事業実施当初のままの金額となっており、昨今の人件費等の高騰の状況下において一定の課題があるものと考えております。

今後につきましては、地域間あるいはスタッフの役割に応じた適正な取扱いとなるよう検討してまいります。

○小林委員 課題とは認識している、適正な取扱いとなるように検討していくということでした。でも、その適正な取扱いというのはどういうことかなという疑問が残るところです。でも、大学生を安価な労働力として使わないように、彼女、彼らの時間を使っているわけなので、そこは検討していただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

さて、これまでの質疑から、放課後子供教室では、スタッフ1名で20名の児童を見ることもあり得るということが分かり、児童の安全についても心配しています。また、児童の安全だけではなくて、働くスタッフの安全のためにも、事業の適正運営のためのサポートが必要であるというふうに私は考えております。

そこで、放課後児童クラブと放課後子供教室の適正運営のためにどのように市が関わっているのか、伺いたいと思います。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 放課後児童クラブにつきましては、各クラブの設置者として委託業務の適正な履行を確保するため、委託元としての監督責任に基づき、毎月の定例会議の開催や実績報告書の提出を求めており、半年に一度、全ての放課後児童クラブの代表支援員を招集した事務連絡会議を実施しております。また、こども育成課の担当職員が各クラブを不定期に巡回し、支援体制や環境、設備等を確認しているところでございます。

放課後子供教室につきましても、同様に委託業務の適正な履行のため、毎月の実績報告書の提出を受けているほか、担当職員による不定期の巡回や小学校の長期休業期間中における活動に対し、スタッフとして参加するなどにより、円滑な運営をサポートしているところでございます。

○小林委員 放課後児童クラブに関しては、実施報告書の提出、定例会議の開催、不定期の巡回、放課後子供教室については、実績報告書の提出、不定期の巡回という話だったのですが、放課後子供教室では定例会議等に行っていないのでしょうか、伺います。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 放課後子供教室についてですが、運営委員会により運営を行っており、その運営委員会の中で運営会議を行っておりまして、その会議には市の職員も参加しているところでございます。

○**小林委員** それぞれ報告書の提出、会議の開催、不定期の巡回などを行っているということでした。確かに、報告書や定例会議のみでは実情が見えないということもあるでしょうから、実際に現場を見る不定期巡回もすごく重要だなというふうに思うところです。

では、子供教室において不定期巡回は年何回ほど行われているのでしょうか、伺いたいと思います。

○**熊谷子育て支援部こども育成課長** 担当職員による不定期の巡回の回数でございますが、2024年度につきましては4回実施しております。

2023年度以前につきましては不定期の巡回をすることとしていたところでございますが、コロナ禍等だったこともあり、書類のみの確認にとどまっていたところでございます。

○**小林委員** 今年度は4回の巡回を行ったが、それまでは行っていなかったということです。コロナ禍で開催回数なども減っていた時期もあるのだと思いますし、理解はしますが、市の事業としてつくっている子どもたちの居場所ですから、受託団体に丸投げにせずにしっかりと対応していただきたいなと思います。

これまでの質疑の中で、放課後の児童の居場所づくり事業について様々な課題が見えてきたかなと思います。

まず、導入経緯に放課後児童クラブ設置の要望があったこと、設置されている場所も放課後児童クラブ未設置校であること、そのため、そもそもの導入意図と市民ニーズ、あと、本来のといっているのか分からないのですけど、本来の放課後子供教室の役割が合致していないんじゃないかというところが課題だなと思っています。

次に、国の放課後子供教室の要件に合致しておらず、ずっと独自事業という形で継続している。それゆえに、私としては、放課後児童クラブとのすみ分け、事業の差別化がよりできなくなってしまっているんじゃないかというふうにも思います。

放課後児童クラブと放課後子供教室は、利用している保護者や児童にとっては似たようなサービスなんじゃないかなと思うんですね。ただ、一方には就労要件があって、在学している子ども全ての居場所とはならない上、利用の負担金が月4千円ほどかかると。もう一方は、就労要件がなく、在学している子ども全てが希望によって利用することができて、負担金がかからないということでした。

日章小、大町小には開催日数という制限があるんですね。週2回しか両方とも開催していないということで、週5日、預けたい親にとっては、放課後子供教室が放課後児童クラブの代わりにもしかたらなっていないかもしれないですけど、江丹別に関していえば、毎日開所しているんですね。開所時間も午後5時15分までと結構遅くまでやられています。ほかの自治体の放課後子供教室を見ていると、意外と1日1時間とか2時間しか開所していないところが結構多かったんですけど、その中でも、旭川の大町、日章に関していえば午後6時まで開いているということで、本当に遅くまでやっているのですね。

開催日数という制限はある、江丹別に関しては毎日開所している、過ごし方も似ているということで、これを学校間でのサービス格差だと感じる保護者もいるんじゃないかなというふうにも思うところです。一方は負担ゼロで条件もないのに、一方は負担があって条件がある。また、似たようなサービスであるのに職員の資格要件も配置基準も給与などの待遇も異なる。全て一般財源なので

すが、もしかしたら小規模校に放課後児童クラブを設置するよりも安価かもしれないし、最初のほうの答弁でそういうニュアンスのこともあったような気がするんですよね。安価かもしれないし、時間帯と謝金の低さによる人材の偏りが生じる可能性はありますが、資格要件がなくて、大学のボランティアサークルと協力して安価に、安価にと言っちゃいけません、大学のボランティアサークルと協力して学生に来てもらえば人材不足の課題というのにも補えるかもしれないと思います。ただ、それは、児童や職員の安全を無視して、将来子どもに関わる仕事に就きたいと考えている大学生のやりがい搾取した結果ではないかと私は思います。

国の補助が出てくるような事業だった放課後子供教室から外れて5年目に入ろうとしているわけです。事業開始から1年後に要件が増えてしまって合致しなくなってしまったのには一定程度仕方ない部分もあると思うのですが、そこから要件を満たすというところもかならず、事業を整理したり見直したりもせず、運営も受託団体に丸投げというふうな印象があります。ちょっと怠慢なんじゃないかなと私は思うところです。

この事業にはニーズがあると思います。どんな形になるかは別として、今後も子どもたちの放課後の居場所があってほしいなと思いますし、子どもたちとそれに関わる大人たちにとっても安心、安全な場となってほしいと思っています。

これまでの指摘も踏まえて、子どもが安全に過ごせる放課後の居場所づくりについて、市としての認識を伺いたいと思います。時間はたっぷりあるので、ぜひたくさんお話ししていただけたらと思います。

○向井子育て支援部長 今まで様々な御指摘いただきました。全てにお答えできるかには不安なところはありますけれども、市として考える今後の放課後の居場所づくりについての考え方を述べさせていただきます。と思います。

放課後の居場所づくりにつきましては、子どもたちが安全、安心に過ごせる環境を確保するとともに、豊かな経験を積む場として重要であると認識をしております、本市では、放課後児童クラブや放課後子供教室それぞれの運営を通じて子どもたちが安心して過ごせる場の確保に努めているところでございます。放課後児童クラブでは支援員、放課後子供教室ではサポーターといった名称にはなっておりますけれども、良質なサービスの提供を維持していくためには、やはり職員の確保は大きな課題であると認識をしており、また、そういった場所は、職員やボランティアも含め、多くの大人に支えられているものと考えております。

また、現在、国が進めております放課後児童対策パッケージ2025というものがございすけれども、全ての子どもが放課後を安全、安心に過ごすための強化策のうち、多様な居場所づくりの推進として、先ほど来、就労要件、目的や設置の経緯が違っているというところはありますが、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に運用できるようなものを目指しているのかなと思っております、校内交流型や連携型の推進を目標としているところでありますが、今の本市の状況でございますと、いずれの形態につきましても、財政状況の課題や人員の確保、また、学校や地域の連携体制の構築にも課題があるものと考えております。

今後につきましては、放課後児童クラブや放課後子供教室がまずはそれぞれの目的をしっかりと果たせるよう、管理運営面や人員の処遇面などの課題の改善に努めるとともに、安心して働ける職場環境整備も重要であると考えております。

また、いずれの事業につきましても、現在、委託により実施をしているということもございますので、適切に運営されているかなどを確認していくことも必要であると考えておりますし、確認だけではなく、必要に応じたサポートも継続をしていきたいと考えております。

今後とも、利用者のニーズについてもしっかりと把握していき、引き続き、子どもたちの放課後の安全、安心な居場所の確保について努めていきたいと考えております。

○**小林委員** 利用者のニーズの把握もしていただきたいですし、働いているスタッフの方々やボランティアの学生たちにもいろいろ聞いてもらって、適正運営もそうですし、待遇のことも考えていただいて、学生のやりがい搾取をされているようでは、教員になった後も同じようなことが続いていき、どうしても若者が希望を持てなくなるということにもつながるんじゃないかなと思っているんですよね。ですから、そこには部としてぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

運営状況の確認もそうで、運営されている事業者も何かに悩んでいるということがあるかもしれないですし、しっかりと確認し、サポートしていただきたいなと思います。

以上で、私の質疑を終えたいと思います。ありがとうございました。

○**高橋紀博委員長** 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後４時１２分

再開 午後４時１４分

○**高橋紀博委員長** 再開いたします。

御質疑願います。

○**横山委員** それでは、残り４５分ぐらいありますので、全部はできないのですが、社会教育部の課題３点を先にやって、残りでどこまで学校教育に行けるかなという流れでいきたいと思います。すみませんが、月曜日にまたがることを覚悟して御答弁いただければと思います。

まず、アイヌ施策推進費、そして、それに関わるアイヌ施策推進地域計画の策定に関わることで大きく２つほど伺いたいと思います。

２０１９年にアイヌ施策推進法が施行されて、旭川市は２０２０年から５か年計画を策定しています。２０２４年度、今年度が最終年度ということになると思います。

私は、教員時代も社会科教員でしたので、歴史や文化というのは地域やまちづくりの基礎をなすものだというふうに考えています。旭川のこれからのまちづくりを考える上でも過去や現在を振り返るのはとても大事なことだと思うのですが、残念ながら、市長の市政方針の中には今年もアイヌ文化への言及が一言もありませんでした。

その一方で、マイセンの寄贈を受けたということが文化に関わる言及ということで聞かせていただきましたけども、やっぱり、私との認識の違いがあるなということをつくづく思いました。

社会教育部としては旭川のまちづくりにとって大事な要素なのだという事を認識されていて、５か年計画をつくって取り組んでこられたと思いますけども、残念ながら、これが教育委員会の範疇の中だけでとどまっていなかったらどうか、まちづくりにどう生かすかというような大きな、また、明確なビジョンがないというのは地域計画をつくったときからも何度も指摘してきたところです。

それはさておき、第１期が間もなく終わりますので、まず、第１期計画の総括について伺いたいと思います。

○坂本社会教育部文化振興課長 第1期となる現在のアイヌ施策推進地域計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とし、3つの基本方針を定め、様々な事業を実施してまいりました。

基本方針の1つ目のアイヌ文化の理解の促進では、博物館や生活館において、アイヌ語やアイヌ文様刺しゅうなどのアイヌ文化関連講座を実施したほか、小中学生を対象としたアイヌの歴史や文化を学び、体験する学習プログラムなどを実施いたしました。

2つ目のアイヌ文化の保存と伝承では、嵐山公園内のアイヌ文化の森・伝承のコタンにあるチセの整備、博物館で収蔵しているアイヌ語音声資料のデジタル化などを行いました。

3つ目のアイヌ文化を生かした産業や観光の振興では、アイヌ文化関連スポットを外国人観光客に紹介するための観光モデルコースの開発や川村カ子トアイヌ記念館新館整備事業への支援などを実施したところでございます。

これらの事業を実施することにより、アイヌ文化の保存、伝承や理解の促進につながるとともに、観光の振興も図られ、アイヌ文化を生かしたまちづくりを推進できたものと認識しております。

○横山委員 成果があまりなかったと総括するわけにいかないことも重々分かるので、観光振興も図られた、文化の理解の促進にもつながったし、文化を生かしたまちづくりも推進できたということとを否定するつもりはないのですけれども、この時期の前半はコロナ禍の中で観光振興等も十分生かせなかったんじゃないかと常々伺っていたところでもありますので、手放しで評価していいのか、疑問符がつきます。

施策推進の検討会でも様々な御意見が出ていたようで、それらも踏まえて、今、第2期計画が策定され、新年度からスタートすることになると思うのですけれども、第2期計画の概要について、決まっている部分だけでも結構ですけども、どんな方向性を持っているのか、または、事業の概要等を御説明いただきたいと思います。

○坂本社会教育部文化振興課長 令和7年度から令和11年度までの第2期のアイヌ施策推進地域計画については、現在、国との間で内容の確認を行いながら協議を進めているところであり、今月の中旬頃には認定される予定となっておりますが、その策定に当たっては、学識経験者やアイヌ関係団体などで構成するアイヌ施策推進検討会において意見聴取しながら検討を進めてまいりました。

第2期計画の概要についてですが、まず、基本方針については、先ほど申し上げた第1期計画の3つの基本方針に、第2期の計画では新たに2つの項目を加えております。

1つ目は、地域のアイヌ文化の持続的発展を目指すという観点で、年々減少するアイヌの当事者だけでなく、アイヌ文化の振興に取り組む方を増やしていくという狙いで、市民の主体的活動の促進、2つ目は、アイヌの方々が自ら資金を確保するという狙いで仕事の創出を定めております。

次に、5年間の計画期間中に新たにに取り組む主な事業としましては、アイヌ伝統の工芸品の作成や、アイヌ文化の伝承活動に必要となる林産物の採取、活用当たり、市内の国有林を主なフィールドとして樹木等の現況調査や栽培、育成、大木の伐採等を行う事業や、北門中学校にある知里幸恵資料室の関連資料の展示環境を整備する事業などを盛り込んでいるところでございます。

○横山委員 新たに2つの項目を付け加え、新しい5か年計画を展開したいということでした。

アイヌの当事者の方たちが年々減少するという評価もされていますが、大事な視点だと思うんですよね。旭川市民がどうアイヌ文化と関わって、または、アイヌの方と関わって、支えていくとい

う考えはちょっとおかしいかもしれませんが、どう付き合っていくのかということがやっぱり問われていると思うんですよね。一方で、当事者の方でなければできないことというのもあると思いますし、そうでないほかの市民が担う役割や可能性というのも追求していく必要があると思います。

ただ、それを行政がただ示すだけではなくて、市民との対応の中で探っていくということをこれから考えていく必要があるのではないかなというふうに思います。皆さんは、アイヌ民族、アイヌ文化とどう向き合っていくのかということを一人一人の市民に問いかけていかなきゃいけないんじゃないかなということです。

私は別に自信を持って言えるわけではないのですが、私が今住んでいるところは、何度かお話ししたこともあると思いますが、もともとはアイヌ給与地だった土地を祖父が所有したところなわけなのですが、そこに暮らしてきた一人の人間として、近文地区のアイヌ文化だとかをどう次の世代に引き継いでいくのかは大きな課題だと受け止めていますし、教員時代もアイヌ語地名に関わることだとかを授業に取り入れましたし、アイヌの方たちとの悲しい負の歴史もありましたので、そういうこともしっかり子どもたちに伝えていかなきゃならない役割があるなと思って授業実践してきたつもりです。

学校現場を離れてからは、時々、嵐山をフィールドにして、地質だとか動植物の環境の問題だとか、嵐山とアイヌの人たちの暮らしの問題だとかについても着目し、何か自分にできることはないかなということではぼつらぼつらやり始めているところです。また、川村カ子トアイヌ記念館を支える友の会という会もありますが、その活動にも加えていただいて、今どういった形で記念館を支えられるかということを皆さんで議論しているところです。

まちづくりにアイヌ文化を生かしていくのであれば、自分事として、アイヌ文化とどう関わって、または、切り結んでいくのかということを市民に発信していく必要がありますので、そこが旭川市としてはまだまだ欠けているんじゃないかなと私は認識をしています。

いろんなお付き合いの中で平取町のアイヌ文化に関わる研究活動をやっている教え子がおりまして、まちの景観とアイヌ文化の関わりについて、研究、集積するという活動が平取町ではずっと行われています。それから、千歳市には、定年退職し、再任用教員ですが、暇になった分、アイヌ文化を子どもたちと一緒に学ぶ授業づくりをやって、出前授業をやっているという仲間もおります。

まだまだ発展させる余地が旭川にあるんじゃないかなと思います。簡単な話でないということは重々分かりつつも、旭川市民がどういうふうにアイヌ文化を見ているのかということがこれからも問われ続けていくと思いますので、第2期計画に期待をしながら、私たちの課題として受け止めていきたいなということを申し述べて、これについては終わりたいと思います。

1つ忘れていました。これも言わなきゃいけないです。

仕事の創出とありましたよね。私は、将来的には、アイヌの人たちがなりわいとしていたサケ漁をどうしていくかということも何らかの形で考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですよね。儀式で部分的に捕ることを許されるみたいなどころはあるのだけでも、それだけで本当にいいのかということです。財産権の問題など、様々ありますけども、亡くなった川村兼一アイヌ記念館の元館長もおっしゃっていた話でもありますので、いつかどこかで課題にしていいただければあ

りがたいなと思います。

続いて、議会でここに言及するのは初めてかもしれません。彫刻だけではやったと思いますが、中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館の課題について取り上げたいと思います。

何で取り上げるかには様々あるのですが、たまたまこの美術館でお仕事されている方と知り合いでして、最初に会ったとき、予算が回ってこないから、なかなか、いろんなことができないというお話を聞きました。それから、その次にお会いしたときは、市民の人たちに彫刻美術館の存在があまり知られていないよねという話をされていました。

そう言われてみれば、彫刻美術館の存在は、知っている人は知っているとは思いますが、旭川にそういうものがあるのだ、あの建物がどういうものかということがどれだけ知られているのかなど。啓北中学校や北鎮小学校の子どもたちは、近くですから結構知っているのですが、ちょっと離れた地域の学校の子どもたちはどうなのかなと思うのです。

私は神楽中学校にいたことがあります。神楽中学校の子どもは三浦綾子のことはよく知っているのですが、啓北中学校の子たちは三浦綾子って誰ですかという感じで、クラスに1人知っている子がいればいいぐらいの感じでした。それで、親たちもそういうことを話題にしたり行ってみたりしていないのだろうなと感じていました。大きな財産なのにもったいないなと20年前ぐらいからずっと思っていますし、そんなことで彫刻美術館は注目度が低いんじゃないかなと思っています。

私は年に1回か2回ぐらいは行くのです。行くたびにいろいろ発見もあるし、中原悌二郎の価値も重く受け止められるようになってきました。皆さんは知らないでしょうけど、実は私は美術教員の免許も持っているのです。隠していましたけど、6年ぐらい美術教員を名寄でやっていましたが、そういう行きがかりもあって大事にしていきたいなという思いもあるのです。それで、今、彫刻美術館の現状がどうなっているのか、課題はどんなのかということを議論したいなと思います。

まず、彫刻美術館の運営事業費について、新年度予算の内訳等を御説明ください。

○坂本社会教育部文化振興課長 令和7年度の彫刻美術館の運営事業費予算につきましては、経常費は彫刻美術館管理費3千991万円、臨時費として、彫刻美術館事業活動費515万円、中原悌二郎賞関係費610万円、旭川彫刻フェスタ開催負担金30万円、野外彫刻管理費35万円、彫刻美術館改修費231万円を計上しております。

○横山委員 繰り返しますが、彫刻美術館の正式名称は中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館であります。長いですが、大事な名称です。

中原悌二郎の作品の収蔵状況というのはどうなっているのか、御説明ください。

○坂本社会教育部文化振興課長 1994年に開館した彫刻美術館は、旭川ゆかりの彫刻家、中原悌二郎の業績を顕彰することを設置目的の一つに掲げていますことから、美術館の名称にも中原悌二郎の名前を冠しております。

32歳という若さで病没した中原悌二郎は、記録によりますと、彫刻に携わった10年間程度の期間で25点の作品をつくったとされております。しかし、気に入らない作品は自ら壊してしまったこともあり、現在確認できている彫刻作品は12点のみとなっており、彫刻美術館では、これら12点のブロンズ作品を全て収蔵し、美術館2階の常設展示室で展示、公開しております。

また、2件の石膏原型も収蔵しているほか、病氣療養のために帰郷した際に旭川で描いた7点の油彩画も収蔵しており、美術館内の中原悌二郎資料室や企画展示の際に展示をしております。

なお、中原悌二郎は日本の彫刻史における重要な作家でありますことから、ブロンズ作品は全国各地の美術館で収蔵されておりますが、現存する12作品が全てそろっているのは旭川の彫刻美術館と長野県安曇野市にあります碌山美術館の2か所だけとなっております。

○横山委員 彫刻に詳しくない方はあれかもしれませんが、彫刻は型さえあればブロンズは幾つでも作成ができるので、同じ名前の作品があちこちにあるということにもなるのですけども、12点そろっているのは日本で2か所しかないということでした。碌山美術館は中原悌二郎が影響を受けた日本の彫刻家荻原碌山さんですので、そういった意味では旭川の持つ価値というのを認識していただければなというふうに思います。

残念ながら、2階のスペースがそれほど広いわけじゃないのですよね。中原悌二郎賞を受賞された方たちの作品もいっぱい並んでいるので、スペース的にもうちょっと何とかならないのかなと思うこともあるのですけども、そろっているという価値は非常に大きいと思いますので、ぜひ見ていただければと思っております。中原悌二郎を紹介する映像なんかも見られます。誰に向かって言っているのか分からなくなっていますが、議員の皆さんにもぜひ見ていただきたいなと思います。

さて、日本の彫刻史上でも僅か10年の作家生活でしたけども、非常に重要な位置を占めている中原悌二郎のゆかりの彫刻美術館でもありますし、全て収蔵していること、そして、彫刻のまちと呼ばれている旭川市にとってとても重要な施設であるのですけども、彫刻のまちとして教育委員会はこの美術館をどんなふうに位置づけているのか、ぜひお示しいただきたいと思います。

○坂本社会教育部文化振興課長 1970年に中原悌二郎賞を創設したことで、国内有数の優れた彫刻家たちの作品が本市に集まるようになり、また、1972年に全国初の恒久歩行者天国として平和通買物公園がオープンした際、まちのシンボルとして手の噴水をはじめとする幾つもの彫刻が設置されたことから本市は彫刻のまちとして知られるようになりました。

彫刻美術館はこうした既存の作品を生かす形で開設された施設ですが、作品の収蔵と展示だけではなく、本市における彫刻関係の事業を全て所管する中核施設となっております。現在では、日本彫刻界の最高栄誉と言われる中原悌二郎賞の実施をはじめ、市内の小中学校で収蔵作品の展示と鑑賞事業を行う彫刻巡回展示や地元の美術関係者と実行委員会を組織して体験型の事業を行う旭川彫刻フェスタなど、見る、知る、触れるといった様々な彫刻との関わり方を提供することに努めており、美術館外でも様々な事業を行う全国的にも珍しい美術館となっております。

また、彫刻美術館の分館としてJR旭川駅に開設したステーションギャラリーでは観覧料無料で収蔵品等を公開しており、鉄道やバスを利用される市民や旅行客が気軽に彫刻を鑑賞できる環境を提供し、彫刻のまちと本市の彫刻コレクションのすばらしさを市内外に周知する施設として運営しているところでございます。

○横山委員 来歴がよく分かる御説明をいただきまして、ありがとうございました。

幾つかのホームページを見ると彫刻のまち旭川と必ず書いてあるのですけども、何でそう言われるのかという説明はほとんどないんですよね。だから、あえて言ってみたのです。ただ、もう一つ要素があるということを皆さんにもぜひ知っていただきたいなと思います。

今度の日曜日まで旭川美術館で「追悼 彫刻家・板津邦夫」展というのが開催されています。板津先生は残念ながらお亡くなりになりましたけども、1961年から教育大旭川校で美術の教員として学生を指導してきた方です。この先生の教え子に当たる方と数人とお付き合いがありまして、

教職員の作品展等々で関わりを持たせていただけてきました。

第1回ゼミ生だった関秋宏先生は亡くなりましたけども、板津先生と第1期生の皆さんが青銅会という会をつくって、旭川の彫刻制作活動を下支えしてきたという歴史があって、その影響も実はとても大きかったような気がするのです。中原悌二郎の存在だけでは決してなかったし、その後、どういう歴史が続いてきたのかということも市民としては受け止めなきゃいけないかなと私は思っています。青銅会の作品展は旭川美術館でたしかやっているのですが、彫刻美術館の中でも触れていただくような作品展等々があればいいなと思います。

それから、余談ですけども、北門中にある知里幸恵文学碑は皆さんも御覧になったことがあると思います。私は毎日のように見ているのですが、あの碑を造られた方も中原悌二郎賞を受賞された空充秋さんという方ですけども、そういった方たちが旭川のような、屋外彫刻だけでなく、文学記念碑とかに携わっているということもぜひ知っておいていただければありがたいなと私は思います。

そして、課長と雑談の中で話したことですけども、旭山動物園はポスターも作っているし、カレンダーも作っているのに、彫刻美術館はポスターないよねという話です。そこそこにこういったポスターがあるというの必要なことのような気がするんですよね。これはほかの施設も含めてです。

たまたま娘と孫を送りに小樽のフェリーターミナルに行ったとき、小樽市のいろんな歴史的な建造物をメインにしたポスターが5枚ぐらい並んでいて、これはいいなと思ったんです。運河だけじゃなかったのです。旭川にはこういうのがないよねと。自然を売り物しているのは結構あるけども、歴史的な建造物だとか、歴史を感じさせるような、アピールするポスターもいいんじゃないかなというふうに思っていました。これは予算と相談しなきゃならない話ではありますが、そのポスターを多くの市民が目にする場所にぜひ貼っていただきたいです。観光客の前に、やっぱり市民が知らなきゃいけないと私は思っていますので、ぜひ検討をいただければと思います。

最後に、旭川市の文化振興策の方向性ということを取り上げたいと思います。

先ほど市政方針の話もしましたが、野崎教育長は教育行政方針で個性豊かな文化の振興、市民の心を豊かにする文化芸術活動の充実、郷土文化の保存、充実としっかり言及されていましたので、それは十分称賛をしたいと思いますが、ただ、それで十分なのかという問題提起を今回はしたいと思います。

まず、旭川市における文化振興の考え方、文化によるまちづくりの方向性等について御説明をいただきたいと思います。

○坂本社会教育部文化振興課長 旭川市文化芸術振興条例では、文化芸術は、人々の創造性を高め、感性を豊かにし、暮らしに潤いと安らぎをもたらすとともに、全ての人々に感動と生きる力を与えるものであり、活発な文化芸術活動は地域への愛情と誇りを人々の心に育て、活力ある地域社会の形成に資するものであると定めていることから、文化芸術の振興を図ることは全ての市民が心豊かに充実した生活を営むことにつながるものであり、まちづくりを推進する上で大変重要であると認識しております。

○横山委員 まさにそのとおりであることは間違いないのですが、今年1月、私は浜松市へ行政視察で行ってまいりました。浜松市はうなぎパイで有名ですけども、うなぎパイのことはよくて、あそこは2014年にユネスコ創造都市の音楽の分野で加盟をしています。

浜松といえば、ヤマハと河合楽器の本社があるところで、財政的にもなかなかというところでした。単純には比較できないのかもしれませんが、ユネスコ創造都市に加盟したのが2014年で、2020年に文化振興ビジョンを改定しています。文化振興は市民の手によるものだという考えを具現化する政策をいろいろやってきたという御説明をいただきました。

そして、これはちょっと面白いなと思ったのは、旭川では、文化振興は社会教育部、教育委員会の中にあるのですが、浜松市では市民生活部の中にあるのです。市民部の中に創造都市・文化振興課というのがあって、そのほか、文化財課、美術館、中央図書館があります。そして、中央図書館では市史編さんも所管をしているそうです。

何で市民部なのだという話をしたんですよ。そうすると、契機はユネスコ創造都市だったそうなのですが、文化振興をまちづくりにどう生かしていくのかというのは市民とどう共に動いていくか、市民協働の考え方を具現化しなきゃいけないという問題意識だったようなのです。

そして、市民部の中には男女共同参画の担当も入っているのです。ユニバーサルデザインも入っていて、なかなか面白いのです。多分、こういう文化政策をやっていかうという大きなビジョンがあるんですよね。それに様々な部署が参画していくような組織改編をやっているのだと思います。

コロナ禍も文化振興の在り方を問い直す契機だったとおっしゃっていました。音楽のまちなので、音楽ホールだとか、市民が集う様々な場所もあるのだけでも、そこでどうしていくのかということを見直す契機にもなったということです。

そして、歴史的な経緯も違うので、一概には言えませんが、文化活動は市民が中心になってやるべきなので、行政は本当に下支えするだけに徹したいという感じでした。協議会をつくって、そこに様々な団体が参画をしています。もちろん、企業も入っていて、ヤマハや河合が入っていれば、これはいいなと思いましたけども、そういう形で文化振興しているということがよく分かりました。

旭川市もユネスコ創造都市に2019年に加盟しました。アイヌ施策推進法も同じ年に施行されていますが、文化振興を市政の中にどう位置づけるか、その時点で問い直す契機だったんじゃないかなと思うんですよね。でも、私から見れば、残念ながら、何となく交付金を使える事業を各部で挙げてというのを寄せ集めてしまったようなものになっていたんじゃないかと。気を悪くしないでいただきたいですけども、そういうふうに私の目には移りました。

第2期計画は、こなれてきただろうし、新たなこともあるのですが、まちづくりの中にどう位置づけていくのかということが明確ではないんじゃないかなと思います。それで、提案をしたいことなんですけども、現在ある文化芸術振興基本計画、浜松市でいう文化振興ビジョンですけども、その計画の改定に着手する必要があるのではないかなと。

文化会館の改築も視野に入っているわけですので、改めて文化振興をどうしていくかというビジョンがないと、文化会館もどういう目的で造ったのかという話になりかねない。そういうことに取り組む契機であるんじゃないかなと私は考えていますが、ぜひ見解を伺いたいと思います。

○坂本社会教育部文化振興課長 旭川市文化芸術振興計画は、平成21年に制定した旭川市文化芸術振興条例に基づき、平成22年度から平成27年度までを第1期として定めており、その後、第8次総合計画の期間に合わせた平成28年度から令和9年度までを計画期間とした2期目となる現行の計画を策定しております。

今後につきましては、現行計画の評価、検証を行い、課題を整理するとともに、文化芸術団体等と意見交換などを行いながら、令和10年度を始期とする3期目の計画策定に向け検討を進めていきたいというふうに考えております。

○横山委員 タイミングが悪かったということですね。この計画のとおりでいえば、今はその時期じゃないんだということなので、残念だなという気がしています。ただ、何か文化振興が市民全体のものになっていない。だから、行政の中でも教育委員会にあればいいかなと位置づけになっているかなと。本当は市の機構改編も含めて考えていくべきではないかなと。文化によるまちづくりをもし掲げていくまちなのであればですね。

そこから、観光振興はもちろんですけども、経済活動も含めて、どう生かしていくのかという総合的な考え方が必要なような気がします。ぜひ、今後の課題として教育長や副市長には受け止めていただき、御検討をいただければありがたいなというふうに思います。

続けると中途半端になるので、少し早いのですが、区切りにさせていただいていいですか。よろしくお願いします。

○高橋紀博委員長 それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、3月17日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

散会 午後4時49分

○令和7年3月17日（月）

開議 午前10時00分

散会 午後5時00分

○出席委員（16名）

委員長	高橋紀博	委員	沼崎雅之
副委員長	石川まさゆき	委員	品田ときえ
委員	横山啓一	委員	中野ひろゆき
委員	笠井まなみ	委員	能登谷繁
委員	中村みなこ	委員	金谷美奈子
委員	江川あや	委員	高花えいこ
委員	小林ゆうき	委員	安田佳正
委員	駒木おさみ	委員	杉山允孝

○出席議員（1名）

予算等審査特別委員会委員長 佐藤さだお

○説明員

副市長	中村寧	学校教育部主幹	工藤秀敏
いじめ防止対策推進部長	石原伸広	学校教育部学務課長	山本厚
いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長	鎌田博文	学校教育部学務課学校ICT担当課長	成田一郎
いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹	吉岡秀彦	学校教育部教職員課長	山下聡司
子育て支援部長	向井泰子	学校教育部教育指導課主幹	田村貴史
子育て支援部こども育成課長	熊谷修	学校教育部学校保健課長	佐瀬英行
子育て支援部おやこ応援課長	川村ひとみ	学校教育部学校保健課主幹	紺野恒義
子育て支援部おやこ応援課主幹	柴田一彦	社会教育部長	佐藤弘康
子ども総合相談センター所長	草野健一	社会教育部次長	登野千夏
教育長	野崎幸宏	土木部長	富岡賢司
学校教育部長	坂本考生	土木部公園みどり課長	星孝幸
学校教育部次長	末木良典	土木部公園みどり課主幹	和田光矢

○事務局出席職員

議会事務局次長	林上敦裕	議事調査課主査	岡本諭志
議事調査課長補佐	小川智之	議事調査課書記	高橋理恵
議事調査課主査	信濃孝美		

○高橋紀博委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会民生子育て文教分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、ただいまのところ１５名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に、中野委員から、遅れる旨の届出があります。

ここで、特に御発言はございますか。

○能登谷委員 この段になって申し訳ないんですが、資料を要求したいと思います。

東旭川学校給食センターの調理業務の直営、委託のメリット、デメリットが分かるものをお願いしたいと思います。

○高橋紀博委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時０１分

再開 午前１０時０２分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

ただいま能登谷委員から御要求のありました資料につきまして、提出の可否と時期について、理事者に発言を求めることといたします。

○坂本学校教育部長 能登谷委員から御要求がありました東旭川学校給食センター調理業務に係る直営、委託のメリット、デメリットが分かるものにつきましては、委員の質疑前までに提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの資料につきましては、予算等審査特別委員会の資料といたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、前回に引き続き、議案第４４号の分担部分のうち子育て文教常任委員会所管分、議案第４８号、議案第５０号、議案第８５号ないし議案第９０号、議案第９１号のうち子育て文教常任委員会所管分、議案第９２号及び議案第９３号の以上１２件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○横山委員 おはようございます。

週またぎになってしまいましたけれども、いじめ防止対策推進部、学校教育部の皆さんについては大変お待たせして申し訳なかったなと思いますが、何せ、課題が多いものですから、お時間をいただきたいなということでお願いをします。

まず、いじめ防止対策、いわゆる旭川モデルと称しているものの課題について取り上げたいと思います。

旭川モデルの構造を示す資料が欲しいということで大分前からお願いをされていて、手持ち資料として私もいただいているんですけども、その中で、新規に行う事業、または、拡充をしたいといった事業について、新年度予算に関わって何点か伺っていきたいなと思います。

まず、新規に任用、委嘱するとしているいじめ対策アドバイザー、青少年育成支援員について、それぞれ事業の概要や予算の内容について御説明をいただきたいと思います。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 いじめ対策アドバイザーにつきましては、小児神経医学や児童青年精神医学の分野を専門とする医師に必要なに応じ、医学的見地からの助言を依頼するものであり、報償費に44万円を計上しております。

青少年育成支援員につきましては、警察官経験者を常勤の会計年度任用職員として、いじめ防止対策推進部に1名配置するものであり、給料及び職員手当等に409万9千円を計上しております。

○横山委員 当然、新規に任用、委嘱するということですから、その目的、それから、その必要性ですね、これまでのいじめ問題の対応にどのような実態や課題があって、だから、こういう方たちの任用が必要なんだというふうに判断されたと思うんですけども、その点の判断の部分について概要をお示しいただきたいと思います。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 いじめ対策アドバイザーにつきましては、いじめ問題再調査委員会による再発防止の提言等を踏まえ、医療の専門性を有する人材を活用し、支援体制のさらなる強化を図ることを目的に委嘱するものでございます。

その必要性としましては、これまでの相談支援の対応の中で、いじめを受けた児童生徒が希死念慮を訴えるなど、特に精神的不安が大きい場合におきまして、児童精神科の受診を予約しても受診まで数か月待たなければならないといった状況があり、児童生徒が受診するまでの心のケアの注意点等について専門的知見を踏まえたアドバイスを必要とするケースがあったことに加え、児童生徒の特性がいじめ被害に影響していると思われるケースにおける児童生徒や保護者への対処方針等について専門の医師からアドバイスを受けられるよう体制を整える必要があるものと判断したものでございます。

また、青少年育成支援員につきましては、いじめや非行の未然防止と地域住民に対する周知啓発を図るほか、いじめや非行事案等への対応に係る学校及び警察との連絡調整等の連携強化を図るために任用するものでございます。

その必要性としましては、インターネット上のいじめが増加する中で、特にSNSでの性的画像の拡散等のいじめ事案が発生した場合に学校だけでは取扱いの判断が困難なことも多く、早期解決を図るためには学校と警察との日常的な情報共有や相談、通報等の円滑な連携を図る必要があると判断したものでございます。

○横山委員 ただいまの答弁の中に、知的障害、発達障害等の児童の特性がいじめ被害に影響という言及があったと思うんですけども、それは具体的にどういうことなんでしょうか。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 これまでのいじめ事案の相談対応におきましては、児童生徒が周囲のささいな刺激にも敏感に反応してしまう特性を持っており、そうした要因がいじめ被害の訴えや加害行為に関係していると考えられる場合もあり、こうしたケースでは学校でのいじめ対応だけでは早期解決が難しい現状にございます。このため、こうした対応が難しいケースに対しましては、学校でのいじめ対応に加え、児童生徒に対する心のケアや保護者への支援等についても併せて行っていく必要があるものと考えております。

○横山委員 現状としては分かる部分と、ちょっと心配な面があるなというのは後ほど言及したいと思います。

これらの新規のスタッフも含めて、いじめ防止対策推進部の体制や役割についてはどのように変わるのか、または、変わらないのか、どういうふうに考えていらっしゃるのか、見解を伺いたいと

思います。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 いじめ防止対策推進部の体制や役割につきましては、新たに精神科医や警察官経験者といった専門人材の活用による支援体制の強化を図るとともに、いじめ防止・青少年育成サポーターの活用による不登校児童生徒への支援の充実や（仮称）いじめ対策官の配置による学校の体制強化等の取組により、学校内外におけるいじめ防止対策と不登校対策のさらなる強化を図ってまいります。

○横山委員 懸念することとしては、医師をアドバイザーとして迎えるということですが、医療の前段階の事柄をどこまで個別ケースで相談できるのか、ちょっと私は心配なんですよね。細かくやれば医療の判断をしなければいけないから、アドバイザーで済む話ではないんじゃないかなと。現実には学校現場で様々なアプローチをし、保護者経由で医師と連携をするっていうのは現実には私も経験がありましたけども、体制として構えることにどこまで意味があるのかには疑問符がつくかなと思います。

もう一点、警察経験者を支援員にということなんですけども、実際には学校と警察の連携ってケースによってはやっていることでもあるので、むしろ、警察との間の窓口の整備のほうが実効性はあるかなっていうふうに考えます。それに、警察経験者の方って警察ではないんですよね。OBが幅を利かせるみたいな話になるのかなっていうことで、そういうところにもちょっと心配な点があります。

現場は人が足りない、手が回らないということで、恐らく、いろんな方たちに関わってもらうのは一面ではありがたいというか、助かる部分がもちろんあるのは十分に分かっている上で、このことが教育の専門家としての教員の存在っていうものをないがしろにするとは言わないけども、ちょっと薄めてしまうことにつながるんじゃないかなと思うんですよ。つまり、学校の先生方だけではもう無理だから、いろんな人たちの手を借りなきゃならないんだっていうちょっと間違ったメッセージになりかねないかなと思います。

私も学校現場にいたときは、あなたたちは教育の専門家なんだということを様々な形でずっと言われてきましたので、だから、大学の教員養成課程の中でも、心理学や法規に関するとか、様々な学習をやってきたつもりですし、それは現場に入ってからと同じだと思うんですけども、何となくそこが薄まってしまって、ほかの人の力を借りなきゃ駄目なんだっていうことになるんじゃないかなということが心配です。

いじめ問題に教育的アプローチでは限界なんだっていうような言及も一部にはありますけども、果たして本当にそれでいいのかなっていうことには大きな疑問符がつくと私は思っています。それが学校現場になかなか理解をされないんじゃないかなと。じゃ、学校の外で全部をやってくれるのか、いじめ防止対策推進部で全部をやってくれるのかといえば、そうではなく、直接的には学校にも携わってもらわなきゃいけないっていうことで、どっちなんだという思いがあるんだと思うんですよね。その懸念は拭えないということだけは指摘をしておきたいと思います。

それから、旭川モデル推進の中で拡充するとしている教職員の資質、能力の一層の向上という言及もありました。教職員研修を強化していくということで示されているんですが、その概要等についてどういうことを考えていらっしゃるのか、御説明をいただきたいと思います。

○工藤学校教育部主幹 教職員研修につきましては、再調査報告書における再発防止策の提言を踏

まえまして、教職員のいじめ問題への対応に係る資質、能力の一層の向上を図る必要があることから、内容を強化することとしており、各学校のいじめ対策推進リーダーを対象といたしまして、年に3回に分けて心理士を講師とした児童生徒等への聴取の方法を実践的に学ぶ研修や性的ないじめ事案発生時の適切な対応等についての事例研修を計画的に実施してまいります。

研修の実施に当たりましては、既存のいじめ防止対策研修会や生徒指導研究協議会に組み込むとともに、説明中心となっている講座を事前の動画配信で行うなど、方法を工夫することにより教職員の負担感の軽減を図ってまいります。

また、研修の実施後には、自校の校内研修等の機会におきまして、いじめ対策推進リーダーが講師となって同内容の研修を行うことにより、教職員一人一人の理解の促進と組織的な対応の強化を進めてまいります。

○横山委員 これについても、先ほど指摘しましたように、教育の専門家として現場でやってきたことがどんなふうに評価されているのかが分からないんですよね。

例えば、聴取方法を実践的に学ぶ、心理士を講師としてっていう研修が言及されていましたが、学校現場でこれまでやってきた様々な聴取方法に何か誤りがあったのかとか、瑕疵があったのかという事例があるのであれば、もう一度検証し直さなきゃいけないという必然性も分かるんだけど、それは具体的にどういうことなのか、どういうことが足りないのかっていうことが示されないと実のある研修にはならないんじゃないかなと思うんですよね。取りあえず、何か座学で聞いて役立てばみたいな話でと。それよりも、事例研修みたく、ある学校でこういうケースがあって、こういうところにちょっと問題があったから、だからこういうやり方で聴取してもらわなきゃならないんだっていう具体的なところまでやらないと、多分、あまり意味がないんじゃないかなと思います。そういうことは当然考えていただけていると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

続いて、いじめ防止対策推進基金の設置ということも新規の事業で示されていますが、そもそも、この基金を創設する理由や基金の用途等について現段階でどのようなお考えなのか、御説明をいただきたいと思います。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 いじめ防止対策推進基金の創設の理由についてでございますが、いじめ防止対策「旭川モデル」の取組につきましては、令和5年度、6年度の2か年にわたり、こども家庭庁の学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証事業の採択を受け、取組に当たりましては、こども家庭庁による財政支援、また、専門的助言等の伴走支援を受けて実施しているところでございます。そうした中で、こども家庭庁による支援につきましては令和7年度で終了予定というふうに聞いておりまして、令和8年度以降においても持続的な取組として進めていくためには財源の確保を図る必要があるということから、新たな基金を設置しようとするものでございます。

また、基金の用途についてでございますけれども、旭川モデルの取組の着実な推進に加えまして、いじめ等をきっかけとした不登校児童生徒への学習支援、また、体験活動等の個別支援の充実でございますとか、いじめの被害、加害生徒や不登校の児童生徒に対する学校現場での細やかなサポートといった新たなニーズに適切に対応するため、新たな基金を活用してまいりたいと考えております。

○横山委員 今、新たなニーズに適切に対応するために基金を活用したいという言及がありました

けども、もう少し具体的に、どういう手だてを取る見通しなのか、だから、こういうことに対してお金を使いたいんだと考えているのだという部分について御説明をいただきたいと思います。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 いじめ等をきっかけとした不登校児童生徒に対する支援につきましては、市がいじめ防止・青少年育成サポーターとして認定している市内のフリースクールや子どもの居場所を運営する団体、大学のゼミ、サークル等の皆さんと連携しまして、再登校、あるいは、既存の支援につながる事が難しい児童生徒に対しまして、学習等の支援や安心して過ごせる居場所の提供等に取り組んでまいりたいと考えております。

また、いじめの被害、加害児童生徒や不登校児童生徒に対する学校現場での細やかなサポートにつきましては、市教育委員会において、いじめ対策官の役割を兼ねる校内教育支援センター支援員を中学校2校に配置し、他の教職員と連携しながら、きめ細かな児童生徒の見守りや学習支援、相談支援を行うということでございますけれども、こうした取組の評価、検証を踏まえた学校体制のさらなる強化のためにこの基金を有効に活用してまいりたいと考えております。

○横山委員 具体的に示していただき、こういうことを考えているということは分かりますが、人を増やすために使われるなら私も一概に批判をするつもりは別にないんですよ。ただ、そういった教員以外の人材を配置していくことが本当に教員の負担軽減になったり、課題の解決につながるのかどうかはちょっと見えないなと思います。本当は教員がやるべきこととか、やったほうがいいことまで誰かが肩代わりをすることはあまり意味がないんじゃないかなと思うんですよ。

一番子どもに近いところで本当に相談の窓口になれないのであれば、教員が毎日そばにいる必要はないんじゃないか、自分が教員をやっていた時代はそう思っていましたけれども、それがうまくいっていないので、やはり、そういうことが必要なんだということは一定理解できないわけではないです。でも、本当であれば教員を市費で増やすというようなことを市独自でやるみたいなのところに踏み込む必要があるんじゃないかなと思います。

中学校2校に配置する校内教育支援センター支援員を増やしていきたいんだっていう明らかな意思表示はもちろんないんだけど、恐らくそういうことにも使いたいなということを考えているんでしょう。でも、実は、小学校も結構大変だということもいろいろ聞いていますので、後でちょっと触れたいと思いますけども、どこまでこの基金を使って増やせるのか、今後の状況を注視していきたいなと思います。

次に、いじめ防止対策首長連合を創設する目的ですか、どういう効果を期待しているのか、御説明をいただきたいと思います。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 いじめ防止対策首長連合につきましては、本市をはじめ、いじめ防止対策の推進に取り組む全国の自治体がいじめ問題の解決に向けて取組の成果を共有し、広く発信するとともに、地域の実情を踏まえ、広域的な連携を図りながら、取組の一層の強化を図ろうとするものでございまして、取組の好事例の情報交換や関係省庁への政策提言、要望活動等を行ってまいりたいと考えているところでございます。

発足の効果といたしましては、旭川モデルの取組成果を全国に発信し、他の自治体におけるいじめ防止対策の推進に活用いただくとともに、他の自治体の先進事例を本市の対策の推進に取り入れるなど、先進的な事例の情報交換によりまして各自治体の対策のさらなる推進を図ってまいりたいと考えてございます。

一方で、本市を含む12自治体が採択を受けて実施していることも家庭庁のこのモデル事業でございますけれども、令和7年度で終了予定でございますして、令和8年度以降の事業継続に係る財源の確保につきまして、各市共通の課題となっているということもございますので、国への財政支援の要望等を継続的に行う連合組織を発足して、全国のいじめ防止対策の一層の推進を目指してまいりたいと考えております。

○横山委員 御説明いただいたことは分からないでもないんですけども、いろいろと情報交換をさせていただいた中で、これまでも旭川での成果の発信だとか情報共有については事務レベルでやっているということも伺いましたし、こども家庭庁の事業を受けているわけですから、これをわざわざ設立する必然性がないんですよね。あったほうがいいかなぐらいのことにしか聞こえないんですけども、必然性についてはどのようにお考えでしょうか。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 他の自治体との取組成果の情報共有につきましては、旭川モデルの検討段階におきまして、大阪府寝屋川市、岐阜県岐阜市、滋賀県大津市といった先駆的取組を実施している自治体の例を参考とさせていただいたということがございます。これに加えて、現在、こども家庭庁のモデル事業の採択を受けている本市を含む12自治体におきまして、オンラインではございますけれども、定期的に情報交換を行いまして、これが各種の対策の推進に寄与していると捉えているところでございます。

そうした中で、こども家庭庁のモデル事業が来年度、令和7年度で終了予定ということでございますので、今後も、継続的に、本市のみならず、全国のいじめ防止対策のさらなる推進を図っていくためには、令和8年度以降においてもこうした取組を継続していきたいと考えておりまして、こうした考えに賛同する自治体とともに、新たな連合組織の発足を目指してまいりたいと考えております。

○横山委員 まあ、分かるようで分からない、分かってあげたいなという部分もちろんあるんですけども、そもそも旭川モデルっていうものがどこまで効果があるのかが検証されているわけではないんですよね。旭川モデルもはっきりしないから、ちゃんと示せと言ってきた手前もありますので、じゃ、これがどう機能して、どんな効果があったのかっていうことも、何か新しいことをやる上で、検証した上で足りないから新しい事業が必要なんだっていう論立てをしなきゃいけないと思うんですよ。ですから、どんなに新しい事業を要求したとしても、それに効果があるかどうか分かなければ、無駄なお金を使うということになりかねないなと思います。

それと、もう一つ大きな問題は首長連合で、市長の役割はこれかっていうことなんです。市長はもっと大きな取組をするべきじゃないですか。教育予算のさらなる拡充、教員定数や教育制度の見直し等にもっと声を上げていくということのほうが大きな役割なんじゃないかなと思います。これまで、国の政策で様々な教育予算の削減がずっと続いていきましたので、それに声を上げるのが首長の役割だと思います。

旭川モデルのことだけに限ってこういう動きをするっていうことには大きな問題があるんじゃないかなと私は思いますが、見解を伺います。

○石原いじめ防止対策推進部長 いじめ防止対策「旭川モデル」の取組の成果につきましては、これまで、本市の附属機関である旭川市いじめ防止等連絡協議会において御意見をいただくなど、検証も行いながら必要な改善を進めるとともに、こども家庭庁からの専門的な助言等も踏まえながら

効果的な取組の推進に努めてきたところでありますけれども、今後とも必要に応じて評価検証等を行いながら取組の充実に資するよう努めてまいります。

また、いじめ防止対策や不登校対策をはじめとした取組のさらなる推進のためには、委員の御指摘のとおり、教育予算や教員定数の拡充も必要でありますので、（仮称）いじめ防止対策首長連合の活動や中核市市長会の子どもの学びの環境充実に向けた取組検討プロジェクトにおいて対策の課題等を整理し、関係省庁に対しまして支援策の提言等も行っております。

○横山委員 いろいろ手を尽くしたいんだということで受け止めたいとは思いますが、旭川モデルを前面に出すことの是非がもうちょっと問われなきゃいけないんじゃないかなと思います。

旭川モデルと称しているもののほとんどは、起きたいじめに対してどう対処するかということが中心となっているような気がするんですよね。それも意味がある必要なことだと思うんですけども、個別の案件の事例を具体的に聞かないと、学校や市教委、それから、いじめ防止対策推進部がそれぞれどう機能してどう対処できたのか、うまくいったのか、やっぱり課題があったのかというのは分からないんですよね。10件あれば10件のケースで違うわけですので、そこを明らかにしないで旭川モデルが有効だとはなかなか言えないと思います。だから、学校現場は求められる様々な対応、報告等について、これのどこに意味があるのかと徒労感も感じるんですね。

結果的には、年間数千件のいじめの可能性のある認知件数みたいに報道だけされて、その数字だけが独り歩きして、それが解決したのかしていないのかもあまりよく分からない。例えば、9割以上は学校現場の対応で解決しているということなので、じゃ、9割は報告が要らないっていう話になるんじゃないかと、今後はそういうふうになっていくことに期待したいと思いますが、残りの1割弱にどう具体的に対応していくのかをしっかりと検討するべきだと思います。

今、学校ではささいなことも子どもから聞き取りをします。3か月がたって、どうなりましたかってしつこく聞き取られるというふうに感じている子どもや保護者もいるそうです。もう3か月がたっていて忘れていたっていうことも根掘り葉掘り聞かれることに何か意味があるのかなと思いますし、その点はどうなのかなということを感じています。

一方で、これも何度かいろんな場面で私は言及してきたと思いますが、いじめはそもそも何で生じているのかとか、いじめを生まない学校や学級はどうやってつくったのかというようなことがあまり議論にならない。対策がないわけではなく、例えば、道徳教育とか、心の教育とか、人権教育をやればなくせるっていう設定をしているんですけど、その設定に誤りがあると私はずっと思っています。いじめは悪いこととか、いじめは許さないって言えば言うほど、いじめの加害をしてしまう子どもたちが置き去りにされるんですよね。他人とうまくやれない子どもを結局は否定しているだけになる。子どもがなぜそういうことをしてしまうのかっていうことに寄り添わないと、結果的にはそういうこともなくせない。実は、学校はそういうことに寄り添ってこれまで様々に対処してきたはずなんですよ。9割がそうやってきたんだと思います。

よくいじめ撲滅とかっていうスローガンを掲げて、生徒会とかがいじめ撲滅集会を私がいた学校でもやっていたんですけども、子どもたちはさめて見ているんですよね。取りあえず、いじめは許しませんとか、私は認めませんみたいなことを言うんだけど、そういうことがルーチンになってしまっているんです。取りあえず、大人の求めることに応えればいいっていうふうになっていて、

でも、その一方で、現実はそのではないってことを子どもたちは実は感じているんですよね。だから、それを何度繰り返してもあまり意味がないと私は思っています。

認知の範囲を広げれば広げるほど数字は減りませんし、さっきも言ったように、数千件をゼロにするっていう目標設定にもほとんど意味がないと思っています。

結果、今の学校現場は、私もずっと感じていましたが、今の子どもたちは他人と関わることに非常に臆病になっています。何かミスればいじめだって言われるから子どもと関われなくなるんですよね。

大人の皆さんも時々感じませんか。何かを言えばハラスメントって言われちゃうから言えないみたいな、上司と部下の関係みたいなことでよく言及されますけど、似たようなことがやっぱり起きていて、実は学校では先行して起きていたと思います。関わりを拒否するということも子どもたちの中で出てきています。一面は分かっても、でも、学校の中で学ぶということから逃げてしまうことを私は学校現場にいた人間としてはあまり認めたくないなと思っています。

こういうことを実は私一人がずっと思っていたように思っていたんですけども、2020年まで東京の麹町中学校で校長をされていた工藤勇一さんという方がいて、マスコミとかで大分有名になったんですけども、担任の廃止とか、宿題、定期テストの廃止とかをやって随分と象徴的に取り上げられた方が幾つかの著作を出しているんですよね。最近読んだ著作を今日持ってきました。まだ全部を読んでいないので、お貸しできませんが、皆さんも買ってください。この中でいじめ問題の言及を随分していらっしゃるんですよ。

ちょっと気になる言葉を幾つか拾いますと、いじめ問題に大人が介入することが問題だと言っているんです。現場で校長をやっていた方です。この方は行政にもいらっしゃったので、教育委員会の立場でもそういうことを感じていらっしゃったそうです。

いじめの定義の拡大が認知件数を増大させて、かえって解決を遠ざけている、学校は民主主義を学ぶ場で、自分の問題を自分で解決するということを目指す場だということもおっしゃっています。これはほっておくという意味じゃないですよ。対立を止めるためにどうするかと、自分の考えを通すか、妥協をするかということ子どもと一緒に考えると。それから、嫌いな人がいても構わない、その人との付き合い方を学ぶと。思いやりの心を持ってみんな仲よくってよく言うけど、そんなのは現実的には無理なんだっていうことから始めようということなんですよ。

私が学級担任をやっていたときに子どもたちに伝えてきたのは、みんなで仲よくってというのは現実的には無理でしょうっていう話なんですよ。ただ、そうであっても、その人たちと関わって何か行動を起こしていかなきゃならないことが必ずあるので、そのときに、ただ団結だとか、一枚岩でとかと言ってもあまり意味がないと、自分たちでやれることは何なのかっていうことを探っていく場なんだと思っていました。また、学級というのは矛盾とか対立とか葛藤が満ちた場だというふうにも私はずっと言ってきました。

皆さんも自分の子ども時代を思い出したら分かると思います。何かうまくいかないこととか、思うようにならないことがたくさんあったと思うんですよね。それを大人がどんどんどんどん解決してしまうことで子どもたちの解決能力を奪っているんじゃないかなと思います。

本当に私たちが学校現場でやらなきゃいけなかったことは、その対立とか矛盾をどう乗り越えていくのかということ子どもと一緒に実験的に学んでいくってということなんじゃないかなと私は思

います。そのために学級や学校があるということを広く多くの市民と共有していかなければならないんじゃないかと。ややもすれば、日本の学校は、ゆとり教育とか呼ばれた一時期を除いて、常に学力向上一辺倒でした。今もそうだと思います。だから、民主主義を学ぶとか、問題をどう解決するかということがおろそかになってきたんじゃないかなと思います。

いじめ問題の解決は、いじめ問題だけに取り組んでいくだけでは変わらないと私は思っていますので、今の学力至上主義だとか、いわゆる学校の適正規模みたいな話は、いまだに40人学級で、学校現場は切磋琢磨が大好きですよね。それから、高校選抜です。99%高校に行くのに何で選抜試験をしなきゃいけないのかと。こんな国はなかなか珍しいんですけども、そういった教育の在り方を根本的に見直す議論を、当然、国レベルでするべきだと思うんですけど、地域ごと、自治体単位でもやっていかなきゃならないんじゃないかなと私は思います。

市民と議論をするという場をつくっていかなきゃならないんじゃないかなということを指摘して、旭川モデルに関わる様々な取組については推移を見守っていきたいと思いますし、しっかり検証もしていきたい、今後もやっていきたいと思っていますので、それを踏まえて御理解をいただきたいなと思います。

それでは、次のテーマは、直接の予算計上をされている話ではないんですけども、先ほどの学校現場がいじめ対応に様々な追われているという中での課題から生まれた質問です。

これも何度か取り上げてきたことではあるんですけども、いじめ問題の対応に追われることで働き方改革の推進にブレーキがかかっているんじゃないかということです。

可能性のあるものも含めた、細かく広範ないじめ認知をしろと求められていますが、当然、学校現場では一人一人に丁寧な聞き取りをやって、分析して、組織体を持ってやっています。ですが、勤務時間のほとんどは子どもの指導に当てているんですよね。じゃ、聞き取りはどこでやるのと。

私は昔、よく中学校では授業中に子どもを抜き出して聞き取りとかをやっていました、緊急対応とかってことは。でも、多分、それは小学校ではほとんど無理だと思います。小学校には副担任がほとんどいないので、学級担任でそれを対応しなきゃいけない。さらには、いじめ認知をした情報を全部集約する役割も多くの学校で学級担任が担っているということを結構聞いています。だから、その人は、自分の学級のこともやって、ほかの学級のことも全部対応して、窓口になって、管理職からは木曜の午後ぐらいにそろそろまとめてねって言われるそうです。自分の学級の聞き取りも終わっていないのにみたいなことで、いらいらしているときに会えると、その愚痴を1時間ぐらい聞かされるということもありました。横山先生、聞いてくださいってよく言われるんですよね。結局、時間外にわたる勤務が当然という言い方はちょっとあれですけども、余儀なくされているという実態があるんですよね。

その一方で、働き方改革推進プランだということで、残業時間を減らせということが学校現場に求められるんですけども、この状況で前に進むことがあるのかなということを常々考えていますが、そういう実態を教育委員会としてはどう押さえて、どうしようとしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○山下学校教育部教職員課長 時間外等の勤務時間についてでございますが、これまで旭川市立小中学校働き方改革推進プランに基づき、小学校及び教育委員会がそれぞれの役割を果たしながら様々な取組を進めたことにより、在校等時間については年々下回っており、今年度も若干下回る見

込みでございます。

一方で、いじめや不登校、特別な支援を必要とする児童生徒が増加する中、教員の業務が多忙化、多様化、複雑化しておりまして、同時にきめ細やかな対応も求められ、教職員の負担が増加している場面もあるかと受け止めております。

そのため、引き続き、教職員の負担軽減が可能な業務の見直し、簡素化が十分行われるよう、働き方改革の取組を推進してまいります。

○横山委員 推進プランが一定機能しているという答弁ですけども、これ以上はもう減らないですよということなんですよ。現場では、管理職から早く帰れ、早く帰れと言われます。市役所でも今日はノー残業デーですと言われてますよね。学校はそこまではやっていないと思いますけども、とにかく早く帰りましょうみたいな話になったとき、仕事が全部終わってれば帰りますけど、結局、終わっていないのに帰れと言われるとどうなるかといったら、結局は持ち帰るか、土日に出てくるしかないですよ。これまでもそこはちゃんと調べると言ってきましたけども、数字がなかなか明らかにされないんで、時間外が本当に減っているんだか、減っていないんだか分からないっていうことを常々指摘してきたと思います。

私はもはや現行の推進プランの実効性はほとんどないんじゃないかと。様々な課題があるということは市教委も認識しているようですから、これを踏まえた推進プランを、推進プランがいいのかどうか私には分かりませんが、働き方だけを解決しても駄目なんじゃないかなと思うんですよ。構造的なことに手をつけなければいけないような気もするんですけども、その早急な見直しをするべきだということを指摘して、この件については、毎年、毎回やっているんで、ただ、らちが明かないよということだけはお伝えをしておきたいと思います。

次に、先ほどの旭川モデルの中にもありましたが、知的障害、発達障害等、子どもの特性がということで言及された特別支援教育といったらいいのか、インクルーシブ教育といったらいいのか、その部分について取り上げたいと思います。

私は、今年1月、東京大学の大学院にバリアフリー教育開発研究センターというのがありまして、その研究者の方たちと情報交換と意見交流をしてきました。それから、現在、日本の中で教育行政としては唯一かなと思うんですけども、フルインクルーシブ教育の実現を掲げている神奈川県海老名市の視察に行ってきました。

お話を伺えば、もちろん、様々な課題だとかが多いんですよ。特に、神奈川県では、皆さんの御記憶にもあると思いますが、2016年にやまゆり園事件がありました。多数の入所障害者がその元職員に殺害されたという事件がありました。

県としてこれをどう乗り越えていくのかということでも県も動いていたし、それに触発されたわけではないと思うんですけども、海老名市がこれからはフルインクルーシブをやりたいということで、教育長自らが宣伝マンになって、いろんなところに講演なり説得なりを今、続けているということです。具体的なことはまだまだということでしたけど。そのベースになるものは、東大のバリアフリー教育開発研究センター等が様々整備をしているんですけども、実際にどうやったら学校がインクルーシブになるのか、地域社会がそうなるのかということのマニュアルではないですけど、プランづくりを東大大学院はやっています。ですから、日本全国とは言いませんけども、いろんな自治体でそういうことが今、動き始めていて、旭川でもとても貴重な実践が過去に市内の中学校で行わ

れていました。重い障害があっても普通学級で学ぶことに大きな意味がある、意義があるということを経験してきたこのまちでいわゆるフルインクルーシブがなかなか進まないのはなぜかということについては何度か取り上げてきたつもりです。

予算に関わっては特別支援教育推進費が計上されていますので、まず、この事業の概要と新年度の予算の内訳等を御説明いただきたいと思います。

○山本学校教育部学務課長 特別支援教育推進費は、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して、その一人一人のニーズを把握し、適切な支援を行う特別支援教育の推進を図るもので、特別支援学級等の担任による児童生徒への指導及び学級経営全般の運営の補助を行う特別支援教育補助指導員の配置等を行っております。

令和7年度は、令和6年度と同数の100人の補助指導員の配置を予定しており、そのうち、看護職の資格を持つ補助指導員につきましては前年度より2人増の18人を予定しております、予算額は2億7千181万2千円を計上しております。

○横山委員 この支援員の配置はずっと学校の要望に全部応えられるのか、応えているのか、そうはなかなかないという現状も過去の例では示していただいたと思いますが、参考までに海老名市の同じような事業について内容を聞いてきました。

海老名市はあまり人口がいなく、十何万人ぐらいなので、小中学校が19校しかないんですよね。名称はちょっと違うんですけども、介助員という人が74人、それから、医療ケアができる看護師資格を持っている方が11人、補助指導員という方が21人ということで、恐らく、この補助指導員が旭川の特別支援教育の補助指導員に近いのかなと思います。介助員とどういうふうに分けているのか、詳しくは聞いてこなかったんですけども、市費で賄っているのが19校の学校で既に100人を超えているんですよね。医療ケアには国のお金も入っていますからあれですけども、随分と手厚くやっていますねと言ったら、そこは力を入れていますということをおっしゃっていました。

それで、実はもう一つ、海老名市や東大で私が相談してきたことがありました。それは、特に小学校1年生の就学先決定の段階での課題です。

旭川で就学相談を受けて、いろいろと相談した中で、結果的に保護者が望まない就学先になってしまったと、それに対して保護者は不承諾をしているという問題があるということで具体的に御相談を受けたことがありますし、これまでも市教委といろいろと情報交換もしてきたんですけども、実際に不承諾となったケースが過去にどれぐらいあるのか、市教委が押さえている中で件数等を示していただけますでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 就学先の決定につきまして、就学相談を申し込んだ次年度小学校入学予定者のうち、市教委が通知した就学先の判断に対し、承諾しないと回答した不承諾の件数でございます。

過去5年間の件数といたしましては、令和元年度は申込み件数294件のうち不承諾件数4件、令和2年度は申込み件数301件のうち不承諾件数10件、令和3年度は申込み件数263件のうち不承諾件数10件、令和4年度は申込み件数263件のうち不承諾件数5件、令和5年度は申込み件数259件のうち不承諾件数8件となっており、これらの方々はいずれも希望された学びの場に就学しております。

○横山委員 5年間で37件ということで、子どもの数から見たらそれほど多いとは思わないです

けども、ただ、相談を受けたうちで考えれば結構な数になっているんじゃないかなと思います。

この件数を聞く前に、海老名市でもこのことを聞いてみたんですね。実際には海老名市ではこういう不承諾のケースってありますかって言ったら、げげんな顔をされて、いや、そういうことは聞いたことがないと言われました。保護者との間で様々なやり取りはもちろんあるんだと思うんですけども、結果的に不承諾というケースはないということです。

東大でもこういう事例はどうなんでしょうか、どういうふうに評価したらいいんでしょうかと伺ったんですけども、これは市教委の権限ということの解釈の違いなんじゃないかというふうにおっしゃっていました。就学先の決定は市教委の権限と確かに法的にはされているんだけど、それはあくまで最終的に決定を出すのは市教委だけど、保護者の意向を無視してやっていいということではないと考えるべきだというのが東大の研究員の方のお話でした。

これは実際に不承諾を選択した保護者の方から伺った話なんですけども、親としては、多少のハンデがあったとしても、普通学級で学ぶことに可能性を見いだしているっていうか、それほど大きな支障はないと思っていたのです。そのお子さんは病気を持っている方なんだけど、日常生活にはほとんど問題がないんですよね。医療ケアも必要がないから、ちょっと心配な行動があったときに見てほしいっていう程度の話が、支援学級措置が必要だみたいな判断をされたということで、非常に心外だというお話をされていたんですよ。様々なやり取りもしたんだけど、結果的には支援学級の措置をされたということでした。

親としては、結局、行政の指定に逆らってしまったっていうことで、もやもや感を抱えているんですよ。お上に盾突いたという言い方はちょっと時代錯誤だと思いますけども、そういう要素が残っていて、せっかくの子どもの小1のスタートが非常にもやもやした中で、不幸な形にならざるを得なかったっていうことで親としては悔やんでいるんですよ。そんなふうにスタートさせるっていうのは子どもにとってもよくないと思うんですよ。

その方が心配していたのは、この情報が学校に伝わったときに、この子の親は市教委の決定に逆らった親だっていうふうに伝わることでした。要するに、クレーマーだとかモンスターペアレントだみたいなふうに伝わっていつているんじゃないかっていうことをとても心配されていたんですよ。そういうことじゃなかったということが分かったようですけども、やっぱり、最初の就学決定のどこの問題っていうのは大きな課題なんじゃないかなと思います。

それと、その方のケースでもあったんですけども、これは私としてはあり得ないケースだと思いますが、今、支援学級に6年生が1人在籍していて、その子が卒業すると支援学級措置がなくなって、教員が1人減っちゃうから、学級を維持するために新しく入ってくる子どもを支援学級として措置したというような例というのはあるのでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 本市では、発達障害や知的障害、肢体不自由などの特別な教育的ニーズのある児童に対し、通常の学級も含め、特別支援学級や通級指導教室など、多様な学びの場において、一人一人の実態に応じた指導や支援を行っております。

児童生徒の教育的ニーズに合致しない学びの場の決定を市教委が行うことはございません。

○横山委員 当然、そのはずなんですよ。ただ、結果だけを見ると、あれっていうことが、多々はないですが、散見されることがあります。

これは学校現場でよく話題になる話ですよ。来年、支援学級の子がいなくなって教員が1人減

るよね、1人減るとつらいよねっていう話になって、残ってくればいいみたいな、そういうモードになっていくっていうのは現場にいると分かる話かなと思います。そのことで新1年生を1人支援学級に措置するっていうのはあり得ない話だとは思いますが。ただ、そういうふうには受け止められるような実態がゼロではないということは受け止めておいていただきたいと思います。

フルインクルーシブという言葉遣いがそもそもおかしいといろんなところで言われました。インクルーシブっていうのは、そもそも垣根がない、分けない、包摂するということなので、これにフルをつけないといけないということは、日本のインクルーシブは包摂されていないんだということになる、分けることが前提だとなるのです。市教委の皆さんも文科省もそれぞれのニーズに応じた場を提供していると、様々な場を提供しているとおっしゃっていますし、文科省も国際機関へそう説明しているんですけども、そんなことを言っているのは日本ぐらいだということで、国際的には非常に非難をされている現状だと思います。

そもそも、インクルーシブの考え方は、個々のニーズに応えるために、その子に何か提供することではないんだということですよ。そういう要素もありますけども、むしろ、その子どもも包摂するために環境を変えようということなのですが、それが日本で重視されていないんじゃないかなと。障害特性があっても、その子が例えば普通学級で学べるように環境を整えると。本来的には、40人学級を20人学級にしても、その子に目が届いたり、支援が入ったりすることで学びを保障していこうってならなきゃいけないものが、結局、日本はできていないと。予算等が大きな壁になっているのは分かりますけども。

もう一つは、先ほども言いましたけども、学校は対立や葛藤を乗り越えるために学ぶ場だと。つまり、様々な特性がある子どもが、いろんな個性のある子どもがいっぱいいるけども、その子どもたちとどうやって共に生きていくかを学ばせる場でなきゃ駄目だということです。だから、分けて教育をしたら、それができないわけですよ。いるから一緒に考えられるのです。市内の中学校で実際に実践されて、そういう成果を残した例もありますから、そこから私たちが学ばなきゃいけないんじゃないかなと思います。

それから、今、いわゆる学習スタンダードというものの弊害が学校現場で様々な指摘されています。いろいろあるのですが、端的に言うと、ちゃんと座ってなきゃ駄目って言われちゃうと。それで、じっと座っていられない子は結局普通学級から排除されていくのです。あなたはここで学んでも駄目だから、よそへ行きなさいみたいなふうにせざるを得ない学校現場だということです。

だから、この学習スタンダードの弊害を何とか解消しなければ、障害特性を持つ子どもは結果的には置いてけぼりにされていくんじゃないかなと。これも様々な形で指摘をされていますので、もし市教委として学習スタンダードを広めようとしているのであれば、そこはちょっと大きな問題だと思っています。このことについても日本の教育の在り方だとかを根本から考えていく必要があると思います。短期的に何とかなる話ではないというのは十分理解もしながらも、方向性は行政も共有していかなきゃいけないんじゃないかなと思いますので、引き続き議論をさせていただきたいと思います。

続きまして、話題を替えますが、学校ICT環境整備費のことです。

現在の子どもたちの1人1台端末ですね。機種更新の時期を迎えてiPadから変更するということについては中村みなこ委員の質疑でも明らかになりました。理由等についても言及があったん

ですが、繰り返しになってしまいますけども、機種変更の判断について御説明をいただきたいと思っています。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 今回の端末更新に当たりましては、国から示されたOS選択の考えに基づき、有識者や教職員を交えたプロジェクトチームで検討を行い、北海道の共同調達会議が実施した入札結果も踏まえ、授業での使いやすさ、学習ツールとの親和性のよさ、全国の小中学校の使用率の高さなどの評価に加え、価格も含めて総合的に判断、決定したものであります。

○横山委員 使いやすさというのはよその自治体での使いやすさなので、旭川の先生方の使いやすさを評価したわけじゃないですよね。様々な好みがあるので、いろんな意見があるのは分かるんですけども、結果的に価格のことが大きかったんじゃないかなというふうに推測しています。また、それだけでこうだと言えない市教委の立場も分かりますが、このことで起きる様々な混乱はやっぱり想定をしておかなきゃいけないんじゃないかなと思います。

それで、次期端末更新に伴って、現在のiPadは予備機が十分でないというように現場からは言われています。ただ、それほど多くの修繕要求はなかったのも、何とか回してこられたけどもということは現場から随分と伺ったんですが、クロームブックは非常に耐久性が悪いということなのです。普通のノートパソコンなので、何か物を挟んでばたんって閉じたら画面がぱりんと割れるそうです。iPadはガラスなので、そう簡単には割れません。それを見込んでいるんだろうかと現場では非常に心配をされていましたが、現在、次期の端末に関わって、予備機の整備の考え方や修繕費の確保等について、どのような見通しを持っていますでしょうか。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 現在使用しているiPadの導入時においては、国には予備機の考え方はなかったところではありますが、今回は、端末の故障時にすぐ対応できるよう、必要数を整備することの方針が示されていることから、本市においては、他都市の状況やこれまでの端末の故障の状況を踏まえ、予備機の数を見児童生徒数の約3%としたものであります。

端末の修繕につきましては、更新後、運用を開始してからの状況によりますが、予備機を有効に活用しながら、子どもたちの学習が止まることのないよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

○横山委員 3%が妥当な数字なのかどうかというのはやってみなきゃ分からないんですけども、100人に3台なので、学級に1台ぐらいの感じかなと思います。1人が壊しても大丈夫だけど、2人が同時に壊したら1台足りなくなるので、大丈夫かなとやっぱり心配ですよね。

結果的に学習が止まらざるを得ないか、1台なくても何とか工夫を学校ではするでしょうけども、それを前提としている機種整備とか修繕費だというのはちょっと問題があるかなということは指摘しておきます。

タブレット端末の問題って市教委にはどれだけの情報が入ってきているのかは分かりませんし、私もそれほど多くの事例を聞いているわけではないです。専ら、今、いわゆるデジタル教育に関する課題を拾い上げている様々な教育関係者とかジャーナリストが、現場というよりは、子どもたちや保護者からいろんなことを聞き取って著作を出している方が何人かいらっしゃって、その何冊かを私も読ませていただいたんですけども、結局、国が想定しているような使われ方が本当にできているのだろうか、むしろ、違うことが今、起きているんじゃないかっていうことを指摘されている

方がほとんどです。

具体的に言うと、えっ思われるかもしれませんが、中学校では学級に40人がいますから、机を並べると、ずっと後ろのほうの子が端末で何をやっているかは教壇から見えないわけです。見えるソフトもありますけども、子どもたちの中には、先生が前のほうにいれば、ゲーム画面を出してゲームをやっていて、先生が近づいてくると、さっと画面を切り替えて授業をやっているようなふりをしていると。それは教員側も薄々分かっているけども、現場を押さえられないのですよ。うまい子はそういう証拠を残さないようにやることができるらしいです。様々なフィルタリングも全部解除して、学校では見られないものも見ているというような例もあるそうです、旭川がってことじゃないですよ。

先ほどの何を見ているか分からないっていう例は旭川の先生から相談されたことです。結局は、見て見ぬふりをするか、やめなさいって言って全部をやめさせるかしかないのです。そういうことに苦労している学校現場の状況がどれだけ受け止められているのかと。例えば、市教委が調査して、学校で不適切な使用例がありますかといっても調べられないので、上がってこないんですよね。きちんと使われていますっていう報告書しか上がらないから、何の問題もないとなってしまうのです。そういう現実と調査把握のギャップがとても大きな問題になっているような気がするんですよね。

この状況をやっぱり大きな教育現場の問題ということで捉えなきゃいけないんじゃないかと。デジタル教育、ICT教育が夢のようなものではないんだということの現実を様々指摘している人がいて、既にヨーロッパではデジタル教育一辺倒から退却をしています。これは大分前からですね。日本で1人1台端末をやり始める前からもうずっと言われ続けてきたことを日本は周回遅れでやろうとしているのです。この部分をもう一度立ち止まってしっかりと考えなきゃいけないんじゃないかと私は思いますが、見解を伺いたいと思います。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 タブレット端末については、フィルタリングやアクセス制限の設定、情報モラル教育を進めながら適切な活用を図っているところではありますが、本来の学習目的とは異なる動画サイトの閲覧をしているという状況もあることから、引き続き、児童生徒の情報リテラシーを含む情報活用能力の育成に取り組むとともに、必要に応じて対策を講じながら児童生徒が学びに集中できる環境を整えてまいります。

○横山委員 目的とは違うサイトの閲覧をしている状況もあることは市教委も認識しているんだということなんだと思いますけども、それを情報モラル教育や情報リテラシーを含む活用能力の育成に取り組むみたいなことだけで解決できるのかっていうことを指摘しているので、これについては私も現場の声を拾いながら対応をまた求めていきたいなと思います。

もう一つ、タブレット端末をめぐっては持ち帰りの課題です。持ち帰りがオーケーっていう話が、下に行けば行くほど、持ち帰りを進めるっていう話になってくるんですよ。学校としては、大して持ち帰りをしなくてもいいと思っていても、上から言われているしみたいなことで、持ち帰りを積極的にさせるっていうことになっていくと思います。大した宿題でもないものでもタブレットを使ってやる宿題を出さざるを得ないとか、予習としてこの番組を見ておいてみたいな話もあるんだそうです。ところが、それが家庭に戻ってくるとどうなるかというと、子どもがずっとユーチューブ番組を見ているっていうことになるのです。親にしたら、それは本当に宿題なのか、もしかしたら違う番組を見ているのか、判断ができないんですよね。だって、親にわざわざユーチューブのこ

の番組を宿題として出しましたという連絡を一々していただけないですから。そうしたら、子どもがずっとユーチューブを見ていると。いつまでユーチューブを見ているのと言ったら、だって宿題なんだもんって子どもが言い通せば、ずっと見ていられるということです。

何か風呂に持って行って、水没をさせたっていう話もあったらしいです。あり得ない話ですけど、子どもはあり得ないことをやるので、だから子どもなんですよ。

結局、保護者に管理の丸投げをしているんですよ。実は、私は宿題をあまり出さない教員だったのです。自分が見えないところのものをやらせて、管理できないものは求めてもしょうがないと思っていたんですけども、タブレットで宿題を出せば、それを保護者に管理してくださいって言うのと同じ意味を持つということです。それを保護者ができますかっていう話ですよ。できないんですよ。小学生ぐらいならできるかなと思いますけども、できないですよ。中学生は絶対無理だと思います。だって、親に隠れて自分の部屋で何かやったら分からないんで、入ってくるなみたいなことやったら分からないんでね。めっちゃ怒られている親もいるという話も聞かえてきました。

私は、この機種変更を機に、再度、タブレットの扱い方をどうしていったらいいのかっていうことをもう一度しっかり議論しなきゃいけないと思っています。特に、持ち帰りについて、学校が管理できないものを家庭に求めるっていうことはやっぱり大きな問題なんじゃないかなと。その部分については、ちょっと立ち止まって見直す議論が必要ではないかなと思いますが、教育委員会の見解を伺いたいと思います。

○末木学校教育部次長 タブレット端末につきましては、持ち帰りも含めまして、使用自体が目的ではなく、学習の狙いを達成するために必要な手段として効果的に活用することが大切であると認識しております。

例えば、タブレット端末の持ち帰りについては、リーディングDXスクール事業の指定校の実践としまして、家庭学習において動画教材を視聴することなどにより事前に知識を得たことで、授業場面において教科書からの情報収集が苦手な児童がスムーズに行うことができ、学習意欲が高まったことなどが報告されるなど、様々な学校において工夫された実践も進められております。今後も、学校訪問や教職員研修等を通じまして、実践の紹介等を行うことにより、持ち帰りも含めまして、タブレット端末の効果的な活用について教職員の理解の深化を図ってまいりたいと考えております。

○横山委員 使用自体が目的ではないということは導入当初からずっと言われていることなので、それはいいんです。ただ、現実的にはそうならないっていうことと、研究指定であるあるの話ですけども、結果的に求める成果を出さないと指定した意味がないから、いい成果報告しかできないことになっていっているんじゃないかなと思います。予定調和の話になってしまって、本当の課題が浮かび上がってこないということが懸念されますので、先ほど言ったように、もう一度持ち帰りがそもそも本当に必要なのかという議論をするべきだということを指摘して、この件については終わりたいと思います。

それでは次に、部活動指導員配置促進費と、部活動の地域移行という言葉は文科省が使わなくなり、地域展開と今言っていますけども、この部分について何点か伺いをしたいと思います。

まず、新年度の部活動指導員配置促進費の内容を伺いたいと思います。

○山下学校教育部教職員課長 部活動指導員配置促進費の予算額につきましては、指導員の報酬と

して766万1千円、同じく通勤費用として23万2千円、合計で789万3千円となっております。

なお、事業費のうち、指導員の報酬については国、道の補助対象となっており、国、道、市がそれぞれ3分の1ずつ負担することとなっております。

○横山委員 新年度の配置数は拡充されるのでしょうか。

○田村学校教育部教育指導課主幹 部活動指導員は、各競技等に関する専門的知識や技術を有し、単独で部活動指導や大会引率等を行うことができるため、教員の部活動の指導時間の削減につながるなどの効果があるものと考えており、令和7年度の配置は、令和6年度から3名増員し、24名に拡充することとしております。

○横山委員 ちょっとずつですけども、24名ぐらいまでになったのですね。ただ、増やしていくときに、結局、指導員をどうやって見つけるかっていうことです。以前、市教委に伺ったときには、結局、学校で見つかった人を市教委で確認し、やってもらっているんだってという話だったんです。結局、学校で探さないといけないという話だったんですけども、それでは人は増えないだろうなっていうことを随分心配していたんです。

現状はどうなっているのか、人材の発掘みたいなことで市教委の支援等はあるのかどうか、それについて伺いたいと思います。

○田村学校教育部教育指導課主幹 部活動指導員については、実施要綱において、部活動指導の経験がある者、指導員としての適格性があると校長が認める者等の要件を定めており、その要件を満たす人材の確保が課題となっております。そのため、教育委員会では、これまで各校において部活動顧問の指導の補助者としてボランティアで活動していた外部指導者に、学校のニーズに応じて単独で部活動指導等を行うことのできる部活動指導員への任用の働きかけを進めております。

また、将来の部活動指導員への任用も視野に入れ、まずは、外部指導者として活動できる人材の確保に向け、道教委の人材リストを活用し、面談等を通して、市教委独自の人材リストを今年度から新たに作成し、年度途中においても更新しており、今後も適宜更新し、学校に提供してまいります。

○横山委員 人材リストの作成に取り組んでいるということで伺いましたので、学校任せでないという状況は分かりました。

ところで、部活動の地域移行、地域展開がどんなふうになっているんだろうかと現場の中学校の教員から随分聞かれることがあります。情報が行っていないのかなとは思いますが、市として今取り組んでいるモデル実施の状況ですとか、今後の具体的な移行、展開の見通し等についてはどうになっているのか、現状をお聞かせください。

○末木学校教育部次長 部活動の地域移行に向けましては、国のガイドラインなどを踏まえまして、旭川市中学校長会や各競技団体等との協議、検討を行い、観光スポーツ部が中心となって道の委託事業の取組を進めてきたところです。

今年度の道の委託事業の取組では、市内3中学校をモデル校として指定し、11月から競技団体等の指導者を部活動に派遣する取組を実施しております。

次年度についても、道の委託事業として学校の部活動と連携した取組を進めることとしておりまして、その詳細については、旭川市中学校長会とも協議して決定してまいります。

本市の地域移行の在り方等については、今後も、道の委託事業の取組の成果、課題等を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

また、部活動の指導員の配置は、部活動の地域移行にもつながるものと認識しておりますことから、次年度以降も国や道の補助事業を活用しながら指導員配置に向けた取組を進め、学校を支援してまいりたいと考えております。

○横山委員 課題がたくさんあるので、一気にこれが進むということは現実的にはあり得ないなどというふうに見ていますが、市内3校でサッカー部の合同チームを編成している方から伺った話なんですけど、地域移行はもう待ってられないので、自分たちの負担を少しでも減らすため、顧問が各学校に2名ずついて、6名いるので、交代制で練習を見ていくということで何とか負担を減らす試みをやっているんだという話を伺いました。

サッカーではそういうことを割といろんなところでやっているという話も聞いているんですけども、全ての種目、競技団体が同じようにできるとは思いません。やれるところからっていうか、現実的に取り組めることをどうやって前に動かすかっていうこともやっぱり必要なんだと思いますので、その部分についても現場の知恵も借りながら取り組むべきかなと。いつかは学校から私は放すことが大事かなとは思っていますが、今は過渡期の状況だと思います。心配されているのは文化系で、特に吹奏楽部みたいな部活動で、これは難しいだろうなと思っています。

それから、この間も話題になっていました部活動に関わっての保護者負担の問題です。PTAという話もありましたけど、部活動後援会をつくっている学校が多いと思います。こういったところはようになっていくのかっていうこともやっぱり議論されなきゃいけないんですけども、十分な情報が伝わっていないんじゃないかなと思いますので、また今後の推移を見せていただきたいと思います。

それでは次に、学校給食関係について伺いたいと思います。

東旭川学校給食センターの民間委託の話については、これも中村みなこ委員が指摘をしてきましたけれど、私からは栄養教諭の配置のことで取り立てて伺いたいと思います。

業務委託がされることになったという前提で、現在、センターに配置されている栄養教諭の配置ってというのは変わっていくのかどうか、現状、どんなふう考えているのか、お聞かせください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 栄養教諭の人数は、道教委の定数配置基準において、給食センターのような共同調理場の場合、児童生徒数が1千800人以下では1人、1千801人以上6千人以下では2人配置とされております。

給食センターでの供給数は、現状で約3千900食、最大でも4千500食で、現在2人配置となっておりますが、この人数は直営、委託による違いはないものであります。

○横山委員 委託化によって人数は変わらないということでした。多分、学校の所属でも配置されていると思うんですけども、調理員が委託されることで栄養教諭の業務自体に変化は起きないのか、負担が軽くなったり重くなったり、そういう変化はあるのか、それについても御説明ください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 栄養教諭は、献立の作成や食材の発注、調理時の指導や味の確認等を担っており、業務委託後も変更は予定しておりません。

他都市の状況を見ましても、委託によって栄養教諭の負担が増えているという実態はないようでありますけれども、契約時の仕様において、調理時における受託事業者の役割をしっかりと明記して

いくなど、栄養教諭の負担が重くならないよう留意してまいります。

○横山委員 センターがそういうふうになっていくとなると、今度は学校の調理場はどうなっているのかっていうことも心配されているようですが、それも委託をしていくというような考えがあるのかどうなのか、現状のお考えをお聞かせください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 今後についてでございますが、まずは、給食センターの委託に係る契約業務を適切に行うなど、安定的に実施してまいりたいと考えておりまして、併せて委託化の効果等についても確認をしてまいります。

その後において、将来的な児童生徒数、各調理場の供給能力や耐用年数、あるいは、地域バランスなどを踏まえながら、学校給食提供の在り方を検討する必要があると考えてございます。

○横山委員 委託によって何がよくなるのかっていうのが私の頭ではちょっと理解できないところがあります。今までさえ足りない調理員に今よりも好条件で集められるような経営体があるのかどうか、そんな業者がいるのかなと思いますし、何か逆行するような気もするんですけど、そこは十分検証もされることだと思いますので。

ただ、学校調理場をもし解消していく、または、センターを増やしていくみたいな話になっていくのであれば、それは様々、安全性の危惧があります。大規模化すれば、やっぱり安全性が損なわれるということはいろんな自治体の調理場で仕事をされている方が一様に口にされていることです。起きないのが当たり前なので、起きてしまっってはっていうような話にならないよう、ぜひしっかり考えていただきたいと思います。

給食の民間委託の是非については私も言及したいことがいろいろとあるんですけども、恐らく能登谷委員に細かく深くやっていただけたと思います。足りない部分はまた別な機会に聞かせていただこうと思います。

次に、むし歯予防対策費についてです。

毎年、決算審査特別委員会、予算等審査特別委員会でしつこく聞いていますが、新年度の予算額と事業概要を簡単にお示しください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 令和7年度のむし歯予防対策費につきましては、フッ化物洗口用薬剤や洗口に関わる消耗品の購入及び事業周知のためのリーフレット印刷代など、144万円を計上しているところでございます。

○横山委員 事前の情報で、今年度は実施率が随分低下しており、7割ぐらいということです。学校で凸凹があると思いますから、もっと低い実施率のところもあるんだと思います。

現実にはコロナが5類になりましたけども、インフルエンザも含めて、様々な感染症の流行も止まっていないんですね。そのたびに事業実施を見送っているといったことを聞いています。だから、学校はそういうことの対応で非常に苦労している現状があると思います。もう7割、6割の子どもしかやっていないものを学校でやることに意味があるのかなということもずっと言ってきた話です。本来の学校というのは全ての子どもが取り組むことに対して業務を発生させているんだと思います。そろそろ医療へちゃんと移管するっていうか、渡していくということに切り替えていく必要があると思います。

本来的に学校が担うべきではない、本当に虫歯予防に効果があるんだったら、医療行為に限りなく近いわけなので、いや、医療ではありませんっていう言い訳が通じることが私には理解ができな

いですが、そろそろそういう時期なのではないかなと思いますが、見解を伺います。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 フッ化物洗口は、道条例や市議会決議を踏まえ、各学校において学校保健計画に位置づけており、これまで学校保健活動の一環として実施してきております。

フッ化物洗口の実施に当たりましては、保護者への理解促進が重要でありますことから、引き続き、効果や安全性、学校で実施を行うメリットについてパンフレット等を通じて周知し、児童生徒の虫歯予防対策の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○横山委員 安全性、効果、メリット、そうじゃない危険性、デメリット等が十分周知されていないんじゃないかなと思います。

ミラノールを使っているということなので、医薬品ですから、当然、デメリットが周知されなければいけません。これもこれまでずっと指摘してきたことです。そして、今、社会問題になっていますが、有機フッ素化合物、P F A S の水質汚染が随分問題になっています。あれは有機なので、ミラノールは無機フッ素化合物だから違うんだと。ホームページとかを見ると、そういうふうに言及されている方がいっぱいいるんですけども、毒性の強いフッ素元素が含まれているっていうことについては変わらないので、無機だから安全で有機だから危険というのはどうも理解ができないんですね。ですから、市民や保護者の方もそれを懸念されていると思いますので、改めての丁寧な説明、医薬品についての情報提供もしっかりするべきだということは指摘しておきたいと思います。

残りが僅かになってまいりましたので、最後に教育費に関わる保護者負担軽減のことについて取り上げたいと思います。

これも1年、2年ぐらいの間でずっと問題にしてきたことです。

旭川の保護者負担軽減が他の自治体から比べても非常に乏しいんじゃないかということも随分指摘しました。スキー授業を例に取り上げてきましたが、昨年、スキー授業に関する学校に対する調査が行われていました。その概要、結果について、これまでも御説明いただいたことがあるんですけども、改めて調査で分かったことを簡単にお示ししたいと思います。

○山本学校教育部学務課長 スキー授業に係る保護者負担につきましては、昨年5月に引き続き、9月にも市立の全小中学校を対象に、過去5年間におけるスキー授業の回数及び時間、バスの借上料等を調査いたしました。

その結果についてですが、バス借上料につきましては、1台当たりの平均金額は、小学校では、令和5年度の約5万7千円から令和6年度の見込みで約8万1千円に、中学校では、令和元年度の約5万4千円から令和6年度の見込みで約8万3千円にそれぞれ上昇しております。

また、1校当たりのスキー授業時間の推移につきましては、小学校では、令和元年度の44.8時間が令和6年度の見込みでは41.8時間に、中学校では、令和元年度の16.3時間が令和6年度の見込みでは15.8時間にそれぞれ減少しております。

また、スキー授業の時間や時数を減少させていると回答した学校が12校あったほか、移動距離やリフト代の負担軽減のため、スキー場を変更したと回答した学校が24校、ピストン輸送を実施していると回答した学校が14校、それぞれあったところでございます。

○横山委員 現場の教職員と会うたびにこのことが随分話題になります。

いや、こんなに念入りに調査をしたんだから、きっと市教委は何かしてくれるんでしょうねって多くの方が言われていました。

それも期待されていたとは思いますが、この結果の受け止めと市教委の具体的な対応についてお考えをお示してください。

○山本学校教育部学務課長 学習指導要領では、自然との関わりの深い活動は地域や学校の実態に応じて積極的に行うことに留意するとされており、積雪寒冷地である本市においては、スキー授業を積極的に進めてきたところです。

しかし、スキー授業に係る保護者の負担は増加しており、その軽減に向け、これまで各学校において様々な工夫を行ってきたところでございますが、厳しい状況は増しておりますことから、より負担のかからない手法等について引き続き検討してまいります。

○横山委員 軽減について工夫してきたけども、本当に工夫してきましたかということです。現実的に、学校ではバス代を保護者に負担させられないからということで、全面的にやめている学校も中学校なんかではあるということを知りましたし、2回を1回にすると、去年、今年で判断したっていう話も随分聞きました。もう無理はできないということです。

先ほどバス1台で8万円っていう話がありましたけども、バス代っていうのは、結局、1台を借りて、40人みんなが乗れたら1人頭2千円ぐらいになりますけども、現実には子どもたちを保護者が行かせていないっていうこともあるようなんですよね。そうすると、行った子どもの保護者は行っていない子どものバス代まで負担しなきゃいけないっていう現実が分かってきちゃったんですよ。何でそんなことしなきゃいけないのって分かったら、じゃ、うちの子も行かせませんっていう選択をする親がいても不思議ではないんですよね。だから、せめてこの部分については公費負担、部分的でもということを考えていただきたいと再三求めてきたわけですけども、残念ながら、その措置は新年度の予算ではないようです。

なぜそれができないのか、する必要がないと思っていらっしゃるのか、これは、市教委というより、予算に責任ある立場の副市長の答弁をぜひお願いをしたいと思います。

○中村副市長 スキー授業の保護者負担につきましては、これまでも何度かこの分科会等で質疑をされているということで、年々重くなっているという部分は十分認識しているところであります。

ただ、教育委員会でも今回調査をしたという部分のところ、あるいは、先ほどの答弁でもありましたけれども、より負担のかからない手法等について検討していくというような部分がありました。限られた財源の中でどういう部分に予算を配分していくのかというような難しいところがあります。スキー授業の在り方についてもより負担のかからない手法を検討していくというような部分がありますので、負担の在り方も併せて適切に今後判断していきたいと考えております。

○横山委員 残念ながら、こちらが期待をしている答弁は伺えなかったんですけども、いわゆる教育予算、特に保護者負担の軽減については、旭川が十分でないということを再三指摘してきたつもりです。同様に、教職員も様々な形で私的に負担しているところがあるということもこれまでも言ってきました。今日はそれについては取り上げませんけども、やっぱり旭川教育予算が教職員や保護者の負担に甘えてきたんじゃないかということもこれまで御指摘をしたと思います。給食の公会計化しかり、ワックスがけを清掃業者に任せないことしかり、学校敷地の除雪を教職員の負担でやっていることしかり、教材費や教材を保護者に持ってきてくださいっていうことしかり、アルミホイルの芯を持ってきてくださいと今日言われてもしようがないみたいな話とか。それから、校内旅費が足りない、だから、仕事で家庭訪問に自家用車で行っても当然、ガソリン代も出ない。みんな

な自腹です。部活動の後援会の会計も機能はしていると思いますが、残念ながら、教職員が部活動に関わる分の経費はほとんど持ってもらっていないと思います。

これらを一気に解決しろということまで言っていないんですけども、こういう問題を皆さんで共有しませんかということはずっと言い続けていきたいと思いますし、保護者負担の軽減策がないことは旭川で子育てをすることに對するブレーキになると思います。

これも毎回言っていますけども、周辺のまちが手厚い子育て支援策をやっているの、それを一番よく知っているのは教職員なんですよ。異動で周辺から旭川に入ってきた人たちがよく分かっていて、いや、旭川には住めないわというふうに言うんです。だから、結婚し、子育てで家を作る人は、東川だ、東神楽だ、鷹栖だってなるのです。そこから通えるし、何の問題もないし、子どもにお金がかからないからと、その方たちはお子さんを2人、3人っていうふうに、私の印象ですけども。そういったことで大きな差が生まれているんじゃないかなと思います。

今日は給食費の無償化について言及しませんでしたけども、無償化もやらないし、スキー授業の支援もしない。じゃ、旭川市は何をしているんだっていうふうに言われたときに、子育てをしている若者に説明がつかないんですよ。悪いですけど、旭川では子育てしないほうがいいよって言っちゃいたくなるような状況ですよ。

給食費の無償化に10億円かかると言いますが、10億円の可処分所得が保護者と地域に残るんですよ。貯金をされるわけじゃなくて、お金の使い道がほかに増えるということだから、当然、経済効果があるはずなのに、そこに投資できない旭川って何なのかなと思います。この規模の自治体でこれができたら物すごい大きなインパクトがあると思います。これこそ子育ての旭川モデルと自慢してもいいかなと思います。

それから、スキー場については、議会で過去にいろんな議論があったようですけども、アルペンスキーをやるべきだと市教委に対して求めるようなこととか、市教委が学校に求めるようなことはもうやってはいけないと思います。やるのであれば、しっかりした財政的な支援をやってから、そういう条件を整備した上で取り組んでいただきたいと思います。各学校の判断、保護者の意見をしっかり受け止めて、学校の判断に任すべきだと思いますので、この部分についても指摘をしておきたいと思いますし、引き続き、保護者負担の部分については様々な形で指摘、追及をしていきたいと思いますので、ぜひ前向きな検討をこれからも続けていただきたいと思いますということをお願いして、私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○高橋紀博委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時43分

○石川まさゆき副委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○沼崎委員 どうぞよろしくお願いいたします。

時間も限られておりますので、早速、質疑に入らせていただきます。

まずは、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の産後ケア事業費について伺います。

産後ケア事業は、国庫補助事業として各市町村の判断でかつて行われていましたが、全国で実施したほうがよいということで、2019年11月の議員立法で改正がされた母子保健法で法律上、位置づけられ、市町村の努力義務となっております。旭川市においても大変多くの方に喜ばれている事業だと思います。

まずは、その事業概要についてお聞かせください。

○川村子育て支援部おやこ応援課長 産後ケア事業は、母子保健法第17条に基づき、産後の母親の身体的な回復と心理的な安定を促進するとともに、母子とその家族が健やかな育児ができるよう助産師等の看護職が中心となって支援を行う事業であり、市内の産科医療機関及び助産所への委託により実施しております。

これまで、本市では、産後1年未満の母子を対象に、宿泊によるケアを行う宿泊型、宿泊は行わないまでも5時間以上の滞在時間内でケアを行う日帰り型、利用者の居宅にてケアを行う訪問型を実施しており、1回の出産につき、合算して7日以内利用することが可能となっております。

また、令和7年度からは、対象を流産、死産等でお子さんを亡くした方にも拡大し、身体的、精神的なケアを実施してまいります。

○沼崎委員 令和7年度からは、対象を流産、死産でお子さんを亡くした方にも拡大ということでした。

予算等審査特別委員会の際に配られている資料にも妊産婦等グリーフケア事業というこれまでになかった記載が新たに加わっております。これはもともと、母子保健法で言うところの出産には流産及び死産の場合も含まれているということで、法律上は産後ケアの対象だったにもかかわらず、なかなか各自治体の理解が進んでいなかったということで、令和3年5月31日付の厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知、あるいは、産後ケア事業ガイドライン等で周知が図られていたわけですが、来年度から旭川市でも実施することになりまして、市民のための施策がより一層充実するのだなと受け止めております。

そこで、伺います。

令和7年度のこれに関する具体的な取組内容をお聞かせください。

○川村子育て支援部おやこ応援課長 産後ケア事業では、流産、死産等でお子様を亡くした方に対しては、精神的負担を感じないよう、助産師が利用者の自宅を訪問し、精神的、身体的ケアを実施してまいります。

事業の開始は9月頃を予定しておりまして、それまでの間に事業の受託予定者に対する講習の実施や医療機関等の関係機関とのネットワーク構築など、支援体制の整備を図ってまいります。

○沼崎委員 9月頃の事業開始をめどにもろもろ整備していくという御答弁もございました。また、事前に教えていただいた際もまだ詳細なところは決まっていないということでしたが、当事者に寄り添った制度が構築されるようお願いいたします。

本年2月、超党派の地方議員で構成される子どもの事故予防地方議員連盟という集まりで大阪府東大阪市を訪れて、お子さんを亡くされた方々のグリーフケアに2014年から取り組んでいて、東大阪市の訪問型グリーフケア事業も受託しているNPO法人ピッコラ・ファミリアというところでお話を伺ってきました。そこでも最初は個別にお話を伺うわけですが、同じ悲しみを抱えた当事者同士がお互いの経験を語り合う場をつくることで自分だけだという孤独感を乗り越えるこ

とができたとか、誰にも話せなかったし、話しても分かってもらえないと思っていたが、同じ経験を持つ方と横のつながりができて心が楽になったとかというお声が多々あると伺ってまいりました。そうした取組についても将来的には検討してはどうかと思います。ただし、そういう場に宗教であるとか、スピリチュアル系の話を持ち込んで団体に勧誘したり、物を売ったりするような人が入ってこないように細心の注意を払っているというお話も聞きましたので、申し添えておきます。

それから、各種行政手続における配慮についても、おやこ応援課だけではなく、市役所の部局横断的に進めていっていただけたらと思います。

東大阪市で伺ったお話では、例えば、出産後すぐに赤ちゃんの状態が悪くなってNICUに入ると、そして数日で亡くなってしまったというケースで、赤ちゃんのお母さんは入院していますけど、お父さんが市役所に行って各種手続をしなくちゃいけないというケースで、まずは出生届を出さなければいけないと。さらに、NICUでの治療費も払わないといけないので、保険証と医療証をつくらなくてはいけないので、その窓口にも行くと、それで死亡届も出すと。心がつらい中で一日に全部をやるわけですが、行く窓口、行く窓口で毎回おめでとうございますと言われるのが本当につらかったというようなお声もありました。

また、妊娠12週以降は火葬が必要ですが、小さな子どもは遺骨も残らない場合があるっていうのを聞いていなかった、なおかつ、位牌ももらえず、何らかの弔いをしたかったけれども、そういった遺骨や位牌が手に入らなかったのが残念で仕方ないというお声もありました。これは、子育て支援部だけじゃなくて、市民生活部などにも関わってくる案件かとは思いますが、ぜひ部局横断的な取組で進めていっていただきますようお願いいたします。

この項目の最後に、グリーフケアに関する市の考えをお聞かせください。

○川村子育て支援部おやこ応援課長 グリーフケアと言われる大切な人を亡くされるという喪失の悲嘆や悲しみへのケアにつきましては、妊産婦に限らず、支援を求める方に対して、これまでも保健師等の専門職が様々な場面で支援してまいりました。

産後ケア事業では、流産、死産を経験した1年以内の方を対象としておりますが、支援を求める時期やタイミングは人によって異なり、死別による精神的な影響に焦点を当てるだけではなく、家族関係や生活への影響といった2次的な影響にも注意を払い、支援する必要があると考えております。

我が国では、流産、死産の経験は人に話すようなことではないとの雰囲気がいまだ根強く、核家族化が進む現代においてはより社会的孤立を招く可能性が示唆されております。

まずは、妊娠届出の際に、全ての妊婦に当該事業を含めた各種相談窓口等の周知を行うとともに、必要な方が適切な支援を受けることができるよう、支援者のスキル向上や地域の医療機関等と連携体制の構築を図ってまいります。

○沼崎委員 充実した取組になることを期待しております。

産後ケアについては以上ですが、副委員長、切りがいいので、一旦ここで中断とさせていただいてもよろしいでしょうか。

○石川まさゆき副委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1 時 0 0 分

○石川まさゆき副委員長 再開いたします。

午前の分科会で能登谷委員から御要求のありました資料につきましては、委員各位に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明は必要でしょうか。

(「要りません」の声あり)

○石川まさゆき副委員長 それでは、資料の説明につきましては省略させていただきます。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

御質疑願います。

○沼崎委員 では、午前中に引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、同じく 3 款 2 項 1 目の児童虐待予防・早期発見推進費と児童虐待防止対策費について伺います。

まず、児童虐待予防・早期発見推進費について、事業の概要と予算の内訳をお聞かせください。

○川村子育て支援部おやこ応援課長 本事業は、児童虐待の発生予防と早期発見等に資するため、出産後の養育について、出産前から支援を行うことが特に必要であると認められる特定妊婦に対し、保健指導やサービスの調整などを行う事業でございまして、事業費は、会計年度任用職員の保健師 2 名分の人件費及び公用車借上料などの物件費等で 8 2 3 万 4 千円を計上しております。

○沼崎委員 今お答えいただいた特定妊婦については具体的にどういった方々なのか、そして、旭川市ではそういった方が増えているのかどうかなど、お聞かせください。

○川村子育て支援部おやこ応援課長 本市では、妊婦と面談を行う際に妊婦の心身の状況、家庭環境や社会経済的背景など、多角的なリスクアセスメントを行っております。

具体的には、若年妊娠や予期しない妊娠、経済的困窮や虐待、DV、子育てにまつわるサポートの不足などが予測される場合、日本語が理解できない外国人など、様々な事由を考慮して特定妊婦と位置づけ、支援を行っております。

特定妊婦の数は、令和 4 年度が 3 9 人、令和 5 年度が 3 6 人と、おおむね変わりませんが、支援回数は延べで令和 4 年度は 2 1 9 回、令和 5 年度は 2 4 8 回と、1 人当たりの支援回数が増加しており、抱える問題が多岐にわたり、複雑になっていると実感しております。

○沼崎委員 続きまして、特定妊婦の方に対する支援の内容についても具体的にお聞かせください。

○川村子育て支援部おやこ応援課長 特定妊婦とされる方の背景には、不安定な就労等により収入基盤が安定していない、家族構成が複雑でサポート体制が希薄、知的・精神的障害等で養育困難が予測されるなどがございます。

そのような方に対する支援といたしましては、一例ではありますが、安全な出産や子どもが健康に生まれるよう食生活などの生活習慣に関する保健指導を行ったり、生活が困窮している場合には生活保護や諸手当の申請窓口への同伴、後見人と協力した金銭管理の支援の実施、保険証や保育所入所の申請書類、時には婚姻届の記載の援助、出産後の育児に向けておむつ替えや授乳、沐浴などの技術的指導を行うなど、関係機関と連携を図りながらその方の抱える問題に応じたきめ細やかな支援を行っております。

○沼崎委員 様々な事例ごとにきめ細かな対応がされて成果につながっているということと理解いたしました。

続きまして、児童虐待防止対策費について、事業概要と内訳をお聞かせください。

○草野子ども総合相談センター所長 児童虐待防止対策費は、地域が一体となって児童虐待防止に取り組むことができるよう、旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針を踏まえまして、市民講演会の開催や出前講座の実施、関係機関とのオンライン会議の開催や庁内職員向けの研修、それから、子どもホットラインの周知などを行う事業であります。

令和7年度の予算といたしましては37万5千円を計上し、その内訳は、市民講演会の開催に係る費用が6万2千円、子どもホットラインカードの配布に係る費用として19万9千円、会議のオンライン環境整備に係る費用として11万4千円となっております。

○沼崎委員 続けて伺います。

旭川市における児童虐待の現状はどのようになっていますでしょうか。

○草野子ども総合相談センター所長 北海道旭川児童相談所によりますと、市内の令和4年度の児童虐待相談処理件数は545件と、前年度の409件から100件以上増えている状況にあります。

また、子ども総合相談センターにおきましては、令和5年度の児童虐待に関する相談実件数が128件でありまして、前年度からは30件の減少となっておりますが、相談延べ件数でいきますと79件増の762件となっております。

相談実件数について、虐待の種類別の内訳で申し上げますと、多いほうから順に、心理的虐待が48件、ネグレクトが40件、身体的虐待が39件、性的虐待が1件となっております。

全体の相談対応件数はおおむね横ばいで推移しておりますが、1件当たりの相談対応回数が増えており、保護者の方が複数の課題や困り事を抱えて相談内容が複雑化している傾向が見受けられます。こうしたことから児童虐待への対応の必要性というものは依然として高いものと認識しております。

○沼崎委員 現状について理解できました。

児童虐待については、相談しやすい環境を整備すれば把握できる件数が増えるということもあると思いますので、相談件数自体が増えるのが悪いかというと、決してそういうわけでもないとは思いますが、対応される現場の職員の方々としては、内容の複雑化ということもあって、大変御多忙だと思います。改めてその御尽力に敬意を表したいと思います。

この項目の最後に、児童虐待はもちろんあってはならないことで、対策の充実が求められますが、今後どのように取り組んでいかれるのか、お聞かせください。

○草野子ども総合相談センター所長 児童虐待は、虐待を受けた子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与え、子どもの権利を損なうものとして、発生時における迅速かつ的確な対応はもとより、未然防止に向けた着実な取組が求められるものと認識しております。

こうした認識の下、まず、発生時の対応については、児童相談所とも連携を図りながら子どもの安全確保を優先するということと、子育てへの不安や困り事を抱えた保護者に寄り添い、再び虐待をしてしまわないような継続的な相談支援に引き続き取り組んでまいります。

また、児童虐待の未然防止に関しましては、虐待を引き起こすリスクについて、妊娠期から乳幼

児期、そして、学齢期にわたって切れ目なくして早期に把握できることが重要でありまして、こども家庭センターを中心とした母子保健部門と児童福祉部門との一体的な運用に努めるとともに、市民講演会の開催や出前講座の実施などによる児童虐待に関する啓発、意識醸成を図ることにより、様々なチャンネルで子どもを見守ることの重要性について発信してまいります。

○沼崎委員 どうもありがとうございます。

児童相談所は北海道の施設になりますけど、そことの連携、あとは、母子保健と児童福祉の一体的な運用をすることを目的としてこども家庭センターが設置されたわけですが、しっかりと進めていくというふうに力強くおっしゃっていただきました。

令和7年度予算は暮らしの安心と未来への投資両立予算と銘打たれておりますが、やはり、未来を担う子どもたちが安心して暮らせることが未来への一番の投資でもあると思いますので、今後の取組に期待をしております。

この項目は以上です。

次に、同じく3款2項1目の病児保育事業費についてお伺いいたします。

まず、その事業概要と予算額についてお聞かせください。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 病児保育事業につきましては、児童が病気やけがをした際に仕事等の保護者の事情により家庭で保育できない場合に一時的にその児童の保育や看護を行うことにより保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的として、既存の病児保育施設1か所、病後児保育施設1か所に加え、令和7年3月末で閉所となる新旭川保育所の代替として新たに病後児保育を行う施設1か所、合計3か所の運営に係る予算として3千103万9千円を、また、病児保育ネット予約サービスあずかるこちゃんの運用に係る費用として118万8千円の合わせて3千222万7千円を計上しているところでございます。

○沼崎委員 今御説明の中にあったあずかるこちゃんについてもお伺いします。

今までは電話で病児保育が空いているかどうか、その日の朝に確認しなければならなかったところ、予約状況や空き状況がスマホやLINEで確認できるということで大変利便性が向上したというようなお話を聞いております。あずかるこちゃんを運営している株式会社グッドバトンの代表で産婦人科医の園田正樹先生とは前職で一緒にお仕事させていただいたこともあったので、旭川でも好評ですとこの間にメールを送ったところ、大変喜んでいらっしゃいました。

そこで、1問伺います。

あずかるこちゃん導入によって旭川市の病児・病後児保育事業がどのように変わったのか、また、利用登録者が増えたかどうか、お聞かせください。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 本システムは、病児・病後児保育の利用者がスムーズに予約を行い、保育施設側も効率的に受入れを管理できるよう開発された予約管理システムであり、主な機能といたしましては、保護者がスマートフォンやパソコンから空き状況を確認し、オンラインでの予約やキャンセル手続を行うことができる仕組みとなっております。これにより、従来の利用者及び保育施設側の電話連絡による負担の軽減や利用者のキャンセル忘れの防止など、業務の効率化や利用者の利便性の向上が図られるものと考えております。

導入後の利用者登録の状況につきましては、導入前の令和6年2月現在と令和7年2月現在の比較で申し上げますと、病児保育で275人が309人に、34人の増、病後児保育では300人が

364人に、64人の増となっており、いずれも増加しているところでございます。

○沼崎委員 利便性が向上して利用登録者が増えたということでした。

現在、旭川市の病児・病後児保育の定員は1施設当たり1日3人となっております。これは人口規模が同程度の自治体と比較しても少ないんじゃないかということで、定員拡大を検討してはどうかと令和5年第2回定例会の一般質問でお伺いしたところ、現状、需要状況が逼迫しているとは言えない、ただし、利用登録者数が子どもの人口と比較すると少ないのは事実なので、事業の周知に努めるとともに、利用登録者数の状況を見つつ検討するという御答弁をいただいております。

今般、あずかるこちゃん導入によって利用登録者が増えて、今後も増加が想定されると思いますけれども、定員の拡充についてはいかがお考えでしょうか。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 病児保育ネット予約サービスあずかるこちゃんの導入により、電話予約のみのときと比較して登録者数は増加しているところではありますが、1施設3人の定員に対する1日当たりの平均利用人数は、令和7年2月現在で申し上げますと、病児保育で1.2人、病後児保育で0.3人と、いずれも充足していますことから、現時点では利用定員を拡充することは考えていないところであります。

今後につきましては、利用状況や保護者ニーズの動向を注視しながら、定員拡充の必要性について検討してまいりたいと考えております。

○沼崎委員 利用状況は特に逼迫してはいないということで、取りあえず大丈夫なんだなということで安心いたしました。とはいえ、風邪がはやっている時期など、季節的に需要が増加することもあると思いますので、今後もニーズを確認しつつ、必要に応じた検討をお願いいたします。

ちなみに、あずかるこちゃんは今やっている病児保育バージョンのほかに産後ケアバージョンも現在試験運用中で、近く本格運用も始めるそうなので、ぜひ御検討ください。

この項目は以上で終わらせていただきます。

続きまして、4款1項1目私の未来プロジェクト事業について伺います。

包括的性教育との関連でも大変重要な事業と思いますが、まずはその事業概要と予算の内容をお聞かせください。

○川村子育て支援部おやこ応援課長 私の未来プロジェクト事業は、小中学校及び高等学校に助産師等の専門職が出向き、命の貴さや親になることの社会的責任の理解に加え、性別を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、自身の健康管理を促すプレコンセプションケアを軸とした講義を実施しております。

令和7年度の予算は348万5千円を計上しており、全額委託料となっております。

○沼崎委員 大変重要な取組だと思いますので、より一層広まればいいかなと思います。

この点、昨年の分科会で利用状況を伺った際、これから実施する学校があるので、増加する見込みであると伺っておりましたが、令和6年度の実施件数はいかがでしたでしょうか。

○川村子育て支援部おやこ応援課長 令和6年度の講義につきましては、令和7年3月6日で終了いたしました。

令和6年度の実施数は、小学校29校、中学校7校、高等学校4校の計40校であり、令和5年度の38校より増加しております。

○沼崎委員 増加した背景には担当部局の皆様の御尽力もあったことと思います。

事業の活用が増えた背景についてぜひ教えてください。

○川村子育て支援部おやこ応援課長 私の未来プロジェクト事業の活用が増えている要因についてでございますが、実施を希望する学校と事前に児童生徒の現状や配慮を要する内容や要望について話し合いを行い、各学校の学習計画に即した内容で講義を実施しております。

生命の誕生に直に立ち会う助産師の発する言葉からリアリティーや家族の思いを感じ取り、受講した生徒たちは、望まれて生まれてきた存在であることの実感や自己肯定感を高めているということを授業や講義後のアンケートからも確認することができ、実施した学校における本事業に対する高評価がほかの学校へ広がることで活用の増加につながっているものと考えております。

○沼崎委員 ありがとうございます。

この項目の最後に、令和7年度はどのような点に力を入れて取り組んでいく予定なのか、お聞かせください。

○川村子育て支援部おやこ応援課長 私の未来プロジェクトはプレコンセプションケアを軸として行っている講義です。

プレコンセプションケアについてですが、令和7年度につきましては、発達段階に応じた達成目標を見直しまして、包括的性教育の要素も組み込んだ講義内容に再編し、将来にわたって健康な心身をつくり、より質の高い生活を送ることができるよう、日々の生活や健康と向き合う必要性を啓発してまいります。

この取組を広く普及することにより、予期せぬ妊娠及び児童虐待、性暴力の抑制、そして、性感染症や生活習慣病の予防など、次世代の健康の保持及び増進につながるものと考えております。

○沼崎委員 さらに充実を期待をしております。

この項目は以上で終わりとし、最後に同じく4款1項1目の新生児聴覚検査事業費についてお伺いいたします。

新生児聴覚検査の費用に対する国からの財政支援は2000年から予算補助として始まって、2007年から一般財源化されて、少子化対策に関連する経費の内数として地方交付税措置がされていましたが、全国の自治体で公費負担があまねく行われるまでには至らず、2022年には新生児聴覚検査費として項目が明示され、ちゃんと交付税措置されていますよという事務連絡も厚生労働省と総務省から出ております。それを受けて、旭川市においても2023年から新生児聴覚検査費用を上限3千円で補助する事業が始まりました。

予算補助や交付税措置があったにもかかわらず、ずっと実施されていなかったこの件が、今津市政になって2度目の予算編成ですけど、1度目というのが前年9月に市長になってすぐだったので、本格的な今津市政予算として初めての予算編成で実現したというのは子どもたちを大事にするという姿勢の表れなのだなと受け止めております。

新生児難聴を早期に発見して、補聴器、人工内耳、手話などで言語習得に遅れが出ないようにしなければならないと思っております。

そこで、伺います。

まずは、データが出ている最新の年度とされる令和5年度の旭川市における新生児聴覚検査の受検率、精密検査でリファアとなった件数、難聴と診断された件数についてお聞かせください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課主幹 新生児聴覚検査の令和5年度の受検率は92.5%であ

り、そのうち精密検査においてリファアとなった件数は4件となっております。

4件のうち、聴覚の異常が発見された3件のうち、1件は一側難聴、2件は両側難聴で医療機関にて定期フォローされることになり、1件につきましては、評価不能として、再度、詳細な検査が予定されていることを確認しております。

○沼崎委員 新生児難聴は海外の様々な研究から1千人に1人程度と言われている、日本でも信州大学が行った大規模調査で1千人中1.62人という結果が出ております。これは、新生児マススクリーニングで検査対象とされるどの遺伝性疾患、代謝異常よりも発生頻度は高いものと言えます。旭川市の出生数から3人が難聴と診断というのはおおよそのデータと合致するものだろうなと思いますが、検査から漏れて発見が遅れる子がいないようにしなければならないと非常に思っております。

しかし、今、御答弁いただいたところ、受検率92.5%ということなので、残りの7.5%の方は受けていないのではないかと思います。昨年、第2回定例会の一般質問で受けていない方への対応について伺った際、御答弁として、検査を受けていないことを把握した場合には、その理由を確認し、検査の重要性や子どもの身体的負担が少ないことを説明するなど、保護者の検診に対する不安や偏見を払拭し、受検行動が取れるよう支援をしておりますというふうな御答弁をいただいております。

検査を受けなかった方々はどのような理由で検査を受けなかったのか、また、受検行動が取れるよう支援をした結果、どうだったのかについてお聞かせください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課主幹 新生児聴覚検査の受検率は92.5%で、残り7.5%は不明者として扱われており、この中には、里帰り出産などで検査を受けたものの、償還払いの請求をされていない方も一定数含まれているものと考えております。

聴覚検査を受検しない理由につきましては、こんにちは赤ちゃん訪問事業や4か月乳幼児健康診査にて検査を受けていないことを把握した場合には、保護者の心情に配慮しながら理由を確認しており、検査の必要性を感じなかった、任意の検査なので、受けなかった、オプションで別に料金がかかるので、受けなかったなどとお聞きしており、誤解や不安がある場合には正確な情報を伝えるなど、受検に当たる心理的な負担軽減を図っておりますが、その後の結果につきましては確認していないところです。

○沼崎委員 新生児聴覚検査はマススクリーニングとして全ての新生児を対象として行うことが重要とされていますので、検査を受けていない方のその後を追っていないというのは、技術的な難しさもあるのかもしれませんが、今後の課題ではないかと指摘しておきたいと思います。

また、検査を受けない理由として金額がネックになっているケースもあるんだなというふうに感じました。私の知人でも、無料ならやってもいいと思ったけど、お金がかかるならいいやと思って受けなかったという人がいます。

今の御答弁で、金銭的なものの以外の理由で必要性を感じなかった、任意だから受けなかったという人の中にも、お金を払ってまで受ける必要性を感じなかった、任意なんだったら出費したくないという人も含まれるんじゃないかというのが感想です。

検査に当たる心理的な負担ということですけど、きちんと説明すれば経済的な負担以外に負担はないということが分かると思うんですよね。いろんな検査がありますが、この検査、侵襲性は全

くないものです。医療行為は、採血やワクチンも幾ら安全だと言っても針を刺すこと自体がそもそも侵襲行為だし、刺した部位が腫れる、熱が出るといった副反応もあり得るものです。また、あらゆる医療行為とか医薬品はリスクゼロっていうのはほぼなくて、例えば市販の風邪薬でも、ステイブンス・ジョンソン症候群といって、全身がただれて、ひどい場合は死ぬような重篤な副作用が出る可能性もあるわけです。ただ、新生児聴覚検査というのは、赤ちゃんのおでこに聴診器とか、心電図検査のときに胸に貼り付けるようなものを貼り付けて、音を聞かせたときの脳波を見るだけで、赤ちゃんが寝てる間にもできるものであり、痛くもかゆくもないのです。そういう理解が進んでいないということがもしかしたらあるのかもしれないですけど、やっぱり経済的な負担がネックなんじゃないかなというふうに思っております。

とにかく、そうした諸課題を乗り越えて、全ての新生児に検査を受けてもらうべき重要な検査だと思いますが、改めて伺います。

新生児聴覚検査の重要性について、市の認識をお示してください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課主幹 聴覚障害は、早期に発見され、適切な支援を実施することで音声言語発達等への影響を最小限に抑えられることの成果が明らかであることから、新生児聴覚検査をより多くの方に受検いただきたいと考えており、検査の意義についての周知や検査を受けやすい環境をつくることが重要であると認識しております。

○沼崎委員 重要な検査であるという認識を改めてお示しいただきました。

今津市政になって、それまで国庫補助や交付税措置があったのに全く手をつけていなかった事業が実現したというのは本当に素晴らしいことと思いますが、やはり、マスクリーニングとして全ての新生児が検査を受けられるようにするにはもう一声足りないんじゃないかという認識で過去にも何度か申し上げてきております。

旭川市の費用補助は3千円が上限です。ただ、市内の医療機関では、検査費用が6千円とか1万円とか、8千910円は旭川医大だったな、そういったところが多くて、出産費用に加えての自己負担が出てきます。一方、旭川市の周辺自治体では、美瑛町、比布町、東川町、愛別町、上川町が全額補助です。東神楽町は今年度までは補助上限6千円でしたが、来年度から全額補助になります。鷹栖町、当麻町は補助の上限が8千円です。そして、この1市8町で検査を実施できる医療機関は旭川市にしかありません。つまり、旭川市内の医療機関で新生児聴覚検査を受ける場合、美瑛の方は無料です、東川の方は無料です、旭川の方なら5千円を払ってくださいなんていう状況になってしまい、非常に忍びないというふうに感じております。

市の財政も限りがある中で、難しい面もあるのかもしれないとは思っていましたが、そんな中で、昨年7月26日付でこども家庭庁と総務省から発出された事務連絡は、令和6年度から新生児聴覚検査費として計上される交付税を拡充したので、受検者の経済的負担の軽減の推進に引き続き取り組むようにという内容でした。これから増やしますではなく、もう増やしましたという内容ですね。

昨年4月にこの事務連絡が出た際、おやこ応援課にどう対応するのかをお尋ねしたところ、来年度予算で対応していくというふうに聞いておりましたので、令和7年度予算では補助額が拡充されるんだろうかと大変期待していたわけですがけれども、その後、予算案を見ると3千円の据置きということですし、この間、何の説明もなかったの、どういうことなのかとおやこ応援課に確認した

ところ、部局としては増額要求していたけども、最終的には通らなかったという御説明でした。

これは、担当部局の所管範囲ではなくて、市の予算編成全体に関わる話だと思いますので、中村副市長にお伺い申し上げます。

国が新生児聴覚検査に係る交付税を拡充したということですが、補助額3千円に据置きとしたことの経緯について、こども家庭庁と総務省からの事務連絡についてどのように受け止めているのかについてお聞かせください。

○中村副市長 まずは、地方交付税は一般財源だという前提で話しますけれども、私も令和6年7月26日付の事務連絡の文書を見せていただきました。2つ出ておりまして、こども家庭庁と総務省と連名の文書です。もう一つはこども家庭庁の単独の文書でした。

総務省というのは、地方交付税は一般財源だということで、その用途を限定するようなことは言わないということがにじみ出ている文章で、こういう基準財政需要額の中で算定を行っていますというような事実関係のみを総務省とこども家庭庁の連名の文書で出ていました。その中で、こども家庭庁からは、新生児聴覚検査費に関して、公費負担の拡充といいますか、経済的負担の軽減というものをしていますという通知が同じく令和6年7月26日付で出されています。

こども家庭庁としてなかなか言いづらい部分があるのか、経済的負担を軽減してください、いまだに公費負担をやっていないところがありますよというような文書を出し、この部分を拡充してくださいというようなことを言っているんですけども、その下の部分で交付税の措置というようなものに触れています。

こども家庭庁の意図は交付税が増えているんだから拡大してくださいというところがあるんですけども、それは強制できないというようなニュアンスがにじみ出ているなという感じがしています。

我々が交付税を考えるときは、やはり一般財源なので、実際の基準財政需要額で一定程度試算したものと我々が予算化しているものを考えて参考にします。令和6年度の交付税の基準財政需要額を前提にしても、市の予算額のほうがそれよりも多いということで、要するに、交付税の基準財政需要額では市の予算計上している以上を措置しているわけではないというのも一つの判断材料としています。

あくまでもこういった事業の予算化については、費用負担の面で本当に困ってできないんだ、聴覚検査をしたかったのにできないんだという声、あるいは、医療機関からもぜひやるように行政にも協力してほしいという意見等が強ければ、判断して予算の増額も検討いたしますが、今回の予算編成の中でも子育て支援部に確認しましたところ、そういったものがないということで、当面のところ、予算額が基準財政需要額で算定しているものより予算額のほうが多いというようなことで据置きにしたということで考えております。

○沼崎委員 詳細な御説明、ありがとうございます。

確かに地方交付税は特に用途が限定されないものでありますので、副市長はにじみ出ているとおっしゃっていましたが、そういう趣旨を理解しつつも、やはり総合的な判断でこうなったんじゃないかというふうに受け止めました。

ただ、補助額の拡充についても、今まで一般質問や委員会質疑で何度か取り上げて、そのたびに今後も検討するというので、要望があれば検討するというようなお話もありましたが、国からの

交付税措置が拡充されても助成額が据置きということであれば、実質的には結構厳しいのかなと思いました。

今後、本当に拡充できる可能性があるものなのでしょうか、お聞かせください。

○中村副市長 先ほども答弁いたしましたけれども、我々としても新生児聴覚検査の重要性というのはこれまでも議会の中で十分述べてきております。そうした中で実際に92.5%ということであり、100%を当然目指すべきものですし、できる限り100%に近づけるようにという思いがあります。

そういった中で、先ほども答弁しましたとおり、新生児聴覚検査を受けることの財政的負担が大きいんだという点が明らかになれば、当然、それは考えていかなければなりませんし、医療機関から専門的な見地でこれをぜひ100%にして、経費の負担というものが必要なんだというような申入れがありましたら検討していくということで、決して交付税が上がらなかったから幾らやっても無理だというようなものではないというふうに御理解をいただきたいと思います。

○沼崎委員 分かりました。ありがとうございます。

いろいろと技術的なところもあるのかもしれませんが、万難を排して、旭川の全ての子どもに新生児聴覚検査を受けてもらうようにするぞ、受検率100%達成するぞという力強い決意をぜひ副市長からお聞かせください。

○中村副市長 新生児聴覚検査につきましては、先ほど来、委員から御質疑がありましたし、この議会だけではなくて、過去の議会でもその重要性について質問の中で訴えられてきております。私どもも同じ考えでありまして、聴覚障害が早期に発見され、適切に支援につなげることで、その後の子どもさんへの影響を最小限に抑えるということは命題であります。

令和5年度の受診率は92.5%でありますけれども、何としても100%に近づけるように、子育て支援部としては100%にならない要因が何なのかについて、新生児聴覚検査の意義なりなんなりがまだ伝わっていないというのもしかしたらあるのかなということで、そういったこともきっちり伝えていきたいと思います。

また、乳幼児検査には、新生児聴覚検査のほかにも先天性代謝異常検査、股関節脱臼検査など、4か月健診、1歳6か月健診など、発達段階に応じた健診があります。それぞれの健診の意義というものがあまして、それぞれ受けるということがそのお子さんの健やかな成長や健康の保持というものに十分に影響してくるとお母さんにきっちりと趣旨を伝えて、全ての子どもさんが受検できる体制を整えて、子どもの健康の保持増進につながるように努めてまいります。

○沼崎委員 力強い表明をありがとうございます。今後に期待しております。

また、担当課におかれましても何かいろいろ動きがあったら教えていただければと思います。

我々議会の人間としては、市長部局から議案が来ると、決まった時間までに賛成するのか、反対するのか、判断が求められるわけです。そのために、この委員会質疑もそうですし、担当課から話を聞いたり、自分で調べ物をしたり、いろいろとあるわけです。でも、何でもこうなったんだっていうような議案がいきなり出てくると、短い期間内にそういったことをしなくてはならず、頻繁に短い時間に連絡を取り合っているとやっぱりどうしても誤解や認識のそごが生じるおそれもあるわけです。そういうことがないようにこちらもしっかりコミュニケーションに努めたいと思いますので、議会とのコミュニケーションにも気持ちを配っていただけると大変ありがたいと思っております。

す。

以上で私の質疑を終わります。

○石川まさゆき副委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後１時４１分

再開 午後１時４２分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○品田委員 私からは２項目を用意しております。お付き合い願います。

最初に、各種大会選手派遣等推進費について伺います。

まず、事業の目的と概要についてお示してください。

○山本学校教育部学務課長 各種大会選手派遣等推進費（中学校）につきましては、中学校の体育・文化活動の推進を図るとともに、保護者の負担軽減のため、旭川市中学校連盟が開催する各種大会の開催経費の一部を補助するとともに、同連盟が全道及び全国大会に生徒を派遣する場合に派遣費の一部を補助するものでございます。

教育委員会が定めた学校体育文化振興助成基準に基づき、補助金額は、派遣に要する交通費及び宿泊費の２分の１以内で、かつ、交通費については、全道大会は１人当たり４千５００円、道外開催の全国大会は１人当たり３万８千円、宿泊費は１人当たり１泊４千円を上限としており、令和７年度の予算額は９４５万５千円となっております。

○品田委員 保護者の負担軽減のため、旭川市中学校連盟の開催する各種大会開催経費の一部と全道・全国大会に生徒を派遣する場合にこの費用の一部を補助するものとこのことです。

この事業は小学校にもありますが、小学生も同じ基準でしょうか。

○山本学校教育部学務課長 学校体育文化振興助成基準に基づき、小学生も同じ基準で補助しております。

○品田委員 補助金額は、交通費及び宿泊費の２分の１以内、交通費上限は、全道大会が１人当たり４千５００円、全国大会が１人当たり３万８千円、宿泊費は１人当たり１泊４千円を上限としているとのことです。

これらの規定が改定されたのはいつでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 平成３０年４月１日に現在の補助基準に改正しております。

○品田委員 ありがとうございます。

平成３０年度に改定されたとのことです。

交通費上限は、全道大会が１人当たり４千５００円、小学生は運賃が半額になる交通機関もありますし、小中学生ともに学生割引や団体割引もあるので、開催地が札幌圏でしたら交通費の補助としては結構手厚いかなと思いますが、北海道は広いので、帯広や函館、釧路など、遠方での開催の際はもう少し上積みが欲しいところです。全国も同じですね。

そして、宿泊費は、近年、物すごく値上がりしていますので、団体割引等があっても上限４千円では少ないのではないのでしょうか。

ちなみに、旭川市職員の旅費規定が実費支給に見直しが予定されていますが、宿泊料はこれまで

は道内で1万800円、道外で1万2千円でした。議員公務のために旅行したときに費用弁償として支給される旅費の額が値上げされたのも記憶に新しいところです。

また、JRが4月1日から運賃改定をしますし、貸切りバスの借上料も秋に改定される予定と聞きますが、基準の見直しをする予定はありますか。

○山本学校教育部学務課長 補助する交通費は、航空機やJRなどの公共交通機関の運賃に加え、貸切りバスの借上料やタクシーの料金など、幅広く対象としており、また、現状において基準に定める上限額を上回る事例は多数ではないことから、現時点では特定の交通機関の料金改定等に伴う見直しの予定はないところでございます。

○品田委員 現状において基準を定める上限額を上回る事例は多数ではないことから、特定の交通機関の料金改定等に伴う見直しの予定はないということです。

確かに、私も調べてみましたけれど、結構手厚いほうかとも思いました。ただ、現状ではやっぱり少ないかなというふうに思います。

選手の派遣に対する過去5年間の補助実績を教えてください。

○山本学校教育部学務課長 過去5年間における補助金の交付実績につきましては、令和元年度は461人に対し580万5千457円、令和2年度は11人に対し12万8千880円、令和3年度は462人に対し703万7千106円、令和4年度は510人に対し807万6千491円、令和5年度は560人に対し925万9千574円となっております。

○品田委員 令和2年度は、新型コロナの影響もあって、例外と思いますけれども、460人から560人と、年度によって異なるとはいえ、旭川っ子は結構頑張って活躍していることがうかがえます。

全道、全国の詳細まで伺いませんでしたので、正確とは言えませんが、交付実績を人数で割って平均すると、1人当たり1万2千円から1万6千500円です。

これは、どのような大会への派遣が補助の対象となるのでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 派遣費の補助対象となる大会は、市外で開催される大会で、北海道中学校体育連盟または日本中学校体育連盟、北海道吹奏楽連盟または全日本吹奏楽連盟が主催し、地区予選等を経た上で出場する全道または全国的な参加規模をもって開催される大会としております。

○品田委員 旭川市中学校連盟が選手を派遣する場合に補助するとのことですが、中学校連盟という条件を緩和はできないのでしょうか。

旭川市立東明中学校の野球部が、3月21日、もうすぐですが、岡山県で開催される全日本少年春季軟式野球大会ENEOSトーナメントに出場します。9年前にはベスト4の成績を残したので、今回こそ日本一をと意気込んで、今、練習に励んでいます。

実は、部員18人中6人が女子生徒だという全国的にも珍しいチームです。このチームを派遣するのは、岡山県です。1人二十数万円の遠征費の捻出に、今、保護者が廃品回収をしているほか、寄附を募って奮闘しています。寄附は結構集まっているようですが、中連ではないため、各種大会選手派遣等推進費は使えないそうですね。子どもたちの努力や頑張りという点、中学校の部活という点でも同じなのに保護者の負担軽減の補助金が出ないのです。おかしくないでしょうか。

日本中学校体育連盟は、少子化や教員の負担軽減などを理由に、2027年度以降、規模を縮小

し、水泳やスケートなど、合わせて9つの競技を実施しないことを決めたとの報道がありました。水泳、体操、新体操、ハンドボール、男子のソフトボール、アイスホッケー、スキーの合わせて7つの競技は、代わりとなる全国大会の実施を検討しているそうですが、例えば、ハンドボールは既存のクラブチーム対抗の大会に学校部活動に参加できるようにするとのこと。どれも中学校連盟という条件から外れると補助金対象からも外れるということです。同じ中学校部活なのにますます補助対象競技が減ることになります。

中学校連盟という条件を緩和はできませんか。

また、スポーツ部と吹奏楽部だけでなく、補助支給枠の拡大を図ることはできないでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 この事業は、中学校の教育活動を助成することを目的とし、学校体育文化振興助成基準において、中学校連盟という団体の活動を対象としております。

中学校連盟の主催以外のスポーツ及び文化芸術活動の大会に参加する子どもたちへの助成につきましては、スポーツの推進や文化、芸術の向上を目的とする補助事業もあり、本市全体の取組の中で担っていくものと認識しております。

○品田委員 中学校連盟主催以外のスポーツ、文化、芸術の向上を目的とする補助事業もあるとのこと。

旭川市の同じような事業の助成制度とその内容についてお示してください。

○山本学校教育部学務課長 他の助成制度につきましては、本市の文化芸術の向上及び青少年の健全育成を図るため、文化芸術並びに教育関係の全国大会に参加する部活動の遠征費用、派遣費用の一部を補助する旭川市文化芸術関係全国大会遠征補助金があり、文化振興課が所管しております。

また、スポーツ関連では、スポーツ団体及び個人のスポーツ活動を助長し、本市のスポーツの推進に資することを目的とし、全国及び世界大会に出場する際の経費の一部を補助する旭川市スポーツ大会出場費補助金で、スポーツ推進課が所管しております。

○品田委員 文化、芸術と教育関係の全国大会に参加するときの補助、旭川市文化芸術関係全国大会遠征補助金とスポーツ関連の全国及び世界大会に出場する際の補助、旭川市スポーツ大会出場費補助金があるとのこと。

しかし、全国大会、世界大会ということで、どちらにも全道大会の補助はありません。しかも、旭川市文化芸術関係全国大会遠征補助は、市内を除く道内遠征で、大会の出場人数に5千円を乗じた額と5万円のいずれか低い額、道外では、大会出場人数に8千円を掛けた金額と8万円のいずれか低い額です。補助対象が18歳以下と、高校生までが対象になるのはよいところだなと思うんですけども、金額はすごく少ないです。

旭川市スポーツ大会出場費補助金は、補助対象が本市に住んでいる者で、年齢制限はありませんが、全国大会で1万円、世界大会で4万円です。オリンピック出場選手も4万円なんですね。

蛇足ですけども、パリ2024オリンピック金メダリストの北口榛花選手や、東京2020オリンピック銀メダリストの町田瑠唯選手は、本市に居住する者という条件がありますので、受給していないと思われます。

それにしても、スポーツでいえば、中体連以外の全国大会参加で、観光スポーツ交流部は1万円補助のみです。しかも、予算が限られていますので、私も、今回いろいろあったので、聞いてみたんですが、早い者勝ちなんだそうです。限られているから、3月に全国大会が開催されましたら、

全国大会に行く人たちが多ければ、予算がなくなって全く受けられないこともあるようです。

この各種大会選手派遣等推進費は改善の余地が、教育委員会所管の部活、中体連などで、そっちはまだ改善の余地はあるとはいえ、全国は交通費上限額が1人当たり3万8千円も出ますし、宿泊費上限額も1人当たり1泊4千円としていますので、これらの補助から見たらずっと手厚いと思いますし、差があり過ぎるなと思います。

今、和太鼓の鼓楽ジュニアが3月23日に大分県で開催される全国大会に出場しますが、これに18人行くそうです。でも、市からの補助は全部で5万円だそうです。1人当たりで換算すると2千778円です。宿泊費も交通費も含めてですよ。補助がこれだけです。

高校は教育委員会管轄外ですが、志峯高校吹奏楽部も第24回東日本全国学校吹奏楽大会で金賞の快挙を果たしているそうですが、旭川市からの補助が一切なかったそうです。近隣町から通っている生徒にはその町から補助が出たそうです。近隣町では子どもの人数が違うので、比較できないと言われますけれども、例えば、鷹栖町では、参加費は全額出ますし、参加費を除く経費の半額はまちから助成されるそうです。

ちなみに、令和5年度の慶應義塾大学野球部の合宿に対し、56人に284万円を費やしています。1人当たり5万714円です。合宿をするなどとは言いませんし、大いに旭川のよさを満喫してもらえるよう宣伝し、個人でも再訪してくれるようになったならば喜ばしいことです。でも、お金持ちの子弟が多いというイメージのある慶應義塾大学の学生に5万円以上使うならば、旭川の子どもたちに使ってほしいなと思うんですね。

話を戻します。

中学校の教育活動を助成することを目的とした制度ですが、部活動の地域移行もありますよね。他の補助事業との関係等を整理して、大会等派遣に対する補助を一本化して手厚くし、新たに創設することを検討していただけないでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 大会派遣に関する補助につきましては、今後の部活動の地域移行の状況等も踏まえながら、他の補助事業との関係等を整理してまいります。

○品田委員 もしするとしたら、部や課を横断する制度の新設なんですよ。機構改革に言及されていた中村副市長、ぜひ検討をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、いじめ防止対策費について伺いたいと思います。

この項目では、既に数人の方がそれぞれの観点から課題や意見を述べられております。ただ、私にもいろいろ疑問がありますので、少し質問をしたいと思います。

まず、事業の目的と概要をお示してください。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 いじめ防止対策費につきましては、いじめから子どもたちの生命と尊厳を守り、子どもたちが安心して生活し、学ぶことができるまちにするため、市長部局と教育委員会、学校が一体となって、いじめの未然防止、早期発見と重大化の防止を図るいじめ防止対策「旭川モデル」を推進するものでございます。

事業の概要としましては、いじめ・不登校相談窓口における相談対応、児童生徒が相談しやすい環境整備、地域との連携によるいじめ防止対策の推進に加え、令和7年度は、精神科医や警察官経験者といった専門的人材の活用による支援体制の強化やいじめ防止・青少年育成サポーターとの連携による不登校児童生徒の社会的自立に向けた学習等の支援等を行ってまいります。

○品田委員 ありがとうございます。

いじめから子どもたちの命と尊厳を守り、安心して生活し、学ぶことができるまちにするためにいじめの未然防止、早期発見と重大化の防止を図ることが目的ですね。

相談対応、環境整備、地域連携、いじめ防止対策などの事業のほかに、令和7年度は、精神科医や警察官経験者といった専門的人材の活用による支援体制の強化やいじめ防止・青少年育成サポーターとの連携による不登校児童生徒の社会的自立に向けた学習等の支援等を新たに行うということです。

これまでの質疑でいじめによる不登校児は1%にも満たないとの調査結果も出ていましたが、いじめ対策推進部でも不登校児童生徒対策に取り組むということですね。

それぞれの事業に係る予算の内訳をお示してください。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 予算の内訳でございますが、相談支援を担ういじめ対策支援員と警察官経験者の青少年育成支援員の給料及び職員手当等として、1千771万3千円、心理士、弁護士、精神科医といった専門家への報償費として790万7千円、相談専用フリーダイヤル通話料の通信費として142万1千円、相談チラシ製作費として73万6千円、いじめ防止市民フォーラムに係る経費として100万5千円となっております。

○品田委員 いじめ防止市民フォーラムと通信費と相談チラシ製作費に係る経費以外はほとんどが人件費です。相談等に関わる経費ですね。いかにSOSをキャッチし、正確な情報を引き出し、被害者に寄り添った対応ができるか、重要な役割を担っていることがうかがえます。

いじめ防止対策での相談業務の位置づけと市の認識を伺いたいと思います。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 いじめ防止対策における相談支援についてでございます。

いじめに係る相談の多くは、児童生徒や保護者が学校に相談し、学校での組織的な対応により早期解消に至っているものと認識しております。

そうした中で、いじめ防止対策推進部における相談窓口は、様々な事情から学校に相談することが難しい児童生徒や保護者等からの相談の受皿として、電話やチャット、手紙、ウェブフォーム等の多様なツールの活用により、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、学校を通さずに、直接、福祉や心理の専門職が相談を受け付けるといった役割を担っているものと捉えております。

○品田委員 いじめに関わる相談の多くは学校に相談し、学校での対応により早期解決に至っています。もともと九十数%は学校対応で解消していましたよね。しかし、学校に相談することが難しい方からの相談の受皿として、直接、福祉や心理の専門職が相談を受け付けるといった役割を担っているとのことでした。役割というか、位置づけは答弁していただいたのですが、相談業務に対する認識は答弁いただいていないんですね。

直接、福祉や心理の専門職が相談を受け付けることが必要な業務で、大変困難性を伴う重要な役割を担っているということだと思のですが、相談窓口に従事している会計年度任用職員の人数と有する資格、勤務実績について教えてください。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 相談支援を担う会計年度任用職員は、いじめ対策支援員として3名をフルタイムで配置しております。

また、いじめ対策支援員が有する資格としては、社会福祉士や精神保健福祉士等の社会福祉の専

門資格や相談業務等の実務経験を有する方を任用しているところでございます。

○品田委員 社会福祉士や精神保健福祉士等の社会福祉の専門資格や相談業務等の実務経験を有する方3名をフルタイムでいじめ対策支援員として任用しているとのこと。専門性が必要な人材確保に苦勞しそうな方を3名もよく確保できているなどと思います。

以前、子ども総合相談センターで同じ質問をしたとき、人材確保・育成に課題があるけれども、正規職員では異動があり、持続性、継続性に問題があるとのことのお話もありました。しかし、有資格者に特化した職場配置体制を取ることもできるはずで。

会計年度任用職員が相談窓口対応をしていることをどう考えているのでしょうか、正規職員化の考えを伺いたいと思います。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 相談対応を担う会計年度任用職員につきましては、児童生徒や保護者等からの相談への対応に加えまして、学校等の関係機関との調整等を含めた業務を担っているところでございます。

また、相談に当たりましては、児童生徒の心身の状況や発達特性、あるいは、保護者の養育上の困り感など、相談に至った背景等も踏まえまして、相談者に寄り添い、丁寧に対応することが求められるなど、専門性、困難性の高い業務になっているものと認識しており、福祉等の専門資格や実務経験を有する会計年度任用職員の方がそういった業務を担うことがふさわしいものと考えているところでございます。

そうした中で、職員の研修、職員のスキルアップということで、ロールプレイングを含めた職員研修にも取り組むなど、相談対応のスキルアップを図りますとともに、正職員を含む組織全体で情報を共有いたしまして、支援方針を定め、組織的に対応する体制を継続してまいりたいと考えているところでございます。

○品田委員 児童生徒や保護者等からの相談への対応に加えて、学校等の関係機関との調整を含めた業務を担っており、専門性、困難性の高い業務を担っているものと認識しているとのこと。

今は継続雇用が可能になったとはいえ、正規職員と会計年度任用職員では何よりも大きく処遇が異なります。事業の継続性を考え、将来に向けて、現在働いている方の正規職員化を行い、若い有資格職員の育成も担っていただくことを考えるべきと指摘させていただきます。

では、事業の実績について伺いたいと思います。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 いじめ防止対策「旭川モデル」の取組の実績についてでございます。

いじめ・不登校相談窓口における対応状況ですが、令和5年度はいじめ相談が101人と前年度比で約50倍となっており、令和6年度も2月末現在で137人と、さらに増加しているところでございます。

また、令和5年度いじめの認知件数は、前年度比3.6倍となる6千147件、うち解消件数が2月末現在で6千30件、解消率98%となっておりまして、令和6年度も11月末現在で5千677件と前年度同期比約1.3倍となるなど、各学校において事案を把握した場合に直ちに学校いじめ対策組織で情報を共有し、法に基づく組織的な対応が徹底されてきているものと捉えております。

○品田委員 いつも旭川モデルって言っているんです。

いじめ防止対策費は、市長部局と教育委員会、学校が一体となっていじめの未然防止、早期発見と重大化の防止を図るいじめ防止対策「旭川モデル」を推進するものと一番最初にこの事業の概要を伺ったときに言っているんですね。

いじめの未然防止、早期発見と重大化の防止を図ることが目的なので、それなら分かるんですけども、いじめ防止対策「旭川モデル」を推進することが目的になっているようにどうも聞こえるんですね。見解を示してください。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 いじめ防止対策「旭川モデル」についてでございますけれども、市長部局と学校、教育委員会が一体となっていじめの未然防止、早期発見と重大化の防止を図るということでございますが、その目的としては、いじめから子どもたちの生命と尊厳を守り、子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる社会の実現であるものと考えているところでございます。

○品田委員 全国の自治体でいじめ防止対策に取り組んでおりまして、市長部局に対策室等を設置しているところが結構あるんですけども、〇〇モデルとか、組織構成自体を誇示するような自治体はあまり見かけません。組織体制の取組を成功させることに注力して、肝腎な子ども、学校、教師に与えている影響を顧みていないように映ります。

まずは、旭川モデルを検証させていただきます。

どのような組織体制か、職員配置状況とそれぞれの果たす役割、業務実施状況についてお示ください。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 いじめ防止対策「旭川モデル」の組織体制についてでございますけれども、市長部局のいじめ防止対策推進部に部長を含みます正職員5名を配置するとともに、教育委員会学校教育部いじめ防止対策担当の正職員4名が市長部局に併任する体制となっておりまして、こうした組織体制は全国初のものであると承知しているところでございます。

市長部局におきましては、主に相談窓口における児童生徒や保護者に対する相談支援でございますとか、地域との連携によるいじめ防止対策の推進を担っておりまして、一方で、教育委員会は、いじめの対応に関わります学校への指導助言や支援等の役割を担っているところでございます。

その中で、いじめ事案への対応に当たりましては、同じ執務場所で業務を行うことによりまして日常的に情報共有を図りますとともに、週1回、全職員が参加して実施いたしますいじめ対策会議におきまして支援方針の協議を行うとともに、緊急対応が必要な困難ケースにつきましては、緊急支援チームを学校に派遣するなど、市長部局と学校、教育委員会が一体となって対応を行いまして、いじめ事案への適切な対応、また、重大化の防止、再発防止を図っているところでございます。

○品田委員 市長部局と学校、教育委員会が一体的な対応を行い、いじめ事案への適切な対処と重大化の防止や再発防止を図っているということです。

ホームページによりますと、いじめ防止対策「旭川モデル」の取組として、いじめの積極的な把握、迅速な情報共有と初動対応、児童生徒への継続的な支援、市民協働でいじめを防止という4つの項立てをして取組を紹介していました。

それに沿って質問したいと思います。

まず、いじめの積極的な把握はどのように行っていますか。それぞれの実績も含めてお答えください。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 いじめの積極的な把握につきましては、電話、手紙、チャットといった多様なツールを活用した児童生徒が相談しやすい環境を整備し、相談対応を行っているところでございます。

相談専用フリーダイヤル子どもＳＯＳ電話相談の令和５年度の実績は、相談、通報を合わせて３２件で、このうち、いじめの相談、通報は１７件となっております。また、子どもＳＯＳ手紙相談の令和５年度実績は５件であり、うち１件がいじめの相談となっております。チャット相談の令和５年度実績は１８４件で、うち４６件がいじめの相談となっております。

○品田委員 いろいろなツールでいじめを把握しているということです。こうやって伺うと、チャット相談がやっぱり一番多くなっているということですね。

では、電話による窓口の旭川市子どもＳＯＳ電話相談の受付時間はどうなっていますか。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 旭川市子どもＳＯＳ電話相談の受付時間でございますが、平日の午前８時４５分から午後５時１５分までとなっております。

○品田委員 子どもたちは学校に行っている時間ですよ。

子ども総合相談センター子どもホットラインは月曜日と木曜日は２０時まで受け付けていますけれども、連携されているのでしょうか。また、北海道教育委員会子ども相談支援センターでは２４時間３６５日対応のフリーダイヤルがあります。それをホームページでは案内されていましたが、旭川市の子どもや保護者等からの相談を受けたという連絡をもらったことがあるのでしょうか。あるとしたら何件ありますか。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 北海道教育委員会子ども相談支援センターのフリーダイヤルに旭川市の子どもや保護者等から相談を受けた事案は２件、このほか、北海道教育委員会が設置しているウェブ相談フォーム、おなやみポストに相談があった事案は３件となっております。

○品田委員 子どもＳＯＳ電話相談の時間帯延長や休日対応の必要性等は検討されたことがありますか。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 相談対応につきましては、電話のほか、手紙、チャット、ウェブフォームなど、多様な手段を活用し、相談を受け付けているところでございます。

チャットやウェブフォームは夜間や休日も相談を送信することができますので、現在のところ、電話相談の時間帯延長や休日対応の必要性については検討していないところでございます。

○品田委員 確かに２４時間受け付けている北海道教育委員会の子どもの相談支援センターからこちらに報告された事案が本当に少ないです。ウェブフォームやチャットなど、新たな手法の活用で補っていくと考えていらっしゃるということですね。

いじめ相談フォームはよくできていますが、届いたときの対応はどうされていますか。

また、電話や手紙に比べると、チャット相談実績が数倍多かったですが、チャットによる相談の対象を市立小中学校の小学５年生から中学校３年生にしたのはなぜでしょうか。

そして、相談員からのメッセージ送信が平日の１７時から２２時になっているのがなぜかもお示

してください。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 いじめ相談フォームにつきましては、設問の中に対応方法の希望を入力する欄を設けておりまして、その希望に応じ、相談者からの相談に対応するほか、学校に情報提供を行い、学校の先生から加害の児童生徒に指導を行っていただく等の対応を行っております。

また、チャット相談の対象学年につきましては、小学校高学年になると個人所有のスマートフォンの所有率が高くなることやチャットでのコミュニケーションを円滑に行うことができる年齢といったことを踏まえ、小学校5年生から中学校3年生までを対象としたところでございます。

相談員の対応時間につきましては、平日、日中の時間帯は電話相談の受付時間となっていることや学校から帰宅後の夕方から就寝前までに相談をすることが多いものと考え、当該の時間帯を設定したものでございます。

時間外に受信したメッセージにつきましては受信後の対応時間でなければ相談員が相談内容に対応する返信をすることができないことから、その案内のために自動返信のメッセージを送信しているところでございます。

○品田委員 これは本当に蛇足なんですけれども、ホームページを見ましたら、メールフォームというのがありまして、そこをクリックいたしましたら、送信先はいじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課になっていたんです。それは本当によかったんですけれども、内容の例として記載されていたのが市役所の開館時間は何時ですかでした。ちょっとがっかりしました。

電話の案内には、こんなときに相談できますとして、自分がいじめられている、周りの人がいじめられているのを見た、誰かに話を聞いてほしいなどと書かれているのにです。事業に合わせた例文にすべきと指摘させていただきます。本当に蛇足だなとは思いますが、すいません。

いじめの疑いを含めた学校からの全件報告とアンケート調査の実施回数を増やすなど、取組を強化するとあります。学校に求めることが多くなっているようですが、負担増になっている学校への対策はどう考えているのでしょうか。

○工藤学校教育部主幹 令和4年度以降、アンケート調査の実施回数を従来の年2回から年3回に増加するとともに、令和5年度からは、いじめの疑いを含む全ての事案についての定期的な報告により、いじめの積極的な把握により早期対応に取り組んでいるところでございますが、新しい取組のため、教職員に負担感が生じているといった声もあったことから、報告頻度の見直しや様式の工夫、改善等を行ってきております。

○品田委員 ぜひ、現場の声を尊重した対応改善をお願いしたいと思います。

迅速な情報共有と初動対応ということで伺います。重大化防止に向けて、どのような対応、指導等をしてきましたか。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 いじめ事案の長期化、重大化を防止するためには、いじめの早期発見、そして、迅速な初動対応が非常に重要でありまして、これまで相談窓口における児童生徒や保護者からの相談対応や、学校から教育委員会への疑いを含む全てのいじめ事案の定期報告、また、困難ケースの即時報告等の取組を行ってきたところでございます。

各学校におきまして事案を把握した場合には、直ちに学校いじめ対策組織で情報を共有し、法に基づく組織内対応を行ってきたところでございます。

また、困難ケースへの対応に当たっては、緊急支援チームが学校訪問を行いまして、事実確認、対処方針の協議、必要とする支援の把握などを行いまして、学校、教育委員会と市長部局がいじめ事案の長期化、重大化の防止に取り組んできたところでございます。

○品田委員 令和5年度に第1号重大事態が1件、第2号重大事態が11件ありましたが、第1号かつ第2号重大事態が2件、合計14件ありました。第1号重大事態、第2号重大事態、第1号かつ第2号重大事態の説明をお願いします。また、その後の対応と解消に至っているのかを教えてください。

○工藤学校教育部主幹 いじめの重大事態につきましては、いじめ防止対策推進法第28条の第1項におきまして、第1号、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、第2号、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときと規定されておりまして、そのどちらにも該当する場合は第1号かつ第2号と認定しております。

令和5年度に発生した14件の重大事態の調査につきましては、9件について市長に調査終了を報告しており、残りの5件につきましては児童生徒と保護者の意向に寄り添いながら調査を進めているところでございます。

○品田委員 調査終了であって、解決、解消ではないのですね。

同じように市長部局に監察課を設置している寝屋川市では、市で認知したいじめ事案の件数は、2019年から始まっていますので、かなりな件数がありますが、全て解決となっているようです。例えば、2019年度は172件、2022年度は169件、2021年度は183件、2022年度は337件、2023年度は431件で、これら全てが解決となっているようです。

いじめ行為の停止は1か月以内とされ、実際に1か月以内に行為が停止され、その後は、文部科学省の指針に基づいて3か月間の見守りを行い、問題がなければいじめ終結となり、現在、全件が解決している状況とのことです。

いじめ行為の停止ということですから、一概に比較はできないかなとは思われます。また、本市の組織はまだ発足してからまだ2年弱ということもあります。でも、令和5年度に発生した14件の重大事態のうち、市長に調査終了を報告したのが9件で、解決、解消ではないです。しかも、残りの5件は児童生徒と保護者の意向に寄り添いながら調査を進めているとのことで、ちょっと時間がかかり過ぎてはいないでしょうか。いじめ事案の長期化、重大化の防止に効果を発揮できていないのではないかと懸念も湧いてまいります。

今年度も重大事態は発生しているのでしょうか。

○工藤学校教育部主幹 今年度におきましてもいじめの重大事態は発生している状況にございます。

本市では、重大事態の発生について、年度末に確定した発生件数を議会に報告させていただき、市のホームページで公表することとしてございます。

○品田委員 今年度も重大事態が発生しているとのことです。

これまで見過ごされてきた事案が顕在化し、対応している事例もあると思います。時間を要するのも仕方ない一面もあるかもしれませんが、先進自治体に学んで、できるだけ迅速な対応を求めたいと思います。

児童生徒への継続的な支援はどのように行われているのか、伺います。また、加害者生徒への対応はどうされていますか。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 児童生徒への継続的な支援につきましては、いじめ対策支援員が被害の児童生徒または保護者からの相談に対応いたしまして、被害者側の思いや学校への要望等を整理した上で、学校、教育委員会と情報共有を行いますとともに、問題の早期解決に向けて、学校、教育委員会との調整を図るなど、いじめの解消に至るまで継続的な支援を行っているところでございます。

そうした中で、いじめを受けた児童生徒が心身の不調を訴えるなど、精神的不安が大きい場合には心理士が当該の児童生徒やその保護者に対しましてカウンセリング等の心のケアを行っているというところでございます。

また、加害の児童生徒への対応につきましては、当該児童生徒の特性等の要因が加害行為に関係していると考えられる場合もございまして、こうしたケースにおきましては、学校でのいじめ対応だけでは早期の解決が難しいという現状にございますので、警察の少年サポートセンターや法務少年支援センター等の関係機関とも連携しながら、児童生徒に対する心のケア、保護者への支援等について併せて行っているところでございます。

○品田委員 警察の少年サポートセンターや法務少年支援センターとも連携する事例もあるということですね。

これらの重大事態にいじめ防止対策課はどのように関わり、役割を果たしてきたのか、伺いたいと思います。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 いじめの重大事態として認定された事案の多くは、いじめを受けた後に長期の不登校となっているケースでございまして、こうしたケースに対しましては、児童生徒、また、保護者からの相談に対応し、被害者の思いや学校への要望等の整理を行った上で、学校、教育委員会と情報共有を図るとともに、早期の解決に向けまして、学校、教育委員会との調整を図るなど、いじめ解消に至るまで継続的な支援を行ってきたというところでございます。

また、重大事態の調査に関しまして、関係児童生徒の保護者が学校、教育委員会以外の第三者による聞き取り等の調査を希望する場合におきましては、いじめ防止対策推進課が委嘱している弁護士や心理士等の専門職が聞き取り調査や調査結果報告書の確認を行う等の対応をしているところでございます。

○品田委員 重大事態に対する今後の見通しと対策について伺いたいと思います。

○工藤学校教育部主幹 いじめの重大事態の発生を防止するためには、いじめが生まれにくい環境をつくるため、令和7年度は小中学校9年間の系統的な人権教育に係る学習に加えまして、情報モラル教育に係る学習、包括的な性教育の取組などにより、未然防止教育を一層推進してまいりたいと考えております。

また、いじめ事案の重大化や長期化を防ぐことも重要であることから、学校、教育委員会と市長部局が一体となり、いじめの疑いの事案を含む積極的な把握と初動からの適切な対処に努めてまいります。

○品田委員 いじめ防止対策課ができて約2年です。明らかになった課題と今後の対応策をお示し

ください。

○石原いじめ防止対策推進部長 いじめ防止対策推進課におけるこれまでの取組の中で明らかになった課題といたしましては、重大化、長期化するいじめ事案の多くは不登校が関係しているということがございます。

また、これまで相談対応を行ってきた事案において、いじめ行為が長期間にわたり継続したり、繰り返し発生したりしているケースはほとんどなく、多数を占めているのは、いじめの要因や背景に関係児童生徒の特性や対人関係の課題、児童生徒、保護者の学校不信、さらには、加害者への強い処罰感情が関係しているとなっておりましてございます。

このため、いじめ事案そのものへの適切な対応に加えまして、いじめの要因や背景にあると考えられる2次的な課題への対応が必要となっておりまして認識しております。

令和7年度は、これまでの取組に加えて、新たに専門人材の活用により相談支援の充実を図るとともに、地域の多様な担い手と連携した学習等の支援を行ってまいりたいと考えております。

○品田委員 課題を見据えた対応策として専門人材の活用ということです。横山議員も今日懸念を述べられていましたけれども、学校ではむしろ先生を増やしてくれたほうが一緒にできることも多くてずっとよいという声を私はいただいておりますので、そのことをお伝えしておきます。

また、地域の多様な担い手と連携した学習等の支援を行うとのことですが、学生ボランティア活用の際は、中村委員が先週におっしゃってございましたけれども、搾取するような形じゃない、配慮した、そうした意見を踏まえた対応をお願いしたいと思います。

さて、話は替わりますが、2月15日に旭川女子中学生いじめ凍死事件の御遺族から1億1千万円の損害賠償を求める訴訟が起こされたとの報道がありました。訴状は届いていますでしょうか。

また、第三者委員会では認めなかった学級内でのいじめを再調査委員会が認めた調査結果が出たことで、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の対象になったと思いますが、災害共済給付金は支払われたのでしょうか、伺います。

○工藤学校教育部主幹 本市を被告とするいじめ事案に対する損害賠償請求事件の訴状が2月25日に届いておりますが、現在、裁判所において内容確認が行われているところでありまして、現段階では本件についてお答えすることが大変難しいことを御理解いただきますようお願いいたします。

○山本学校教育部学務課長 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金に係る対応につきましては手続を行っております。

○品田委員 では、今後の裁判所の動きはどうなりますでしょうか。

○工藤学校教育部主幹 現段階では本件についてお答えすることが難しいということを御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○品田委員 既に旭川市は示談に持ち込み、示談の金額も決まっているとのうわさが流れていますが、示談が成立した場合、賠償金は一般会計から拠出されることになるのでしょうか。

○工藤学校教育部主幹 うわさがあるということについては承知してございません。

また、繰り返しになりますけれども、現段階では本件についてお答えすることが難しいことを御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○品田委員 ほぼ何もお答えいただけませんでした。お答えづらいことを質問して、すみません。

この訴訟、御遺族に寄り添うなら争いたくありませんよね。

これまでの本市の対応を見ると、裁判になることは想像できません。しかし、本市の財政は大変厳しく、貯金である財政調整基金は13億円と、これまでで一番多額の取崩しをしております。市債も111億1千600万円を発行し、これもまたこれまでで最高額ですね。それどころか債務が増えております。それどころか、本来、食料品の値上げ、灯油やガソリンなど、光熱費の値上げなどで苦しむ市民や事業者に使われるべき物価高騰対策給付金5億8千万円を一般会計に繰り入れて予算編成をしている状況です。

大変厳しい旭川市の財政に鑑み、市民のための判断がされることを願って質疑を終えます。

ありがとうございました。

○高橋紀博委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時40分

再開 午後3時10分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○駒木委員 お昼に隣の文化会館に行ってきましたら、旭川市立大学の卒業式が行われておりました。晴れ姿が本当にかわいらしいなと思いましたし、本当におめでとうという気持ちで行きましたら、声をかけた人のほとんどが旭川に就職と聞きました。夕張の方もいらっしゃったんですけど、そういったところに行ってもいずれはカムバック旭川で就職を決めていただきたいなと思うところがあります。

そして、私も子育て支援部、また、学校教育部の皆様本当に世話になりながら、市立旭川病院で12年前に産声を上げました長男が卒業を迎えます。本当にお世話になりまして、ありがとうございます。

そんな中ではあるんですけども、先ほど横山委員から先生の視点でいろんな質疑があったかと思うんですけど、私としては、保護者や子どもの視点で質疑を展開していきたいなと思います。少し生意気なことも発言することもあるかと思いますが、しっかりと議論を深めていけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、愛育センター園庭整備事業費について伺います。

先に申し上げてから質問に入らせていただきますが、園庭整備に関わるインクルーシブ遊具については、初めて旭川市議会の議場に立ち、デビュー戦とも言える私の一般質問で取り上げさせていただきました深い思い出のあるものでございます。そのインクルーシブ遊具の概念について、先日の公明会派の代表質問でもありました。

令和7年度に今津市長へ公明会派として予算要望71項目の中に入れ込み、私からは1つだけ、今津市長に申しあげましたのは、インクルーシブ遊具・公園を全市的に広げることを要望してまいりました。この視点から質疑をさせていただきます。

愛育センター園庭整備事業費の令和7年度予算の概要についてお示してください。

○久保子育て支援部次長 本事業は、愛育センターの園庭を整備、改修することで利用者に必要な屋外での療育の場を提供するとともに、園庭を活用し、障害を持った児童及び保護者の居場所の提

供や地域との交流などのほか、園庭整備に係る情報発信を行い、愛育センターの知名度を高めることにより、本市のインクルーシブを推進しようとするものでございます。

事業内容といたしましては、老朽化した遊具の更新などの園庭整備として、令和８年度の債務負担行為限度額が２千３００万円、園庭整備の情報発信に係る広告料としまして６６０万円でございます。

○駒木委員 今回の園庭整備に至りました経緯についてお示してください。

○久保子育て支援部次長 愛育センターの園庭整備につきましては、開設から４０年以上が経過し、遊具の老朽化や破損により使用可能な遊具が減少していたことなどから、遊具の設置及び施設の改修について検討を行っておりましたが、必要な財源の確保が課題でございました。そうした中、内閣府から、アイ工務店が旭川市の子育て分野に企業版ふるさと納税を検討していると情報提供があったため、子育て支援部内で他の事業を含めてアイ工務店と意見交換等を行った結果、遊具について早急に改修する必要があるということに加えて、公立の児童発達支援センターとしての地域における愛育センターの役割についてアイ工務店から御理解をいただき、寄附金の受納及び寄附金を園庭改修、園庭整備に活用することにしたものでございます。

○駒木委員 先日、愛育センターを会場に旭川未来会議２０３０が開催されました。

未来会議２０３０の意義は理解しておりますが、そこで開催されましたテーマについて伺います。また、主な貴重な御意見を具体的にお示してください。

○久保子育て支援部次長 旭川未来会議２０３０子育て分野では、「“遊び”から考えるインクルーシブ」をテーマに、インクルーシブが遊びを通じて実践することによってどのような効果や方法があるかなど、センター利用時の保護者、大学の先生や医師などの有識者、地域住民や近隣の子育て支援施設の関係者などにお集まりいただきまして、意見交換を行いました。

この中での主な意見としましては、遊具や園庭の整備内容に関することとしまして、保護者と一緒に遊べる滑り台など、保護者と一緒だと新しいことにチャレンジができる、歩く場所によって音が変わるような場所があると、自分のスペースとして楽しめるというような場所に関する意見ですとか、視覚を使って確認できるなど、子どもたちが分かりやすいような配慮をお願いしたいというような意見もございました。

遊びの効果等に関することでは、遊びの中で約束や順番を守ることによって社会性や人間関係が構築できるなど、地域との交流等に関することでは、高齢者との交流や近隣の保育施設との交流はよい効果がある、様々な技術を持った地域の方の協力をいただくこと、園庭の整備や活用は愛育センターを知らない方やふだん行かない方に知っていただくというよい機会になるなどの御意見がございました。

○駒木委員 「“遊び”から考えるインクルーシブ」をテーマに、インクルーシブ遊びを通じて実践することによってどのような効果や方法があるかなどとのことですが、なぜ未来会議２０３０の会場が愛育センターだったのでしょうか、お示してください。

○久保子育て支援部次長 旭川未来会議２０３０子育て分野が愛育センターで開催された理由でございますが、旭川未来会議で出されました意見について、愛育センターで検討しておりました遊具の更新や園庭整備の参考としていきたいと考えていましたことから、愛育センターの状況等も踏まえた御意見をいただきましたかったこと、また、遊びは障害のあるなしにかかわらず、子どもの成長に

は欠かせないものでございまして、実際に遊びが行われているという場でありますことから愛育センターにおいて開催をしたところでございます。

○駒木委員 貴重な御意見がありましたことが分かりました。

これまでも旭川未来会議2030では非常に示唆に富む御意見があり、テーマに沿った会議であり、市内の各所で開催されておりますが、インクルーシブにはとても広い理念があります。インクルーシブという遊びから考えるのは愛育センターを中心とすることだけでしょうか。だからといって、大会場で大勢の会議をと言っているわけではございません。愛育センターの園庭整備ありきで進められたものと受け止められます。有識者と地域の方、愛育センターに関わる方をはじめ、参加人数は11人と伺っております。周知がどのように行われたのか分かりませんが、せっかくのよいテーマである「“遊び”から考えるインクルーシブ」であるのに、11人は少ないのではないのでしょうか。

他部局の未来会議でも大勢の参加者がおります。このインクルーシブという視点を取り入れて子どもの豊かな遊びを考え、子どもたちとともに汗を流し、御尽力いただいている方は市内に大勢いらっしゃると思います。

そういったことは御承知のとおりかと思いますが、今回は、未来会議ではなく、愛育センターの園庭整備に係る意見交換会でもよかったのではないのでしょうか。その参加者からいただきました貴重な御意見から、今後、地域に開放する予定はありますでしょうか、可能性を含めて確認をさせていただきます。見解をお伺いします。

○久保子育て支援部次長 園庭の活用方法につきましては、利用者や保護者、療育の先生の意見のほか、寄附者の御意向についても御理解をいただきながら進めていくことが必要であると考えておりますが、園庭整備において、センターの利用者の利用状況を踏まえた上で段階的に地域への開放を進めてまいりたいと考えております。

まず、交流保育の実績があります近隣の保育所や児童デイサービス等から対応することを考えておりまして、園庭利用の管理体制を含めて検討してまいりたいと考えております。

○駒木委員 もちろん、当事者に寄り添った活用は当然のことです。段階的に地域への開放を進めていくことも分かりました。

ただいま御答弁にありました御寄附の御意向とはどのようなものがあつたのでしょうか、可能な範囲でお示してください。

○久保子育て支援部次長 アイ工務店には、愛育センターの遊具改修の必要性和近隣の保育園などを含めた地域との交流など、公立の児童発達支援センターとしての愛育センターの役割等について御理解をいただいたと考えております。

○駒木委員 インクルーシブ遊具についてでございますが、障害がある子もない子と一緒に遊ぶことができるユニバーサルデザインによるインクルーシブ公園や遊具への関心が高まり、整備が全国的に進んでいることは御承知のとおりでございます。子どもが多様な人と交流し、様々な経験が得られ、主体的に判断し、行動する力が養われることが期待されております。子どもだけではなく、大人でも価値的に利用できるのがインクルーシブ遊具です。地域社会におきましても、障害のある人に対する理解促進が図られるものと考えます。

地域への開放について、まずは、愛育センターの利用者の安全面の確保を第一に考えなければな

りません。ここは、療育センターとして利用者の命を最優先にして守らなければならない場所であり、市内の児童生徒が通う学校敷地内では、不審者対策のため、セキュリティーが固く守られていますことは御承知のとおりかと思えます。

私が教育現場においてお聞きしていた中では、グラウンドや園庭にも不審なものなどが置いてあることもあり、精神的に脅かされることも聞いております。こういったことについて、愛育センターの職員からも、利用者を思うからこそその心配の声がありました。何かあってからでは取り返しがつきません。利用者をしっかりと守ることを大前提として、他都市の児童発達センターでも園庭開放を行っていますことから、先進事例を参考にいただき、開放の可能性を広げていただきたいと思います。

愛育センターでは、時間の制限や地域の保育園などの交流と限られた方の利用となれば、園庭を広い意味で捉えれば、地域への開放は限られるということと私は見えています。現段階ではその可能性は低いのではないかと考えておりますが、見解をお伺いします。

○久保子育て支援部次長 先ほども御答弁いたしましたけれども、まずは、近隣の保育所などへの身近な範囲の中で地域の開放について検討を行っていきたいと考えておりますが、愛育センターの子どもや保護者の利用状況を踏まえた課題などを整理した上で、その後の開放の体制について検討してまいりたいと考えております。

○駒木委員 障害を抱えたお子さんが通われている愛育センターにインクルーシブ遊具は当然必要で、大前提であったと考えられます。その本来あるべき姿の園庭整備が行われることにすぎないと指摘させていただきます。

改めて申し上げますが、利用者の命を守ることが徹底されなければなりません。セキュリティーを固くすることで園庭の開放の可能性が限られること、また、低いのであれば、真のインクルーシブの理念にはつながりにくい場所であることが分かります。園内の防犯体制は第一条件なのではないのでしょうか。愛育センターを御利用の方々にとりましても待望の園庭整備であったかと思えます。

先日、愛育センターに視察に行つてまいりました。療育室や広場など、あらゆるところ、園庭整備に関わる場所を御丁寧に職員さんが教えてくださいました。これまでの御苦労もあったことと思うところがたくさんありました。真心で長い歴史のある愛育センターを守り抜き、笑顔で接しながら子どもたちや保護者との関わりを大切に育まれたことに胸が熱くなる思いでございました。所長をはじめ、職員の皆様にも感謝を申し上げたいところであります。

段階的に地域への開放を進めていくとお考えであります、園庭利用の管理体制はどのようなことでしょうか、改めてではあります、確認をさせてください。また、今後、整備を進めていくに当たって未来会議のような御意見を聞いていく予定はあるのでしょうか。

○久保子育て支援部次長 園庭利用の管理体制についてですが、遊具等の園庭設備の維持管理のほか、利用者の特性に配慮した安心、安全の確保のための見守りなどの体制が中心となると考えております。

御意見をお聞きする機会ですが、現時点で未来会議そのものの開催は予定しておりませんが、整備の段階におきまして、適宜、利用者や地域の皆様の御意見や有識者の御意見などをいただく機会を設けることを検討してまいります。

○駒木委員 実際に園庭整備に関わる子育て支援部の方とお話をさせていただきましたが、インク

ルール遊びや公園を見たことがないこと、その機能や特徴も何かから得た情報量の範囲であったことにとっても残念な思いをいたしました。

障害をお持ちの方へ配慮すべき整備に関わる大事な根本のことです。遊具それぞれの特徴を御存じないように受け止めております。インクルーシブ遊具の背景には何があるのか分らないと、インクルーシブ遊具の整備は失敗に終わると懸念をしております。10年後、20年後に何を残していきたいのか、旭川の未来に何を残していきたいのか、こういったことはよく言われる言葉であります。将来に向かって、ここをしっかりとした着地点として持続可能な整備を進めなければなりません。

心配要素が幾つもあります。ほかの地域の先進事例を現地視察していく必要があるのではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○久保子育て支援部次長 実際の利用実態や利用者の声を聞くには、現地を視察するのが一番の方法であると認識しておりまして、本年から供用開始となります忠和公園のインクルーシブ遊具や市内の保育施設におきます園庭の整備内容や利用状況なども直接現場で確認していきたいと思っております。

○駒木委員 愛育センターの園庭の整備、改修のお考えはお聞きしましたが、インクルーシブ遊具の整備に関しては、都市公園整備に当たり、地域の子どもたち、保護者から聞いている意見交換会などがありました。

インクルーシブ遊具の導入について、障害を抱えていらっしゃる方々やその御家族の大切な声が、本市の土木部公園みどり課など、関係部局に寄せられております。園庭整備の中でも、五感を刺激する活動として、子どもたちが葉っぱの感触を楽しんだり、土に触れ、食物を育てるといった活動が触覚や視覚に働きかけ、リラックス効果も期待できます。持続可能な視点でいえば、こういった情報もすぐインターネットから持ってこられる情報ではありますが、本市には樹木の医者もいらっしゃいます。そういった専門の知識をお持ちの方からの御助言、また、そういったことを精査されていくのは可能ではないかなと思うところであります。

園庭の整備に土木部との情報共有が一切なされておられません。今回の園庭整備に関わる大切なことで、また、参考になります。子育て支援部として、関係部局との情報共有に向けた考え方について見解をお伺いします。

○久保子育て支援部次長 関係部局との情報共有でございますけれども、土木部とは、公園整備に当たりまして、市民から寄せられた意見や忠和公園等でのインクルーシブ遊具の利用状況など、今後の整備や活用に向けた参考とするために引き続き関係部局との連携を進めてまいりたいと考えております。

○駒木委員 園庭も老朽化しておりましたが、子どもたちの大事な療育に関わる玩具等は十分なのでしょうか。大事なときを逃してはならない発達成長のときであります。子どもたちの適切な療育のための良質な成育環境の整備を更新するべく、しっかりと予算をつけていくべきではないかと考えます。

愛育センターの視察の際に拝見させていただきましたが、職員の真心の手作りで、あらゆる工夫をされておりました。利用者にとっても真心の伝わるものを強く感じましたが、療育として一人一人の特性に合う玩具が広く充実してきております時代です。その中で、あの破損や劣化した療育玩

具はいかがなものかなと疑問に思っております。見解をお伺いします。

○久保子育て支援部次長 愛育センターでは、児童個々の発達に応じた運動器具や療育器具により適切な療育を行っているところでございます。しかし、委員の御指摘のように、破損や経年劣化等があり、愛育センター管理費において必要に応じて玩具の更新を行うとともに、職員の手作りにより療育の現場に合った子どもたちが使いやすい玩具の活用も行っております。

また、近年、玩具の寄附を多数いただいているところもありますが、適切な療育を行うためにも療育器具や玩具の整備が必要であると考えておりますので、今後につきましても、子どもたちが楽しみながら療育を受けることができるような環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○駒木委員 昨年、横須賀市にある国立特別支援教育総合研究所の視察に行っていました。多くの行政や学校現場の先生などの視察を多く受け入れているところでございます。

国の特別支援教育のナショナルセンターとして設置され、特別支援教育に関する研究、実践的な研究を総合的に行い、特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うことにより、特別支援教育の振興を図ることを目的としております。日本の特別支援教育を推進するために重要な役割を果たしている機関であります。

この研究所は、特別支援教育における実践的な研究を総合的に行うだけではなく、特別支援教育に関わる専門職の研修などを通じて教育の質の向上に貢献しております。その結果、特別なニーズを持つ子どもたちがよりよい学びの環境を享受できるよう支援しているのです。すばらしい施設でありました。現地を見ないと分からないことも多くございます。

職員の研修や子どもたちのクールダウンができる無響室のような部屋も必要であります。国の最先端の療育玩具を取り入れてあげたいと考えております。

これまで愛育センターにおいて見過ごされてきたとは思いませんが、破損や経年劣化等があるにもかかわらず、子どもの可能性を開く大事な発達段階のものを予算づけできず、見過ごされてきたのではないかと疑問に思っております。本来、児童発達支援センターの役割とは一体何なのでしょうかと、とても残念でございます。療育に関わる学びの特徴も機能性も含めて子育て支援部担当課が直接手に取り、触れたり、その療育の目指す効果を調査していただきたいです。療育玩具をはじめとする環境を整えることこそが心身ともに健全な最も優先されるべき愛育センターの整備と考えます。

御寄附から始まった園庭整備の事業計画であります。本市が財政難の中、子どもたちへの真心の御寄附をいただいたことには真心でお応えしていきたいものです。

市長の市政方針にありましたように、インクルーシブは必ず前進させなくてはなりません。

これまでの質疑の中で、園庭整備に関わることを確認させていただきました。そこで、本市のインクルーシブ遊具の導入等に関わる事業として、土木部が先に取り組みされてきたインクルーシブを取り入れたことと関連する課題でありますことから、事業計画にはその目的が非常に重要であります。令和7年度からインクルーシブ遊具が次々に導入予定でありますことから、それも含めまして、利用されている方にお応えすることが重要であります。

この課題を整理いたしたく、土木部への本分科会の出席要求を求めます。

○高橋紀博委員長 ただいま駒木委員から土木部に対する出席要求がありましたので、出席を求めることでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋紀博委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時33分

再開 午後3時34分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○駒木委員 本市においても、令和7年度に旭川市初となるインクルーシブ遊具の導入として、試行的に忠和公園にインクルーシブ遊具が5基設置され、いよいよ雪解け頃から供用開始となります。続いて、秋には旭山動物園のインクルーシブ遊具の導入計画、令和8年度に愛育センターの施設整備の更新にインクルーシブ遊具の導入予定があります。

その特徴が生かされたそれぞれのコンセプトがあると思いますが、旭山動物園に関しましては、Universal MaaSの実証事業として、障害の有無にかかわらず観光できるスポットとして採択をされています。インバウンドもコロナ禍前の水準にまで達し、来園されていますことから、子どもたちをはじめとする多くの来園者にメッセージ性があるものとして、日本一を誇る旭山動物園にインクルーシブ遊具の導入を昨年の第2回定例会において私の一般質問で求めてまいりました。

本市の都市公園整備にインクルーシブ遊具の導入が検討されていますことから、インクルーシブ遊具は、単なる遊具ではなく、その展望に立ち、多角的に捉えるべきであります。あらゆる角度からの調査研究を進めていくべきであり、その場所におけるコンセプトとなる土台がなければ、持続可能な未来への建設はできません。10年後、20年後に、さらには、30年後、50年後に子どもたちにどんな未来を託したいのか、このまちの発展のために物理的な、技術的なことだけではなく、障害の有無にかかわらずというのは既に当然のこととして、国籍も年齢も性別の差異も超えて将来的に誰もが遊べる広場のインクルーシブ遊具としての確立を目指すべきと考えております。

ここで、土木部に質問いたします。

本市初となる忠和公園にインクルーシブ遊具を設置することになった経緯とどのように遊具を選定されたのか、改めて確認をさせてください。

○和田土木部公園みどり課主幹 忠和公園は、緑豊かな環境の中で誰もが日常的に健康運動を楽しめる公園をコンセプトとした総合公園であり、身体障害者駐車場が整備されているほか、駐車場から各施設まで車椅子でアクセスできる園路もあることから、体育館で車椅子バスケットを楽しむ方やジョギングコースで補助する方をつけてランニングする方もいらっしゃるなど、障害の有無にかかわらず、健康増進や体を動かすことを目的とした利用者が多い公園となっております。

今回の遊具の更新整備につきましては、そうした利用状況や公園のコンセプトを踏まえ、障害の有無や年齢、性別等に関係なく、誰もが遊べる場としてインクルーシブ遊具の設置がふさわしいと考えたものです。

また、設置する遊具の選定につきましては、地域の市民委員会をはじめ、近隣の小学校、幼稚園、保育園などに協力していただき、子どもたちなどから意見聴取を行ったほか、実際に障害を持たれている子どもやその保護者の方からも意見をいただき、それらの意見を参考としながら選定を行っ

ております。

○駒木委員 令和5年第3回定例会一般質問でインクルーシブ遊具を導入すべきと公園に関する質疑を行いました。そのときの御答弁では、試行的な取組として忠和公園にインクルーシブ遊具の設置を予定しているということでありました。

今年度、忠和公園に設置を完了し、運用が始まると思いますが、インクルーシブエリアとして5基が設置されます。忠和公園にはバリアフリー化された駐車場もありますし、ほかの都市公園や公園よりも適した場所であることも理解できます。

地域の市民委員会をはじめ、近隣の小学校、幼稚園、保育園などに御協力していただき、子どもたちなどからの御意見聴取を行ったほか、実際に障害を持たれている子どもやその保護者の方から御意見をいただき、それらの意見を参考としながら選定されたとのこと。公園全体での遊具スタートを進めるよりも、エリア別にあることで障害がある子どもも安心した遊びからスタートでき、始められることは、本市初の取組としてスモールスタートであり、さらなる向上を目指すものと受け止めております。

インクルーシブとは何か、表示をされた案内パネルがインクルージョンの柱となるものです。そのパネルを設置していただけることについても公明会派からの代表質問にて今津市長より御答弁をいただいております。実際、道内初のインクルーシブ公園が誕生した札幌の農試公園でも当初は混乱が生じたことを現地視察で伺いました。利用者の御意見を聞き、いただいた意見を参考として、今後の整備に生かしていくことが肝要であると考えております。

今後のインクルーシブ遊具の整備に関して、公園を整備する立場の土木部公園みどり課の認識をお伺いいたします。

○星土木部公園みどり課長 インクルーシブ遊具の整備につきましては、誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の形成に向け、障害の有無にかかわらず、全ての人が学び、遊ぶことができる環境を提供することにつながることから、インクルーシブなまちづくりを推進する上でも非常に効果的であると考えております。

現在、各公園の老朽化した遊具の更新につきましては、公園施設長寿命化計画に基づき実施しておりますが、インクルーシブ遊具の導入に当たっては、導入効果が高い公園の選定や駐車場などからのアクセスなど、公園全体のバリアフリー化といった課題の整理を行った上で、関係団体や利用者など、広く意見を伺いながらインクルーシブの取組を進めてまいりたいと考えております。

○駒木委員 公園を整備する立場からそのお考えをお伺いいたしましたが、インクルーシブ遊具の整備に関しては、先ほど子育て支援部にも確認させていただきましたように、愛育センターの園庭整備がありますことから、子育て支援部の関係部局との情報共有が次年度においてますます大事であります。

土木部としての関係部局との情報共有に向けた見解を確認させてください。

○富岡土木部長 インクルーシブ遊具の整備に関わる関係部局との情報共有ということについてありますけれども、土木部では、安全、安心な施設としてどのような遊具を整備すべきか、地域の方々や利用者などの意見を聞きながら技術的な観点から検討を行っておりますけれども、特に、インクルーシブ遊具の導入に当たりましては、障害や福祉に関係する方々の意見であつたり、実際に遊具を利用する子どもたちの意見を参考とすることが大切でございますので、そうした関係の部局

と連携し、情報共有を図りながら効果的なインクルーシブ遊具の整備を進めていかなければならないと考えております。

○駒木委員 土木部が整備に関して、ハード面では私が申し上げるまでもなく、安心、安全な技術や点検に最善を尽くされています。都市公園に関わる遊具の整備に当たっては、少子化もあり、老朽化した遊具などの施設整備にはスリム化も図られています。市民の方には一定の御理解をいただけるものと受け止めております。一方で、愛育センターの園庭整備を進めようとする子育て支援部と公園の整備を進める土木部ではそれぞれソフト面での議論が尽くされていないと受け止めております。

このように感じるのは、そもそもインクルーシブ遊具が利用する方々にもたらず効果検証を他都市の事例調査がなされていないこと、先進的に導入されました東京都世田谷区をはじめ、全国多くの自治体で続々と導入をされてきております。実際、私も２年前に農試公園を視察してまいりましたほか、沖縄、九州などのインクルーシブ遊具の視察に行つてまいりました。

道内の積雪地である近い札幌市農試公園におきましては、２千４００万円が一番大きい大型遊具でありましたが、安価である回転式遊具が保護者から見守れる円形のベンチがセットで最も人気でございます。全国の公園でも断トツで人気があることがその背景にはあります。円になるベンチで保護者間の交流が生まれる特性があります。そういったことはインターネットの情報やカタログからはなかなか見えないものでございますので、ぜひとも現地の視察を取り入れていただきたいと思います。

また、遊具の案内パネルが必要不可欠であることも分かりました。そのパネルには、遊びを通して助け合う心を育むなどが多岐にわたり子どもにも分かりやすく明記されております。意外と知られていないことですが、インクルーシブ遊具にはアルファベットや視覚障害者が分かりやすい展示パネルもあります。下肢不自由の子が滑り台を滑っても痛くないようにゴムチップの整備がありますが、軟らかいゴムチップの深さが８センチ、こちらは高額にはなるんですが、そういったクッション性があるのも実際に触っていただきたいなと思います。これが大変に好評であります。

また、独りになりたいときにはクールダウンできる場所が遊具にもあります。その説明をここでも分かりにくくて大変に申し訳ありませんが、持続可能な整備をされるならば、しっかりとそういった特徴をつかんだ上での遊具の選定を進めていただきたいと思います。

ほかに、国籍も超えてSDGsの目標であるインクルーシブであります。

本当にこのインクルーシブには広い意味があつて、深いなと日々頭を悩ませますが、本市においても海外からの移住者が増えてきている実情があります。私自身も将来的にそういった海外の国籍を超えて、移住者が旭川に将来的に増えるのではないかというふうに思っております。実際、この半年の間、イギリス、ドイツに在住の御家族から本市の小学校に入学したいとの相談が寄せられております。

市内の小学校を紹介させていただきましたが、インクルーシブの特徴に障害をお持ちの方とのイメージがつきやすいですが、決してそれだけではありません。しかしながら、子育て支援部、土木部、また、障害福祉課にお聞きしたところ、インクルーシブについて聞いたことはあるとはおっしゃいますが、遊具から得られる効果など、具体的な特徴はつかめていないように受け止めております。

先ほども申し上げました海外からの移住などから、様々な子どもの遊び場については見直しをしなきゃならないときに来ているのかなと感じております。

持続可能という言葉調べれば情報はあふれておりますが、こういった言葉は議論の上では簡単で容易なことだと思っております。調査なくして発言なしは私の信条であります。格好をつけるわけではありませんが、本当の意味でのインクルージョンの構築に本市が乗り遅れるわけにはいかなないと危機感を持っております。

最後に、中村副市長にこれまでの質疑から率直な御意見を求めたいと思います。

○中村副市長 愛育センターと土木部のインクルーシブ公園についての質疑がございました。

私も子育て支援部長をやっていたときがありますが、愛育センターのインクルーシブ遊具というのはやはり課題であったのかなと考えております。

それは、障害のある方が遊びたいという気持ちというものを大切にするのは当然ですけども、小さい子どものうちからそういった遊びたい障害を持っている方がいる、逆に、先ほど来、愛育センターのほうで答えておりますけれども、地域の保育園への開放ということも言っています。それは、地域の保育園に通っている子どもたちが小さい頃から、小さいときは、恐らく、障害を持っている子どもとか、障害を持っていない子どもということをあまり意識しないで一緒に遊べるんじゃないのかなとずっと思っていて、愛育センターにインクルーシブ遊具を導入するときにも地域開放をぜひ行ってほしいという思いを私は伝えてきたつもりです。そういったことで、障害がない子どもさんも障害を持っている子どもさんも、特別ではなく、子ども同士で遊べるようになっていくようなつながりづくりを小さいうちからやっていくことが大切なのかなと思っています。

そして、忠和公園等のインクルーシブ遊具についても、一定程度年齢が大きくなった子は、今度は頭で分かるといいますか、先ほど言いました表示板のことはもちろん、遊具がどういうものなのかを分かっていたきたいというところもありますし、親御さんにも来ていただき、ああ、そういうものなんだということを分かっていたくことが必要になってくるなということで、それには、先進地の視察だとか、どういう形でスムーズに導入しているのかというようなことをやっていかなければならないと思っております。

その上で愛育センターのことに戻るわけですけど、愛育センター、あるいは、地域の保育園で育った子どもたちが、何の違和感もなく、今度は地域の公園、忠和公園なりで、障害のあるなし、あるいは、先ほど委員もおっしゃっていましたが、障害だけではなくて、海外からの移住者も全然違和感なく一緒に遊べるような社会とすることが一番大切なのかなと考えております。

○駒木委員 副市長、大変にありがとうございます。

本当に副市長のおっしゃるとおりだなと感じております。子どもの遊び場について、少子化は進んでは行きますけれども、そういったところを一つ一つ見直しながら、土木部と子育て支援部で旭川の子どもの放課後の時間を——本当に遊び場についてはいろんな声がございます。ぜひとも、旭川で子育てしたいと思えるまちに、また、子どもたちに公園での思い出が残るような、旭川はデザイン都市でもありますし、ここでくつつけるのはどうかなとは思いますが、そういった未来ビジョンを子どもの世界観で描いてあげたいと思います。誰しもそう思っていられちゃうとは思いますが、少しずつでもいいので、どうか情報共有をしながら進めていただきたいと思います。

この項目については以上であります。

○高橋紀博委員長 駒木委員に確認しますが、ここで土木部は退席ということよろしいですか。

○駒木委員 はい。

○高橋紀博委員長 それでは、土木部につきましては、退席していただいて結構です。

引き続き、御質疑願います。

○駒木委員 自動車文庫についてお伺いします。

昨年の第4回定例会一般質問で、買物公園エリアの社会実験、まちにち計画の実験、効果検証と今後の方向性について質問をいたしました。中心市街地の活性化を目的に昨年に実施いたしました買物公園エリアの社会実験、まちにち計画で図書館の自動車文庫のバスについて配置の御検討のお願いをさせていただきました。

そこで、自動車文庫についてお聞きしたいと思いますが、自動車文庫の仕組み等についてお示しください。

○登野社会教育部次長 旭川市には、図書館が中央図書館のほか、末広、永山、東光、神楽の4つの地区館と公民館などの中にある10か所の分室がありますが、それらの図書館から地理的に遠い市民にも本を届けられるよう、自動車文庫を実施しております。

この自動車文庫は昭和44年から行っており、現在、2台のバスに対して、運転手と図書館司書を含めた5名体制で運用しており、各図書館から一定距離の要件を満たした市内58か所の自動車文庫のステーションを月に1度ずつ巡回しております。

○駒木委員 昨年11月、中央図書館にて図書館まつりに参加させていただきました。本当に大盛況で、翌日の新聞にも大きく掲載をされておりました。中でも、入り口で目を一番引いたのがバスでございました。見た瞬間に様々な可能性が浮かんでまいりましたが、自動車文庫のバス以外で図書館ではどのようなイベントが行われているのでしょうか、お伺いいたします。

○登野社会教育部次長 昨年11月2日、3日に開催した図書館まつりではありますが、毎年、文化の日に図書館ボランティアさん約200人が実行委員会を組織し、実施していただいております。

今回は、中央図書館30周年記念として初めての試みであります、読んだ本の内容をお薦めし合い、誰が進めた本を来場者が読みたくなったかを競うビブリオバトルを高校生対図書館司書で行いました。そのほか、図書館発見ツアー、子どもたち向けの読み聞かせやパネル展示などを行い、約1千人の来館者があり、中でも自動車文庫のバスは大人気で、270人の利用がありました。

図書館まつり以外では、自動車文庫のバスで小学校へ読み聞かせに行ったり、管内では、ボランティアさんや図書館司書による年800回に及ぶ読み聞かせのほか、夏・冬休みには小学生を対象に工作なども行っております。

また、今年度からは、おやこ応援課、w a k a ・ b a での乳幼児健診会場で読み聞かせを行うなど、子どもを中心に多くの定期的なイベントを行っております。

○駒木委員 自動車文庫のバスは大人気で、270人の利用があったことが分かりました。

また、自動車文庫のバスで小学校へ読み聞かせに行ったり、管内ではボランティアさんや図書館司書による年800回に及ぶ読み聞かせがあり、本離れが懸念されている中でもこのように取り組まれています。私も含めて知らない方が多いのではないかとの印象もあります。

バスは音楽も鳴り、わくわく感があり、子どもにも喜ばれると思いますが、周知方法とその利用

実績についてお伺いします。

○登野社会教育部次長 自動車文庫の実績についてであります。令和5年度では6千60人の利用者と4万784冊の貸出しがあり、一定の利用実績があるものと認識しております。

また、図書館に関わる周知につきましては、これまでも様々な図書館活動を図書館のフェイスブック、ホームページのほか、新たに市のホームページでもPRをしているところではありますが、今後につきましては、様々な機会を捉え、周知に努めてまいりたいと考えております。

○駒木委員 令和7年度の地域振興部で実施される予定のまちにち計画、買物公園エリアのさらなる来街促進や滞在できる環境の充実に向けて、バスキングエリアで実現した気軽に公共空間を利活用しやすくなるための機能など、様々な課題の整理と対応をされております。

私も、実際に人工芝やストリートファニチャーなどが配置されているところに座り、いつもとは異なる風景、雰囲気居心地のよさを感じました。ファニチャーで読書する学生を昼も夜もよく見かけてきました。

買物公園に移動図書館バスがあることを想定すると、子育て世代包括支援センターwaka・bもあり、子ども向け屋内遊戯場もあり、パークもあります。買物公園エリアに移動図書館バスがあれば全世代にとってより充実した空間になるのではないかと感じております。

改めて、まちにち計画社会実験期間の自動車文庫の配置は可能でしょうか、見解をお伺いいたします。

○登野社会教育部次長 まちにち計画における自動車文庫の配置につきましては、地域振興部と連携を図り、令和7年度に全日程ではありませんが、参加する方向で検討を進めております。こうした機会に、自動車文庫を含め、図書館のPRに努めていきたいと考えております。

○駒木委員 参加する方向で検討を進められていますこと、ありがとうございます。先ほども申し上げました本離れの解消を目指す取組にもなると思います。

ここで提案でございますが、愛媛県松山市ではナイト図書バスとして、夕方から夜にかけて中心部のまちなかで展開されております。仕事帰りの方やふだんはなかなか図書館に出向けない方々にも大変好評であり、まちのにぎわいづくりに貢献されております。

自動車文庫がまちにち計画の期間中に、親子や若者をターゲットとした昼の時間帯、仕事帰りや学生などが立ち寄りやすいナイトタイムの時間帯の検討も入れていただきたいと思います。検討の余地はあるかと思しますので、よろしくお願いをいたします。

買物公園のにぎわいには異色のコラボが必要と考えております。

買物公園のにぎわいだけではないのですが、様々な大手企業が乗り出した異色のコラボが主流となってくるのではないかと、これは私の勝手な見解ではあるんですけど、そういった1つだけの催事などでは外出機会の判断基準にはなりにくいと私は考えております。何でも自宅から近くで事が済む生活になっておりますが、一步、中心市街地に行く、その動線には必ず2つ以上のものがなければ外出の機会はないというふうに私は思っていて、それは旭川であっても変わらないかなと、何の根拠もないんですけど、私は思うんですね。

そういった異色のコラボってということで、今までの図書館は昼とか午後5時までという時間帯から、移動図書館バスで、しかも、夕方や夜にもあることでより近くのものに感じられるようになると思います。

あと、ブラリーというキャラクターはとってもかわいいと思います。ああいったものを移動図書館バスの中で隠れミッキーみたいに描き、子どもの遊び心をくすぐってはどうかでしょうか。それは大人でも心をくすぐられると思うんですよね。そこで初めてブラリーちゃんを知ってもらうなどもあるかと思います。それで人気が出るかどうか分らないですけど、そういったことも一つの手段ではないかなと考えております。そういったことも併せまして、ナイト図書バスとしての自動車文庫の配置をご検討いただければと思います。大変にありがとうございます。

この項目については以上であります。

続いて、おやさサポートウィークエンド事業費についてお伺いいたします。

おやさサポートウィークエンド事業費の概要についてお伺いします。予算の内訳についてお示ください。

○柴田子育て支援部おやさ応援課主幹 旭川市おやさサポートウィークエンド事業は、アクセシビリティが高い市中心部において、妊娠期から利用できる居場所を提供するとともに、学び、楽しさ、安心の3つの視点から多様なサポートプログラムを実施することで、妊娠期から乳幼児期まで一貫した切れ目のない支援に資することを目的としており、毎週末にw a k a ・ b aのプレイルームを活用し、妊娠期から未就学児の子育てを行う世帯向けの講座やイベントを開催するおやさ応援プログラムと乳幼児が安全で楽しく遊べる空間をつくるおやさわくわくひろばを令和6年度から委託事業として実施しております。

事業費につきましては、令和6年度はおやさ応援課管理事務費内で計上していましたが、令和7年度は、おやさサポートウィークエンド事業費として事業科目を別にし、2千453万9千円を計上しております。

内訳としましては、委託料として784万1千円、施設使用料として1千669万8千円となっております。

○駒木委員 おやさ応援プログラムとおやさわくわくひろばは、令和6年度から始まったばかりのイベントですが、大変に好評の声を私にもいただいております。インスタグラムを見ても情報発信が積極的であり、子育て世代には立ち寄りやすいきっかけにもなります。具体的にどのようなことを行っているのでしょうか、改めてではありますが、確認をさせてください。

○柴田子育て支援部おやさ応援課主幹 おやさサポートウィークエンドは、毎週土曜日及び日曜日の午前10時から午後2時まで開場し、おやさ応援プログラムとおやさわくわくひろばを開催しています。

おやさ応援プログラムでは、妊娠期から未就学の子育て世帯を対象に、妊娠、出産、子育てに関する講座やイベントを実施しております。

具体的には、妊婦とその家族等が産後の生活をプランニングするプレパママ教室、いやいや期の理解と関わり方、子育てコーチング講座など、子育て期の困り事をテーマにした講座や親子で一緒に参加できる親子ヨガ、助産師による相談会等を開催しております。

また、おやさわくわくひろばでは、発達段階に応じた玩具を月替わりで設置し、親子で遊びながらゆっくり過ごせる空間を提供しています。

○駒木委員 週末の土日のこういったプログラムがここまで広がりを見せた、しかも、新規事業でここまで進められたのは、この先、好調の動きになっていくんじゃないかなと期待をしているとこ

ろではありますが、令和6年度の利用者数についてもお示しください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課主幹 本事業は、準備期間を経て、令和6年6月に開放事業を開始し、令和7年1月末まで69回、利用者数は2千732人、1日平均の利用者数は約40人と、月を追うごとに増えております。

○駒木委員 子育て世代にとっては気軽に立ち寄れる居場所が求められていますし、ますます求められてくると思っております。

こうした利用実態で1日平均40名は多いほうではないでしょうか。ほかに利用者の反応について詳しく伺いさせてください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課主幹 毎回の利用者アンケートでは、95%の方が大変満足、満足との回答をいただくとともに、専門的な話を聞き、日々の子育てのヒントをもらった、悩みを聞いてもらい、気持ちが楽になった、ちょうどよい広さで遊びやすかった、プレイルームやベビールーム、授乳室がいつもきれいなど、高評価をいただいております。

また、公式Instagramのフォロワー数も日を追うごとに増えており、本事業を好意的に捉える方が広がっているものと認識しております。

○駒木委員 令和6年6月から事業を開始し、同時にInstagramを開設されたことで広がりもあったことと思います。95%の人が大変満足ということが分かりました。

もうすぐ1年を迎えますが、本事業の課題や次年度に向けた取組についてお示しください。

○川村子育て支援部おやこ応援課長 本事業の開始に当たりましては、waka・baに母子健康手帳の交付や乳幼児健診で訪れる機会はあるものの、この施設が担う役割とされる妊娠期から乳幼児期まで利用できる居場所であるという認知についてはまだまだ不十分であるという課題を持っております。

昨年6月の事業開始から月を追うごとに利用者が増えており、利用者アンケートでは、利用しようと思ったきっかけとしてInstagramと回答された方が最も多いことから、引き続き、waka・baが気軽に利用できる場としてより一層認知していただけるよう、周知の工夫を図ってまいります。

また、実施内容につきましては、おやこ応援プログラムで行う講座を見直し、地域の実情とニーズを踏まえ、開催回数の増加や周知方法を工夫するなど、より多くの方に有益な情報が届くよう改善を図ってまいります。

おやこわくわくひろばにおいては、親子が個々に遊ぶだけではなく、様々な家族と交流を通じて育児の状況的学習を推進し、育児力や自己効力感の向上が図られますよう、親同士が活発に交流できるような仕掛けも検討してまいります。

○駒木委員 親同士が活発に交流できるような仕掛けは孤立してしまいがちな子育て世代には温かみのある空間になりますことから、新たな仕掛けを大いに展開していただきたく期待しております。

先ほど御答弁いただいた中で、waka・baのプレイルームやベビールーム、授乳室がいつもきれいとの評価でありました。私も視察をさせていただきましたが、利用するお母さんや子どもに配慮されたつくりであり、こうした清潔で使いやすい授乳室が増えてほしいと思いました。

本庁のここの3階にもございます。決してそこで歯磨きをする職員はいらっしゃらないかと思いますが、授乳室は、赤ちゃんに授乳したり、おむつ替えをするようなことが主な利用であります。

何らかの事情で搾乳のために授乳室を利用したくても、1人で授乳室を利用することにためらいがあったり、赤ちゃんと一緒にではないために、人目を気にして授乳室の使用を遠慮したりする方がいると聞いております。

なお、北海道から北海道赤ちゃんのほっとステーション登録促進事業実施要綱の一部改正等についての通知が来ていると思います。その通知の一部抜粋ですが、搾乳される方への配慮として、授乳室スペースへの掲示等について御協力をお願いしますという内容でありました。この要綱は令和6年12月12日から施行する搾乳マークの掲示の御協力の内容でありました。

搾乳のできる環境を整えることはとても大切です。産後間もなく復帰されるお母さんも増えておりまして、その需要はより高まってくると思っております。そんなお母さんの御要望にお応えしている取組が、授乳室などで搾乳できることを知らせる搾乳マークがあります。

搾乳は、2千500グラム未満の低出生体重児を出産した母親が抱える悩みの一つであります。低出生体重児はリトルベビーとも呼ばれております。

人口動態統計によると、2023年は7万人が2千500グラム未満で誕生しました。約10万人に1人の割合で横ばいであります。授乳室に搾乳のため、1人で入ることに周りから不審者のように見られたり、トイレの個室を使うしかなかったと、周りの目線や言葉に悪気がなくても、搾乳のために授乳室に入るハードルが高いことが分かりました。つらい悩みを抱えているお母さんは全国に多くいらっしゃいます。

北海道赤ちゃんのほっとステーション登録促進事業実施要綱の一部改正等について通知がありましたことについて私からもおやこ応援課に2月に確認をさせていただきました。早速、周知をされているとのことですが、この要綱は令和6年12月12日から施行すると明記をされておりましたが、本市としてはどのように周知啓発を進められていくのでしょうか、お伺いをいたします。

○香川子育て支援部子育て支援課長 北海道では、授乳やおむつ替えの両方ができるスペースのある施設を、事業者の申請に基づき、赤ちゃんのほっとステーションとして登録し、北海道公式子育て支援サイト、ハグクムで紹介するなど、子育て中の親子などが安心して外出できる環境づくりを進めております。

こうした中、出産後の女性の中には、授乳のほか、赤ちゃんが入院中であつたり、授乳期に復職したなどの理由で搾乳が必要な方もおり、これらの方が子ども連れでなくても授乳室を気兼ねなく使っていただけるよう、令和6年12月9日付で北海道から登録施設に対し、搾乳でも利用できる旨の掲示をすることについて協力の依頼があったところでございます。

本市も登録事業者の一つとして依頼を受け、赤ちゃんのほっとステーションに該当する施設に対して搾乳マーク掲示について周知をしたところであり、その搾乳マークについて本庁1階及び3階で既に掲示させていただいており、今後もその状況について確認していきたいと考えてございます。

○駒木委員 授乳室は、赤ちゃんとお母さんだけではなく、子育てに関わる様々な方に優しい場所であってほしいと願っております。本市で開催される各イベントにおいても授乳室、搾乳室を設置する場所があるかと思います。

先月、旭川冬まつりに行ってまいりました。誰にでも優しい会場づくりとして、観光ボランティアの御案内をされている場所を拠点として、昼から夜まで、2日間、調査をしてまいりました。大人のおむつ交換場所としてユニバーサルトイレが会場内に2か所ありまして、混雑時はそういった

授乳室を使うことがある、また、御案内をすることがあるということが分かりました。

また、車椅子を御利用の方も広いスペースが必要になってきます。車椅子で大人のおむつをされている方ですが、そうなれば授乳室への御案内になってしまうようでありました。

こうした本市のイベントにおける授乳室の状況は把握していますでしょうか、お伺いいたします。

○香川子育て支援部子育て支援課長 授乳室の把握についてでございますけれども、今般行われました冬まつりに関しましては実際の現場は確認いたしておりますが、授乳室が設置されていた場所において、設備の内容や安全面、また、衛生面でも問題があったというふうに伺っております。

○駒木委員 観光スポーツ部の菅原部長からもこれはないわと言われ、現地を確認してくださっております。

今年の冬まつりも82万人超えの来場者と大盛況でございました。今年は特に訪日外国人のお客様の姿も多く見受けられました。最終日の打ち上げ花火は、見渡す限り、会場の皆様が楽しめる内容でありましたが、世代を超えて、国籍も超えて、ここは旭川じゃないんでないかというぐらい訪日外国人、インバウンドの人であふれておりました。そういった一体感に包まれた会場に本当に感動された方も多くいらっしゃったことと思います。

しかしながら、旭川冬まつり会場に設置されておりました授乳室が残念でありました。プライバシーが守られるはずの鍵がついていなく、入り口ドアはガラスで中が見える臨時のつくりでありました。また、飲食で混雑する冬マルシェの会場の中にしか設置場所はつくれなかったのか、疑問であります。

人の出入りが少ないプレハブはほかにもあったはずと思いますが、不衛生と見られるところで授乳したいとは思えないわけです。授乳室使用を目的としない来場者の方から見ても、旭川冬まつりの会場でありましたが、残念な印象であります。旭川の子育てに優しいまちづくりの印象が一気にマイナスイメージに転換されてしまいます。冬の一大イベントだからこそ、準備を進められてきたからこそ、そこに落ち度があるともったいないぐらい残念であります。

今年は、間もなく行われるあさひかわ菓子博などのイベントが数多く控えております。子育て支援部として、利用者に寄り添った授乳室をどのように広めていけますでしょうか、見解をお伺いします。

○向井子育て支援部長 イベントに参加される市民や市外から訪れる観光客にとりましては、その場面、場面の出来事が旭川市全体のイメージにつながるものと考えており、そうした臨時的な場所に設置する授乳室においては、水回りや設備、重機など、制約があるものとは思いますが、できるだけ配慮がなされた環境において気持ちよく使っていただき、市民だけではなく、観光に来られる方にも、来てよかった、また旭川に行きたいと思っていただけるものでありたいと考えております。

また、先ほど委員からも御案内がありました菓子博が今年5月に開かれる予定となっております。また、そのほか、大きいものから小さいものまで、様々なイベントがございますが、多くのイベントで市に関わりがあると考えております。

母乳にしろ、ミルクにしろ、授乳については、私も数十年前の記憶になってしまっていますが、やはりお母さんというのはそのとき子どもに集中しています。本当に無防備な状況になるのかなと思います。ですから、何はともあれ、安全な環境であるということが本当に大変重要であると思っております。

そういった考えもありますので、まずは、市の各部局に対しまして、授乳室におけるチェックポイントを、例えば、先ほど委員からございました鍵がかけられるということですが、これがないというのは本当に考えられないかと私も思います。そういったことであるとか、おむつ替えができるかなど、そうした留意点を例示するなど、プライバシーが保たれ、そして、衛生的であるということも大変重要だと思います。

お母さん方が安心して、そして、快適に利用できるような授乳室が設置されるよう、今後は各部局にも周知をしていきたいと考えております。

○駒木委員 ありがとうございます。

本来ですと、イベントを開催する関わりのある担当部局から授乳室などに詳しい子育て支援部に留意点などの確認ができる流れをつくっていただきたいところであります。また、その確認もなかったことに不思議さを感じております。

冬まつり会場におきましては、観光スポーツ部が少数精鋭で冬の一大イベントを盛り上げるべく、会場づくりに御尽力をされておりました。阪急スライダーの滑り台に長蛇の列で並ぶ子どもたちのために疲れも見せず盛り上げ、大雪像でのステージでの進行など、手が抜けないほどに走り回っておりました。それでも、きっとあの残念な授乳室の不快さには気づけなかったのでしょうかとはならないわけです。

子育て中のお母さん以外でもあの授乳室はないわと思われた方が多くいらっしゃると感じております。飲食店に行ってもトイレが残念だと全てが台なしになるといったことと変わらないかなと思っております。

また、今後、インバウンドの観光需要はますます高まってまいります。海外のお客様には結構ドライな方も多く存在します。こういうところで旭川の印象が悪く、つまりいてはなりませんので、連携したさらなる取組をお願い申し上げたいと思います。

この項目については以上であります。

続いて、校内教育支援センター推進費について質問をさせていただきます。

これまでも各委員から質問もあったかと思いますが、何点か確認をさせていただきたいと思えます。

校内教育支援センター推進費についての質問に入ります。

私からは、校内教育支援センターに配置される支援員はどのような役割を担うのでしょうか、改めてではありますが、確認をさせてください。

○田村学校教育支援課主幹 支援員につきましては、通室している生徒がいる場合やオンラインによる支援を行う場合は、校内教育支援センターに常駐し、それ以外は、校内巡回により生徒の見守りや声かけを行うほか、家庭訪問を行うことなどを想定しております。

生徒の学習の遅れなどの不安を軽減するとともに、校内に安心して過ごせる環境を保障することにより、通常の学校生活への復帰や社会的な自立の促進に取り組んでまいります。

○駒木委員 モデル校以外の中学校に在籍している生徒が不登校となり、校内教育支援センターに通室したいと考える場合も想定されると考えます。

モデル校の中学校に転校することは可能でしょうか。また、不登校児童が小学校から中学校へ進学する際にも同様の対応は可能でしょうか、お伺いします。

○田村学校教育部教育指導課主幹 児童生徒が不登校となった場合につきましては、まずは、在籍する学校において、登校再開に向け、可能な限りの支援を行ってまいります。

モデル校以外の中学校に在籍している生徒が校内教育支援センターに通室する場合、転校先で同級生や教職員と人間関係を築くことになるなど、新たな困難も生じることが考えられます。このため、在籍校での支援に改善が見られず、モデル校の校内教育支援センターへの通室を希望した場合には、当該生徒に状況を確認しつつ、保護者とも協議を重ね、学校長の意見を踏まえた上で、当該生徒の状況の改善を図るためにやむを得ないと教育委員会が判断した場合は転校を認めることになります。

また、小学校から中学校へ進学する際に、校内教育支援センターへの通室希望により、区域外のモデル校への進学を希望する場合も同様の対応となります。

○駒木委員 新たな困難も生じることが考えられることが分かりました。

モデル校と聞くと、転校と進学を希望する当該生徒や御家族が一定数いるのかなとの想定でしかありませんが、思うところがあります。状況の確認のために努めていただきたいと思います。

各学校の授業時数は国の規定にも定められておりますが、不登校児童生徒には該当しますでしょうか、お伺いします。

○田村学校教育部教育指導課主幹 各学年の授業時数につきましては、学校教育法施行規則において年間標準授業時数が定められており、各学校においては、これを踏まえながら、各教科等の指導計画を作成し、授業を実施しております。また、児童生徒が欠席した場合についても、学級全体の授業時数は変わらないため、計画の変更は求められませんが、学校は可能な限りの学びの保障に努めております。

とりわけ、不登校の児童生徒に対しては、過重な負担とならないよう、一人一人の心身の状況に十分配慮した上で、本人の意向も尊重しながら、学習支援など、社会的自立に向けた取組を行うことが重要であると考えております。

○駒木委員 御答弁にありました心身の状況と本人の意向が尊重されることが最も重要だと私も考えております。

保護者の中にも児童生徒と違った様々なお考えがある方いると思いますが、その点から御家族に丁寧な説明が求められると考えております。

校内教育支援センターに通室する子どもたちにとって、豊かな自然に触れるなど、体験的な活動の機会をつくるのが効果的とも言われておりますが、必ずしもそれが効果的ではないということも感じております。例えば、南九州大学の視察に行きましたが、全国初、大学内に不登校支援学級をおとしに実証実験して、全国初の導入をされたんですね。そこへ11月に視察に行っていました。

なぜ大学内に設置されたかという、斜めの関係性がいいと言われていたからだそうです。親でも、学校の先生でもない、縦ではなく、斜めの関係だからこそ心を打ち明けやすいということで、そういった可能性が旭川市立大学にないのかなというふうに手繰り寄せてみたんですけど、市立大学は、学校の先生、教師を目指す専門の学科があるわけではありません。ただ、ゼミが充実しているんですね。御存じのとおり、居場所としての地域食堂や子ども食堂に出向かれているゼミがありますので、その可能性はあるのかなというふうに感じております。

実際、コロナ禍のときに、児童センターの中でそのゼミが家庭学習を無料開放しておりました。皆さんはマスクで参加されていましたが、本当に大人気で、教師を目指すゼミの人たち、また、子どもたちがいて、不登校の子がいて、お互いにウィン・ウィンの関係なんですよ。それがとってもいいのかなと思いましたし、そこから学校に登校に向かったという児童生徒も見てきました。

こういった自然に触れる、太陽を浴びるとか、そういったことは健康にとっても十分にいいというのは分かっていることであるのですが、それだけが効果的ではないということは他都市の例を見ても思います。ここは慎重に進めていっていただきたいなと考えておりますが、そういった多角的な効果についての見解をお伺いいたします。

○末木学校教育部次長 体験活動は、豊かな人間性や価値観の形成、成就感や自尊感情の獲得、社会性や共に生きる力などの育成に効果が期待されておまして、学校の教育活動はもとより、教育支援センター、ゆっくらすにおいても外部講師を活用した様々な体験活動を実施しているところであります。

校内教育支援センターにおきましても、通常の学習活動や教育相談のほか、豊かな自然との関わりは興味、関心を生かした創作・表現活動についても一人一人の状況に応じた対応を行うことが大切であると考えておまして、そうした活動の在り方につきましては、今後、学校や支援員とも協議を行いながら、児童生徒の自己肯定感の醸成や知的好奇心の涵養などを図る取組として進めてまいりたいと考えております。

○駒木委員 校内教育支援センターの設置が進められることに大いに期待をしております。

これまで、永山在住の方からも、ゆっくらすに通いたいけど、交通の便が悪く、通えないなどの声も寄せられておりました。ゆっくらすのそういった特徴にはご理解いただいている保護者の方であります。私が聞いていく中ではただただ交通の便が悪いついていう声が多くあったように私は感じております。

不登校は増加傾向であり、正直、2校以上の設置が望ましいところで、全校に配置したいところであります。そこで、まずは校内教育支援センターをモデル校となる2校の中学校に設置することに至った経緯について、これまで御答弁がありましたところでありますが、改めて確認をさせていただきます。

○末木学校教育部次長 本市の不登校児童生徒数が増加傾向にある中、各学校において、自分の教室に入りにくくなった児童生徒が校内に居場所がなく、不登校になってしまうということを防ぎますことや、そうなった子の支援を行うために校内教育支援センターを設置するといったものでありまして、本市校長会からも予算措置の要望があったところであります。

令和7年度におきましては、特に中学校で不登校が増加するという傾向にありますことから、生徒数の多い中学校2校にモデルとして支援員を配置しまして、支援の充実を図るとともに、成果を検証してまいりたいと考えております。

○駒木委員 ただいま御答弁がありましたように、本市校長会から予算措置の要望もあったとのことが分かりました。

校内教育支援センターを本市の新たな事業として構築するに当たり、先進的に取り組んでいる事例を参考にされたのでしょうか、お伺いいたします。

○末木学校教育部次長 本市の校内教育支援センターにつきましては、既に取り組んでいる自治体

において、校内教育支援センターで児童生徒が過ごしていくうちに徐々に自分のクラスに入れるようになったことですか、学習支援により児童生徒の自己肯定感が高まるとともに、自分のペースで安心して生活できるようになったこと、前年度まで不登校であった児童生徒が登校できるようになったということなどの成果が報告されておりまして、こうした事例も踏まえ、本市の不登校や不登校傾向の児童生徒の状況が少しでも改善するよう、モデル校に設置し、その取組を評価検証していくこととしたものであります。

○駒木委員 本市として初の取組を評価検証されていく中で私も注視していきたいと思っております。

次に、現段階では、不登校ではなく、学校に登校した児童生徒が授業の途中からでも心身の不調を感じ、保健室に行くことがあるかと思います。例えば、教室にいたくない、ほかに相談事があるなどと、理由は多様化していると思います。このときの養護教諭の対応について伺います。

○紺野学校教育部学校保健課主幹 養護教諭につきましては、児童生徒が保健室に来室した際、心身の不調の訴えに基づき、病気がないか、背景に心の問題がないかを確認するとともに、日頃から学級担任などとの情報交換や保健室への来室状況により、特に配慮を要する児童生徒に対しては個別のニーズに寄り添った対応をしております。

○駒木委員 不登校になる児童生徒にはその前段階での予兆が見られると思います。例えば、親にも担任にも誰にも打ち明けられない場合、保健室の養護教諭が最も近い存在ではないかと考えられます。そういった場合の対応について何か共通認識としてあるものがあればお示しください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 各学校においては学級担任以外でも話しやすい相手に相談するよう児童生徒に伝えており、児童生徒の健康や心理的な状況に応じて必要な支援などにつなげているところでございます。

そのような中、養護教諭はより身近な存在として専門性を生かしながら児童生徒の相談役としての重要な役割を担っていると考えてございます。

○駒木委員 保健室は安心できる場所でなければならないと思っております。特に、小学校高学年からは多感なときでもあり、心身の不調を訴えることもあります。保健室に来た子の様子を伺うのが養護教諭であると思います。そのときの児童生徒の状況にもよりますが、何か心配事や言いにくいことを抱えていることももちろん想定されるわけです。

以前、保健室において養護教諭の不適切な対応があったことを保護者からお聞きしております。ほかの学校ではそのようなことはないと思いますが、担任にも親にも誰にも打ち明けられない児童生徒が保健室に行き、ＳＯＳを出している場合もあります。発達段階の成長期において、昨日は元気でも今日は不調だということは大人でもあるのですから、子どもにとっては重大であります。

保健室は重要な役割を果たしていると思うのですが、その養護教諭の対応に児童生徒が不信感を抱いてしまえば、その時点で誰にも相談ができる入り口が途絶えてしまいます。配置された養護教諭としては、どんな児童生徒の対応であっても、保健室に来た児童生徒には、心身の不調がどうかは別として、まずは受け入れる体制を整えていただきたいです。今後、同じようなことが起きないようにどのように取り組まれるのでしょうか、見解をお伺いします。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 社会環境や生活様式の変化に伴い、いじめや不登校が増加しており、児童生徒が抱える不安や悩み事は複雑かつ多様化しております。

こうした中で養護教諭の果たす役割は、心身の健康課題の有無にかかわらず、学校生活に何らかの不安を抱く児童生徒に対して、専門性や親しみを持って相談に乗ることで、健康課題や不安の解決に向けた糸口の発見につなげることなど、重要性を増してきております。このため、保健室の利用状況や相談内容について改めて確認し、研修会等を通じて、課題を各学校の養護教諭と共有するとともに、資質向上も図りながら、児童生徒から頼りにされる保健室となるよう、学校訪問などにより指導を徹底してまいります。

○駒木委員 この件につきましては、相談が寄せられた際に迅速に対応してくださった学校教育部学校保健課には深く感謝をいたしております。

先ほどの件とは別に、保健室に来た児童生徒が安心感を得て、心も体もすぐ元気になる場合もあります。もしかすると、それはサボリなのかもしれないと大人は考える場合があります。たとえばどんなサボリにも子どもには純粋な理由がしっかりあるわけです。いずれにしましても、保健室の対応については、児童生徒の心身に寄り添う対応を、いま一度、市内小中学校に御確認いただきたく思います。どうかお願いいたします。

この項目については以上であります。ありがとうございます。

続きまして、子育て世帯訪問支援費についてお伺いします。その概要と令和7年度予算額と内訳についてお示ください。

○草野子ども総合相談センター所長 子育て世帯訪問支援事業は、令和5年度に実施したヤングケアラー等支援事業と養育支援訪問事業の一部を再構築した事業でございます。

家事や育児等に対する不安を抱えた子育て家庭やヤングケアラーがいる家庭等の御自宅に訪問支援員がお邪魔して、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、育児等の支援を行うものであります。

本事業は、御家庭の養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐとともに、ヤングケアラーのいる家庭に関しては、ケアを担う子どもの負担軽減につなげることを目的としており、そうした適切な支援を担うことができる事業者の委託により実施しております。

令和7年度の予算額は451万7千円であり、全額が委託料となっております。

○駒木委員 今年度の利用状況について、令和5年度に実施したヤングケアラー等支援事業の実績と併せて確認をさせていただきます。

○草野子ども総合相談センター所長 令和5年度のヤングケアラー等支援事業は、2世帯11回の支援にとどまりましたが、本事業に係る今年度の利用状況は、昨年5月から事業を開始して以降、1月末までに26世帯に対して366回の訪問支援を実施しております。

○駒木委員 令和5年度のヤングケアラー等支援事業は、2世帯11回と、昨年の予算等審査特別委員会の分科会では実態数の把握が少な過ぎる点から、潜在的ヤングケアラーの対象がいるのではないかの質疑をさせていただきました。

今年度の利用状況は、昨年5月から一部再構築し、事業開始して以降、1月末は、26世帯に対し、366回の訪問支援を実施したということが分かりました。これは積極的な支援が行われたと評価すべき数字と見ております。

この支援でどのような成果が得られましたでしょうか。また、新年度に向けた課題認識についても、併せてお伺いいたします。

○草野子ども総合相談センター所長 訪問支援員は、おおむね週に1回、御家庭を訪問して掃除や調理を行うほか、保護者の方から不安や悩みを傾聴するなどして御家庭をサポートしております。

支援に入った御家庭からは、思っていた以上に負担が軽減された、苦手だった家事に前向きに取り組むことができるようになったなどの感想をいただいているほか、定期的に顔を合わせる中で、保護者や子ども、それから、御家庭の小さな変化に気づくということができたのは大きな成果だと認識しております。

そうした一方で、自宅に入られることを負担と感じて事業を利用することをちゅうちょしてしまったり、途中で利用を中断してしまう御家庭もありましたことから、必要な支援をどのように届けるかということは引き続きの課題であると認識しております。

○駒木委員 自宅に入ることが負担というのは実に多いことだというふうに受け止めております。

家事支援では課題があることが分かりました。こういった御負担にならない支援については、まず、信頼関係の構築が大前提であります。

子ども・子育て支援事業計画策定に当たってのニーズ調査におけるヤングケアラーに関わる調査結果の概要についてお示してください。

○草野子ども総合相談センター所長 令和7年度を始期とする旭川市こども計画の策定に当たりまして、昨年度、子育て世帯の生活実態や子育て支援に関する事業の利用状況、あるいは、利用規模などを把握するために、市民5千人を対象にニーズ調査を実施いたしました。その中で、ヤングケアラーに関する質問項目を4つ新たに設けまして、ヤングケアラー状態の子どもがいるかどうか、いる場合、その子どもとの関係性、ヤングケアラーに対してどのような支援が適当か、ヤングケアラーがいた場合の相談先を知っているかという項目で聞いております。

調査結果の概要であります。回答者全体のおよそ2%となる49世帯の方が身近にヤングケアラーがいると回答されており、例えば、自分の子どもと同じ学校のお子さんなど、51名がヤングケアラーとして認識されております。

また、そうした子どもに対してどのような支援が望まれるかという問いに対しては、家事・育児支援が最も多く、回答数のおよそ37%、次いで配食サービスが27%、伴走型の相談支援が18%となっております。

○駒木委員 市民5千人を対象にニーズ調査を実施されたということですが、ヤングケアラーの対象となる方はどのようなことを求めているのか、また、知らないということがもう本当に細かく出ているな、参考になる調査結果だなというふうに受け止めております。

調査結果に対してどのような認識をお持ちでしょうか、改めて確認をさせてください。

○草野子ども総合相談センター所長 令和3年度と4年度に北海道が小中高校生を対象に実施したヤングケアラーの実態調査においても家族の世話をしている子どもが一定数いることが示されておりました。

また、今回のニーズ調査においても、回答した保護者の方がヤングケアラー状態のお子さんの存在というものを身近な関係性の中で認知しているということを踏まえ、本市においてもそうした子どもへの支援ニーズがあるものと受け止めております。

そのほか、アンケートでヤングケアラーの子どもに対して望まれる支援内容としても様々な回答が見られましたことから、家事・育児支援を行っている子育て世帯訪問支援事業にとどまらず、今

後も、子どものニーズを的確に把握し、それに応じた支援策を検討していく必要があるものと認識しております。

○駒木委員 調査結果を見ましても、ヤングケアラーについてはこういったような状態で、支援が必要な子はもっといるのではないかと考えております。

昨年度もこの件で質疑をさせていただきましたが、家庭に入るヘルパー派遣はある程度の心の距離感が近くないと利用につながらないことも想定されております。その前段として、まずは信頼関係がなければ支援につながりません。例えば、配食支援によるきっかけ、先ほどの調査にも出ておりましたが、ここでは、兵庫県のヤングケアラーがいる家庭に配食支援事業として配食支援を行っております。配慮した食事を無料で届け、食を通じてケアラーを支える事業であります。そういったきっかけづくりから子どものヘルプサインを受け止められる取組として重要だと私は見ているところではありますが、所見をお伺いします。

○草野子ども総合相談センター所長 ただいま御指摘のありました配食支援の取組というものは、御紹介いただいた兵庫県をはじめとして、東京都の品川区や千葉県の船橋市など、徐々に広がり始めていると思っております。

ヤングケアラーの子どもが一息つけるような効果や支援者と顔の見える関係となることでその後の支援のハードルを下げる効果も見込んだ取組だというふうに受け止めております。

ヤングケアラー支援に当たっては、子ども自身がヘルプサインやSOSを出せるようにすること、そのような際に、先ほど養護教諭の話もありましたけども、周囲の大人が気づいてあげること、それから、子どもの視点から心と体の苦しさを理解して受け止めてあげること、こうした要素が重要となりますことから、まずは、子どもがヘルプサインを出しやすい相談体制や身近な大人が子どものちょっとしたサインに気づけるような周知啓発に組んでまいります。

○駒木委員 そのようなヤングケアラーの支援には様々な関係機関との連携が非常に必要なことだと考えておりますが、認識と今後の見通しをお伺いします。

○草野子ども総合相談センター所長 ヤングケアラーが置かれている状況や子ども本人の認識というものは様々でありまして、支援の在り方も個別性の高いものだと思います。

子育て世帯訪問支援事業による家事支援だけではなく、既存の福祉サービスをはじめ、多様な取組を組み合わせる視点も重要であり、また、ヤングケアラーの問題は家庭の中に潜在化する傾向がありますことから、様々な関係機関がアンテナを高く張ることが大変重要だというふうに認識しております。

これまでも、要保護児童対策地域協議会をはじめ、地域包括支援センターの定例会議や民生委員児童委員連絡協議会等の場で子育て世帯訪問支援事業を入り口としたヤングケアラー支援に係る説明を重ねてまいりましたが、引き続き、必要な情報共有を図るとともに、適宜、支援の在り方等が検討できるよう、庁内外の関係機関としっかり連携を深めてまいります。

○駒木委員 アンケート結果からヤングケアラーという言葉が独り歩きして共通認識に立てていないようにも思えて危惧をしております。まずは、周囲の大人の気づきが、実態が把握できることにもつながり、重要であります。

実情をしっかりと発信することで現状知られていない相談先を周知することも非常に重要な課題ではないでしょうか、見解をお伺いします。

○草野子ども総合相談センター所長 国においては、令和4年度から今年度までをヤングケアラー認知度向上の集中取組期間と位置づけ、ヤングケアラーの課題に関する理解促進を図る施策が展開されております。

昨年6月には、子ども・若者育成支援推進法も改正されるなど、ヤングケアラーという言葉自体の認知というものは大幅に進んでいるのであると考えております。

こうした認知が進む一方で、現在も、ヤングケアラーの子ども自身は家族のケアを自分が担うべき役割だというふうに強く自負して、自分自身のサポートの必要性を認識しづらい状況がまだあるのかなと思っています。

また、言葉の認知が進んだことで、むしろ、周囲の大人が当事者の子どもの思いを顧みずに、子どもが担う家族へのケアを否定的に捉えてしまって、むやみに支援を急ぐような傾向も一部で見られるように思っています。

今後、子ども総合相談センターが中心となって、ヤングケアラーの社会課題や実情に関する啓発を着実に進めるとともに、関係機関等におけるヤングケアラーへの気づきを受け止める相談機関として、また、家族のケアに苦しさを感じている子ども本人が安心して相談できる先の一つとして認知されるように周知に努めてまいります。

○駒木委員 昨年、ヤングケアラーは喫緊の課題という認識をお伺いいたしました。

今年度は、子育て世帯訪問支援事業に取り組みましたが、新年度以降はどのような施策を展望されていますでしょうか、見解をお伺いします。

○向井子育て支援部長 ヤングケアラーの子どもにつきましては、普通は大人が行うような家事や家族のお世話を担うことで、友達と遊ぶことや部活動への参加、また、家庭勉強の時間を確保することが難しいなどの環境に置かれている状況です。また、定時に学校に登校することができなくなったり、場合によっては登校自体が負担になったりする子どももあり、子どもとして当然のように守られるべき権利が守られていない現状にあることは大変大きな課題だと認識しており、まずは周囲の様々な大人がそうしたことに気づくということも必要であると考えております。

こうした認識の一方で、ヤングケアラーの子どもに対する支援に当たっては、ヤングケアラー本人の自尊感情に配慮するほか、家族に自責の念を与えないような慎重なアプローチも必要であり、信頼関係を構築するための段階を踏みながらの継続的な関わりが求められているものと考えております。

現状、相談支援の現場では試行錯誤を繰り返している状況ではありますが、今年度の子育て世帯訪問支援事業の実施状況やその課題なども踏まえ、今後におきましても、ヤングケアラーとなっている子ども本人の思いや感情、支援に対するニーズなど、その実態をしっかりと把握しながら支援の方向性を整理し、相談体制の充実や当事者のニーズに即した具体的な支援施策を展開できるよう検討してまいります。

○駒木委員 ヤングケアラーの自尊感情に配慮するとの御答弁がありましたが、段階的な関わりや見守り体制を継続するといった関わりの中で見守りが本当に大事なところなのかなと思います。

実際に私も相談を受けていますが、相談に来てみたり、ちょっと離れてみたり、そういった繰り返しが見られております。でも、見守りのつながりは決して離さないというところが本当に大事になってくるからこそ社会問題にもなっていると思っています。

先ほどの調査の結果でもあったように、周囲の気づきがとても大事です。ヤングケアラーという言葉は知っているけども、一体どういう人を言うのか、また、相談先を知らないという人がまだすごく多いのは問題だなという課題認識を持っております。庁舎の1階でもそういったヤングケアラーのパネル展等々がありましたが、やっぱりヤングケアラーのことについて何かあれば相談できるのはここなんだよというところの周知を行政が主導して図っていただきたいなと思っております。

根気よくしていかなければならない事業だと私も感じておりますが、これまで以上に取組を推進されますことをお願い申し上げまして、私の質疑は以上で終わります。

○高橋紀博委員長 能登谷委員にお伺いいたしますけれども、時間が5時近くになっていますけども、質疑に入られますか。

○能登谷委員 13分あれば1本はやれるかなと思うんですけど、委員長の御意のままに。

○高橋紀博委員長 それでは、理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時49分

再開 午後4時51分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○能登谷委員 図書館の職員体制について伺います。

時間ないようですので、さくさく行きたいと思います。

まず、図書館の予算の概要をお示ください。

○登野社会教育部次長 令和7年度の図書館に係る予算の概要についてですが、図書館の施設の維持管理及び会計年度任用職員の人件費等の運営に係る図書館管理費が3億1千199万2千円、図書館資料等の購入に係る図書資料整備費が4千326万9千円、読書活動の推進のための事業に係る図書館事業活動費が126万5千円、施設の修繕や設備機器の更新を行う図書館補修費が2千420万円となっております。

○能登谷委員 言わずもがななのでしょうが、改めて図書館の役割、図書館司書の役割についてもお聞かせください。

○登野社会教育部次長 図書館は、旭川市図書館条例において、市民の教育と文化の発展に寄与するため、図書館法に基づく図書館を設置するとしており、旭川市図書館運営方針の中では、図書館資料等と利用者を結びつけ、人が自ら心豊かな暮らしを営む社会をつくり、生きる力を育むことを支援し続けるため、文化的活動の支援、市民の生活が向上する支援、生涯にわたる自主的な学習の支援、子どもが生きていくために必要な力をつけることの支援、地域文化の継承と発展に寄与するの5つの支援をすると定めております。

また、図書館司書の役割については、図書館資料の選択や貸出し業務、レファレンス、読書案内などを行う専門的職員であると認識しております。

○能登谷委員 図書館の役割を実現する上で図書館司書の役割は欠かせないと思います。職員の安定雇用、継続雇用が不可欠ですが、旭川市図書館の施設及び職員数、司書の数と正規、非正規の別はどうなっているのか、資料もいただいておりますが、概要をお示ください。

○登野社会教育部次長 旭川市には、図書館が中央図書館のほか、末広、永山、東光、神楽の4つ

の地区館と公民館等の中にある10か所の分室がございます。

職員数としては、令和6年4月1日現在で、正職員26人、会計年度任用職員56人、合計82人おり、そのほかに、代替職員としての会計年度任用職員が30人ほどおります。

恒常的に在籍する82人のうち、司書は59人で、正職員が9人、会計年度任用職員が50人となっております。

○能登谷委員 旭川市の図書館司書の正規、非正規の割合と北海道平均、全国平均との比較はどうなっているか、伺います。

○登野社会教育部次長 旭川市における図書館司書の正規、非正規の割合は、正規15.3%、非正規84.7%となっております。

「日本の図書館 統計と名簿2023」によると、令和5年度の全国の図書館司書数は、正規職員は5千92名で、非常勤、臨時、委託・派遣職員の非正規職員は1万9千440人で、割合は、正規職員が20.8%、非正規職員が79.2%となっております。

また、北海道立図書館のホームページである北海道の図書館統計によると、令和5年度の北海道内の公立図書館の司書数は、正規職員は179人で、非常勤、臨時、委託・派遣職員の非正規職員は630人で、割合は、正規職員が22.1%、非正規職員が77.9%となっております。

○能登谷委員 旭川市の図書館司書の非正規の割合は84.7%であって、全道、全国から見ても非正規率が高いことが分かりました。

会計年度任用職員は、3年に一度、一斉公募されてきたと思いますが、旭川市の図書館司書について前回の2022年度末はどのように対応されたのか、伺います。

○登野社会教育部次長 令和2年度から会計年度任用職員の制度が始まり、その当時も現在と同じ人数の56人を任用しております。

令和4年度末の公募までに、令和3年度に3人が自主退職し、新たに3人を任用したため、令和5年度の一斉公募の際には、令和3年度に採用した3人を除く対象者53人を募集し、既に退職を予定していた職員3人を除く50人が選考を経て、全員が改めて任用され、退職した3人分も別に任用したところでございます。

○能登谷委員 前回の2023年3月に全員解雇し、4月に全員を改めて任用したということです。大事な職種でありながら、3年に一度は首になる大変不安定な雇用環境だったと思います。

今は様々な職種で募集してもなかなか応募がないという雇用状況になっています。そういう中で、総務省が昨年6月28日に会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）の改正について通知し、再度の任用を行う際、国は連続2回を限度とするよう努めるとしていた取扱いを廃止するとされました。

旭川市ではどのような対応になるのでしょうか。

○登野社会教育部次長 旭川市においても、今年度から公募によらない再度の任用の上限を特に定めない運用となることが人事課から通知されたところであります。

○能登谷委員 これまでどおりであれば、年度末に一斉解雇、一斉公募という不安定な状況でしたが、今回からは雇用環境を守ることができるようになったことは歓迎したいと思います。

図書館職員の任用に当たっては、図書館で培った知識と経験によって評価し、期限を切った雇用ではなく、公募によらない雇用更新が必要なのではないでしょうか。また、図書館の専門職員で

ある図書館司書の非正規率が高いことは、冒頭に伺った市民の教育と文化の発展に寄与する活動を安定して運営する上で今後の改善が求められると考えます。社会教育部の見解を伺います。

○佐藤社会教育部長 図書館で働いていただいております会計年度任用職員の司書の方につきましては、現在の図書館の運営に欠くことができない存在だと認識しております。一方で、新卒の方や異なる業種からの転職を目指す方々にも図書館が門戸を広げ、様々な人材を確保することも今後の図書館の運営を考えたときに必要なことだと考えております。

こうしたことから、公共図書館にふさわしい人材の確保のため、雇用の安定も考慮に入れながら会計年度任用職員の雇用について検討してまいります。

また、委員の御指摘のとおり、本市の図書館司書の職員の正規、非正規の割合についてですが、全国や北海道と比べても非正規の割合が高い状況にありますので、今後の図書館の運営を考えて、こういった状況がよいのかということも併せて検討する必要があると考えております。

○高橋紀博委員長 それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。本日の分科会は、これで散会いたします。

散会 午後5時00分

○令和7年3月18日（火）

開議 午前10時00分

閉会 午後3時00分

○出席委員（16名）

委員長	高橋紀博
副委員長	石川まさゆき
委員	横山啓一
委員	笠井まなみ
委員	中村みなこ
委員	江川あや
委員	小林ゆうき
委員	駒木おさみ

委員	沼崎雅之
委員	品田ときえ
委員	中野ひろゆき
委員	能登谷繁
委員	金谷美奈子
委員	高花えいこ
委員	安田佳正
委員	杉山允孝

○出席議員（2名）

議長	福居秀雄

予算等審査特別委員会委員長	佐藤さだお

○説明員

副市長	中村寧
副市長	梶井正将
いじめ防止対策推進部長	石原伸広
いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長	鎌田博文
いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹	吉岡秀彦
子育て支援部長	向井泰子
子育て支援部こども育成課長	熊谷修
教育長	野崎幸宏
学校教育部長	坂本考生
学校教育部次長	末木良典
学校教育部主幹	工藤秀敏
学校教育部学務課長	山本厚

学校教育部教職員課長	山下聡司
学校教育部教職員課主幹	中山秀則
学校教育部学校保健課長	佐瀬英行
社会教育部長	佐藤弘康
社会教育部文化ホール整備担当部長	田島章博
社会教育部次長	主藤肇
社会教育部次長	登野千夏
社会教育部主幹	熊澤康敦
社会教育部社会教育課主幹	小島紀行
社会教育部文化振興課文化ホール担当課長	吉川泰美
会計管理者	水澤拓二

○事務局出席職員

議会事務局次長	林上敦裕
議事調査課長補佐	小川智之
議事調査課主査	信濃孝美

議事調査課主査	岡本諭志
議事調査課書記	高橋理恵

○高橋紀博委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会民生子育て文教分科会を開会いたします。

本日の出席委員は全員でありますので、これより会議を開きます。

それでは、昨日に引き続き、議案第44号の分担部分のうち子育て文教常任委員会所管分、議案第48号、議案第50号、議案第85号ないし議案第90号、議案第91号のうち子育て文教常任委員会所管分、議案第92号及び議案第93号の以上12件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○能登谷委員 それでは、後半部分の2つ目、学校給食費について伺いたいと思います。

まず、米不足と価格高騰についてですが、去年はスーパーから米が消えるという事態となりました。政府は、米不足になっても、その原因は流通にあるとして丸投げし、国の減反政策によって米が不足していることの反省がありません。国が主食の米の安定供給や価格に責任を持たないことに一番の問題があると思います。

減反政策の転換もしない中で新年度も米が不足するのではないかと心配されますが、学校給食の米は確保できているのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 学校給食で提供するお米については、毎年、北海道学校給食会から提供を受けており、給食会では、ホクレンに要望し、学校給食用に優先的に年間の必要量を確保していることを確認しており、新年度のお米の確保に問題はないものと考えてございます。

○能登谷委員 学校給食費について、新年度の価格設定に当たって米の価格の高騰はどの程度を見込んでいるのか、伺います。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 昨年度から米価が大幅に値上がりしている状況にありましたことから、新年度の給食費の検討作業におきまして、提供元の北海道学校給食会から1キロ当たりの精米価格で1.5倍ほどの値上げとなる見込みと情報を得ております。

これを踏まえまして、米などの主食については令和6年度と比較して16%程度の増額を見込んだものでございます。

○能登谷委員 市中のスーパーでは米の価格が2倍になっていますが、学校給食は16%の増という見込みで大丈夫なのでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 学校給食で使用するお米につきましては、さきに申し上げた北海道学校給食会と旭川市学校給食物資共同購入委員会及び旭川市東旭川学校給食運営委員会がそれぞれ年度開始前に年間の売買契約を結び、必要量を確保しております。

令和7年度の価格については、情報のとおり、約1.5倍の価格で契約をできるものと見込んでございます。

○能登谷委員 この後の契約なので、どうなるか分かりませんが、大丈夫だということで、共同購入の力でぜひ頑張ってもらいたいと思います。

学校給食費の値上げについて、続いて伺います。

学校給食費について、資料もいただきましたが、小学校の場合は、令和5年と6年分は、値上げ分を市が5千400円公費負担し、保護者負担が増えないように支援してきました。

令和7年は、令和4年と比べて値上げ分は幾らになるのか、お示しいただきたいと思います。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 令和7年度の給食費は、年額で申しますと、小学校で6万6千円、中学1・2年生で7万7千400円となっており、令和4年度と比べて、小学校で1万3千200円、中学校1・2年生で1万4千400円の値上げとなっております。

○能登谷委員 簡単に言えば、小学校の場合は、新年度の学校給食費は1万3千200円の値上げになると。市は、お金がないので、7千800円まで支援するので、残りの5千400円は保護者が負担してくださいということではないでしょうか。

○坂本学校教育部長 委員のおっしゃるとおりでございまして、小学校で申し上げますと、物価高騰を緩和するため、昨年度から公費で補助していた分を含め、新年度の学校給食費は1万3千200円の値上げになり、来年度から引き上げる分に相当する7千800円を支援することとし、残りの昨年度から支援してきた分に相当する5千400円は保護者に御負担していただくとするものです。

○能登谷委員 次に、市政方針について誤解が流布されていると思いますので、その点についてただしたいと思うのですが、会計管理者の出席をお願いします。

○高橋紀博委員長 ただいま、能登谷委員から会計管理者に対する出席要求がありましたので、出席を求めることでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高橋紀博委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時07分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○能登谷委員 会計管理者の方に御足労いただきまして、ありがとうございました。

今津市長は、市政方針で、学校給食費については、令和5年度値上げ分は保護者に御負担いただきますが、令和7年度値上げ分については公費負担とし、1人当たり年額で小学生は7千800円、中学1・2年生は9千000円、中学3年生は8千700円分を支援しますと述べました。細かい数字まで市政方針で市長に言わせるのはいかがなものかと思いますが、それ以上に疑問が残ったことがあります。

市長の言葉は、学校給食費の過年度の値上げ分を自己負担していただくが、新年度の値上げ分は市が支援するという誤解を持たれる表現でした。

決算を終えた過去の会計年度分を負担させるような事務手続が会計的にあり得るのかどうか、まず学校教育部に見解を伺います。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 令和4年度と令和7年度の給食費年額では、小学校で1万3千200円の増、中学校1・2年生で1万4千400円の増となり、この上昇分について、新年度から一部を保護者から御負担いただき、一部を公費負担とすることとし、その負担額について整理をしたものであり、法的、会計的に問題があるとは考えてございません。

○能登谷委員 それでは、会計管理者に伺います。

令和５年度分の会計は、既に出納を閉鎖し、決算を行い、会計監査も行い、議会として決算を認定したものです。

今になって令和５年度の決算に歳入を追加することはできないのではないかと考えますが、会計的な見解を会計管理者に伺います。

○水澤会計管理者 決算につきましては、地方自治法第２０８条で、地方公共団体の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わると定められております。

本市の令和５年度決算につきましても、その期間の収入と支出の結果を集計、調整した決算書を監査委員の審査に付した後、議会の審議を経て認定をいただいておりますので、それ以降は、令和５年度の収入として追加することはできないものとなっております。

○能登谷委員 会計管理者の御出席、ありがとうございました。

○高橋紀博委員長 それでは、会計管理者につきましては、退席していただいて結構です。

引き続き、御質疑願います。

○能登谷委員 会計的には令和５年度の値上げ分を令和７年度に負担することはあり得ないことが明確になりました。あり得ない話を市政方針で述べるのはいかがなものでしょうか。

しかも、令和７年度値上げ分は公費負担すると明確に述べていますが、これも誤解を与える内容ではないでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 学校給食費については、令和５年度及び令和７年度で２度の改定を行ってきており、令和７年度の給食費においては、令和５年度の上昇部分は保護者に、令和７年度の上昇部分は公費で負担するものとして御説明をさせていただいたところでございます。

○能登谷委員 分かるようで分からないのですが、小学校の新１年生にしてみれば、令和５年度値上げ分を負担してもらおうと言われても、何のことか分からないのではないのでしょうか。分かりにくいし、誤解を招く表現なのではありませんか。

○野崎教育長 繰り返しの答弁となってしまいまして大変申し訳ないところでありますけれども、令和７年度の学校給食費について、小学校で申し上げますと、何にも公費の負担をしないと、措置をしないということであれば１万３千２００円の値上げになるというところでありますけれども、昨年度の給食費を引き上げた際に、その引上げ分５千４００円を保護者に求めるのではなく、物価高騰対策として公費で負担をすることとしてまいりました。

来年度、令和７年度については、再度給食費を引き上げざるを得ないというふうになったことから、新たに来年度から引き上げる分に相当する７千８００円を公費で支援することとし、残りの昨年度から支援してきた分に相当する５千４００円は保護者に負担していただくという内容を説明しようとしたものであります。

誤解を招く表現であったという御指摘については誠に申し訳なく思っております。

○能登谷委員 それでは、これは誰がそのような対応を考えたのでしょうか。教育委員会なのか、市政方針だから市長部局なのか、どちらなのか、お答えください。

○中村副市長 教育予算につきましては、一義的に教育委員会がどのような市の施策をするかということを考えて、予算要求してくることになります。

予算につきましては、教育委員会に限らず、全部局の部分の要求額に対して、市全体としての歳入等を含め、どのような配分とするかを市長部局で判断し、課題があるのかなというものに関しま

してはフィードバックをするといいますか、関係する部局に対し、どのようなことを考えているのかというようなフィードバックをもらいながら予算を決めていくことになっております。

今回、1月に、急激な物価高騰の緊急的な対応として、18歳以下の子どもを持つ世帯に対しては1人当たり5千円の給付金の支給を決定し、令和7年度予算につきましては、例えば、新規では高校生年代への医療費の無償化、あるいは、タブレット端末の一括更新、継続的なものとしては、大学へ進学する際の給付型奨学金の創設、小中学校への早期エアコン設置の分を予算の中で措置していたということになります。

新年度からの給食費の値上げの公費負担などにつきましても、子育てと教育環境の充実に向けた支援を総合的に判断いたしまして保護者の負担軽減を図ったところですが、今回の一部、また、保護者に負担をいただくという給食費の保護者負担については、教育委員会と協議し、このような対応をしたところでございます。

○能登谷委員 せっかくの副市長のお答えなのですが、2つの面で意味がよく分からない。

1つは、教育委員会が考えたのか市長が考えたのかということについては正面から答えなかったのだけど、副市長が答弁したということは市長部局だということをおっしゃりたいのですね。私の問いはそこなんです。誰が考えたのですかと。そうしてルールをお答えいただいたと。

もう一つ、意味が分からないのは、補正の給付金とか、タブレットとか、エアコンとか、いろいろおっしゃいましたが、そっちにお金をいろいろかけているから、今回、給食費は保護者負担にしてもらおうとするのだということをきっとおっしゃったんですね。

私の質問とはちょっと違う方向でいろいろおっしゃってくれたのですが、それにしてもそうだとするんだから副市長の言葉なので、そのまま受け取りたいと思います。

正しい情報の周知が必要だと私は思います。

先ほども述べたとおり、新年度の学校給食費は、物価高騰の影響を受けて1万3千200円の値上げになる。市は、お金が足りず、値上げ分は全額支援できない、これまで物価高騰対策もやってきており、できないけれども、7千800円まで支援すると。残りの5千400円は、これまで物価高騰対策で出していたんだけど、出せなくなったので、今、副市長がいろいろおっしゃったように、ほかにいっぱいお金を使っちゃったから出せなくなったと。それで保護者負担してくださいということなのではないでしょうか。なぜそれを正直に真っすぐに言えないのでしょうか。

○中村副市長 真っすぐにも何も、そのまま答えのつもりなのですが、先ほども言いましたように、いろんな要求が上がってきて、全体の市の歳入を見ながらどこに予算を配分していくかという中、先ほど言った事業等にも財源を配分したことから、今回、給食費についてはこういう財源の配分とすることを教育委員会とも協議して決定したということでございます。

○能登谷委員 ということは、財源が足りないから出せなかったということですね。

でも、市長の市政方針によれば、あたかも新年度値上げ分は全額支援するかなのような誤解を流布しています。なぜそのような詭弁を弄するのかなと思いますね。

市長選挙も近いのに、今津市長に恥をかかせるようなことをしてはならないと思います。間違っただけでは市民に誤解を与えますので、市政方針を修正すべきではないでしょうか、見解を伺います。

○中村副市長 改めて言うまでもございせんけれども、市政方針は新年度の施策や市の具体的な

取組などを挙げて明らかにするものでございます。

今回の市政方針の給食費についての表現は、令和5年度以降の給食費の値上げ分を公費負担してきた経過を踏まえまして、7年度の給食費の額について、公費で負担する額、保護者に御負担していただく額を分かりやすく伝えるためにこのような表現をしたところであります。

誤解を招くことがないようにということは我々行政として気をつけなければなりませんので、市民や保護者の皆様方へ丁寧に説明するよう、教育委員会と連携して対応をしていきたいというふうを考えております。

○能登谷委員 結局、ここのところについて、市政方針で予算の細かいことまで言い過ぎなんですよ。全体的な大きな施策、方針を述べるのはよく分かるのだけど、細かい何千何百円という話まで市長に言わせるのはいかなものかなと思いますね。

市長の市政方針について、修正できるとかできないとか、副市長も言いづらいでしょうから、本当であれば総括質疑で申し上げるのが一番早いと思うのですが、ただ、この件は、この何日かいろいろと迷っていますけど、簡単に言えば、元財政課長が2人もついていて何でこんなことになるのか、市長に恥をかかせるようなことをするのかということですよ。

普通、みんなで見ても、目を通して市政方針は決めているんじゃないんですか。これは誤解されるわということを普通は考えるんじゃないの。それをそのまま載っけてしまっている。率直に言って、市長の責任だと言っている市政方針だけれど、市長には責任ないと思うよ。

ここはきっちり周りが支えて、市長に恥をかかせないようにしたほうがいいと思いますから、そのことだけ指摘して、この項目は終わります。

続いて、東旭川学校給食センター、共同調理所のことに移ります。

調理委託の経過について伺っていかうと思います。

資料はいただいています、旭川市の学校給食費の1食単価について、道内主要都市の中でどのような位置になっているか、まず、概要をお示しいただきたいと思います。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 本市の学校給食費の1食当たりの単価につきましては、小学校では、令和4年度では、道内11市の中で3番目に高く、7年度も同じく3番目であります。

中学校では、令和4年度では、同じく2番目に高く、令和7年度も同じく2番目となっております。

令和4年度と令和7年度の給食単価の差では、本市は小中学校とも4番目に大きくなっております。

○能登谷委員 調理委託に当たっての比較検討については資料もいただきましたけれども、いつどのように行ったのか、まずお示ください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 令和4年度に本市行財政構造改革推進本部内に民間活用の導入について全庁的に検討する専門部会が設けられ、その中で当センターに関する直営、委託それぞれのメリット、デメリットを整理したところでございます。

○能登谷委員 比較検討の結果はどうだったのか、メリット、デメリットはどのように分析されたのか、全体像を伺います。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 調理業務の委託に当たりましては、サービス、コスト、人員体制の面から直営と民間委託との比較検討を行い、業務指導を担う正職員の減少を見据えて、学校給食

調理全体の安定した運営には委託が効果的であるとしたところでございます。

○能登谷委員 資料の一番下の職員体制を見ると、直営のメリットでは、指導体制が確立されており、日常業務の中で知識、技術の伝達、習得が可能となっているとされ、民間活用のデメリットでは、市側に体制評価の知見が失われると警鐘が鳴らされています。

その上の項目、コスト削減の人件費、調理業務ですが、直営のメリットでは、フルタイム、パートタイムを効果的に配置し、経費増加の抑制を図っている。直営のデメリットでは、フレキシブルな人員配置が困難となり、一体どっちなんだいという内容になっていますが、そのように書かれています。一方、民間のデメリットは結果的に必ずしも費用削減に結びつかない場合もあるということです。

結果として、職員体制、コスト削減ともに民間委託が優位とは言えないのではないのでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 東旭川学校給食センターについては、令和2年4月の稼働以前から、効率的な運営を図るため、稼働後一定期間は直営によりノウハウを蓄積し、民間活力導入の方策の一つとして調理業務の委託化を検討してまいりました。

本市の学校給食については、平成25年度の旧現業職の廃止以降、正職員が業務指導員として衛生管理やパート調理員の指導、育成を担い、拠点校方式により47の学校調理場と給食センターの調理業務を維持してまいりましたが、近年は、定年による正職員の減少に加えて、パート調理員の確保も困難な状態が続いており、安心、安全な体制構築が課題となってきてございます。

このため、人事労務管理事務の軽減や運営コストの削減などの面で効果が期待できることに加え、現在、給食センターに従事する業務指導員、調理員を学校調理場に配置することで学校調理場の調理員不足を解消していくことも期待できることから、学校給食全体の安定的な提供体制を維持することを大前提に、給食センターの調理業務の一部を委託化することとしたものでございます。

提出いたしました資料は令和4年度に行った検討段階の内容でありまして、人件費を含めた経費について改めて比較を行ったところ、最大で年間1千900万円程度の経費縮減ができると見込んだところでございます。

令和4年度の段階では、委託後の職員体制が明確でなかったため、知見を失う不安があるとしておりましたが、現状においては、栄養教諭や管理栄養士、一部の業務指導員を引き続き当センターに配置することとしておりまして、委託によりこれまでに得た知見の多くが失われることはないものと考えております。

○能登谷委員 もともと民間委託する令和2年4月の稼働以前から検討していたということが今分かりました。

それから、コスト削減の面では、これももともと考えているからそうなっちゃうんでしょうけども、それにしても令和4年度の段階で最大で1千900万円の縮減ができると見たということですよ。

では、このときの分母は何ぼですか。その中の1千900万円というのはどの程度の割合になりますか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 最大で1千900万円程度の縮減が図れるというふうに検討したのは令和6年度分でございます、その検討におきましては、分母と申しますか、直営での費用といたしましては約1億8千900万円と見込んでおります。

○能登谷委員 令和4年度の検討段階でと先ほど言いましたけど、その後、改めての比較を6年にしたということね。それで、1億8千万円のうち、1千900万円だから、10%ぐらいの縮減ができると見たということなのですね。

それで、5番目に食物アレルギー等への対応というのも書かれています。

直営のメリットでは学校との緊密な連携が図られる、直営のデメリットでは限られた人員では対応が困難になるおそれがある、民間活用のメリットでは対応可能だという情報がある、アレルギー対応食の充実が期待できると、いずれも確定的ではないんですよ。おそれがある、情報がある、期待できるです。

しかも、民間活用のデメリットには、市として知見やスキルを蓄積できない可能性がある。つまり、この項目も手放しで民間が優位とはならないのではないのでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 アレルギー対応食につきましては、専門の責任者を配置し、本市作成のマニュアルによりまして対応することとしておりますので、これまでどおりの提供が可能と考えております。

○能登谷委員 これまでどおりできるというのは、今、一生懸命直営のほうで作ってくれたからできるんだよと言っているのであって、それは民間が優位というわけではないですよ。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○能登谷委員 サービス向上の2のおいしく栄養のある給食の直営デメリットです。

これは、指導担当者が定年、後任の不補充による年々減少、将来的に指導が十分にできなくなる懸念と。これは補充しないことがそもそも問題であって、直営のデメリットとは違うんじゃないのでしょうか。

しかも、民間活用のデメリットでは災害時等の緊急的利用に制約ができるとあります。ということは、災害対策に使えないということです。これは深刻な問題ではないのでしょうか。単純に民間活用が優位とは言えません。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 繰り返しの答弁になりますが、定年によります正職員の減少に加えて、パート調理員の欠員が続いており、安定的な体制整備のためには給食センターに従事する職員を学校調理場に配置することで学校調理場の調理員不足を解消していくことも喫緊の課題となっております。

また、先ほどの災害時対策についても、令和4年度の段階では、事業者の受託の可否が不明であったため、不安要素として整理しておりましたが、その後の事業者への確認によりまして対応可能と聞いてございますので、災害発生時の炊き出しなどを仕様書に定めてまいりたいと考えてございます。

○能登谷委員 結局、民間が優位とは書いていないんですよ。人がいなくなったとき、補充できないから大変だというのは市の責任であって、それをデメリットと言われても困るんですよ。それは補充すればよかったわけで、してこなかったのは市の責任ですよ。それをデメリットにするのはどうか。しかも、災害対応もできると聞いていると言いますが、今もできるのだから当たり前のことであって、だから優位とは言えないんですよ。

次に、サービス向上の3の安全、安心な衛生管理の直営のデメリットで、これも指導担当者が定年、後任の不補充により年々減少、将来的に責任ある管理体制が維持できなくなると。それはそう

でしょう。減らしたままで補充しないんだから。

何回も言いますが、これは直営のデメリットではなくて、補充しない市の責任ですよ。

民間のデメリットにはこれまで培った施設の衛生管理の知見が失われると書かれています。

この項目も、明確な違いとか、民間活用が優位とまでは言えないのではありませんか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 現在、給食センターに従事する業務指導員、調理員を学校調理場に配置することで学校調理場の調理員不足を解消していくことも期待できますことから、学校給食全体の安定的な提供体制を維持することを大前提に給食センターの調理業務の一部を委託化することとしたものでございます。

○能登谷委員 結局、人員管理とか、いろんな仕事が面倒だから丸投げしたいということがにじみ出ているだけです。直営で人員不足は賄えないけど、民間だったら何とかしてくれるということを言っているだけなんですよね。いろんな項目を見ても民間が優位だと結論づけられたものはどこにもないんですよ。

今までのやつは協定書とかに書き込んだらできる、直営の栄養士が教えてくれるからできるというものばかりで、民間が特に優位であるということはないのです。でも、最初から民間ありきですうっと検討してきたのだとさっきおっしゃいましたね。稼働以前からそうなのだ、そう考えていたということなんですが、それはちょっと違うんじゃないかと。

メリット、デメリットでいうと、全体を見た中でどうして民間活用が優位と結論づけるがことができたのでしょうか。

○坂本学校教育部長 給食センターの委託についてでございますが、児童生徒に安全、安心な給食を安定的に提供することが目的でございます。

直営、委託によるメリット、デメリットにつきましては、提出資料と先ほど来委員から御指摘のとおり、コストの縮減、職員体制をはじめ、アレルギー対応、衛生管理などの項目におきまして、それぞれに優劣があることは承知しております。

一方で、今後の正職員の減少に加え、調理員不足も続いておりますので、フレキシブルな雇用形態により必要な人材を確保していく手だてを講じることも重要な課題となっております。

こうしたことも踏まえて、安心、安全で安定的な学校給食全体の体制整備を図るため、直営と委託を総合的に比較検証した上で給食センター委託化を進めることにしたものでございます。

○能登谷委員 本当によく分からないですね。だって、メリット、デメリットの分かるものとして出てきたのがこの資料ですからね。その上で見たって民間が優位だということが見いだせない。なのに、安全、安心な給食を提供するのが目的だと。委託の目的でそれを言いますか。もともと給食の目的なんじゃないの。委託しなくたって。給食の提供自体が安全、安心な物を食べてもらいましょうということですよ。

今おっしゃっている委託の目的というのがよく分からない。必要な人材確保は直営でもしなさいよというものですよね。補充してこなかったから、このままで行くと運営できなくなります。それは単なる言い訳にしかなくていいわけです。それだと安全、安心な目的自体が脅かされるのだから、直営でも何とかしなきゃならない課題ですよ。それを民間活用のほうが優位なんだ、そっちにやればできるんだと言っている意味が全く分かりません。

それで、それらの検討した中で教育委員会の意思はどのように形成されたのか、起案、決裁の内

容をお示しください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 東旭川学校給食センターについては、旭川市行財政改革推進プログラム2020においても調理業務の委託の検討が示され、令和3年度には民間需要を把握するサウンディング型市場調査を実施し、履行能力や信頼性等のより高い複数の事業者の参入が期待できることが確認され、令和4年1月の経済文教常任委員会、総務常任委員会で報告したところでございます。

その後、委託化に向けた検討作業におきまして、調査結果も活用しながら、短期、長期での費用や人材確保などについて直営と委託の比較検証も行い、令和5年12月に起案をし、給食センターの委託化の実施に向けた取組を進めていくこととしたものでございます。

○能登谷委員 結局、行革プログラムの2020は、2020だったり令和だったりいろんなことを言うから、小林さんみたく統一してくれと言いたくなっちゃいますけど、2020年は令和2年なんですね。だから、給食センターができる前からもう民間ありきでやっていきたい、それで検討をずっとしてきたということをおっしゃっているんですよね。だから、民間に投げるためのサウンディング調査をしたり、常任委員会には2022年に報告したと。ということは、これは今の議会のものではないですよ。

今回の比較検討の資料も含めて、この議会には報告されてきたのでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 比較検討の整理は、アウトソーシング検討専門部会での一対象であること、また、令和5年12月以降の取組についても、担当課内部での詳細な検討や職員組合との協議などでありましたことから、議会には報告をしてこなかったところでございます。

○能登谷委員 それはちょっとゆゆしき事態じゃないかな。担当課内部では検討していたと。それは2023年、今の議会ですね。2023年12月、今の議会になって担当内部で検討していたと。それから、職員組合とも協議していたという中で議会には報告してこなかったと。

直営と委託では大きな変更になりますが、なぜ議会に報告がなく、いきなり議案になるのでしょうか。

○坂本学校教育部長 これまで行財政改革推進プログラム2020で検討の推進が示され、サウンディング型市場調査においては民間事業の把握や課題も整理したところであり、こうしたことはそれぞれの常任委員会で報告してきたところでございます。

こうした経過を踏まえ、直営と民間との比較検証も行い、令和5年12月に給食センターの委託化の実施に向けた取組を進める起案を処理し、今年度の予算編成過程の中で事業化の検討を進めてきたものでございます。

○能登谷委員 結局、今の議会には報告もないということなのですね。今の議会になって、2023年12月にはそういう起案処理したのに、予算編成の過程で言ったから、やっているからと。ここでだまされてならないのは、1年数か月、間が空いているんですよ。

この間の12月に予算編成過程でいろいろ議論してきたことで起案処理したことだから、すぐ言えないというのだったら、まあ、それはしょうがないよなど。予算編成の中で途中経過まで全部を言うわけにはいかない中で来たからというのはあるんだけど、これは1年数か月前です。

令和6年12月に、予算編成の過程で、こんなになって、今出してきたからしょうがないんですよと言うなら、それはまあというのはあるけど、令和5年、2023年ですから。1年数か月あっ

たのに言わないで、今になってぽんと出したということですよね。議会との関係はそれでいいんですか。

○坂本学校教育部長 先ほど担当課長からも答弁させていただきましたけれども、この間、職員組合との協議などを行ってまいりました。

職員組合との協議経過などについては、進捗の熟度にもよりますけれども、状況に応じて可能な範囲で議会に報告することも検討すべきだったと考えております。

○能登谷委員 やっぱ、乱暴というか、議会軽視じゃないのかなという疑問が湧きます。

時間の関係もあるので、この後、2番で委託と保護者負担への影響について少し聞こうと思っていましたが、あまりいい答弁も出そうもないということもあるので、ばっさりカットします。

委託になって経費節減というのがありますが、5番目ぐらいまで飛んじゃうかな。

結局、委託になって、当面はいいとしても、その後、委託先の経費削減も当然あると思うんですよ。作業効率を上げるために作業時間の削減が必要になると。その先は加工品の割合を増やしていくことも考えられますし、そうなれば、これも資料をいただきましたが、今でも小学校の1食単価が道内主要都市で3番目に高いんですよ。

委託になれば加工品が増えて、さらに保護者負担が増えるのではないかと心配になりますが、そこはどのように考えておられますか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 給食センターの調理業務委託におきましては、引き続き栄養教諭や管理栄養士がセンター内で献立作成や食材調達を行ってまいります。

また、業務責任者等の配置や本市が作成する献立を規定の時間内に提供できる体制を整えることなどを仕様書に定め、その履行状況も適切に確認することとしておりますことから、調理業務の委託によりまして加工品が増えることや保護者負担が増えることは想定してございません。

○能登谷委員 今、議論したのですが、結局、加工品の割合は、本市の場合、5割ぐらいあるというふうに言われていまして、加工品が増えていくとどうなるかということ、材料費分などが保護者負担になっていくということですよね。

本来、加工そのものは給食センターがしなきゃならないから、材料を仕入れて、その加工は全部市の負担でしなければならない。加工品が増えると保護者負担がどんどん増えていくということで、そこに対する懸念があります。

もう一つは、調理委託から始まって、委託範囲が徐々に広がって学校給食全体を丸投げしていくことになる。そうすると学校給食の最初のいろんな目的とか趣旨が変わってしまうおそれがあるのではないかと心配していますが、それに対する見解を伺いたいと思います。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 学校給食の運営に当たりましては、学校給食に係る関係法令や国の考え方も示されておりますことから、委託の範囲についても、これを遵守し、安心、安全な給食提供の継続に努めてまいりたいと考えております。

○能登谷委員 今の範囲にとどめると。調理委託であって、それ以外は、直営というか、栄養士の管理とか、いろんなものについては今の状態でとどめられるとはっきり言えますか。部長、どうですか。

○坂本学校教育部長 給食センターの委託化についての考え方は、担当課長からも答弁がありましたように、調理業務に関わる部分ということで、その安全の担保に関し、栄養教諭なども配置して

行うということに変わりはありません。

また、旭川市全体の学校給食の提供体制については、今後の職員数の推移ですとか、人員の確保ができるかどうかといった状況を見極めながら、学校調理の在り方も含めて、全体の中でしっかりと体制整備を図っていくことが大事だと考えております。

○能登谷委員 ちょっと不安は残りますが、時間がないので、次の項目に行きます。

最後に、いじめ防止対策について伺います。

いじめ防止対策の予算について、まず、概要をお聞かせいただきたいと思います。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 いじめ防止対策費につきましては、市長部局と教育委員会、学校が一体となって、いじめの未然防止、早期発見と重大化の防止を図るいじめ防止対策「旭川モデル」の取組を推進するものでございます。

令和7年度の予算額は4千302万5千円で、令和6年度の当初予算と比較して270万9千円の減となっております。

主な増減要素としましては、会計年度任用職員の配置人数の変更や心理士の配置方法の変更による減と、精神科医や警察官経験者といった専門人材の活用や、不登校児童生徒への学習支援等の新たな取組による増がございしますが、事業費全体では予算減となったものでございます。

○工藤学校教育部主幹 いじめ問題対策推進費につきましては、旭川市いじめ防止対策推進条例及び旭川市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を推進することを目的といたしまして、附属機関であるいじめ防止等対策委員会の開催ですとか、子どもが主体となったいじめ防止の取組などを進めるもので、令和7年度当初予算といたしまして1千345万6千円を計上しております。

その主な内訳は、いじめ対策コーディネーターといたしまして配置する会計年度任用職員3名の報酬622万円、小学校第3学年全児童、教職員、保護者等を対象とした人権教育プログラム事業実施の委託料等としていたしまして367万円などとなっております。

○能登谷委員 そのうち、首長連合の予算額、取組内容はどのようなものか、伺います。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 (仮称) いじめ防止対策首長連合の発足に係る関係予算につきましては、発足準備会の開催や関係省庁への要望活動等に係る職員の旅費として120万円、発足準備会の会場使用料等の費用として20万円、合わせて140万円を計上しております。

活動に当たりましては、関係自治体と調整を図り、対応部と合わせた日程の設定やオンライン会議の活用等の工夫により経費の節減に努めてまいります。

○能登谷委員 何かと市長が参考に行っている寝屋川市では、いじめ対策サミットを2022年12月3日に開催しています。

サミットの出演者というコーナーを見ると、教育評論家で旭川市いじめ再調査委員会の委員長だった尾木直樹氏が出ていらっしゃいます。加えて、今津寛介市長も出演者に名を連ねています。

旭川市の首長連合は、寝屋川市のいじめ対策サミットを参考にしたものなのでしょうか。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 本市のいじめ問題の再発防止の取組検討に当たりまして参考とさせていただきました大阪府寝屋川市主催のいじめ対策サミットにおきましては、いじめ問題に積極的に取り組む市長のディスカッションに寝屋川市長、大阪府八尾市長、岐阜

県可児市長とともに、本市から今津市長が参加したところでございます。

この事業につきましては、令和4年度の開催以降、2回目が開催されていないところでございますが、このときの参加自治体の首長からは、いじめ防止対策の取組に係る自治体同士の情報交換を継続したいというような意見があったというふうに聞いております。

また、令和5年度からは、こども家庭庁の学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発実証事業のモデル事業の採択を受けた全国の自治体による取組の情報交換が定期的に行われているところでございまして、こうした取組が各市の対策の推進に寄与しているところでございます。

さらには、こども家庭庁のモデル事業が令和7年度いっぱい終了予定でございまして、令和8年度以降における国のいじめ防止対策に係る財政支援の見通しも現段階では不明確になっているというところでございますので、取組の継続に向けた財源の確保が共通の課題となっています。

こういったことを踏まえまして、自治体同士の情報交換でありますとか、国への財政支援の要望等を継続的に行う連合組織を発足いたしまして、全国のいじめ防止対策の一層の推進を目指そうとしているところでございます。

○能登谷委員 そうすると、寝屋川市のいじめ対策サミットは、1回で終わって、2回目は開催されてないと。それから、こども家庭庁の財源が令和7年度で終わるので財源があるうちにやりたいというようなことでいじめ対策サミットをモデルにしながら首長連合みたいなことになったのでしょうかね。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 これまでの取組の中で、自治体間の情報共有、あるいは、継続的な事業、実施に向けた財源の確保というようなことについて、これまでいじめ防止対策を首長がリーダーシップをとりながら進めてきた自治体間の中で共通の課題になっておりますので、そういうことを踏まえて首長連合を実施していきたいと捉えているところでございます。

○能登谷委員 結局、その首長連合も財源先にありきなのかなと思ったりしますね。

次に行きます。

今、いじめ重大事態がいまだに解決していないという中で、首長モデルとか旭川モデルとかと自分で言っている場合なののでしょうか。他都市から言われて僭越ながらというならまだしも自分で言うのはどうなののでしょうか。

先日、お会いした市民の方には噴飯ものだなとお叱りを受けました。恥ずかしくないですか。率直な気持ちを伺います。

○石原いじめ防止対策推進部長 いじめの重大事態の対応に当たりましては、これまで事案の全容解明と再発防止への徹底に取り組んできたところでありまして、旭川モデルの推進に向けまして、再発防止の取組として、さらなる強化を図っていく必要があるものと考えております。

そうした中で、いじめ防止対策首長連合につきましては、大変悲しい重大事態に直面した本市の経験や取組の成果を他の自治体と共有いたしまして、全国のいじめ防止対策に活用していただき、また、他の自治体の優れた取組を共有することで同様の事案が繰り返されることのないよう、本市からの発信により発足を目指すものでありまして、現在のところ、寝屋川市をはじめ、複数の自治体の首長に賛同をいただいているところでございます。

首長連合の役員構成でありますとか具体的な活動内容については、令和7年度におきまして関係自治体の首長と調整を図っていく予定でありまして、いじめのない社会の実現を願う全国の自治体の首長とともに、我が国のいじめ問題の解決に向けて活動を進めてまいりたいと考えております。

○能登谷委員 新年度予算と賠償請求について伺います。

昨日も少し議論がありました。また、報道もいろいろ出ているものですから、どうなのかなと思いつつ質問をさせてもらいます。

まず、2021年に旭川市で当時中学2年生の女子生徒がいじめを苦に自殺した問題で、これは未解決の問題ですね。その遺族が約1億1千万円の損害賠償を求めて提訴したということが報道されています。

2月中には訴状が届いたと思われますが、新年度予算ではどのように対応しようとしているのか、また、補正予算を組む予定なのか、備えはあるのか、伺います。

○工藤学校教育部主幹 令和7年度の予算要求におきまして、いじめ事案に対する損害賠償請求への対応に関する予算額は計上してございません。

○能登谷委員 予算は計上していないということですが、この後の展開によっては新年度に対応しなければならないこともあるということなんだろうと思うのです。

それで、17日、昨日、共同通信の配信がありましたね。その後、北海道新聞なども追いかけて、今朝の社会面に出ているということになっていますけれども、既に訴状の内容が報道されていますよね。訴状の内容については初めてだと思います。

遺族側が市に約1億1千万円の損害賠償を求めた訴訟で、学校などがわいせつ被害や自殺未遂を認識しながら、いじめから目を背けて責任転嫁し、漫然と放置したと遺族側が主張しているということが17日の関係者への取材で分かったと共同通信が最初に出しました。

訴状の詳しい内容が判明するのは初めてだと。市は、17日、訴状の内容確認や整理を踏まえ、弁護士と相談しながら真摯に丁寧に対応していくとコメントを出したと。これが昨日ですが、そういう報道になっています。

そこで、伺いますが、裁判所への提出時期、市が受け取った時期、被告人は市長なのか、市長と教育委員会などの連名なのか、既に報道されていますので、訴状の概要を伺いたいと思います。

○工藤学校教育部主幹 裁判所への提出時期については承知してございますが、2月25日に本市を被告とするいじめ事案に対する損害賠償請求事案の訴状が届いております。

○能登谷委員 請求された金額は、この報道のとおり、約1億1千万円ということで間違いないのでしょうか。その内訳や積算がどうなっているかもお示してください。

○工藤学校教育部主幹 現在、裁判所におきまして当該訴状の内容確認が行われているところであり、現段階では請求された金額ですとか内訳についてお答えすることが難しいことを御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○能登谷委員 新年度の会計で賠償金を払うこともあり得る内容ですが、財源はどのように考えられるのでしょうか。一般会計単独なのか、保険や学校共済給付なども活用できるのか、考えられる財源をお示してください。

○工藤学校教育部主幹 一般的な話になりますけれども、損害賠償金を支払う際の財源につきましては、一般会計に加え、市が加入しております賠償責任保険や独立行政法人日本スポーツ振興セン

ターの災害共済給付金を活用する場合なども考えられるところでございます。

○能登谷委員 市が訴えられているということなので、市長が被告とされていることがうかがえます。そうだとすると、市が加入している賠償責任保険というものを使えるということだと思えるんですね。

さきの第三者委員会や再調査委員会の調査の結果、いじめと死亡との因果関係があるとされていますが、法的な見解が確定したわけではありません。法的な見解を整えて、それにふさわしい賠償を行うべきではないでしょうか。

解決に向けてどのような道筋を考えているのか、伺います。

○工藤学校教育部主幹 現在、裁判所におきまして内容確認が行われているところでございます。

本件に係る今後の対応の見通しにつきましても現段階ではお答えすることが難しいことを御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○能登谷委員 報道がいろいろされていて、議会では言えないというのなかなか苦しいところがありますね。

それから、最近、発売された月刊誌の報道では、認諾や早期の和解の公算が大だと書かれています。どなたが言ったのでしょうか。

森友学園の文書改ざんを苦にして亡くなった赤木さんの裁判で、国が真相を隠すために認諾が行われたのではないかと報道されましたので、これは記憶に新しいと思うのですね。

今回の場合の認諾や和解はどのようなことを意味しているのか、認識を伺います。

○工藤学校教育部主幹 一般的には、民事訴訟における認諾とは、被告が原告の請求内容を全面的に受け入れ、紛争を終結させる手続であり、和解とは、原告と被告双方が互いに譲歩し、合意によって紛争を解決する手続を意味しておると認識してございます。

○能登谷委員 学校や教育委員会が適切な対応を怠ったためにいじめを苦に自殺したとされる問題ですから、損害賠償を請求されるのは当然のことだと思います。しかし、法的な見解が整わないまま、また、賠償額の積算根拠が不明な中で認諾や和解を急ぐようなことがあってはなりません。

税金の執行が必要な課題ですから、市民にも納得できる解決を図るべきではないでしょうか。

○工藤学校教育部主幹 委員が御指摘のとおり、市民の皆様にも御理解いただけるような解決を目指し、誠実に対応してまいります。

○能登谷委員 全体を通して、学校教育部として、または、教育長でも結構ですけども、この問題にどう対応していくのか。もう報道も出ている中、議会には何も答えないというわけですが、これでいいのかということも含めて、今後の対応の仕方について全体的な意向を聞きたいと思います。

○野崎教育長 ただいま、損害賠償請求の訴訟について御質疑があったところであります。

現段階では、私どもから、こんな内容ですとか、こんな方向性ですということをお示しするような段階ではないということで大変申し訳ないところであります。

ただ、私どもとしては、訴訟があるということを踏まえて、先ほども答弁をいたしましたけれども、市民の皆様にも御理解いただけるような内容で終結を迎えることを目指していきたいというふうに考えているところであります。

○能登谷委員 これで終わりますけれども、いずれにしても大事な問題なので、分からないところではっと安易に認諾とか和解とかをするということではなくて、やっぱり、きちっと解決に向けて

取り組んでいただきたいなと。

特に市民が納得できるような対応がどうしても必要ですので、その点では御尽力をいただきたいなということを申し述べて、後半部分も終わりたいと思います。ありがとうございました。

○高橋紀博委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 05 分

再開 午前 11 時 06 分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○江川委員 おはようございます。

何か、今日はとっても天気がいいですね。そんな中、重苦しい雰囲気にも包まれているので、明るく行きたいなと思います。

まず、物価高騰対策に関して伺ってまいりたいと思います。

前半部分でも多少伺ったことではあるのですが、端的に聞いていきたいなと思います。

今回の1月の臨時会の際に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関して提案され、それが可決され、そして、今回の議会でも幾つか予算の中に組み込まれています。今回は、そのうちの後半部分の学校給食費の値上げ部分に関して伺ってまいりたいと思います。

これが物価高騰対策として入っているということ、そして、今回の予算の財源の考え方について、改めてお示しいただきたいと思います。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 学校給食費の改定に伴う保護者支援につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として実施することとしております。

当該交付金は、食料品価格等物価高騰の影響を受けた生活者等への支援を目的とするものとして、保護者の負担を軽減するための学校給食費の支援が推奨事業の一つとして挙げられておりまして、活用するものでございます。

○江川委員 生活者等への支援を目的とするものとして、これが上げられているということですね。

今日が多いと思うのですが、旭川市内では中小企業の春闘の回答日が今日の午後になっているということを何となく聞いています。昨日、今日あたりなのかなというところですね。この間、ずっと春闘に関して物価の上昇というのが挙げられていて、それに伴う賃上げの春闘が報道されてきました。

3月14日10時時点の連合の会長の言葉なのですが、中小組合も加重平均で5.46%、それから、中小組合の賃上げ率が5%を超えるのは1992年以来33年ぶりであるということです。

それでも、実は生活が向上したと実感している人は少数にとどまっているということ、それから、個人消費が低迷しているというような言葉がこの間にずっと言われています。

そして、恩恵を受けにくい世代として40代、50代がいて、今回の賃上げにおいても、その方たちが賃上げの影響を受けていないということがここ数日ずっと報道されていると思います。

なぜそこが恩恵をなかなか受けにくいのかというと、氷河期世代で就職に困難を抱えていたということから、上げなくても辞めないんだという言葉が企業から出たという報道も見て、そうかと思

ってびっくりしたところですよ。そして、今、まさにその世代の方が子育て世代として学校に子どもを通わせているということが多いと思います。

学校給食費に関しては、もともと手数料というのがかかっている、例えば、学校側からの手数料をなるべく下げるためにということで支払い機関を変えたところもあると思うんですね。今まで一括で払うことによって手数料を少し抑えてきた世帯にとっては、変わることによって、毎月の支払いになってしまって、逆に手数料の負担が上がっているという実態もあります。

そして、保護者負担が実質的に今回値上げとなります。その点、それぞれ1人当たり幾ら値上げとなるのか、負担額や方法の検討はどのような内容となっているのかをお示しいただきたいと思います。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 令和7年度の学校給食に係る保護者負担額の増加額であります、小学校及び中学校1・2年生は、それぞれ5千400円、中学校3年生は5千100円の増加となります。

学校給食費につきましては、各学校で保護者から個別に徴収し、それを一括して学校給食共同購入委員会等へ振り込む方式を採用してきているため、令和6年4月からの振込手数料の有料化に伴いまして、旭川信金を利用した場合は年間で約5千円、学校の規模にもよりますが、1人当たり年間で10円ないし100円程度の負担と見込んでございます。

給食費の保護者負担につきましては、物価高騰に伴う生活への影響を踏まえ、額や時期など、負担の在り方を検討してきたところでございます。

○江川委員 この物価高騰のさなか、段階的な値上げということで、今回、第1弾値上げするんだと。物価高騰対策にはおかしいんじゃないかしらというところがあるわけです。無償化の流れがあります。今回の値上げは逆行していると私は考えます。

そして、物価高騰対策という考え方を聞いていても、本来は全額を負担すべきだったのではないだろうか、値上げをしないで据え置くということを考えなかったのか、そういったことを疑問に思っているわけです。

物価高騰対策に対する考え方をお示しいただきたいと思います。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 1食当たりの単価につきましては、令和5年度の改定において、上昇分を公費負担とし、保護者負担を据置きましたが、食料品価格等の価格上昇が続く中、バランスよく必要な栄養を摂取できる学校給食を提供するため、令和7年度に再度の改定を行ったところでございます。

令和5年度及び令和7年度の改定に伴う上昇分につきましては総額3億円程度となるため、保護者負担の額や方法の検討を重ね、値上げ幅の大きい令和7年度の上昇分、約1億7千万円について支援し、令和5年度の上昇分は保護者負担としたところでございます。

○江川委員 実質的には値上げということですよ。では、そのことを保護者は分かっているのだろうかという、市政方針等を見ましたけれど、周りの保護者に確認したら、えっ、旭川市がその分を負担してくれるんだよねという言葉が出るのです。つまり、説明が不足しているということです。令和5年度はもう過ぎた話で、令和7年度に値上げするんですということだと思ふのです。

配分は市長部局なのだと思うのです。先ほどもありましたが、5千円を1月に配ったのでという話があったかと思うのですけれども、保護者負担分をなぜ物価高騰対策でということなのか、総額

3億円のうち、1億7千万円は負担するけれども、残りの分は保護者負担としたのはどういう考え方からなのか、副市長に伺いたいと思います。

○中村副市長 民生所管部分でもお答えしましたけれども、全体的な物価高騰対策への支援ということ踏まえまして、一定程度範囲が広がる恩恵が出てくるような事業でありますとか、継続的に効果が出てくる事業というようなことも考えました。

そして、子育て文教分科会の所管の部分でありますと、先ほどの能登谷委員の質疑の中でもお答えしましたけれども、今、江川委員もおっしゃいました18歳以下の子を持つ世帯への5千円の給付でありますとか、また、物価高騰のこととは別ですけど、子育て、教育の予算など、様々なことを踏まえ、最終的に教育委員会とも協議し、給食についてはこのような負担をお願いするということを決めたところでございます。

○江川委員 この点、5千円はすごいなと思うんです。でも、値上がりするのは、安いほうでも5千100円です。5千円で全て賄ってくださいと。随分な包容力ですよ5千円と思うところです。

でも、残りの分は1億3千万円ですか。給食費無償化が言われている中ですし、様々な議論が行われている中ですので、据え置くべきだったと思うのですけれども、もう一度見解を伺います。

○中村副市長 同じ答弁になってしまうのですけれども、全体的な市の予算でありますとか子育て分野、あるいは、教育の分野にける予算等も含めまして、そして、物価高騰対策の交付金につきまして、市全体の予算配分の中でこのような配分にしたということでございます。

○江川委員 全体を見て配分したということなのですからけれども、さきにも申し上げました。また、今回、後半部分でもLEDのことが載っています。うちの会派としては学校給食費の値上げ分は据え置くべきだと考えていますし、この部分に関しては市長に直接審議を求めたいと思いますので、市長総括をお願いいたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの御発言につきましては、総括質疑のお申出ということで取り扱わせていただきます。

引き続き、御質疑願います。

○江川委員 次の項目に移りたいと思います。

物価高騰対策に関しては、もう本当に様々な議論がありました。今の副市長の答弁でも、学校給食費というところで5千円ということが出ました。これは私の質疑の一番最後にも出てきますので、ぜひ今の言葉を覚えておいていただけるととてもありがたいなと思っています。代表質問でもこの5千円は活躍しておりました。

次ですけれども、昨日、そして、さきの能登谷委員の質疑から少し引き継ぎながら図書館に関して伺ってまいりたいと思います。端的になるべく短く、さくさく行きたいと思います。

図書館の予算に関して、今回、私の課題認識としては、システム更新、機能更新、そういった新機能を導入するに当たってどこが減ったのだろうかというところでした。

全体的な予算は昨日に出ましたので、あえて今日は伺いませんけれども、全体としては人件費が少し削減されているということでした。でも、そうであるならば、最低限、図書館としてどういったところを今後守っていかなければならないのか、保証していかなければならないのか、そういったことを議論する時期が来たのだなと思ったわけです。

公共図書館というのは、そのまちの民主主義をはかるはかりだと私は思っておりますし、まず、

図書館がなぜ公共であるのかです。

法律としては国立国会図書館法、それから、小中高大の学校に設置されている学校図書館法、この法律はそれぞれ別になっています。そして、それとは別に、図書館法ということで公共図書館に関しては法律がそれぞれあって、図書館に関する法律は3つあるのですね。その前に、憲法であったり、教育系の法律であったり、社会教育法だったり、いろいろなものでそれぞれが定義されています。

その中で別の法律を持っていますが、図書館という名前がつくものについてです。最近、近隣のまちでは、図書館法にのっとり、市長部局に設置されている類似施設を図書館と呼んでいることもあるのですが、そういったところであっても、全てにおいて図書館の自由だけは掲げているわけです。それは、憲法が知る自由を保障しているためです。

それはなぜなのか、まず、冒頭で教育長に伺いたいと思います。

代表質問では思想信条の自由と表現の自由に関しての見解をいただきましたが、図書館の自由に関して教育長の見解を求めます。

○野崎教育長 図書館の自由でありますけれども、公益社団法人日本図書館協会が1954年に提言をした図書館の自由に関する宣言で示している利用者の知る自由を含め、図書館サービスのあるべき姿だと認識をしているところであります。

○江川委員 では、部長にも同様に伺いたいと思います。

図書館の自由に関して、社会教育部長としてどのようにお考えでしょうか。

○佐藤社会教育部長 教育長と同じ見解でありまして、図書館の自由に関する制限は、図書館関係者の倫理綱領、自律的規範であると認識しております。

○江川委員 今お示しいただいた考え方は、何となくですけれども、じわじわと変化をしてくているような気がしております。

というのは、様々な考え方の変化であったり、時代の情勢であったり、求めに応じて成長する有機体であるのが図書館だからだと思います。そういったことも大切だとは思いますが、一方で、根っこの部分は決して揺らいではいけないと考えております。そこで、改めて、この点を確認したいと思います。

まず、今回、システムに対して、いわゆるマイナンバーカードとの連動が市長の市政方針の中でも出されておりました。

システムに関わる部分に関して、予算の内訳をお示しいただきたいと思います。そして、新機能導入費の財源についてもお示してください。

○登野社会教育部次長 図書館管理費のうち、図書館情報システムの賃貸借料の予算は、現行システムの再リース料として月額113万3千539円であり、4月から9月までの6か月分合計680万1千234円となっております。

10月からは、システム更新のための長期継続契約5年分として1億5千677万5千860円を見込んでおり、令和7年度分は新機能導入費を含めて1千954万9千506円となっております。

新規導入費の詳細については、プロポーザルの受託候補者選定前でございますので、回答は控えさせていただきますが、財源につきましては、新しい地方経済生活環境創生交付金953万8千円

を充てることとしており、そのほか1千1万1千506円は一般財源の予定となっております。

○江川委員 財源の半分がいわゆるマイナンバーカードに関わるようなものだ。正確に言うとマイキーポータルのシステムと関係するのだということですね。こういった新機能と引換えになったのが人件費だと思います。会計年度任用職員1名分ぐらいの人件費が減額となっていると。

そして、昨日の質疑でもありましたけれども、人数自体に大きな変動はありません。では、どこだったのかというと、働いている人たち十数人分の待遇を少し改悪することによって、賃金は上がるけれども、補填はできるけれども、働く時間を短くしていただくとか、いろいろな中での交換が行われたということを聞いております。

その人たちから言われた言葉というのは、一生懸命働いてきたんだよねというものでした。正直、すごい胸が痛くなる言葉ですよ。この辺りに関しては、正直、今回は時間がないので、別な機会にしっかりと行っていきたいなと思っているのですけれども、昨日話題になった自動車文庫の運転手もそうで、働く時間が短くなり、本来、新年度から少し上がるかなと思っていたお給料が少ししか上がらない、それとも現状維持か、そういったことがあるのですが、求められていることはすごく増えていると思うのです。でも、応えても働きが認められないという切なさからもやもやしていて、やり切れないなという気持ちですごくいっぱいここ数日でした。

さて、システムの更新に関して伺ってまいります。

先ほどありましたプロポーザルの受託候補者選定前ということでしたが、2月からもう既に入札が行われています。

入札を議決前に行った理由の説明をお願いしたいと思います。そして、仕様について、公開されていますので、ぜひ御説明ください。

○登野社会教育部次長 現在、プロポーザル方式による受託候補者の選定を進めており、受託候補者とは、実施要領に記載のありますとおり、新年度予算議決後に随意契約により契約を締結する予定であります。

今年度内にプロポーザルを行っている理由といたしましては、データ移行や機器の調達に一定期間を要することから実施に至ったものであります。

仕様については、図書館情報システムの更新のほか、業務効率化や利用者のサービス向上を目的として、通信アプリによる予約及び督促連絡やマイナンバーカードとの連携を想定した内容となっております。

○江川委員 26日に選定予定ということで、ホームページにも公開されております。また、仕様も全て公開されておりますので、拝見をした上で私はこの項目を作ろうかなと思ったのです。

では、今、私は何の審議をしているんです。予算ですよ。でも、予算は議決されていないですよ。それなのに、中身が決まっていると。どんな内容にするんですかねということも含め、びっくりしました。導入する機器も大分細かく載っていて、何かすごいなと思っていたところです。

図書館のシステムは結構難しいというか、限られた特殊な業者という感じですので、受けられるところというのはある程度限られるでしょうし、特に電子目録の引継ぎが難しいのだと思うのですよね。

MARC（マーク）、目録というのがあって、それを全部引き継げるか、そのノウハウが必要なので、限られてくると思うのですが、ちゃんと競争になっているのでしょうか、再入札などを行

う必要はないのか、伺います。

○登野社会教育部次長 公募型プロポーザルによる提案を求めており、価格のみにならず、受託者の能力、技術、センス、経験等による提案内容及び手法などを審査するため、競争性は保たれているものと考えております。したがって、再入札は必要のないものと考えております。

○江川委員 今のまま何とか頑張って突き進みたいという答弁でした。

私は、今の御答弁の中ですごく好きだなと思ったのがどういう内容で審査をするのかという審査基準で、価格だけではなくて、受託者の能力、技術、センス、そして、経験等なのです。ちょっと待って、センスですか、いや、これはいいなと思いました。センスが審査項目に入っているんです。実は、私はもともと司書だったので、いやあ、図書館だなとすごく思いました。

というのは、検索ワード、それから、特に目録を使う人間のセンスがすごく重要なんですよね。何を入れたらどういうものが出てくるのか、こういうものを出すためにこういうワードを入れるということが必要なのです。だから、センスが入っているのかしらと思ったのです。

ただ、公平な競争に資するためにはセンスというのはやや主観的なんじゃないかしらというのは一言申し上げておきますが、図書館ならではのことも思っています。私はセンス大好きですよ。

1問をさらっと飛ばそうかなと思っているのですが、マイキープラットフォームというのがあって、マイナンバーカードとはちょっと違うんだよと。セキュリティの高い仕組みなんだよとは言うけれども、実際のところ、システムがもし一緒になってしまったら、それはまずいんじゃないですか。

図書館の自由に関する宣言の中では、図書館のシステムと直接的には全てを一緒にしないということが原則になっています。でも、今回のシステムを確認しますと、図書館利用者カードがマイナンバーカード一枚で希望する全国の図書館の利用が可能というのがうたい文句でした。どういう意味でしょうか。

そして、図書館貸出履歴が記録されることはありませんとあえて書いてありました。わざわざ記載されている意味についてもお示しいただきたいと思います。

○登野社会教育部次長 マイナンバーカードを図書館利用者カードとして活用することで、マイナンバー利用を導入している図書館に限り、初回に各自治体の図書館利用者カードの番号をマイキープラットフォームに入力することでマイナンバーカードだけで登録した各図書館を利用することが可能となります。

例を挙げますと、北海道立図書館が既に導入済みですが、マイキープラットフォームに道立図書館の図書館利用者カードの番号と、さらに、旭川市の図書館利用者カードの番号を登録すれば、両方の図書館利用者カードを持ち歩かずマイナンバーカードだけで利用が可能となります。

また、デジタル庁のマイキープラットフォームに関する資料には、委員が御指摘のとおり、図書貸出し履歴が記録されることはありませんとありますが、情報が漏れるのではないかと懸念する方が少なからずいらっしゃるということで記載されているのではないかと思います。

○江川委員 情報が漏れるのではないかと懸念する方が少なからずいらっしゃるということなのですけれども、なぜそういうふうになったかという、図書館の自由に関する宣言があります。

多くの方は、恐らく、大きな5項目は知っているのかなと思うのですけれども、実は、図書館の自由に関する宣言というのは1979年に改定されていて、かつ、コロナ禍後の2022年5月に

「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」解説第3版というのが出されています。今、これが基本になってきているということで、時代の変化に合わせるために様々な考え方があるんだよということがかなり分厚い解説書に記載されています。図書館の自由に関する宣言というのが時代背景に応じて行われてきたということですね。

特に、最近は、思想信条の自由です。皆さん、右派のイメージを勝手にお持ちの方が多いのですが、実は、どちらかというと、図書館が危機感を持って規制してきているのは人権派と呼ばれている人たちのことで、それがこの中には書かれているのです。今後考えていくときにはそれが重要なのだらうなど。図書館の公平・公立性がとても重要なのだなということです。

それらのことプラス、プライバシーというものの中には、来館している、利用登録しているといったことも図書館が利用者の秘密を守るという中に入っているのも、全国どこでも使えるのは大変ゆゆしき事態なのではないかというふうにある意味では受け取るわけです。

旭川市も接続を予定しておりますが、これはその段階でちゃんと考えてほしいなというふうに思いました。というのは、図書館が持つ役割がぶれたんじゃないだろうかとこのところが心配になりました。

旭川市の図書館において、現在の仕様書には、システム上、マイキープラットフォーム単体の機器というのが示されており、これは接続するということがはっきりと示されたということかと思えますけれども、この変更は可能なのでしょうか。

○登野社会教育部次長 次期図書館システムの更新につきましては、現在、受託候補者選定中であり、今後、旭川市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインの仕様書は企画提案のあった内容に基づいて定める必要があるが、評価対象にならなかった事項などを企画競争の意義を損なわない範囲で変更することは可能であるに基づき協議することとなっておりますので、本市におきましては図書館システムとマイキープラットフォームに接続する端末を分離させたいと考えております。

○江川委員 つまり、図書館のセンスに基づいて、ここは評価対象にしないと今おっしゃったのかと思います。

2月末、26日でしたでしょうか、手を挙げた業者たちは、その仕様書を見て、できるよというふうに思ったのか、それとも、これを提案しようと思ったのか、そういった業者に対することが本当は重要だったと思うんですね。正しい情報を提示しなければならないし、これが正しい情報だったとしたら、議会の議論を得た上で正しい情報として出すべきだったんじゃないだろうかとこのように思っています。

ただ、時間がかかるということも理解はしているので、ぜひ、その点についてはしっかりと見直しをかけて、業者の不利にならないように話をしていただけたらということは指摘させていただきます。

そして、これ以上、図書館が大事にしていかなければならない自由を守っていくためには、会計年度任用職員、特に図書館員の人数、また、人数だけではなく、働き方が大切です。司書というのは図書館の構成要素の一つなのです。

雑誌の記事に人数は違いますというようなことが書かれていたと思うのですが、あれは読み方としてはどうなのだろうと。人数的にはもしかしたらやや異なっているのかもしれないのですけれども、司書の資格を持っている人の数で言うならば、そのぐらいの人数だよなというふうには思うん

ですね。

会計年度任用職員とはいえ、例えば、運転職種の方に関しては大型２種免許を持っています。司書の資格は求めています。でも、図書館の業務に関わる人たちに対しては短大以上の司書資格を求めています。ここが少し異なるのかなというふうに思っているのですが、そういったことからいうと、やはり待遇を悪化させていくことについてはぜひ今後検討していただきたいと指摘させていただきます

この点について、今、分離をするとおっしゃっていただきましたので、旭川市の図書館としての役割を改めて市民に保障すること、そして、それ以外の部分に関しては今後考えていこうかなと思っていますけれども、やっぱり最後に確認をしておこうかなと思っています。

まず、部長に、旭川市図書館が果たしていく役割について、そして、今後の旭川市図書館が果たす役割について、図書館の自由を踏まえ、所見を伺いたいと思います。

○佐藤社会教育部長 今後の図書館の運営について、また、図書館の自由についてというお話もありました。

先ほども御答弁申し上げましたが、図書館の自由については、公益社団法人日本図書館協会の図書館の自由に関する宣言については、過去の図書館に係る様々な歴史的事実などを踏まえ、作成されたものと認識しておりまして、図書館サービスのあるべき姿と認識しておりますので、今後もそうした考えに基づき図書館運営を行っていきたいと考えております。

○江川委員 考えに基づいてということで、そこは決して揺らがないぞということを今おっしゃっていただいたのかなというふうに思っております。

同様に教育長にも同じく伺いたいと思います。

今後の旭川市図書館が果たしていくべき役割について、そして、図書館の自由を踏まえ、所見を教育長に伺います。

○野崎教育長 繰り返しになるところでありますけれども、公益社団法人日本図書館協会が提言した図書館の自由に関する宣言については図書館サービスのあるべき姿だと認識しているところであります。

今後も、そうした考えに基づき図書館運営を行っていきたいと考えておりますし、代表質問でもお話があったように、思想、信条の自由など、基本となる憲法の規定は大切にしていかなければならないものだと思っているところでありますので、そのような趣旨を踏まえて運営に当たっていければと思っています。

○江川委員 教育委員会としてそのような考えで運営に当たっていければというお答えをいただきました。

図書館がなぜこれだけいろいろな法律によって定められているのかを改めて考える機会になったのだと思うのですが、分かりやすく何かに例えられたらと思ったとき、思想、信条の自由はもちろん、本も人によって様々で、そして、情報を保障する施設なのだということが意外に見失われがちなのかなというふうに思いました。

分かりやすく言えば、公衆浴場に近いものだとは思っています。公衆浴場というのは、清潔な生活というか、衛生に関わるものを保障するところですよ。そう考えたとき、情報を様々な人に保障する施設であると。だから、どういう人がどんな情報をどういうふうに得てもいいのだという

ことです。ただ、そこには公共の福祉に反しない限りということが入っています。

自由に関する宣言の中では、コロナ禍での自分たちの在り方、そして、戦争中、これはやっぱり人倫にもとるよねと言って思想善導といいますか、よい方向に導こうとしてしまって思想統制に入ってしまったという自分たちの危険性を書いているんですね。でも、図書館ではそれを守らなければならないと私は考えています。だから、あえて今まで教育委員会にしかこの質問を投げてきませんでした。

ただ、様々な機構改革の中で、図書館法にのっとったものでも、図書館の自由に関して、市として市長部局に移してしまっている、補助執行としてしまっている図書館も出てきているんですね。

ですから、あえて副市長に伺おうと思います。

教育と市長部局の分離独立性は重要だと私は考えております。そのことを述べた上で、副市長に対し、教育行政に対する今回のことの見解を伺いたいと思います。

○中村副市長 図書館行政も含めて、教育というのはその時々政治に左右されるものではないという一つの考え方の下に教育委員会という独立した行政機関があると考えております。ただ、予算的なことには、当然、市長の権限も入ってくるわけです。

なお、今後も、この分科会等でも答弁していますけれども、機構改革を予定しております。そういった中でも、今言った考え方をきっちり尊重しながら、機構改革に取り組んでまいりますし、今後も、教育委員会の独立性は大切にしていきたいと考えております。

○江川委員 ありがとうございます。

というのは、昨年、荒川区のゆいの森あらかわの図書館を拝見いたしました。東京都内で唯一、直接雇用しているところです。ほかはほとんどが委託なのですけども、あそこだけは直営の図書館です。

そこはどうなっているかというと、予算、そして、教育行政の両方に鑑み、独立しているのです。そういう形で守られるところもあるのだなと改めて学んだところですし、予算のことも含め、今後しっかりと議論をしていきたいと申し上げて、この項目に関しては終わりたいと思います。

次です。ここまでも明るかったつもりなのですが、ここからも明るく、さくさく行きます。

10款5項5目の文化施設等整備費、文化ホールの設備整備に関して重ねて伺ってきたいと思います。

文化会館の建て替えに係る予算832万2千円に関して、予算の内訳と財源、また、前年度予算と比較した増減をお示しいただきたいと思います。そして、令和7年度の取組内容についても簡潔に説明をお願いします。

○熊澤社会教育部主幹 新たな文化会館の整備に向けた文化施設等整備費の内訳としましては、基本計画策定に係る支援業務などの経費として820万2千円、先進事例調査に係る経費として12万円となっており、財源は全て一般財源であります。

前年度予算額との比較では11万7千円の減額となっております。

新年度は、令和6年度に引き続き、施設整備内容の具体的な検討を行う基本計画検討会の開催や関係団体の聞き取りを行うなど、基本計画の策定に向けた取組を進めてまいります。

○江川委員 基本構想の中で機能ですとか役割についてある程度想定をしながら、丁寧な議論の中で理念が定められてきたと思いますし、その中で場所の選定に至ったと認識しているところです。

これまでにない機能や役割とはどんな機能を想定し、どんな意見があったのかもお示しいただきたいと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 基本構想では、7つの基本的な役割と4つの基本的な機能について、これまで様々具体的な御意見をいただきながら、目指す施設となるよう、基本構想の中で意見などを整理してまいりました。

例えば、基本的な役割では日常利用がございますが、目的がなくても施設を訪れることができ、自然な流れで利用者間の交流を生むような空間とすることで市民生活の質の向上に資する施設を目指すとしております。

また、基本的な機能では発信がありますが、新施設に関する情報の積極的な周知に加え、まちの文化や文化芸術に関する人材、活動に関する情報発信の拠点を目指すとしております。

基本構想で定めた役割や機能それぞれについて様々な視点からの見方や考え方も想定されますが、これまでにない、または、十分に発揮できていない機能や役割となっている点もありまして、基本構想で定めた内容を踏まえて、基本計画策定においても目指すべき施設となるよう、引き続き議論を続けてまいります。

○江川委員 その中でキーワードマップというのがずっと出されておりました。大変分かりやすい内容で、この議論の仕方というか、見せ方に大変感心していたところです。

交通ですとか搬入路なんかを見ていくとき、この施設の予定地を見ると、プラタナスの木の側、いわゆる永隆橋通からの搬入が無難なのかなということが議論の中で出されているのだなというふうに私は受け止めておりました。

ほかの周辺整備なんかも含めて、せめてどっちが正面なのかなだけでも示していただくと、周辺の人たちもうれしいのかなと思いますので、その見解を伺いたいと思います。

そして、いわゆる搬入路ですとか交通なんかは3つのところに設置しているから大丈夫だというようなことがあったと思うのですけれども、素人考えではどう見ても狭いよね、1つは狭いよねというふうに思ってしまった。そういった場合、交通・運輸関係のことに關しては運転従事者なんかの意見を聞くような機会もあったほうがいいのかと思うのですが、ほかの部との連携は考えられているのか、伺いたいと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 大型車などの搬入路につきましては、建設予定地の選定を行う際に検討会でも議論されました。

建設予定地となりました旧総合庁舎跡地ですが、4車線道路の緑橋通と永隆橋通、2車線道路の6条通の3つの道路に面しておりまして、いずれも大型車の搬入経路として利用可能な幅員がある道路であると認識しておりますが、搬入路の計画では、接道する道路条件のほかに、施設利用者との入り口などと分けることが望ましいなど、施設利用の安全、利便性に係る配慮について、これまでの検討会にて専門家より助言を受けたところです。

そういった意見も踏まえまして、これから施設規模や施設配置とともに、様々な視点から施設全体の検討が進められると考えております。

また、交通・運輸関連に関わって、他部との連携とのお尋ねがありましたが、本事業は中心部における大型公共施設の整備でございますので、本市まちづくり全体にも様々な影響が見込まれる場合にはその影響に対して必要となる関係部局などと連携してまいります。

○江川委員 ちょっと細かい点ですが、多機能化に関する意見というのが結構ありました。このキーワードマップを見て、おおっと思ったのですが、多くの要望が上げられている中で、何を優先させて、取捨選択し、何を諦めてもらうかといったことも今後の中では重要だと思っています。

旭川市というのは方針が結構ぶれるなと思っています。最初はこういうふうに言っていて、根っこの部分はこうですよと一生懸命言っていて、そこまではすごい丁寧なのに、1年ぐらい空いて、突然、あら、びっくりということがあるなと思っているのです。いろいろな方法、対話の重視とか、そういったことがあるよなというふうに思っております。

1問飛ばしちゃいますけど、私はこのキーワードマップがとても重要だったなと思っているのです。というのは、議論の経過が一枚で示されており、物すごく分かりやすいのです。しかも、どういったところが増やされているのかも明示されていて、これはすばらしかったなと思っているのです。これをぜひ継続をしていただいて、かつ、これをきちっと発信をしていただきたいなということをお願いしておきたいと思います。

こういった冊子も出ていますが、これが一覧表になってしまっていたんです。そうではなくて、いろいろなところで分散して見えるような形のほうが分かりやすかったんじゃないかなと思っているので、SNSの発信なんかのときにはこれをうまく活用していただきたいと思います。

そして、この議論やキーワードマップなど、様々見ていく中で、これまでの利用者ではないということがある意味での新機能なのだなということがよく分かりました。

これまでも様々な人たちによって議論がなされているところかというと、例えば、ユースセンター、そして、旭川市の本庁舎に入らなかったシビックセンターのような機能が求められていることなのだということがキーワードからも浮かび上がっていますし、それが新機能として入っていくとより具体化していくのではないかと思います。そうした若い世代をターゲットにした居場所ということも想起できるのですけれども、いかがでしょうか。

そして、子どもの意見の表明に関しても併せて見解をお示しいただきたいと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 これまでの検討会での議論ですとか利用団体、ヒアリングなどにおいても具体の施設内容について様々御意見をいただきました。

いただきました御意見なども踏まえ、基本構想で示す基本理念や施設の役割、機能を果たすことができる施設となるよう、今後さらに議論を積み重ねて、その中で具体的な施設内容が決まってくるものと考えております。

また、新年度では、今年度の検討会で議論された内容について、より多くの市民に分かりやすくお示しして、さらに広く多くの方々に興味を持っていただけますよう、これまで利用していただいていない方々に加えまして、若い世代などからも意見をいただけるような情報発信の工夫に努めるとともに、子どもの意見表明について、旭川市子ども条例に基づく考え方も踏まえつつ丁寧に意見を伺ってまいります。

○江川委員 結構長いスパンでの施設整備になってきます。丁寧な議論が必要だというふうに当部が考えているということだと思って、その意見もすばらしいと私は思っています。

今ちょうど10代に入りかかったような子どもたちが利用のメインになってくるような施設になるのだと思います。そして、その子たちが借金を返済していくということだと思っていますので、自分たちが当事者なのだとということをしっかりと知らせてほしい。

そして、旭川市子ども条例の第13条の意見の表明権です。こういったものを旭川市は持っています。子ども施策に関し、こども大綱を作るときに子ども会議が行われるなど、様々なことが行われていました。ぜひ、どの年代からも、特に幼い子どもも含め、意見を取り入れていくような機会をつくってほしいということを指摘させていただきたいと思います。

そして、この場所については、課題の一つとして駐車場が少ないということが書かれていました。逆に言うと、駐車場を必要としない世代が集まるのには適しているのですね。

様々な方向からのバス路線の動線の中にここはあります。終点であったり始発であったりはしないのですけれども、この近くに降りて、ここに来て、勉強なりなんなりして、お家に帰っていくことができる、交通の集約点に近いような役割もあると思うので、ぜひ、その点にも鑑みながら旭川らしい施設を。この中にも書かれていますが、ユニークさ、シンボル性、そして、旭川らしさを発揮していただきたいと申し上げて、この項目を終わりたいと思います。

委員長、この辺りで時間がちょうどいいので、取り計らいをお願いしたいと思います。

○高橋紀博委員長 それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○江川委員 昼からも元気よく思います。

まず、能登谷委員も元気よく明るくやっていたということでしたので、その点、おわびしておきたいと思います。少し端的に、スピードを上げて淡々と行きたいなと思います。

ここから、2点、外国語に関する課題を取り上げていきたいと思います。

インクルーシブというのは、障害のあるなしというようなことだけではなくて、ほかの文化を持ったようなお子さんであったり、ほかの文化を理解するというのがとても重要だと思っています。

英語教育推進費の事業概要について伺います。

○末木学校教育部次長 本事業は、小中学校における英語教育などの充実を図るため、小中学校へ外国人英語指導助手、いわゆるALT及び小学校外国語活動サポーターを派遣するとともに、児童生徒や教員の研修会を開催するものであります。

令和7年度の予算額は3千919万6千円となっており、その内訳は、ALT及び小学校外国語サポーターの報酬及び通勤手当として3千865万4千円、教材や通信費として45万2千円などとなっております。

○江川委員 外国語活動サポーター等の報酬及び通勤手当として3千865万4千円ということですか。

学習指導要領の外国語の取扱いについて、小学校の学習カリキュラムはどうなっているのか、そして、中高学年の外国語の狙いや内容と時数はどうなっているのかをお聞かせください。

○末木学校教育部次長 現行の学習指導要領におきまして、小学校中学年は、外国語活動として年35時間指導することとなっており、聞くことや話すことの言語活動を通してコミュニケーション

を図る素地となる資質、能力を育成すること、高学年は、外国語科として年70時間指導することとなっておりまして、聞くことや話すことに加え、読むことや書くことの言語活動を通してコミュニケーションを図る基礎となる資質、能力を育成することを目指しております。

○江川委員 コミュニケーションを図る基礎となる資質、能力を育成することが小学校とのことでした。

では、中学校の外国語の目標と内容について伺います。また、英語を話せるようにするためにはどのように指導しているのでしょうか。

○末木学校教育部次長 中学校の外国語科については、各学年140時間指導することとなっており、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して簡単な情報や考えなどを理解したり、表現したり、伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質、能力を育成することを目指しております。

また、話すことにつきましては、目的、場面、状況に応じて英語の会話でコミュニケーションを図る活動や考えたことなどを英語で伝える活動等を学習課程に繰り返し位置づけながら指導しております。

○江川委員 うちの子ども2人とも小学校から英語が入っているのですけれども、特に中学校に入った娘のほうで、小学校時代よりも英語に関する意識が変化しているような感じがいたしました。

そこで、伺いますが、ALTの配置はどのようになっているのでしょうか。ALTの学校訪問の回数はどうなっているのか、英語力向上に向けたALTの役割と指導内容を併せて伺います。

○末木学校教育部次長 本市では、現在、7名のALTを直接雇用していきまして、市内の全小中学校に派遣しており、今年度は平均して10.3回程度派遣しております。

ALTの役割につきましては、小学校5、6年生及び中学校の外国語の授業における学習活動のアイデアや教材の提供、英語の対話を通じた児童生徒の聞く力や話す力等の育成などの指導補助を行っているところであります。

○江川委員 1問飛ばしますが、英語の対話を通じた児童生徒の聞く力や話す力などの育成の指導補助というのがALTの役割だということです。

児童生徒の英語力育成に向けた指標があると児童生徒の意欲や教員の意識が高まると考えますが、そういった指標はないのでしょうか、伺います。そして、児童生徒の意識についてのアンケートなどを通して把握する取組を行っているのかも併せて伺います。

○末木学校教育部次長 児童生徒の指標としましては、本市の小中学校では、学習指導要領などに基づきまして、小学校高学年及び中学校で単元ごとや学年ごとに目指す姿を示したCAN-DOリストを作成しております。

また、指標を踏まえた授業改善に向け、教職員研修等の機会を通じて、CAN-DOリストの活用や、児童生徒の話すこと、聞くこと、読むことなどの技能を着実に身につける指導の在り方などについて教職員の理解を図っているところであります。

また、児童生徒の意識につきましては、毎年、ALTの派遣に関するアンケート調査を小学校5年生以上に実施しておりまして、今年度の結果として、積極的に英語でコミュニケーションを図ろうとしている、どちらかというとしていると回答した児童生徒は8割弱となっておりまして、年々増加傾向にあります。

○江川委員 旭川市内に外国の方が増えてきていて、そのような中でちょっと困っていそうだったので、私が日本語で普通に声をかけたら、うちの娘に知らない人に話しかけちゃいけないのよと言われたのです。ただ、それとこれとはまた別で、日常化していくというような、そういう日常的なところでの言語コミュニケーションを含めた視点が必要なんじゃないかなというふうに思っています。このアンケートに関しては、今後、日常の中でどのように関係しているのかというところを考えていく必要があるという点を指摘させていただきます。

この項目の最後になりますが、これまで児童生徒に関する部分を伺ってまいりました。そして、先生方に関する部分というのを聞いたとき、学校の先生方がとにかく自己研さんにとっても励んでいるという様子が分かりました。とても努力されているのだなという点、本当にすばらしいなというふうに思います。

その先生方の努力を踏まえて、今後どのように児童生徒の英語力の向上に向けた取組を進めていくのか、この点をお聞かせいただきたいと思います。

○末木学校教育部次長 グローバル化が加速していく未来社会を生き抜く本市の児童生徒にとって、英語によるコミュニケーション能力を身につけていくことが一層重要になるものと考えております。

そのため、今年度は、ALTの派遣方法を工夫しまして派遣回数を増やすとともに、児童生徒向けイングリッシュ・チャレンジ教室についてはALT全員で対応し、ALTと会話する機会の充実を図っております、次年度もこうした取組を進めてまいります。

また、教員で構成する英語の授業力向上プロジェクトチームにおきまして、次年度は児童生徒に示す指標やよりよい活用方法について検討することとしておりまして、旭川市の児童生徒が英語に親しみ、積極的に英語でコミュニケーションを図る資質や能力を育成することができるよう、英語教育の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○江川委員 この項目を調べる中で、旭川市ではALTの先生方が子どもたちと接しながら文化も含めて教えているということ、とてもすばらしい取組をしているのだなという点は分かりました。本当にこの点、頑張っていていただきたいと申し上げて、この項目については終わります。

そして、これと少し関係しているのですが、日本語に関する支援、配慮が必要な児童生徒への支援に関して伺ってまいりたいと思います。

外国籍などで日本語支援が必要な児童生徒には特別な教育的ニーズがあると考えていますが、特別支援教育推進費においてこういった措置がされているのでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 特別支援教育推進費は、特別な教育的ニーズのある児童生徒について、その一人一人のニーズを把握し、適切な教育的支援を行う特別支援教育の推進を図るため、特別支援教育補助指導員の配置などを行うもので、令和7年度予算として2億7千181万2千円を計上しております。

外国籍等の児童生徒への日本語の支援は特別支援教育ではありませんが、学校の状況によっては特別支援教育補助指導員を配置する場合もあり、また、日本語ボランティアを募集し、支援を行っております。

そのボランティアへの交通費として、特別支援教育推進費において旅費13万1千200円を計上しております。

○江川委員 この分科会ではないのですが、今後、外国人材の活用に向けて、そういった

方たちの受入れに関するような取組というのが本市でも行われ始めている中だと思います。

そうなりますと、家族をお連れになって旭川市で働く方たちのお子さん方がいるかと思うのですが、その子たちに関してもきちっとした支援をしなければならないというふうに私は考えています。

日本語ボランティアとはどのようなものなのでしょうか。そして、あわせて、ボランティアは何人いるのか、過去5年間の推移をお聞かせください。

○山本学校教育部学務課長 日本語ボランティアは、市内の小中学校において外国にルーツがある等により日本語支援が必要な児童生徒に対し、学校の指導体制の中で、教員の指示の下、学習支援等を担っていただくものです。

対象の児童生徒の在籍校に通うことが可能な方に支援に当たっていただきますが、必ずしも外国語に堪能である必要はなく、実態としては外国語の翻訳アプリ等を活用してのコミュニケーションのサポート等を主に行っております。

ボランティアであるために報酬等はなく、学校への交通費のみ支給しております。

ボランティアの人数でございますが、年度途中で辞められる方等もいますので、出入りはございますが、延べ人数では、令和2年度は2名、令和3年度は5名、令和4年度は4名、令和5年度は6名、令和6年度は5名となっております。

○江川委員 では、市内に外国籍の児童生徒は何人いるのでしょうか、同じく5年間の推移をお聞かせください。

○山本学校教育部学務課長 文部科学省が行う外国人の子供の就学状況等調査によりますと、各年5月1日現在における旭川市内の小中学校の外国籍の子ども数は、令和2年度は、小学校で19名、中学校で4名、合計23名、令和3年度は、小学校で18名、中学校で5名、合計23名、令和4年度は、小学校で19名、中学校で6名、合計25名、令和5年度は、小学校で18名、中学校で10名、合計28名、令和6年度は、小学校で17名、中学校で13名、合計30名となっております。

○江川委員 令和6年度で合計30名の方が旭川市内の小学校で勉強をしている、在籍をされているということです。

ボランティアの人数が一番多くて6名、そして、令和6年度は5名。支援が必要なお子さんに対し、ボランティアの数というのはどう聞いても足りていない。しかも、ボランティアは無報酬で、学校への交通費のみと。これは徒歩で通われている方だったら無償ということですよ。すごいなと思うのです。これでは、ボランティアさんの成り手もなかなかいないと思いますし、そのことで困る児童生徒が出るのではないかと思います。

人数にかなりの開きがありますけど、ボランティアさんは足りているという認識でしょうか、伺いたいと思います。

○山本学校教育部学務課長 外国籍であっても日本語での意思疎通に支障のない児童生徒もおり、日本語支援を要する児童生徒の人数はより少ないものと認識しております。

外国籍の児童生徒への支援は教員の加配で対応している学校もあり、また、日本語ボランティアは、児童生徒の指導には当たれず、学校の職員でもないため、学校の指導体制の中では必須の存在とはされていないという実態もございます。

教育委員会からは、毎年、外国籍の児童生徒のいる学校にボランティアの必要性の有無を確認しておりますが、不要と回答する学校も多数あり、必要と回答のあった学校にはほぼボランティアを充てられておりますことから、現状のニーズには対応できているものと考えております。

○江川委員 学校の先生方の包括力はすごいですね。でも、そういう意味では忙しいと思うのです。一人でも増やしてほしいというような要望がある中、こういったところをボランティアに頼っていると。そのボランティアも無報酬ですから、ちょっと言いにくいところがあると思うのです。ですので、そういったところの実態を把握して、きちんと補填ができているのかということを今後きちっと考えていかなければならない問題だと指摘させていただきます。

そして、これに関しては、今後、いろいろな場で議論を深めていけたらいいなというふうに思っているということを申し上げて、この項目を終わります。

最後に、教材費、ずっと取り上げてきましたいわゆる隠れ教材費に関する部分について伺ってまいります。

今回、子育て支援と教育環境の充実に向けて、代表質問で伺った際、市長はこう答弁されています。隠れ教材費等を含めて、保護者負担に係る市長の見解をお示しくださいと言った中のことです。本市では、本年1月に急激な物価高騰への緊急的な対応として、18歳以下の子どもを持つ世帯に対し、1人当たり5千円の給付金支給を決定しておりますと。

午前中の答弁でも2回にわたって副市長が5千円について言及をされました。5千円はすごいですね。ドラえもんの4次元ポケットですかと思って。5千円にこんなに価値があるのだなと。5千円を稼ぐって本当に大変なので、すごいなというふうに私は改めて思いました。5千円札が樋口一葉から津田梅子さんに替わったばかりですが、津田梅子さんの包容力に感謝を申し上げたいと思っています。

ただ、この隠れ教材費。今は学用品の学校備品化と言うようですが、つい先日、北海道内選出の与党の国会議員が文部科学大臣からとてもすてきな答弁を引き出したところでした。見て、すばらしいと思いました。学用品の学校備品化について適切に整備していくよう、各自治体の教育委員会に事例等を知らせていくといった内容の答弁がありました。

代表質問でも伺っていますが、隠れ教材費の保護者負担というのは本当に大きいものがあります。概算で結構ですが、こういった補填をしているのか、そして、小学校から中学校までの教材費の負担額はどの程度か、お聞かせください。

○山本学校教育部学務課長 授業で必要とする学習用具につきましては、各学校が教育課程等を踏まえて選定しており、学校や各学年において必要となるものは異なっているため、かかる教材費を一律に算出することは困難であります。就学援助においては、各教科及び特別活動の学習に必要な学用品の購入費用である学用品費等として、小学校では1万5千500円、中学校では2万7千310円を年間で支給しております。

これは国の制度に準拠したものであり、国においては、かかる経費の一部の補助としておりますことから、必要とする負担額はこの額を超える場合もあると認識しております。

○江川委員 極めて負担が大きいものであるということを申し上げておきたいと思います。

必要とする負担額はこの額を超える、就学援助の人たちに全てを負担し切れていない、補助できていないという点は大変問題だと思います。

ただ、学校によっては寄附やPTA会費の会計なんかで対応しています。うちも実はそうなのですが、あまりにも多いので、寄附を募ったり、PTA会費から少し補填したりというようなことをしている事例もあります。今回、そうした現状も把握しており、それぞれ10校以上あるということ聞いております。

そこに、今年の春から、去年の春からのところもあるのですが、新たな保護者負担として自転車のヘルメットというものが中学校に入学する際にかかることになりました。

これは、何で負担するんですかという保護者と学校側とのバトルがほぼないものなんです。でも、保護者とかぶる生徒のバトルがこの春に勃発中なんですよ。髪型が崩れるというどうでもいい、保護者的には安全のほうが重要ですよというところで、今、バトルが勃発中なんです。

これがまた高い。それで、着用は努力義務なのですが、学校ではほぼ指定に近いのです。

旭川市は、児童生徒のヘルメットの着用についての通知を出されていると思いますが、どういふふうに考えていますでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 教育委員会では、児童生徒の安全確保に向け、自転車乗車用ヘルメット着用促進に向けた働きかけなどについて各学校に通知等を行っており、各学校においては、様々な機会を通じ、ヘルメットの着用の啓発と交通安全に向けた取組を進めております。

○江川委員 何と、着用を推奨している、そして、それは保護者としては大歓迎というか、ぜひかぶってくださいというところですけども、なかなか難しいところがありまして、格好いいヘルメットは割高なんです。それから、黄色いヘルメットではなく、白なんですけど、子どもたちの間でも隣の町村とかすでにかぶっているのを見ていて、あれはちょっと髪型が、髪型がと言うのです。前髪なんかどうでもいいわと思いながら聞いているんですけど、子どもたちにとっては結構真剣なんですよ。

補助とか助成の事業化について見解を伺いたいと思います。

○山本学校教育部学務課長 ヘルメットは教材ではなく、通学以外でも使用するものであること、また、購入の補助や助成については、多額の費用を要することから、本市の厳しい財政状況においては難しいと考えておりますが、引き続き、他の自治体の状況等を調査研究してまいります。

○江川委員 この点は、本当に周りの町村との差がどんどん開いている状況だかと思います。周りは支給してくれる、ないしは、少し補助を出してくれるけれども、旭川市はありません。まず、そもそももうとっくの昔にほかでは算数セットが学用品として備品化されているのに、旭川市ではまだ備品化にもなっていないといった状況があると思います。

冒頭で紹介しましたが、文部科学大臣の答弁がありました。国の方向性が示されたということだと私は思います。旭川市の現状においては方向性が定められていません。市内においても地域間の格差につながっていると思います。学校ごとに取組ができているところとできていないところがあると思いますが、このことに関する見解を伺いたいと思います。

そして、一番最後の質問になります。

部長の出番がなくて申し訳ないなと思っているのですが、あえて課長に伺いたいと思います。今後の教育活動に関して、そして、携わってきた職員たちに対して、そして課長の思いを最後に伺って、私の質疑を終えたいと思います。

○山本学校教育部学務課長 学習用具等の選定や取扱いは、各学校において、学習指導要領等

された資質、能力の定着に向けて必要とされるものを、保護者の負担にも配慮の上、決定しているものと認識しております。

教育委員会としては、各学校の決定等を尊重する立場であり、取扱い等を一律に定めることは現時点では考えておりませんが、保護者負担の軽減に向け、引き続き各学校の状況の把握等を行ってまいります。

最後に、今後の教育活動に関して等々の思いという部分の御質問でございます。

教材費に限らず、学校を取り巻く課題というのは様々であり、本市の財政状況ですとか、マンパワーの状況ですとか、そういったところから直ちに解決を図るのは難しいものが多々ございます。しかし、そういったものについても少しでも改善につなげていくためには、学校や保護者、関係者、そして、教育委員会がそれぞれの立場で意見を交わす中で認識を共有し、合意を積み重ねていくしかないものと考えております。

私自身の力不足により十分な成果に至らないことが多くございましたけれども、合意形成に向け、学務課をはじめとして、教育委員会全体で取り組んできたことは今後の取組を進める上での基礎になっていくものと考えておりますし、これをさらに推し進めて、関係者が一丸となって取り組めば、厳しい状況下にあっても先に明かりが見えてくるのではないかなというふうに考えております。

こういう取組に一員として加われたことは私の誇りでもありますし、まずは、一緒に汗を流してくれた学務課というチームの仲間たちや教育委員会の全職員、そして、学校現場の方々や関係の皆様から感謝を申し上げます。

特に議員の皆様には、施策等を様々な角度から検証いただきまして、議論を重ねてよりよいものに高めていただきました。私個人にとっても、議会という場があったからモチベーションを持って業務に当たれましたし、様々な勉強もさせていただけたと思っております。改めて感謝を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

○江川委員 こちらこそ、本当にありがとうございました。

最後に、るる思いを述べていただけたかなと思っています。

この先も様々な議論しながら、課長におっしゃっていただいたとおり、合意を積み上げながら、本当に明かりが見えるように、みんなで頑張っていきたいと申し上げまして、私の質疑を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○高橋紀博委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時25分

再開 午後1時27分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○中野委員 それでは、子育て文教常任委員会所管分の後半戦の部分であります。私の時間は残り54分ほどと聞いておりますので、その時間の中で質疑をさせていただきたいと思います。

今回、後半部分については1事業のみに絞らせていただきました。

先ほども江川委員のほうからありました市民文化会館の関係について、いろいろな角度から質疑をしたいと思います。ほんの一部重なるところがあるかもしれませんが、なるべく重ならないよう

に質疑をさせていただきたいなと思っております。

市民文化会館の建て替えに関しましては、私も、これまで、各定例会での一般質問、また、決算審査特別委員会や予算等審査特別委員会の分科会などでも自称応援的な立場として早期の建て替えを言ってきました。市民からも多くのニーズがある。また、市としてもアンケート調査をこれまでに行っておりまいました。バリアフリー化されていない、また、遅れたユニバーサルデザインということで課題が多く示されておりました。そういった中で、前市長のときにはこの部分がなかなか進んでこなかったというふうに承知をしております。

平成26年度のあたりでしょうか、建て替えではなくて大規模改修をやるということで、基本設計まで行ったというような経過がありました。当然、設計をやるには一定程度の費用がかかる。それが、思ったよりも使用年数が保てないだとか、様々な課題があつて、予算についてはなかったことになったというか、かけた一方で計画が白紙に戻ったというような経過がありました。この間、議会でも様々な質疑を通して、今般、基本構想までの策定が完了し、令和13年度を目途に整備しようとしている動きについては私も大きく評価をしたいと思っておりますし、また、市長のリーダーシップ、教育長の英断、リーダーシップを評価したいと思っております。

その上で課題も様々なあろうかと思えます。関係する市の大型公共事業のことがあつて、今後の財源確保であったり、どの施設を優先していくのかについても執行部としては検討している状況だと思います。

しかしながら、老朽化がかなり進んでいる市民文化会館でありますので、旭川市のいうか、道北の拠点都市として、文化の発祥をつかさどる施設でもあるというふうに思っておりますので、他の公共施設に勝って優先性はあるかなと私は思っておりますので、そんな視点を持ちながらお聞きをしていきたいと思えます。

それでは初めに、一部答弁もありましたが、改めて、令和7年度における文化施設等整備費の予算額及び新年度に予定される具体的な事業内容について、それぞれお伺いをしたいと思います。

○熊澤社会教育部主幹 令和7年度の文化施設等整備費の予算額は832万2千円で、その内訳としましては、基本計画検討会の開催支援業務や先進事例の視察旅費などとなっております。

事業内容としましては、令和6年度に引き続き、施設整備内容の具体的な検討を行う基本計画検討会の開催や関係団体の聞き取りを行うなど、基本計画の策定に向けた取組を進めてまいります。

○中野委員 御答弁の中には令和6年度に引き続きということでありました。答弁がありましたように、令和6年度から基本計画づくりに着手をして、今、進捗を見ているということだと思います。

やっと基本計画の策定まで来たなというふうに個人的には思っているところであり、基本計画の策定がスケジュールどおりに完了し、その後、次のステップに計画どおりに進んでいくことを期待したいなというふうに思っているところであります。

そして、令和6年度と答弁がありました。6年度における同事業ではどのような作業が進められたのか、その具体的な内容や進捗状況についてお伺いをしておきたいと思えます。

○熊澤社会教育部主幹 令和5年度に策定した基本構想をガイドラインとして今年度から基本計画の策定に取り組んでおり、学識経験者や利用団体関係者など、12名で構成する検討会を開催し、検討会の議論などを踏まえ、昨年8月に建設予定地を旧総合庁舎跡地に決定しております。

建設予定地が決まったことにより、検討会では、現場状況に即した具体的な施設規模や機能の検

討に入り、施設周辺との関わりや搬出入の利便性、歩行者の行き来などを把握し、施設の位置や向きなど、大まかな配置について議論を行ったほか、他都市の先進事例を踏まえ、どのような活動をどこで行いたいのか、どのようなホールや諸室があるとよいかといった視点から議論を行うなど、新文化ホールに望ましいイメージを検討会で共有したところであります。

○中野委員 まず、建設予定地を昨年8月に決定したということで、この部分については私もこれまで積極的に議論をさせていただいたつもりであります。

新庁舎へ建て替えをするときに、議会においても調査特別委員会が設置をされておりました。旧庁舎取壊し後、この敷地全体をどのように利活用していくか、そういった検討の中で、そもそも、その段階で跡地を使って市民文化会館を建て替えていくというような跡地利用の考え方が示されたところで、そのときにも一部議論がありました。

私も提案をさせていただきましたが、今回、大きくは3つの候補地があったかなと思います。今の公会堂の場所、そして、この場所、さらには、大雪クリスタルホールの周辺地敷地でした。いずれも洪水ハザードマップ上は浸水地域であり、唯一、ここが浸水区域ではないというところからも賢明な判断がされたなということで評価をしているところでございますが、そういった中で令和6年4月に市民文化会館整備基本計画検討会が設置をされました。

その検討会で出された意見についてであります。建設予定地となる旧庁舎跡地や施設規模のほか、施設機能、設備に関する内容について、これまでどのような意見が出されているのか、お伺いしておきたいと思います。

○熊澤社会教育部主幹 検討会における施設機能や設備に関する意見としましては、一例として、屋外から中の市民の活動が見えやすい工夫、ロビーコンサートなど、多目的に活用できるエントランスホールの工夫、利用規模に合わせて部屋を分割するなど、柔軟な活用ができる工夫などの意見がありました。

検討会での議論の中では様々な機能についてアイデアが出たところでありますが、諸室の配置や規模なども含め、その計画については、今後、現在進めております基本計画の策定の中で具体的な議論を進めていきたいと考えております。

○中野委員 ぜひとも検討を進めていただきたいと思いますし、やはり、特徴的で機能的な施設を目指すべきだと思います。

当然、必要な財源確保も課題にはなるとは思います。旭川市民以外からも利用が想定されていると思います。コンベンション、MICEといったところの利活用なども含めて、特徴のある施設を整備することは類似施設と比較されたときに優位性を担保することにもなると思いますので、そういった視点も持ちながらしっかりとした検討を進めていただければなと思っているところであります。

そして、新たに整備される市民文化会館につきましては、基本構想において多機能化の検討が行われているとされておりますが、その検討状況についてお伺いしておきたいと思います。

また、他都市の類似施設と比較して、どのような特徴を持つ施設整備を目指しているのか、この際、お聞きをしておきたいと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 基本構想では、現在の文化会館の機能や性能をそのまま引き継ぐのではなく、これからの公共施設が果たすべき役割や意義を十分に検討しながら、地域

の持続的な発展を支える施設を目指すこととしておりまして、策定の段階においても様々なアイデアをいただいたところです。

多機能化につきましては、現在の基本計画の策定段階において具体的な検討には至っておりませんが、基本構想で定めた4つの機能が効果的に発揮されるよう検討を進めてまいります。

また、特徴の部分では、基本構想の資料編の中で、他都市の先進事例としまして3事例掲載しておりますけれども、初めに、本市同様にまちの中心部に位置して、まちの活性化のために日常的なシンボルとして役割を果たしております水戸市民会館、大阪の枚方市総合文化芸術センターは、充実したバックヤードなど、多彩な自主事業などを展開する施設として、3つ目の秋田県の由利本荘市文化交流館カダーレは、大ホールのほかに図書館やプラネタリウムなどの教育学習施設が複合されております施設として、それぞれまちの状況に応じた特徴を持つ施設として紹介しております。

新文化ホールの計画につきましては、これら先進都市施設のよい部分などを参考としまして、基本構想で定めました基本理念ですとか役割などを果たすことができる本市にふさわしい施設となりますように基本計画の中で議論を進めていきたいというふうに考えております。

○中野委員 これからの取組だという答弁だったと思います。

基本構想にも今御答弁いただいた3つの施設の内容が示されておりました。どの施設も特徴的な施設で、特徴的な機能を備えているなというふうに私も見たところであります。一方で、なかなかの事業費がかかっていることについても示されておりましたので、そういったことについてしっかりと検討を進めていただきたいと思います。

そして、市民文化会館整備基本計画の検討会につきましては、基本計画の策定に向けて、これまでも会議を開催してきました。今後、何回程度の会議を予定しているのか、お伺いしておきたいと思えます。

また、この検討会は、令和6年5月が最初の会議でございました。5月から始まった検討会の会議は、基本計画策定までに全体で何回程度実施するスケジュールとされているのか、その点についても確認をしておきたいと思えます。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 新年度の基本計画に関わります検討会につきましては、4回開催する予定をして予算計上をしております。施設の規模や内容のほかに、管理運営や事業手法などについても議論を行う予定でございます。

今年度では、前半は建設予定地の議論をし、後半では建設予定地の現地見学のほかに、令和4年から始まった在り方検討など、これまでの議論や先ほど御紹介しました他都市の事例なども踏まえまして、基本構想の考え方に沿った検討会が考えます施設について議論するなどして5回開催しました。

新年度と合わせますと全体で9回の検討会での議論を踏まえて、基本計画の検討を目指したいと考えております。

○中野委員 今後の検討会のスケジュールについてお聞きをしました。全体で9回程度ということで、新年度は残り4回、この中で策定まで持っていくという趣旨の答弁だったと思えます。

残り4回でどこまで議論が進んでいくのかは興味があるところでもありますし、これまでもこの分科会で質疑がありました。そういった内容を踏まえると、残り4回で本当に具体的な策定まで持っていけるのか、少し心配なところもあるなというふうにお聞きをしました。しかしながら、答弁

があった内容がスケジュールだと思いますので、成果の得られる検討会を今後実施していただきたいと思っております。

さらに、令和6年に策定されました市民文化会館整備基本構想においては、今後のスケジュールとして、最短で令和13年度、2031年度の新たな文化会館の開設を想定していると示されているところではありますが、これまでの進捗も踏まえてお聞きをしておきたいと思っております。

その実現性についてはどのように考えているのか、御見解をお聞きします。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 基本構想策定の段階において、新文化ホールの開設は最短で令和13年度を想定しておりますが、その時点では具体の整備内容が決まらない中で示しておりまして、この状況から現在も大きく変化しておりません。

このため、このスケジュールでの可能性はございますが、今後、基本計画の議論を丁寧に進める中で時期がより現実的なものとなると考えております。

○中野委員 この部分については、私のみならず、新たな市民文化会館の整備を期待する多くの団体、利用者、市民が背景にはいるというふうに思っております。基本構想で示したのは最短でのスケジュールだとは思いますが、基本計画づくりが令和7年度内に完了するというところでありますし、そういったスケジュール感でぜひとも進めていただきたいと思うのは市民のまさに希望だとも思っておりますので、改めて述べておきたいなと思っております。

そのスケジュール感を聞いた上で、現在の市民文化会館は、皆様も御承知のとおりだと思いますが、1975年、昭和50年に開館し、これまで市民文化会館の存在感と利用価値を示してきたと思っております。

一方で、50年が経過していますが、改めて、老朽具合など、施設の状況についてどのようになっているのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 旭川市民文化会館は、本年2月に開館50年を迎えており、建物に関しましては、屋上防水や外壁、内部の壁や床など、全体的に老朽化が進んでいるところです。

また、冷暖房や給排水、電気、舞台機構などの運営に不可欠な設備につきまして、一部補修を行ったものもありますが、その多くが耐用年数を超過している状況にあります。

○中野委員 状況をお聞きしました。老朽化についてはこれまでも議会議論があったと思います。さらに進行しているのかなというふうに受け止めております。

さらに確認をしておきたいと思っております。

今、現状の答弁ありました。老朽化に対応するために文化会館の改修費が毎年のように予算化されており、なかなかの額だと承知しているところではありますが、過去5年間の平均でどの程度の事業費が現在の文化会館の改修費として、事業費として使われ、どのような改修が具体的に行われているのか、それぞれ伺っておきたいと思っております。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 市民文化会館の改修費について、令和元年度から令和5年度までの5年間における平均年間支出額は約4千180万円となっており、改修内容としては、一部の屋上防水や高圧電気設備、舞台設備であります大ホールの幕類やワイヤーなどの交換を行っているところでございます。

○中野委員 老朽化した文化会館の改修費は5年間の平均で4千180万円ということで、この5

年間、４千万円程度が毎年のように支出されているということです。

私たちは、予算審議をしていると、４千万円とはどういう額か、錯覚してしまうところですが、市民感覚としては相当の額だと思います。五四、二十ですから、５年間で２億円を超える額が優に支出されているということでありまして、こういった状況は、この５年間のみならず、さらに前から続いてきているというふうに思っております。こういった支出を抑えていくためにも、今計画をしている内容、新たな文化ホールの施設整備がやはり求められるし、急ぐべき課題だと思っております。

また、近年においては、小ホールのどんちょうが落下するというような事故もありました。たまたま人身事故には至らなかったところではありますが、これはもう本当にたまたまの話であったなと思っております。万が一のことが起こる可能性も既に生じているのが今の文化会館だと思っております。

くどいようではありますが、冒頭に申し上げたとおり、様々な大型の公共施設の整備が予定されている中で、今の答弁を踏まえても優先性が本当に高いなというふうに思っておりますので、計画の推進に力を入れていただきたいということを改めて申し上げておきたいと思っております。

そして、文化会館の改修費は、答弁がありました現在の状況から、今後一体どのように推移していくと想定されているのか、その考え方についてもお聞きしておきたいと思っております。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 市民文化会館の主要な設備に関しましては、毎年、定期的に専門事業者による保守点検を行っておりますが、点検等の結果報告におきましては徐々に改修を推奨する箇所が増えている設備等もありますことから、今後もそうした傾向が続くことにより、改修に係る費用も増えていくものと捉えているところでございます。

○中野委員 改修にかかる費用が増えていくという考え方を述べていただきました。そのとおりだと思います。私が言うまでも、そういった課題を十分捉えているというふうに思っておりますので、対応をしっかりとしていく必要があるかなと思います。

そして、先ほども答弁がありましたが、新たな文化会館の開館が令和１３年度よりも数年程度遅れる可能性もなきにしもあらずかなと思っているところでありまして、遅れることとなった場合、先ほどはどんちょうの話もさせていただきましたが、施設の安全性などについてはどのような問題が生じると予想されているのか、その辺についても見解をお聞きしておきたいと思っております。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 建物や設備につきましては、建設や設置から年数が経過するに従って老朽化や劣化が進んでいくものでありますので、新しい施設の整備が数年延期となった場合には安全性を確保するために改修を要する設備等が増えることが考えられますとともに、会議室や楽屋がある管理棟につきましては耐震不足との診断がされておりますことから、年数の遅れにかかわらず、災害時のリスクを有しているものと承知しているところでございます。

○中野委員 一部のところでは耐震不足というようなこともありますという答弁でありました。

繰り返しではありますが、基本構想で示される新たな文化会館の開館を令和１３年度ということで目指す場合、今後、基本計画が７年度いっぱい終われば、その後、基本設計に移ると思いますが、その基本設計及び実施設計、さらには、その後の建設工事着手までのスケジュールについてはそれぞれどのような想定を持っているのか、お伺いしておきたいと思っております。

また、これまでの議会で答弁はあったと思いますが、現在想定されている建設費についても改め

て答弁を求めたいと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 基本構想でお示ししました令和13年度開設のスケジュールでは、令和7年度に基本計画が策定されるとともに、あわせて、PFIについてアンケートにより適さないと判断され、その後、従来型の整備手法で令和8年度、9年度の2か年で基本設計と実施設計、令和10年度から12年度の3か年で工事、そして令和13年度の開設を想定し、全て順調に進んだ場合のスケジュールとなっておりますが、今後の検討や事業手法などによっても変更されるものと認識しております。

また、建設費につきましては、基本構想策定の時点では、他都市の文化施設の事例について、1平米当たりの建設単価を調査して示しておりますけれども、実際の施設規模や建設時期など、現時点においても不確かな部分が多い状況でありますので、今後、基本計画の議論を丁寧に進めることで明らかになると考えております。

○中野委員 今後のスケジュール、工事着手までの想定をお聞きました。

答弁にありましたとおり、基本計画づくりが令和7年度末で終わると思いますので、従来型の整備手法で令和8年度から9年度で基本設計、実施設計に入っていくということでありました。本来に設計に入るのは目前だという答弁だったと思います。その後、令和10年度からの3か年で工事に着手していくということでありましたので、いよいよ、財源をどう確保していくかということが真に迫ってきている状況だと思っているところであります。

基本構想を改めて見させていただきました。今、1平米当たりの単価を調査して示しているということでありましたが、基本構想の中には、75万円から103万円ということで想定される1平米単価が記載されておりました。また、現在の市民文化会館よりもやや大きめのものになるとも示されているところであります。

今の市民文化会館は、皆さんも御承知のとおり、延べ床面積でいうと約1万2千平米ということですので、75万円から103万円という単価をそれぞれ掛けていくと、単純計算であります。90億円から123億6千万円という額になります。よっぽどコンパクトなものを造らない限りは90億円となることはまずないかなと思いますし、これまでも想定される事業費の答弁を求めてまいりましたが、一般質問などでも100億円というような答弁もありましたので、123億円以上の費用がかかることが大きく想像されるのかなという印象を持っているところであります。

そういった事業費の課題を述べた上で、新たな文化会館の整備に向けて、これまでの一般質問などでも財源の確保策として基金の創設について複数回にわたって求めてきたところがございます。先ほども答弁がありましたが、令和7年度からスタートし、令和8年度、9年度には基本設計、実施設計に入っていくということでありました。

財源確保については本当に喫緊の課題だと思いますし、この段階において具体的な考え方を持っていないということについては市民からも不安の思いが集まってくるのかなというふうに想像するところでありますが、その基金の創設について複数回求めてきました。

改めて、基金創設に関する認識と検討の経過があれば、具体的な内容などをお聞きしておきたいと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 昨年、新文化ホールの整備のため、市民より寄附をいただき、文化芸術の振興に関する事業に必要な経費の財源に充てます旭川市文化芸術振興基金へ積

立てをさせていただきました。

新たな文化会館の整備のために基金を創設することにつきましては、一時的に必要となります財源確保に向け有効な手段の一つと認識しております。

これまで基金の設立のために具体的な動きはしておりませんが、今後の設計や工事などを進めるため、多額の財源がますます必要になってくる中、新文化ホールの整備に向けては、基本計画の策定に当たり、より多くの市民の方々に関心を持っていただき、意見などを伺うため、情報提供などにも努める必要がありますし、計画策定により施設が具体化されることで市民の期待も大きくなってくると考えておりますので、そういった進捗の中でどのような段階で基金を設置するかなど、財源獲得にも具体的に検討する必要があるものと考えております。

○中野委員 率直に苦しい答弁だなというふうに思いました。ここに来て、具体的な財源確保策は……。

基金の設置は、答弁にあったとおり、数ある中の一部の方法だというふうには思います。現に、この新庁舎を建設するときも25億円ぐらいを積み上げた経過もありましたので、大きな一つの財源確保策になるのは事実であります。しかしながら、教育委員会という立場としては予算の部分についてはなかなか自由が利かない立場だとも思いますので、財源については、今日、梶井副市長にも御出席をいただいているので、後ほど答弁できる範囲で答弁を求めたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、本市の厳しい財政状況は、今回の市政方針、また、今定例会に提出をされている各種資料からも見てとれるところだと思います。こういった厳しい財政状況の中、どのようにこれまでの市民サービスを維持しながら新たに求められるニーズに対応し、そして、老朽化が進む各種公共施設の維持管理や新たな整備というのは当然やっていかなければいけないことでもありますし、そこに付きまとうのが財源の課題だと思っているところであります。

こうした本市の厳しい財政状況の中、新たな市民文化会館の整備に向けてどのような財源を活用していこうと考えているのか、財源の計画について改めて見解をお聞きしておきたいと思ひます。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 財源につきまして、現段階で確定した財源計画は持ち合わせていない状況であります。基本計画策定などの計画の進捗などを見極めながら国の交付金や補助金などの有利な財源の活用について検討してまいります。

○中野委員 次の質問に移りたいと思ひます。

基本計画の策定を進めている市民文化会館の整備につきましては、交付金、補助金などの有利な財源の活用についても検討していく必要があると考えているところでありますが、可能性としてどのような補助金が活用できるのか、見解、認識を伺いたひと思ひます。

また、整備手法によつても市の資金調達に関する負担が変化すると思ひているところでありますが、どのような整備手法について市として優先性などを持ちながら検討を行っているのか、お聞きをしておきたいと思ひます。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 国の交付金や補助金の活用の可能性としまして、現段階の情報ですが、施設の規模や内容によつても左右されますほか、関連する同様施設の集約化などにより採択を受けることができる財源もあると伺っておりますものの、今後の国の方針変更などの影響も想定されるところであります。

新文化ホールは、中心市街地に位置しまして、多くの市民が利用する大規模施設であります。そのような特性を生かして、国の有利な財源の獲得は整備に向けて重要な課題でありますので、補助金のほか、交付税措置のある起債など、計画の策定について検討してまいります。

また、整備手法ですが、従来型の整備手法のほかに、様々な官民が連携した整備手法なども想定されますが、先入観を持たず、整備される施設やその運営による質の高いサービスの提供の視点や費用の視点なども踏まえながら、今後、本市のPFI活用指針に基づき検討を進めてまいります。

○中野委員 ただいま答弁をいただきましたが、引き続き苦しい内容かなと思いました。やはり、予算執行に関しては権限を持っていないところもあるので、ここまでの答弁かなというふうにお聞きをしたところであります。

交付税措置のある起債などと答弁で触れられておりました。そういった方向になっていくのかなというような印象も持たざるを得なかったところではありますが、今現在、何らかの基金が積み上がっているわけでもありませんので、仮に、先ほど述べていただいたスケジュール感、令和8年度、9年度で基本設計、実施設計となっていくと現実的には起債に頼るような対応になってしまうのかなど。そういったとき、後年度にどういった償還が発生し、市民にどういった負担が生じるのかについても課題が生じるのかなと思っているところであります。いずれにしても、他の公共施設の整備と見合いをつけながら行っていくのだと思います。

一方で、提案というか、こういったこともあるよねというレベルの話ではありますが、国の各種資料を見てみますと、特に、環境省におきましては、脱炭素の取組を後押しする制度として、例えば、建築物等のZEB化、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル化をすること、そして、省CO₂、二酸化炭素の排出を少なくしていく普及加速事業を国として推進しており、消費するエネルギーを削減し、使用するエネルギーをビル自らが生産する建物の建設に補助金を交付する取組を実施しているところでございます。

この補助金の交付対象は、当然、公共施設も対象になっていると承知しておりますが、このような交付金の活用を視野に入れた施設整備や脱炭素、環境配慮型の文化会館の整備についてどのような御見解を持っているのか、お聞きしておきたいと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 新文化ホールの整備に向けましては、本市の地球温暖化対策実行計画の取組に基づき、ZEB化など、環境配慮型の施設を目指し、担当部局とも協議しながら取組を進めてまいります。

環境配慮に向けた取組につきましては、その具体的な手法に要する経費や効果、また、財源の獲得など、総合的に検討してまいります。

○中野委員 ぜひ、そういったところを検討していただければと思います。

実際、文化施設の補助メニューについては大きなものはなかなかないと思うのですよね。しかしながら、環境配慮型の施設整備をすることによって得られる補助メニューもありますし、また、今、様々な活用が進められている水素をどういうふうに冷暖房に生かしていくかも補助金を獲得していく一つの方策になり得る可能性は十分ありますので、そういったことについてもぜひ検討していただきたいなと思います。

寒冷地で二酸化炭素を出しながらロードヒーティングをするぐらいであれば、水素みたいなものを使ってロードヒーティングをするといったことについても検討の余地はあるのかなというふうに

思っておりますし、そういった施設整備に対しては補助金の獲得の可能性も大いにあるのかなと想像しているところであります。

そして、本市では、新たな市民文化会館を整備するという方針の下、令和6年度において社会教育部の機構改革を行いました。文化ホール整備担当部長を任命したほか、2名の職員を文化ホール整備担当として配置しました。まさに積極的な取り組み方を示す動きだと思っております。

当然、人件費も含めた一定程度の予算措置が必要なことでもあると思いますので、しっかりと対応が求められると思っているところでありますが、改めて、どのような業務、事務分担や目的を持って機構改革を行ったのか、その見解をお伺いしておきたいと思っております。

○野崎教育長 ただいま、新しい文化会館の整備についてということで御質疑をいただいているところであります。

新文化ホールの整備に向けては、令和5年度に旭川市民文化会館の整備基本構想を策定したところであります。これに伴いまして新年度から新たな業務が出てくるだろうということで、旭川市民文化会館整備基本計画検討会の運営をはじめ、市民の意見をいただいて、それを収れんしていくと、また、財源や整備手法の検討など、様々な業務が増えて対応が必要となり、本格的に業務を始めていこうということで新たな体制の整備を行ったところであります。

現段階においてはまだ基本計画の策定段階でありまして、今後も様々に議論を重ねながら基本構想で定めた施設を目指していこうと思っておりますが、委員が御指摘のとおり、今ほどもありました財源の問題のほか、片方では、早く老朽化した施設から新たな施設にしてほしいというような市民の声もあるという中で課題があるなど認識しております。そんな中で、今年度から、担当部長をはじめとする体制を整え、本格的な整備に向けての取組を進めたところであります。

老朽化が進む一方で、まちの中心部に位置する大規模な施設であります。50年という一つの節目を迎えた施設でもありますので、この先、新たな整備をすれば早く建物は建てないだろうというふうに思っております。

それだけに、大規模な施設でありながら、丁寧な議論を進めて市民の期待に応えられるよう、そして、みんなに親しまれ、そこで活動したいな、あそこに行ってみよう、あそこで交流をしてみたいなというような気持ちを惹起できるような施設となるよう、できるだけ早い時期の開設に向けての取組を進めていきたいなと考えているところであります。

○中野委員 教育長からも答弁をいただきました。取り組み方の答弁としてはそのとおりだと思います。ただ、これまで答弁された内容については、多くの市民がこの質疑を聞いていて、なるほど、担当部長を設置した成果が出ているなというふうに評価されるのかどうか、その受け止め方は様々であるだろうなというふうに思っております。また、一定程度の人件費という予算をかけて機構改革をした以上は、求められているニーズに応え、計画の推進をしっかりと図っていただけるような力を発揮できる機構改革であってほしいなと思っております。

そして、財源の話もありました。教育長から答弁をいただいた上で梶井副市長にもお聞きをしておきたいなと思っております。

文化会館の整備については、基本構想に示された規模や平米単価、また、これまでの議会答弁であったように、建設事業費につきましては100億円を優に超えることは言うまでもないと考えており、梶井副市長においてもそういった想定をされているのかなと想像しているところであります。

加えて、現在想定されている、例えば、東光スポーツ公園の複合体育施設及び花咲スポーツ公園の新アリーナ、それぞれニーズがある施設整備になると思っていますところではありますが、それぞれの建設時期はいずれも同時期となり、それぞれ100億円を超えるような大きな事業となることもこれまでの資料で示されているところでもありますし、中でも、今、計画が進められている花咲の新アリーナについては、関連する全体的な事業費は現在の基本計画案では約190億円と示されています。

これらの3施設は、どれも必要性が高い一方で、老朽化が進んでいることも理解できます。しかし、本市の財政状況や整備に向けた財政負担とその影響等をどのように考えているのか、見解をいただきたいと思いますし、また、何か言及できるのであればお願いしたいと思います。

市民の心配事としては、北見市の財政状況だと思っています。北見市と旭川市では財政規模が違うという話もこの間に聞いているところではありますが、報道ベースでは、年間30億円の財源不足となっており、さらに15億円が足りないということで、2025年度予算は45億円が足りないというようなことで議会の開会も遅れました。

いずれも人間が行っている予算編成でありますし、大きな瑕疵があったのかどうかについては分かりませんが、旭川市においても、この間、約30億円の財調を取り崩しながら令和5年度、6年度の予算編成をやってまいりました。

令和7年度においては13億円の取崩しということで少し取崩し額が減ったところではありますが、30億円という部分については非常に印象深いものがありますので、そのことへの認識についても、答弁ができる範囲でどういった見解を持っているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○榊井副市長 今、御指摘を受けまして、今後予定しております事業費の大きい事業が幾つかございますけれども、これらは必要性があるとともに、様々な市民ニーズからも早期に整備をしてほしいという声があるのも事実でございます。

そういった中で、やっぱり、市民生活や地域経済の影響等からも優先順位をしっかりとつけていくといったような観点が重要でございますし、いずれの施設も利用期間が短くなく、長期に利用できるものとなりますので、そういった観点からも世代間で公平性を図るような制度である起債措置も使っていくことになると思っています。そういった中で、実際に起債をとっても、将来の方にとって過度な負担とならないよう配慮も必要になると思います。特に、文化会館については、まだ検討していることも多い段階ですけれども、そういった点をしっかり踏まえながら、施設規模や機能等も十分に精査し、連携して取り組んでいければというふうに思っているところでございます。

また、国の補助金も積極的に活用するということも重要な観点かなと思っていますところでございます。先ほど、委員からも御指摘があった脱炭素の関係でいけば、あれは国の中でもエネルギー対策特別会計ということで、石油石炭税が財源になっていて、要望すると比較的措置されやすいものでもございますので、そういった制度の特徴なんかも見極めながら使える補助金を探していくことも必要かなと思っています。

そのほか、例えば、総務省からは、来年度から公共施設の集約化や複合化に対して交付税措置が有利になる起債制度があるのですけれども、その対象が広がるというような制度拡充も示されているところでございます。

この制度を活用していくに当たって、今回、文化ホールについては教育委員会が主体になって検

討しておりますけれども、教育委員会所管施設だけで集約化や複合化するのには限界もありますので、市長部局が持っている施設も含めた議論が必要になるかなと思っております。

そういう中では、各施設の所管部局の取組に加えて、また、公共施設の全体のマネジメントに係る部局もございますので、そういった者で連携して進める、教育委員会だけが考えるということではなく、市長部局も含めて一体となって考えていく体制の中で財源確保策についても一緒になって取り組んでいくといったようなことが重要になってくるかなと思います。

こういう中で国の補助金や起債などの有利な制度を見つけて使っていくことで、将来の財政運営を見据えながら、今回、市長が言っています暮らしの安全と未来への投資の両立を図るという観点で市役所が一体となって取り組んでいけるよう、私も日頃から気をつけて進めていければと思っていますところでございます。

これが組織としての答弁ですけれども、私の考えも少しだけ述べさせていただきます。

今言ったような仕事というのは、市役所一体的ということで、副市長からやりなさいと言って、やったとしてもやる気がそんなに上がるわけではないところございまして、やっぱりやる気を持ってもらえる環境づくりが重要かなと思っています。

アメリカの心理学者さんには、安定して収入が得られる中です仕事というのはやる気が低い位置づけになるそうで、次に高い位置づけとなるものは、SNSではないですけれども、承認欲求、褒められたい欲求のものだそうです。そして、さらに上のレベルになると、自分で自分を褒めるといいですか、自分で仕事に意義を感じ、それを達成することで自分の喜びを得るということで、そういう行為の考え方になればなるほど仕事のやる気が出てくるということを提唱されている方もいて、市役所の文化も含め、日頃の声掛けだと思います。

先ほど言ったように、指示してやるものにはなかなかやる気が出てこないと思いますので、市役所職員みんなが前向きになって仕事をしていけるような雰囲気づくりも大事かと思えますし、そういったところも我々の立場の仕事だと思いますので、そこにも注意しながら進めていければと思っています。

以上です。

○中野委員 時間が来たと思います。以上で、全ての質疑を終わります。

○高橋紀博委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時23分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○石川まさゆき委員 分科会のラストということで、頑張ってまいります。

昨日の時点で私の持ち時間は60分だったのですが、昨日の散会後には時間が実はゼロ分でして、時間がないというような状況だったのですが、各会派の先輩の皆さんのおかげで35分ぐらいの時間をいただきました。まず、この場をお借りしてお礼と感謝を申し上げます。ありがとうございます。

3項目を用意してまして、本当は37問あるのですが、実際には難しいので、抜粋して質問

をさせていただきたいと思います。場合によっては、ちょっと早く終わっちゃうかもしれない可能性もありますが、そのようにやりたいと思っております。

まず、子育て支援部に放課後児童クラブ運営費についてお聞きしていきたいなと思います。

実は、小学校の卒業式が今日から始まっています、私の息子は小学6年生で、明日、卒業します。

振り返りますと、サッカー少年で、ずっとサッカーをやってきたのですが、2年生ぐらいまで児童クラブを使っていました。うちは共働きでしたので、非常にありがたいなと思っていたのですが、利用しながら、親の視点でもいろいろ問題点もあるなというふうに感じているところがありました。

お聞きしていきますけれども、まず、本事業の概要と令和7年度予算についてお示してください。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 放課後児童クラブにつきましては、保護者が就労等により、昼間、家庭にいない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図るとともに、保護者が安心して働ける環境を整え、子育てと仕事の両立を支援することを目的としております。

本市が設置する放課後児童クラブにつきましては全て民間事業者に運営を委託しており、令和7年度予算額8億3千954万1千円のうち、運営委託料として7億9千217万9千円を計上しております。

○石川まさゆき委員 それでは、来年度利用する児童数の見込みと過去3年の利用状況について伺います。また、現在の児童クラブの稼働率の状況も併せてお答えしていただいてよろしいでしょうか。

○熊谷子育て支援部子ども育成課長 令和7年5月時点の利用者数は、予算ベースで3千115名を見込んでおります。

また、過去3年間の利用実績につきましては、同じく、それぞれ5月時点で申し上げますと、令和4年が2千730名、令和5年が2千863名、令和6年が2千957名となっており、年々増加傾向にあります。

次に、児童クラブの稼働率についてでございますが、令和6年5月時点では、公設民営の放課後児童クラブ82か所の定員総数3千268名に対し、入会児童数は2千957名で、空き状況は311名分となっております。

児童クラブによって差はございますが、全体の定員充足率は約90.5%となっているところでございます。

○石川まさゆき委員 利用する児童は増えていっているということと非常に稼働率が高く、90%ということです。

これから共働きの世帯は増えていくと思います。今、物価上昇で家計の圧迫もあるので、共働きじゃないとやっていけないという家庭も多いでしょうし、年収の壁が引き上げられると、もうちょっと働く方も増えてくるというようなことも予想されますので、ますます児童クラブの需要は高まっていくんじゃないかなというふうに思います。

それで、保護者の方から、学校の長期休み、夏休み、春休み、冬休みの間だけでも利用を認めてほしいというような意見を聞いております。私も共働きですので、長期の休みが一番困りました。通常の時間であれば、朝は、子どもたちが学校に行った後に母親が仕事に行って、夕方に児童クラ

ブの閉所時間までに迎えに行けばいいというような感じなのですが、長期休みのときだけに
関してはこれが全くできないということです。

例えば、両親がいなくて預けられない家庭、おじいちゃんやおばあちゃんがいなくて預けられ
ない家庭も多いでしょうし、ましてや子どもを置いて仕事に行くわけにもいかない。さらには、職場
に連れていくわけにもいかないというような方もほとんどでしょうから、こういった課題はあると
思います。

これらの課題に対して市はどのように考えているのか、お聞かせください。

○熊谷子育て支援部 ども育成課長 長期休業期間のみの利用につきましては、これまでも保護者
から要望をいただくなど、一定のニーズがあるものと認識をしているところであります。

一方で、先ほどもお答えしましたとおり、稼働率が90%を超えている状況の中、一時的な利用
者の増加により支援員の配置や施設の必要面積に不足が生じるなど、安全で適切な環境を安定的に
提供することが困難になりますことから、現時点ではそうした利用は認めていないところでござい
ます。

○石川まさゆき委員 今は難しいということですね。

D X化、様々な取組がされておりますけれども、旭川市では児童クラブの運営負担金の支払いが
現在も窓口で納付書払いのみということで、あまりにも取組が遅れているような状況です。それ
にもかかわらず、保護者の方々は、やっぱり、かわいい子どもたちのためにしっかりと納付して、高
い納付率になっているとお聞きしております。このことに関しては我が会派の笠井委員からも以前
指摘をしております。

児童クラブを利用する保護者は、基本的に日中は仕事をしておりますので、窓口払いのハードル
が非常に高いです。

また、最近の金融機関ですと、人手不足なので、昼休みを取っているところがあるのですね。昼
の11時半から12時半まで窓口営業をストップしているというところも今は出てきております。
そうなってくると、昼休みしか休み時間がないのに振り込みも行けないというような親も非常にい
るのが現状だと思います。児童クラブこそ利便性の高い納付方法を真っ先に考えなければならない
というふうに思います。

現在の窓口の支払いから、例えば、コンビニ払い、電子決済、クレジットカード払い、口座振替
などのキャッシュレス化が必要なんじゃないかなと考えますが、今後の見通しについて、見解をお
聞かせください。

○熊谷子育て支援部 ども育成課長 放課後児童クラブ運営負担金の徴収につきましては、令和8
年4月からの口座振替の導入を予定しており、令和7年度におきましては、導入に向け、システム
改修を実施する予定となっております。

○石川まさゆき委員 やっていただけるということでした。行かなくていいので、やっぱり、口座
振替が一番効率的なのかなと思います。可能でしたら、郵便局だったり、信金だったり、銀行だっ
たり、それぞれ金融機関の口座振替の指定も保護者が選択できるような形にさせていただけると助か
りますので、検討していただきたいと思います。また、それらを含め、経費も精査していただける
ように併せてお願いしたいなと思っています。

最後になりますけれども、キャッシュレス化を含めた保護者の負担軽減策と今後の放課後児童ク

ラブの運営の展望についてお答えください。

○向井子育て支援部長 保護者が安心して働ける環境を整え、子育てと仕事の両立を図るためには、委員より御質疑をいただきましたが、運営負担金に係る多様な納付方法の検討など、少しでも保護者の負担軽減に向けて支援していくことが重要であると認識をしております。

キャッシュレス化につきまして、現時点で口座振替以外の納付方法の導入は予定しておりませんが、さらなる保護者の負担軽減や業務効率化の観点からも引き続き保護者からの要望や他都市の動向なども注視をしております。

また、今後の放課後児童クラブの運営におきましては、放課後の子どもの生活や遊びの場として適切な環境サービスが提供できるよう、施設環境の改善や支援員の安定的な配置に向けて、令和7年度から5年間、本事業を受託する運営事業者としっかりと連携しながら取り組み、保護者のニーズも踏まえながら児童が安全で快適に過ごせる環境の確保に努めてまいります。

○石川まさゆき委員 キャッシュレス化につきましては令和8年4月からの口座振替の運用を予定しているとのことですが、子どもに関する手続について、保護者の負担軽減のためにもDX化を推進していただきたいというふうに思います。

また、学校の長期休みの児童クラブです。

最初の事業の概要として、保護者が安心して働ける環境を整え、子育てと仕事の両立を支援することを目的としていると、これが事業の概要ですから、長期休みの支援員の問題や広さの問題もあるということはもちろん分かっているのですが、これもぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で、この質問は終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、学校教育部に教職員健康管理医事業費についてお伺いしたいと思います。

まず、事業の概要と令和7年度の予算についてお示してください。

○中山学校教育部教職員課主幹 教職員健康管理医事業費につきましては、学校ごとに学校医を健康管理医に委嘱して、教職員が血圧測定や問診などの健康相談を受けられる体制を整えることにより教職員の健康の保持増進を図るものです。

令和7年度予算といたしましては、健康管理医委嘱報酬として、小学校費で175万円、中学校費で89万9千円を計上しております。

○石川まさゆき委員 学校医を健康管理医に委嘱して健康相談を受けられる体制を構築しているということです。

教職員の勤務超過や激務などから体調不良を引き起こすと、いわゆるメンタルヘルスの問題があるかなというふうに思います。

文部科学省の令和3年度公立学校教職員の人事行政状況調査によると、精神疾患により病気休職をした小中学校、特別支援学校の教職員数は過去最高の5千897人を記録したというような調査結果もありました。

メンタルヘルスは、体ではなく、心の健康状態を意味しています。メンタルヘルスは、症状として分かりづらくて、他人だけではなくて、メンタルヘルスの不調に陥っている本人も分からないまま過ごし、気がつけば鬱病なんかの精神疾患を発症しているということも言われています。

本事業で健康相談を受けられるということですが、精神的な不安のある教職員もいるので

はないかなというふうに推察されます。

市教委が取り組むメンタルヘルス対策はどのようになっているのか、お聞かせください。

○中山学校教育部教職員課主幹 メンタルヘルス対策の推進については、教職員にストレスへの気づきを促し、適切な労働環境を確保するため、全ての教職員が、毎年1回、ストレスチェックを受検することとしており、教職員の心理的な負担の程度を把握するとともに、働きやすい職場環境づくりを進め、メンタル不調の未然防止に取り組んでいるところです。

○石川まさゆき委員 続きまして、市内の小中学校で病気休暇を取っている教職員はどの程度いらっしゃるのか、また、精神的な理由のものはどの程度あるのか、そして、過去3年間、健康管理医に相談した職員はどの程度いるのか、お聞かせください。

○中山学校教育部教職員課主幹 市内の小中学校で病気休暇を取っている教職員はどの程度いるかというお問合せです。

直近3年間の30日以上病気休暇者数については、令和3年度が14人、令和4年度が12人、令和5年度が12人となっており、精神的によるものが半数を占めております。

過去3年間、健康管理医に相談した職員はどの程度いるかというお問合せですけれども、過去3年間の健康医に相談した教職員の人数は把握しておりませんが、延べ件数で申しますと、令和3年度が89件、令和4年度が93件、令和5年度が13件となっており、令和3年度と4年度が多かったのは複数回相談している教職員がいたものと推測しております。

○石川まさゆき委員 精神的な理由で病気休暇を取っている人が半数以上いるのではないかとということ、また、過去3年間、健康管理医に相談した職員は、令和3年度、4年度が非常に多いですけれども、今御説明いただいた結果だったということです。

持病があったり、内科的だったり、あるいは、整形外科的な相談がある方は、普通、かかりつけ医や最寄りの病院に行くと思うので、やっぱり、何らかのメンタルヘルスの問題の相談が大半なんじゃないかなというふうに思います。

気軽に心療内科や精神科は行きづらいものですから、やっぱり、こういうところがあると相談しやすいと思います。でも、これだけ精神的な不調を抱えている先生方が多いんだということが改めてよく分かりました。

学校現場では、経験の浅い先生、大学を出たばかりの若い先生がいらっしゃると思いますけど、そういう先生たちでもすぐに担任を持つことがあるというふうに聞きます。実際、私の子ども2人が小学生ですけど、低学年のとき、大学を出たばかりの先生が担任だったんですね。私もそういうのを身近で感じていますけれども、経験の浅い教職員がすぐに担任を持つことへの負担があるかなと思います。

市教委としては、どのように受け止め、分析して対応を取っているのか、お聞かせください。

○山下学校教育部教職員課長 学校が対応する課題が複雑化、困難化する中、児童生徒に対する指導方法や職場内外での対外関係に悩みを持ったり、校務分掌や調査対応等の業務に負担を感じたりしている教職員もいるのではないかと受け止めております。

学校教育は教職員と児童生徒が触れ合いを通して行われるものですので、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるようにすることが極めて重要であり、引き続き教職員の健康管理やメンタルヘルス対策の取組を進めていかなければならないと考えております。

また、20代の教師における精神疾患による休職の増加が著しいとの文部科学省等の調査結果もありますので、校内における若手教員への支援体制も充実させていく必要があると考えております。

○石川まさゆき委員 20代の先生方の精神疾患による休職の増加が著しい調査結果があるということです。

立場が人を育てるというようなこともありますので、若い先生が担任を持つこと自体を否定しているわけではありませんし、先生方がぎりぎりの人数で今やりくりしていることから仕方ない側面があることも理解しておりますけれども、こういった調査結果を重く受け止めていただきたいと思いますし、成り手が少なくなってきた先生方の現状もありますので、離職防止に向けて若手の教員への支援体制を充実していただければなというふうに思っております。

この項目の最後の質問になりますけれども、教職員の勤務超過や激務などもメンタルヘルスを含めた体調不良を引き起こす要因であるというふうに思います。市教委としてはどのように捉え、対応していくのか、お聞かせください。

○山下学校教育部教職員課長 旭川市立小中学校働き方改革推進プランにおいて、時間外在校等時間を1か月45時間以内、1年間で360時間以内とすることを目標とし、長時間勤務の解消に向けて様々な取組を推進しております。

取組により時間外在校等時間は年々減少傾向にありますが、依然として一部の教職員において長時間勤務の解消には至っていないことから、教職員が過労や心理的負担を過度に蓄積し、心身の健康を損なうことのないよう、引き続き量的な負担感の軽減に取り組んでいくことが必要と考えております。

○石川まさゆき委員 お店であれば営業時間が決まっていますよね。病院も診療時間が決まっています。そして、時間外はほとんど受付をしてくれませんか、相談も応じてくれないと。ただ一方で、学校の先生は業務時間外の対応も結構ありますよね。そういったことで、実質の業務時間が長いということです。

できれば、教育委員会レベルで、教員の責任の範疇とか、仕事の範囲はここまでとか、それ以外のことは教員の生活やメンタルを守るために応じられないという線引きを地域や保護者に対してもしっかりと示すべきなんじゃないかなというふうに思います。校長先生なんかは役割の線引きについて発信していただいているケースもありますけれども、一方で、それをする学校側が批判されるということもありますので、教育委員会ですでにいただくのがいいんじゃないかなと思っています。

また、地域が必要以上に学校側に誠意を求めるような風潮もやっぱり改めるべきなんじゃないかなと思いますので、そういった体制の構築についても今後考えていただければと思います。

本事業についての質疑をこれで終えます。ありがとうございます。

それでは、最後になりますけれども、社会教育部に地域学校協働活動推進費について伺います。

本事業の概要と令和7年度の予算についてお示してください。

○小島社会教育部社会教育課主幹 地域学校協働活動は、地域の方などの参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指し、学校と地域が相互にパートナーとして連携、協働して行う様々な活動のことで、平成29年に社会教育法に位置づけられたものです。

地域学校協働活動推進費の令和7年度の予算につきましては、研修会の実施に関わって報償費2万円、旅費9千円、関係旅費として1万5千円、消耗印刷費として2万5千円、地域コーディネーターの活動に関わる委託費として18万円、合計24万9千円であり、事業費の3分の1に当たる8万3千円について国の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金を活用する予定でございます。

○石川まさゆき委員 この事業には地域の方も結構関わっていらっしゃると思いますけれども、地域まちづくり推進協議会や学校運営協議会との関係はどのようになっているのか、お示してください。

○小島社会教育部社会教育課主幹 地域学校協働活動は、地域と学校が相互にパートナーとして連携、協働して行う活動でありますので、この活動を推進するため、学校運営協議会や事業コーディネーターの関係でございますけれども、地域と学校の現状や課題、ニーズを把握することが重要であるため、地域コーディネーターが地域まちづくり推進協議会や学校運営協議会に参加してその把握に努めております。

○石川まさゆき委員 令和3年度から3つの中学校区で開始をしていて、令和6年度は新たに3つの中学校区を加えて、現在は6校で運用しているというふうに聞いております。

本事業の取組を開始して3年が経過しますけれども、生徒を含めた学校側や地域などからはどんな声が聞かれているか、お聞かせください。

○小島社会教育部社会教育課主幹 学校からは、子どもたちの活動内容が充実した、子どもたちのやる気や意欲が高まった、地域からは、地域行事の参加者が増えた、やりがいや生きがいにつながったなどの声をいただいております。

また、学校と地域の双方から、学校と地域のつながりが深まった、子どもたちと地域の方のつながりが深まったなどの声をいただいております。

○石川まさゆき委員 すばらしいですね。そういうふうに思います。まだ6校の中学校区のモデル事業ですけど、本事業等を通じて子どもたちと地域のつながりを深められればいいなと期待しています。

私の住む地域に神楽中学校があるのですけれども、毎年2回、生徒にアンケート調査を実施しているようで、その中で、あなたは自分の住んでいる地域は好きですかというような質問があるようで、令和6年度の調査では、96%の生徒から、気に入っている、住みやすい地域である、地域の方が挨拶をしてくれる、気にかけてくれる、こういった回答が得られているそうです。

神楽中学校は本事業のモデル地域に最初からなっているのですが、今、中学3年生が地域からの要望で毎年10月に草むしりをしていますし、野球部のお子さんは、年に3回から4回、高齢者世帯の除雪をしています。あとは、美術部の生徒が幼稚園児に本の読み聞かせをするなど、こういうふうにして生徒が地域と関わっているようです。子どもたちも地域とのつながりを実は求めているのかなというのを、96%の生徒から好意的なアンケート結果が出ていますので、そういうふうに感じます。

本事業を継続し、今後さらに発展させていくためには、地域コーディネーターが中核的な存在であると考えております。現在はどうような方々が担っているのか、また、現在の状況についてと地域コーディネーターについて、旭川市の求める人材像があれば教えてください。

○小島社会教育部社会教育課主幹 地域コーディネーターについてでございますが、社会教育部の職員のほか、学校運営協議会委員、PTA役員、地域まちづくり推進協議会委員などの地域の方に

も担っていただいております。

また、本市が求めるコーディネーターについてですが、文部科学省からは、コーディネーターに望まれる資質、能力として、地域学校協働活動への深い関心と理解がある、地域の住民、団体、機関などの関係者をよく理解している、学校の実情や教育方針の理解があるなどが示されており、コーディネーターには、学校側の事情や地域の要望を理解いただき、地域と学校の橋渡しをしていただけるような方をお願いしたいと考えているところでございます。

○石川まさゆき委員 もう一つお聞きします。

本事業を開始して3年がたちましたが、現在のコーディネーターの現状と課題についても教えていただければと思います。

○小島社会教育部社会教育課主幹 市内の各学校におきましては、必要に応じて学校が地域の方に相談し、連携先や講師を紹介してもらうなど、学校と地域が連携して活動を行っております。

しかしながら、こうした活動も地域学校協働活動ではございますが、地域学校協働活動の地域コーディネーターを位置づけていないため、組織的、継続的に活動し切れない難しい面がございますことから体制を整備していく必要があると考えております。

○石川まさゆき委員 旭川市の場合は、学校の数も多く、その分、学校や地域によって課題やニーズも異なるのかなというふうに思います。しかし、各地域にコーディネーターを配置することでそれぞれの地域に合った協働活動ができると思います。

旭川においても、人口が少ない地域、例えば、農村地である西神楽や東旭川、一方で、人口が多い永山や豊岡では課題やニーズは違ったものになってくるのかなと予想されます。こういった事業も素晴らしいのですが、先ほどの質疑じゃないですが、やっぱり学校の先生の負担も非常に大きいですから、学校側も地域側もお互いに無理のない範囲で活動するのが基本原則なのかなと感じます。

次に、最後の質問をしたいと思いますが、本事業の全市的な展開はいつ頃を予定しているのでしょうか。また、今後の方針や市の目指す姿について見解をお聞きしたいと思います。

最後は部長から答弁をいただきたいと思っておりますが、風のうわさで主藤次長が60歳を迎えて役職定年となるとお聞きしております。

最後は、主藤次長に本事業に対する思いと社会教育部へのメッセージを含めてお答えをいただいて、質問を終わりにしたいと思います。時間はたっぷりありますので、お願いします。

○主藤社会教育部次長 まずもって貴重な機会をいただきましたことに心からお礼を申し上げたいと思いますし、ちょっとハードルが上がったなど。

まずは、お答えをさせていただきます。

今後の展開につきましては、毎年、新たなモデル地域を設定し、2年間のモデル地域が終了した地域につきましては、社会教育部の職員が伴走支援を行いながら持続的な地域と学校の連携協力体制づくりを目指しております。全中学校区への地域コーディネーターの配置は、26地域あるものですから、令和13年頃というふうに考えているところでございます。

活動の体制を維持していくためにはコーディネーターが何より重要でありまして、コーディネーターの役割を担う人材を発掘、育成し、コーディネーターの配置ができた中学校区を、順次、モデル地域にしていきたいと考えております。

また、その活動は、各地域の実情に合わせ、先ほど委員からもお話しございましたが、日常の中でできることをできるときに取り組む、また、無理なく負担感のないような仕組みにしていくことが大切であると思っております、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動を広く展開し、学校を核とした地域づくり、地域とともにある学校づくりに向けて取組を進めてまいりたいと考えているところであります。

社会教育についての思いやメッセージということでございましたが、私は、昭和最後の63年の採用でございまして、市役所勤務37年となりました。教育委員会は初めてということで、2年間という短い期間ではありましたが、社会教育に携わらせていただきました。

採用以来、まちづくりは人づくりという話をあちらこちらで聞きまして、自分もまさしくそのとおりだなと思っていたところであります。そんな中、社会教育部に参りまして、社会教育とは何ぞやというような話を聞いたところ、社会教育というのは、学びを通じて人づくり、つながりづくり、地域づくりというような循環を生んで地域コミュニティの基盤となっていくものなのだよというようなことをいろんな方から教えていただいたところであります。

まさしく、地域学校協働活動というのはこういった取組を行っていくものなのではないのかなと思っておりますし、この取組を進めることで、子どもたちの成長はもとより、地域、市民の方の心と暮らしの豊かさにつながっていけばいいのかなと思っております。

また、私は、たまたま、社会教育部の庶務担当課長という立場でありましたが、社会教育部は地域学校協働活動以外にも様々な取組を行っておりまして、それら取組は、市民の方々に潤いや安らぎ、生きがいも、張り合いといたしますか、そういったものももたらすようなものではないのかなと思っておりますし、そういった中で思い出の一つになったり、さらには、地域経済の活性化へもつながっていかねばならないのかなと考えているところであります。

そんなところでありますが、私に至らぬところが多々ありまして、議員の皆様をはじめ、多くの方に御迷惑をおかけいたしましたことにこの場をお借りしましておわび申し上げたいと思います。また、市役所業務の中で、私自身、少しは成長させていただけたのかなと思っております、心からお礼と感謝を申し上げまして、私の答弁とさせていただきますというふうに思います。

○石川まさゆき委員 次長、むちゃぶりをして申し訳ありませんでした。すばらしいメッセージをいただきまして感動しました。ありがとうございます。

これまでいろいろ頑張っていただいて、地域とともにある学校づくりはまさにそうだなと思えますし、まちづくりは人づくりというのもすばらしい言葉だなと思えます。

次長、これからも旭川市のためによりしくお願いいたしますとお伝えしまして、私からの質疑はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○高橋紀博委員長 他に御質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 他に御質疑がなければ、以上で、議案第44号の分担部分のうち子育て文教常任委員会所管分、議案第48号、議案第50号、議案第85号ないし議案第90号、議案第91号のうち子育て文教常任委員会所管分、議案第92号及び議案第93号の以上12件に対する質疑は終了いたしました。

なお、江川委員からございました物価高騰対策の在り方についての総括質疑のお申出につきまし

ては、その旨、本分科会閉会后、予算等審査特別委員会委員長に報告することといたします。

以上で、総括質疑を除き、本分科会に分担を受けております各号議案に対する質疑は、終了いたしました。

それでは、これをもちまして、予算等審査特別委員会民生子育て文教分科会を閉会いたします。

閉会 午後３時００分